宮崎市
地域防災計画

資料編

令和5年6月
宮崎市防災会議

宮崎市地域防災計画 ・ 資料編

目　　次

１．条例等（条例、規則等）

【防災会議】

01　宮崎市防災会議条例―――― 資料 1-1
02　宮崎市防災会議運営要領―――― 資料 1-3
03　会長職務代理者の指名―――― 資料 1-4
04　宮崎市防災会議会長及び委員名簿―――― 資料 1-5

【災害対策本部等】

01　宮崎市災害対策本部条例―――― 資料 1-7
02　宮崎市災害対策本部運営要領―――― 資料 1-8
03　災害復旧対策本部設置要綱―――― 資料 1-11

【災害救助法】

01　災害救助法施行令（抜粋）―――― 資料 1-13
02　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（早見表）--- 資料 1-14

【災害復旧】

01　宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例―――― 資料 1-15
02　宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則―――― 資料 1-20

【その他】

01　宮崎市災害危険区域に関する条例―――― 資料 1-43

２．協定等（要請書等の様式を除く）

【相互応援（公共機関等）】

01　宮崎県市町村防災相互応援協定―――― 資料 2-1
02　宮崎東諸県災害時相互応援に関する協定―――― 資料 2-3
03　宮崎東諸県災害時相互応援に関する実施細目―――― 資料 2-4
04　中核市災害相互応援協定―――― 資料 2-5
05　中核市災害相互応援協定実施細目―――― 資料 2-7
06　宮崎市・橿原市災害時相互応援協定―――― 資料 2-9
07　宮崎市における大規模な災害時の応援に関する協定書
　　（国土交通省九州地方整備局）―――― 資料 2-11
08　宮崎県消防相互応援協定―――― 資料 2-13
09　宮崎河川国道事務所管内光ファイバー網の相互接続等に関する協定書――― 資料 2-15
10　災害時における相互応援に関する協定―――― 資料 2-18

【相互応援（民間団体等）】

01　災害発生時における宮崎市と宮崎市内郵便局の協力に関する協定―――― 資料 2-20
02　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定―――― 資料 2-22
03　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目―――― 資料 2-24

【物資提供】

01　災害時における物資の供給に関する協定書---------- 資料 2-25

02　災害時における救援物資提供に関する協定書

（コカ・コーラボトラーズジャパン㈱）---------- 資料 2-28

03　災害時における救援物資提供に関する協定書

（サントリービバレッジサービス㈱宮崎支店）---------- 資料 2-29

04　災害時における救援物資提供に関する協定書（宮崎県農協果汁㈱）--------- 資料 2-30

05　災害時における備蓄品の供給に関する協定書---------- 資料 2-31

06　災害時における医薬品等の調達に関する協定書

（日本チェーンドラッグストア協会宮崎県支部）---------- 資料 2-33

07　災害時における機材のレンタル供給に関する協定書

（平和リース㈱、平和仮設㈱、平和ハウス㈱）---------- 資料 2-35

08　災害時における資機材調達に関する協定書

（㈱レンタルのニッケン宮崎営業所）---------- 資料 2-37

09　災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

（㈱アクティオ）---------- 資料 2-40

【上下水道】

01　災害時における下水道の応急復旧に関する協定書

（宮崎管工事協同組合）---------- 資料 2-43

02　災害時における水道の応急復旧に関する協定書（宮崎管工事協同組合）----- 資料 2-45

03　災害時における下水道の維持修繕に関する協定書（日本下水道事業団）----- 資料 2-46

04　災害時における復旧支援協力に関する協定書

（㈱日本下水道管路管理業協会）---------- 資料 2-48

【輸送・拠点業務】

01　災害時における緊急輸送の応援に関する協定書

（㈱宮崎県トラック協会）---------- 資料 2-50

02　災害時における物流専門家派遣及び地域内輸送拠点の業務支援に関する協定書

（㈱宮崎県トラック協会）---------- 資料 2-52

03　災害時における地域内輸送拠点の提供等に関する協定書（リエゾン有り）

（㈱鹿児島急送、ヤマト運輸㈱宮崎主管支店）---------- 資料 2-55

04　災害時における地域内輸送拠点の提供等に関する協定書（リエゾン無し）

（㈱共立電機製作所、宮崎県経済農業協同組合連合会、丸栄宮崎㈱Jupiter 工場）

---------- 資料 2-58

【避難所関連】

01　災害時における応急対策業務等に関する協定書（㈱宮崎県サッシ協会）--- 資料 2-60

02　災害時における応急対策業務等に関する協定書

（宮崎県防水工事業協同組合）---------- 資料 2-62

03　災害時における応急対策業務等に関する協定書（宮崎県冷凍空調工業会）--- 資料 2-64

04　災害時におけるＬＰガス等の調達に関する協定書

（宮崎県エルピーガス協会宮崎支部）---------- 資料 2-66

05　災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書
（西日本電信電話㈱宮崎支店）―――――――――――――――――――――――― 資料 2-69
06　災害時における畳の提供に関する協定書
（「５日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会）―――――――――――― 資料 2-71
07　避難所における応急危険度判定に関する協定書
（㈠社)宮崎県建築士会、㈠社)宮崎県建築士事務所協会、
㈳日本建築家協会九州支部宮崎地域会）―――――――――――――――――― 資料 2-73
08　災害時における避難に係る応急対策等に関する協定書
（㈠社)宮崎県造園緑地協会宮崎支部）―――――――――――――――――――― 資料 2-75

【被災者支援】

01　災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書
（イオンモール㈱イオン宮崎ショッピングセンター、イオン九州㈱ジャスコ宮崎店）
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 2-77
02　災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書
（宮崎交通㈱、㈠社)宮崎県タクシー協会宮崎支部、宮崎個人タクシー事業協同組合）
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 2-79
03　災害時における避難所等の協力に関する協定書
（宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合）―――――――――――――――――――― 資料 2-81
04　大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書（宮崎県行政書士会）- 資料 2-83
05　災害時における医療救護活動に関する協定書（㈠社)宮崎市郡薬剤師会）----- 資料 2-85
06　大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書
（㈠社)宮崎県損害保険代理業協会宮崎中央支部）―――――――――――――― 資料 2-87
07　災害時における被災地支援に関する協定書
（宮崎刑務所）―――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 2-89
08　災害時における歯科医療救護活動に関する協定書
（㈠社)宮崎市郡歯科医師会）―――――――――――――――――――――――― 資料 2-91

【災害広報】

01　災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について
（日本放送協会宮崎放送局）―――――――――――――――――――――――― 資料 2-94
02　災害時における緊急放送に関する協定書（宮崎ケーブルテレビ㈱）--------- 資料 2-95
03　災害時における緊急放送に関する協定書（㈱宮崎サンシャインエフエム）--- 資料 2-96
04　防災情報等の提供に関する協定書（ファーストメディア㈱）---------------- 資料 2-98
05　災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー㈱）―――――――――――― 資料 2-100
06　防災パートナーシップに関する協定書（㈱テレビ宮崎）―――――――――― 資料 2-102
07　災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（㈱バカン）---------------- 資料 2-104

【災害復旧】

01　災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書
（独立行政法人　住宅金融支援機構）―――――――――――――――――――― 資料 2-105

【その他】

01　災害時における電気の保安に関する協定書

（(一社)九州電気保安協会宮崎支部）---------- 資料 2-107
02　災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書
（宮崎地区生コンクリート事業協同組合）---------- 資料 2-109
03　災害時の電気設備応急対策に関する協定書（(一社)宮崎県電業協会）---------- 資料 2-111
04　災害時における応急対策に関する協定書（(一社)宮崎県建築協会宮崎支部）--- 資料 2-113
05　災害時における応急対策業務等に関する協定書（宮崎地区建設業協会）----- 資料 2-115
06　災害時における応急対策業務等に関する協定書（宮崎安全施設事業協同組合）---- 資料 2-117
07　災害時における応急対策業務等に関する協定書（宮崎市塗装業協会）------- 資料 2-119
08　災害時における被災動物救護対策業務等に関する協定書
（宮崎県獣医師会宮崎支部）---------- 資料 2-121
09　災害時における協力に関する協定書（(一社)全日本冠婚葬祭互助協会）---------- 資料 2-123
10　災害時における協力に関する協定書（㈱家族葬のファミーユ）---------- 資料 2-125
11　災害時における協力に関する協定書（宮崎中央農業協同組合）---------- 資料 2-127
12　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
（㈱ゼンリン九州第二エリア統括部）---------- 資料 2-129
13　災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書
（宮崎県環境保全事業連合会）---------- 資料 2-132
14　災害時における廃棄物の処理等に関する協定書
（(一社)宮崎県産業資源循環協会）---------- 資料 2-134
15　災害業務における災害情報共有支援システムの提供等に関する協定書
（㈱スカイコム）---------- 資料 2-136
16　災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書
（(公社)宮崎市シルバー人材センター）---------- 資料 2-138
17　災害時における自転車調達及び整備に関する協定書
（宮崎県自転車二輪車商協同組合）---------- 資料 2-140
18　災害時における応急対策業務等に関する協定書（佐土原町建設協議会）----- 資料 2-142
19　災害時における車両の移動等の協力に関する協定書
（宮崎県レッカー事業協力会宮崎中央支部）---------- 資料 2-144
20　大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書
（宮崎県解体工事業協同組合）---------- 資料 2-146
21　災害時の協力に関する協定書
（(一社)宮崎青年会議所、社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会）---------- 資料 2-149
22　災害等における防疫作業に関する協定書
（(一社)宮崎県ペストコントロール協会）---------- 資料 2-152
23　災害等における協力に関する協定書
（宮崎県葬祭事業協同組合）---------- 資料 2-154
24　災害時における応急対策業務等に関する協定書
（田野地区建設業協会）---------- 資料 2-156
25　災害時における応急対策業務等に関する協定書
（高岡地区建設業協会）---------- 資料 2-158

26　災害時における相互連携に関する協定書
（西日本電信電話株式会社宮崎支店）―――――――――――――――――――― 資料 2-160
27　災害時における災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書―――――――――― 資料 2-162

３．指針等（指針、基準等）

【情報収集・連絡】

01　被害認定の基準―――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 3-1
02　被害状況等の調査・報告事項―――――――――――――――――――――――― 資料 3-3

【高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保】

01　河川、土砂災害、高潮関係の避難基準―――――――――――――――――――― 資料 3-4

【応援要請・受入れ】

01　臨時ヘリポートの選定基準―――――――――――――――――――――――――― 資料 3-8
02　機種に応ずる発着点付近の基準―――――――――――――――――――――― 資料 3-8
03　回転翼機発着のための最小限所要地積―――――――――――――――――― 資料 3-9
04　宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程―――――――――――――――――― 資料 3-10
05　宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準―――――――――――――――― 資料 3-13
06　宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要請のフローチャート――――――― 資料 3-17
07　宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会後方支援計画概要――――― 資料 3-18
08　九州市長会における災害時相互支援プラン概要―――――――――――― 資料 3-19

【要配慮者等対策】

01　宮崎市要配慮者避難支援プラン―――――――――――――――――――――― 資料 3-20
02　宮崎市要配慮者支援班設置要綱―――――――――――――――――――――― 資料 3-53

【災害ボランティア】

01　災害ボランティアセンター本部設置・運営マニュアル【抜粋】―――――――― 資料 3-54

４．組織等（組織、体制、分掌事務等）

【災害対策本部等】

01　災害時優先電話―――――――――――――――――――――――――――――― 資料 4-1
02　宮崎市災害復旧本部の分掌事務―――――――――――――――――――――― 資料 4-2

【防災関係機関等】

01　防災関係機関連絡先―――――――――――――――――――――――――――― 資料 4-10
02　大淀川ダム管理体制図（天神ダム管理所）―――――――――――――――― 資料 4-12
03　大淀川ダム管理体制図（広沢ダム管理所）―――――――――――――――― 資料 4-13

【自主防災組織】

01　自主防災組織等の育成強化に関する現況等―――――――――――――――― 資料 4-14
02　自主防災組織の結成自治会等―――――――――――――――――――――― 資料 4-16

５．資料等（データ、リスト等）

【市概況】

01　気象データ（降水量）―――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-1
02　気象データ（気温）―――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-3

03　気象データ（風向、風速）―――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-4
04　河川一覧―――――――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-6

【災害想定等】
01　災害の記録（風水害）―――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-9
02　災害の記録（地震災害）―――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-19
03　災害の記録（火災）―――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-21
04　対象地震―――――――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-25
05　地震動の予測―――――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-26
06　津波の予測―――――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-27
07　液状化の予測―――――――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-29
08　急傾斜地崩壊の予測―――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-30

【予報・警報等】
01　雨量・水位観測所一覧―――――――――――――――――――――――――――――― 資料 5-31
02　水防警報河川・洪水予報河川・水位周知河川の避難判断水位等―――――――――― 資料 5-32

【情報収集・連絡】
01　無線通信施設整備計画に関する現況等―――――――――――――――――――――― 資料 5-33
02　アマチュア無線局（宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団宮崎地区）――――――― 資料 5-35
03　防災行政無線・水道無線・上下水道局 MCA アドバンス無線一覧―――――――――― 資料 5-36

【災害予防対策の現況等】
01　水害予防対策に関する現況等―――――――――――――――――――――――――― 資料 5-52
02　土砂災害予防対策に関する現況等―――――――――――――――――――――――― 資料 5-54
03　都市防災対策に関する現況等―――――――――――――――――――――――――― 資料 5-56

【災害危険箇所数】
01　令和 4 年度災害危険箇所数一覧（宮崎市全体）―――――――――――――――――― 資料 5-58
02　令和 4 年度災害危険箇所数一覧（旧市町別）―――――――――――――――――― 資料 5-59
03　土砂災害危険箇所番号のランクについて―――――――――――――――――――― 資料 5-64

【重要水防区域等】
01　旧宮崎市の重要水防区域（水防警報を行う区域）及び
　　河川の危険が予測される箇所（大臣・知事管理区間）――――― 資料 5-65
02　佐土原区域の重要水防区域（水防警報を行う区域）及び
　　河川の危険が予測される箇所（知事管理区間）―――――― 資料 5-66
03　田野区域の重要水防区域（水防警報を行う区域）及び
　　河川の危険が予測される箇所（知事管理区間）―――――― 資料 5-66
04　高岡区域の重要水防区域（水防警報を行う区域）及び
　　河川の危険が予測される箇所（大臣・知事管理区間）―――――― 資料 5-66

05　清武区域の重要水防区域（水防警報を行う区域）及び
　　河川の危険が予測される箇所（知事管理区間）―――――― 資料 5-67

【急傾斜地崩壊危険箇所】
01　旧宮崎市の急傾斜地（自然崖、人工崖、その他）―――――――――――――――― 資料 5-68
02　佐土原区域の急傾斜地（自然崖、人工崖）―――――――――――――――――――― 資料 5-78
03　田野区域の急傾斜地（自然崖）―――――――――――――――――――――――― 資料 5-81

04　高岡区域の急傾斜地（自然崖）---------- 資料 5-82
05　清武区域の急傾斜地（自然崖、人工崖）---------- 資料 5-88

【土石流危険渓流】
01　旧宮崎市の土石流危険渓流---------- 資料 5-90
02　佐土原区域の土石流危険渓流---------- 資料 5-92
03　田野区域の土石流危険渓流---------- 資料 5-92
04　高岡区域の土石流危険渓流---------- 資料 5-93
05　清武区域の土石流危険渓流---------- 資料 5-95

【地すべり危険箇所】
01　旧宮崎市の地すべり危険箇所---------- 資料 5-96
02　田野区域の地すべり危険箇所---------- 資料 5-96
03　高岡区域の地すべり危険箇所---------- 資料 5-96
04　清武区域の地すべり危険箇所---------- 資料 5-97

【ため池（予想される被害）】
01　旧宮崎市のため池---------- 資料 5-98
02　佐土原区域のため池---------- 資料 5-102
03　田野区域のため池---------- 資料 5-103
04　高岡区域のため池---------- 資料 5-103
05　清武区域のため池---------- 資料 5-104

【海岸（予想される被害）】
01　旧宮崎市の海岸---------- 資料 5-106
02　佐土原区域の海岸---------- 資料 5-106

【土砂災害警戒区域等】
01　土砂災害警戒区域等の指定区域数
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）----- 資料 5-107
02　旧宮崎市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域---------- 資料 5-108
03　佐土原区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域---------- 資料 5-129
04　田野区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域---------- 資料 5-136
05　高岡区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域---------- 資料 5-139
06　清武区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域---------- 資料 5-150

【山地災害危険区域】
01　山腹崩壊危険地区---------- 資料 5-157
02　地すべり危険地区---------- 資料 5-160
03　崩壊土砂流出危険地区---------- 資料 5-161

【災害危険区域】
01　災害危険区域---------- 資料 5-163

【避難収容】
01　災害時避難施設（指定緊急避難場所・指定避難所一覧）---------- 資料 5-164
02　災害時避難施設（津波避難ビル・津波発生時の一時避難場所一覧）---------- 資料 5-179
03　災害時避難施設（地震発生時の一時避難場所・広域避難場所一覧）---------- 資料 5-186
04　災害時避難施設（指定福祉避難所一覧）---------- 資料 5-188

05　地下空間を有する施設一覧---------- 資料 5-188
06　高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が
利用する施設一覧（浸水想定区域内）------- 資料 5-189
07　高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が
利用する施設一覧（土砂災害警戒区域内）--- 資料 5-205

【医療救護】
01　救急告示施設一覧---------- 資料 5-207
02　基幹災害拠点病院等一覧---------- 資料 5-207

【緊急輸送】
01　市保有車両の状況---------- 資料 5-209
02　民有車両保有台数---------- 資料 5-210

【食糧等調達・供給】
01　食糧等の調達・供給体制に関する現況等---------- 資料 5-211
02　水利の種別、所在及び水量、応急給水機械器具の調達---------- 資料 5-213
03　備蓄基本計画---------- 資料 5-215
04　備蓄状況一覧---------- 資料 5-228
05　仮設トイレ保有業者一覧---------- 資料 5-231
06　マンホールトイレシステム整備避難所一覧---------- 資料 5-231
07　副食品の調達先---------- 資料 5-233
08　施設及び器材等の整備状況---------- 資料 5-234

【応急住宅】
01　応急仮設住宅に関する手順の早見表---------- 資料 5-236

６．様式

【活動体制】
01　職員動員記録簿---------- 資料 6-1
02　情報連絡票---------- 資料 6-2

【情報収集・連絡】
01　被害発生状況等連絡票---------- 資料 6-3
02　現地調査票---------- 資料 6-4
03　被害箇所一覧表---------- 資料 6-5
04　被害報告様式　一覧---------- 資料 6-6
05　被害報告様式　第 1 号様式（火災）／災害救助法---------- 資料 6-7
06　被害報告様式　第 2 号様式（特定の事故）／災害救助法---------- 資料 6-8
07　被害報告様式　第 3 号様式（救急・救助事故）／災害救助法---------- 資料 6-9
08　被害報告様式　第 4 号様式（その 1-災害概況即報）／災害救助法---------- 資料 6-10
09　被害報告様式　第 4 号様式（その 2-被害状況即報）／災害救助法---------- 資料 6-12
10　地震被害概況報告書---------- 資料 6-13
11　住家被害認定調査票（水害木造・プレハブ第１次）---------- 資料 6-14
12　住家被害認定調査票（地震木造・プレハブ第１次Ａ）---------- 資料 6-15
13　住家被害認定調査票（風害木造・プレハブその１）---------- 資料 6-16
14　被害調査報告---------- 資料 6-17

【応援要請・受入れ】
01　知事への自衛隊災害派遣要請依頼様式---------- 資料 6-18

【避難収容】
01　避難者受付簿（風水害用）---------- 資料 6-19
02　避難者カード---------- 資料 6-20
03　避難者名簿---------- 資料 6-21
04　物品受払簿---------- 資料 6-22
05　避難所状況把握書---------- 資料 6-23

【医療救護】
01　救護所開設状況報告---------- 資料 6-24

【緊急輸送】
01　緊急通行車両の証明書等（様式 1～4）---------- 資料 6-25

【行方不明者等捜索】
01　要捜索者名簿---------- 資料 6-28
02　遺留品処理票---------- 資料 6-29

【災害復旧】
01　り災証明交付申請書及びり災証明書---------- 資料 6-30
02　災害義援金品の受領書---------- 資料 6-32

１．条例等（条例、規則等）

01 宮崎市防災会議条例

昭和 38 年３月 18 日
宮崎市条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定の基づき、宮崎市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 宮崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 宮崎市水防計画について審議すること。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、60 人以内とし、次に掲げる者について市長が任命する。

(1) 関係指定地方行政機関の職員

(2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の職員

(3) 宮崎県の職員

(4) 宮崎県警察の職員

(5) 市教育委員会教育長

(6) 市消防長及び市消防団長

(7) 市の職員

(8) 関係指定公共機関又は関係指定地方公共機関の職員

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要であると認める者

６　前項第８号から第 10 号までの委員の任期は、２年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年４月１日から施行する。

附　則(昭和 46 年３月 19 日条例第４号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 50 年 7 月 14 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 52 年 10 月 19 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 54 年６月 28 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成元年９月 27 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 12 年３月 28 日条例第４号)

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

（宮崎市水防協議会条例の廃止）

２　宮崎市水防協議会条例(昭和 47 年条例第 53 号)は、廃止する。

附　則（平成24年12月26日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

02 宮崎市防災会議運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、宮崎市防災会議条例(昭和 38 年宮崎市条例第２号)第５条の規定に基づき、宮崎市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は、会長において必要と認めたとき、又は委員の３分の１以上の者から要求があったとき会長が招集する。

２　会議の議長は、会長を充てる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（会長の専決処分）

第３条　会長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2) その他軽易と認められる事項

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

（事務局）

第４条　会議の事務を処理するため、事務局を宮崎市危機管理部危機管理課に設置し、次の職員をおく。

(1) 事務局長

(2) 次長

(3) 事務局員

２　事務局長は、宮崎市危機管理部危機管理課長を充てる。

３　次長は、宮崎市危機管理部危機管理課長補佐を充てる。

４　事務局員は、宮崎市危機管理部危機管理課の職員を充てる。

第５条　事務局長は、会長の命を受けて事務局を掌理し、職員を指揮監督する。

２　事務局長に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

第６条　事務局は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 文書の収受、発送、保管に関すること。

(2) 会議に提出する議案の作成及び浄書に関すること。

(3) 会議の重要事項の記録、保管に関すること。

(4) 議決事項の処理に関すること。

(5) 会長の命ずる事項。

(6) その他委員、又は専門委員から命ぜられた事項。

（雑則）

第７条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、昭和 38 年６月 14 日から施行する。

附　則

この要領は、昭和 42 年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、昭和 58 年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

03 会長職務代理者の指名

宮崎市防災会議条例第３条第４項の規定により会長に事故のあるときは、その職務を代理する委員を次のとおり指名する。

第１次　危機管理部の事務を担当する副市長の職にある委員

第２次　他の事務を担当する副市長の職にある委員

04 宮崎市防災会議会長及び委員名簿

（令和5年4月1日現在）

区　分	職　名
会　長	宮崎市長
１号委員	宮崎労働基準監督署署長
	九州農政局宮崎県拠点地方参事官
	九州森林管理局宮崎森林管理署総括事務管理官
	九州地方整備局宮崎河川国道事務所事務所長
	九州運輸局宮崎運輸支局支局長
	国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所所長
	宮崎地方気象台台長
	宮崎海上保安部部長
２号委員	陸上自衛隊第 43 普通科連隊第 2 中隊長
３号委員	宮崎県中央福祉こどもセンター所長
	宮崎県中部農林振興局局長
	宮崎県宮崎土木事務所所長
	宮崎県中部港湾事務所所長
	宮崎県高岡土木事務所所長
４号委員	宮崎北警察署署長
	宮崎南警察署署長
	高岡警察署署長
５号委員	宮崎市教育委員会教育長
６号委員	宮崎市消防局局長
	宮崎市消防団団長
７号委員	宮崎市副市長
	〃　総合政策部部長
	〃　総務部部長
	〃　危機管理部部長
	〃　財政部部長
	〃　地域振興部部長
	〃　環境部部長
	〃　福祉部部長
	〃　子ども未来部部長
	〃　健康管理部部長
	〃　農政部部長
	〃　観光商工部部長
	〃　建設部部長
	〃　都市整備部部長
	〃　上下水道局局長
８号委員	九州旅客鉄道（株）宮崎支社工務課長
	日本赤十字社宮崎県支部事業推進課長
	九州電力送配電（株）宮崎配電事業所所長
	日本放送協会宮崎放送局放送部長

区　分	職　名
８号委員	日本通運（株）宮崎支店業務推進課長
	西日本電信電話（株）宮崎支店支店長
	（株）宮崎放送報道部長
	（株）宮崎日日新聞社報道部編集委員
	宮崎交通（株）運行管理部長
	宮崎ガス（株）技術部長
	（株）テレビ宮崎報道部主任
	（株）エフエム宮崎編成制作部長
	（公社）宮崎市郡医師会理事
	（公社）宮崎県看護協会会長
	宮崎ケーブルテレビ（株）取締役
	（一社）宮崎県トラック協会専務理事
	西日本高速道路（株）九州支社宮崎高速道路事務所所長
９号委員	災害時救援ボランティアコーディネーターみやざき会長
１０号委員	（株）宮崎銀行総務部長
	宮崎商工会議所理事・事務局長
	宮崎市地域婦人会連絡協議会副会長
	宮崎市ＰＴＡ協議会副会長
	宮崎市社会福祉協議会会長

備　考　１号委員…関係指定地方行政機関の職員
２号委員…市を警備区域とする陸上自衛隊の職員
３号委員…宮崎県の職員
４号委員…宮崎県警察の職員
５号委員…市教育委員会教育長
６号委員…市消防局長及び市消防団長
７号委員…市の職員
８号委員…関係指定公共機関又は関係指定地方公共機関の職員
９号委員…自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
１０号委員…その他市長が必要であると認めるもの

01 宮崎市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 18 日
宮崎市条例　第 3 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、宮崎市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 27 日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 26 日条例第 61 号）

この条例は、公布の日から施行する。

02 宮崎市災害対策本部運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、宮崎市災害対策本部条例（昭和３８年条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、宮崎市災害対策本部(以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第２条　宮崎市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

（職務代理）

第３条　条例第２条第２項の規定に基づき、副本部長が宮崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合の順序は、宮崎市長職務代理者規則（昭和５４年規則第３号）第１条に定めるところによる。

２　本部長及び副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名したものがその職務を代理する。

（幹部会）

第４条　本部に、応急対策に関する重要事項を決定する機関として幹部会を置く。

２　幹部会の構成員は、次のとおりとする。

(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　宮崎市事務分掌規則（昭和４２年規則第９号）第４条第１項の部長
(4)　会計管理者
(5)　上下水道局長
(6)　消防局長
(7)　議会事務局長
(8)　教育長
(9)　教育局長
(10)　選管事務局長
(11)　農委事務局長
(12)　監査事務局長
(13)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

３　本部長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者で本部長が指名したものを幹部会に出席させることができる。

（緊急幹部会）

第５条　本部長は、緊急に応急対策を講じる必要があるときには、幹部会に替えて緊急幹部会を置くことができる。

２　緊急幹部会の構成員は、次のとおりとする。

(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　総務部長
(4)　危機管理部長
(5)　地域振興部長
(6)　福祉部長
(7)　建設部長

(8)　消防局長
(9)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

（組織）
第６条　本部に本部員並びに別表１に掲げる部及び班を置く。
２　部に部長、班に班長を置く。
３　必要と認める部に副部長を置くことができる。
４　部長、副部長及び班長は、別表１に掲げる職にあるものをもって充てる。
５　本部員は宮崎市職員のうちから、本部長があらかじめ指名したものをもって充てる。
６　部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。
７　班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。

（職務）
第７条　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し所属の職員を指揮監督する。
２　副部長は、部長を補佐する。
３　班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。
４　班員は、その属する班の事務を処理する。

（事務分掌）
第８条　部及び班の事務分掌は、別表２に掲げるとおりとする。

（事務の優先）
第９条　災害応急対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して行うものとする。

（雑則）
第１０条　この要領に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要領は、昭和３８年８月１日から施行する。
附　則
この要領は、昭和５２年５月１５日から施行する。
附　則
この要領は、昭和５４年８月１５日から施行する。
附　則
この要領は、平成９年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成１９年８月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別表１　風水害対策編　第３章第２節「宮崎市災害対策本部　組織系統図」

別表２　風水害対策編　第３章第２節「分掌事務」

03 災害復旧対策本部設置要綱

（設置）
第１条　　市長は、本市の区域において災害が発生し、災害救助法の規定による救助業務、宮崎市地域防災計画に定める災害復旧事業その他災害復旧対策を実施する必要があると認めたときは、災害復旧対策本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。

（本部長）
第２条　災害復旧対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

（副本部長）
第３条　災害復旧対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

（職務代理）
第４条　本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。
第１順位　福祉部を担当する副市長
第２順位　他の事務を担当する副市長
２　本部長及び副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名した者がその職務を代理する。

（幹部会）
第５条　本部に、応急対策に関する重要事項を決定する機関として幹部会を置く。
２　幹部会の構成員は、次のとおりとする。
(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　宮崎市事務分掌規則（昭和４２年規則第９号）第４条第１項の部長
(4)　会計管理者
(5)　上下水道局長
(6)　消防局長
(7)　議会事務局長
(8)　教育長
(9)　教育局長
(10)　選管事務局長
(11)　農委事務局長
(12)　監査事務局長
(13)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者
３　本部長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者で本部長が認める者を幹部会に出席させることができる。

（緊急幹部会）
第６条　本部長は、緊急に応急対策を講じる必要があるときには、幹部会に替えて緊急幹部会を置くことができる。
２　緊急幹部会の構成員は、次のとおりとする。
(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　総務部長
(4)　危機管理部長
(5)　地域振興部長
(6)　福祉部長
(7)　建設部長
(8)　消防局長
(9)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

（組織）
第７条　復旧本部に別表１に掲げる室、部及び班を置く。
２　室に室長及び副室長、部に部長、班に班長を置く。
３　必要と認める部に副部長をおくことができる。
４　室長、副室長、部長及び班長は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。
５　部長に事故あるときは、あらかじめ部長が指名した者がその職務を代理する。
６　班長に事故あるときは、その班の属する部の部長がその班のうちから指名した者が職務を代理する。

（職務）
第８条　室長及び部長は、本部長の命を受け、室及び部の事務を掌理し所属の職員を指揮監督する。
２　班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理する。
３　班員は、その属する班の事務を処理する。

（分掌事務）
第９条　室は、本部及び部並びに部相互間の連絡調整を図るものとし、その事務分掌は別表２のとおりとする。
２　部及び班の事務分掌は、別表２のとおりとする。

（事務の優先）
第 10 条　各部の部長は、他のすべての事務に優先して災害復旧対策を行わなければならない。

（その他）
第 11 条　宮崎市防災対策本部が発した避難に関する情報で効力の継続しているものは、復旧本部が発したものとみなす。

第 12 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成１７年９月１６日から施行する。
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
この要綱は、令和３年５月２０日から施行する。
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１　風水害対策編　第４章第１節「宮崎市災害復旧対策本部　組織系統図」
別表２　資料編　４．組織等（組織、体制、分掌事務等）　０２宮崎市災害復旧対策本部の分掌事務

01 災害救助法施行令（抜粋）

（昭和 22 年政令第 225 号）

（災害の程度）

第１条　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第２条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

１．　当該市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第１に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

２．　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第２に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第３に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

３．　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第４に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

４．　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

②前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第２条　法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

１．　死体の捜索及び処理

２．　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第３条　救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

（支給基礎額）

第８条　前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

02 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について(早見表)

別表第１

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上　15,000人未満	40
15,000人以上　30,000人未満	50
30,000人以上　50,000人未満	60
50,000人以上　100,000人未満	80
100,000人以上　300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第２

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上　2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上　3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第３

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上　15,000人未満	20
15,000人以上　30,000人未満	25
30,000人以上　50,000人未満	30
50,000人以上　100,000人未満	40
100,000人以上　300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第４

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上　2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上　3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

01 宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 30 日
条例第 15 号

改正　昭和 49 年 10 月 15 日条例第 46 号　昭和 50 年 7 月 14 日条例第 33 号
昭和 52 年 3 月 29 日条例第 5 号　昭和 53 年 6 月 27 日条例第 30 号
昭和 56 年 6 月 30 日条例第 36 号　昭和 57 年 12 月 21 日条例第 45 号
昭和 62 年 3 月 27 日条例第 16 号　平成 3 年 12 月 18 日条例第 41 号
平成 31 年 3 月 25 日条例第 16 号　令和元年 12 月 14 日条例第 89 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）等の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害又は宮崎県の災害弔慰金の補助事業の対象となる災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ　配偶者

ロ　子

ハ　父母
ニ　孫
ホ　祖父母

（３）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）
第 10 条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。
（準用規定）
第 11 条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け
（災害援護資金の貸付け）
第 12 条　市は、令第３条に掲げる災害により法第 10 条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。
（災害援護資金の限度額等）
第 13 条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
　イ　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150 万円
　ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円
　ハ　住居が半壊した場合　270 万円
　ニ　住居が全壊した場合　350 万円
（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
　イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円
　ロ　住居が半壊した場合　170 万円
　ハ　住居が全壊した場合（ニの場合を除く。）　250 万円
　ニ　住居の全体が滅失又は流失した場合　350 万円
（３）　第１号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
２　災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。
（利率及び保証人）
第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める率とする。
２　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

３　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還、及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

（委任）

第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 49 年 10 月 15 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 50 年 7 月 14 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 52 年 3 月 29 日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第１項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和 53 年 6 月 27 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和 56 年６月 30 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和 57 年 12 月 21 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条から第 11 条までの規定は、昭和 57 年７月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和 62 年 3 月 27 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第１項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成 3 年 12 月 18 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年12月16日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成31年３月25日条例第16号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第14条及び第15条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和元年12月14日条例第89号）

この条例は、公布の日から施行する。

02 宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 3 月 30 日
規則第７号

改正　昭和 57 年 12 月 21 日規則第 44 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 48 条
平成 31 年 3 月 29 日規則第 25 号
令和 2 年 1 月 10 日規則第 4 号

第１章　総則
（趣旨）
第１条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給
（支給の調査）
第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査票（様式第１号）により、次に掲げる事項の調査を行うものとする。
（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
（２）　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
（３）　死亡者の遺族に関する事項
（４）　支給の制限に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（必要書類の提出）
第３条　市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給
（支給の手続）
第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。
（１）　障害者の住所、氏名及び生年月日
（２）　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
（３）　障害の種類及び程度に関する事項
（４）　支給の制限に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）
第５条　市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
２　市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第２号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け
（借入れの申込）
第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護支援金借入申込書（様式第３号）を、市長に提出しなければならない。
（１）　借入申込者の住所、氏名及び生年月日
（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
（３）　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
（４）　保証人を立てる場合は、保証人に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
２　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
（２）　被害を受けた日の属する年の前年において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年の所得）に関する当該市町村長の証明書
（３）　その他市長が必要と認めた書類
３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。
（貸付けの調査）
第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
（貸付けの利率）
第８条　条例第 14 条第１項の規則で定める率は、保証人を立てる場合は年０パーセントとし、保証人を立てない場合は年 1.5 パーセントとする。
（貸付けの決定等）
第９条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第４号）を、借入申込者に交付するものとする。
２　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第５号）を借入申込者に交付するものとする。
（借用書の提出）
第 10 条　前条第１項の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資

金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第６号）に、その者（保証人を立てる場合は、その者及び保証人）の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 11 条　市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（借用書等の返還）

第 12 条　市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 13 条　繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 14 条　借受人は、償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払の猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予承認通知書（様式第９号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書（様式第 10 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 15 条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した災害援護資金違約金支払免除申請書（様式第 11 号）を、市長に提出しなければならない。

２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間を記載した災害援護資金違約金支払免除承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書（様式第 13 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 16 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 14 号）を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（３）　借受人が破産手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けたことを証する書類

３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 16 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 17 条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 18 条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を記載した災害援護資金氏名等変更届（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（委任）

第 19 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 57 年 12 月 21 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成 30 年３月 30 日規則第 48 号）

（施行期日）

１　この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成 31 年３月 29 日規則第 25 号）

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１月 10 日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号

様式第２号

様式第３号

様式第４号

様式第５号

様式第６号

様式第７号

様式第８号
様式第９号
様式第10号
様式第11号
様式第12号
様式第13号
様式第14号
様式第15号
様式第16号
様式第17号

様式第１号（第２条関係）

災害弔慰金支給調査票

決定番号	

死亡に関する事項	フリガナ 死亡した者の氏名		生年月日	年　月　日生	
	死亡した年月日	年　月　日	住所		
	死亡の状況（行方不明）	災害名		死亡した場所	

遺族に関する事項	死者との続柄	氏名	住所	備考

支給に関する事項				
	支給日	年　月　日	支給場所	
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏名	続柄	支給金額
				円
		住所		
	先順位者の有・無	有・無	同順位者の有無	有・無
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由に該当の有無	有（その理由） 無

備考	支給した職員	

様式第２号（第５条関係）

診　　断　　書

<table>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>傷　病　者</td><td colspan="3"></td><td>負傷発病年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>障害の部位</td><td colspan="3"></td><td>初診年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>既　往　症</td><td></td><td>既存障がい</td><td></td><td>治癒年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>療養の内容及び経過</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>障害の状態の詳細</td><td colspan="7">（図で示すことができるものは図解してください。）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">関節運動範囲</td><td colspan="2">種類範囲
部位</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり診断します。

郵便番号＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿

病院又は　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿年　月　日　　診療所の　名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診療担当者
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

様式第３号（第６条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	

被災日時	年　月　日　時	災害名		
被害の種類	1　世帯主の負傷　2　住居の全壊 3　住居の半壊　4　家財の損害	被害場所		
返す方法	1　年賦　2　半年賦　3　月賦	いつまでに返せますか	年　月（　回）	

借入申込者について

フリガナ		生年月日	年　月　日	
氏名				
フリガナ		郵便番号	電話番号	
現住所	（　方）	〒		
本籍		勤務先の名称と所在地		
職業				

世帯の状況と収入

氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入（月収）	勤務先・学校名

収入合計	円	支出合計	円

資産の状況

土地	（1）住宅　㎡（2）田畑　㎡（3）山林　㎡	住居の状況	（1）自家（2）借家（3）借間（4）同居
建物	（1）自宅　㎡（2）その他　㎡	生活保護	年　月　日より受給（生住教区）
負債	（内容）　（金額）　円		

連帯保証人（保証人を立てる場合は、保証人が書いてください。）

氏名		生年月日	年　月　日生（　歳）		
現住所		本籍地			
職業	月収　円	申込者との関係	家族数　人		
資産 土地	（1）住宅　㎡（2）田畑　㎡ （3）山林　㎡	勤務先 名称			
資産 建物	（1）自宅　㎡（2）その他　㎡	勤務先 所在地	電話局番		

この災害の前１年以内に被災したことの有無及びその状況	（有・無）　（状況）
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無	（有・無）

資金の使途

資金の使い方　総額　円	資金の内訳　合計　円
に　円	災害援護資金で　円
に　円	手持資金　で　円
に　円	その他（　）で　円
に　円	
に　円	

被害の状況	被災時の具体的状況				負傷	全治　　ケ月	
	住宅の被害	（1）全　壊		（2）半　壊			
	家財の被害	品　名	現在購入に要する費用	被害額	品　名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳（畳中で畳が被害）		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛机			ふすま		
		本箱・本だな					
		食器戸だな			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
		げた箱					
		照明器具			品　名	現在購入に要する費用	被害額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗たく機					
		電気掃じ機					
		ミシン					
		電気アイロン					
		自転車					
		テレビ					
		ラジオ					
		柱時計					
		目覚し時計				小計	
		紳士用腕時計				合計	

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年　　月　　日

借入申込者　　印

（保証人を立てる場合）

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年　　月　　日

連帯保証人　　印

宮崎市長　　殿

様式第４号（第９条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金貸付決定通知書

　　年　　月　　日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第　　号	
貸付金額	円	
据置期間	年　月　日から	年　月　日まで
償還機関	年　月　日から	年　月　日まで
償還方法	年賦	半年賦
利　　子	年1.5パーセント	無利子

資金をお渡しする日と手続きについて

１　貸付金交付日　　年　月　日

２　場　　所

３　ご持参なさるもの

（１）　この通知書

（２）　同封の借用書

（３）　あなたの印鑑

（４）　あなた（保証人を立てた場合は、あなた及び保証人）の印鑑証明書

様式第５号（第９条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

　　年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第６号（第 10 条関係）

貸付決定番号　　号

災　害　援　護　資　金　借　用　書

借用金額　　円

利　　子　　1.5 パーセント　　無利子

据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還方法

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年　　月　　日

住　　所

借受人氏名　　印

（保証人を立てた場合）

住　　所

保証人氏名　　印

様式第７号（第 13 条関係）

災害援護資金繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　　月　　日

借受人　住　所

氏名　　印

宮崎市長　殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

金額

様式第８号（第 14 条関係）

災害援護資金償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借　受　人　住所

氏名　　印

（保証人を立てた場合）

連帯保証人　住所

氏名　　印

宮崎市長　殿

<table>
<tr><td>申請の理由
（具体的に）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>１　　３年
２　　５年</td><td rowspan="2">希望猶予

期間等</td><td rowspan="2">カ月
ただし
年　月　日
第　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>１　年賦
２　半年賦
３　月賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の
償還機関</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間
の　根　拠</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

様式第９号（第 14 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金償還金支払猶予承認通知書

　　年　　月　　日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予の承認期間	年　　月　　日から　　か月
変更後の償還期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第 10 号（第 14 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書

　　年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

様式第 11 号（第 15 条関係）

災害援護資金違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請いたします。

年　　月　　日

借　受　人　住所

氏名　　印

（保証人を立てる場合）

連帯保証人　住所

氏名　　印

宮崎市長　　殿

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額	円				
内容	回　数	期　別	元　金	利　子	申請日までの違約金
		年　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 12 号（第 15 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金違約金支払免除承認通知書

　　年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除いたします。

様式第 13 号（第 15 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金違約金支払免除不承認通知書

　　年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
（理由）

　なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元利合計　　円）に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので至急償還を願います。

様式第 14 号（第 16 条関係）

災害援護資金償還免除申請書

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">借受人氏名</td><td colspan="2"></td><td>貸付けを受けた日</td><td>年　月　日</td><td>貸付金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法</td><td colspan="2">年賦・半年賦・月賦</td><td>償還期限</td><td>年　月　日</td><td>償還金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請額</td><td colspan="6">円　（償還未済額の 全部 一部で　円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">免除申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="3" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td><td>職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">借受人相続人又はその連帯保証人（保証人を立てた場合連帯保証人）</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="3" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>借受人との関係</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者　　印

宮崎市長　　殿

様式第 15 号（第 16 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

　　年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利　子	
	違約金	
	合　計	

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5 パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

様式第 16 号（第 16 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

　　年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

　なお、申請時現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5 パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元　金	円
利　子	円
違約金	円
合　計	円

様式第 17 号（第 18 条関係）

災害援護資金　　氏名等変更届

貸付番号				
借　受　人	氏 名		住　所	
連帯保証人（保証人を立てた場合）	氏 名		住　所	
○で囲んでください。 １　住所変更 ２　改姓又は改名 ３　死亡又は行方不明 ４　その他	（異動の内容）			

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします

年　　月　　日

借受人（又は同居の親族）
住　所
氏　名　　印
連帯保証人（保証人を立てた場合）
住　所
氏　名　　印

宮崎市長　　殿

01 宮崎市災害危険区域に関する条例

平成 18 年 12 月 25 日
条例第 88 号

改正　令和４年９月 30 日条例第 27 号

（趣旨）
第１条　この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）の定めるところによる。
（災害危険区域の指定等）
第３条　法第 39 条第１項の災害危険区域は、河川の出水による危険の著しい区域として市長が指定する区域とする。
２　市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係住民の意見を聴くものとする。
３　市長は、第１項の規定による指定をするときは、当該区域を公示し、当該区域を記載した図書を一般の縦覧に供しなければならない。
４　第１項の規定による指定は、前項の規定による公示によって、その効力を生ずる。
５　第２項から前項までの規定は、第１項の規定による指定の変更及び解除について準用する。
（建築の制限）
第４条　災害危険区域内においては、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他の居住室（居住のために使用する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物並びに病院（病室を有する診療所を含む。以下同じ。）及び児童福祉施設等（令第 19 条第１項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する建築物であって、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けたものでなければ、建築してはならない。
（１）　規則で定める災害危険設定水位（以下「災害危険設定水位」という。）以下の部分に居住室を有しない建築物（病院及び児童福祉施設等を除く。）
（２）　主要構造部（屋根及び階段を除く。以下同じ。）が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に病室又は居住室を有しない病院
（３）　主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に寝室（入所する者の使用するものに限る。）又は居住室を有しない児童福祉施設等
（４）　法第 85 条第２項の応急仮設建築物若しくは仮設建築物又は同条第６項の規定により市長の許可を受けた仮設建築物
２　市長は、災害防止上特に支障がないと認めるときは、前項に規定する建築の制限を緩和することができる。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月 30 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

２．協定等（要請書等の様式を除く）

01 宮崎県市町村防災相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 67 条第１項の規程の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、災害とは、法第２条第１号に定める災害をいう。

（連絡窓口）

第３条　市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（応援項目）

第４条　応援項目

(1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
(2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
(3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
(4) 医療及び収容施設並びに住宅の提供
(5) 遺体の火葬のための施設の提供
(6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
(7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
(8) ボランティア団体の受付及び活動調整
(9) その他応援のための必要な事項

（応援要請の手続）

第５条　被災市町村の町は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害及び被害が予想される状況
(2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
(3) 応援を希望する期間
(4) その他必要な事項

（応援の実施）

第６条　応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

２　被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

（応援部隊の指揮）

第７条　応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（経費負担）

第８条　応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

（平常時の任務）

第９条　この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

２　前項の規程による応援能力を相互に把握するため、年１回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

（他の協会との関係）

第１０条　この協定は、市町村が別に消防組織法の規程に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない

（その他）

第１１条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

（効力発生の時期）

第１２条　この協定は、平成８年９月１日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書 44 通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成８年８月２９日

02 宮崎東諸県災害時相互応援に関する協定

宮崎市、国富町及び綾町（以下「市・町」という。）は、市・町において災害が発生した場合において、災害を受けた市・町の応急措置について相互に応援協力するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

（２） 被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

（３） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する市・町は、第５条に定める連絡担当部課に対して次の事項を明らかにした上で、口頭又は電話により応援を要請し、後日文書を送付するものとする。

（１） 被害の概況

（２） 前条第１号及び第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

（３） 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

（４） 応援場所及び応援場所への経路

（５） 応援の期間

（６） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応　援）

第３条　応援を要請された市・町は、あらゆる手段を講じ応援に努めるものとする。

（費　用）

第４条　応援に要した経費は、応援を受けた市・町の負担とする。

２　前項の場合において、応援を受けた市・町が当該費用の一時繰替え支弁を求めたときは、応援　する市・町は一時繰替え支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第５条　市・町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課を定め、災害が発生したときは速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　市・町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、市・町が協議して定めるものとする。

第８条　この協定の証として、本協定書７通を作成し、各市・町は記名押印の上、各１通を保有する。

付　　則

１　この協定は平成７年 11 月１日から効力を生じる。

03 宮崎東諸県災害時相互応援に関する実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、宮崎東諸県災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第２条　協定第５条により市・町は、相互応援のための連絡担当部課名、担当責任者及び同補助者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費）

第３条　協定第４条第１項に定める経費のうち、協定第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

（１）　応援を要請した市・町が負担する経費の額は、応援した市・町が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額とする。

（２）　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市・町の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請市・町の負担とする。

（３）　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援要請市・町が賠償の責めに任ずる。

（４）　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援市・町及び応援要請市・町が協議して定める。

２　応援職員は、応援市・町名を表示する腕章を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、食糧等を携行するものとする。

４　応援要請市・町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援市・町は、協定第４条第２項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市・町に請求する。

（１）　生活必需物資等については、当該物資の購入費及び輸送費

（２）　車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

付　　則

１　この実施細目は、協定の発行日から適用する。

04 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他

参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第12条　この協定は、令和３年４月１日から効力を発生するものとする。

令和３年４月１日

函館市
旭川市
青森市
八戸市
秋田市
福島市
郡山市
いわき市
盛岡市
宇都宮市
越谷市
川越市
川口市
船橋市
横須賀市
柏　　市
前橋市
高崎市
八王子市
富山市
金沢市
長野市
岐阜市
豊橋市
岡崎市
豊田市
高槻市
枚方市
八尾市
東大阪市
姫路市
和歌山市
大津市
豊中市
明石市
西宮市
奈良市
尼崎市
鳥取市
松江市
呉　　市
福山市
下関市
高松市
松山市
高知市
長崎市
佐世保市
大分市
宮崎市
鹿児島市
久留米市
那覇市
山形市
福井市
甲府市
寝屋川市
水戸市
吹田市
一宮市
松本市

協定締結権者
豊田市　豊田市長

05 中核市災害相互応援協定実施細目

（趣旨）

第１条　中核市災害相互応援協定第 11 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（経費等の負担）

第２条　協定第１条第１号から第３号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1)　協定第１条第１号及び第２号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2)　協定第１条第３号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　協定第１条第４号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1)　応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3)　応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4)　前３号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

３　応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

４　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

５　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（経費の請求）

第３条　前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

２　自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

（連絡担当部局）

第４条　協定第５条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（その他）

第５条　この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（実施細目の発効）

第６条　この実施細目は、令和３年４月１日から効力を発生するものとする。

令和３年４月１日

函館市
旭川市
青森市
八戸市
秋田市
福島市
郡山市
いわき市
盛岡市
宇都宮市
越谷市
川越市
川口市
船橋市
横須賀市
柏　　市
前橋市
高崎市
八王子市
富山市
金沢市
長野市
岐阜市
豊橋市
岡崎市
豊田市
高槻市
枚方市
八尾市
東大阪市
姫路市
和歌山市
大津市
豊中市
明石市
西宮市
奈良市
尼崎市
鳥取市
松江市
呉　　市
福山市
下関市
高松市
松山市
高知市
長崎市
佐世保市
大分市
宮崎市
鹿児島市
久留米市
那覇市
山形市
福井市
甲府市
寝屋川市
水戸市
吹田市
一宮市
松本市

協定締結権者
豊田市　豊田市長

06 宮崎市･橿原市災害時相互応援協定

宮崎市と橿原市（ 以下これらを「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急復旧対策」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域において、大規模な災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が応急復旧対策を円滑に遂行できるように、被災市の要請にこたえて、相互に応援、協力を行うために必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需品の提供

（２）応急復旧対策に必要な資機材の提供

（３）応急復旧対策に必要な職員の派遣

（４）ボランティアの調整等

（５）ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第３条　応援を要請しようとする被災市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う市（以下「応援市」という。）に文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援を必要とする物資等の種類及び数量

（３）応援を必要とする職員の職種及び人員

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）応援を希望する期間

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された協定市は、あらゆる手段を講じ、応援活動に努めるものとする。

２　大規模な災害による通信の途絶等によって被災市との連絡ができない場合、応援市は、自ら情報収集を行い、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

２　前条第２項の規定による自主的な応援活動に要する経費は、応援市の負担とする。

３　前項の定めによりがたい場合は、その都度、協定市が協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第６条　第２条第３号に掲げる応援により、被災市へ派遣された応援市の職員（以下この条において「派遣職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又

は障害の状態となった場合において、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市が負うものとする。

２　派遣職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市との往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第８条　この協定は、協定を締結した日から施行するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、協定市の市長署名押印のうえ、各１通を保管するものとする。

平成２８年　２月１４日

宮崎市長

橿原市長

07 宮崎市における大規模な災害時の応援に関する協定書

協定先：国土交通省九州地方整備局

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と宮崎市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７７条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第１条　応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

（１）所管施設の被害状況の把握

（２）情報連絡網の構築

（３）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

（４）災害応急措置

（５）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第２条　宮崎市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と宮崎市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を宮崎市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第３条　局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　市長は、宮崎市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長、又は宮崎港湾・空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

２　局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた宮崎市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－２の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第５条　宮崎市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸

断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第６条　第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

（１）災害初動時に第１条（１）、（２）及び（３）の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備　　局が災害等支援本部を設置している期間とする。

（２）第１条（４）及び（５）の応援を行う場合

原則として宮崎市の負担とするが、第１条（４）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

①　大規模な災害と認められる場合

②　国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③　被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④　広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第７条　九州地方整備局企画部防災課、宮崎河川国道事務所及び宮崎港湾・空港整備事務所並びに宮崎市総務部危機管理室は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

２　この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、宮崎市においては総務部危機管理室長とする。

（運用）

第９条　この協定書は、平成２３年８月１７日から適用する。

平成２３年８月１７日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目１０番７号
国土交通省九州地方整備局長

宮崎県宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮　　崎　　市　　長

08 宮崎県消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、宮崎県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）は、消防の相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、県内で大規模又は特殊な災害が発生し、市町村等が単独では対応できない場合において、相互の消防力を活用して災害に対処することを目的とする。

（応援業務の範囲）

第２条　この協定における応援業務の範囲は、法第１条に規定される消防の任務とする。

（応援出動）

第３条　応援出動は、市町村長又は消防本部消防長（以下「市町村長等」という。）の要請に基づいて行う。ただし、緊急を要する場合については、災害等を覚知した市町村長等の判断により要請を待たずに応援出動することができる。

（応援要請）

第４条　災害が発生し、本協定に基づく応援の必要があると判断した場合は、市町村長等は直ちに応援を要請する。なお、要請の手続きについては別途定める。

（応援人員の派遣）

第５条　前条の規定により、応援の要請を受けた市町村長等は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援部隊」という。）を派遣しなければならない。なお、応援部隊の派遣が困難な場合は、応援を要請した市町村長等に直ちに連絡を行うものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費については、次の各号に定めるところにより負担する。

(1) 応援市町村等の負担する経費

ア　消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）、消耗品及び修理費

イ　消防職員及び消防団員の食糧費

ウ　消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

エ　消防職員及び消防団員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

オ　交通事故における損害賠償費等

カ　応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 災害発生市町村の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

２　前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議の上、決定するものとする。

（県の役割）

第７条　県は、市町村等と緊密に連携し、消防機関、自衛隊及び警察等の実動機関との調整な

ど、消防応援活動に必要な調整・支援を行う。

また、市町村長等から緊急消防援助隊の要請があった場合又は災害等の状況から県内の消防相互応援では対応できないと判断した場合は、宮崎県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

（改廃）

第８条　この協定の改廃は、知事及び協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項は、宮崎県消防相互応援基本計画に定める。

附　則

１　この協定は、平成 30 年 5 月 11 日から効力を生じる。

２　平成 18 年 7 月 20 日付けで関係市町村等の間において締結した宮崎県消防相互応援　協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第 8 条の規定は、なおその効力を有する。

３　この協定の締結を証するため本書 30 通を作成し、県及び市町村等は各自記名押印の上、1 通を保管するものとする。

平成３０年５月１１日

09 宮崎河川国道事務所管内光ファイバー網の相互接続等に関する協定書

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長と宮崎市長（以下「両者」という。）は、それぞれが整備する防災関係光ファイバー網の相互接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、両者が整備する光ファイバー網を相互に接続し、河川、道路、砂防及び海岸に関する防災情報等（以下「防災情報」という。）を相互に交換し共有することにより、災害発生等の恐れがある気象状況下において、災害防止への適正な対応を促進し、広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上を図ることを目的とする。

（対象範囲）

第２条　本協定の対象範囲は、下記による防災情報の伝達手段及び両者による相互交換情報とする。

１　ＣＣＴＶカメラ映像等

２　気象観測情報等（雨量・河川水位等）

３　ホットライン（電話）

４　ＴＶ会議

（防災情報の伝達手段）

第３条　防災情報の伝達手段は、原則として光ファイバー網によるものとする。

（接続の方法）

第４条　接続にあたっては、両者が十分に調整のうえ施工するものとする。

２　相互接続運用を行う場合には、接続相手先の業務（河川、道路、砂防及び海岸の管理等の情報伝達）に支障のないように施工するものとする。

（防災情報の内容）

第５条　両者において交換し共有する防災情報の内容は、両者が所掌する施設管理業務や防災活動などにおいて有用な情報とし、内容は別表１のとおりとする。

ただし、別表１を変更する必要が生じた場合は、その都度両者が協議して変更できるものとする。

なお、防災情報の交換は、両者の整備状況の進捗にあわせて行うものとする。

（防災情報の取扱）

第６条　第２条の規定に基づき交換する防災情報に係る一切の権利は、当該情報を保有する機関に帰属する。

２　第２条の規定に基づき防災情報の提供を受けた機関は、第１条の目的の範囲内において当該情報を使用するものとする。

また、当該情報を自己の関係機関を除く第三者に提供する場合は、事前に相手の了解を得るものとする。

（関係機関）

第７条　前条第２項に規定する関係機関は、別表２のとおりとする。

ただし、別表２を変更する必要が生じた場合は、その都度両者が協議して変更できるものと

する。

（防災情報の交換時間）

第８条　防災情報の交換は常時行うものとする。

ただし、両者の職員を配置しなければならない時間は、災害の発生が予想される場合、又はその他必要があると認められる場合を除き、それぞれの勤務時間とする。

（施設の設置）

第９条　第２条に規定する伝達手段及び防災情報を交換するために必要な施設（光ファイバー、情報機器等をいう。以下同じ。）は、両者がそれぞれ設置するものとする。施設の設置に要する費用は、両者がそれぞれ負担するものとする。

（施設の維持管理）

第１０条　前条に規定する施設の維持管理は、両者がそれぞれ行い、維持管理に要する費用は両者がそれぞれ負担するものとする。

（財産の帰属）

第１１条　第９条に基づき設置した施設については、施設の設置に要する費用を負担した者に帰属するものとする。

（施設の運用）

第１２条　両者は、定期点検等により施設の運用及び情報の交換を計画的に停止する場合は、事前に相手方と連絡調整する。

また、施設の故障や事故等による突発的な原因により運用が停止し、情報の交換に支障が発生した場合は、相互に協力して復旧に努めるものとする。

２　前項に規定する連絡を行う場合の連絡先は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所防災課及び宮崎市役所危機管理課とする。

（工事等による運用中断等に係る協議）

第１３条　両者は、次の各号のいずれかに該当する場合は事前に相手方と協議して処置を定めるものとする。

一　光ファイバー網等の改築・修繕及び災害復旧により運用の中断が予測される場合。

二　第三者が実施する工事等の原因により両者の所有する光ファイバー網等の運用の中断が予測される場合。

２　両者は、前項の規定に係わらず緊急やむを得ない理由により運用が中断した場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（施設の施工区分及び管理区分）

第１４条　第９条の規定に基づき設置する施設の施工区分及び第１０条に規定する管理区分は原則として別図１のとおりとするが、これによりがたいときは両者が協議のうえ定めるものとする。

（施設の変更）

第１５条　両者は、第９条に基づき設置した施設を変更する場合は、事前に協議するものとする。ただし、相手方に費用の負担を発生させない軽微なものは除くものとする。

（疑義の解決）

第１６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて両者が協

議して定めるものとする。

（その他）

第１７条　この協定は、両者の協議により変更できるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年３月１８日

宮崎県宮崎市大工２丁目３９番地
国土交通省　九州地方整備局　宮崎河川国道事務所長
大脇　鉄也

宮崎県宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮　崎　市　長
戸敷　正

10 災害時における相互応援に関する協定

宮崎市及び広野町（以下「協定市町」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急復旧対策」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、協定市町のいずれかの地域において、地震、風水害その他の大規模な災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の応急復旧対策が円滑に遂行されるように、被災市町の要請にこたえて、相互に応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の応援）

第２条　災害時における応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)食料、飲料水及び生活必需品の提供

(2)応急復旧対策に必要な資機材の提供

(3)応急復旧対策に必要な職員の派遣

(4)ボランティアの調整等

(5)ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力

(6)前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第３条　応援を要請しようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、被災地に赴き応援を行う市町（以下「応援市町」という。）に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)被害の状況

(2)応援を必要とする物資等の種類及び数量

(3)応援を必要とする職員の職種及び人員

(4)応援場所及び応援場所への経路

(5)応援を希望する期間

(6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援市町は、誠意を持って応援要請に応じ、応援活動に努めるものとする。

２　大規模な災害による通信の途絶等によって被災市町との連絡ができない場合、応援市町は、自ら情報収集を行い、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、法令その他別に定めるものを除くほか、原則として受援市町の負担とする。

２　受援市町が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるとき

は、応援市町は、当該費用を一時的に立て替えて支弁するものとする。

3　前条第2項の規定による自主的な応援活動に要する経費は、応援市町の負担とする。

4　前各項の定めによりがたい場合は、その都度、協定市町が協議して決定するものとする。

（災害補償及び損害賠償）

第6条　第2条第3号に掲げる応援により、被災市町に派遣された応援市町の職員（以下「派遣職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市町が負うものとする。

2　派遣職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市町との往復途中において生じたものを除き、受援市町がその賠償の責任を負うものとする。

（連絡担当課等）

第7条　協定市町は、第3条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

（平常時の情報交換等）

第8条　協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の各号に掲げるとおり、平常時から相互に情報交換等の交流を行うものとする。

(1)災害及び防災・減災に関する情報交換

(2)災害経験の普及・伝承

(3)第1号及び第2号の実施のための職員派遣

(4)前各号に掲げるものほか、特に要請があった事項

（協議）

第9条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定市町が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第10条　この協定は、令和　　年　　月　　日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市町の長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

宮崎市長

広野町長

01 災害発生時における宮崎市と宮崎市内郵便局の協力に関する協定

宮崎県宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎市内郵便局（以下「乙」という。）は、宮崎市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、宮崎市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）緊急車両等としての車両の提供

（主に乙から郵便配達用車両を除く乙所有の車両提供を想定とし、甲から乙への車両の提供はこの協定の範囲ではない。）

（２）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（３）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（４）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害時の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（６）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

（７）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収含む。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において、協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の負担により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。
（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。
（防災訓練への参加）
第７条　甲は、乙若しくは宮崎市内の各地域が行う防災訓練に参加することができる。
（連絡責任者）
第８条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　宮崎市　総務部危機管理局　局長
乙　日本郵便株式会社　宮崎市役所内郵便局　局長
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。
第１０条　この協定の有効期間は、２０１５年１１月１日から２０１６年3月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年１１月　２日
甲　　宮崎市長

乙

02 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（ 以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（１）　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害

（２）　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供

（２）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

（３）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に関し特に要請のあったもの

（応援要請の手続）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第６条に定める連絡担当部局を通じ、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　前条第１号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量

（２）　前条第２号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段

（３）　被災都市に開設されている中央卸売市場が複数にわたる場合、応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路

（４）　応援の期間

（５）　人的応援を要請する場合においては、宿泊施設の確保

（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協定の遵守）

第４条　乙は、信義誠実の原則に則り、速やかに要請に応じ、その応援の実現に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は無償とする。

（連絡担当部局）

第６条　この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局を別に定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、こ

の協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書 47 通を作成し、各中央卸売市場の開設者が記名押印の上、各々１通を保有する。

附　則

この協定は、平成２０年９月１日から効力を生ずる。

平成２０年９月１日

札幌市長
青森市長
八戸市長
盛岡市長
仙台市長
秋田市長
山形市長
福島市長
いわき市長
宇都宮市長
さいたま市長
千葉市長
船橋市長
東京都知事
横浜市長
川崎市長
甲府市長
静岡市長
浜松市長
新潟市長
富山市長
金沢市長
福井市長
岐阜市長
名古屋市長
京都市長
大阪府知事
大阪市長
神戸市長
姫路市長
奈良県知事
和歌山市長
岡山市長
広島市長
宇部市長
徳島市長
高松市長
松山市長
高知市長
北九州市長
福岡市長
久留米市長
長崎市長
佐世保市長
宮崎市長
鹿児島市長
沖縄県知事

03 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目

（目的）

第１条　この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定　（ 以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

（応援の期間）

第２条　協定第２条に定める生鮮食料品の応援の期間は、一週間程度とし、長期に及ぶ場合は国等と調整のうえ対応する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第３条　協定第５条に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については次のとおりとする。

（１）　応援を要請した中央卸売市場開設者（ 以下「甲」という。）が負担する経費の額は、応援を行った中央卸売市場開設者（ 以下「乙」という。）が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

（２）　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、乙の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は甲の負担とする。

（応援経費の請求、支払い方法）

第４条　協定第５条に定める応援に要する経費を乙が支払った場合は、甲に請求する。

２　前項に定める請求は、乙の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して甲の知事又は市長に請求する。

３　前２項により難いときは、甲乙協議の上決定する。

（連絡担当部局）

第５条　協定第６条により各中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

附　則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

平成２０年９月１日

01 災害時における物資の供給に関する協定書

宮崎市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となったときは、品目、数量、場所、期間等を明示した、災害時における物資の供給応援要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により、乙に供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲内において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとする。

（１）食料品

（２）食器類

（３）日用品

（４）その他乙の取り扱い商品

（物資の運搬）

第５条　前条の各号に掲げる物資を甲の指定する場所への運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　前項の場合において、甲は、必要に応じ乙に対して物資の運搬の協力を求めることができる。この場合において、甲は、物資を運搬する乙の車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用）

第６条　乙が甲に供給した商品、運搬等の費用については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

２　前項に規定する費用の額は、乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に、災害発生の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第７条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について情報の提供を求めることができる。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を事前に指定するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期限は、この協定の締結の日から１年とする。ただし、期限満了の１か月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに１年間同一の内容をもってその効力を有するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
　　宮崎市
　　宮崎市長

乙

■協定企業一覧

業態	事業所名	住　　所	電話	備考
百貨店	(株)橘百貨店	橘通西３丁目１０－３２	0985-24-4111	
	(株)サンリブ	北九州市若松区本町２丁目 17-1	093-752-3711	
	(株)宮崎山形屋	橘通東３丁目４－１２	0985-31-3355	
	イオン九州(株) イオン南宮崎店	大淀４丁目７－３０	0985-63-3411	
スーパー関係	イオン九州(株) イオン宮崎店	新別府町江口８６２－１	0985-60-8181	
	(株)山形屋ストア	生目台東４丁目６番地１	0985-52-2520	
	(株)永野(うめこうじ)	佐土原町下田島７７３７	0985-30-1035	
	(株)ハツトリー	霧島３丁目５７－２	0985-24-1093	
	イオン九州(株)	大淀４丁目７－３０	0985-63-3411	
	ＮＰＯ法人 コメリ災害対策センター	新潟市南区清水４５０１番地１	025-371-4185	
生協・農協	(株)エーコープみやざき	花ヶ島鴨の丸８２９－１	0985-31-2300	
	生活協同組合 コープみやざき	瀬頭２丁目１０－２６	0985-32-1234	
コンビニ	(株)南九州ファミリーマート宮崎営業所	昭和町３０－２	0985-31-5788	
ホームセンター	(株)ハンズマン	都城市吉尾町２０８０番地	0986-38-0847	
その他	宮崎県製パン協同組合	佐土原町下田島９１９９番地	0985-48-3362	

02 災害時における救援物資提供に関する協定書

協定先：南九州コカ・コーラボトリング株式会社→コカ・コーラウエスト株式会社
→コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

宮崎市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　市内に震度５弱以上の地震若しくは同等以上の災害が発生又は発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次項から第４項までに定める内容により協力するものとする。

２　乙は、前項の要請があった時は、災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

３　乙は、第１項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不便及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

４　乙は、第１項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

５　前項の飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が内容を確認した上、飲料水を引き取るものとする。なお、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の協定解消の申し出は、１ヵ月前までに行うものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各１通を保有する。

平成１８年　９月　２７日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮 崎 市 長

乙

03 災害時における救援物資提供に関する協定書

協定先：南九州ペプシコーラ販売株式会社→サントリービバレッジサービス(株)宮崎支店

宮崎市（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　市内に震度５弱以上の地震若しくは同等以上の災害が発生又は発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次項から第４項までに定める内容により協力するものとする。

２　乙は、前項の要請があった時は、緊急飲料提供自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

３　乙は、第１項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不便及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

４　乙は、第１項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

５　前項の飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が内容を確認した上、飲料水を引き取るものとする。なお、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の協定解消の申し出は、１ヵ月前までに行うものとする。

（協議）

第５条　　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各１通を保有する。

平成１８年　９月　２７日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮 崎 市
宮 崎 市 長

乙

04 災害時における救援物資提供に関する協定書

協定先：宮崎県農協果汁株式会社

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県農協果汁株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　宮崎市内における地震、風水害、その他の災害により甲が災害対策本部を設置し、その災害対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

２　乙は、前項の要請があった時は、飲料水の優先的な無償提供を甲に行うものとする。

３　前項の無償提供以外に、甲から乙に対し飲料水の要請があるときは、優先的に安定供給する。飲料水の引渡し場所は甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上、引き取るものとする。

また、飲料水の対価について甲が負担するが、その一部については乙が無償提供する。価格は甲、乙協議の上決定する。

（要請）

第３条　甲はこの協定による要請を行うときは、救援物資提供申請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することが出来るものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

（協議）

第５条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲、乙記名押印の上各自１通を保有するものとする。

平成２１年　２月２７日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮 崎 市 長

乙

05 災害時における備蓄品の供給に関する協定書

宮崎市（以下「甲」という。）と　協定先一覧のとおり　（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の保有する災害時備蓄品（以下、「備蓄品」という。）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内で災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生、又はそのおそれのある場合において、甲が乙の施設を避難所として開設した場合に当該施設の避難者に対して行う、乙の保有する備蓄品の供給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に乙の保有する備蓄品の供給が必要となったときは、品目、数量、場所、期間等を明示した、「災害時における備蓄品の供給応援要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により、乙に供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　　乙は、前条の要請に基づき、可能な範囲で保有する備蓄品を甲に供給するものとする。

（備蓄品の種類）

第４条　備蓄品の種類は、次のとおりとする。

備蓄品一覧のとおり

（備蓄品の運搬）

第５条　前条の各号に掲げる備蓄品を甲の指定する場所へ運搬する場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　前項の場合において、甲は、必要に応じ乙に対して備蓄品の運搬の協力を求めることができる。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき備蓄品を提供した場合は、速やかに品目、数量、場所、期間等を記載した「災害時における備蓄品の供給応援実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）」により、甲に報告するものとする。

（費用）

第７条　乙が甲に供給した備蓄品については、災害収束後、甲が速やかに同等品を補填するものとする。なお、備蓄品の補填については、現に甲が保有するものとしても差し支えないものとする。

（情報の交換）

第８条　甲は、乙が保有する備蓄品の在庫品目、数量等について情報の提供を求めることができる。

（連絡責任者）

第９条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を事前に指定するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期限は、この協定の締結の日から１年とする。ただし、期限満了の１か月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに１年間同一の内容をもってその効力を有するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷　正

乙

■協定先名称・備蓄品の種類・協定締結日・住所一覧

名称	備蓄品の種類	協定締結日	住所一覧
宮崎県立 宮崎大宮高等学校	・非常食 ・飲料水 ・トイレ処理袋	平成２８年 １２月１４日	宮崎市 神宮東１丁目３番１０号
学校法人 南九州学園	・非常食 ・飲料水 ・トイレ処理袋 ・毛布 ・備蓄消耗品用ケース ・ウエットタオル等	平成２９年 ８月２３日	宮崎市 霧島５丁目１番地２

06 災害時における医薬品等の調達に関する協定書

協定先：日本チェーンドラッグストア協会宮崎県支部

宮崎市、国富町及び綾町（以下「市町」という。）と日本チェーンドラッグストア協会宮崎県支部（以下「協会」という。）は、災害時における一般医薬品及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市町が災害時に医療救護活動を行う場合において、医薬品等の調達に係る協会の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請及び協力）

第２条　市町は、災害時に、医薬品等を必要とするときは、協会に対し医薬品等の供給について要請できるものとする。

２　協会は、前項の規定により、市町から要請を受けたときは、可能な範囲で保有する医薬品等を、速やかに市町に供給するものとする。

（要請の方法）

第３条　市町が、前条に基づき協会に医薬品等の供給を要請する場合は、協会に対し医薬品等供給要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により直接要請できるものとし、市町は、事後速やかに、協会に要請書を提出するものとする。

（医薬品等の運搬）

第４条　第２条第２項の医薬品等を、市町の指定する場所へ運搬する場合は、市町又は市町の指定する者が行うものとする。

２　前項の場合において、市町は、必要に応じ協会に対して医薬品等の運搬の協力を求めることができる。

（報告）

第５条　協会は、医薬品等の供給を実施したときは、その実績を医薬品等供給報告書（様式第２号）により市町に報告するものとする。

（経費の負担）

第６条　市町の要請により協会が供給した医薬品等の経費（第４条第２項に定める運搬費を含む。）については、市町が負担するものとする。

２　前項に規定する経費の支払額については、市町及び協会が協議の上適正価格の範囲内で決定する。

（体制整備）

第７条　協会は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び医薬品等の供給体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第８条　市町及び協会は、平常時から災害時の対応等について必要な協議をし、情報の交換に努めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項若しくはこの協定に定めた事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めた事項を変更する必要が生じた場合は、市町及び協会が協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、市町及び協会が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、市町及び協会記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　７月　６日

宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸　敷　　正

東諸県郡国富町大字本庄４８００番地
国富町
国富町長　　中別府　尚文

東諸県郡綾町大字南俣５１５番地
綾町
綾町長　　前　田　　穣

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目１０番１号
第一福岡ビルＳ館４階　株式会社コスモス薬品内
日本チェーンドラッグストア協会
宮崎県支部長　　横 山　英 昭
（株式会社コスモス薬品　代表取締役社長）

07 災害時における機材のレンタル供給に関する協定書

協定先：平和リース株式会社
平 和 仮 設株式会社
平和ハウス株式会社

宮崎市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（乙が所有する機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う機材の供給について、必要な事項を定め、もって応急対策、避難所運営等を円滑に行うことを目的とする。
（供給機材の範囲）
第２条　甲が乙に供給を要請する機材は、乙が保有する機材のうち、要請時点で乙が供給できる機材とする。
（協力要請）
第３条　甲は、この協定に基づき機材の供給を要請するときは、機材の種類及び数量、供給希望日、搬入場所その他必要な事項を明らかにして、レンタル機材供給要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。
（協力の実施）
第４条　搬入場所までの機材の運搬は、原則乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。
２　甲は、機材の引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、その種類、数量等を確認の上、受領するものとする。
３　乙は、機材の引渡しが完了した場合は、甲に対し、速やかにレンタル機材供給完了報告（様式第２号。以下「報告書」という。）を提出する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。
（経費の負担）
第５条　機材のレンタル及び運搬に係る経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する経費の算出方法については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　乙は、前項の経費を甲に請求できるものとする。
４　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。
（災害補償）
第６条　甲は、第４条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。
（情報の交換）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画
（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
（３）組織体制、提供可能な人員及び資機材
（４）その他必要事項

（秘密の保持）

第８条 乙は、協力により知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間満了後においても同様とする。

（疑義に関する協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年　８月　７日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷　正

乙

08 災害時における資機材調達に関する協定書

協定先：株式会社レンタルのニッケン宮崎営業所

宮崎市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン宮崎営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間での資機材の調達・供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時（市民の生命、身体及び財産に損害を及ぼす自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象）又は大規模な事故等による大規模災害、その他宮崎市地域防災計画に定められる事象（以下、総称して「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所等で必要となった資機材の速やかな配備を図るため、甲の乙に対する資機材の賃借調達要請、及び当該要請に基づき乙が行う資機材の賃貸供給に関し必要な事項を定めるものとする。

２ 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、資機材の供給の協力要請を行い、必要な資機材を調達確保することにより、避難者の衛生的な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（供給機材）

第２条 資機材の種類は次のとおりとする

（１）仮設トイレ
（２）暖房器具（業務用ストーブ）
（３）発電機
（４）照明器具（投光機）
（５）コードリール
（６）ポンプ
（７）その他乙の取扱い商品

（協力の要請）

第３条 甲は、次に掲げる場合において、避難者の衛生的な生活環境の確保を図るため資機材の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、資機材の供給の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）宮崎市内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。
（２）宮崎市以外において災害等が発生し、国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市等から資機材の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。

２ 甲は、この協定に基づき機材の供給を要請するときは、資機材の種類及び数量、引渡日時、引渡場所又は設置場所、設置期間その他必要な事項を明らかにして、資機材協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。但し、緊急を要し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話、ＦＡＸその他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付する。

３ 前二項に定める甲の協力要請の担当部局は、宮崎市災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは宮崎市危機管理課）とする。

（協力の実施）

第４条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。但し、乙が被災したこと等により協力に応ずることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡する。

（受渡し）

第５条 資機材の受け渡しは、原則として乙が指定する場所（乙事業所等）において行うものとする。

２ 前項の定めにかかわらず、乙は、甲から甲指定場所への資機材供給の要請があった場合には、可能な範囲で応じられるよう努めるものとする。なお、この場合における「資機材供給」とは、売買、請負、業務委託その他名称の如何を問わず、また、運搬、積卸、組立、設置、撤去その他態様の如何を問わず役務を伴うものをいうものとする。

３ 資機材の受渡しに際しては、甲は、受渡し場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類、数量等を確認のうえ、受領又は返還を行うものとする。

（報告）

第６条 乙は、第４条の規定に基づき協力を実施した場合は、資機材の受渡し場所毎に、甲に対し、速やかに資機材協力実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）を提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　資機材の賃貸料とその運搬及び設置等に係る経費（以下総称して「経費」という。）甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費の算出方法については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　乙は、前項の経費を甲に請求できるものとする。

４　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（配慮事項）

第８条 甲は、乙が第５条第２項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

（災害補償）

第９条　甲は、第４条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（情報の交換）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）組織体制、提供可能な人員

（４）提供可能な資機材及び基準価格

（５）その他必要事項

（秘密の保持）

第１１条 乙は、協力により知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間満了後においても同様とする。

（疑義に関する協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３１年　３月１８日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷　正

乙　宮崎市花ヶ島町柳ノ丸５３０－１
株式会社レンタルのニッケン宮崎営業所
所長　花田　貴之

09 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

協定先：株式会社アクティオ

宮崎市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（乙が所有する機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う機材の供給について、必要な事項を定め、もって応急対策、避難所運営等を円滑に行うことを目的とする。

（供給機材）

第２条　資機材の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（１）発電機
（２）投光機
（３）仮設トイレ
（４）移動式クーラー
（５）移動式エアコン
（６）掃除機
（７）レンタカー
（８）仮設ハウス
（９）その他乙の取扱い商品

（協力の要請）

第３条　甲は、この協定に基づき機材の供給を要請するときは、機材の種類及び数量、供給希望日、搬入場所その他必要な事項を明らかにして、レンタル機材供給要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には電話、口頭、FAX 等により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

２　前項に定める協力要請の担当部局は、甲においては宮崎市災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは宮崎市危機管理課）とし、乙においては、株式会社アクティオ宮崎営業所とする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に優先的に供給するものとする。

２　搬入場所までの機材の運搬は、原則乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

３　甲は、乙が機材を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

４　甲は、機材の引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、その種類、数量等を確認の上、受領又は返還するものとする。

５　乙は、機材の引渡しが完了した場合は、甲に対し、速やかにレンタル機材供給完了報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）を提出する。ただし、文書による回答が困難である場合には電話、口頭、FAX 等により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　機材のレンタル及び運搬に係る経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費の算出方法については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　乙は、前項の経費を甲に請求できるものとする。

４　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（災害補償）

第６条　甲は、第４条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）組織体制、提供可能な人員

（４）提供可能な資機材及び基準価格

（５）その他必要事項

（秘密の保持）

第８条 乙は、協力により知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間満了後においても同様とする。

（疑義に関する協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和元年１０月３０日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
株式会社アクティオ　九州支店
上席執行役員九州支店長　橋爪　正一

01 災害時における下水道の応急復旧に関する協定書

協定先：宮崎管工事協同組合

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震風水害その他の災害（以下「災害」という。）により甲の管理する下水道管路施設に被害が生じた場合における応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、「宮崎市地域防災計画」に基づき、甲が行う災害発生時の応急復旧に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害の発生時において必要があると認めるときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

２　乙は、前項の応援の要請により、乙の組合員に対し出動を要請する。

３　対象施設は、汚水管の取付管及び公共汚水桝等とする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に対し日時、場所、業務内容等について、文書等の方法により応援を要請する。

（協力）

第４条　乙は、第２条の規定により甲の応援要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うため、必要な人員、車両、資機材等を準備し協力体制を取るものとする。

２　乙は、甲の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（協力の準備）

第５条　乙は、甲の応急復旧の要請に対し速やかに対処するため、日頃から乙の協力できる人員と車両及び資機材等の保有状況を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙は、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙がこの協定に基づく協力のために要した費用について、甲が定める基準により算定した額を負担するものとする。

（労働災害補償・損害賠償）

第７条　この協定に基づいて応急復旧に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）に基づき、これを補償するものとする。

２　応急復旧により、第三者に損害を与えた場合は甲、乙協議のうえ対処するものとする。

（協議）

第８条　この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了の１か月前までに甲及び乙からも何ら意思表示がないときは更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する

ものとする。

平成３１年　４月　３日

甲　　宮崎市鶴島三丁目２５２番地
宮崎市
宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長　　宮本　兼治

乙

02 災害時における水道の応急復旧に関する協定書

協定先：宮崎管工事協同組合

宮崎市水道局（以下「甲」という。）と宮崎管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震風水害その他の災害（以下「災害」 という。）により甲の水道施設に被害が生じた場合における応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、「宮崎市地域防災計画」に基づき、甲が行う災害発生時の応急復旧に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害の発生時において必要があると認めるときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

２　乙は、全号の応援の要請により、乙の組合員に対し出動を要請する。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に対し日時、場所、業務内容等について、文書等の方法により応援を要請する。

（協力）

第４条　乙は、第２条の規定により甲の応援要請を受けたときは、速やかに、応急復旧を行うため、必要な人員、車両、資機材等を準備し協力体制を取るものとする。

２　乙は、甲の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（協力の準備）

第５条　乙は、甲の応急復旧の要請に対し速やかに対処するため、日頃から乙及び乙の組合員の協力できる人員と車両及び資機材等の保有状況を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙は、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙がこの協定に基づく協力のために要した費用について、甲が定める基準により積算した額を負担するものとする。

（労働災害補償・損害賠償）

第７条　応急復旧において、乙及び乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、乙及び乙の組合員の労働災害保険により補償するものとする。

２　応急復旧により、第三者に損害を与えた場合は甲、乙協議のうえ対処するものとする。

（協議）

第８条　この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成９年１０月６日

甲　宮崎市鶴島三丁目２５２番地
宮　崎　市
宮崎市水道事業管理者
水　道　局　長

乙

03 災害時における下水道の維持修繕に関する協定書

協定先：日本下水道事業団

宮崎市（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、委託者の所管する下水道施設について災害が発生した場合において受託者が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、受託者が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他委託者と受託者の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設は、別紙に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第３条　受託者が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条１項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第４条　委託者は、受託者に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

２　前項ただし書の場合においては、委託者は、事後において速やかに、受託者に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　受託者は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第６条　受託者は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、委託者に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）
第７条　委託者は、受託者が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
２　受託者は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を委託者に請求するものとする。
３　委託者は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに受託者に支払うものとする。
（廃止）
第８条　委託者又は受託者においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、委託者受託者協議の上、この協定を廃止することができる。
２　委託者又は受託者がこの協定の定めに違反した場合においては、委託者又は受託者は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。
（事務局）
第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
一　委託者の事務局　宮崎市　上下水道局　下水道部　下水道施設課
二　受託者の事務局　日本下水道事業団　九州総合事務所　施工管理課
（協定の有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和３年９月３０日までとする。
（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、委託者受託者記名押印し、それぞれ１通を保有する。

令和元年１０月１日

委託者　住所　宮崎県宮崎市鶴島三丁目２５２番地
名称　宮崎市
氏名　宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

受託者

04 災害時における復旧支援協力に関する協定書

協定先：公益社団法人日本下水道管路管理業協会

宮崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する公共下水道の下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。農業集落排水については公共下水道に準ずるものとし、協定下水道施設に農業集落排水の下水道管路施設も含めるものとする。

（目的）

第１条　この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条　　甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

一　応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

二　その他、甲と乙の間で協議し必要とされる業務

２　前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は、宮崎市上下水道局下水道整備課、乙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部宮崎担当とする。

３　甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４　乙は、前３項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用の負担）

第３条　甲は、乙が行った復旧支援に要した費用を負担するものとする。

２　甲は、請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（労働災害補償・損害賠償）

第４条　甲は、この協定に基づいて応急復旧に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）に基づき、これを補償するものとする。

２　応急復旧により第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

２　乙は、毎年３月３１日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（協定下水道施設台帳データの提供）

第６条　甲は、特定下水道施設等の復旧に必要な台帳の図面等を、ＰＤＦ等の電子データとして乙に提供するものとする。

２　甲は、台帳に大幅に変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（協定下水道施設台帳データの開示）
第７条　乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対して、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。
２　支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。
３　甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前２項を準用する。
（広域被災）
第８条　甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合に乙は、下水道対策本部による活動を優先する。
（協定機関）
第９条　　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３０日前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。
（違反措置）
第１０条　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合は、甲又は乙は違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができるものとする。
（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成３１年　３月２９日

甲　　宮崎県宮崎市鶴島三丁目２５２番地
宮崎市
宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

乙　　東京都千代田区岩本町二丁目５番１１号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会　長

01 災害時における緊急輸送の応援に関する協定書

協定先：社団法人宮崎県トラック協会→一般社団法人宮崎県トラック協会

宮崎市（以下「甲」という。）と社団法人宮崎県トラック協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急輸送の応援に関し、適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、応急対策を実施する上で乙の応援を必要と認めるときは、救援物資緊急輸送要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により、乙に対し、応援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲からの応援の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定により応援に従事したときは、救援物資緊急輸送実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）により、甲に対し、速やかに報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条の規定による応援に要した経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害発生直前における当該地域の事業者が定める運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第６条　乙は、第３条の規定による応援が完了した後、甲に対し、速やかに、前条の経費を請求する。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、乙に対し、速やかに、経費を支払うものとする。

（事故等）

第７条　乙は、提供した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続しなければならない。

２　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかに、その状況を報告しなければならない。

（補償）

第８条　甲は、第３条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、次に掲げる場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３８号）の例により、その損害を補償する。

（１）応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
（２）当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
（３）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する責任者は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡をとるものとする。

（担当者名簿の作成）

第１０条　甲及び乙は、この協定締結の日及び毎年４月１日現在の災害等における緊急輸送の応援に関する協定事務担当者名簿（様式第３号）を作成し、相互に交換して保有するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成１９年３月３１日までとする。

（協定の更新）

第１３条　この協定の有効期間の終了１か月前までに、甲乙のいずれか一方から異議の申し出がないときは、終期の翌日において向かう１か年順次協定を更新したものとみなす。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年９月２７日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮 崎 市
宮 崎 市 長

乙

02 災害時における物流専門家派遣及び地域内輸送拠点の業務支援に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎県トラック協会

宮崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害時における国、県等からの緊急物資（以下「支援物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う地域内輸送拠点の業務支援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生し、支援物資の物流に係る業務を適正かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（地域内輸送拠点の開設等）

第２条　甲は、大規模な災害の発生により国、県等からの支援物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、地域内輸送拠点を開設する。

２　甲は、地域内輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

（１）支援物資の受入

（２）地域内輸送拠点における支援物資の在庫管理、仕分け及び保管等

（３）市町村が指定する各避難所等に輸送する支援物資の搬出

（４）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

３　甲は、拠点業務の必要性が低下したと判断したときは、これを閉鎖するものとする。

（支援の要請）

第３条　甲は、拠点業務を行うに当り、必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる内容を要請するものとする。

（１）宮崎市災害対策本部への物流専門家の派遣

（２）前条第２項各号に定める拠点業務の支援

（物流専門家の業務）

第４条　前条第１項第１号に定める物流専門家は、次の各号に定める業務を行う。

（１）輸送ルートの被災状況に応じた車両選定や代替ルートの調整等

（２）甲が指定する地域内輸送拠点が使用できない場合の拠点の選定等

（拠点業務の支援）

第５条　第３条第１項第２号に定める拠点業務の支援は、次の各号に定める業務を行う。ただし、支援の役割分担については、地域内輸送拠点の施設管理者と事前の調整を十分行うものとする。

（１）拠点業務を行うために必要な物流コーディネーターの派遣

（２）拠点業務に必要な人員及び機材の提供

（３）拠点業務の実施

（４）その他第２条第２項各号に定める業務に関し甲が必要と認めるもの

（要請の手続き）

第６条　第３条の規定による要請は、物流専門家派遣及び地域内輸送拠点業務支援要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けた場合は、物流専門家派遣及び地域内輸送拠点業務支援通知書（様式第２号。以下「通知書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

（物流専門家の派遣及び拠点業務の実施）

第７条　乙は、前条第１項に規定する要請を受けたときには、速やかに物流専門家の派遣及び拠点業務の支援を行うものとする。ただし、乙が被災等により要請に応じることが困難な場合は、この限りでない。

（経費の負担）

第８条　物流専門家の派遣及び拠点業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の算出方法については、次の各号の災害発生直前における通常の料金（価格）を参考として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（１）物流拠点における使用料

（２）人件費

（費用の請求）

第９条　乙は、実績報告書兼請求書（様式第３号）により、甲に業務実績を報告するとともに、要した費用を請求する。

２　甲は、前項の報告及び請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

３　第１項の請求の時期等については、甲、乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第１０条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第１１条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報の交換）

第１２条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）その他必要事項

（災害時における情報提供）

第１３条　甲及び乙は、大規模な災害発生後は直ちに連絡を取り、関連施設の被災状況や要請の可能性等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（秘密の保持）

第１４条　甲及び乙は、拠点業務により知ることができた秘密を他人に漏らし又は利用してはならない。業務が終了した後においても同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第１６条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年　９月　７日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　宮崎市恒久一丁目７番２１号
一般社団法人宮崎県トラック協会
会長　牧田　信良

03 災害時における地域内輸送拠点の提供等に関する協定書（リエゾン有り）

協定先：株式会社鹿児島急送

ヤマト運輸株式会社宮崎主管支店

宮崎市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、災害時における国等からの緊急物資（以下「支援物資」という。）の受入れ、保管及び避難所等への搬出を行う地域内輸送拠点の開設及び業務支援に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生し、支援物資の物流に係る業務を適正かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めることを目的とする。

（地域内輸送拠点の開設等）

第２条　甲は、大規模な災害の発生により国等からの支援物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、地域内輸送拠点を開設する。

２　この協定に定める地域内輸送拠点は、次の施設とする。

施設名

所在地

３　甲は、地域内輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

（１）支援物資の受入

（２）地域内輸送拠点における支援物資の在庫管理、仕分け及び保管等

（３）市が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する支援物資の搬出

（４）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

４　乙は、地域内輸送拠点との連絡調整のため、現地情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を甲に派遣する。甲は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保し、適切に情報交換を行う。

５　甲は、拠点業務の必要性が低下したと判断したときは、これを閉鎖するものとする。

（支援の要請）

第３条　甲は、拠点業務を行うに当り、必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる内容を要請するものとする。

（１）前条に規定する地域内輸送拠点の開設のための事前準備

（２）拠点業務を行うために必要なスペースの確保

（３）拠点業務に必要な人員及び搬送等に必要な機材の提供

（４）地域内輸送拠点との連絡調整のため、甲の災害対策本部等へのリエゾンの派遣

（５）その他前条第３項各号に規定する業務に関し甲が必要と認めるもの

（要請の手続き）

第４条　前条の規定による要請は、地域内輸送拠点施設開設要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けた場合は、地域内輸送拠点開設通知書（様式第２号。以下「通知書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

（拠点業務の実施）

第５条　乙は、前条第１項に規定する要請を受けたときには、速やかに地域内輸送拠点の開設準備及び拠点業務の支援を行うものとする。ただし、乙が被災等により要請に応じることが困難な場合は、この限りでない。

（経費の負担）

第６条　拠点業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の算出方法については、災害対策基本法で定めるほか、災害時輸送に係る合理的な範囲内で甲乙協議の上、決定するものとする。

（１）物流拠点における使用料

（２）人件費

（費用の請求）

第７条　乙は、実績報告書兼請求書（様式第３号）により、甲に業務実績を報告するとともに、要した費用を請求する。請求の時期等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　甲は、前項の報告及び請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

（災害補償）

第８条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報の交換）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）リエゾンの職、氏名並びに連絡方法等

（４）その他必要事項

（秘密の保持）

第１１条　甲及び乙は、拠点業務又はリエゾン派遣により知ることができた秘密を他人に漏らし又は利用してはならない。業務が終了した後においても同様とする。

（疑義に関する協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長

乙

04 災害時における地域内輸送拠点の提供等に関する協定書（リエゾン無し）

協定先：株式会社共立電機製作所

宮崎県経済農業協同組合連合会

丸栄宮崎株式会社 Jupiter 工場

宮崎市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、災害時における国等からの緊急物資（以下「支援物資」という。）の受入れ、保管及び避難所等への搬出を行う地域内輸送拠点の開設及び業務支援に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生し、支援物資の物流に係る業務を適正かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めることを目的する。

（地域内輸送拠点の開設等）

第２条　甲は、大規模な災害の発生により国等からの支援物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、地域内輸送拠点を開設する。

２　甲は、地域内輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

（１）支援物資の受入

（２）地域内輸送拠点における支援物資の在庫管理、仕分け及び保管等

（３）市が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する支援物資の搬出

（４）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

３　甲は、拠点業務の必要性が低下したと判断したときは、これを閉鎖するものとする。

（支援の要請）

第３条　甲は、拠点業務を行うに当り、必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる内容を要請するものとする。

（１）前条に規定する地域内輸送拠点の開設のための事前準備

（２）拠点業務を行うために必要なスペースの確保

（３）拠点業務に必要な人員及び搬送等に必要な機材の提供

（４）その他前条第２項各号に規定する業務に関し甲が必要と認めるもの

（要請の手続き）

第４条　前条の規定による要請は、地域内輸送拠点施設開設要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けた場合は、地域内輸送拠点開設通知書（様式第２号。以下「通知書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

（拠点業務の実施）

第５条　乙は、前条第１項に規定する要請を受けたときには、速やかに地域内輸送拠点の開設準備及び拠点業務の支援を行うものとする。ただし、乙が被災等により要請に応じることが困難な場合は、この限りでない。

（経費の負担）

第６条　拠点業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の算出方法については、次の各号の災害発生直前における通常の料金（価格）を参考として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（１）物流拠点における使用料

（２）人件費

（費用の請求）
第７条　乙は、実績報告書兼請求書（様式第３号）により、甲に業務実績を報告するとともに、要した費用を請求する。請求の時期等については、甲乙協議の上、決定するものとする。
２　甲は、前項の報告及び請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。
（災害補償）
第８条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき、これを補償するものとする。
（第三者に対する損害賠償）
第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（情報の交換）
第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。
（１）宮崎市地域防災計画
（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
（３）その他必要事項
（秘密の保持）
第１１条　甲及び乙は、拠点業務により知ることができた秘密を他人に漏らし又は利用してはならない。業務が終了した後においても同様とする。
（疑義に関する協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。
（協定期間）
第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。
２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長

乙

01 災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎県サッシ協会

宮崎市（以下「甲」という。）と、一般社団法人宮崎県サッシ協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内において風水害や地震等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合の応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は次のとおりとする。

（１）　甲が管理する施設等の窓・開口部建具の建付調整、補修・補強、部品・部材の交換

（２）　甲が管理する施設等の破損ガラスの応急処置、入れ替え

（３）　甲が管理する施設等の廃棄建具、ガラスの撤去・清掃

（４）　被害情報の収集・報告

（５）　その他、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第３条　甲は、乙の協力による業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における応急対策実施要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）業務を行う場所、内容及び期間

（５）その他必要事項

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から第２条に規定する業務を行うよう要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて業務に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、適時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災

害時における応急対策実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）」により、甲に報告するものとする。

（１）従事した業務の内容

（２）従事した人員及び所属会社の名簿

（３）人員毎の業務に従事した時間

（４）使用した機材・車両の種別、台数及び使用時間数

（５）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

（災害補償）

第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第１０条　乙は、第７条に規定する経費、第８条に規定する損害賠償及び第９条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２２年１０月２０日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮　崎　市
宮　崎　市　長

乙

02 災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：宮崎県防水工事業協同組合

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県防水工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における防水等の応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内において風水害や地震等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合の応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は次のとおりとする。

（１）甲が管理する施設等の天井・壁の漏水の応急止水措置

（２）甲が管理する施設等の飲料水槽・配管の漏水の応急止水措置

（３）発電機・投光機による応急照明装置の提供

（４）被害情報の収集・報告

（５）その他、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第３条　甲は、乙の協力による業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における応急対策実施要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）業務を行う場所、内容及び期間

（５）その他必要事項

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から第２条に規定する業務を行うよう要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて業務に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、適時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災

害時における応急対策実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）」により、甲に報告するものとする。

（１）従事した業務の内容

（２）従事した人員及び所属会社の名簿

（３）人員毎の業務に従事した時間

（４）使用した機材・車両の種別、台数及び使用時間数

（５）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

（災害補償）

第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第１０条　乙は、第７条に規定する経費、第８条に規定する損害賠償及び第９条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２２年１０月２０日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮　崎　市
宮　崎　市　長

乙

03 災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：宮崎県冷凍空調工業会

宮崎市（以下「甲」という。）と、宮崎県冷凍空調工業会（以下「乙」という。）は、災害時における冷凍空調の応急対策業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規程する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は次のとおり　とする。

（１）災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の冷凍空調施設の機能確保

（２）冷凍空調資材の調達・提供

（３）冷凍空調技術者の斡旋・提供

（４）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第３条　甲は、乙の協力による業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時の応急対策実施要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）業務を行う場所、内容及び期間

（５）その他必要事項

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他の必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から第２条に規定する業務を行うよう要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて業務に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、適時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した

「災害時における応急対策実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）」により、甲に報告するものとする。

（１）従事した業務の内容

（２）従事した人員及び所属会社の名簿

（３）人員毎の業務に従事した時間

（４）使用した機材・車両の種別、台数及び使用時間数

（５）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

（災害補償）

第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第９場　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第１０条　乙は、第７条に規定する経費、第８条に規定する損害賠償及び第９条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定の内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２７年９月１１日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長

乙

04 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書

協定先：宮崎県エルピーガス協会宮崎支部

宮崎市（以下「甲」という。）と、宮崎県エルピーガス協会宮崎支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるＬＰガス等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規程する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生のおそれがある場合におけるＬＰガス等の調達に係る業務の実施に関し、甲が乙に対して支援を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に支援を要請する業務（以下「業務」という。）は次のとおり　とする。

（１）災害時に拠点となる公共施設及び避難所等へのＬＰガスの優先的な供給

（２）ＬＰガスコンロ・ガスストーブ等の機材（以下「ＬＰガス機材」という。）の調達・提供

（３）ＬＰガス容器等の搬送・設置

（４）ＬＰガス保安業務資格者の斡旋・提供

（５）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第３条　甲は、乙の協力による業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時の応急対策実施要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）業務を行う場所、内容及び期間

（５）その他必要事項

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他の必要事項

（支援の実施）

第５条　乙は、甲から第２条に規定する業務を行うよう要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて業務に従事するものとする。

（業務内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、随時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時における応急対策実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）」により、甲に報告するものとする。

（１）従事した業務の内容

（２）従事した人員及び所属会社の名簿

（３）人員毎の業務に従事した時間

（４）使用した機材・車両の種別、台数及び使用時間数

（５）その他必要事項

（搬送及び引渡し）

第７条　ＬＰガス機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資搬送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する方法により搬送するものとする。

２　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

３　甲は、当該場所への物資の搬送を、乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

２　商品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（災害補償）

第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第９場　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第１０条　乙は、第８条に規定する経費、第９条に規定する災害補償及び第１０条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては、総務部危機管理局危機管理課、乙においては宮崎県エルピーガス協会宮崎支部事務局とする。

（疑義に関する協議）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年１月２０日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸　敷　　正

乙　宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田７７４番地
宮崎県エルピーガス協会　宮崎支部
支 部 長　　長　友　　利　雄

05 災害時における特設公衆電話の設置･利用に関する協定書

協定先：西日本電信電話株式会社宮崎支店

宮崎市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社宮崎支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者または帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信手段の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の開設に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

２　屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は、別紙１「特設公衆電話設置一覧表」に定め、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙２「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲および乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙３「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第９条　特設公衆電話の開設については、甲乙協議の上決定するものとし、この決定があった場合、甲は特設公衆電話を速やかに開設し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により開設することができるものとする。

（特設公衆電話の利用料金）

第１０条　特設公衆電話の開設期間内の利用料金については、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の利用）

第１１条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第１２条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ決定するものとし、この決定があった場合、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、甲が避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料金は、甲が負担するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第１４条　本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその１通を保有する。

平成２５年　４月１６日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
　　宮崎市
　　宮崎市長

乙

06 災害時における畳の提供に関する協定書

協定先：「５日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会

宮崎市（以下「甲」という。）と「５日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、避難所を開設する必要がある場合において、甲が開設する避難所等に対し、乙が協力して行う畳の提供について、必要な基本的事項を定めること目的する。

（協力の要請）

第２条　宮崎市内において、災害の発生に伴い、避難所を開設し、畳を必要と認める場合は、甲は、乙に対してその保有する畳の提供を要請すること（以下「提供要請」という。）ができるものとする。

２　乙は、甲から提供要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（提供の手続き）

第３条　甲は、乙の協力による業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における畳提供要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）納入場所及び納入日時

（３）数量

（４）その他必要事項

（提供の実施）

第４条　乙は、甲から提供要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受託し、直ちに必要とする畳の提供措置を講ずるものとする。また、甲は、可能な範囲で乙が畳の運搬に使用する車両を、緊急又は優先車両として通行できるように対処する。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）その他必要事項

（経費の負担）

第６条　乙が甲に提供する畳に係る費用（運搬費及び人件費を含む。）は無償とする。ただし、利用後の処分については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、第４条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき、これを補償するものとする。

（業務内容の報告）
第８条　乙は、第４条の規定に基づき業務に従事した場合は、随時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時における畳提供実施報告書（様式第２号）」により、甲に報告するものとする。
（１）納入日場所及び納入日時
（２）数量
（３）その他必要事項
（第三者に対する損害賠償）
第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（費用等の請求）
第１０条　乙は、第６条に規定する経費、第７条に規定する災害補償及び前条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。
（疑義に関する協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。
（協定期間）
第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。
２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年９月２９日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸　敷　　正

乙　兵庫県神戸市兵庫区永沢町３丁目８番８号
「５日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会
事務局長・発起人　前　田　敏　康

07 避難所における応急危険度判定に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎県建築士会
一般社団法人宮崎県建築士事務所協会
公益社団法人日本建築家協会九州支部宮崎地域会

宮崎市（以下「甲」という。）、一般社団法人宮崎県建築士会（以下「乙」という。）、一般社団法人宮崎県事務所協会（以下「丙」という。）、公益社団法人日本建築家協会　九州支部　宮崎地域会（以下「丁」という。）は、宮崎市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合において、被災建築物に対する応急業務を行うために必要とする乙、丙及び丁の応援について、その業務を円滑かつ速やかに実施することを目的とする。

（支援協力）

第２条　甲が乙、丙及び丁に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）甲が指定する避難所施設の応急危険度判定

（２）上記以外の甲が指定する市有施設の応急危険度判定

（３）その他甲が必要とする支援

２　前項第３号の支援内容については、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

（応急対策活動業務の基準）

第３条　前条第１項第１号及び第２号の支援は、宮崎県地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱第２条第２号に定める応急危険度判定士のうち、県及び市町村の職員を除く民間の判定士が、「応急危険度判定業務マニュアル」の基準に従って行うものとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、第２条の支援業務が必要と認めるときは、乙、丙及び丁に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）応急対策活動業務の実施内容

（３）その他必要な事項

２　前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

３　乙、丙及び丁は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第５条　本市域において震度６弱以上の地震が発生した場合には、乙、丙及び丁は甲から前条の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

（報告）

第６条　乙、丙及び丁は、応急危険度判定に従事したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を

甲に報告するものとする。

（１）応急危険度判定結果

（２）従事した人員及び名簿

（３）活動内容及び状況

（４）従事によって知り得た災害情報

（５）その他必要な事項

（費用負担）

第７条　乙、丙及び丁は、甲から第２条の支援協力要請があったときは、原則として無償で従事するものとする。

（補償等）

第８条　甲は、第２条の規定による支援協力に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になったときは、次に掲げる必要な補償を行うものとする。

（１）第２条第１項第１号及び第２号に従事した者にあっては、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」による。

（２）第２条第１項第３号に従事した者にあっては、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙丙丁協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から３ヶ月前までに甲乙丙丁いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を１年延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年　２月　８日

宮崎市橘通西一丁目１番１号
甲　宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正
宮崎市別府町２番１２
乙　一般社団法人　宮崎県建築士会
会長　松竹　昭彦
宮崎市橘通東二丁目９番１９号
丙　一般社団法人　宮崎県建築士事務所協会
会長　金丸　啓洋
日南市大字風田３９９９－１
丁　公益社団法人　日本建築家協会　九州支部　宮崎地域会
会長　作田　耕一朗

08 災害時における避難に係る応急対策等に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎県造園緑地協会宮崎支部

宮崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人　宮崎県造園緑地協会　宮崎支部（以下「乙」という。）とは、災害時における避難に係る応急対策等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における避難場所及び避難経路（以下「避難場所等」という。）の確保に係る応急対策等に関する業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める際の必要な基本的事項を定め、もって避難場所等の機能の確保、早期復旧に資することを目的とする。

（応急対策業務の範囲）

第２条　甲が乙に要請できる応急対策業務は、次のとおりとする。

（１）避難場所等が倒木や瓦礫等により使用困難となった場合の除去及び処理

（２）避難場所等の清掃

（３）避難場所等の樹木の原状復旧

（４）避難場所等の被災情報の収集

（５）家屋の浸水などに伴う消毒作業

（６）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第３条　甲は、応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　甲は、前項の規定による要請を行うときは、災害対策協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに可能な限りの協力を実施するものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき協力を実施したときは、災害対策協力実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲の要請により、乙が応急対策業務を実施した場合に要する経費は、原則として甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費の算出方法については、災害発生直前における通常の料金（価格）を参考として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第６条　甲は、第４条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関

係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）組織体制、提供可能な人員及び資機材

（４）その他必要事項

（秘密の保持）

第８条　乙は、協力により知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間満了後においても同様とする。

（疑義に関する協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年１２月２０日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　宮崎市城ヶ崎一丁目１－５
一般社団法人宮崎県造園緑地協会　宮崎支部
支部長　濵砂　健三

01 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

協定先：イオンモール株式会社イオン宮崎ショッピングセンター
イオン九州株式会社ジャスコ宮崎店

宮崎市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン宮崎ショッピングセンター（以下「乙」という。）及びイオン九州株式会社ジャスコ宮崎店（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、宮崎市域で風水害及び地震等による大規模災害が発生した場合における被災者の応急救助に係る甲、乙及び丙の防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、乙及び丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

（１）乙及び丙の店舗において、被災者に対し、避難場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（２）乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（３）丙の店舗において、被災者に対し、食糧、生活必需品等の救援物資を可能な範囲で供給すること。

２　甲、乙及び丙は、前項各号に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第３条　前条第１項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては宮崎市危機管理室長、乙においてはイオンモール株式会社イオン宮崎ショッピングセンター管理課長、丙においては　　店長とする。

２　甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条第１項第３号及び同条第２項に規定する防災協力の実施に要した経費は、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第７条　この協定書の有効期間は、平成１８年９月２７日から平成１９年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに甲、乙及び丙のいずれかから異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効力を有するものとし、以後の期間満了の際もまた同様とする。

（疑義等の決定）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年　９月２７日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮 崎 市
宮 崎 市 長

乙

丙

02 災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書

協定先：宮崎交通株式会社
㈠社㈡宮崎県タクシー協会宮崎支部
宮崎個人タクシー事業協同組合

宮崎市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、宮崎市域で風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）及び武力攻撃事態等の災害が発生した場合において、災害情報の収集及び甲が行う避難者等の緊急搬送に係る乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、避難者等の緊急搬送が必要なときは、乙に協力要請できるものとし、乙は甲に協力するものとする。

２　甲は、災害情報の収集が必要なときは、乙に協力要請できるものとし、乙は甲に協力するものとする。

（１）火災の発生及び延焼の状況

（２）救出・救助を必要とする負傷者等の状況

（３）道路、橋梁の交通状況

（４）その他必要な災害に関する情報

（協力要請の手続き）

第３条　甲の乙に対する避難者等の緊急搬送の要請は、その経路及び目的地、客層、人数、目的地の天候等について、必要な情報を記載した緊急搬送要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要するときは、口頭または電話等により要請できるものとし、事後、速やかに緊急搬送要請書を提出するものとする。

２　甲が緊急搬送要請を行うときには、事前に甲・乙で安全性の確保について十分協議した上で要請を行うものとする。

（情報の提供方法）

第４条　乙は、所属バスから第２条第２項の情報を収集し、その情報をとりまとめて、電話等により甲に提供するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲は、第２条第１項の規定により実施した緊急搬送に要した経費のうち、次に掲げるものを負担するものとする。この場合において、当該経費の額は、甲・乙協議して決定するものとする。

（１）輸送に要したバス借り上げ料

（２）使用した車両の汚損又は損壊に係る修繕費用

（３）その他甲・乙協議の上決定した費用

（緊急搬送時の負傷者）

第６条　避難者等を緊急搬送する際に発生した傷病については、全て甲の責任において処理する。ただし、運転が原因で生じた負傷については、乙が加入する自動車保険にて処理するものとする。

（期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成　　年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日から１か月前までに、甲、乙いづれかから異議の申し出がないときは、期間満了の日から起算して引き続き１年間効力を有するものとし、以後の期間満了の際もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙の記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２０年　６月　５日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長

乙

■協定企業一覧

事業所名	住　　所	電話番号
宮崎交通株式会社	宮崎市大淀４丁目１０－８	電話５１－０１２２ FAX５３－９９４７
(一社)宮崎県タクシー協会 宮崎支部	宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾２７３５の２４	電話５１－８０８１ FAX５４－８３２０
宮崎個人タクシー事業協同組合	宮崎市大字田吉字東前島２４３９番地１２	電話５２－２１８１ FAX５２－２１９５

03 災害時における避難所等の協力に関する協定書

協定先：宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合宮崎支部

宮崎市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における避難所等の協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、宮崎市域で風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う避難者対策に係る乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）乙の施設において、被災者に対し、避難所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（２）乙の施設において、被災者で災害時要援護者に対し、可能な範囲で空き部屋を提供すること。

（３）乙の施設において、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

２　甲及び乙は、前項各号に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第３条　前条第１項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力の実施に要した経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第６条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成　　年　　月　　日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに甲及び乙のいずれかから異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効力を有するものとし、以後の期間満了の際もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２０年　６月　５日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
　　宮崎市
　　宮崎市長

乙

別紙（第３条関係）

災害時における避難場所の協力に関する要請書

年　　月　　日

様

宮崎市長

災害時における避難場所等の協力に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

１．避難地区　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地区
　　協力避難場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ホテル・旅館

２．避難世帯数（人数）

＿＿＿＿＿＿＿＿世帯
男＿＿＿＿＿＿人
女＿＿＿＿＿＿人　　計＿＿＿＿＿＿

04 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

協定先：宮崎県行政書士会

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県行政書士会（以下「乙」という。）は、宮崎市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、必要な手続き等に関する行政相談（以下「手続相談業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する手続相談業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害対策本部等を設置し、かつ、宮崎市内において災害救助法が適用された場合で、手続相談業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第３条　前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙及び乙の会員が行う手続相談業務は行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び第１条の３に規定する業務並びに次に掲げる業務とする。

（１）甲が要請する場所への、乙による被災者支援相談窓口（以下「窓口」という。）の設置

（２）甲への乙の会員の派遣

（３）その他甲が必要と認める業務

（要請手続き）

第４条　第２条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を記載した「災害時支援協力要請書（様式第１号。以下、「要請書」という。）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けた時は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況（選出した行政書士氏名、派遣可能期間）を甲に報告するものとする。

（窓口の設置及び運営）

第５条　甲は、窓口の設置及び運営を円滑に行うために、次に掲げる業務に努めるものとする。

（１）窓口設置場所の確保

（２）被災者への広報

（３）窓口で使用する消耗品の無償貸与

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）その他必要事項

（費用負担）

第７条　第３条に規定する手続相談業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第８条　甲の要請に基づく手続相談業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（業務内容の報告）

第９条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、随時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時支援協力報告書（様式第２号）により、甲に報告するものとする。

（１）業務内容

（２）件数

（３）その他必要事項

（損害の補償）

第１０条　甲の要請に基づく手続相談業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲は負担を負わないものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年　９月　１日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸　敷　　正

乙　宮崎県宮崎市松橋一丁目２番１８号
新井ビル２階
宮崎県行政書士会
会　長　蓑　原　行　満

05 災害時における医療救護活動に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎市郡薬剤師会

宮崎市、国富町及び綾町（以下「市町」という。）と一般社団法人宮崎市郡薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に市町が行う医療救護活動等に対する薬剤師会の協力について必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請）

第２条　市町は、災害時に、薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を要請できるものとする。

２　薬剤師会は、災害時に薬剤師班を編成し、市町の指定した場所に、速やかに派遣するものとする。

（薬剤師班の構成）

第３条　薬剤師班は、原則、薬剤師２名から４名で構成する。

（要請の方法）

第４条　市町が、第２条に基づき薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する場合は、薬剤師会に対し医療救護活動要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により直接要請できるものとし、市町は、事後速やかに、薬剤師会に要請書を提出するものとする。

（薬剤師班の業務）

第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１）救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導

（２）救護所、医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理

（３）その他消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

（薬剤師班に対する指揮等）

第６条　薬剤師班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、市町の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　薬剤師会が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、薬剤師会が備蓄しているものを当該薬剤師班が携行するものとする。

２　前項に定める備蓄医薬品等のほか、市町が備蓄すべき医薬品等については別途定めることとし、当該薬剤師班はこれを携行することができるものとする。

（調剤費）

第８条　救護所等における薬剤師班が行う調剤に係る調剤費は、無料とする。

（体制整備）

第９条　薬剤師会は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣の体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第１０条　市町及び薬剤師会は、平常時から災害時の対応等について必要な協議をし、情報の交換に努めるものとする。

（訓練）

第１１条　市町及び薬剤師会は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（報告）

第１２条　薬剤師会は、派遣した薬剤師班が医療救護活動を実施したときは、その実績を医療救護活動報告書（様式第２号）により市町に報告するものとする。

（経費の負担）

第１３条　市町の要請により薬剤師会が派遣した薬剤師班が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、市町が負担するものとする。

（１）薬剤師班の編成及び派遣に要する旅費

（２）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品費等

（３）薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２　前項に規定する経費の支払額については、実費弁償によるもののほか、市町及び薬剤師会協議の上定める額の範囲内とする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項若しくはこの協定に定めた事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めた事項を変更する必要が生じた場合は、市町及び薬剤師会が協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第１５条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、市町及び薬剤師会が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、市町及び薬剤師会記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　７月６日

宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸　敷　　正
東諸県郡国富町大字本庄４８００番地
国富町
国富町長　　中別府　尚文
東諸県郡綾町大字南俣５１５番地
綾町
綾町長　　前　田　　穣
宮崎市新別府町船戸７７３番地１
一般社団法人　宮崎市郡薬剤師会
会長　　宮　本　　圭 一 郎

06 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎県損害保険代理業協会宮崎中央支部

宮崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人　宮崎県損害保険代理業協会宮崎中央支部（以下「乙」という。）は、宮崎市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、必要な手続き等に関する相談（以下「手続相談業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する手続相談業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害対策本部等を設置し、かつ、宮崎市内において災害救助法が適用された場合で、手続相談業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（業務の範囲）

第３条　前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙が行う手続相談業務は保険業法（平成７年６月７日号外法律第１０５号）に規定する損害保険業務並びに次に掲げる業務とする。

（１）甲が要請する場所への、乙による被災者支援相談窓口（以下「窓口」という。）の設置

（２）甲への乙の会員の派遣

（３）その他甲が必要と認める業務

（要請手続き）

第４条　第２条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を記載した「災害時支援協力要請書（様式第１号。以下、「要請書」という。）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けた時は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況（派遣者の氏名、派遣可能期間）を甲に報告するものとする。

（窓口の設置及び運営）

第５条　甲は、窓口の設置及び運営を円滑に行うために、次に掲げる業務に努めるものとする。

（１）窓口設置場所の確保

（２）被災者への広報

（３）窓口で使用する消耗品の無償貸与

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）組織体制

（４）その他必要事項

（費用負担）

第７条　第３条に規定する手続相談業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第８条　甲の要請に基づく手続相談業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（業務内容の報告）

第９条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、随時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時支援協力報告書（様式第２号）により、甲に報告するものとする。

（１）業務内容

（２）件数

（３）その他必要事項

（損害の補償）

第１０条　甲の要請に基づく手続相談業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲は負担を負わないものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年１１月２０日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸　敷　　正

乙　宮崎県宮崎市広島２丁目５－３０
ルポ宮崎駅前ビル２０５号室
一般社団法人　宮崎県損害保険代理業協会宮崎中央支部
支 部 長　　石　田　喜　克

07 災害時における被災地支援に関する協定書

協定先：宮崎刑務所

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎刑務所（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内に発生した地震及び風水害その他の災害時において、災害が発生した地域（以下「被災地」という。）を支援するための必要な事項を定め、もって宮崎市の早期復旧に資することを目的とする。

（支援の内容）

第２条　甲が乙に協力を要請できる支援の内容は、次のとおりとする。

（１）避難生活が必要になった際における乙が管理する会議室、武道場及び職員待機所（以下「避難所」という。）の使用

（２）前号に掲げるもののほか、災害対策上必要な支援

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において、前条に定める支援の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき避難所その他乙が管理する施設等（以下「避難所等」という。）の使用の要請を行うときは、国有財産使用許可申請書（別記様式１。以下「申請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく申請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の運営に支障のない範囲で要請に応ずるよう、必要な調整を行うものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき避難所等の使用に関する協力を実施するときは、国有財産使用許可書（別記様式２。以下「許可書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに許可書を提出するものとする。

３　乙は，次の各号に該当するときは，前項の許可を取消し又は変更することができるものとする。また，この場合において発生した経費は甲の負担とする。

（１）乙が，本来の目的に供するため必要が生じたとき

（２）甲に，この協定に違反する行為が認められるとき

（経費の負担）

第５条　前条の規定に基づく乙の協力等により甲が使用する避難所等の運営に要する経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費を除く協力に要した経費の負担については，甲乙協議の上，決定するものとする。

（留意事項）

第６条　甲は、乙の第２条各号の支援を受けるに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）避難所等を使用する際は，善良な管理者の注意をもって使用すること。
（２）避難所等を利用する者に対し，避難所等以外の部分に立ち入らないよう十分な注意喚起を行い，指導を徹底すること。
（３）避難所等の使用料については，国有財産法第１９条において準用する同法第２２条第１項第３号の規定に基づき，無償とする。
（４）避難所等の使用が長期にわたる場合は，代替避難所の確保に努めること。
（５）避難所等の使用が終了したときは，乙にその旨を通知するとともに，避難所等を原状に復した上，乙に引き渡すこと。
（６）前号の原状復帰に要した費用は，甲が負担すること。
２　乙は，乙の運営に支障がない範囲において，甲が行う避難所等の管理運営に関する協力を行う。

（情報の交換）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。
（１）宮崎市地域防災計画
（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
（３）組織体制、提供可能な人員及び資機材
（４）その他必要事項

（秘密の保持）
第８条 甲及び乙は、本協定に基づく協力により知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間満了後においても同様とする。

（疑義に関する協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）
第１０条　この協定は，締結の日から効力を生ずるものとし，甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り，その効力は継続するものとする。
２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年２月１０日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　宮崎市大字糸原４６２３番地
宮崎刑務所
宮崎刑務所長　林田　克紀

08 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

協定先：国富町、綾町
一般社団法人宮崎市郡歯科医師会

宮崎市、国富町及び綾町（以下「市町」という。）と一般社団法人宮崎市郡歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、災害時における歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、宮崎東諸県地域における災害が発生した場合、市町が歯科医師会に対して行う協力要請及び歯科医師会が行う歯科医療救護活動について、必要な事項を定めるものとする。
（歯科医療救護計画）
第２条　歯科医師会は、前条に定める歯科医療救護活動を迅速かつ適切に実施するため、予め歯科医療救護計画を作成し、これを市町に提出するものとする。
２　前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
（１）歯科医療救護班の編成計画及び活動計画
（２）歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
（３）指揮系統
（４）医薬品、医療資器材等の備蓄計画
（５）訓練計画
（６）その他必要な事項
（歯科医療救護班の派遣）
第３条　市町は、災害時に、歯科医師会に対し歯科医療救護班の派遣を要請できるものとする。
２　歯科医師会は、災害時に前項の規定により市町から派遣要請を受けた場合は、歯科医療救護班を編成し、市町の指定した場所に、速やかに派遣するものとする。ただし、災害が激甚かつ歯科医療救護班に危害が生じる恐れがある場合には、この限りではない。
３　歯科医師会は、緊急又はやむを得ない事情により、市町の要請によらず自らの判断により歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに市町に報告し、その承認を得るものとする。
（歯科医療救護班の輸送）
第４条　市町は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送に必要な措置をとるものとする。
（歯科医療救護班に対する指揮命令等）
第５条　歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、市町の指定する者が行うものとする。
（歯科医療救護班の業務）
第６条　歯科医療救護班の行う業務は、次のとおりとする。
（１）歯科医療を要する傷病者への応急歯科医療処置
（２）歯科口腔保健衛生活動による被災住民等の健康管理

（３）災害対応に係る情報の収集及び通信手段の確保
（４）傷病者を収容する医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
（５）遺体の身元確認作業に関する協力
（６）その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第７条　歯科医療救護活動に必要な医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか市町が必要な措置をとるものとする。

（医療費）

第８条　市町が設置する救護所等における医療費は、無料とする。

２　搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（報告）

第９条　歯科医師会は、歯科医療救護班の派遣を行った場合、歯科医療救護活動終了後速やかに、歯科医療救護活動及び医薬品等使用等の実績をとりまとめ、文書により市町に報告するものとする。

（経費の負担）

第１０条　市町の要請に基づき歯科医師会が派遣した歯科医療救護班に係る次の経費は、市町が負担するものとする。

（１）歯科医療救護班の編成及び派遣に要した旅費
（２）歯科医療救護班が医薬品等を使用した場合の実費
（３）歯科医療救護班員が医療救護活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいを負った場合の補償費

２　前項に定める費用の額については、実費弁償によるもののほか、市町及び歯科医師会が協議の上決定する。

（訓練）

第１１条　歯科医師会は、市町が実施する訓練に参加し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（実施細目）

第１２条　この協定を実施するための必要な事項については、市町及び歯科医師会が協議の上、別途定めるものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、市町及び歯科医師会が協議の上、決定するものとする。

（協定期間）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する１か月前までに、市町又は歯科医師会から何らの意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、市町及び歯科医師会記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年２月１４日

宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮 崎 市
宮 崎 市 長　　戸　敷　　正

東諸県郡国富町大字本庄４８００番地
国 富 町
国 富 町 長　　中 別 府　　尚　文

東諸県郡綾町大字南俣５１５番地
綾 町
綾 町 長　　籾　田　　学

宮崎市清水１丁目１２番２号
一般社団法人 宮崎市郡歯科医師会
会　　長　　黒　木　　晃　一

01 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について

協定先：日本放送協会宮崎放送局

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と日本放送協会宮崎放送局長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果、次のとおり協定する。

昭和 40 年 12 月 1 日

宮　崎　県　知　事
日本放送協会宮崎放送局長

《　放送要請様式　》

放送申込書

<table>
<tr><td>放送要請の理由</td><td>大雨・洪水警報発表に伴い宮崎市長から避難勧告の放送要請があった。</td></tr>
<tr><td></td><td>大雨・洪水警報が発表されたことに伴い、〇〇時〇〇分に宮崎市長から同市の次の地区の住民へ避難勧告が出されました。

<table><tr><td>地区名
(ふりがな)</td><td>避難場所名
(ふりがな)</td></tr><tr><td>〇〇〇〇地区</td><td>〇〇〇〇小学校</td></tr><tr><td>〇〇〇〇地区</td><td>〇〇〇〇公民館</td></tr></table>
速やかに避難をお願いいたします。</td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td>文字及びアナウンスにより放送願います。</td></tr>
</table>

年　月

02 災害時における緊急放送に関する協定書

協定先：宮崎ケーブルテレビ株式会社

宮崎市（以下「甲」という。）と、宮崎ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、宮崎市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急放送の手段を確保し、被害の軽減又は災害発生の予防を図ることを目的とする。
（定義）
第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。
（２）緊急放送　前条の目的を達成するために、甲が乙から割り当てられたチャンネルを占有して行う緊急災害情報の放送をいう。
（放送基準）
第３条　緊急放送は、甲において災害対策本部又は災害警戒本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要がある場合に行う。
（災害情報の発信）
第４条　乙は、前条に規定する場合において甲が緊急放送を行うときは、甲に割り当てたチャンネルを開放する。
（緊急放送の結果の責任）
第５条　緊急放送を行った結果が社会に及ぼす影響については、甲がその責任を負うものとする。
（費用の負担）
第６条　緊急放送に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１９年３月２３日までとする。
（協定の更新）
第９条　この協定の有効期間の終了１か月前までに、甲乙のいずれか一方から異議の申出がないときは、終期の翌日において向かう１か年間順次協定を更新したものとみなす。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年３月２４日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長

乙

（平成 18 年 8 月 23 日　変更協定により第 3 条中「災害警戒本部」を「災害警戒本部等」に変更）

03 災害時における緊急放送に関する協定書

協定先：株式会社宮崎サンシャインエフエム

宮崎市（以下「甲」という。）と株式会社宮崎サンシャインエフエム（以下「乙」という。）は、災害に関する情報のラジオ放送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の放送局を通じて、迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。

（２）緊急割込放送　前条の目的を達成するために、甲が乙の放送設備を使用し、他の放送に優先して行う緊急災害情報の放送をいう。

（３）緊急割込装置　甲の災害対策本部室と乙の放送局を専用の電話回線及び無線回線でつなぎ、緊急災害情報を最優先に放送することができる装置をいう。

（支援協力内容）

第３条　この協定により、乙が行う支援協力は次のとおりとする。

（１）災害時の緊急割込放送の配信

（２）災害に関する情報の放送協力

（運用）

第４条　甲は、前条第１号に定める事項について、緊急割込放送が必要と判断したときは、事前に乙に連絡を行ったうえで放送するものとする。ただし、やむを得ず連絡がつかない場合は、その実施日時及び内容を文書により乙に事後報告するものとする。

２　乙は前条第２号に定める事項について甲から情報の提供を受けたときは、乙の可能な範囲で放送を行い、市民への適切な情報提供に努めるものとする。

（緊急放送の結果の責任）

第５条　放送を行った結果が社会に及ぼす影響については、第３条第１号については甲が、同条第２号については乙がその責任を負うものとする。

（費用の負担）

第６条　緊急割込装置の設置及び維持に要する費用は甲が負担するものとし、第３条に掲げる事項については、乙は無償で行うものとする。

（疑義に関する協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１ヶ月前までに、甲乙のいずれからも終了の申出のないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この契約締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年１月１０日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷　正

乙　宮崎市宮崎市橘通東３－６－３４　クロノビル
株式会社宮崎サンシャインエフエム
代表取締役社長　松野　義晴

（協定締結日：平成 18 年 3 月 24 日）
（変更協定日：平成 30 年 1 月 10 日）

04 防災情報等の提供に関する協定書

協定先：ファーストメディア株式会社

宮崎市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に備え、甲と乙が互いに協力することにより、甲が住民等に対して必要な防災情報を提供する手段を充実させることを目的とする。

（実施内容）

第２条　甲は、前条の目的を達成するため、次に掲げる情報のうち、可能な限り最新のものを乙に提供するものとする。

（１）　避難場所・避難所情報

（２）　ハザードマップ情報

（３）　その他防災に関する情報

２　乙は、前項により提供された情報を、乙が提供している防災関連のアプリケーションに掲載する等の方法により、住民等に対し情報提供する。

（費用の負担）

第３条　前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として無償で行われるものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第４条　乙は、第２条の規定に基づき甲から提供された情報について、第三者に提供する場合は、あらかじめ文書にて甲に報告し、甲の了承を得なければならない。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）　宮崎市地域防災計画

（２）　連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）　その他必要事項

（疑義に関する協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年　１月１２日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　東京都千代田区神田神保町１丁目４２番４号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長　　山﨑　佳一

05 災害に係る情報発信等に関する協定書

協定先：ヤフー株式会社

宮崎市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、甲の市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第２条　本協定における取組の内容は、次の各号に掲げる中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（１）　乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）　甲が、甲の市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）　甲が、甲の市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）　甲が、災害発生時の甲の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）　甲が、甲の市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）　乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（７）　甲が、甲の市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年　３月３０日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮坂　学

06 防災パートナーシップに関する協定書

協定先：株式会社テレビ宮崎

宮崎市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ宮崎（以下「乙」という。）は、災害時における災害及び防災に関する情報の発信並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、宮崎市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。
（定義）
第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。
（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。
（２）防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
（情報発信の要請）
第３条　甲は、第１条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の発信（以下「放送等」という。）を行う必要があると認めるときは、乙に対し、これを要請することができる。
（要請の手続）
第４条　甲は、前条の規定により放送等を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める情報発信要請書（以下「要請書」という。）をＦＡＸ又は電子メール等により送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により要請することができる。
（１）災害の種類
（２）放送等の要請の理由
（３）放送等を求める事項
（４）その他甲が必要と認める事項
２　本協定の規定により口頭又は電話による要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。
（情報発信の実施）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、被害の程度やその時間帯の状況に応じて、可能な限り次の各号に掲げる放送等に努めるものとする。
（１）ＵＭＫホームページでのＬアラート（地域情報コモンズ）情報の掲載
（２）「宮崎ニュースＵＭＫ」での情報配信（インターネット、ＵＭＫアプリ）
（３）データ放送での情報配信
（４）インターネットライブ配信
（５）地上波テレビでの放送
２　乙は、前項の規定による放送等を原則として無償で行うものとする。
（平常時の取組）
第６条　乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため、甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。
２　甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。
（運用連絡表）
第７条　甲及び乙は、放送等の要請を円滑に行うとともに、放送等を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用連絡表（以下「連絡表」という。）を、協議の上作成するものとし、毎年４月に記載事項が最新であることを確認する。
２　甲及び乙は、連絡表の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、

必要に応じて協議の上、連絡表を更新するものとする。
（協定の期間）
第８条　この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。
（協議事項）
第９条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

令和２年１０月２日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷　正

乙　宮崎市祇園２丁目７８番地
株式会社テレビ宮崎
代表取締役社長　寺村　明之

07　災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

協定先：株式会社バカン

宮崎市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）
第１条　本協定は、宮崎市の災害に備え、甲が宮崎市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。
（本協定の実施内容）
第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。
(1)　甲は、宮崎市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
(2)　乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。
（費用の負担）
第３条　前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。
（２次利用）
第４条　乙は、本協定で得た情報を、第３者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。
（本協定の有効期間）
第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月３１日とする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の２か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に１年延長するものとし、その後もこの例による。
（疑義等の決定）
第６条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１２月１８日

甲　宮崎県宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷 正

乙　東京都千代田区永田町二丁目 17 番地３
住友不動産永田町ビル２階
株式会社バカン
代表取締役　河野 剛進

01 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

協定先：独立行政法人　住宅金融支援機構

宮崎市（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するため、宮崎市地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第１条　甲及び乙は、この協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時的確に交換する。

一　住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度

二　被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望

三　第７条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名

四　第７条に定める連絡窓口との連絡方法

五　その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口の開設）

第２条　乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、被災した住宅の早期復興を支援するものとする。

２　甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たり、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第３条　乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

２　乙は、前条の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の市民への支援）

第４条　乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、諸規定に従い、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を講ずるものとする。

（周知）

第５条　乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第２条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

２　甲は、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第６条　甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が充分な協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第９条　この協定は、令和２年 12 月 25 日から適用する。

２　宮崎市長と住宅金融公庫南九州支店長との間で締結した平成 16 年 11 月１日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に関する基本協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年 12 月 25 日

甲　宮崎県宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷　正　印

乙　東京都文京区後楽１丁目４番 10 号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長　加藤　利男　印

01 災害時における電気の保安に関する協定書

協定先：一般財団法人九州電気保安協会宮崎支部

宮崎市（以下「甲」という。）と一般財団法人九州電気保安協会宮崎支部（以下「乙」という。）は、宮崎市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、公共施設等の電気設備の保安対策業務（以下「保安業務」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における保安業務の実施に関する基本事項を定めることにより、災害時における公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（保安業務）

第２条　乙は、甲から保安業務の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（相互の連絡）

第３条　甲と乙は、本協定を遵守するために、災害時の保安業務に関して必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第４条　甲は、乙に対して保安業務を要請するときには、日時、場所、業務内容を指定し、文書で協力要請するものとする。

２　ただし、災害の状況が切迫し文書による協力要請ができない場合には、電話等により協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第５条　乙は、乙が実施する保安業務に要する費用は、材料及びこれに準ずる物品費以外は請求しない。

２　甲は、乙の保安業務終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第６条　甲の要請に基づき乙が実施する保安業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第７条　乙は、乙の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降変更があった場合は、速やかに変更内容を書面で提出するものとする。

（公務災害補償）

第８条　乙は、甲の要請に基づき乙が実施する保安業務により、乙の職員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき、これを補償するものとする。

（防災訓練等）

第９条　乙は、甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練等に参加するものとする。また、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成２４年１２月２０日から平成２５年3月３１日までとする。ただし、期間満了の１カ月前までに甲及び乙いずれからも書面による申し出のない場合には、この協定は同一条件をもって有効期間満了後１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定に記載されていない事項については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年１２月２０日

甲　宮崎市橘通一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長

乙

02 災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書

協定先：宮崎地区生コンクリート事業協同組合

宮崎市長（以下「甲」という。）と宮崎地区生コンクリート事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害応急対策に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内において風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、用水の供給を必要とする事態が発生した場合、乙に対して、用水供給の要請を行うことができる。

２　前項の要請は、災害応急対策に必要な用水確保の要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）に必要事項を記載のうえ、行うものとする。ただし、やむを得ない理由により要請書で要請することができないときは、口頭その他の確実な方法で要請することができる。

３　甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、遅滞なく、要請書に必要事項を記載の上、乙に提出するものとする。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、所属の会員をして通常業務に優先して指定された場所に出動させ、用水の確保を実施させるものとする。この場合において、出動先の用水確保の作業については、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第４条　乙は、用水の確保を実施した場合は、速やかに、甲に対して、災害応急対策に必要な用水確保の実績報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　用水の確保に要する経費及び有料道路料金その他の用水供給業務について必要な費用については、甲が負担するものとする。

２　用水の確保に要する経費については、別途協議のうえ定めるものとする。

（事故等）

第６条　乙が供給したコンクリートミキサー車が故障その他の理由により用水の確保を中断したときは、乙は速やかに当該コンクリートミキサー車を交換又は修理して、用水の確保を継続しなければならない。

（危険回避）

第７条　乙の指示に基づき用水供給業務に従事する乙の所属会員は、指定された場所へ用水を輸送する際に危険があると判断したときは、その危険を回避することができる。この場合において、当該所属会員は、速やかにその危険な状況を甲及び乙に連絡した上で、別の輸送経路を用いる等の方法により、用水供給業務を行うよう努めるものとする。

（損害の負担）

第８条　第３条の規定に基づく用水の確保により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第９条　この協定に基づき用水確保業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）に定めるところによる。

（訓練の実施）

第１０条　甲及び乙は、用水の確保の業務を円滑に実施するため、協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部危機管理室長、乙においては事務局長とする。

（有効期限）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第１３条　前各条に定めるもののほか、この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年　９月２７日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮 崎 市
宮 崎 市 長

乙

03 災害時の電気設備応急対策に関する協定書

協定先：宮崎県電業協会宮崎支部→一般社団法人宮崎県電業協会

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県電業協会宮崎支部（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備の応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市において風水害や地震等による災害（以下「災害」という。）が発生し又はその恐れがある場合の電気設備応急対策業務について、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は次のとおりとする。

（１）宮崎市が管理する施設の被災状況の調査、報告、応急復旧

（２）宮崎市が管理する施設の機能確保

（３）（１）及び（２）で必要とする電設資材の提供

（４）その他甲が必要と認める応急作業

（協力要請）

第３条　甲は、乙の協定による業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時の電気設備応急対策実施要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）業務を行う場所、内容及び期間

（５）その他必要事項

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎県電業協会宮崎支部災害対策協力本部設置要綱

（２）連絡責任者の職、氏名及び連絡方法等

（３）その他必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から第２条に規定する業務を行うよう要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて業務に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、適時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時の電気設備応急対策実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）により、甲に報告するものとする。従事した業務の内容

（１）従事した人員及び所属会社の名簿
（２）人員毎の業務に従事した時間
（３）使用した機材、車両の種別、台数及び使用時間数
（４）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく業務に要した経費は、あらかじめ甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。但し、あらかじめ定めのない業務の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

（災害補償）

第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務員災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）の例による。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第１０条　乙は、第７条に規定する経費、第８条に規定する損害賠償及び第９条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、平成１９年６月２０日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙署名押印して、各自１通を保有するものとする。

平成１９年　６月　２０日

甲　　宮 崎 市
　　宮 崎 市 長

乙

04 災害時における応急対策に関する協定書

協定先：（一社）宮崎県建築協会宮崎支部

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県建築協会宮崎支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内において風水害や地震等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合の応急対策業務について、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は次のとおりとする。

（１）宮崎市が管理する施設の被災状況の調査、報告、応急復旧

（２）宮崎市が管理する施設の機能確保

（３）（１）及び（２）で必要とする建設資材の提供

（４）その他甲が必要と認める応急作業

（協力要請）

第３条　甲は、乙の協力による業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時の応急対策実施要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）業務を行う場所、内容及び期間

（５）その他必要事項

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）宮崎県建築協会宮崎支部災害対策協力本部設置要綱

（３）連絡責任者の職、氏名及び連絡方法等

（４）その他必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から第２条に規定する業務を行うよう要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて業務に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、適時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時の応急対策実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）」により、甲に報告す

るものとする。
（１）従事した業務の内容
（２）従事した人員及び所属会社の名簿
（３）人員毎の業務に従事した時間
（４）使用した機材・車両の種別、台数及び使用時間数
（５）その他必要事項
（経費の負担）
第７条　この協定に基づく業務に要した経費は、あらかじめ甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。但し、あらかじめ定めのない業務の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。
（災害補償）
第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）の例による。
（第三者に対する損害賠償）
第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（費用等の請求）
第１０条　乙は、第７条に規定する経費、第８条に規定する損害賠償及び第９条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。
（疑義に関する協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。
（協定期間）
第１２条　この協定の有効期間は、平成２０年　　月　　日から平成２１年3月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。
２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙署名押印して、各自１通を保有するものとする。

平成２０年　6月　5日

甲　　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長

乙

05 災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：宮崎地区建設業協会

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎地区建設業協会（以下「乙」という。）とは地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における応急対策業務等の実施及び水門操作等実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市において風水害や地震等による災害(以下「災害」という。)が発生し、又はそのおそれがある場合の応急対策業務等（以下「応急対策業務」という。）について円滑に実施するため、また水門操作等（以下「水門操作」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害等）

第２条　この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって甲が応急対策活動及び応急復旧工事を行う必要があると認める場合、及び河川水位の上昇による水門操作が必要と認める場合を対象とする。

（応急対策業務、水門操作の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（１）公共土木施設の機能確保のための応急復旧作業
（２）建設資機材及び労力の提供
（３）水門操作に伴う操作員の選定
（４）災害廃棄物の収集運搬業務
（５）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第４条　甲は対策業務を実施する必要があると認めた場合、又はそのおそれがある場合、水門操作の必要がある場合、又はそのおそれがある場合において、次に掲げる事項を記載した「災害時の応急対策実施要請書(別記様式第１号。以下「要請書」という。)」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び応急対策業務等の内容
（２）応援を必要とする日時、場所
（３）現地連絡責任者
（４）その他必要な事項

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画
（２）連絡責任者及び補助者の職氏名並びに連絡方法等
（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他必要事項

（応急対策業務、水門操作の実施）

第６条　乙は、甲から第４条の規定により協力要請があった場合は、特別な理由がない限り乙の会員に指示し応急対策業務、水門操作の支援を行うものとする。

（応急対策業務、水門操作の報告）

第７条　乙は、第６条の規定に基づき応急対策業務、水門操作を実施したときは、当該業務完了後速やかにその内容を報告するものとする。応急対策業務は「災害の応急対策実施報告書（別記様式第２号）」、水門操作は「操作記録簿（別記様式第３号）」、「水位記録簿（別記様式第４号）」により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第８条　第３条１号から５号に規定する業務について、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第９条　この協定に基づいて応急対策業務、水門操作に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宮崎市条例第38号）を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（協定の効力）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年　２月２７日

甲　　宮崎市橘通西一丁目１番１号
　　宮崎市
　　宮崎市長

乙

06 災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：宮崎安全施設事業協同組合

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎安全施設事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内において風水害や地震等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合の応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は次のとおりとする。

（１）甲が管理する施設の被災状況の調査、報告、応急復旧

（２）甲が管理する施設の機能確保

（３）（１）及び（２）で必要とする建設資材の提供

（４）その他甲が必要と認める応急作業

（協力要請）

第３条　甲は、乙の協力による業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時の応急対策実施要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）業務を行う場所、内容及び期間

（５）その他必要事項

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）宮崎安全施設事業協同組合災害対策協力本部設置要綱

（３）連絡責任者の職、氏名及び連絡方法等

（４）その他必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から第２条に規定する業務を行うよう要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて業務に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、適時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時の応急対策実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）」により、甲に報告す

るものとする。

（１）従事した業務の内容

（２）従事した人員及び所属会社の名簿

（３）人員毎の業務に従事した時間

（４）使用した機材・車両の種別、台数及び使用時間数

（５）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

（災害補償）

第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）の例による。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第１０条　乙は、第７条に規定する経費、第８条に規定する損害賠償及び第９条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日からから平成２１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印して、各自１通を保有するものとする。

平成２１年　２月２７日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮 崎 市
宮崎市長

乙

07 災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：宮崎市塗装業協会

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎市塗装業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内において風水害や地震等による災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害」という。）の応急対策業務等において、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は次のとおり　とする。

（１） 被災構造物の簡易点検及び応急修理

（２） 公共施設、避難所及び一般住宅等における汚泥の洗浄

（３） 断水高層ビルへの給水

（４） 災害時に発生する一般廃棄物の指定場所への運搬

（５） その他必要と認める業務

（協力要請）

第３条　甲は、業務を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における応急対策実施要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類並びに数量

（４）業務を行う場所、内容及び期間

（５）その他必要事項

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他の必要事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から第２条に規定する業務を行うよう要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて業務に従事するものとする。

（協力内容の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、適時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時における応急対策実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）」により、甲に

報告するものとする。

（１）従事した業務の内容

（２）従事した人員及び所属会社の名簿

（３）人員毎の業務に従事した時間

（４）使用した機材・車両の種別、台数及び使用時間数

（５）その他必要事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

（災害補償）

第８条　甲は、第５条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第１０条　乙は、第７条に規定する経費、第８条に規定する損害賠償及び第９条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（疑義に関する協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定の内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２３年９月１６日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長

乙

08 災害時における被災動物救護対策業務等に関する協定書

協定先：宮崎県獣医師会宮崎支部

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県獣医師会宮崎支部（以下「乙」という。）とは風水害や地震等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における被災動物救護対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市において災害が発生し、又はそのおそれがある場合の被災動物救護対策業務（以下「対策業務」という。）について円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害等）

第２条　この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって甲が対策業務を行う必要があると認める場合を対象とする。

（対策の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。なお、対策業務の円滑な実施のため、甲乙の役割分担について別途協議して定めるものとする。

（１）被災動物救護所の設置および運営の協力

（２）被災動物の救援および治療

（３）その他甲が必要と認める災害応急業務に関すること

（協力要請）

第４条　甲は対策業務を実施する必要があると認めた場合、又はそのおそれがある場合は次に掲げる事項を記載した「災害時の被災動物救護対策実施要請書(別記様式第１号。以下「要請書」という。)」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び対策業務の内容

（２）応援を必要とする日時、場所

（３）現地連絡責任者

（４）その他必要な事項

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職氏名並びに連絡方法等

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他必要事項

（対策業務の実施）

第６条　乙は、甲から第４条の規定により協力要請があった場合は、特別な理由がない限り乙の会員に指示し対策業務を行うものとする。

（対策業務の報告）

第７条　乙は、第６条の規定に基づき対策業務を実施したときは、当該業務完了後速やかにその内容を別記様式２号により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第８条　この協定に基づく業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第９条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）の例による。

（協定の効力）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは更に 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成２４年１１月５日

甲　宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号
宮崎市
宮崎市長

乙

09 災害時における協力に関する協定書

協定先：一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

宮崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
（２）　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
（３）　遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
（４）　帰宅困難者に対する避難所の提供（結婚式場等）
（５）　甲が設置した一時避難所及び、乙が提供する避難所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
（６）　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第１号様式）を乙に送付するものとする。

（１）　要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
（２）　要請の理由
（３）　要請の内容
（４）　協力を要請する期間
（５）　その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、第２条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第２号様式）をもって甲に報告するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
（２）　遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
（３）　避難所に供給した食事等の数量
（４）　生活支援等の各種サービスの内容
（５）　その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求する

ものとする。

２　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１１条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては次の職にあたる者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会九州ブロック長（宮崎地域宮崎地区本部長）の職にあたる者を当該責任者とする。

甲　遺体安置所及び葬祭関係　地域振興部生活安全課長
　　避難所関係　　総務部危機管理局危機管理課長

（災害時の情報提供）

第１２条　乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第１３条　乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第１４条　乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年３月までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年　９月１３日

甲　宮崎県宮崎市橘通西一丁目１番１号
　　宮崎市長　戸敷　正

乙　東京都港区新橋１丁目１８番１６号
　　日本生命新橋ビル９階
　　一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協力
　　会　　長　　杉　山　雄　吉　郎

10 災害時における協力に関する協定書

協定先：株式会社エポック・ジャパン→株式会社家族葬のファミーユ

宮崎市（以下「甲」という。）と株式会社　エポック・ジャパン（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

（２）　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

（３）　遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

（４）　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第１号様式）を乙に送付するものとする。

（１）　要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名

（２）　要請の理由

（３）　要請の内容

（４）　協力を要請する期間

（５）　その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、第２条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第２号様式）をもって甲に報告するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所

（２）　遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数

（３）　その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当

該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては地域振興部生活安全課長の職にあたる者を、乙にあっては九州葬祭部長の職にあたる者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第１２条　乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第１３条　乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第１４条　乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により乙の使用できる斎場一覧を毎年３月までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年　９月１３日

甲　宮崎県宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市長　　戸敷　正

乙　東京都港区芝４－５－１０
カーニープレイス芝7F
株式会社　エポック・ジャパン
代表取締役　高見　信光

11 災害時における協力に関する協定書

協定先：宮崎中央農業協同組合

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎中央農業協同組合（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
（２）　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
（３）　遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
（４）　帰宅困難者に対する避難所の提供
（５）　甲が設置した一時避難所及び、乙が提供する避難所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
（６）　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第１号様式）を乙に送付するものとする。

（１）　要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
（２）　要請の理由
（３）　要請の内容
（４）　協力を要請する期間
（５）　その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、第２条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第２号様式）をもって甲に報告するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
（２）　遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
（３）　避難所に供給した食事等の数量
（４）　生活支援等の各種サービスの内容
（５）　その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求する

ものとする。
２　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。
（経費の支払）
第８条　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。
（価格の決定）
第９条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。
（支援体制の整備）
第１０条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１１条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては次の職にあたる者を、乙にあっては宮崎中央農業協同組合総合企画室企画開発担当次長の職にあたる者を当該責任者とする。
甲　遺体安置所及び葬祭関係　地域振興部生活安全課長
避難所関係　総務部危機管理局危機管理課長
（災害時の情報提供）
第１２条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。
（守秘義務）
第１３条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（通知）
第１４条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の子会社名簿を毎年３月までに、甲に通知するものとする。
（協議）
第１５条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１６条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年　９月１３日

甲　宮崎県宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市長　戸敷　正

乙　宮崎県宮崎市丸島町１番17号
宮崎中央農業協同組合
代表理事組合長　藤原　榮伸

12 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

協定先：株式会社ゼンリン九州第二エリア統括部

宮崎市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

（１）　甲の区域内で災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第２３条の２に基づき市地域防災計画に定める災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

（２）　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

（１）　「住宅地図」とは、宮崎市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

（２）　「広域図」とは、宮崎市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

（３）「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

（４）　「ID 等」とは、「ZNET TOWN」を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

（５）　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び「ZNET TOWN」の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、物資供給要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に物資供給報告書（様式第２号）を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

（１）　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

（２）　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、前条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、別表に定める数量の

住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は前条の規定に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

（１）　災害対策本部設置期間中の閲覧

（２）　災害対策本部設置期間中又は甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図等の利用を開始したときは、速やかに乙に報告するものとする。また、当該住宅地図等の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び「ZNET TOWN」を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、「ZNET TOWN」を利用する場合は、別紙「ZNET TOWN利用約款」に記載の条件に従うものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に行われるよう随時次の事項を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）　宮崎市地域防災計画

（２）　連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）　その他必要事項

（疑義に関する協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年９月２８日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　熊本県熊本市南区馬渡二丁目９番１３号
株式会社ゼンリン　九州第二エリア統括部
部　　長　檜垣　晋一朗

別　表

地図製品の名称	詳　　細	数　量
住宅地図	宮崎市　B4 判住宅地図（№1～№5）	各５冊
広域図	宮崎市を包括する広域図	５部
ZNET TOWN	宮崎市　総務部　危機管理局　危機管理課　防災係 利用　閲覧地区：宮崎市	1 ID

13 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

協定先：宮崎県環境保全事業連合会

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県環境保全事業連合会（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥（避難所等に設置された仮設トイレ及び浄化槽設備から排出されるものを含む。以下「し尿等」という。）の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害に伴い宮崎市域で発生するし尿等の収集運搬に関して、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の意義は、次に定めるところによる。

収集運搬区域　宮崎市地域防災計画において指定された避難所のうち、必要と認められるもの、及び甲が生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、し尿等の収集運搬が必要と判断した区域のことをいう。

（協力要請の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

（１）災害時におけるし尿等の収集運搬に必要な車両の提供及び人員の確保

（２）資機材の提供

（３）派遣及びその他し尿等の収集運搬に関する必要な措置

（４）仮設トイレの設置に関する技術的な支援

（５）甲が指定する処理施設への運搬

（６）前各号に伴う必要な業務

（協力の実施）

第４条　乙は、前条に定める業務への協力を要請されたときは、助け合いの精神に基づき、可能な限り、協力するものとする。

２　乙は、前項の規定にかかわらず、宮崎市域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、宮崎県と乙が平成１９年７月３日に締結した「災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書」第３条の要請を優先するものとする。

（災害時の情報提供）

第５条　甲及び乙は、収集運搬区域に係る共有すべき有用な情報があるときは、遅滞なく相互に情報を共有するよう努めるものとし、業務の内容、規模及び方法等を協議するものとする。

（協力要請の手続き）

第６条　甲は、第３条に定める業務について協力を要請するときは、別紙様式第１号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別紙様式第２号により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、第４条第１項に規定する助け合いの精神に基づき実施した業務に係る費用とし、第７条に規定する実施報告に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払い）

第９条　乙は、前条の規定による費用を書面により甲に請求するものとする。

２　甲は、前項による請求があったときは、内容を確認のうえ、費用を支払うものとする。

（災害補償）

第１０条　乙は、乙の会員及び関係者を第６条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、又は病気にかかった場合は、それを補償する。

（平常時の対応）

第１１条　甲及び乙は、災害の発生を想定した業務内容を事前に協議し、災害発生時の準備に努めるものとする。

２　甲及び乙は、前項の準備を補完するため、災害を想定した訓練を実施することができるものとし、訓練の内容その他必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定める。

（連絡窓口）

第１２条　この協定に伴う事務は、甲においては宮崎市環境部廃棄物対策課、乙においては宮崎県環境保全事業連合会事務局を窓口とする。

２　甲の組織に変更があった場合は、廃棄物対策課に代わり前項の事務を行う組織を充てるものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年１１月１４日

甲　宮崎県宮崎市橘通西一丁目１番１号
　　宮崎市
　　宮崎市長

乙　宮崎県宮崎市日ノ出町２５３番地
　　宮崎県環境保全事業連合会
　　会長

14 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会→一般社団法人宮崎県産業資源循環協会

宮崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の撤去、収集運搬、処分及び仮置（以下「処理等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害に伴い宮崎市域で発生する災害廃棄物の処理等に関して、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害により発生した廃棄物（し尿、浄化槽汚泥を除く。）で、甲が生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、特に処理が必要と判断したものをいう。

（２）仮置　災害廃棄物の粗分別や減容・減量化の処理をするために一次集積所で行う一時的な保管及び細分別や安全・安定化の処理をするために二次集積所で行う保管のことをいう。

（協力要請の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

（１）災害廃棄物の撤去

（２）災害廃棄物の収集運搬

（３）災害廃棄物の処分

（４）災害廃棄物の仮置に必要な土地の確保及び一時提供

（５）前各号に伴う必要な業務

（協力の実施）

第４条　乙は、前条に定める業務への協力を要請されたときは、可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に協力するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮し、適正保管及び適正処理に努めること。

（２）災害廃棄物の再利用、再資源化に配慮し、分別に努めること。

（３）迅速かつ効果的に処理を進めるため、最適な仮置場の確保に努めること。

３　乙は、前２項の規定にかかわらず、宮崎市域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、宮崎県と乙が平成２１年１月１６日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第３条の要請を優先するものとする。

（災害時の情報提供）

第５条　甲は、次条の規定による協力を要請するため、乙に対し、必要に応じて協力可能な会員の人員等の情報の提供を求めることができる。

（協力要請の手続き）

第６条　甲は、第３条に定める業務について協力を要請するときは、別紙様式第１号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別紙様式第２号により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害発生直前における通常の価格を基準として甲乙協議のうえ、甲が積算した額を基本とするものとする。

（請求及び支払い）

第９条　乙は、前条の規定による費用を書面により甲に請求するものとする。

２　甲は、前項による請求があったときは、第７条に規定する実施報告を確認のうえ、費用を支払うものとする。

（災害補償）

第１０条　乙は、乙の会員及び関係者を第６条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、又は病気にかかった場合は、それを補償する。

（平常時の対応）

第１１条　乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行えるよう、確保可能な人員等の状況について、平常時から把握するよう努めるものとする。

２　甲は、前項の規定による把握状況について、乙に報告を求めることができる。

（連絡窓口）

第１２条　この協定に伴う事務は、甲においては宮崎市環境部廃棄物対策課、乙においては一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会県央支部事務局を窓口とする。

２　甲の組織に変更があった場合は、廃棄物対策課に代わり前項の事務を行う組織を充てるものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年１１月１４日

甲　宮崎県宮崎市橘通西一丁目１番１号
　　宮崎市
　　宮崎市長

乙　宮崎県宮崎市別府町３番１号宮崎日赤会館２Ｆ
　　一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会
　　会長

15 災害業務における災害情報共有支援システムの提供等に関する協定書

協定先：株式会社スカイコム

宮崎市（以下「甲」という。）と株式会社スカイコム（以下「乙」という。）とは、宮崎市地域防災計画に定める災害時並びに災害対策準備業務及び災害関連業務において、乙の災害情報共有支援システム（以下「システム」という。）を提供すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、次の事項を目的とする。

（１）乙の社会貢献活動の一環として、乙の開発したシステムを甲に提供することにより、甲の災害対応時の情報収集業務を支援すること。

（２）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与するシステムの構築を検討・推進すること。

（定義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

（１）「災害情報共有支援システム」とは、乙の開発した「ＳｋｙＰＡＳクラウド　ＴｏｕｃｈＰｉｃＳｉＳ」をいう。

（２）「災害対策準備業務」とは、災害時に混乱なくシステムを運用するために甲が行う運用試験及び運用訓練をいう。

（３）「災害関連業務」とは、甲の当該防災業務を統括する部署である危機管理課において行う避難所現況調査、災害危険箇所調査の業務をいう。

（支援協力内容）

第３条　この協定により、乙が行う支援協力は次のとおりとする。内容及び実施方法等については甲乙協議のうえ定めるものとする。

（１）災害時のシステムの無償提供

（２）平常時の災害対策準備業務及び災害関連業務に係るシステムの無償提供

（３）システムを運用するための技術的助言及び不具合が発生した際のサポート業務

（４）甲が実施する年１回のシステム操作研修への技術者の派遣及び研修対応

（情報の交換）

第４条　甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に行われるよう随時次の事項を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）その他必要事項

（経費の負担）

第５条　第３条の規定に基づく支援協力において発生した費用については、乙が負担するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、費用負担及びその額について、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（秘密の保持）

第６条　乙は、支援協力により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の有効期間が満了後についても同様とする。

（個人情報の保護）

第７条　乙は、支援協力を実施する際の個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」及び「宮崎市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。また、システム環境については、「宮崎市情報セキュリティポリシー」に従い適切なセキュリティ対策を講ずるものとする。

（疑義に関する協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年２月６日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　東京都台東区東１丁目３８番９号
イトーピア清須橋ビル４階
株式会社スカイコム
代表取締役社長　川橋　郁夫

16 災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書

協定先：公益社団法人宮崎市シルバー人材センター

宮崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人宮崎市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の収集運搬等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害に伴い宮崎市域で発生する災害廃棄物の収集運搬等に関して、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害により発生した廃棄物（し尿、浄化槽汚泥を除く。）で、甲が生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、特に処理が必要と判断したものをいう。

（協力要請の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

（１）災害廃棄物の収集運搬

（２）前号に伴う必要な業務

（協力の実施）

第４条　乙は、前条に定める業務への協力を要請されたときは、可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の収集運搬等に協力するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮し、適正な収集運搬に努めること。

（２）災害廃棄物の再利用、再資源化に配慮し、分別に努めること。

（災害時の情報提供）

第５条　甲は、次条の規定による協力を要請するため、乙に対し、必要に応じて協力可能な会員の人員等の情報の提供を求めることができる。

（協力要請の手続き）

第６条　甲は、第３条に定める業務について協力を要請するときは、別紙様式第１号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別紙様式第２号により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害発生直前における通常の価格を基準として甲乙協議のうえ、甲が積算した額を基本とするものとする。

（請求及び支払い）

第９条　乙は、前条の規定による費用を書面により甲に請求するものとする。

２　甲は、前項による請求があったときは、第７条に規定する実施報告を確認のうえ、費用を支払うものとする。

（災害補償）

第１０条　乙は、乙の会員及び関係者を第６条の要請に基づく業務に従事させようとするときは、会員にあっては乙が契約している保険会社等損害保険の補償対象者及び関係者にあっては労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、又は病気にかかった場合は、それを補償する。

（平常時の対応）

第１１条　乙は、この協定に基づく災害廃棄物の収集運搬等が円滑に行えるよう、確保可能な人員等の状況について、平常時から把握するよう努めるものとする。

２　甲は、前項の規定による把握状況について、乙に報告を求めることができる。

（連絡窓口）

第１２条　この協定に伴う事務は、甲においては宮崎市環境部環境業務課、乙においては公益社団法人宮崎市シルバー人材センター事務局を窓口とする。

２　甲の組織に変更があった場合は、環境業務課に代わり前項の事務を行う組織を充てるものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年　２月２８日

甲　宮崎県宮崎市橘通西一丁目１番１号
　　宮崎市
　　宮崎市長　　戸　敷　　正

乙　宮崎市祇園二丁目１３５
　　公益社団法人宮崎市シルバー人材センター
　　理 事 長　　岩 切　千 秋

17 災害時における自転車調達及び整備に関する協定書

協定先：宮崎県自転車二輪車商協同組合

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県自転車二輪車商協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は甲の区域内で災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の積極的な協力を得ることにより、甲が使用する自転車の確保を図り、迅速かつ円滑な応急対策に資することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲が乙に要請する協力の内容は、災害時において甲が使用する自転車の調達及び整備、その他甲が必要と認める業務であり、乙が対応可能な業務とする。

２　乙は、甲からの要請を受けたときは、他の業務に優先して積極的に協力するものとする。

（協力の要請等）

第３条　甲は、乙に協力を要請するときは、協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、要請に基づき自転車調達等を行った場合は、速やかに甲に協力実施報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条の規定に基づく支援協力において発生した費用については、甲が負担するものとする。費用額については、災害発生直前における適正価格をもって決定する。

（災害補償）

第５条　甲は、第２条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第６条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第７条　乙は、第４条に規定する経費、第５条に規定する災害補償及び前条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に行われるよう随時次の事項を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）その他必要事項

（疑義に関する協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年２月２８日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　宮崎市瀬頭２丁目４番１２号
宮崎県自転車二輪車商協同組合
理事長　　田川　覚

18 災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：佐土原町建設協議会

宮崎市（以下「甲」という。）と佐土原町建設協議会（以下「乙」という。）とは地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における応急対策業務等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市の旧佐土原町域において風水害や地震等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合の応急対策業務等（以下「応急対策業務」という。）について円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害等）

第２条　この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって甲が応急対策活動及び応急復旧工事を行う必要があると認める場合を対象とする。

（応急対策業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（１）公共土木施設の機能確保のための応急復旧作業

（２）建設資機材及び労力の提供

（３）災害廃棄物の収集運搬業務

（４）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第４条　甲は対策業務を実施する必要があると認めた場合、又はそのおそれがある場合において、次に掲げる事項を記載した「災害時の応急対策実施要請書（別記様式第1 号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び応急対策業務等の内容

（２）応援を必要とする日時、場所

（３）現地連絡責任者

（４）その他必要な事項

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職氏名並びに連絡方法等

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他必要事項

（応急対策業務）

第６条　乙は、甲から第４条の規定により協力要請があった場合は、特別な理由がない限り乙の会員に指示し応急対策業務の支援を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第７条　乙は、第６条の規定に基づき応急対策業務を実施したときは、当該業務完了後速やかにその内容を報告するものとする。応急対策業務は「災害の応急対策実施報告書（別記様式第2 号)」により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第８条　第３条1 号から４号に規定する業務について、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第９条　この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41 年宮崎市条例第38 号）を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（協定の効力）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成29 年3 月31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは更に1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保有する。

平成２９年　３月２２日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷　正

乙　宮崎市佐土原町下那珂７６２４番地
佐土原町建設協議会
会長　戸敷　泰士

19 災害時における車両の移動等の協力に関する協定書

協定先：宮崎県レッカー事業協力会宮崎中央支部

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県レッカー事業協力会宮崎中央支部（以下「乙」という。）とは、災害時における甲の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、津波、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生又は発生の恐れがある場合における甲の管理する道路等の公共施設（工事施工中等の施設を含む。以下「公共施設」という。）の被災防止、応急対策及び災害復旧に係る業務（以下「応急対策業務」という。）及び災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第７６条の６に基づく車両その他の物件（以下「車両等」という。）の移動を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって公共施設の被災防止、機能の確保、早期復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この協定は、災害が発生又はその恐れがある場合において、公共施設の応急対策業務及び法に基づく車両等の移動に適用するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、応急対策業務及び法に基づく車両等の移動の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　甲は、この協定による要請を行うときは、災害対策協力支援要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに乙に所属する会員等の所有する車両、装備等の範囲内で可能な限りの協力を実施するものとする。

２　乙は、法に基づく車両等の移動を行う場合は、要請書の写しに加え、甲が別途発行する災害対策支援車両証（様式第２号）を携帯するものとする。

３　乙は、第１項の規定に基づき協力を実施したときは、災害対策協力実施報告書（様式第３号。以下「報告書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲の要請により、乙が応急対策業務及び法に基づく車両等の移動を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費の算出方法については、災害発生直前における通常の料金（価格）を参考として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第６条　甲は、第４条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に

関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（被害が生じた場合の措置）

第７条　乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。ただし、車両等の移動に際して、車両等に損失が生じた場合は、法第８２条の規定により、通常生ずべき損失について、甲が車両等の占有者、所有者又は管理者（以下「占有者等」という。）に補償するものとする。

２　車両等の移動に起因する占有者等との紛争については、甲乙協議のうえ、解決に当たるものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）組織体制、提供可能な人員及び資機材

（４）その他必要事項

（秘密の保持）

第９条 乙は、協力により知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間満了後においても同様とする。

（疑義に関する協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１１条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１０月　４日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　宮崎市田代町１－１
宮崎県レッカー事業協力会　宮崎中央支部
宮崎中央支部長　中村　好男

20 大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

協定先：宮崎県解体工事業協同組合

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における甲の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、津波、風水害、大規模火災その他災害（以下「災害」という。）が発生又は発生の恐れがある場合において甲が乙に建築物等の除去、解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）に協力を求めるに当たって、その内容、費用負担、その他基本的な事項を定めることにより、迅速な応急対応を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「応急活動」とは、消火活動、救助活動その他災害に伴う危険要因を除去する作業をいう。

（２）「建築物等」とは、住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、病院、公共施設等の建築物、橋りょう、道路等公共土木施設等建築物等の工作物等または応急活動の支障となる障害物等をいう。

（３）「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した等、建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

（業務の内容）

第３条　乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

（１）災害時の被災状況に関する情報の収集及び報告に関する業務

（２）応急活動に支障となる建築物等の解体に関する業務

（３）被災者の救出等を目的とした建築物等の解体に関する業務

（４）災害廃棄物の撤去に関する業務

（５）前各号に伴う必要な業務

（協力要請）

第４条　甲は、前条に規定する業務について、必要に応じて乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　甲は、この協定による要請を行うときは、協力支援要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第５条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに乙に所属する会員等の所有する資機材、人員の範囲内で可能な限りの協力を実施するものとする。

２　乙は、直ちに指定場所に業務従事者を派遣し、甲の現場責任者の指示に基づき、業務を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項

に基づき、業務を行うものとする。

３　乙は、撤去した災害廃棄物を、甲が指定した場所へ移動するものとする。ただし、状況により甲が災害廃棄物の移動場所を指定できない場合は、乙は、甲の承諾を得て、乙の判断で災害廃棄物を他の場所に移動することができるものとする。

（業務の報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、協力実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

２　前項の場合において、業務従事業者は、業務に関する記録を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　業務に要する費用は、甲が負担するものとする。ただし、第３条第１号に掲げる業務に係る費用は、乙が負担する。

２　前項に規定する経費の算出方法については、災害発生直前における通常の料金（価格）を参考として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（災害補償）

第８条　甲は、第４条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和４１年宮崎市条例第３８号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第９条　業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報の交換）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）組織体制、提供可能な人員及び資機材

（４）その他必要事項

（秘密の保持）

第１１条　乙は、協力により知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間満了後においても同様とする。

（疑義に関する協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年　２月１９日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸敷　正

乙　宮崎市下北方町井尻５３６２番地５
宮崎県解体工事業協同組合
理 事 長　　原田　忠男

21 災害時の協力に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎青年会議所
社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会

宮崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人宮崎青年会議所（以下「丙」という。）とは、災害時における甲、乙及び丙の災害対応及び被災者支援活動における協力に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第２３条の２に基づき市地域防災計画に定める災害対策本部を設置したときにおける災害救援又は乙が行う被災者支援に関する災害ボランティア活動支援のため、甲又は乙が丙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めることにより、円滑な救援活動等を実施することを目的とする。

（協力範囲）

第２条　丙は、社会奉仕の精神に基づき、丙の持つ組織力や機動力、会員及び会員の所属する会社等の各法人又は個人が持つ専門技能並びに宮崎県内外に広がる会員ネットワーク、各種関係団体とのつながり等を最大限に活かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

（１）支援物資等の調達活動及び受付
（２）支援物資等の仕分け、輸送及び配給活動
（３）専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動
（４）市内外で発生した災害に関する情報収集及び双方向の情報交換
（５）その他甲乙丙協議により定めた活動

２　前項に掲げる丙の活動に対し、甲又は乙は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整及び広報等の協力を行うものとする。

（協力依頼）

第３条　甲又は乙は、前条に規定する協力範囲について、必要に応じて丙に対し協力を依頼することができるものとする。

２　甲及び乙は、この協定による協力依頼を行うときは、協力支援依頼書（様式第１号）により、協力内容の対応可否について、確認を行うものとする。

３　丙は、前項の規定による依頼を受けた際は速やかに確認を行い、協力支援回答書（様式第２号）により、支援可能な範囲及び費用について、回答するものとする。

（協力要請）

第４条　甲及び乙は、前条の規定に基づく回答を確認後、協力内容を明確にし、速やかに協力支援要請書（様式第３号）により、協力要請を行うものとする。

２　丙は、前項の規定に基づき協力を実施したときは、協力実施報告書（様式第４号）により、報告を行う。

（業務の実施）

第５条　丙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに丙の所属する会員等の所有する資機材、人員の範囲内で可能な限りの協力を実施するものとする。なお、有償での協力に伴う費用額については、甲乙丙協議の上、災害発生直前における適正価格をもって決定する。

（災害補償）

第６条　甲は、甲の要請により業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償については、労働者災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年宮崎市条例第３８号）を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第７条　業務中に、丙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙丙協議の上定めるものとする。

（情報の交換）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

（３）組織体制、提供可能な人員及び資機材

（４）その他必要事項

２　甲は、災害時における迅速な協力体制の構築のため、前項に規定する連絡責任者等が出席する連絡会議を、年１回以上開催するものとする。

３　前項に規定する連絡会議については、危機管理主管課が主催するものとする。

４　甲、乙及び丙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、合同で訓練又は研修等を行うものとする。

（秘密の保持）

第９条 丙は、協力により知りえた秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間満了後においても同様とする。

（疑義に関する協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

（協定期間）

第１１条　この協定の有効期間は、締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

２　協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定の締結を証するため本協定書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　元年　６月　２日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸　敷　　正

乙　宮崎市花山手東３丁目２５番地２
社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会
会　　長　　厚　地　　安

丙　宮崎市松山１丁目１２番７号　大春ビル３F
一般社団法人宮崎青年会議所
理 事 長　　野　崎　偉　世

22 災害時における防疫作業に関する協定書

協定先：一般社団法人宮崎県ペストコントロール協会

宮崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人宮崎県ペストコントロール協会(以下「乙」という。)は、宮崎市に地震、風水害その他の災害又は感染症等が発生(以下「災害等の発生」という。)した場合、衛生的な市民生活を確保するため、感染症の拡大を未然に防止することを目的に、防疫作業の実施について、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第１条　甲は、災害等が発生した場合、速やかに乙に対して、次に掲げる作業(以下「防疫作業等」という。)の実施について、協力を要請するものとする。

(1)　浸水家屋等の防疫作業

(2)　被災地域等でのネズミ・衛生害虫が発生した場合の駆除作業

(3)　災害等での感染症発生時における消毒作業

２　前項に基づく甲から乙に対する要請は、原則文書により行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書で要請を行うこととする。

３　乙は、この協定に基づき、防疫作業等が円滑に行われるよう、あらかじめ実施体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

４　乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(協力)

第２条　乙は、甲から前条第１項各号の防疫作業等の実施についての要請を受けたときは、薬剤の調達及び提供、機材の支援、人員の支援等の協力を可能な限り行うものとする。

２　乙は、災害等の規模に応じて、他県等のペストコントロール協会等に協力を求めることができる。

３　甲は、防疫作業等の実施にあたり、乙から防疫作業等の効率を高めるための水道水の提供の要請があった場合、甲の所管する施設から水道水を提供できるよう組織内を調整し、水道水の提供に努めること。

(防疫作業等の実施)

第３条　乙は第１条に基づく要請を受けたときには、直ちに、乙の人員を甲の担当部署が指定する場所に派遣し、甲の職員の指示を受けて、防疫作業等を実施するものとする。

防疫作業等が連続して必要とされる場合は、日々甲の職員の指示を受けることとする。なお、災害地区における防疫作業等の終了の目安は、災害発生日から１０日として防疫作業等を進めることとする。

２　乙は、甲から指示を受けた場所において、防疫作業等中に地域住民から直接防疫作業等の依頼を受けた時は、柔軟に対応するものとする。

３　乙は、防疫作業等の対象物件の所有者等と打合せを行い、防疫作業等の実施を行うとともに、作業等終了後に所有者等に確認を求めることとする。

（防疫作業等の実施報告）
第４条　乙は、前条第１項に基づく、日々の指示を受けた時は、その指示についての報告を行うこととする。
２　乙は、防疫作業等が終了したときは、甲に対して報告するとともに、報告書により、防疫作業等の日時、活動場所、活動内容、使用機材、使用薬剤、防疫活動に従事した者の名称又は氏名及び責任者の氏名その他必要な事項について、報告するものとする。
（費用の負担）
第５条　第３条の規定により乙が防疫作業等を実施するために要した消毒薬剤、人件費等の費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、災害等の発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（損害賠償）
第６条　乙は、防疫作業等に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
（協定の効力）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書により解除又は変更の意思表示がなされないときは、さらに１年間延長されるものとし、その後も同様とする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和元年６月６日

甲　宮崎市橘通西１丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸　敷　　正

乙　宮崎市大塚台西３丁目２３番地１
一般社団法人　宮崎県ペストコントロール協会
会　　長　　髙　野　　誠　司

23 災害時における協力に関する協定書

協定先：宮崎県葬祭事業協同組合

宮崎市（以下「甲」という。）と宮崎県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、宮崎市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送（以下「葬祭用品等の供給」）に係る応急対策業務を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における葬祭用品等の供給について、円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を記載した「災害時支援協力要請書（様式第１号。以下、「要請書」という。）」により要請をすることができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後遅滞なく、要請書を乙に提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けた時は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（業務の範囲）

第３条　前条の規定により甲から要請を受けたときに乙が行う葬祭用品等の供給に関する業務は、次に掲げる業務とする。

（１）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

（２）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

（３）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

（４）その他甲が必要と認める業務

（協力）

第４条　乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、第３条各号の協力を行なうものとする。

（業務内容の報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき業務に従事した場合は、随時その活動内容の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「災害時支援協力報告書（様式第２号）により、甲に報告するものとする。

（１）業務内容

（２）件数

（３）その他必要事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第９条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 10 条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては地域振興部生活課長、乙にあっては宮崎県葬祭事業協同組合理事長を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第 11 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第 12 条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 14 条 この協定は、締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和元年１０月　７日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　戸　敷　　正

乙　宮崎市高洲町 40 番地１
㈱ふじもと美誠堂内
宮崎県葬祭事業協同組合
理 事 長　　藤　元　一　生

24　災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：田野地区建設業協会

宮崎市（以下「甲」という。）と田野地区建設業協会（以下「乙」という。）とは地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における応急対策業務等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市の田野地域において風水害や地震等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合の応急対策業務等（以下「応急対策業務」という。）について円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害等）

第２条　この協定は災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって甲が応急対策活動及び応急復旧工事を行う必要があると認める場合を対象とする。

（応急対策業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（１）公共土木施設の機能確保のための応急復旧作業

（２）建設資機材及び労力の提供

（３）災害廃棄物の収集運搬業務

（４）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第４条　甲は応急対策業務を実施する必要があると認めた場合、又はそのおそれがある場合において、次に掲げる事項を記載した「災害時の応急対策実施要請書（別記様式第１号。以下「要請書」という。）」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び応急対策業務等の内容

（２）応援を必要とする日時、場所

（３）現地連絡責任者

（４）その他必要な事項

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職氏名並びに連絡方法等

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他必要事項

（応急対策業務）

第６条　乙は、甲から第４条の規定により協力要請があった場合は、特別な理由がない限り乙の会員に指示し応急対策業務の支援を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第７条　乙は、第６条の規定に基づき応急対策業務を実施したときは、当該業務完了後速やかにその内容を報告するものとする。応急対策業は「災害の応急対策実施報告書（別記様式第２号）」により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第８条　第３条１号から４号に規定する業務について、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第９条　この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 501 号）の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年宮崎市条例第 38 号）を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（協定の効力）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは更に 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年７月３日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　戸敷　正

乙　宮崎市田野町乙９５２５番地
田野地区建設業協会
会長　春山　義正

25　災害時における応急対策業務等に関する協定書

協定先：高岡地区建設業協会

宮崎市（以下「甲」という。）と高岡町建設業協会（以下「乙」という。）とは地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務等（以下「応急対策業務」という。）の実施及び水門操作等（以下「水門操作」という。）の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市の旧高岡町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策業務について円滑に実施するため、また水門操作の円滑な支援を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害等）

第２条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって甲が応急対策活動及び応急復旧工事を行う必要があると認める場合、及び河川水位の上昇による水門操作の支援が必要と認める場合を対象とする。

（応急対策業務、水門操作の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（１）公共土木施設の機能確保のための応急復旧作業

（２）建設資機材及び労力の提供

（３）水門操作の支援

（４）災害廃棄物の収集運搬業務

（５）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第４条　甲は応急対策業務を実施する必要があると認めた場合、又は水門操作の支援の必要がある場合において、次に掲げる事項を記載した「災害時の応急対策実施要請書(別記様式第１号。以下「要請書」という。)」により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び応急対策業務等の内容

（２）応援を必要とする日時、場所

（３）現地連絡責任者

（４）その他必要な事項

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換するものとする。

（１）宮崎市地域防災計画

（２）連絡責任者及び補助者の職氏名並びに連絡方法等

（３）災害対策用資機材の備蓄及び保有状況

（４）その他必要事項

（応急対策業務、水門操作の支援）

第６条　乙は、甲から第４条の規定により協力要請があった場合は、特別な理由がない限り乙の会員に指示し応急対策業務、水門操作の支援を行うものとする。

（応急対策業務、水門操作の報告）

第７条　乙は、第６条の規定に基づき応急対策業務、水門操作を実施したときは、当該業務完了後速やかにその内容を報告するものとする。応急対策業務は「災害の応急対策実施報告書（別記様式第２号）」、水門操作は「操作記録簿（別記様式第３号）」により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第８条　第３条各号に規定する業務について、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない業務の経費については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第９条　この協定に基づいて応急対策業務、水門操作に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、宮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宮崎市条例第38号）を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

（協定の効力）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から令和４年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年２月４日

甲　　宮崎市橘通西一丁目１番１号
　　宮崎市
　　宮崎市長　　戸敷　正

乙　　宮崎市高岡町浦之名１４３７番地
　　高岡町建設業協会
　　会長　中馬　洋一

26　災害時における相互連携に関する協定書

協定先：西日本電信電話株式会社宮崎支店

宮崎市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 宮崎支店（以下「乙」という。）は、台風、豪雨、洪水、地震等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互に連携して災害対応にあたることに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、宮崎市内で災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この協定の適用範囲は、宮崎市における乙の供給区域とする。

（連携内容）

第３条　甲及び乙が連携する内容は次の各号のとおりとする。

（１）甲及び乙は、平時から連絡体制を確立し、災害時においては、通信障害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

（２）甲及び乙は、災害時に乙が所有する設備に関連して甲が管理する道路の通行に支障を来した場合又は甲が管理する道路の被害により乙の所有する設備の復旧に支障を来した場合には、道路啓開及び通信障害復旧のため、甲乙連携して作業にあたるものとする。

（３）甲は乙に対して、災害時において防災拠点となり、かつ優先して通信障害復旧又は仮復旧が必要な病院、民間施設、庁舎などの重要施設について、平時から情報を提供するものとする。

（４）乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。

（５）甲及び乙は、住民に対して、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、通信障害情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

（６）甲及び乙は、災害時の道路被害及び通信障害等の発生を防止するため、平時から事前対策について相互に協力するものとする。

（７）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第４条　前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定める。

（費用）

第５条　この協定に基づいて実施した事項に関する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第

三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第７条　この協定に基づく業務の実施に当たっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

（期間）

第８条　この協定は、令和６年３月３１日までの間効力を有する。ただし、期間満了日の１か月前までに甲又は乙から書面による特段の申出がない場合には、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から１年間延長することとし、以降も同様とする。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、災害時における連携に関し、甲及び乙が他の団体と別途締結している協定等（この協定の締結日以降に締結するものを含む。）を妨げるものではない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月３１日

甲　宮崎県宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　　清山　知憲

乙　宮崎県宮崎市高千穂通二丁目１番１６号
西日本電信電話株式会社　宮崎支店
支店長　　栗畑　秀哉

27　災害時における災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書

宮崎市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、災害時における災害廃棄物の収集運搬等に関する応急活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害に伴い宮崎市域で発生する災害廃棄物の収集運搬等に関する応急活動について、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定める。
（定義）
第２条　この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
（１）災害廃棄物　宮崎市災害廃棄物処理計画において計画の対象とする災害廃棄物（し尿を除く）のことをいう。
（協力要請の内容）
第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。
（１）災害廃棄物の収集運搬等
（２）前号に伴う必要な業務
（協力要請の手続き）
第４条　甲は、前条に定める業務について協力を要請するときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。
（協力体制）
第５条　乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り災害廃棄物処理ができる体制を整えるものとする。
（協力の実施）
第６条　乙は、要請内容に基づく甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を実施するものとする。
２　甲は、乙が要請内容を円滑に実施するために必要な情報を提供する。
３　乙は、災害廃棄物の収集運搬等に協力するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
（１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮し、適正処理に努めること。
（２）災害廃棄物の再利用、再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。
（実施報告）
第７条　乙は、第６条第１項の規定による要請に基づき業務を完了したときは、実施した内容を報告書により甲に提出するものとする。
（費用の負担）
第８条　乙が第４条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の収集等に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　費用負担の算出方法については、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）
第９条　乙は、第４条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、又は病気にかかった場合は、それを補償する。
（連絡窓口）
第10条　この協定に伴う事務は、甲においては宮崎市環境部環境業務課を窓口とする。
２　甲の組織に変更があった場合は、環境業務課に代わり前項の事務を行う組織を充てるものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。
（協定期間）
第12条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとする。
２　この協定は、甲と乙が別に締結した一般廃棄物収集運搬等業務委託（宮崎市）に係る協定書（平成　年　月　日締結。以下「委託協定書」という。）第２条第１項に定める履行期間の終期をもってその効力を失うものとする。
３　前項の規定にかかわらず、この協定は、委託協定書第８条第１項の規定により履行期限が延長された場合にあっては当該延長された履行期限、委託協定書第１５条第１項の規定により当該協定が解除された場合にあっては当該解除された日をもってその効力を失うものとする。
４　前２項の規定にかかわらず、この協定は、委託協定書に定める履行期間の終期後、甲と乙が委託協定書に相当する新たな協定または委託契約（以下「新委託協定」という。）を締結した場合は、当該新委託協定の履行期間の終期をもってその効力を失うものとし、新委託協定に定める履行期間の終期後も同様とする。
５　第３項の規定は、前項の新委託協定（前項の規定により同様とされた新委託協定に定める履行期間の終期後の協定を含む。）について準用する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年３月６日

甲　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市
宮崎市長　清山　知憲

乙

■協定締結先一覧

協定先	住所
宮崎市生活系一般廃棄物処理事業協同組合	宮崎市日ノ出町２５３番地
有限会社佐土原サニタリー	宮崎市佐土原町下田島１６７５１番地
有限会社末原産業	宮崎市田野町乙９４７１番地４
有限会社三舩産業	宮崎市高岡町上倉永１１０６番地４２
有限会社黒木産業	宮崎市清武町正手三丁目１番地

３．指針等（指針、基準等）

01 被害認定の基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は、必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 （全焼・全流出）	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの 、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半焼）	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	大規模半壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの 、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 20%以上、30%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
	準半壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※　非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。	
その他の被害	田の流失埋没	他の耕土が流失し、又は、砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
	畑の流失埋没及び冠水	他の田に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養

		護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）代２条第１項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
その他の被害	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 25 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿埋葬施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は、簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は、簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっての、生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※住家の一部破損及び油化した浸水の被害世帯は含まない
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機器具等とする。

02 被害状況等の調査･報告事項

種　　別	調　査　報　告　事　項
死者・行方不明者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別　（死亡日時）
負傷者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別、負傷の部位・程度、救出・救急状況、病院名
家屋全壊（流出）	原因、氏名、棟数、世帯数、人員避難状況、（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
家屋半壊	
家屋一部損壊	
床上浸水	原因、戸数、世帯数、人員（世帯主氏名）避難状況（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
床下浸水	
非住家被害	種別（公共建物、倉庫、車庫等）、被害程度、応急状況
道路被害	箇所、管理種別（国、県、市町村別）、被害状況、応急対策（動員数、使用資機材）、通行等の状況
橋梁被害	
堤防被害 （河川、貯水池、 ため池、用水路）	箇所、管理種別（国、県、市町村、私等別）、被害程度（規模）、関連被害（住家、田畑等）、応急対策（動員数、使用資機材）
田畑被害	被害地域面積（冠水、埋没、流出）
山、崖くずれ	被害の規模、人身、家屋等被害の有無、道路等の影響、応急対策（動員数、使用資機材）
水道施設被害	原因、被害状況（断水状況）、応急・復旧対策（給水状況）、（上水道、工業用水、簡易水道）
下水道施設被害	原因、被害状況、応急・復旧対策
通信・電力被害	被害状況、応急・復旧対策

※浸水、堤防、山・崖くずれ等の被害は、次の事項についても調査・報告をすること。

１．宅地工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域内・外の別

２．風水害危険区域（箇所）指定の確認

01 河川、土砂災害、高潮関係の避難基準

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、以下の基準を参考に気象警報・注意報発表の下、気象状況や河川状況等も含めて総合的に判断して発令する。

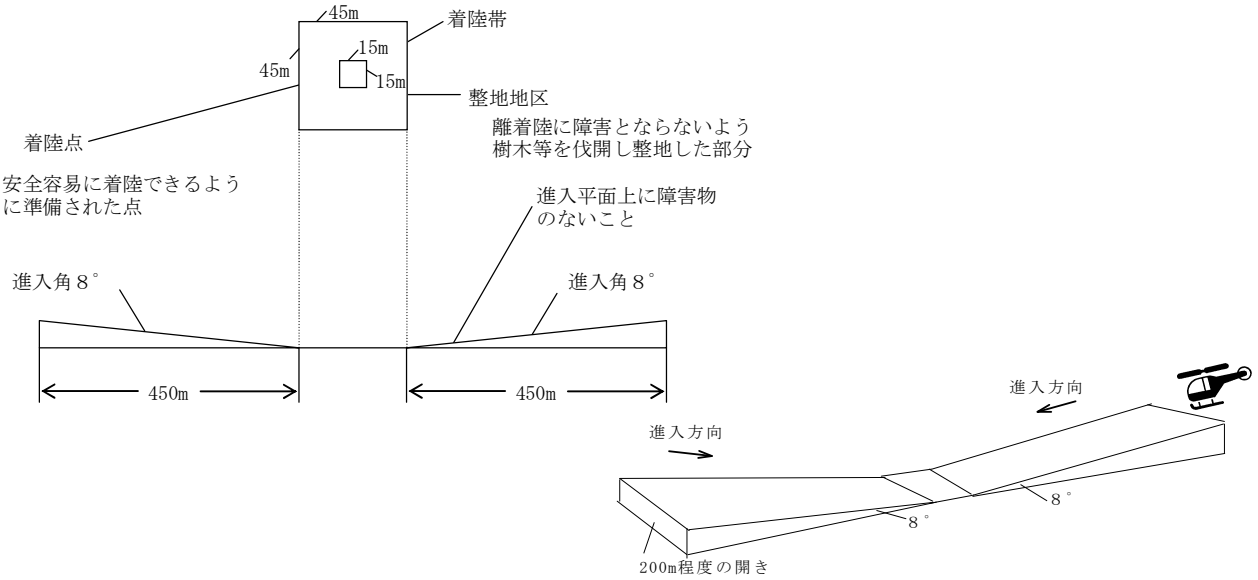
【災害の種別】	【水害】		
発令区域 発令レベル	**大淀川（外水被害）** **（洪水予報河川）** ※本庁管内は柏田観測所を基準とし、区域は洪水ハザードマップの浸水想定区域とする。ただし、高岡総合支所管内は高岡観測所を基準とし、区域は高岡総合支所が主体となり、関係部署と協議し設定する。	**大淀川の各支川及びその他の河川等（内外水被害）** ※区域は、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議し設定。（各観測点も同様に、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議し設定する。）	
		「避難判断水位」設定有 **（外水被害）** **（本庄川・清武川・水位周知河川）**	**「避難判断水位」設定無** **（内水被害）**
警戒レベル３ 高齢者等避難	大雨・洪水警報が発表され、 ○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル３水位）に達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されたとき。 ○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達する予測が発表されているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）。 ただし、夜間に警戒レベル３高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、避難判断水位にかかわらず、日没前に発令するものとする。	大雨・洪水警報が発表され、○設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル３水位）に達したとき。 ○設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル３水位）に達する前であっても、上流の観測点の水位が急激に上昇するなど、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ただし、夜間に警戒レベル３高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、避難判断水位にかかわらず、日没前に発令するものとする。	大雨・洪水警報が発表され、設置した観測点の内水位が量水標の避難勧告水位（黄）に達し、引き続き水位が上昇すると予想されるとき。
警戒レベル４ 避難指示	○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達し、「大淀川下流部氾濫危険情報」が発表されたとき。 ○設置した観測点の水位が氾濫危険水位に（レベル４	○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達したとき。 ○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達する前であっても、上流の観測点の水位が	設置した観測点の内水位が量水標の避難指示水位（赤）に達したとき。

<table>
<tr><td>【災害の種別】</td><td colspan="3">【水害】</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>水位）に達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想されるとき。</td><td>急激に上昇するなど、急激な水位上昇のおそれがあるとき。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、暴風警報の発表後速やかに発令する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒レベル５
緊急安全確保</td><td colspan="3">「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。</td></tr>
<tr><td>＜災害が切迫＞
○設置した観測点の水位が氾濫開始相当水位に達したとき。
○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。
＜災害発生を確認＞
○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
(「大淀川下流部氾濫発生情報」の発表、水防団からの報告等により把握できた場合)</td><td>＜災害が切迫＞
○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。
＜災害発生を確認＞
○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
(水防団からの報告等により把握できた場合)</td><td>＜災害が切迫＞
○設置した観測点の内水位が堤防高に達したとき。
○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。
＜災害発生を確認＞
○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
(水防団からの報告等により把握できた場合)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特記事項</td><td colspan="2">○各発令判断基準水位は、資料編 5-32 に記載のとおり。</td><td>短時間又は局地的豪雨により、上記避難指示等が発令されない内に小河川等が氾濫し、安全な場所等への「立ち退き避難」が困難なときは、自主的判断により上階への移動等による「緊急安全確保」とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">○避難は、自宅等から指定緊急避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立退き避難」を基本とする。
○自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域外で、浸水しない居室があり、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できる場合、自主的な判断により「屋内安全確保」を行うことも可能とする。
○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。
○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。
○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保を行うものとする。</td></tr>
</table>

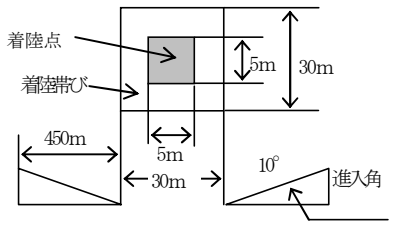
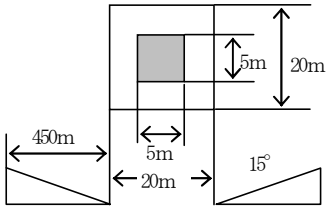
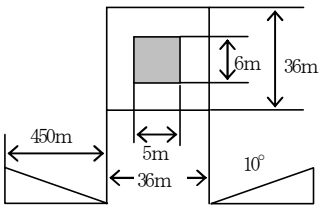
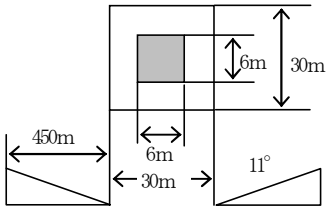
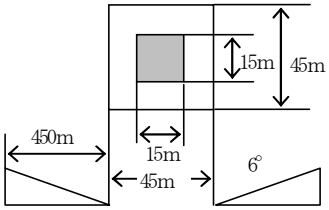
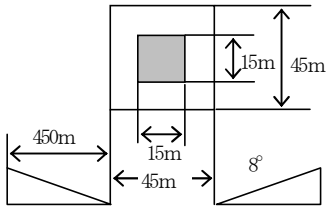
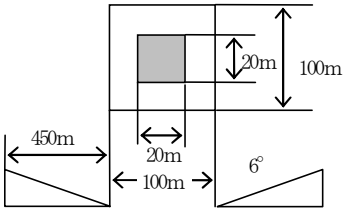
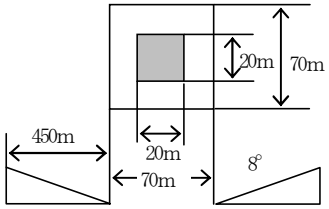
【災害の種別】	【土砂災害】
発令区域 発令レベル	※区域は、県作成の土砂災害危険区域とする。ただし、従来の発令区域（地域防災計画書Ａランク及び旧３町避難発令危険箇所）及び各避難発令部署で必要と判断される箇所を含む。
警戒レベル３ 高齢者等避難	以下のいずれかに該当する場合に発令する。 ○大雨警報（土砂災害）、それまでの雨量累計を参考とし、県総合河川砂防情報システムにより、危険度１（２時間以内に基準値超過を予想）となったとき。 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となったとき。 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 ○近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化したとき等）が発見されたとき。
警戒レベル４ 避難指示	○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。 ○県総合河川砂防情報システムにより、危険度２（１時間以内に基準値超過を予想）となったとき。 ○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報情報[土砂災害]）となったとき。 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、暴風警報の発表後速やかに発令する。 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき。
警戒レベル５ 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。
	＜災害が切迫＞ ○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○県総合河川砂防情報システムにより、危険度３（現在、基準を超過している）となったとき。 ＜災害発生を確認＞ ○土砂災害の発生が確認された場合
特記事項	○避難は、自宅等から指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立退き避難」を基本とする。 ○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保を行うものとする。

【災害の種別】	【高潮災害】
発令区域 発令レベル	※区域は、各避難発令部署が主体となり、県が公表した高潮浸水想定区域を参考に関係部署と協議し設定する。
警戒レベル３ 高齢者等避難	○高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
警戒レベル４ 避難指示	○高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が発表されたとき。 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
警戒レベル５ 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。
	＜災害が切迫＞ ○水門等の異常が確認された場合 ＜災害発生を確認＞ ○海岸堤防等が倒壊した場合　○異常な越波・越流が発生した場合
特記事項	○避難は、自宅等から指定避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立ち退き避難」を基本とする。 ○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保を行うものとする。

01 臨時ヘリポートの選定基準



02 機種に応ずる発着点付近の基準

1	a	b	c
	項　目	標　準	応　急
2	OH-6		
3	UH-1H AH-1S		
4	V-107 UH-60J		
5	CH-47		

備考	1　LR-1 用滑走路は路面を点圧する必要がある。 2　回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である

※：1　発着点とは、安全、容易に設置できるように準備された地点をいう。

2　無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

3　この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

03 回転翼機発着のための最小限所要地積

	a	b	c
1	機種	同時発着機数	
		4	12
2	OH-6	30m×120m	―
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47	300m×300m	―

注：１発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された地点

２無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

３この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

２表示

（１）上空から確認しうる風の方向を表示する旗。

（２）着陸地点には、石灰等を用いてＨの記号を表示する

３危険防止上

（１）離着陸時は、風圧等により危険であるので子供等を接近させない。

（２）離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。

（３）安全上の監視員を配置する。

04 宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程

平成 16 年 10 月１日
危　機　管　理　局

（趣旨）
第１条　この規程は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 16 条第４項の規定により、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。
（用語の定義）
第２条　この規程において用いる用語の意義は、要綱に定めるもののほか、以下に掲げるとおりとする。
（１）ヘリコプター動態管理システム「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年９月 24 日付け消防庁告示第４号）別表第一（第９条第１項関係）第 11 号に規定する衛星通信を活用した防災救急ヘリコプターの動態を管理するシステム（機上装置及び地上端末を含む。）をいう。
（他の規定との関係）
第３条　運航については、要綱及び相互応援協定に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
（緊急運航の要件）
第４条　緊急運航は、原則として、次の要件をすべて充たす場合に行うことができるものとする。
(1)　公共性　公共の安全を維持するため県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。
(2)　緊急性　緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
(3)　非代替性　既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合等防災救急ヘリコプターを使用する以外に適切な手段方法がないこと。
（緊急運航の基準）
第５条　緊急運航は、前条に掲げる要件を原則としてすべて充たし、かつ、別紙「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準」（以下「緊急運航基準」という。）に該当する場合に行うことができるものとする。
（緊急運航の要請）
第６条　緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合その他相互応援協定を締結した団体（以下「要請する機関」という。）の長が運航責任者に対し行うものとする。
２　前項の規定により要請する機関から緊急運航の要請があった場合（その他相互応援協定を締結した団体を除く。）に、防災救急ヘリが運航できないときは、相互応援協定を締結した団体に対し緊急運航の応援要請を行うものとする。緊急運航の応援要請を行うにあたっては、消防活動現場までの距離及び天候、消防防災ヘリの性能、活動能力、資機材等を勘案して応援を要請する団体を決定する。
３　相互応援協定を締結した団体からの要請に基づき緊急運航をする場合及び相互応援協定を締結した団体に緊急運航要請をする場合は、運航責任者は事前に運航管理責任者の承認を受けなければならない。
４　前項の要請は、緊急運航要請書（様式第１号）及び緊急運航応援要請書（相互協定様式第１号）により行うものとする。
５　要綱第 17 条に規定する関係機関の長からの要請又は指示で行う緊急運航については、関係機関の長の指示に従うものとする。ただし、要綱、この規程に定める安全運航に関する規定は除く。
（運航の決定）
第７条　運航責任者は、航空消防活動の内容及びその活動場所の状況、気象状況等を可能な限り

詳細に収集・把握し、運航の可否を決定しなければならない。
ただし、前条第３項に規定する場合は、事前に運航管理責任者の承認を受けること。

２　運航責任者は、出発を承認する場合は、運航指揮者に要請内容に対応するための必要な搭乗人員及び資機材等の運航体制を指示しなければならない。

３　運航責任者は、前条第１項に規定する運航の要請を受け運航の可否を決定したときは、要請する機関の長に運航の可否を通知しなければならない。（前条第３項に基づく運航の要請の場合は、防災救急ヘリコプター緊急運航応援出動書（相互応援協定様式第２号）による。）

４　運航指揮者は、第１項の指示を受けたときは、対応するために必要な運航体制を整えなければならない。

５　運航責任者は、第１項及び第２項の規定により防災救急ヘリが緊急運航をしたとき及び報告が必要と認める事項がある場合は、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

（運航の条件）

第７条の２　運航責任者は、次の条件をすべて充たす場合に、防災救急ヘリを運航させることができる。

（１）予想される飛行経路が航空法施行規則（以下「施行規則」という。）第５条に定める有視界気象状態であり、かつ、継続的に保たれる状態であること。
ただし、施行規則第 198 条の４（特別有視界飛行方式）に定める許可を受けた場合は、この限りではない。

（２）別途定める「宮崎県防災救急ヘリコプター操縦士の乗務要件」を満たす操縦士が乗務すること。

（３）要綱、その他応援協定等に規定されている活動の範囲内であること。

（４）法その他関係法令に抵触するおそれがないこと。

（出発の承認）

第７条の３　機長は、防災救急ヘリを出発させるにあたっては、運航責任者の承認を受けるものとする。

２　機長は、航空法第 73 条の２に規定する出発前の確認のほか、運航指揮者による他の航空隊員等に対する当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等に係る説明が終了した後に、防災救急ヘリを出発させるものとする。

（運行中の安全対策及び中止の判断基準）

第７条の４　運航責任者は、防災救急ヘリの運行中は、ヘリコプター動態管理システム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び運航指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び運航指揮者に対し、航空消防活動の中止を指示するものとする。

２　機長及び運航指揮者は、防災救急ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災救急ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。
なお、運航指揮者は、法で定める機長及び副操縦士の飛行に関する可否について、その判断を妨げてはならない。

３　機長又は運航指揮者は、航空消防活動の中止の判断をしたときは、遅延なくその旨を運航責任者に報告するものとする。

４　防災救急ヘリに搭乗している航空隊員等は、防災救急ヘリの運航中は、機外の監視を行うとともに、状況により機長及び運航指揮者に必要な報告及び注意を喚起する助言を行うものとする。

（航空消防活動類型ごとの活動について）

第７条の５　運航管理責任者は、山岳救助、水難救助等その他の特に安全の確保に配慮する必要があると認める航空消防活動の類型ごとに必要な事項について活動要領を定めるものとする。

（連絡及び体制）

第８条　運航責任者は、防災救急ヘリを運航し、又は運航しようとするときは、要請機関（訓練

の際には主として訓練を実施する機関等）と緊密な連絡を図るとともに、要請機関の指揮者等及び防災救急ヘリの運航指揮者に緊密な連絡を取らせるものとする。

２　要請機関は、必要に応じ次の体制を整えるものとする。

（１）飛行場外離着陸場の確保（散水等必要な措置を含む。）及び安全対策（訓練にあってはすべての実施場所）

（２）傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

（３）空中消火のための給水場所の確保

（４）その他必要な事項

（報告）

第９条　運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請機関に対して当該災害等の状況について報告を求めることができる。

（事務委任）

第 10 条　第６条第１項及び第７条第２項の総括管理者が行う緊急運航の要請に関する事務は、運航責任者が取り扱うものとする。

附　　則

この要領は、平成 16 年 10 月１日から施行する。

この規程は、令和２年８月 10 日から施行する。（名称を緊急運航要領から運航規程に変更する。）

この規程は、令和３年８月５日から施行する。

05 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準

１　この緊急運航基準は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程第５条に必要な事項を定めることを目的とするものとする。

２　救急活動

(1)　事故又は急病等による搬送

事故若しくは急病等に起因して重症が疑われ、又は山間部、離島等から緊急に傷病者の搬送を行う必要があると認められる場合で、別に定める「宮崎県防災救急ヘリコプター救急活動出動基準」救急活動出動基準に該当するとき。

(2)　高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療穣関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、原則として医師が搭乗できるとき。

(3)　傷病発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

緊急に救命医療行為を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められるとき（ホイスト装置を使用した医師の現場投入は別に定めるところによるものとする）。

(4)　移植のための臓器等の搬送

移植医療を行うため、臓器や担当医師又は医療機材等を緊急に搬送する必要があると認められるとき。

(5)　その他、特に、防災救急ヘリコプターによる救急活動が有効と認められるとき。

３　救助活動

(1)　河川・海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故、山岳遭難事故等において、防災救急ヘリによる対応がより有効と認められるとき。

(2)　中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められるとき。

(3)　陸上から接近できない被害者等の救出

大雨による山崩れ等により、道路が寸断された場合など陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められるとき。

(4)　その他、特に、防災救急ヘリによる救助活動が有効と認められるとき。

４　災害応急活動

(1)　被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模な交通事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査又は情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められるとき。

(2)　被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療その他の生活必需品、復旧

資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められるとき。

(3)　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき。

(4)　その他、特に、防災救急ヘリコプターによる災害応急活動が有効と認められるとき。

５　火災防御活動

(1)　林野火災等における空中からの消火活動

防災救急ヘリコプターによる空中からの消火がより効果的であると認められるとき。

(2)　被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査又は情報収集活動を行う必要があると認められるとき。

(3)　広報活動

住民への避難誘導等広報活動が必要と認められるとき。

(4)　資機材や要員の搬送

交通遠隔地等において効果的な消火活動を行うため、消火資機材又は消火要員の搬送が必要であると認められるとき。

(5)　その他、特に、防災救急ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められるとき。

５　広域航空消防防災応援活動等

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年５月 30 日付け消防救第 61 号）、九州・山口９県の相互応援協定（平成 29 年 10 月 31 日締結）等に基づく要請があった場合

６　防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づく活動

(1)　消防組織法第 44 条第 1 項に基づき、消防庁長官から消防の応援等のため都道府県知事に対して必要な措置をとることを求められたとき。

(2)　消防組織法第 44 条第 5 項に基づき、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動のため都道府県知事に対して必要な措置をとることを指示されたとき。

(3)　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 付け消防救第 61 号）６（３）に基づき消防庁長官から応援要請が行われたとき。

(4)　九州・山口９県の相互応援協定（平成 29 年 10 月 31 日締結）第６条に基づき九州・山口９県被災地支援対策本部長等から応援要請が行われたとき。

(5)　熊本県、大分県、鹿児島県、長崎県及び宮崎県における防災消防ヘリコプター相互応援協定（平成 31 年 3 月 18 日締結）第２条に基づき応援要請（支援要請を含む）があった場合。

様式第１号（第６条関係）

緊　急　運　航　要　請　書

№.　1

1　要請機関名	（発信者）
2　要請日時	年　月　日（　曜日）　時　分
3　要請目的	（1）救急　（2）救助　（3）災害応急　（4）火災防御 （5）広域航空消防防災応援　（6）その他
4　要請内容	（1）救急搬送　（2）転院搬送　（3）捜索　（4）救助　（5）物資搬送 （6）人員搬送　（7）空中消火　（8）その他：
5　発生場所	市・町・村 （目標）　（離着陸場所）
6　発生日時	年　月　日（　曜日）　時　分頃
7　概　要	
8　必要機材等	
9　気象状況	天候　風向　風速　m／s　気温　℃ 視程　km　雲高　m　警報及び注意報
10　現場指揮官	所属　職　氏名
11　現場との連絡手段	無線種別　携帯 TEL
12　他の航空機の活動要請	（有・無）（機関名）　（機数）
13　その他必要な事項	
14　地図(目標)等	

No. 2

15　傷病者搬送の場合

①　搬送要請病院名			診療科		主治医		
②　傷病者	(ふりがな) 氏　名		性別	男・女	生年月日　年　月　日 年齢　歳		
	傷病名						
	職　業						
③　世帯主住所氏名							
④　発病（負傷）の原因、経過等							
⑤　救急車の手配		要請側			受入側		
⑥　受入病院名等			診察科		担当医		
⑦　空輸区間		要請側着陸地			受入側着陸地		
⑧　搭載機材等							
⑨搭乗者	医　師	氏名 病院名		男・女	生年月日 年　齢	年　月　日 歳	
	看護師	氏名 病院名		男・女	生年月日 年　齢	年　月　日 歳	
	付添人	氏名 住所		男・女	生年月日 年　齢	年　月　日 歳	
	付添人	氏名 住所		男・女	生年月日 年　齢	年　月　日 歳	
⑩　処理経過		要請日時　年　月　日 ～　撤収日時　年　月　日					
⑪　適要							

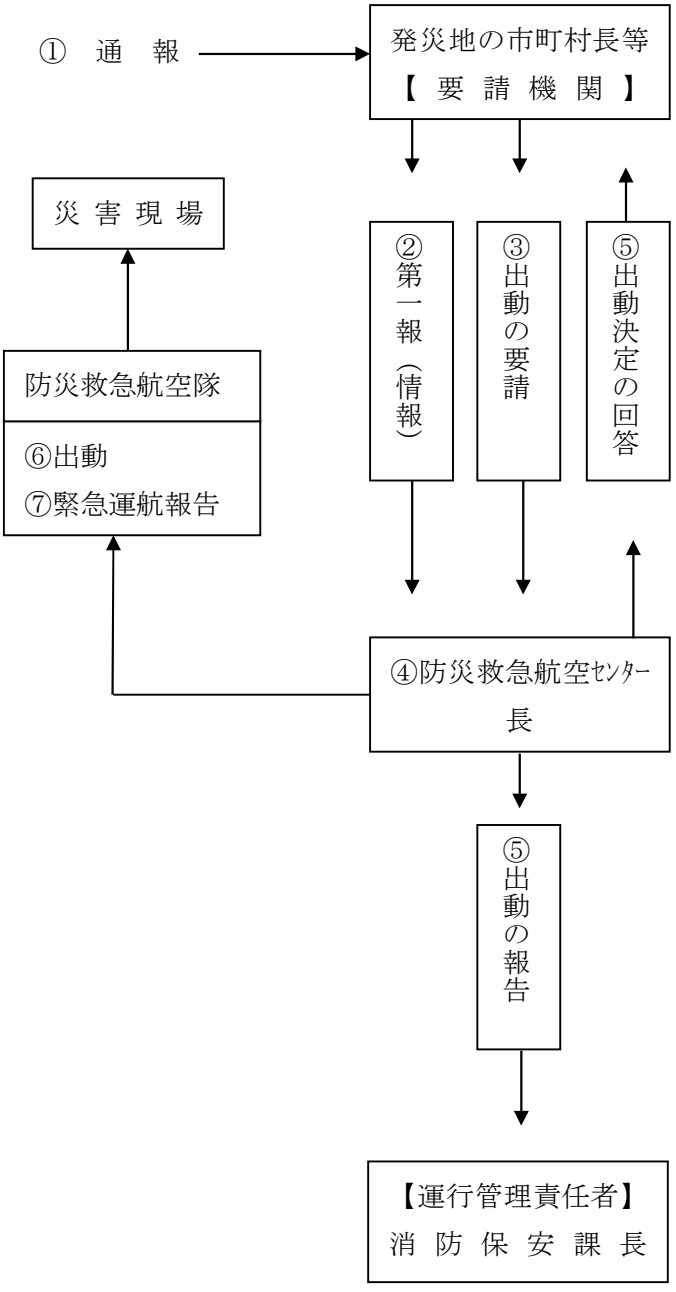
防災救急航空センター長　殿　　年　月　日

上記のとおり要請します。

要請機関の名称
代表者氏名

06 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要請のフローチャート

宮崎県防災救急ヘリコプターの緊急運航要請は、「宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程」の定めるところによるが、流れは概ね次のとおりである。



1　通報

【現場から消防本部等に通報】

2　第一報（情報）

【ヘリ要請の可能性がある災害が発生した場合、わかる範囲の情報を電話又はFAXで送信する】

電話　(0985) 56-0583

FAX　(0985) 56-0597

※電話番号は緊急運航要請専用

※救助救急(医師投入等)の場合はドクターヘリホットライン (0985)-85-9999も考慮する。

3　緊急運航要請

【要請機関】

要請が決定したならば、緊急運航要請書に分かる範囲の情報を記入しFAX送信する。

【正本は航空センターに郵送】

4　緊急運航の決定

防災救急航空センター長が決定する。

5　緊急運航の回答

【回答内容】

運航指揮者氏名

使用無線種別・呼出名

到着予定時間

その他必要事項

6　出動

【防災救急ヘリコプターの現場出動】

07　宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会後方支援計画概要

宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会
後方支援計画概要

後方支援計画活動イメージ



後方支援活動機能の体系

1　後方支援に関する本部機能
- (1)後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援
- (2)情報収集・伝達と広報活動

2　避難者の受入・支援機能
- (1)避難者の受入・避難所運営
- (2)炊き出し活動
- (3)入浴支援
- (4)仮設住宅の提供

3　救援物資の受入・仕分け・配送機能
- (1)救援物資の受入・仕分け・配送

4　救出救助・消火・医療救護活動機能
- (1)救出救助・消火活動
- (2)医療救護活動

5　保健・衛生活動機能
- (1)遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れ
- (2)防疫・保健衛生対策
- (3)し尿・ゴミ処理対策

6　ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能
- (1)ボランティアの受入・活動支援
- (2)支援隊の受入・活動支援
- (3)広域応援部隊(消防)の受入・活動支援

08 九州市長会における災害時相互支援プラン概要

九州市長会における災害時相互支援プラン概要

１．ねらい

熊本地震での課題を踏まえた，大規模災害時における即応支援システムの構築

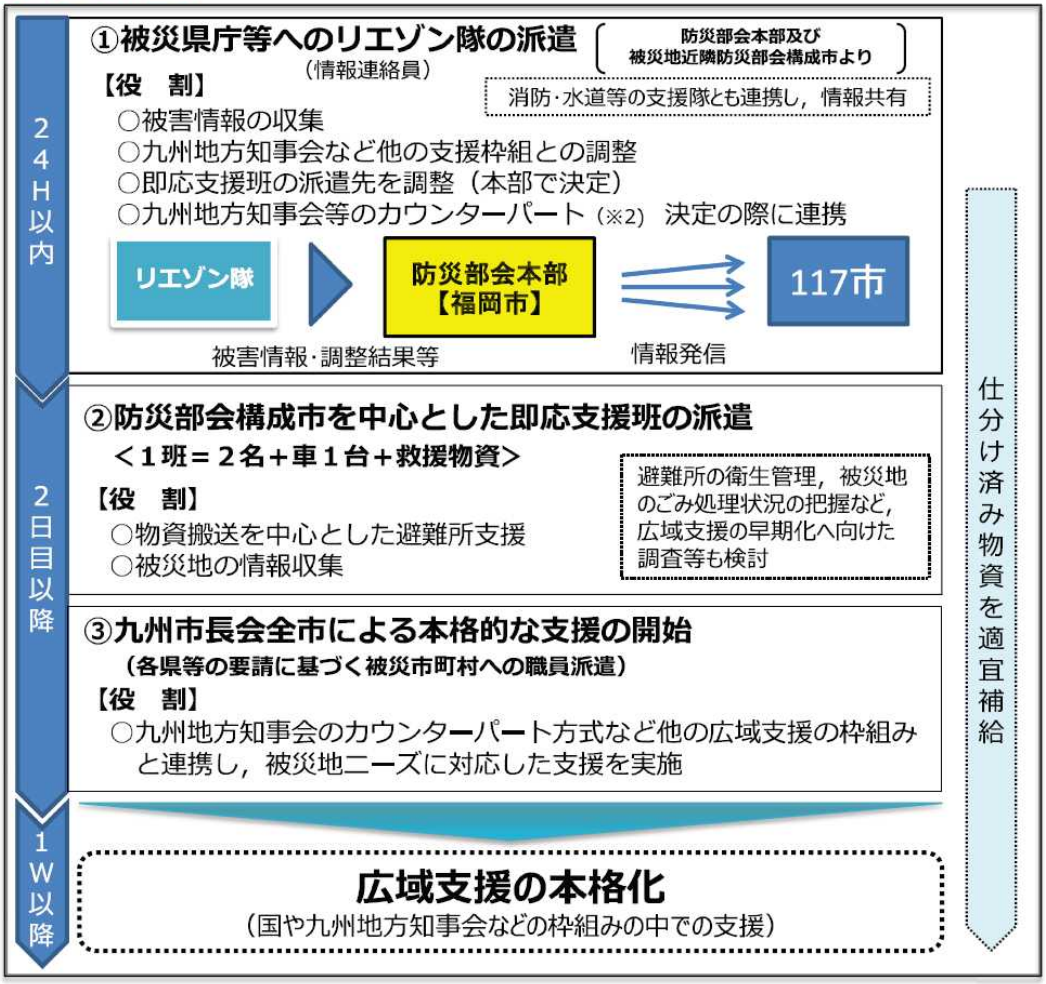
（熊本地震での主な課題）初動時の混乱･物流のボトルネック･ラストワンマイル（※1）への対応

２．ポイント

実行部隊と機動力を持つ基礎自治体としての強みを生かした支援

３．プランのイメージ

（１）災害発生時（九州内での震度６弱以上又はそれに相当する災害）



（２）平時からの備え

①的確な受援体制の確立

○全市における「受援計画」の策定促進
- スムーズな受援体制の構築
- 受援調整窓口の設置
- 物資集積拠点の設置　など

②防災先進地域「九州」を築く人材の育成

○優れた危機対応能力を有する人材育成のための研修会の実施
○広域的な支援･受援の合同相互訓練の実施　　など

※1 物資をいったん集めた場所から避難所まで運ぶ最後の区間
※2 被災自治体それぞれに対してペアとなる支援自治体を決め，継続的に担当の被災自治体への支援を行う方式

01 宮崎市要配慮者避難支援プラン

宮崎市要配慮者避難支援プラン

宮崎市
令和５年４月改訂

目　　次

第１編　総　則
　第１章　総論
　　１　本プランの策定目的・・・

第３章　避難支援等
１　避難支援等の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-40
２　平常時の避難支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-40
（１）　市の避難支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-40
（２）　地域による避難支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-40
３　災害時の避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-41
（１）　支援体制の立ち上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-41
（２）　情報伝達の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-41
（３）　避難支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-42
（４）　避難状況の把握及び安否確認の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-42
（５）　関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-43
（６）　情報提供拒否者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-43

第３編　避難後の支援活動
第１章　避難所等における要配慮者支援体制
１　相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-45
２　情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-45
３　生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-45
４　医療・福祉サービスの継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-45
５　こころのケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-45
６　健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-46
７　避難所以外の要配慮者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-46
８　福祉避難所・医療機関等への移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-46
９　民間団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-46

第２章　福祉避難所
１　福祉避難所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-47
２　福祉避難所の対象となる要配慮者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-47
３　福祉避難所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-47
４　福祉避難所の開設と運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-48

《資　料》
資料
資料１　要配慮者の特性ごとに把握すべき内容・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-50
資料２　要配慮者支援班設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 3-53

第１編　総　　則
第１章　総　　論

１　本プランの策定目的

本市では、災害時に特に配慮を要する方々、いわゆる要配慮者への対策について、平成２２年３月「宮崎市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、市の支援体制の整備と地域における避難支援体制の構築を推進してきました。

その後、平成２３年の東日本大震災において、犠牲者の約６割が６５歳以上の高齢者であったことや、障がい者が犠牲となった割合も、被災者全体に対する犠牲者の割合の約２倍に上ったこと、さらに、消防団員、民生委員・児童委員などの支援者も多数犠牲となったことなどの教訓を踏まえ、平成２５年に災害対策基本法の改正が行われ、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

近年の災害においても、高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち６５歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第１９号では約６５％、令和２年７月豪雨では約７９％となっています。

これらを踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、更なる災害時の要配慮者対策の強化が必要とされています。

このため、本市ではこれまでの取組や国の取組指針等を踏まえ、避難支援の必要な対象者の範囲、市民や行政の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、個別避難計画の作成・共有の方法、避難情報の発令・伝達、避難支援体制など、本市における要配慮者対策の基本事項を定めるものとして宮崎市要配慮者避難支援プランを策定します。

２　プランの位置づけ

この避難支援プランは、宮崎市地域防災計画に基づき作成するものであり、関係機関による要配慮者の避難支援に関する事項を具体化した行動計画です。さらに、地域の支え合いをより一層推進するために策定した「宮崎市地域福祉計画」を補完する関係にあります。

３　要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

宮崎市地域防災計画では、要配慮者を、「災害発生時に迅速かつ適切な行動がとりにくい人や災害情報が伝わりにくい人、また、定期的な投薬や人工透析などの医療行為を必要とする人など、災害時にライフラインが寸断された場合や長期の避難生活に際して特別な対応が必要な人」と定義し、その範囲は、①介護支援が必要な高齢者　②障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）　③難病患者　④傷病者　⑤乳幼児　⑥妊産婦　⑦小学生　⑧日本語が不自由な外国人等としています。

避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」をいいます。その範囲については、次のとおりとし、宮崎市地域防災計画に定めます。

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、次の要件のいずれかに該当するもの
のうち生活の基盤が自宅にある者とする。

ア　６５歳以上のみの世帯で、介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項の規定による要介護１又は２の認定を受けている者

イ　介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項の規定による要介護３以上の認定を受けている者

ウ　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号身体障害者障害程度等級表の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由及び呼吸器機能障がいの級別１級又は２級にあたる者

エ　児童相談所又は知的障がい者更生相談所において重度の知的障がいがあると判定された者

オ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する障がい等級が１級である者

カ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123号）第５条、第77 条の３又は児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第６条の２の２の規定に基づく支給決定を受けている者のうち、本市が医療的ケアが必要と認めた者

キ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第５条に基づき宮崎県が指定する特定医療費（指定難病）支給認定者及び特定疾患医療受給者のうち、身体状況が「人の助けがあれば歩くことができる」「車いすなら移動できる」「ねたきり」「人工呼吸器装着者」のいずれかの者

ク　本市が生活・学習アシスタントの派遣を決定した児童生徒

ケ　その他、登載を希望し、市長が避難支援等の必要を認めた者

上記要件に該当し、避難行動要支援者名簿に登載された者のうち、その後の状態により、要件から外れた場合や真に避難支援が必要でないと市が判断した場合、死亡・転出・施設に入所・長期入院の場合は名簿から削除する。

４　避難支援等関係者となる者について

要配慮者の避難支援については、地域における共助が大きな力を発揮します。そのため、地域における避難支援等関係者を選定し、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を行うなど、避難支援体制の構築と連携を進めることが重要となります。

宮崎市地域防災計画では、避難支援等関係者の範囲を次のとおりとしています。

1）自治会　2）地区社会福祉協議会　3）民生委員・児童委員　4)福祉協力員
5）自主防災組織　6）宮崎市消防団　7）宮崎市社会福祉協議会
8）地域包括支援センター　9）宮崎北警察署・宮崎南警察署・高岡警察署
10）個別避難計画の作成支援を行う事業所
11）その他避難支援等の実施に携わる関係者

５　要配慮者の特性と配慮を要する事項

要配慮者の避難支援に当たっては、要配慮者の特性を把握して進めることが必要です。避難情報の伝達や避難誘導、避難所における支援など各々の段階で、それぞれの特性に配慮した継続的な支援が求められます。

また、平常時から、下記の点に留意して対策を進めることも重要です。

（１）要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報を避難行動要支援者名簿により、平常時から把握しておく。

（２）要配慮者のうち避難行動要支援者に対しては、一人一人に個別避難計画を作成し避難行動要支援者本人、避難支援等関係者、避難支援者で情報共有を行い、災害時の避難行動等を確認しておく。

（３）防災関係機関並びに保健・福祉・医療関係機関、団体との連携を深める。

（４）要配慮者の支援に当たっては、個人情報の保護に十分配慮して進める。

第２章　要配慮者支援対策の体制整備

１　基本的な考え方

要配慮者は、必要な支援を受けることができれば自分で適切な行動を取ることができる方や、避難支援に複数人の支援が必要な方など、個々によって状況が異なります。そのため、災害時において、要配慮者の安全を確保するためには、要配慮者それぞれの状況（例えば障がいの内容、程度など）に応じた的確な支援が必要となります。

災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関や宮崎市社会福祉協議会等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係とそれぞれの役割を明らかにしつつ、協力と連携により、平常時からの支援体制を整備していく必要があります。

また、要配慮者の中でも自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、市が作成する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を市の関係部局と地域の避難支援等関係者等で共有することで、実効性のある避難支援が行える体制構築を推進します。

２　関係機関等における役割

（１）　市の役割

市は、宮崎市地域防災計画により、平常時から関係部局が協力して要配慮者避難支援体制を整備します。特に、避難行動要支援者の名簿を作成し平常時から関係部局で共有を行うとともに、避難行動要支援者ごとに、避難支援を実施するための計画として個別避難計画を作成します。

災害時には、要配慮者の支援を重点的に行うため、福祉対策部に「要配慮者支援班」を設置し、情報の収集や伝達に努め、避難行動要支援者の避難状況の集約を行うとともに、指定避難所等で十分な支援が受けられない要配慮者に対して、関係機関と連携した避難支援が実施できる体制を整備します。

また、社会福祉法人や福祉サービス事業者等と、災害時における福祉避難所開設及び避難支援等に関する協定を締結するなど、協力体制を構築していきます。

①　危機管理部（本部対策室）

【平常時】

ア　避難情報等の地域の組織・団体等への伝達体制の整備と支援

イ　要配慮者参加型の防災訓練の支援

ウ　自主防災組織等の育成支援

エ　避難行動要支援者名簿の共有の推進

オ　個別避難計画の共有

カ　要配慮者の避難支援に関する知識の普及・啓発

キ　福祉避難所の指定

【災害時】

ア　避難情報の発令・伝達

イ　各対策部との調整

ウ　福祉避難所開設の決定

エ　移動手段のない避難行動要支援者の福祉避難所への移送

②　福祉部（福祉対策部）

【平常時】

ア　避難行動要支援者名簿の管理・更新

イ　避難行動要支援者名簿の共有の推進

ウ　個別避難計画の作成・管理・更新

エ　個別避難計画の集約

オ　要配慮者の避難に関する知識の普及・啓発

カ　福祉避難所の設置・協定締結の推進

キ　福祉避難所の運営体制の整備

ク　福祉サービス事業者等、支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立

【災害時】

ア　要配慮者支援班の設置

イ　福祉サービス事業者等、支援機関との連絡調整

ウ　各種団体への災害奉仕協力要請

○要配慮者支援班

【災害時】

ア　避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約

イ　本部対策室への福祉避難所開設の要請

ウ　福祉避難所との連絡調整及び開設後の運営支援

エ　避難所における要配慮者支援調整

③ 子ども未来部（子ども未来対策部）

【平常時】

ア　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の共有

イ　個別避難計画の作成・更新作業への協力及び助言

ウ　要配慮者の避難に関する知識の普及・啓発

エ　福祉避難所の設置・協定締結への協力

オ　福祉避難所の運営体制整備への協力

カ　福祉サービス事業者等、支援機関との協力関係の構築

【災害時】

ア　福祉サービス事業者等、支援機関との連絡調整

イ　各種団体への災害奉仕協力要請

○要配慮者支援班

【災害時】

ア　避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約

イ　本部対策室への福祉避難所開設の要請

ウ　福祉避難所との連絡調整及び開設後の運営支援

エ　避難所における要配慮者支援調整

④　総合支所、地域センター、地域事務所（支部）

【平常時】

ア　避難行動要支援者の避難支援体制の構築

イ　避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供及びその調整

ウ　避難情報等の避難行動要支援者、地域の避難支援等関係者への伝達体制の整備

エ　個別避難計画の作成・管理・更新

オ　個別避難計画の集約

カ　避難行動要支援者の把握

キ　要配慮者の避難に関する知識の普及・啓発

ク　要配慮者参加型の防災訓練の実施

ケ　福祉サービス事業者等、支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立

【災害時】

ア　避難情報の発令・伝達

イ　避難情報等の避難支援等関係者への連絡・調整

ウ　避難行動要支援者の避難支援、避難状況の把握及び安否情報の収集・報告

エ　指定避難所における要配慮者支援に関する連絡調整

⑤　消防局（消防対策部）

【平常時】

ア　要配慮者参加型の防災訓練の支援

イ　自主防災組織の育成支援

ウ　避難行動要支援者の把握

エ　個別避難計画の共有

オ　要配慮者の避難支援に関する知識の普及

【災害時】

ア　要配慮者の避難支援・救助

⑥　健康管理部（健康管理対策部）

【平常時】

ア　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の共有

イ　個別避難計画の作成・更新作業への協力及び助言

ウ　妊産婦、乳幼児への災害時への備えの普及啓発

エ　災害発生時の医療機関の体制整備

【災害時】

ア　難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力

イ　避難所における要配慮者の心身のケア及び健康管理

ウ　緊急入院患者の医療機関の確保

⑦　企画財政部（企画財政対策部）

【平常時】

ア　外国人への防災知識の普及支援

【災害時】

ア　外国人への避難情報提供の支援

イ　国際交流協会との連絡・調整

（２）　要配慮者の役割

自助として、平常時から家屋の耐震化、家具の転倒防止や食料・必要機材等の備蓄を行うとともに、自宅の災害危険度について、ハザードマップ等で確認をします。あわせて、「マイ・タイムライン」等を作成し、災害が見込まれる場合に、自分や家族が取るべき行動について、避難開始のタイミングや避難方法・避難場所等を家族等と確認します。

特に、避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿の地域への情報提供について理解し、協力を行うとともに、個別避難計画を作成し、地域の避難支援等関係者等と共有することで、災害時の避難行動を確認します。

さらに、災害時には地域による共助が大きな力を発揮することから、日ごろから自治会等の地域の活動等に積極的に参加し、地域との関係づくりに努めます。特に、地域で実施される避難訓練等には積極的に参加し、自身の避難行動や地域の避難支援について確認します。

災害時には、可能な範囲で災害情報の収集を行い、必要な場合には速やかな避難を行います。また、避難行動や避難生活に支援が必要な場合には、避難支援等関係者や各機関に対して支援の依頼を行います。

（３）　避難支援等関係者の役割

地域の避難支援等関係者は、平常時から地域の要配慮者の所在や状態の把握に努めます。

また、地域のそれぞれの組織・団体が、災害時の役割を確認し、団体間で共有することで、地域の避難支援体制の構築を進めます。

特に、避難行動要支援者については、市や関係団体等と避難行動要支援者名簿による情報共有を行います。さらに、個別避難計画の作成への協力や情報共有を行い、災害時に連携して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

また、地域で行う避難訓練等への要配慮者の参加を促すとともに、訓練時に避難行動要支援者の個別避難計画の実効性を確認し、必要に応じて個別避難計画の更新等を行います。

災害時には、本人や家族の安全を最優先に、可能な範囲での避難支援を行うとともに、避難所でも関係機関と連携して、要配慮者に配慮した避難所運営を行います。また、可能な範囲で、避難行動要支援者の避難状況の確認や安否確認への協力を行います。

（４）　社会福祉法人・福祉サービス事業者等の役割

社会福祉法人や福祉サービス事業者が運営する多数の者が入所・利用している施設では、避難計画や業務継続計画（BCP）を策定するとともに、平常時から地域の避難支援等関係者と連携を取り、支援体制の整備を行います。

さらに、市と災害時における福祉避難所開設や避難支援等に関する協定の締結を進め、災害時の福祉サービスの提供に努めます。

【平常時】

ア　在宅の要配慮者の避難支援への協力

イ　要配慮者支援に対応可能な体制の構築

ウ　地域の避難支援等関係者との連携体制の構築

エ　避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力

オ　避難計画や業務継続計画（BCP）の策定

【災害時】

ア　要配慮者の受入

イ　福祉避難所の運営

ウ　福祉サービス提供の継続

３　要配慮者に配慮した環境整備

（１）　避難所の整備

市は、避難所となる施設のバリアフリー化に努めます。また、障がい者用トイレの設置状況を考慮して、避難所に障がい者用災害時仮設トイレ（多用途型、車椅子対応型、オストメイト対応型）の配置を進めます。

さらに、避難が長期化する場合に備え、福祉避難所の設置を進めます。

（２）　防災知識の普及啓発

市は、市民に対して災害時における要配慮者の避難支援に関する知識の普及啓発に努めます。合わせて、要配慮者及びその家族に対し、災害時の必要な備えについて周知します。

このため、市は、要配慮者の特性や配慮すべき事項などを記載した「要配慮者防災行動マニュアル」を作成し、要配慮者本人及び関係者への配布を行います。

第３章　避難情報の発令と情報伝達

１　避難情報の発令

風水害時の避難情報の判断基準等において、市が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」については、以下のとおりです。

また、市が避難情報を発令する際には、市が開設した避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ避難する「立ち退き避難」とともに、屋外が危険な場合や、自宅等の屋内に留まり安全を確保することが可能な場合は「屋内安全確保」を取ることを併せて通知し、自らの判断で、より安全な避難行動を選択することとします。

	警戒レベル３ 高齢者等避難	警戒レベル４ 避難指示	警戒レベル５ 緊急安全確保
発令時の状況	○災害が発生するおそれがある状況 ○災害リスクのある区域等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が危険な場所から避難行動を開始しなければならない状況	○災害が発生するおそれが高い状況 ○災害リスクのある区域等の通常の避難行動ができる者が危険な場所から全員避難しなければならない状況	○災害が発生又は切迫している状況（必ず発令される情報ではない） ○身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況
とるべき行動	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、地域の指定緊急避難場所等への避難行動を開始する立ち退き避難又は屋内安全確保を行う ○時間を要しない者は、避難準備や自主的な避難を行う	○通常の避難行動ができる者は、指定緊急避難場所等への立ち退き避難又は屋内安全確保を行う	○命の危険があることから直ちに身の安全を確保する ○避難し遅れた者がとる次善の行動であり、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない

２　避難情報等についての理解促進・体制整備

「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の違いについて、市は、十分な周知を行います。

また、避難情報や災害関連情報が発令されたとき及び避難所を開設したときには、多様な情報伝達手段を活用し、速やかに情報の提供・伝達が行えるよう、整備を進めます。

聴覚障がい者、外国人に対しては、関係機関の協力を得て、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時における協力要請に備えます。

○災害情報の伝達手段について

情報伝達手段	音声	文字
①消防局及び消防団による広報	○	
②市の広報班による広報	○	
③同報系防災無線による伝達	○	
④警鐘、サイレン（水防信号）による伝達	○	
⑤テレビ・ラジオによる放送	○	○
⑥電話による伝達（自治会長等）	○	
⑦戸別巡回・伝達網で伝達	○	
⑧市ホームページ（宮崎市災害情報掲示板）による伝達	○	○
⑨市の防災メールサービス（多言語対応）による伝達		○
⑩コミュニティ FM、ケーブルテレビによる広報（協定に基づく）	○	○
⑪携帯電話会社の緊急速報メールによる伝達		○
⑫市の防災ラジオによる伝達	○	
⑬市の電話・ＦＡＸサービスによる伝達	○	○
⑭防災アプリ（ヤフー防災）による伝達		○

第２編　避難行動要支援者の避難支援等
第１章　避難行動要支援者名簿

１　避難行動要支援者の把握

一般的に、要配慮者の中でも、避難情報が確実に伝達されれば、自力で避難できる人も相当数含まれています。

そのため、市は、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難に特に支援を要する避難行動要支援者について、その支援を重点的、優先的に進めるため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、把握に努めます。

避難行動要支援者の把握については、本市で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、その他にも自ら避難支援を必要とする者の情報の収集や、社会福祉法人や福祉サービス事業者等の民間事業者へ情報提供依頼を行うなど、各関係機関とも連携し、より広く必要な情報を収集します。

２　避難行動要支援者名簿の作成

市は、宮崎市地域防災計画に基づき、以下の条件で「避難行動要支援者名簿」を作成します。

（１）　名簿登載者の範囲

避難行動要支援者名簿の登載者については、宮崎市地域防災計画に定める範囲とします。

（２）　名簿の記載事項

１）氏名、カナ氏名
２）生年月日
３）性別
４）住所又は居所
５）電話番号その他の連絡先
６）避難支援等を必要とする事由
７）上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（３）　名簿の作成方法等

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、高齢者、要介護認定者、障がい者、難病患者等については、関係部局で把握している情報の集約を行います。さらに、より必要な情報を収集するため、災害対策基本法第４９条の１０第４項の規定により、教育委員会、社会福祉法人や福祉サービス事業者等の民間事業者にも情報の提供を依頼します。

また、その他避難支援等の必要を認めたものについては、本人又は代理人から宮崎市避難行動要支援者名簿登載申出書を受理し、名簿への登載を行います。

収集した避難行動要支援者の情報は、データベース化し、システムによるデータの管理と避難行動要支援者名簿の作成を行います。

（４）　避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害の規模によっては、行政機能の一部が制約を受けることも想定されます。市は、そういった場合であっても、避難行動要支援者名簿を利用することが可能となるよう、避難行動要支援者名簿のバックアップデータを作成するとともに、災害による停電等も考慮し、紙媒体での名簿を定期的に作成・保管することとします。

３　避難行動要支援者名簿の共有・提供

（１）　市の共有

避難行動要支援者名簿は、市の危機管理部、福祉部、子ども未来部、健康管理部、消防局、総合支所、地域センター、地域事務所において共有します。

（２）　地域の避難支援等関係者への提供

市は、平常時から地域における避難支援体制を構築するため、避難行動要支援者本人から同意を得て、地域の避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供することとします。

また、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」の規定により、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供します。

４　避難行動要支援者名簿の適正管理・更新

避難行動要支援者の状況は日々変化していくことから、市は、住民の転入・転出、介護の認定状況、障がい者手帳の交付状況等の情報を基に、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとします。

また、避難行動要支援者名簿を適正に管理することは、避難行動要支援者の個人情報を保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係を円滑なものにする上で、きわめて重要となります。

そのため、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、次の事項を遵守し、名簿情報の適正管理に努める事とします。

（１）　名簿の取扱いに関する協定の締結

市は、名簿情報の提供を行う際、提供を受ける避難支援等関係者との間で名簿の取扱いに関する協定を締結するものとします。

（２）　名簿の保管及び使用の制限

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の安全管理のため、可能な限り、施錠のできる保管庫に保管するなど、適切に管理します。

また、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用し、または避難支援等関係者以外に提供してはならないこととします。

（３）　守秘義務

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関して知り得た個人情報を漏らしてはならないこととします。名簿の提供を受けなくなった後も同様とします。

（４）　研修

市は、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が、適正に名簿を管理するよう、『「宮崎市避難行動要支援者名簿」の個人情報取扱いの手引き』を作成し、研修を実施するものとします。

第２編　避難行動要支援者の避難支援等
第２章　個別避難計画

１ 個別避難計画の作成

市は、宮崎市地域防災計画に基づき、避難行動要支援名簿の登載者に対し、個別避難計画を作成します。ただし、作成に当たっては、避難行動要支援者の意思を確認し、同意を得ることとし、本人の同意が得られない場合は作成しないこととします。

また、避難支援等関係者と連携を図りながら、実効性のある個別避難計画の作成に努めます。

２ 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、市の関係部局で把握している情報の集約を行います。

さらに、市で把握していない情報の取得が必要であると認められるときは、災害対策基本法第４９条の１４第５項の規定により、県知事やその他の者に対して情報の提供を求め、必要な情報の取得に努めます。

また、避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、本人と関わりのある福祉専門職、かかりつけ医、民生委員・児童委員などの関係者からの情報収集に努めます。

３ 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

（１）　個別避難計画の作成方針、作成対象者

市が主体となり、避難行動要支援者ごとに作成します。ただし、個別避難計画作成には、平常時からの避難支援等関係者との連携が重要であることから、避難行動要支援者のうち、名簿情報提供の拒否を申し出ている者については、この限りではありません。

作成を計画的に進めるため、必要に応じて優先度を判断し、優先度の高い者から作成します。

優先度の高い者については、市が、日ごろから本人に携わっている介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職と連携して作成します。

その他の者で、本人やその家族、地域の避難支援等関係者で個別避難計画の作成が可能な場合は、その者が記入した個別避難計画を市に提出し、市はその内容を確認するものとします。

（２）　個別避難計画作成の優先度

次の条件を踏まえて判断するものとします。

避難行動要支援者名簿登載者のうち、ハザード区域（洪水・津波・土砂災害）に居住しているもので、次のいずれかの要件を満たす者。

①　「避難行動要支援者名簿登載要件　イ」に該当する者（要介護３～５の者）
②　「避難行動要支援者名簿登載要件　ウ」に該当する者のうち重症心身障がい者の認定を受けている者
③　「避難行動要支援者名簿登載要件　ウ」に該当する者のうち視覚かつ聴覚障がい者
④　「避難行動要支援者名簿登載要件　カ」に該当する者（医療的ケア児・者）
⑤　「避難行動要支援者名簿登載要件　キ」に該当する者のうち人工呼吸器装着者
⑥　その他、市長が優先度が高いと認めた者

（３）　個別避難計画の記載事項等

市は、個別避難計画を作成するに当たり、以下の事項を記載するものとします。また、避難行動要支援者名簿で集約している情報を活用するとともに、本人とその家族、避難支援等関係者から収集した情報を個別避難計画に反映し、作成します。

ア　氏名、カナ氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他の連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
ク　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ケ　上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（４）　個別避難計画の保管等

作成した個別避難計画は、原本を市が保管し、避難行動要支援者本人及び、必要とする避難支援等関係者に控えとして写しを交付し保管させるものとします。

市は、個別避難計画を紙媒体で保管するとともに、データ化して保管することとします。

４　個別避難計画の共有・提供

（１）　市の共有

個別避難計画は、市の危機管理部、福祉部、子ども未来部、総合支所、地域センター、地域事務所、消防局、健康管理部において共有します。

（２）　地域の避難支援等関係者への提供

市は、平常時から地域における避難支援体制を構築するため、避難行動要支援者本人から同意を得て、地域の避難支援等関係者へ個別避難計画を提供することとします。

また、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の

生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」の規定により、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に個別避難計画を提供します。

５　個別避難計画の適正管理・更新

避難行動要支援者の状況は日々変化していくことから、市が１年に１度、個別避難計画の見直し及び確認を行います。

ただし、更新については、本人家族の申し出や避難支援等関係者等からの申し出等があった場合は、必要に応じて行うこととします。

また、個別避難計画を適正に管理することは、避難行動要支援者の個人情報を保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係を円滑なものにする上で、きわめて重要となります。

そのため、個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、次の事項を遵守し、個別避難計画の適正管理に努める事とします。

（１）　個別避難計画の保管及び使用の制限

個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の安全管理のため、可能な限り、施錠のできる保管庫に保管するなど、適切に管理します。

また、個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用し、または避難支援等関係者以外に提供してはならないこととします。

（２）　守秘義務

個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関して知り得た個人情報を漏らしてはならないこととします。名簿の提供を受けなくなった後も同様とします。

第３章　避難支援等

１　避難支援等の基本的な考え方

避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取ることが難しく、避難支援等を必要とします。

本編において、避難支援等は、情報伝達、避難支援、安否確認の３つに大きく分類します。

・情報伝達・・・災害情報の把握に支援が必要な場合、避難情報などの情報提供を行う。
・避難支援・・・自力または家族の支援だけでは避難が困難な場合、指定避難所等の安全な場所までの移動を支援する。
・安否確認・・・避難行動要支援者の安否が不明な場合には、電話や戸別訪問により、避難行動要支援者の状況確認を行う。

大規模な災害が発生した場合には、行政のみによる避難支援等は困難となります。そのため、市は、共助の考え方を基本として、家族、近隣の者、地域組織、福祉サービス事業者等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援等に当たるよう、日頃から啓発を行い、地域における避難行動要支援者避難支援体制構築の取組みを促します。

また、地域における避難支援を円滑に進めるために、日頃から地域住民同士の交流を深め、地域ぐるみで避難支援を行う意識の啓発を行います。さらに、実効性のある避難支援を実施するため、個別避難計画を作成します。

地域における避難支援体制の構築については、マニュアル等を別に示します。

２　平常時の避難支援体制の構築

（１）　市の避難支援体制の構築

危機管理部、福祉部、子ども未来部、健康管理部、総合支所、地域センター、地域事務所は、地域の避難支援等関係者が平常時から避難行動要支援者名簿により、地域に住む避難行動要支援者を把握し、支援体制の構築に取り組むよう支援を行います。　また、実効性のある避難支援を行うため、個別避難計画を作成し、避難支援等関係者との情報共有を進めます。

さらに、総合支所、地域センター、地域事務所は、災害時に避難行動要支援者の避難支援を迅速に実施するため、避難支援等関係者の連絡先を把握するなど、情報伝達体制を整備します。

また、支援体制が整備されていない地区を把握し、特に避難支援等が必要な地区については、早急に支援体制の構築を進めます。

（２）　地域による避難支援体制の構築

①　避難支援体制構築の推進

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、発令された避難情報を避難行動要支援者及び避難支援者に確実に届けるための情報伝達体制や地域による避難支援を行うための体制の整備を行います。

その際には、地域内の各組織・団体と役割分担をするなど、連携して避難支援体制の構築を行います。

また、避難支援等関係者は、災害時の安否確認について、市（各支部）から協力の要請があった場合に備え、避難支援者と連携して避難行動要支援者の安否情報の集約を行い、各支部への情報提供ができる体制を整備します。

なお、自主的に避難支援体制を整備している地域自治区等については、先行的な取組もいかしながら、支援体制の整備を進めます。

②　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。

そのため、市は避難支援等関係者とされた者が避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても、必ず支援が受けられるものではないことを周知します。

また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについて、避難行動要支援者の理解を得られるように、平常時から周知を行います。

また、地域で避難支援体制を構築する際には、安全な避難支援等が実施できるように、地域内の関係組織・団体が話し合いにより、避難支援のルールを決めておくこととします。

３　災害時の避難支援

（１）　支援体制の立ち上げ

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、市（各支部）は、避難行動要支援者名簿又は個別避難支援計画に基づき、情報伝達等が迅速に行われるよう連絡体制の確認等を行います。

さらに、災害警戒本部と同時に、福祉対策部に要配慮者支援班を立ち上げます。

（２）　情報伝達の実施

①　市における情報伝達

各支部は、避難情報等を発令したとき、及び避難所を開設したときは、多様な情報伝達手段を活用して、地域の避難支援等関係者または、避難行動要支援者本人や家族に対し、事前に整備した情報伝達体制の下、速やかに情報の提供・伝達を行うものとします。

なお、連絡体制が未整備の地区においては、避難行動要支援者名簿を基に、地域の避難支援等関係者と協力して、情報伝達を行います。

②　地域の避難支援等関係者における情報伝達

市や防災関係機関が発令する情報の伝達を受けたときは、事前に整備した情報伝達体制の下に、情報伝達を行います。また、避難情報等が発令された場合は速やかな避難を促します。

なお、情報伝達体制が未整備の地区に関しては、避難行動要支援者名簿を基に可能な限り、情報伝達を行うものとします。

（３）　避難支援の実施

①　市の役割

各支部及び福祉対策部は、個別避難計画に基づき、地域の避難支援等関係者と連携を図りながら、迅速な避難支援が行えるよう支援するとともに、必要な場合は、消防対策部の出動を要請します。

個別避難計画が、未作成の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を基に、地域の避難支援等関係者と連携し、避難支援を行います。

②　地域の避難支援等関係者及び避難支援者の役割

個別避難計画を基に、可能な限りの避難支援を実施します。その際、地域の避難支援等関係者や避難支援者以外の支援が必要な場合には、状況に応じて、それぞれの居住する地域の各支部に応援要請を行うものとします。

また、個別避難計画が未作成の避難行動要支援者においても、避難行動要支援者名簿を基に、可能な限り避難支援を行うものとします。

③　避難支援における留意事項

地域の避難支援等関係者および避難支援者は、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど、自身の安全が確保できない状況においては、専門的な装備や資機材が必要となることから、無理をしての避難支援は控え、市の各支部に応援要請を行うものとします。

（４）　避難状況の把握及び安否確認の実施

①　安否情報の収集を行う災害

避難行動要支援者の安否情報の収集は、市（本部対策室、福祉対策部）からの安否確認の実施の要請を受けて行うこととします。

②　市の役割

要配慮者支援班は、避難行動要支援者の避難状況や安否情報について、必要に応じて各支部からの情報を収集するとともに、関係者等からの照会に対応します。

また、各支部は、安否確認の実施が要請されたときは、避難行動要支援者の避難状況及び安否情報を集約し、福祉対策部からの指示により要配慮者支援班へ報告するものとしま

す。

さらに、各支部は、地域の避難支援等関係者等から集約した情報を避難行動要支援者名簿と照合し、避難の状況を把握するとともに、避難行動要支援者に係る問い合わせ等への対応を行うものとします。

③　地域の避難支援等関係者及び避難支援者の役割

地域の避難支援等関係者は、市からの安否確認の実施について協力の要請を受けた場合は、避難支援者等と連携して、速やかに、避難行動要支援者の安否を確認し、それぞれの居住する地域の各支部に報告するものとします。

（５）　関係団体との連携

①　宮崎市社会福祉協議会との連携

宮崎市社会福祉協議会では、平常時から避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等が必要なものを事前に把握しておき、災害時には、市からの依頼により、可能な限り避難支援等に協力します。

そのため、市は、平常時から宮崎市社会福祉協議会との連携を図ります。

②　福祉サービス事業者との連携

福祉サービス事業者によるサービス利用者については、担当する介護支援専門員や相談支援専門員等が、安否確認や避難支援を実施している場合もあることから、災害発生時には、福祉対策部において福祉サービス事業者と連絡を取り、避難行動要支援者の安否情報等を把握します。

そのため、福祉部局、子ども未来部局は平常時から、福祉サービス事業者との協力体制の構築を進めます。

（６）　情報提供拒否者等への対応

①　情報提供拒否者への対応

災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合で、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために必要のあるときは、市（各支部及び福祉対策部）は、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、地域の避難支援等関係者その他の者に名簿情報等を提供し、可能な範囲で、避難支援等を行うよう要請します。

市は、避難支援等関係者その他の者による避難支援を支援するとともに、避難支援等関係者その他の者のみでは対応できない場合は、市職員などによる避難支援等を実施します。

②　自治会等未加入者等への対応

市は、災害時の避難支援については、地域における共助が基本となることから、自治会等の地域組織への加入を促進します。

避難行動要支援者のうち、自治会等への加入の呼びかけに応じない者や自治会等未結成地域の者については、地域での避難支援が受けられない可能性もあることから、その旨を市（各支部及び福祉対策部）は避難行動要支援者名簿を活用して、平常時から把握しておくこととします。

災害が発生した場合には、市（各支部）が避難支援等に当たりますが、行政だけでは十分な対応が取れないことも予測されることから、地域の避難支援等関係者と連携しながら、避難支援等を実施します。

第３編　避難後の支援活動
第１章　避難所等における要配慮者支援体制

１　相談窓口の設置

要配慮者に必要とされる支援は一人一人異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられます。

このことから、避難生活が中長期にわたる場合には、市（本部対策室又は福祉対策部）は、災害相談窓口を開設し、支援ニーズを把握するとともに、必要なサービスの提供に努めます。さらに、市（健康管理対策部）では、救護所や巡回保健活動において、健康相談を行います。

また、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの福祉関係者、地域の支援者の協力も得ながら避難所での相談体制を整えます。

２　情報提供

避難所では、情報が不足することにより要配慮者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから、報道機関や市等からの情報を的確に提供する必要があります。

このため、市（各支部）は、情報提供に当たって、それぞれ要配慮者の心身の状態に配慮し、紙媒体や音声・文字などの様々な方法を用いて実施します。また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、高齢者から子ども、外国人まで誰でも分かりやすい表示に努めます。

３　生活環境の整備

市（本部対策室、各支部、福祉対策部）は避難所での要配慮者の避難状況に応じて、バリアフリー化されていない避難所については、要配慮者が利用しやすいようスロープや障がい者用トイレの仮設に努めるとともに、要配慮者には畳部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てるなどの配慮を行います。また、オムツの交換や授乳ができる場所の確保にも配慮します。

さらに、避難が長期化する場合には、畳やマット等の敷設やプライバシー確保のための間仕切りなど、生活環境の整備に努めます。

４　医療・福祉サービスの継続

避難所で生活する要配慮者の中には、個々のケースに応じて、在宅医療や福祉サービスが必要となる場合があります。このことから市（福祉対策部及び要配慮者支援班、健康管理対策部）は関係機関やサービス事業者と協力し、適切な医療・福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

５　こころのケア

被災した経験や、慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労に加えてストレ

スの蓄積による体調の変化や、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）等が懸念されます。

市（健康管理対策部）は、県精神保健福祉センターや関係機関の協力を得ながら、PTSD を含む精神保健活動など、こころのケアに取り組みます。

６　健康管理

避難所は、避難者や支援関係者など、多くの人たちが出入りすることから、要配慮者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策など予防対策が大切になります。

市（健康管理対策部）は、関係機関と連携しながら継続的な保健活動を行います。

７　避難所以外の要配慮者への支援

被災した要配慮者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から避難所以外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。

市（各支部、福祉対策部、子ども未来対策部、要配慮者支援班、健康管理対策部）は、自治会、民生委員・児童委員等地域の支援者及び関係機関と連携しながら、こうした避難生活を送る要配慮者の所在や現状の把握に努めるとともに、本人が必要とする支援策を実施します。

８　福祉避難所・医療機関等への移送

市（本部対策室、要配慮者支援班、健康管理対策部、各支部）は、健康状態の確認や相談に応じながら、必要な場合には福祉避難所の設置を行い、移送を検討します。また、状況によっては、福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院などの対応を行います。

９　民間団体等との連携

災害時においては、要配慮者支援にボランティア団体、障がい者団体等の力を借りることも有効な方策の一つとなります。

そのため、市（福祉対策部、子ども未来対策部）は民間団体等と必要な連携を図るため、平常時から、要配慮者支援に対する協力体制の構築に努めます。

また、市社会福祉協議会が主体となって設置する災害ボランティアセンターにおいて、被災した要配慮者ニーズに基づき、災害からの早期復旧・復興を目指した生活支援等を行います。

第２章　福祉避難所

１　福祉避難所の概要

災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については、在宅での避難生活、一般の指定避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的な入所（緊急入所）等が考えられます。

市は、高齢者、障がい者等で指定避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所として、避難が長期化する等、必要とする状況となった場合に、福祉避難所を開設します。

２　福祉避難所の対象となる要配慮者

福祉避難所の対象となる要配慮者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等への入所や医療機関への入院するに至らない程度の者であって、通常の指定避難所での生活において特別な配慮を要する者とします。

具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族又は介助者となります。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等への入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の受入れ対象者とはなりません。しかしながら、緊急かつ一時的に福祉避難所へ避難することが必要な場合には、福祉避難所へ受入れた後、適切に対応するものとします。

３　福祉避難所の整備

市は避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等を通じて、福祉避難所を必要とする要配慮者の概数把握に努めるとともに、福祉避難所の整備を進めます。

（１）福祉避難所の指定

市は災害対策基本法施行規則第１条の９の基準に加えて、バリアフリー化等を考慮し、要配慮者の利用に適している施設等を、予め福祉避難所として指定します。また、指定福祉避難所として指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる対象者等を公示し、周知に努めます。

（２）社会福祉施設等を福祉避難所として利用するための協定締結

市は、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設等と福祉避難所として利用するための協定締結を行い、大規模災害時における要配慮者の避難場所の確保に努めます。

協定書には、受け入れる際の要件や費用負担等について明らかにし、円滑な福祉避難所の開設や運営を図ることとします。

４　福祉避難所の開設と運営

市（本部対策室、福祉対策部、子ども未来対策部、要配慮者支援班、各支部）は、避難所配備職員から、指定避難所での生活に特別な配慮が必要な要配慮者がいるとの報告を受けた場合には、福祉避難所の開設について調整等を行い、開設・運営を行います。

福祉避難所の開設・運営については、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、避難訓練等において実効性を確認します。

また、避難行動要支援者の個別避難計画作成等を通じて、福祉避難所への直接の避難が必要とされた場合には、事前に指定福祉避難所等と受入れ対象者の調整等を行うことで、福祉避難所への直接の避難が可能となるよう努めます。

《資　　料》

【資料】

1　要配慮者の特性ごとに把握すべき内容

2　宮崎市要配慮者支援班設置要綱

資料１　要配慮者の特性ごとに把握すべき内容

種別		身体的状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
①介護支援が必要な高齢者		【高齢者一般】 ○体力が衰え、行動機能が低下し、迅速に行動できない場合がある。 ○避難情報や緊急事態の察知が遅れる場合がある。 ○家族と同居している高齢者でも、昼間は独居となる場合がある。 【寝たきり高齢者等】 ○運動機能やバランス機能が低下していることから、自力での避難が困難である。 ○体温調節機能の低下から、温度の変化等への対応能力が弱くなっている。 【認知症の高齢者等】 ○記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障がい、妄想、徘徊などの症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。 ○単独での避難生活が難しく、徘徊による負傷等のおそれがある。	○高齢者の避難誘導に際しては、転倒を防ぐため、移動の際の段差や傾斜、路面の凍結等滑りやすさに十分注意する必要がある。 ○高齢者は迅速な移動が困難なため、避難開始に当たって余裕を見て行動する必要がある。 ○避難の際は、落ち着いた行動を促すことに留意する。
②障がい者	視覚障がい者	○被害の状況を知ることができない。（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。） ○災害時には、住み慣れた地域でも環境が変わることで、いつもどおりの行動ができなくなる。 ○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。	○視覚による緊急事態等の覚知が難しいため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ○日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。 ○補助犬などは、使用者と離ればなれにならないための配慮が必要。
	聴覚障がい者	○音声による情報が伝わらない。（視覚以外では異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。） ○言葉で人に知らせることが難しい。外見からは障がいのあることが分からない。 ○中途失聴者の場合は、情報伝達方法に注意が必要となる。	○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
	音声・言語・そしゃく機能障がい者	○平常時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ○外見からは障がいのあることが分からない。	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談などの様々な方法による状況説明が必要である。
	肢体不自由者	○自分の身体の安全を守ることが難しい。 ○自力で避難することが難しい。	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。 ○担架等での避難支援が必要な場合がある。

種別		身体的状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
②障がい者	重症心身障がい者	○ほとんど寝たままで、自力では起き上がれない人が多い。 ○独りでの歩行ができないため、自力で避難することが難しい。 ○誤えんを起こしやすく、自力での食事が困難である。 ○肺炎や気管支炎を起こしやすく、てんかん発作を持つ人も多い。 ○言葉による理解や意思疎通が困難である。	○体温の調整が苦手なので、室内の温度に配慮が必要である。 ○手足が細く骨がもろくなっている人が多いため、介助時に配慮が必要である。 ○その人に合った方法でコミュニケーションを取る必要がある。 ○排せつ、入浴には全介助が必要である。 ○痰の吸引や人工呼吸器、酸素ボンベの管理など医療的なケアが必要な場合がある。
	内部障がい者	○障がいによっては、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○外見からは障がいのあることが分からない。 ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○医薬品を携帯する必要がある。	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合は、車いす等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。 ○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ○ストーマ装用者にあってはストーマ用装具が必要である。 ○人工透析患者は3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要である。
	知的障がい者	○急激な環境の変化に順応しにくい。 ○一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	○何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いて分かりやすく伝えて事態の理解を図る。 ○日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。
	発達障がい者	○自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ○災害の深刻さや状況を理解しにくく、危険性の度合いや必要性を受け止めにくい。 ○環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しい場合がある。 ○集団生活になじめない場合がある。 ○否定的な表現や強制はパニックを引き起こす場合がある。 ○こだわりが強く、その状況を変化させることへの適応が難しい場合がある。	○肯定的な表現を用いる、常に落ち着かせるなど精神面での配慮が必要である。 ○避難所で個室や間仕切りの確保等の配慮が必要な場合もある。 ○急な変更や変化に対応することが難しいため、実現可能な情報提供が必要である。
	精神障がい者	○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 ○不眠などの身体面、気分の落ち込みや意欲の低下などの感情面のほか、生活・行動面など様々な症状がある。	○気持ちを落ち着かせることが必要である。 ○日頃から自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。

種別	身体的状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
③難病患者	○疾患によって、身体障がい者手帳等を所持し、あるいは、障がい者に準ずる状態にあることから、それぞれの特性に配慮した対応を取る必要がある。 ○治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。	○肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。 ○慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。 ○人工呼吸器、痰の吸引、在宅酸素、経管栄養など医療的なケアが必要な場合がある。
④傷病者	○負傷の状況によっては、無理な移動が生命の危険につながることもある。	○負傷の程度により、他の要配慮者と同様の各種支援が新たに必要になる。 ○医療施設への搬送が基本となるが、大規模災害が発生し重傷者が多数発生した場合、救急の対応には限界がある。
⑤乳幼児	○摂取できる食事に制約がある場合がある。（ミルク、離乳食等による食事制限） ○夜間の夜泣き、夜尿症等を伴う場合がある。 ○災害時のストレスに伴う心身の変調を自分で認識し、説明できないため、健康状態・精神状態の把握が困難である。	○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。 ○育児室を就寝場所から離れた場所に設置する等、室内の配置について配慮が必要である。 ○居室・被服による温度調整（体を冷やさないように）に努める。
⑥妊産婦	○迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となったりする可能性がある。 ○災害時の環境変化やストレス等が流産や早産につながる可能性がある。	○本人の意向を確認の上、避難時の介助が必要な場合がある。 ○避難所での保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。 ○避難所生活中、十分な栄養が取れるように努める。 ○居室・被服による温度調整（体を冷やさないように）に努める。 ○避難所に授乳場所を確保する。 ○状態が急変した場合（分娩等）、医療機関等による支援が必要となる。
⑦小学生	○非常事態に取るべき行動が分からない場合がある。 ○保護者不在での避難が困難な場合がある。 ○年齢に応じた対応が必要となる。 ○避難所などの集団生活により、気持ちが高ぶることがある。	○災害発生時に保護者が不在の場合の避難についての備えが必要である。 ○必要な情報は、簡単な言葉で分かりやすく伝えるように努める。 ○学校と災害時の対応を確認しておく。 ○避難所での生活ルールを保護者から伝え、その場にあった行動を取らせる。
⑧日本語が不自由な外国人	○日本語でのコミュニケーションが困難な場合があり、発災時の災害情報や避難所での掲示情報を正しく認識できない。 ○生活習慣・文化等が異なる。	○災害発生時の災害情報、避難経路・避難場所等について多言語やピクトグラム（絵文字）・イラスト等で伝達する等の工夫が必要である。 ○情報の伝達に日本語を用いる場合は、できるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはふりがなをふったりイラストなども使用する。 ○生活習慣・文化等多方面での配慮が必要である。

宮崎市要配慮者支援班設置要綱

（設置目的）

第１条　この要綱は、宮崎市要配慮者避難支援プランに規定する要配慮者支援班の設置について、宮崎市地域防災計画に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（掌握業務）

第２条　要配慮者支援班は、次に掲げる業務を所掌する。

一　避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約に関すること

二　福祉避難所の連絡調整に関すること

（組織）

第３条　要配慮者支援班の組織は、次のとおりとする。

一　班長　福祉総務課長　１名

二　班員　福祉総務課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、社会福祉第一課、社会福祉第二課、指導監査課、保育幼稚園課、子育て支援課、親子保健課の職員のうち、それぞれの課の所属長が指名する者　各１名

２　前項の規定にかかわらず、班長は必要と認めるときは、前項に規定する者のほかに班員を任命することができる。

３　班長は、要配慮者支援班の業務を総轄する。

（設置時期）

第４条　宮崎市警戒本部が設置されたときは、直ちに要配慮者支援班を設置する。

２　前項の規定にかかわらず、班長は、必要と認めるときは、本部総括班長と協議し、要配慮者支援班を設置することができる。

（設置場所）

第５条　要配慮者支援班は、福祉総務課内に設置する。

（庶務）

第６条　要配慮者支援班の庶務は、福祉総務課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、要配慮者支援班の運営に関し必要な事項は、班長と班員が協議のうえ定める。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２９日）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年５月３１日）

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則（平成２９年４月１日）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

01 災害ボランティアセンター本部設置･運営マニュアル【抜粋】

災害ボランティアセンター本部の設置基準

災害ボランティアセンター本部（以下、「災害ＶＣ本部」という）の立ち上げの１つの基準として、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受ける大規模又は広域的な災害発生時を想定しています。

災害ＶＣ本部は、下表の大規模、中規模の場合に設置します。

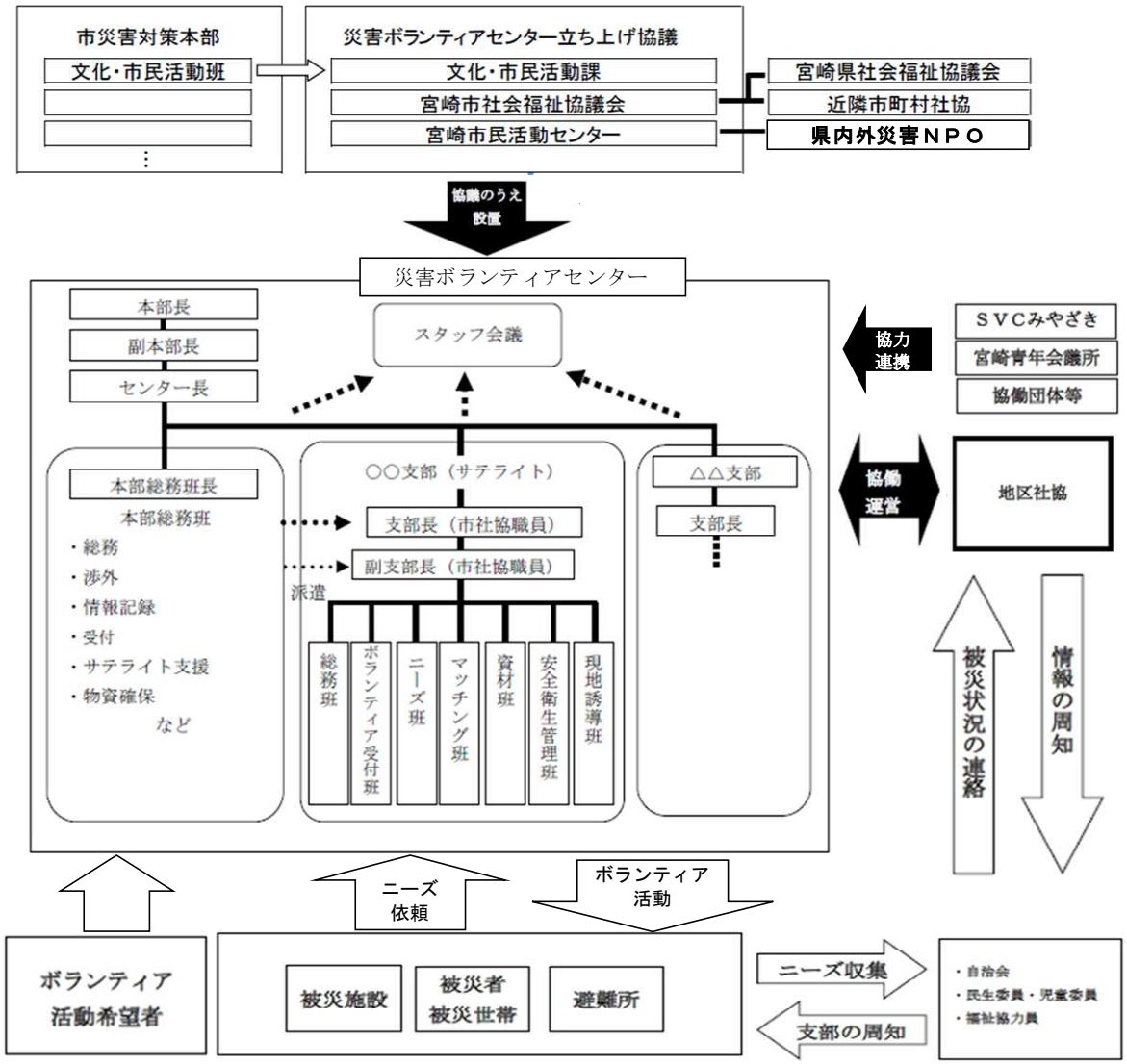
規模	被災状況	救援活動の体制	設置有無	過去の災害事例
小	・比較的、局所的な小規模災害 ・一部地域で家屋が半壊 ・一部地域で多数の床下浸水 ・ライフラインがほぼ正常稼動 ・一部地域で住民が避難	・災害ＶＣ本部は設置しない。 ・宮崎市社会福祉協議会が中心となり被災者のニーズに沿ったボランティアコーディネートを実施する。各機関は連携し、情報を共有する。	無	・台風 16 号（H28 宮崎）
中	・中規模災害 ・市町内で多数の家屋が全壊・半壊 ・市町内で多数の床上浸水、床下浸水 ・ライフラインが一部寸断 ・一部地域で人的被害が発生し、避難所が開設 ・交通網が一部でマヒ	・災害発生時から１日を目処に災害ＶＣ本部を設置する。	有	
大	・激甚災害。被害が多く、県内の大部分が被災 ・広域で多数の家屋が全、半壊や床上、床下浸水 ・死傷者多数、避難所が開設 ・ライフラインが広範囲にわたり途絶 ・幹線道路や鉄道など交通網がマヒ	・災害発生時から３日を目処に災害ＶＣ本部を設置する。	有	・台風 14 号（H17 宮崎） ・東日本大震災(H23) ・熊本地震（H28）

※全国社会福祉協議会作成「社会福祉協議会の災害救援活動方針の判断基準（例示）」を引用（一部修正）

※災害ＶＣ本部を設置しない場合の対応は、Ｐ15 に掲載しています。

災害発生から災害ＶＣ本部の設置まで

（１）センター本部の関連図



（２）センター本部の設置判断

①設置判断

災害発生後、被災状況に応じて宮崎市役所内に市長を本部長とした「宮崎市災害対策本部及び災害復旧対策本部（以下、「市災対本部」という）」が設置され、文化・市民活動班（文化・市民活動課）は、市災対本部と連携し、中心となって情報収集を行ないます。

災害ＶＣ本部の設置基準等により文化・市民活動班が主体となり、宮崎市、宮崎市社会福祉協議会、市民活動センターの三者で協議のうえ、災害ＶＣ本部を設置します。

②設置協議までの流れ

文化・市民活動班は災害ＶＣ本部設置が必要と認められる場合は、文化・市民活動課において協議し、速やかに宮崎市災害ボランティア運営緊急連絡網を使用し、各機関連絡代表者（各機関防災担当者）に日時、協議場所（宮崎市役所又は宮崎市社会福祉協議会）を連絡します。各機関連絡代表者は、各組織に連絡し組織間の調整を図ります。

（３）センター本部の設置場所

災害ＶＣ本部は、立地（高台にあること）、駐車場の確保、資機材配備の観点から、原則として宮崎市総合福祉保健センター（花山手）に設置します。

但し、災害時の状況により宮崎市総合福祉保健センターに設置することが困難である場合には、市民活動センターに設置します。

なお、宮崎市総合福祉保健センター及び市民活動センターに災害ＶＣ本部を設置することが困難である場合には、あらかじめ選定した候補地から、宮崎市災対本部と協議の上設置場所を決定します。

（４）センター本部の設置はないが、被災者の支援ニーズがある場合の対応

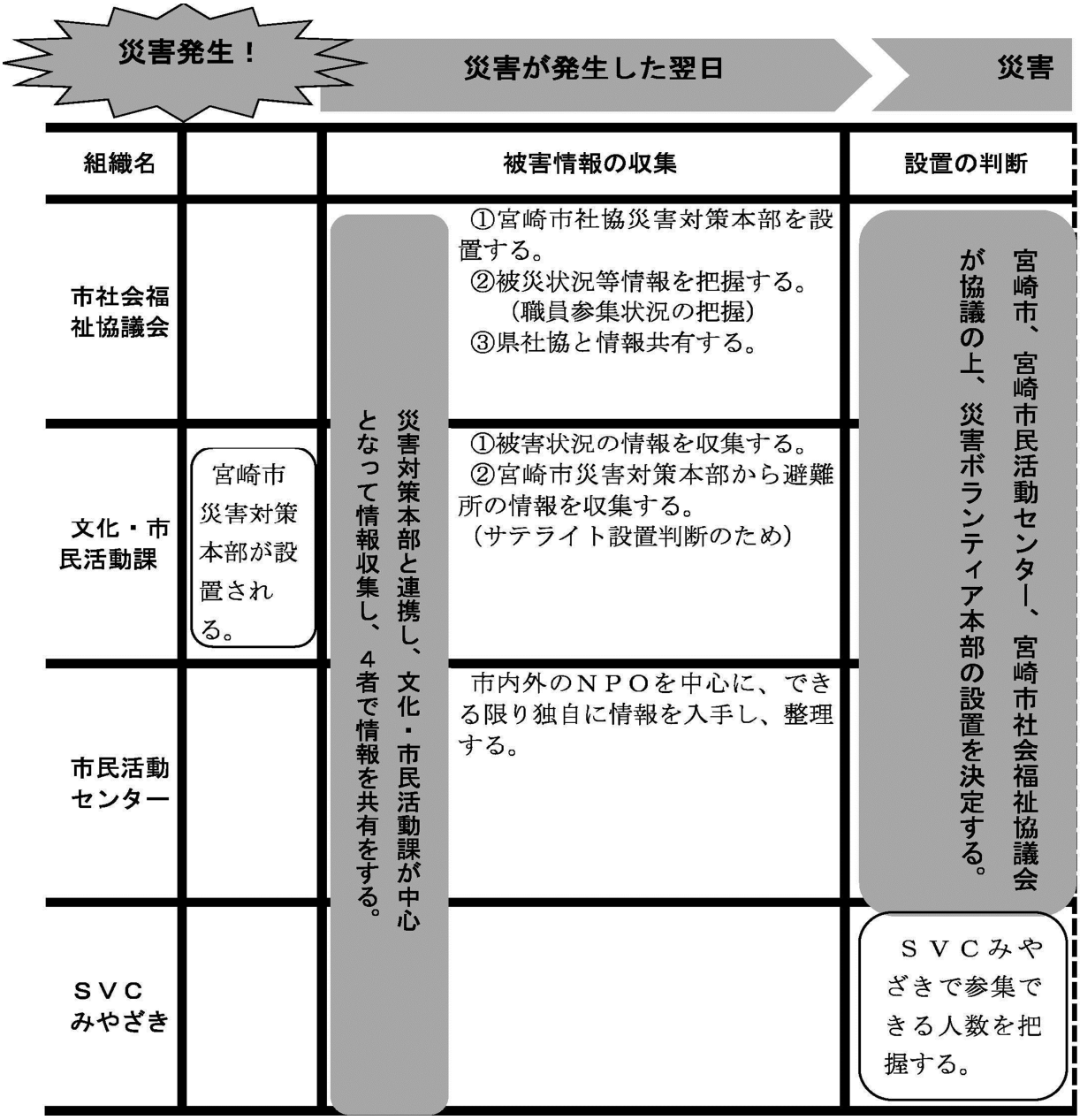
①小規模災害の場合

被災地域からのボランティアの要請が想定される為、文化・市民活動課は、宮崎市社会福祉協議会と市民活動センターの三者により情報共有及び今後の対応について協議を行います。

②被災者のニーズに沿ったボランティアコーディネートが必要となった場合

宮崎市社会福祉協議会の通常のボランティアセンターの業務として行いますが、実施にあたっては、関係機関と積極的に連携し対応します。

【　宮崎市災害ＶＣ本部開設までの流れ　】



【　宮崎市災害ＶＣ本部開設までの流れ　】



４．組織等（組織、体制、分掌事務等）

01 災害時優先電話

本庁・支所等

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
危機管理課	21-1730	佐土原・農林建設課（農林水産係）	73-1114
危機管理課（ＦＡＸ）	25-2145	佐土原・農林建設課（建設係）	73-1189
秘書課	21-1704	田野・地域市民福祉課	86-1111
秘書課（市長直通）	29-8369	田野・地域市民福祉課（ＦＡＸ）	86-1987
管財課	21-1724	田野・農林建設課（農林水産係）	86-1114
総務法制課	21-1721	田野・農林建設課（建設係）	86-1115
総務法制課（ＦＡＸ）	27-8070	高岡・地域市民福祉課	82-1111
環境政策課	21-1751	高岡・地域市民福祉課（ＦＡＸ）	82-3779
環境業務課	21-1762	高岡・地域市民福祉課	82-1112
障がい福祉課	21-1772	高岡・農林建設課（農村整備係）	82-1114
土木課	21-1801	高岡・農林建設課（建設係）	82-1115
道路維持課	21-1802	高岡・穆佐出張所	82-1052
市政記者室	23-2015	清武・地域市民福祉課	85-1111
道路維持事務所	23-5333	清武・企画総務課	85-1822
市場課（中央卸売市場管理事務所）	25-9644	青島地域センター	65-1231
保健医療課	29-4182	赤江地域センター	51-4274 51-4275
健康支援課	29-5298	生目地域センター	48-1145
市長宅		北地域センター	41-1821
佐土原・地域市民福祉課	73-1111	木花地域センター	58-1111
佐土原・地域市民福祉課（ＦＡＸ）	73-4279	住吉地域センター	39-1314

上下水道局

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
下北方浄水場	29－1312	下水道施設課	26－3336
浄水課	47－5477		

消防局

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
消防局長自宅		消防局警防課	32－4903
消防局次長室	32－4900	消防局警防課	27－5529
消防局総務課	32－4901	聴覚障がい者通報用ＦＡＸ	22－0119
消防局総務課	32－4902	南消防署南部出張所	85－1183
総務課ＦＡＸ	27－8675	南消防署青島出張所	65－2397

教育委員会

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
教育委員会企画総務課	85－1822	各市立中学校	各1回線
各市立小学校	各１回線	各市立幼稚園	各1回線

※災害時優先電話は NTT 西日本及びソフトバンクから承認を受けた、発信のみ優先扱いとなる電話機。
着信は一般電話と同じ扱いであり、災害時の発信専用とすることでより効果的に使用可能となる。

02 宮崎市災害復旧対策本部の分掌事務

部名	班名　**課名**	分　掌　事　務
本部対策室	災害復旧総務班 **【別に定める】**	1. 部の庶務に関すること 2. 災害復旧･復興対策の総括に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 幹部会に関すること 5. 関係機関との連絡に関すること 6. 関係機関に対する協力要請に関すること 7. 本部各部及び各支部との連絡調整に関すること 8. 災害についての公聴に関すること 9. その他他部、他班に属しないこと
	救援対策班 **【別に定める】**	1. 災害復旧･復興対策の連絡調整に関すること 2. 災害復旧･復興対策の伝達、報告に関すること 3. 災害復旧･復興対策のとりまとめに関すること 4. 災害現地調査に関すること 5. 救援物資の受入れ、配付に係る連絡調整に関すること 6. 被災者への食糧品、生活必需品等の供給、配付に係る連絡調整に関すること 7. その他被災者への支援制度に関すること
	秘書班 **【秘書課】**	1. 本部長、副本部長の秘書に関すること 2. 本部長、副本部長の被災地の視察に関すること 3. 視察者及び見舞者の接遇に関すること 4. その他、本部長の特命に関すること
	ボランティア班 **【文化・市民活動課】**	1. 被災地におけるボランティア活動の調整、復旧本部との調整等に関すること 2. 救援物資に関すること
	広報班 **【情報政策課】**	1. 災害復旧･復興対策の広報に関すること 2. 被災地の写真の収集に関すること 3. 庁内放送に関すること
	本部付班 **【人事課】**	1. 本部長の特命に関すること 2. 本部対策室各班及び部の応援に関すること
支部（総合支所）	地域市民福祉班 **【地域市民福祉課】**	1. 支部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 支部各班との連絡調整に関すること 4. 本部対策室との連絡調整に関すること 5. 被災地、指定避難所に必要な食糧、物資の調達に関すること 6. り災証明に関すること 7. 災害救助法に関すること 8. 管内指定避難所の収容保護及び安全利用に関すること 9. 指定避難所の実態把握に関すること 10. 災害対策本部本部対策室避難対策班との連絡調整に関すること 11. 指定避難所への炊き出しの連絡調整及び食糧の供給に関すること 12. 被災者及び避難者の食糧や生活必需品の供給配付等に関すること 13. 要配慮者支援に関すること
	農林建設班 **【農林建設課】**	1. 農林水産物及び家畜の被害調査及び復旧対策に関すること 2. 所管施設の被害調査及び復旧対策に関すること 3. 被災農家等への災害融資指導に関すること 4. 河川・道路・橋梁・崖崩れ等の被害調査及び復旧対策に関すること

部名	班名　**課名**	分　掌　事　務
支部（地域センター）	支部総務班 **【別に定める】**	1. 支部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること 4. り災証明に関すること 5. 被災者に対する物資配付に関すること
	災害対策班 **【別に定める】**	1. 現地調査に関すること 2. 災害復旧･復興対策の伝達、報告に関すること 3. 農林水産業施設災害復旧事業その他区域内の災害復旧事業に関すること
	避難所対策班 **【別に定める】**	1. 管内指定避難所の収容保護及び安全利用に関すること 2. 指定避難所の実態把握に関すること 3. 災害対策本部本部対策室の避難対策班との連絡調整に関すること 4. 被災者及び避難者の食糧や生活必需品の供給配付などに関すること 5. 要配慮者支援に関すること
	本郷地域 事務所班 (赤江地域センター支部) **【本郷地域事務所】**	1. り災証明に関すること 2. 現地調査に関すること 3. 災害復旧・復興対策の伝達、報告に関すること 4. 被災者及び避難者への支援に関すること
	小松台地域 事務所班 (生目地域センター支部) **【小松台地域事務所】**	1. り災証明に関すること 2. 現地調査に関すること 3. 災害復旧・復興対策の伝達、報告に関すること 4. 被災者及び避難者への支援に関すること
（地域支部事務所）	地域班 **【各地域事務所】**	1. 本部対策室との連絡調整に関すること 2. 現地調査に関すること 3. 災害復旧・復興対策の伝達、報告に関すること 4. 指定避難所の実態把握に関すること 5. 被災者及び避難者への支援に関すること 6. 要配慮者支援に関すること
総合政策対策部	企画政策班 **【企画政策課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 中央情勢の収集及び伝達に関すること 5. 災害対策要望書等の作成配付に関すること 6. 政府、国会、県等への報告、陳情に関すること 7. 本部対策室各班の応援に関すること 8. 市周辺部情勢の収集及び伝達に関すること
	デジタル支援班 **【デジタル支援課】**	1. 部内の応援に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
	東京事務所班	1. 国会及び中央官庁との連絡調整に関すること
	都市戦略班 **【都市戦略課】**	1. 公共交通機関の被害状況に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること

部名	班名　**課名**	分　掌　事　務
総務対策部	総務法制班 **【総務法制課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 公用令書等の発行に関すること 5. 本部対策室各班の応援に関すること
	人事班 **【人事課】**	1. 所属部員の招集に関すること 2. 災害派遣職員の身分取扱に関すること 3. 職員の勤務及び給食に関すること 4. り災職員の調査に関すること 5. 本部対策室各班の応援に関すること
	市役所改革推進班 **【市役所改革推進課】**	1. 部内各班の応援に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
	情報政策班 **【情報政策課】**	1. コンピュータの対策に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
	契約班 **【契約課】**	1. 部内各班の応援に関すること 2. 被災者に対する物資配付に関すること 3. 本部対策室各班の応援に関すること
	管財班 **【管財課】**	1. 庁舎の整備、庁内停電時の対策に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること 3. 自動車の配車及び運行に関すること 4. 避難者の車両輸送に関すること 5. 救援物資の運搬に関すること 6. 緊急輸送車両の手続きに関すること 7. 本部対策室各班の応援に関すること
	新庁舎整備班 **【新庁舎整備課】**	1. 部内各班の応援に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
危機管理対策部	地域安全班 **【地域安全課】**	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
財政対策班	財政班 **【財政課】**	1. 災害復旧対策の予算に関すること 2. 義援物資、義援金の管理、取り扱いに関すること 3. 被災者の救護に関すること 4. 本部対策室各班の応援に関すること
	納税管理班 **【納税管理課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害による市税の徴収猶予に関すること 5. 被災者に対する物資配付に関すること
	市民税班 **【市民税課】**	1. 災害による市県民税の減免に関すること 2. 被災者に対する物資配付に関すること
	資産税班 **【資産税課】**	1. 災害による固定資産税の減免に関すること 2. 被災者に対する物資配付に関すること
	国保年金班 **【国保年金課】**	1. 災害による保険税及び一部負担金の減免及び一部負担金の徴収猶予に関すること 2. 被災者に対する物資配付に関すること 3. 災害による国民年金保険料の免除に関すること
	国保収納班 **【国保収納課】**	1. 災害による保険税の徴収猶予に関すること 2. 被災者に対する物資配付に関すること

部名	班名　**課名**	分　掌　事　務
地域振興対策部	地域コミュニティ班 **【地域コミュニティ課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 被災者に対する物資配付に関すること 5. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること
	市　民　班 **【 市 民 課 】**	1. 被災者に対する物資配付に関すること
環境対策部	環境政策班 **【環境政策課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 所管施設の災害復旧対策に関すること 5. 被災者に対する物資配付に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること 7. 遺体の処理に関すること
	環境業務班 **【環境業務課】**	1. 被災地におけるごみの収集に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること 3. 部内各班の応援に関すること 4. 被災者に対する物資配付に関すること
	環境指導班 **【環境指導課】**	1. 所管施設の災害復旧対策に関すること 2. 部内各班の応援に関すること 3. 建築物の災害対策指導に関すること(アスベスト対策に限る)
	環境施設班 **【環境施設課】**	1. 所管施設の災害復旧対策に関すること 2. 部内各班の応援に関すること 3. 被災地におけるし尿の処理に関すること 4. ごみ処理に関すること
福祉対策部	福祉総務班 **【福祉総務課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害救助法に関すること 5. 所管施設の災害復旧対策に関すること 6. 被災者に対する物資配付に関すること 7. 災害相談窓口に関すること 8. 指定避難所に関すること 9. 本部対策室各班の応援に関すること
	障がい福祉班 **【障がい福祉課】**	1. 被災者への救援物資等の調達、配付に関すること 2. 災害救助法に関すること 3. 所管施設の災害復旧対策に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること
	地域包括ケア推進班 **【地域包括ケア推進課】**	1. 被災者への救援物資等の調達、配付に関すること 2. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 3. 災害救助法に関すること 4. 所管施設の災害復旧対策に関すること 5. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること
	介護保険班 **【介護保険課】**	1. 被災者への救援物資等の調達、配付に関すること 2. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 3. 災害救助法に関すること 4. 所管施設の災害復旧対策に関すること 5. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること

部名	班名　**課名**	分　掌　事　務
	社会福祉班 **【社会福祉第一・第二課】**	1. 被災被保護世帯等の措置に関すること 2. 被災者に対する物資配付に関すること 3. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること
	指導監査班 **【指導監査課】**	1. 被災者に対する物資配付に関すること 2. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること
	会計課 選管農委監査班 **【会計課・選管・農委・監査】**	1. 被災者に対する物資配付に関すること
子ども未来対策部	子育て支援班 **【子育て支援課】**	1. 被災者に対する物資配付に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること 3. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること
	子ども家庭支援班 **【子ども家庭支援課】**	1. 被災者に対する物資配付に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること 3. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること
	保育幼稚園班 **【保育幼稚園課】**	1. 被災者に対する物資配付に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること 3. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること
	親子保健班 **【親子保健課】**	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 所管施設の災害復旧対策に関すること 4. 要配慮者支援班の職員派遣に関すること 5. 要配慮者（小慢・乳幼児・妊産婦）支援に関すること 6. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること
健康管理対策部	保健医療班 **【保健医療課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 救護所（応急救護所を含む）の設置に関すること 5. 医療救護班の編成及び医療機関との連絡調整に関すること 6. 災害協定に基づく医薬品等の流通・備蓄の確保に関すること 7. 保健所各班の連絡調整及び応援に関すること 8. 保健所各班に属しないこと
	地域保健班 **【地域保健課】**	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること（健康支援班との連携による。） 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること（活動班の編成に関することを含む） 4. 所管施設の災害復旧対策に関すること 5. その他保健所各班の応援に関すること
	健康支援班 **【健康支援課】**	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること 4. 要配慮者（難病）対策に関すること 5. その他保健所各班の応援に関すること

部名	班名　**課名**	分　掌　事　務
	保健衛生班 **【保健衛生課】**	1. 指定避難所の衛生確保（生活班・上下水道対策部に関するものを除く。）及び食中毒対策に関すること 2. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 3. その他保健所各班の応援に関すること
	新型コロナウイルスワクチン対策班 **【新型コロナウイルスワクチン対策課】**	1. 部内の応援に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
農政対策部	農政企画班 **【農政企画課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 被災農家等への災害融資指導に関すること
	農業振興班 **【農業振興課】**	1. 農産物及び家畜への災害復旧対策に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること
	森林水産班 **【森林水産課】**	1. 林水産物の災害復旧対策に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること
	農村整備班 **【農村整備課】**	1. 農地の災害復旧対策に関すること 2. 農業用施設（農業用用排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害復旧対策に関すること 3. 本部対策室各班の応援に関すること
	市場班 **【市場課】**	1. 所管施設、商品の災害復旧対策に関すること 2. 生鮮食糧品の確保に関すること 3. 部内各班の応援に関すること
観光商工対策部	観光戦略班 **【観光戦略課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 観光施設等の災害復旧対策に関すること
	スポーツランド推進班 **【スポーツランド推進課】**	1. 部内各班の応援に関すること
	産業政策班 **【産業政策課】**	1. 被災商工業者に対する融資指導に関すること 2. 消費生活相談に関すること 3. 所管施設の災害復旧対策に関すること
	企業立地推進班 **【企業立地推進課】**	1. 被災商工業者に対する融資指導に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること
建設対策部	土木班 **【土木課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 土木関係被害の総括集計に関すること 5. 堤防、河川、樋門、水門、雨水施設等の災害復旧対策に関すること 6. 本部対策室各班の応援に関すること
	用地管理班 **【用地管理課】**	1. 部内各班の応援に関すること
	道路維持班 **【道路維持課】**	1. 道路等の維持管理及び復旧工事に関すること 2. 交通規制の措置に関すること 3. 労務及び資機材の調達、管理に関すること 4. 部内各班の応援に関すること

部名	班名　**課名**	分　掌　事　務
	建築住宅班 **【建築住宅課】**	1. 応急仮設住宅建設の決定に関すること 2. 応急仮設住宅建設の入居・管理に関すること 3. 住宅の応急修理の実施の決定に関すること 4. 被災者への市営住宅の提供に関すること 5. 応急仮設住宅建設地の選定に関すること 6. 応急仮設住宅建設の実施に関すること 7. 住宅関係の障害物の除去に関すること 8. 住宅の応急修理の実施に関すること 9. 修理対象住宅の選定に関すること
都市整備対策部	都市計画班 **【都市計画課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること
	まちづくり班 **【まちづくり課】**	1. 部内各班の応援に関すること
	公園緑地班 **【公園緑地課】**	1. 所管施設の災害復旧対策に関すること
	市街地整備班 **【市街地整備課】**	1. 所管施設の災害復旧対策に関すること
	建築行政班 **【建築行政課】**	1. 被災復興住宅融資の適用指導に関すること 2. 建築物の災害復旧対策指導に関すること 3. 被災建築物応急危険度判定に関すること
	開発審査班 **【開発審査課】**	1. 被災宅地危険度判定に関すること
	景観班 **【景観課】**	1. 部内各班の応援に関すること
教育対策部	教委企画総務班 **【教委企画総務課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 被災者に対する物資配付に関すること 5. 本部対策室各班の応援に関すること
	学校施設班 **【学校施設課】**	1. 所管施設の災害復旧対策に関すること 2. 被災者に対する物資配付に関すること
	学校教育班 **【学校教育課】**	1. 所管施設の災害復旧対策に関すること 2. 被災者に対する物資配付に関すること 3. 被災児童・生徒の教育に関すること
	教育情報研修センター班 **【教育情報研修センター】**	1. 学校情報機器類の災害復旧対策に関すること 2. 教育情報ネットワークの災害復旧対策に関すること
	生涯学習班 **【生涯学習課】**	1. 災害時における民間団体の活用に関すること 2. 所管施設の災害復旧対策に関すること 3. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること
	保健給食班 **【保健給食課】**	1. 災害時の学校給食に関すること 2. 被災者への炊き出しの計画に関すること
	文化財班 **【文化財課】**	1. 所管施設の災害復旧対策に関すること 2. 文化財の災害復旧対策に関すること
局議対会策事部務	議会事務局班 **【議会・総務課】** **【議事調査課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 議員との連絡調整に関すること

部名	班名　**課名**	分　掌　事　務
消防対策部	消防総務班 **【消防総務課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 消防関係機関の協力要請に関すること 4. 局庁舎の災害復旧対策に関すること
	警防班 **【警防課】**	1. 部内事務の連絡調整に関すること 2. 資材の掌握に関すること 3. 車両、舟艇、機械器具等の整備に関すること 4. 本部対策室各班の応援に関すること
	予防班 **【予防課】**	1. 部に属する情報の総括及び報告に関すること 2. 被害状況の記録に関すること 3. 危険物の保安に関すること
	指令班 **【指令課】**	1. 通信の運用及び確保に関すること
	北消防署班 南消防署班 **【北署・南署】** 消防団班 **【消防団】**	1. 行方不明者の捜索及び収容に関すること 2. 応急給水の応援に関すること 3. 支部における連絡調整員の配置に関すること
上下水道対策部	上下水道総務班 **【上下水道総務課】**	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 部対策室各班の応援に関すること 5. 局庁舎の災害復旧対策に関すること 6. 上下水道対策本部の設置に関すること 7. 上下水道対策本部用品の保管に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 9. 関係機関への応援要請事務に関すること
	外部調整班 **【財務課】**	1. 応援受入れ計画・庶務に関すること 2. ボランティアの受入の庶務に関すること 3. 市民からの問合せ対応に関すること 4. 断水広報に関すること 5. 上下水道災害復旧対策の予算に関すること
	現地広報班 **【料金課】**	1. 断水広報に関すること 2. 市民からの問合せ対応に関すること 3. 部内各班の応援に関すること
	応援窓口班 **【給排水設備課】**	1. 重要施設状況収集・連絡に関すること 2. 応急給水応援隊、ボランティアの現地調整に関すること
	応急給水班 **【水道整備課】**	1. 上水道施設の被害状況の収集に関すること 2、応急給水に関すること 3. 水道部の取りまとめに関すること
	水道管路班 **【配水管理課】**	1. 部内各班の応援に関すること 2. 上水道施設の災害復旧対策に関すること
	浄水場班 **【浄水課】**	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水質の試験に関すること
	営業所対策班 **【各営業所】**	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内各班の応援に関すること
	下水管路班 **【下水道整備課】**	1. 下水道施設の被害状況収集に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
	下水処理場班 **【下水道施設課】**	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること

01 防災関係機関連絡先

宮崎市

機　関　名	所　在　地	電話番号
宮崎市災害対策本部	宮崎市橘通西１丁目１番１号	21－1889
宮崎市消防局	宮崎市和知川原１丁目６４－２	27－1119
宮崎市上下水道局	宮崎市鶴島３丁目２５２	24－1212
宮崎市保健所	宮崎市宮崎駅東１丁目６－２	29－4111
佐土原総合支所	宮崎市佐土原町下田島２０６６０	73－1111
田野総合支所	宮崎市田野町甲２８１８	86－1111
高岡総合支所	宮崎市高岡町内山２８８７	82－1111
清武総合支所	宮崎市清武町西新町１番地１	85－1111
赤江地域センター	宮崎市大字田吉５７３０番地３	51－4274 51－4275
木花地域センター	宮崎市大字熊野５９１番地	58－1111
青島地域センター	宮崎市青島西２丁目１番地	65－1231
住吉地域センター	宮崎市大字島之内７４０９番地１	39－1314
生目地域センター	宮崎市大字浮田３０００－１	48－1111
北地域センター	宮崎市大字瓜生野３９０９番地４０	41－1111 41－1821

宮崎県

機　関　名	所　在　地	電話番号
宮崎県災害対策本部	宮崎市橘通東２丁目１０－１	26－7066
宮崎県危機管理局	宮崎市橘通東２丁目１０－１	26－7064
中央福祉こどもセンター	宮崎市霧島１丁目１－２	26－1551
中部農林振興局	宮崎市橘通東１丁目９－１０	26－7278
宮崎土木事務所	宮崎市橘通東１丁目９－１０	26－7285
高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山３１００	82－1155
中部港湾事務所	宮崎市港１丁目１８	24－6224

指定地方行政機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
宮崎労働基準監督署	宮崎市丸島町１－１５	29－6000
九州農政局宮崎県拠点	宮崎市老松２－３－１７	24－2365
宮崎森林管理署	宮崎市柳丸町３８８－５	29－2311
九州地方整備局宮崎河川国道事務所	宮崎市大工２丁目３９	24－8221
九州運輸局宮崎運輸支局	宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾2735-3	51－3824
宮崎空港事務所	宮崎市大字赤江無番地	51－3223
宮崎地方気象台	宮崎市霧島５丁目１番４	25－4032
宮崎海上保安部	日南市油津４－１２－１	0987－22－3021

指定公共機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
日本赤十字社宮崎県支部	宮崎市別府町３－１	22－4045
九州電力送配電株式会社宮崎配電事業所	宮崎市橘通西４丁目２－２３	0120-986-704
日本放送協会宮崎放送局	宮崎市江平西２丁目２－１５	32－8114
日本通運株式会社宮崎支店	宮崎市高千穂通２丁目６－１８	22－2181
西日本電信電話株式会社宮崎支店	宮崎市広島１丁目５－３	78－3908
九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社	宮崎市東大淀２丁目６０	51－5988

指定地方公共機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
（株）宮崎放送	宮崎市橘通西４丁目６－７	25－3111
宮崎ガス（株）	宮崎市阿波岐原町野間３１１－１	39－3911
（株）宮崎日日新聞社	宮崎市高千穂通１丁目１－３３	25－2371
宮崎交通（株）	宮崎市松山１丁目１－１	32－3917
宮崎運輸（株）	宮崎市高千穂通１丁目４－２６	23－2321
（株）テレビ宮崎	宮崎市祇園２丁目７８	31－5111
（株）エフエム宮崎	宮崎市祇園２丁目７８	22－3344
宮崎県看護協会	宮崎市学園木花台西２丁目４－６	58－0622
宮崎市郡医師会	宮崎市大字有田１１７３番地	77－9100
宮崎ケーブルテレビ(株)	宮崎市祇園２丁目１１９	32－8585

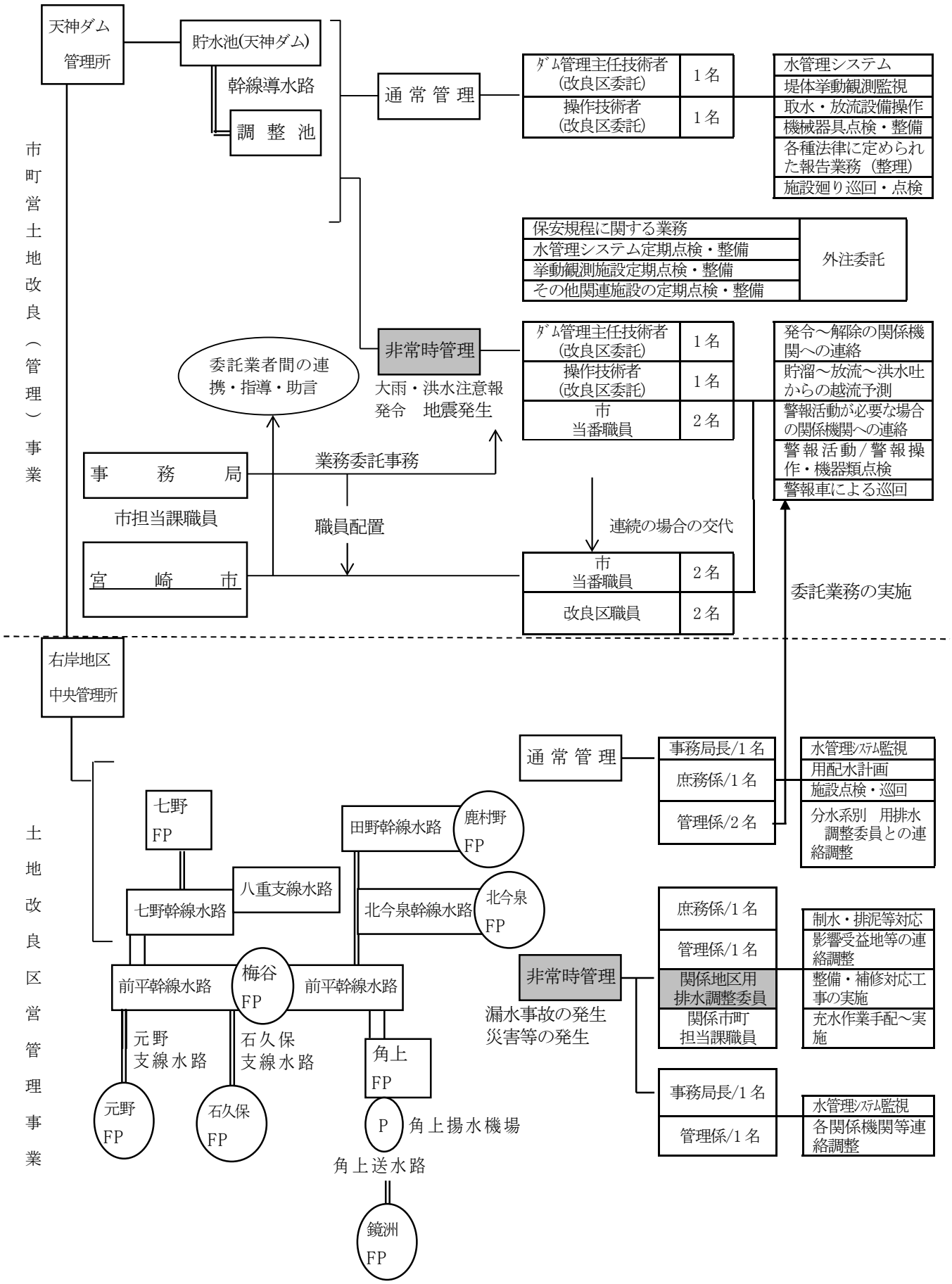
警察署

機　関　名	所　在　地	電話番号
宮崎北警察署	宮崎市錦本町４－８	27－0110
宮崎南警察署	宮崎市大字恒久８７８－１	50－0110
高岡警察署	宮崎市高岡町飯田４丁目１－４	82－4110

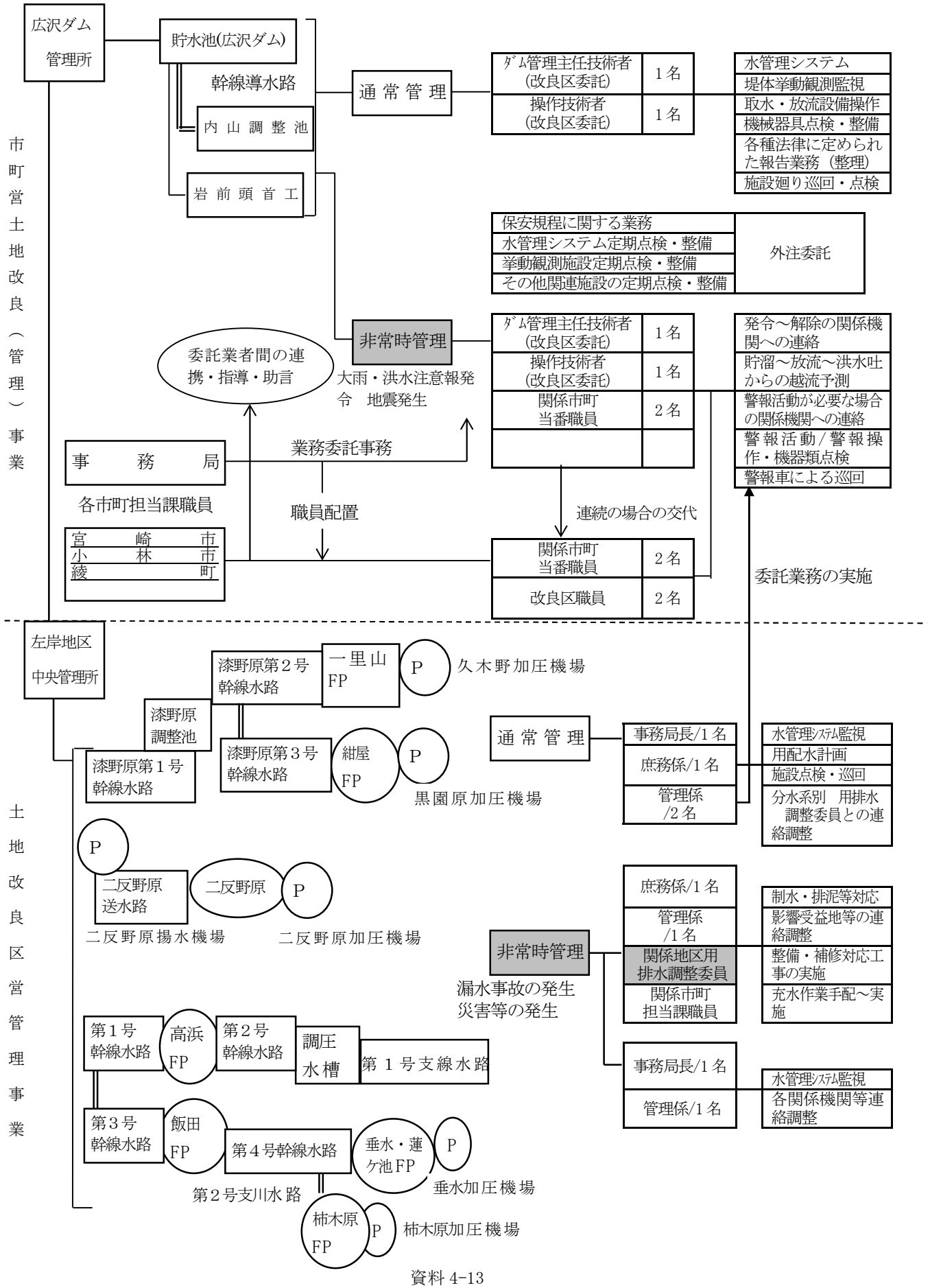
その他

機　関　名	所　在　地	電話番号
陸上自衛隊第43普通科連隊	都城市久保原町１街区１２号	0986－23－3944
航空自衛隊新田原基地	児湯郡新富町大字新田１９５８１	0983－35－1121
自衛隊宮崎地方協力本部	宮崎市東大淀２丁目１－３９	53－2643
（株）宮崎銀行	宮崎市橘通東４丁目３－５	27－3131
宮崎商工会議所	宮崎市錦町１－１０ ＫＩＴＥＮビル７階	22－2161

02 大淀川ダム管理体制図(天神ダム管理所)



03 大淀川ダム管理体制図(広沢ダム管理所)



01 自主防災組織等の育成強化に関する現況等

（１）自主防災組織の結成状況

■自主防災組織の結成状況（旧宮崎市管内）　令和 5 年 3 月 31 日現在

	年度	結成数	全組織数	結成自治会	管内自治会	結成率
本庁	3	0	152	163	223	73.2%
	4	1	152	163	221	81.5%
赤江	3	2	45	45	52	86.5%
	4	0	44	44	52	84.6%
本郷	3	1	36	36	43	83.7%
	4	0	36	36	43	83.7%
木花	3	0	26	26	26	100.0%
	4	0	26	26	26	100.0%
青島	3	0	19	25	25	100.0%
	4	0	19	25	25	100.0%
住吉	3	0	55	55	56	98.2%
	4	0	55	55	55	100.0%
北	3	0	20	20	20	100.0%
	4	0	20	20	20	100.0%
生目	3	0	18	26	28	92.9%
	4	0	18	26	28	92.9%
合計	3	3	372	397	474	83.7%
	4	1	370	395	470	86.8%

■自主防災組織の結成状況（旧 4 町管内）　令和 5 年 3 月 31 日現在

	年度	結成数	全組織数	結成自治会	管内自治会	結成率
佐土原	3	0	84	91	100	91.0%
	4	1	85	92	100	92.0%
田野	3	0	66	66	67	98.5%
	4	0	66	66	67	98.5%
高岡	3	0	40	41	44	95.5%
	4	0	40	41	44	93.2%
清武	3	0	39	39	40	100.0%
	4	0	38	38	39	97.4%

■自主防災組織の結成状況（全体）　令和5年3月31日現在

	年度	結成数	全組織数	結成自治会	管内自治会	結成率
全体	3	3	600	633	724	87.4%
	4	2	599	632	720	87.8%

（２）１組織あたりに助成する防災資機材

■１組織あたりに助成する防災資機材

	品　　名	数量
1	資機材倉庫	1
2	担架	1
3	発電機	1
4	投光器	1
5	コードリール	1
6	燃料携行缶	1
7	強力ハロゲンライト	2
8	ハンドマイク	2
9	ヘルメット	10
10	消火器	3
11	折りたたみ式リヤカー	1
12	三脚	1

02 自主防災組織の結成自治会等

(1/4)　　令和５年３月末現在

地区名	No.	名称
中央東	1	橘通2丁目
中央東	2	橘通4･5丁目
中央東	3	東雲･丸島
中央東	4	江平三
中央東	5	錦町
中央東	6	青葉町
中央東	7	宮崎駅前地区
中央東	8	宮田区
中央東	9	堀川東部
中央東	10	瀬頭
中央東	11	吾妻町
中央東	12	松山
中央東	13	川原町
中央東	14	柳丸
中央東	15	ｴｲﾙ柳丸
中央東	16	江平権現団地
中央西	1	船塚町
中央西	2	船塚南
中央西	3	原町
中央西	4	清水地区
中央西	5	和知川原一区
中央西	6	和知川原2区
中央西	7	和知川原三区
中央西	8	ｻｰﾊﾟｽ中津瀬
中央西	9	霧島
中央西	10	祇園
中央西	11	大橋
中央西	12	大橋3丁目
中央西	13	GH船塚
小戸	1	鶴島
小戸	2	西高松
小戸	3	大工
小戸	4	末元
小戸	5	末広町
小戸	6	恵比寿
小戸	7	高松通2
小戸	8	千草町
小戸	9	青空商店会
大宮	1	下北方町東
大宮	2	下北方町西
大宮	3	下北方町南
大宮	4	神宮西
大宮	5	神宮町
大宮	6	神宮東
大宮	7	神宮北
大宮	8	ﾀﾞｲｱﾊﾟﾚｽ神宮の杜
大宮	9	池内地区
大宮	10	南方町
大宮	11	平和が丘
大宮	12	池内団地
大宮	13	幸福寺
大宮	14	花ヶ島
大宮	15	花ヶ島町観音免

地区名	No.	名称
大宮	16	花ヶ島ﾆｭｰﾀｳﾝ
大宮	17	北花ヶ島団地
大宮	18	村角町
大宮	19	自由ヶ丘団地
大宮	20	火切塚
大宮	21	波島第一
大宮	22	波島第二
大宮	23	波島第三
大宮	24	波島第四
大宮	25	大島北団地
大宮	26	大島町平原
大宮	27	大島町原
大宮	28	大島町笹原
大宮	29	大将堀
大宮	30	神宮駅東団地
大宮	31	東花ヶ島
大宮	32	雁ヶ音中央団地
大宮	33	雁ヶ音西
大宮	34	雁ヶ音花ヶ崎団地
大宮	35	雁ヶ音北
大宮	36	雁ヶ音東団地
大宮	37	平和が丘若竹
大宮	38	桜町
檍	1	出来島町
檍	2	高洲町
檍	3	潮見町
檍	4	中西
檍	5	小戸町
檍	6	小戸町二区
檍	7	大王
檍	8	曽師北
檍	9	一の宮
檍	10	一の宮住宅
檍	11	中原
檍	12	中原南団地
檍	13	今村
檍	14	稗原町
檍	15	寺ノ下
檍	16	北中
檍	17	西中
檍	18	大町
檍	19	宮脇鉄道
檍	20	平塚
檍	21	平塚東
檍	22	平塚団地
檍	23	引土
檍	24	吉村浮之城
檍	25	浮城町
檍	26	えだぱる
檍	27	新檍
檍	28	新別府
檍	29	阿波岐原町
檍	30	阿波岐原町前浜

地区名	No.	名称
檍	31	山崎
檍	32	南窪
檍	33	ﾆｭｰﾀｳﾝ南窪
檍	34	宮下
檍	35	高洲二区
檍	36	檍団地
大淀	1	太田北
大淀	2	太田南
大淀	3	中村
大淀	4	淀川
大淀	5	南町
大淀	6	京塚
大淀	7	谷川
大淀	8	福島町
大淀	9	大坪第二
大淀	10	大坪南
大淀	11	大坪団地
大淀	12	江南団地
大淀	13	県住江南団地
大淀	14	江南ﾊｲﾂ
大淀	15	源藤
大淀	16	古城
大淀	17	山内
大淀	18	山ノ城
大淀	19	時雨
大淀	20	北川内
大淀	21	花山手
大淀	22	薫る坂
大淀	23	ヴェルデクス大淀河畔
大塚	1	りんどうヶ丘
大塚	2	宝塚ﾆｭｰﾀｳﾝ
大塚	3	大淀台団地
大塚	4	大塚町上区
大塚	5	大塚町中区
大塚	6	大塚町下区
大塚	7	大塚町南区
大塚	8	大塚C団地
大塚台	1	大塚台東1丁目
大塚台	2	大塚台東2丁目
大塚台	3	大塚台西1丁目
大塚台	4	大塚台西2丁目
大塚台	5	大塚台西3丁目
大塚台	6	大塚台市営住宅
大塚台	7	大塚台県営住宅
大塚台	8	セラヴィ大塚台
生目台	1	生目台東団地
生目台	2	生目台団地市営住宅
生目台	3	県営住宅生目台東団地
生目台	4	県営住宅生目台西団地
生目台	5	生目台西団地
生目台	6	生目台北団地
生目台	7	生目台県共済住宅

(2/4)

地区名	No.	名称
小松台	1	小松台ﾊｲﾗﾝﾄﾞ
小松台	2	小松もりした
小松台	3	公務員住宅小松宿舎
小松台	4	小松台北町
小松台	5	桜ヶ丘
小松台	6	小松台ﾋﾟｭｱﾀｳﾝ
小松台	7	小松台南
赤江	1	北新町
赤江	2	南新町
赤江	3	曽井
赤江	4	横町
赤江	5	働馬寄
赤江	6	原池
赤江	7	新原池田
赤江	8	中恒久
赤江	9	下恒久
赤江	10	南恒久
赤江	11	吉永
赤江	12	上城ヶ崎
赤江	13	中城ヶ崎
赤江	14	下城ヶ崎
赤江	15	宝泉町
赤江	16	橋之元
赤江	17	企業局恒久
赤江	18	津屋原
赤江	19	中の又
赤江	20	古川
赤江	21	姥ヶ島
赤江	22	緑松北
赤江	23	緑松
赤江	24	緑ヶ丘
赤江	25	ひえだ第一苑
赤江	26	飛江田
赤江	27	田吉
赤江	28	下鶴
赤江	29	赤江
赤江	30	恒久柳籠
赤江	31	空港南
赤江	32	浜畑
赤江	33	月見ヶ丘東
赤江	34	月見ヶ丘西
赤江	35	月見ヶ丘南
赤江	36	月見ヶ丘北
赤江	37	月見ヶ丘中2丁目
赤江	38	月見ヶ丘中4区
赤江	39	月見ヶ丘第6区
赤江	40	月見ヶ丘第8区
赤江	41	ﾚｲｸｻｲﾄﾞ月見ヶ丘
赤江	42	あさひヶ丘ﾆｭｰﾀｳﾝ
赤江	43	南飛鳥
赤江	44	宮崎タイセイハイツ
本郷	1	境田
本郷	2	本郷北方ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ
本郷	3	山崎台ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ

地区名	No.	名称
本郷	4	津和田
本郷	5	池田
本郷	6	上池田
本郷	7	ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙ本郷
本郷	8	西山崎
本郷	9	東山崎
本郷	10	南ヶ丘
本郷	11	高次団地
本郷	12	大倉団地
本郷	13	本郷西
本郷	14	みどりヶ丘団地
本郷	15	寺ヶ迫
本郷	16	希望ヶ丘
本郷	17	希望ヶ丘東
本郷	18	西希望ヶ丘
本郷	19	希望ヶ丘ﾆｭｰﾀｳﾝ
本郷	20	希望ヶ丘南
本郷	21	はまゆう団地
本郷	22	市住希望ヶ丘団地
本郷	23	まなび野
本郷	24	岩切
本郷	25	城ノ下
本郷	26	空港苑
本郷	27	本郷南団地
本郷	28	松崎
本郷	29	上南方
本郷	30	下南方
本郷	31	立和原団地
本郷	32	郡司分
本郷	33	国富が丘
本郷	34	四季ヶ丘団地
本郷	35	東宮花の森一丁目
本郷	36	花の森
木花	1	鏡洲上
木花	2	鏡洲下
木花	3	赤木九平
木花	4	加江田1区
木花	5	加江田2区
木花	6	加江田3区
木花	7	学園桜1
木花	8	下原
木花	9	木崎上
木花	10	木崎下
木花	11	島山
木花	12	熊野区
木花	13	今江区
木花	14	木花区
木花	15	学園県住
木花	16	学園木花台南3丁目
木花	17	市営住宅学園木花台
木花	18	学園北2
木花	19	学園南2
木花	20	学園南1北
木花	21	学園北1

地区名	No.	名称
木花	22	学園南1南
木花	23	学園木花台北3丁目
木花	24	ﾌﾟﾚｯｿ学園木花台
木花	25	宮ヶ田瀬
木花	26	学園木花台桜二
青島・内海	1	青島1区
青島・内海	2	青島2区
青島・内海	3	青島3区
青島・内海	4	青島4区
青島・内海	5	青島5区
青島・内海	6	青島6区
青島・内海	7	青島7区
青島・内海	8	青島8区
青島・内海	9	青島9区
青島・内海	10	青島10区
青島・内海	11	青島11区
青島・内海	12	青島12区
青島・内海	13	青島13区
青島・内海	14	青島14区
青島・内海	15	青島15区
青島・内海	16	青島16区
青島・内海	17	青島17区
青島・内海	18	青島18区
青島・内海	19	青島19区
青島・内海	20	青島20区
青島・内海	21	青島21区
青島・内海	22	青島22区
青島・内海	23	青島23区
青島・内海	24	青島24区
青島・内海	25	青島西区
住吉	1	青水
住吉	2	蓮ヶ池
住吉	3	元村
住吉	4	県住花ヶ島団地
住吉	5	祝田
住吉	6	みずほ団地
住吉	7	中平
住吉	8	前田団地
住吉	9	県営花ヶ島東団地
住吉	10	蓮ヶ池団地
住吉	11	雀塚
住吉	12	東蔭平
住吉	13	ｸﾞﾘｰﾝ苑
住吉	14	西蔭平
住吉	15	日平
住吉	16	宮田
住吉	17	麦田団地
住吉	18	新名爪ｺｽﾓｽ団地
住吉	19	ﾃﾙ新名爪
住吉	20	麓
住吉	21	羽佐間
住吉	22	中島
住吉	23	神向
住吉	24	極楽寺

(3/4)

地区名	No.	名称
住吉	25	畑
住吉	26	次郎ヶ別府
住吉	27	千丈久美原
住吉	28	永池
住吉	29	ﾆｭｰﾀｳﾝ住吉
住吉	30	小保下住宅
住吉	31	小保下
住吉	32	境下
住吉	33	四本松
住吉	34	住吉北団地
住吉	35	鷲取
住吉	36	楠ヶ別府
住吉	37	北部
住吉	38	南部
住吉	39	金吹山
住吉	40	本宿
住吉	41	中小路
住吉	42	宮本
住吉	43	宿森
住吉	44	下之園
住吉	45	西土中方
住吉	46	東土中方
住吉	47	野入
住吉	48	住吉団地
住吉	49	井手下一区
住吉	50	井手下2区
住吉	51	湘桜台
住吉	52	ひばり野
住吉	53	ﾌﾗﾜｰﾏﾝｼｮﾝ花ヶ島
住吉	54	ｻﾝ新名爪
住吉	55	湘桜台ニュータウン
生目	1	浮田東
生目	2	浮田西
生目	3	生目上
生目	4	生目下
生目	5	細江上
生目	6	細江下
生目	7	椎屋形
生目	8	たぶの木
生目	9	長嶺
生目	10	上富吉
生目	11	中富吉
生目	12	下富吉
生目	13	柏原前平
生目	14	柏原後迫
生目	15	有田西
生目	16	有田東
生目	17	上跡江
生目	18	下跡江
生目	19	下小松西
生目	20	下小松東
生目	21	上小松北
生目	22	上小松南

地区名	No.	名称
生目	23	青葉台
生目	24	友愛
生目	25	新松橋
生目	26	生目心町
北	1	上北方
北	2	柏田
北	3	野首竹原田
北	4	千代ヶ崎
北	5	上村
北	6	上野
北	7	大瀬町
北	8	柿木原
北	9	平松
北	10	浦田
北	11	上畑
北	12	下畑
北	13	新町
北	14	糸原
北	15	柳瀬
北	16	金崎
北	17	堤内
北	18	吉野
北	19	六反田
北	20	倉岡ﾆｭｰﾀｳﾝ
佐土原	1	上江
佐土原	2	佐賀利
佐土原	3	田島
佐土原	4	仲間原
佐土原	5	巨田
佐土原	6	堤
佐土原	7	西春田
佐土原	8	東春田
佐土原	9	西十一区
佐土原	10	西十二区
佐土原	11	中十
佐土原	12	東十
佐土原	13	新城
佐土原	14	田中区
佐土原	15	追手
佐土原	16	西野久尾
佐土原	17	久保土
佐土原	18	本町
佐土原	19	万十
佐土原	20	下八蚊
佐土原	21	新五上
佐土原	22	北伊倉
佐土原	23	新宮
佐土原	24	年居
佐土原	25	黒田
佐土原	26	新木
佐土原	27	津倉
佐土原	28	江原
佐土原	29	岩見堂

地区名	No.	名称
佐土原	30	信成町
佐土原	31	下村
佐土原	32	平等寺
佐土原	33	下浦下
佐土原	34	下浦上
佐土原	35	上浦下
佐土原	36	船野
佐土原	37	テクノビレッジ
佐土原	38	大炊田
佐土原	39	南松小路
佐土原	40	東町
佐土原	41	上町
佐土原	42	旭町
佐土原	43	光ヶ丘
佐土原	44	広瀬台
佐土原	45	ひろせ台
佐土原	46	仲町
佐土原	47	新町
佐土原	48	熊牟田
佐土原	49	竹ヶ島
佐土原	50	明神山
佐土原	51	前牟田
佐土原	52	浜松
佐土原	53	東下山
佐土原	54	西下山
佐土原	55	南片瀬原
佐土原	56	仲片瀬原
佐土原	57	西片瀬原
佐土原	58	片瀬原
佐土原	59	原口
佐土原	60	永田一区
佐土原	61	永田二区
佐土原	62	天神
佐土原	63	田ノ上
佐土原	64	徳ヶ渕
佐土原	65	福島
佐土原	66	元村
佐土原	67	二ツ立
佐土原	68	宮本
佐土原	69	原
佐土原	70	奈良木
佐土原	71	平松地区
佐土原	72	梅野地区
佐土原	73	北松小路
佐土原	74	久谷
佐土原	75	春日台
佐土原	76	尾原地区
佐土原	77	平小牧
佐土原	78	成枝
佐土原	79	馬場
佐土原	80	浮橋地区
佐土原	81	岡地区
佐土原	82	北薗地区

(4/4)

地区名	No.	名称
佐土原	83	亀田地区
佐土原	84	小牧台一区
佐土原	85	小牧台2区
佐土原	86	小牧台3区
佐土原	87	光陽台1区
佐土原	88	光陽台2区
佐土原	89	光陽台3区
佐土原	90	久峰
佐土原	91	東小牧
田野	1	今村
田野	2	ｺｽﾓ
田野	3	船ヶ山
田野	4	さくら台
田野	5	二ツ山
田野	6	中尾
田野	7	石久保
田野	8	山住ニュータウン
田野	9	梅谷
田野	10	下井倉
田野	11	上井倉
田野	12	上井倉団地
田野	13	北寺町
田野	14	南寺町
田野	15	中渡瀬
田野	16	仏堂園
田野	17	新村
田野	18	尾脇
田野	19	あおき台
田野	20	倉谷
田野	21	築地原
田野	22	楠原
田野	23	黒草
田野	24	元野
田野	25	片井野
田野	26	麓
田野	27	七野
田野	28	塩水
田野	29	八重
田野	30	野崎
田野	31	松山
田野	32	上ノ原
田野	33	合又
田野	34	上学ノ木
田野	35	下学ノ木
田野	36	南原団地
田野	37	稲荷町
田野	38	仲町
田野	39	本町
田野	40	中原
田野	41	明神原
田野	42	上桜町
田野	43	朝日町
田野	44	下桜町

地区名	No.	名称
田野	45	西桜町
田野	46	西桜団地
田野	47	東桜町
田野	48	木材町
田野	49	木材町団地
田野	50	向町
田野	51	光町
田野	52	光町団地
田野	53	公園台
田野	54	上屋敷
田野	55	下屋敷
田野	56	仮屋原
田野	57	白砂ヶ尾
田野	58	三角寺
田野	59	法光坊
田野	60	上鷺瀬
田野	61	下鷺瀬
田野	62	堀口
田野	63	灰ヶ野
田野	64	鹿村野
田野	65	県光団地
田野	66	二ツ山団地
高岡	1	飯田
高岡	2	丸山
高岡	3	東区
高岡	4	井上
高岡	5	町
高岡	6	中村
高岡	7	五区
高岡	8	西区
高岡	9	川原田
高岡	10	赤谷
高岡	11	高浜
高岡	12	楠見
高岡	13	粟野
高岡	14	ｻﾝｺｰﾎﾟﾗｽ粟野
高岡	15	中山
高岡	16	花見
高岡	17	城ヶ峰
高岡	18	小山田
高岡	19	麓
高岡	20	上倉
高岡	21	祇園台
高岡	22	下倉
高岡	23	宮水流
高岡	24	的野
高岡	25	柞木橋
高岡	26	上新田
高岡	27	下新田
高岡	28	原田
高岡	29	南城寺
高岡	30	板ヶ八重
高岡	31	田中

地区名	No.	名称
高岡	32	押田
高岡	33	深水
高岡	34	田之平
高岡	35	瀬越
高岡	36	久木野
高岡	37	小田元
高岡	38	片前
高岡	39	去川
高岡	40	和石
高岡	41	内之八重
清武	1	上加納
清武	2	上中野
清武	3	かのう台
清武	4	下中野
清武	5	南加納
清武	6	第2池田台
清武	7	加納ヶ丘
清武	8	下加納
清武	9	第3池田台
清武	10	ﾆｭｰﾀｳﾝ飛鳥
清武	11	ﾆｭｰ池田台
清武	12	ｸﾘｰﾝ池田台
清武	13	桜渕
清武	14	黒北
清武	15	庵屋
清武	16	船引
清武	17	正手
清武	18	西新町
清武	19	尾平
清武	20	沓掛
清武	21	くつかけ台
清武	22	上大久保
清武	23	下大久保
清武	24	谷ノ口
清武	25	松ノ木田
清武	26	岡
清武	27	下今泉
清武	28	上今泉
清武	29	丸目
清武	30	石坂
清武	31	松叶
清武	32	永山
清武	33	黒坂
清武	34	永田
清武	35	上木原
清武	36	中木原
清武	37	下木原
清武	38	新町
		合計 633組織

５．資料等（データ、リスト等）

01 気象データ(降水量)

■一日の最大降水量の上位 10 位

（単位：mm）

順位／区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
雨量	587.2	490.2	437.5	430.4	387.3	341.9	328.9	321.7	317.5	316.7
年	1939	1886	1990	1934	1966	1951	1916	1927	1993	1917
年月	10/16	9/24	9/29	10/23	8/14	10/13	9/22	8/8	8/1	10/10

統計期間　1886年1月～2023年8月　（気象台資料より）

■月別の日・１時間・10 分最大降水量

（単位：mm）

区分＼月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日最大	降水量	149.0	148.3	232.5	170.1	188.3	285.6	301.9	387.3	490.2	587.2	232.9	143.1
	年	1980	1899	1914	1941	1893	1888	1943	1966	1886	1939	1916	1894
	日	28	22	2	13	20	17	23	14	24	16	8	9
1時間最大	降水量	53.5	35.5	38.5	49.5	61.0	91.6	79.0	70.0	139.5	134.0	47.5	69.0
	年	1980	1956	1979	1983	2019	1942	1996	1993	1995	1939	2009	1991
	日	28	27	29	1	20	23	3	9	30	16	13	16
10分間最大	降水量	13.5	10.0	14.0	21.5	18.5	22.6	22.0	24.5	38.5	30.0	17.0	25.0
	年	1980	1973	1979	1983	1998	1956	2004	1940	1995	1939	2004	1991
	日	28	17	29	1	7	26	10	30	30	16	10	16

統計期間　日最大：1886年1月～2023年12月　（気象台資料より）
１時間最大：1925年1月～2023年12月
１０分最大：1937年1月～2023年12月

■雨の強さと予想される被害の関係

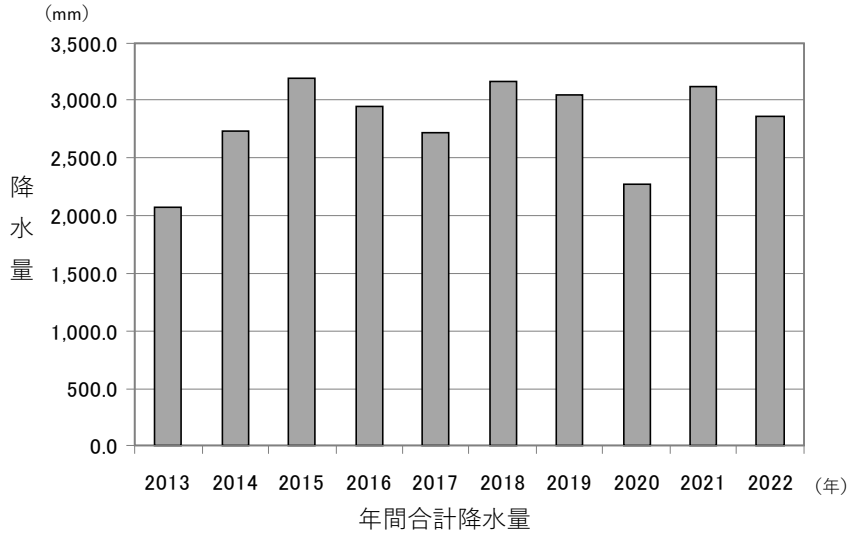
一時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋外の様子	災害発生状況
10～20	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	地面一面に水たまりができる	この程度の雨でも長く続くときは注意が必要
20～30	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる		側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30～50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る		道路が川のようになる	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり、危険地区では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる
50～80	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘が全く役にたたなくなる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある			雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

■月別降水量

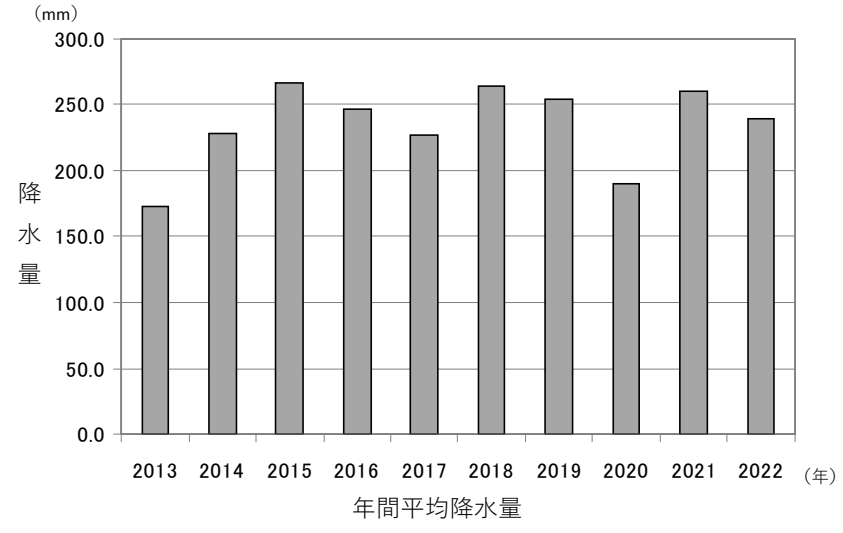
宮崎地方気象台　　（単位：mm）

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合　計	平　均
2013　総量	73.5	155.0	49.5	204.0	67.0	698.0	57.5	77.0	216.0	356.0	35.0	91.0	2,079.5	173.3
日最大	50.0	29.5	23.5	111.0	23.5	119.0	31.5	24.0	102.5	97.5	10.0	41.0		55.3
2014　総量	22.5	213.0	126.0	197.5	223.5	592.0	298.5	455.0	264.0	196.0	105.5	38.0	2,731.5	227.6
日最大	9.0	45.0	30.0	88.5	76.0	103.0	66.5	200.0	64.5	68.0	26.0	19.5		66.3
2015　総量	123.5	86.0	120.5	338.5	115.0	839.5	573.0	274.5	244.5	19.0	252.0	207.0	3,193.0	266.1
日最大	40.5	36.5	36.0	85.5	21.0	105.0	116.0	64.0	51.0	10.0	108.0	124.5		66.5
2016　総量	111.5	102.0	156.0	240.0	256.5	607.0	388.5	55.5	670.5	245.0	67.5	51.5	2,951.5	246.0
日最大	40.5	51.5	47.5	52.0	53.5	114.5	185.5	25.0	222.0	69.0	18.5	26.0		75.5
2017　総量	72.0	48.0	186.5	260.0	222.0	363.0	124.0	189.5	575.0	556.5	117.5	7.5	2,721.5	226.8
日最大	55.5	15.5	52.0	133.0	109.0	120.0	31.0	70.0	247.0	268.0	34.0	6.0		95.1
2018　総量	63.5	94.5	179.5	59.5	408.5	479.5	579.5	342.5	568.0	208.5	78.0	106.0	3,167.5	264.0
日最大	19.0	28.5	73.5	24	96.5	123.0	115.5	97.5	215.5	161.0	19.0	32.5		83.8
2019　総量	32.0	155.5	212.5	161.5	314.5	355.0	796.0	349.0	328.5	210.5	58.5	72.0	3,045.5	253.8
日最大	19.0	34.0	67.0	44.5	157.5	65.0	271.0	98.5	123.5	54.5	29.5	31.5		83.0
2020　総量	134.5	87.0	122.0	64.0	245.5	361.5	647.0	83.0	383.0	72.0	64.5	15.5	2,279.5	190.0
日最大	64.0	22.5	23.0	21.5	105.0	126.5	177.5	21.5	100.0	28.5	22.0	10.5		60.2
2021　総量	41.5	156.5	145.5	172.0	521.5	368.0	334.5	465.5	692.0	120.5	77.5	31.0	3,126.0	260.5
日最大	19.5	50.5	44.0	50.0	135.5	71.0	90.5	77.0	287.0	36.5	30.5	25.5		76.5
2022　総量	36.0	70.0	164.0	275.5	388.0	378.5	629.0	41.5	610.0	87.0	139.5	46.0	2,865.0	238.8
日最大	23.0	32.0	55.5	70.5	135.5	84.0	143.5	25.5	200.5	75.5	57.0	14.5		76.4
平　均	71.1	116.8	146.2	197.3	276.2	504.2	442.8	233.3	455.2	207.1	99.6	66.6	2,816.1	234.7

（2013年～2022年　気象台資料より）



年間合計降水量



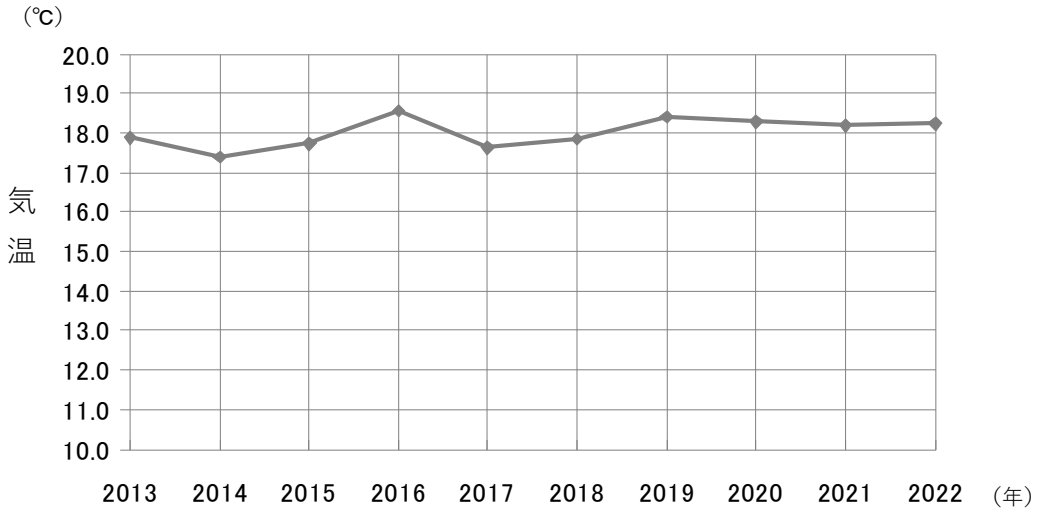
年間平均降水量

02 気象データ(気温)

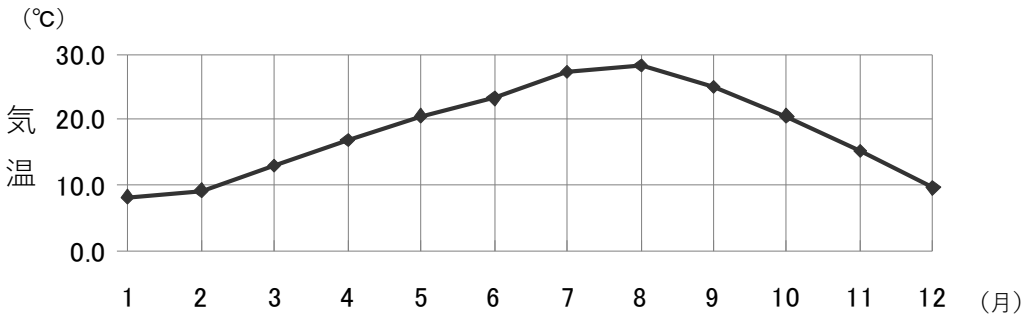
宮崎観測所　　(単位:℃)

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合　計	平　均
2013	6.8	9.4	13.8	15.6	20.3	23.2	29.0	29.3	24.9	20.6	13.5	8.1	214.5	17.9
2014	7.9	8.7	12.3	16.0	20.0	22.2	27.2	27.3	23.7	20.4	14.9	8.0	208.6	17.4
2015	8.3	8.0	12.1	17.9	20.6	21.8	25.7	27.2	23.7	19.0	16.9	11.4	212.6	17.7
2016	8.1	9.1	12.2	17.6	21.2	23.8	27.5	28.4	26.0	22.1	15.4	11.3	222.7	18.6
2017	8.1	8.7	10.6	17.3	20.5	22.6	28.5	29.0	24.2	20.4	14.0	7.6	211.5	17.6
2018	6.9	7.3	13.4	17.6	20.5	23.6	27.5	28.0	24.8	19.3	14.3	10.9	214.1	17.8
2019	9.1	10.5	12.9	16.6	20.6	23.3	26.2	27.5	26	21.7	15.4	11.1	220.9	18.4
2020	9.9	10.4	13.4	15.3	20.8	24.4	26.1	29.3	24.8	19.9	16	9	219.3	18.3
2021	8.1	11.3	14.7	16.5	20.4	23.2	27.1	27	25.7	20.8	14.1	9.2	218.1	18.2
2022	7.8	7.7	13.6	17.1	19.8	24.2	27.7	29.2	26	20.2	16.9	8.5	218.7	18.2
平　均	8.1	9.1	12.9	16.8	20.5	23.2	27.3	28.2	25.0	20.4	15.1	9.5	216.1	18.0

(2013年～2022年　気象台資料より)



年間平均気温



月平均気温

03 気象データ(風向、風速)

■月別の風向きと風速（平年値）

（単位：m/ｓ）

区分＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最多風向	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西南西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西
平均風速	3.6	3.3	3.5	3.4	3.1	2.9	3.2	3.3	3.0	2.9	2.8	3.3	3.2

最多風向（統計期間：1991年～2020年）
平均風速（統計期間：1991年～2020年）
（気象台資料より）

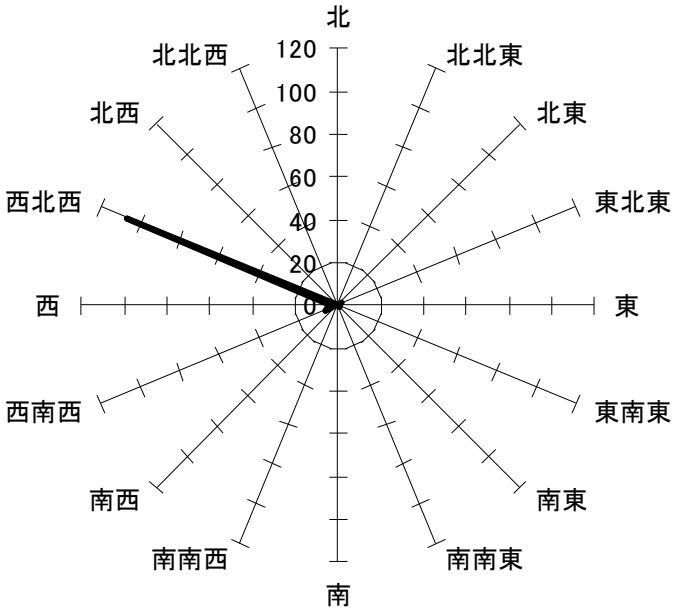
■月別の日最大風速と日最大瞬間風速

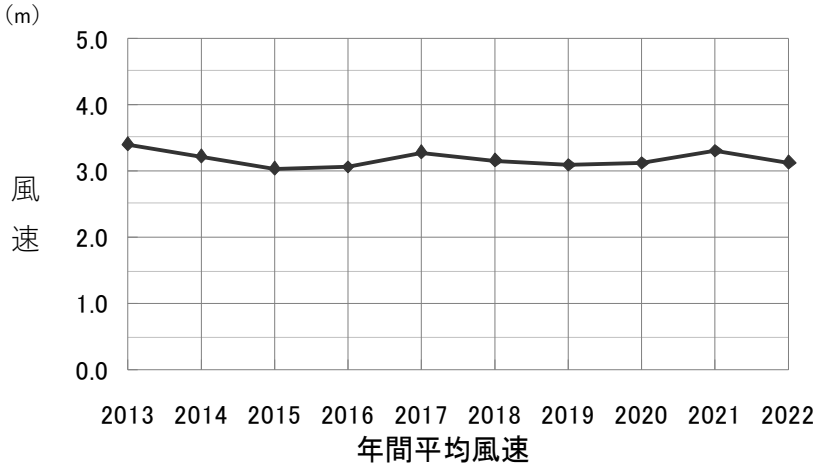
（単位：m/ｓ）

年＼月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2013	最大	風速	12.9	10.9	11.8	17.6	8.6	11.8	11.6	9.8	10.0	11.6	10.4	12.5
		風向	西北西	西	西	西	東南東	西南西	西南西	西南西	東北東	東南東	西	西北西
	最大瞬間	風速	18.5	16.7	18.4	27.6	13.0	19.9	18.1	15.5	17.0	17.3	13.5	19.2
		風向	西北西	西	西	西	南東	西南西	西南西	西南西	南東	東南東	西	西北西
2014	最大	風速	12.4	12.0	12.6	13.5	12.0	8.4	15.1	16.3	8.3	15.4	9.7	14.4
		風向	西	西	西	西	西	東北東	西	北北東	西南西	西	西	西
	最大瞬間	風速	18.8	17.7	20.4	22.6	16.3	12.5	24.3	28.6	12.2	24.6	14.7	21.6
		風向	西	西南西	西	西	西	西南西	南南東	北東	西	北	西北西	西
2015	最大	風速	11.4	10.5	12.5	12.6	9.5	10.4	11.6	17.1	9.5	11.7	10.3	11.7
		風向	西北西	西	西北西	西	西	西	西南西	東南東	東北東	西南西	西北西	西
	最大瞬間	風速	18.8	17.1	18.4	20.6	14.0	15.6	20.2	30.6	15.6	17.0	16.0	17.9
		風向	西北西	西	西北西	西	西	西	西南西	南東	東	西南西	西北西	西
2016	最大	風速	14.0	14.9	9.6	12.7	12.5	10.8	9.6	11.9	19.2	11.0	9.8	13.0
		風向	西	西	西	西南西	西	西	南西	西	東北東	西南西	西	西
	最大瞬間	風速	22.2	21.7	14.8	22.4	18.2	15.6	15.4	18.1	33.1	18.9	13.8	19.4
		風向	西	西	西北西	西南西	西南西	西	西南西	西	東北東	西南西	西	西
2017	最大	風速	14.7	12.3	13.0	13.1	10.9	9.5	11.4	15.1	14.5	15.5	8.4	12.1
		風向	西	西北西	西北西	西	西	西	西南西	東	東南東	北北東	西	西北西
	最大瞬間	風速	24.0	21.2	19.8	20.0	16.2	14.3	19.7	24.8	25.1	25.4	13.5	20.3
		風向	西	西	西	西	西	西南西	西南西	東	南東	北北東	西	西北西
2018	最大	風速	12.5	16.1	17.1	12.1	11.4	10.3	10.9	12.0	23.4	10.9	9.5	10.7
		風向	西	西	西	西	西南西	西南西	南東	東南東	北北東	東	西	西
	最大瞬間	風速	21.3	26.4	27.6	20.8	17.9	16.8	20.9	19.0	37.9	18.2	13.8	17.0
		風向	西	西	西	西北西	西南西	西南西	南東	南東	北北東	東	西	西
2019	最大	風速	12.3	12.2	12.9	11.8	11.5	10.5	9.4	19.4	10.8	10.1	12.0	10.1
		風向	西	西	西	西	東南東	西	西	西南西	東南東	西南西	西	西
	最大瞬間	風速	18.3	18.8	21.3	17.8	17.0	19.3	13.1	31.2	23.0	15.9	18.7	15.5
		風向	西南西	西南西	西	西	東南東	南西	西	南西	南南東	西南西	西	西
2020	最大	風速	16.7	12.3	12.6	11.0	12.2	11.2	10.0	9.7	17.4	10.7	9.8	13.8
		風向	西	西	西	西北西	西	西南西	西南西	東南東	東南東	東北東	西	西
	最大瞬間	風速	26.7	18.3	20.1	16.7	18.8	20.1	15.2	15.9	30.2	18.1	14.6	22.0
		風向	西	西	西	西	西	西南西	西南西	南東	東南東	東北東	西	西
2021	最大	風速	12.5	14.5	12.8	12.1	14.0	8.2	11.0	18.1	12.9	7.4	10.9	14.8
		風向	西	西	西	西南西	西	西	西南西	東	西	北東	西	西北西
	最大瞬間	風速	18.3	21.3	17.7	19.5	21.7	13.5	18.0	28.5	18.9	12.3	18.1	22.7
		風向	西	西南西	西	西	西	北北東	西南西	東	西南西	東北東	西	西北西
2022	最大	風速	12.8	13.4	14.4	10.6	8.2	10.5	11.2	9.6	22.0	10.8	9.7	12.2
		風向	西	西	西	西南西	西	西南西	東北東	西北西	東北東	西	西	西北西
	最大瞬間	風速	21.1	20.4	22.9	18.9	12.5	17.6	20.4	16.1	36.8	15.7	15.4	19.3
		風向	西	西	西	西	北北東	南西	東北東	西南西	東南東	西	西	西北西

（2013年～2022年　気象台資料より）

過去10年間における風向（回）





04 河川一覧

（1/3）

区分	河川名	区域	備考
一級河川	大淀川	都城市高城町境～日向灘	本庁管内
	本庄川	国富町境～大淀川合流点	
	新別府川	池内町～日向灘	
	八重川	清武町境～大淀川合流点	
	鶴田川	大字恒久～大淀川合流点	
	山内川	大字本郷北方～八重川合流点	
	大谷川	大字細江～大淀川合流点	
	天神川	大字富吉～大淀川合流点	
	瓜生野川	大字大瀬町～大淀川合流点	
	古城川	古城町～八重川合流点	
	北川内川	北川内町～古城川合流点	
	青柳川	大坪町～大淀川合流点	
	水流川	大塚町～大淀川合流点	
	小松川	霧島町～大淀川合流点	
	小松川放水路	小松川分派点～大淀川合流点	
	宮ノ下川	大字生目～大谷川合流点	
	生目川	大字生目～宮ノ下川合流点	
	津屋原沼	大字赤江（通称タンポリ）	
	園田川	大坪町～八重川合流点	
	金竹川	大字跡江～大谷川合流点	
	跡江川	大字跡江～大淀川合流点	
	内の丸川	大字糸原～大淀川合流点	
	長溝川	大字糸原～内の丸川合流点	
	六田川	大字富吉～大淀川合流点	
	西田川	花ヶ島町～新別府川合流点	
	明久川	高岡町～本庄川合流点	
	江田川	山崎町～新別府川合流点	
	山崎川	大字本郷南方～山内川合流点	
	江川	高岡町～大淀川合流点	
	瓜田川	高岡町～大淀川合流点	高岡総合支所管内
	麓川	高岡町～瓜田川合流点	
	飯田川	高岡町～大淀川合流点	
	尾谷川	高岡町～大淀川合流点	
	内山川	綾町境～大淀川合流点	
	原田川	高岡町～内山川合流点	
	坂ヶ八重川	高岡町～内山川合流点	
	田中川	高岡町～内山川合流点	
	浦之名川	須木村境～大淀川合流点	
	古宮田川	高岡町～浦之名川合流点	
	左ヶ谷川	高岡町～浦之名川合流点	
	相ヶ谷川	高岡町～浦之名川合流点	
	永谷川	高岡町～浦之名川合流点	
	境川	都城市山之口町境～大淀川合流点	
	野崎川	田野町～境川合流点	田野総合支所管内
	大坪前川	清武町加納～八重川合流点	清武総合支所管内

（2/3）

区分	河川名	区域	備考
二級河川	石崎川	西都市境～日向灘	本庁管内
	新名爪川	大字新名爪～石崎川合流点	
	住之江川	大字島之内～新名爪川合流点	
	大町川	佐土原町～石崎川合流点	
	井上川	佐土原町～石崎川合流点	
	清武川	田野町～日向灘	
	蠣原川	大字田吉～清武川合流点	
	熊野川	大字熊野～清武川合流点	
	田上川	清武町境～清武川合流点	
	久保川	清武町境～清武川合流点	
	黒北川	大字細江～清武川合流点	
	加江田川	大字鏡洲～日向灘	
	深田川	大字加江田～加江田川合流点	
	知福川	大字加江田～日向灘	
	突浪川	大字折生迫～日向灘	
	内海川	大字内海～日向灘	
	大丸川	大字内海～内海川合流点	
	野島川	大字内海～日向灘	
	小内海川	大字内海～日向灘	
	御手洗川	大字塩路～石崎川合流点	
	岡川	田野町～清武川合流点	田野総合支所管内
	井倉川	田野町～清武川合流点	
	楠原川	田野町～清武川合流点	
	元野川	田野町～清武川合流点	
	松山川	田野町～清武川合流点	
	片井野川	田野町～清武川合流点	
	山住川	田野町～井倉川合流点	
	麻漬川	田野町～片井野川合流点	
	一ツ瀬川	西都市境～日向灘	佐土原総合支所管内
	三財川	西都市境～一ツ瀬川合流点	
	天神川	佐土原町～一ツ瀬川合流点	
	追手川	佐土原町～三財川合流点	
	堤川	佐土原町～三財川合流点	
	今川	佐土原町～堤川合流点	
	亀田川	佐土原町～石崎川合流点	
	下村川	西都市境～石崎川合流点	
	新宮川	西都市境～石崎川合流点	
	水無川	清武町今泉～清武川合流点	清武総合支所管内
	丸目川	清武町今泉～清武川合流点	
	祝田川	清武町今泉～岡川合流点	
	大久保川	清武町今泉～岡川合流点	
	船引川	清武町船引～清武川合流点	

（3/3）

区分	河川名	区域	備考
準用河川	宮田川	大塚町～水流川合流点	本庁管内
	丸野川	大字鏡洲～加江田川合流点	
	岩下川	大字細江～大谷川合流点	
	五十鈴川	大字瓜生野～大淀川合流点	
	宗源寺川	大字広原～石崎川合流点	
	飛江田川	大字赤江～八重川合流点	
	前溝川	大字大瀬町～瓜生野川合流点	
	長溝川	大字糸原～一級河川長溝川合流点	
	山内川	大字本郷北方～一級河川山内川合流点	
	跡江川	大字有田～一級河川跡江川合流点	
	大谷川	大字細江～一級河川大谷川合流点	
	野田川	大字広原～石崎川合流点	
	吉永川	源藤町～八重川合流点	
	産母川	阿波岐原町～江田川合流点	
	矢越川	高岡町～大淀川合流点	高岡総合支所管内
	川谷川	高岡町～浦之名川合流点	
	井ノ上川	高岡町～飯田川合流点	
	野崎川	田野町～一級河川野崎川合流点	田野総合支所管内
	別府田野川	田野町～清武川上流端	
	白砂ヶ尾川	田野町～松山川合流点	
	麻漬川	田野町～二級河川麻漬川合流点	
	久谷川	佐土原町～石崎川合流点	佐土原総合支所管内
	田宮川	佐土原町～石崎川合流点	
	上加納年神川	清武町加納～八重川合流点	清武総合支所管内
	馬伏川	清武町船引～船引川合流点	
	庵屋川	清武町船引～清武町船引 1536-1 先外	
	萬鍬田川	清武町今泉～岡川合流点	
	第二久保川	清武町木原～久保川合流点	
	沓掛川	清武町今泉～岡川合流点	
	水無川	清武町今泉～清武町今泉 2317-2 先外	
	山内川	清武町加納～宮崎市境	
	年神川	清武町加納～八重川合流点	
	第二沓掛川	清武町今泉～岡川合流点	

01 災害の記録(風水害)

本市における風水害は、台風に伴う暴風雨及び前線活動に伴う大雨などによるものである。
昭和 20 年以降における本市の主な風水害は、次のとおりである。

(1/10)

年 月 日	名称	宮崎市の記録	被害状況
昭和20年 9月17日	枕崎台風	最大瞬間風速 55.4m/s SSE 総降水量243.6mm	住家全壊431、半壊572 床上浸水144、床下浸水316 死者2、傷者6
昭和24年 6月15日 ～20日	デラ台風	最大瞬間風速 29.7m/s SSE 総降水量368.3mm	住家全壊16、半壊29 非住家全壊14、半壊28 床上浸水120、床下浸水514 道路決壊5、田畑浸水459ha、埋没4ha 船舶流失5
昭和26年 6月30日~ 7月 2日	ケート台風	最大瞬間風速 19.5m/s N 総降水量307.3mm	床下浸水143、道路決壊3 田冠水1,354ha、畑浸水182ha
昭和29年 8月16日 ～18日	台風第5号	最大瞬間風速 34.1m/s SE 総降水量169.9mm	住家全壊1、一部破損127、非住家全壊6 半壊4、一部破損58 床上浸水81、床下浸水485 堤防溢水1、道路損壊19、橋梁流失1 道路埋没7、田埋没10ha、冠水1,346ha 畑冠水225ha、船舶流失2、木材流失10 板塀倒壊その他253
昭和29年 9月10日 ～13日	台風第12号	最大瞬間風速 38.6m/s SE 総降水量295.1mm	住家全壊6、半壊42、一部破損246 流失5、床上浸水916、床下浸水1,869 非住家全壊32、半壊34、一部破損74 堤防決壊15、堤防溢水9、道路損壊13 橋梁流失8、鉄道道床流失2 道路埋没9、山がけくずれ16、田流失1 埋没70、冠水2,214ha、畑流失27 冠水477ha、船舶流失2、木材流失25 板塀倒壊その他257、傷者2
昭和30年 9月29日 ～30日	台風第22号	最大瞬間風速 44.0m/s SSE 総降水量163.9mm	全壊45、半壊53、一部破損720 床上浸水141、床下浸水219 非住家被害451、傷者21 道路損壊1、田冠水525ha、畑冠水89ha 鉄道被害1、板塀倒壊714、木材流失200 船舶沈没1、流失、破損2
昭和36年 9月15日 ～17日	台風第18号 (第2室戸台風)	最大瞬間風速 29.7m/s N 総降水量118.6mm	住家半壊3、床上浸水8、床下浸水91 一部破損20、非住家被害33、道路損壊5 山がけくずれ1、鉄道被害4、田冠水5,628ha 畑冠水134ha、船舶破損10、傷者2

(2/10)

年 月 日	名称	宮崎市の記録	被　害　状　況
昭和36年 10月25日 ～26日	豪雨	最大瞬間風速 21.2m/s SE 総降水量222.8mm	住家床上浸水3、床下浸水163 一部破損1、非住家被害4、道路損壊15 橋梁流失3、堤防決壊2 山がけくずれ21、田冠水520ha 畑冠水39ha
昭和36年 11月20日 ～21日	豪雨	最大瞬間風速 13.3m/s ESE 総降水量206.8mm	住家床上浸水2、床下浸水32、道路決壊5 橋梁流失1、山がけくずれ3 鉄道被害3
昭和38年 9月 9日 ～15日	台風第14・ 第15号	最大瞬間風速 14.2m/s NW 総降水量491.3mm	住家全壊1、半壊9、非住家被害3 床上浸水124、床下浸水201 道路決壊40、橋梁流失8、堤防決壊1 山がけくずれ26
昭和39年 8月16日 ～24日	台風第14・ 第16号	最大瞬間風速 25.3m/s SE 総降水量470.6mm	住家半壊2、床上浸水20、床下浸水76 非住家被害1、道路損壊5、山がけくずれ5 田冠水775ha、畑冠水104ha
昭和39年 9月23日 ～25日	台風第20号	最大瞬間風速 40.3m/s ESE 総降水量224.5mm	住家全壊24、半壊108、床上浸水71 床下浸水437、一部損壊1,191 非住家被害288 傷者5、道路損壊5、橋梁流失7 堤防損壊1、山がけくずれ4、鉄道被害1 田冠水11,415ha、畑冠水3,175ha 船舶破損14
昭和43年 9月24日 ～25日	台風第16号 (第3宮古島台風)	最大瞬間風速 22.8m/s SE 総降水量264.5mm	住家半壊8、一部破損41 非住家全半壊29、床上浸水671 床下浸水2,479 道路決壊21、橋梁流失8 堤防決壊4、田冠水300ha、畑冠水121ha
昭和44年 6月29日 ~7月 6日	豪雨	最大瞬間風速 16.1m/s SW 総降水量393.0mm	住家床上浸水3、床下浸水105 道路決壊43、田梁流失、埋没2.7ha 冠水569ha、堤防決壊7、農業用施設7
昭和44年 8月21日 ～22日	台風第9号	最大瞬間風速 46.8m/s SE 総降水量99.0mm	人的被害、重軽傷者35 住家の被害、全壊8、半壊4、 一部破損701、床上浸水4、床下浸水5 非住家被害51、被害船舶1、農業用施設3 一部破損409
昭和45年 7月 4日 ～ 5日	台風第2号	最大瞬間風速 16.2m/s W 総降水量121.0mm	住家半壊1、住家床上浸水15 床下浸水232、非住家全壊1 水田冠水10.6ha、道路決壊6 山がけくずれ6、罹災世帯18、罹災者67 避難世帯7、避難人員27

(3/10)

年 月 日	名称	宮崎市の記録	被　害　状　況
昭和46年 8月 4日 ～ 5日	台風第19号	最大瞬間風速 37.3m/s SE 総降水量209.0mm	人的被害、軽傷者2、住家床上浸水478 床下浸水998、非住家一部破損18 道路決壊1、田冠水2,772ha、畑冠水497ha 被害船舶2、農業用施設4
昭和46年 8月28日 ～29日	台風第23号	最大瞬間風速 32.4m/s ESE 総降水量249.5mm	住家一部破損2、床上浸水291 床下浸水1,189、非住家被害12 農業用施設3、田冠水189ha 畑冠水107ha、水産施設1
昭和46年 9月20日 ～22日	台風第28号の 影響を受けた秋雨 前線による九州 南部の大雨	最大瞬間風速 12.8m/s NE 総降水量363.5mm	住家半壊2、一部破損1、床上浸水498 床下浸水6,544、非住家被害4 農業用施設38、道路決壊60、堤防決壊3 田冠水470ha、畑冠水209ha 水産施設1、水道施設4、下水溝2
昭和47年 6月17日 ～18日	6月17日～18日 にかけての九州 南部大雨	最大瞬間風速 13.7m/s NNW 総降水量201.5mm	住家半壊1、床上浸水7、床下浸水147 畑冠水25ha、道路決壊14 橋梁流失1、がけくずれ2
昭和47年 7月20日 ～22日	台風第7号の影 響による被害	最大瞬間風速 25.5m/s ENE 総降水量58.5mm	床下浸水2、田冠水1,242ha 畑冠水851ha、がけくずれ2
昭和49年 9月 8日 ～ 9日	台風第18号 (九州南部に上陸)	最大瞬間風速 27.5m/s SE 総降水量135.0mm	死者1、床下浸水10、一部破損1 道路決壊12、がけくずれ1
昭和50年 6月 4日 ～ 7日	梅雨前線による 大雨	最大瞬間風速 12.7m/s SE 総降水量177.5mm	床下浸水148、がけくずれ1 道路5
昭和50年 8月10日 ～13日	台風第5号の 影響による大雨	最大瞬間風速 10.2m/s ENE 総降水量137.0mm	床上浸水15、床下浸水102 田冠水694ha
昭和50年 10月 6日 ～ 8日	低気圧通過 による大雨	最大瞬間風速 11.5m/s W 総降水量89.0mm	床下浸水141、道路9
昭和50年 11月 5日 ～ 6日	低気圧通過 による大雨	最大瞬間風速 11.9m/s WSW 総降水量206.5mm	床下浸水8、畑冠水148ha
昭和51年 6月22日 ～26日	梅雨前線による 大雨	最大瞬間風速 12.5m/s WSW 総降水量373.5mm	床上浸水34、床下浸水481 道路損壊27、山くずれ2、崩土7 橋梁流失3、河川護岸決壊8 水路損壊3、ため池損壊3、田冠水748ha 畑冠水6ha、教育施設1、水道施設1
昭和51年 9月10日 ～13日	台風第17号	最大瞬間風速 28.3m/s SSE 総降水量132.0mm	床下浸水2、道路損壊2、ため池損壊1 橋梁決壊1

(4/10)

年 月 日	名称	宮崎市の記録	被　害　状　況
昭和54年 9月30日 ~10月 3日	台風第16号	最大瞬間風速 34.2m/s N 総降水量197.0mm	負傷者6、住家、公共土木施設、農作物 農水産施設、教育施設
昭和54年 10月18日 ～19日	台風第20号	最大瞬間風速 21.3m/s NNE 総降水量410.0mm	床上浸水66、床下浸水857、田冠水293ha 畑冠水175.6ha、果樹被害0.1ha 河川2ヶ所、道路10ヶ所、橋梁2ヶ所 耕地施設20ヶ所、公園施設17ヶ所 園芸施設
昭和55年 9月10日 ～11日	台風第13号	最大瞬間風速 31.0m/s SE 総降水量110.0mm	公共土木施設、農作物、農畜産施設、船舶 水産施設
昭和55年 10月13日 ～14日	台風第19号	最大瞬間風速 28.2m/s N 総降水量257.0mm	住家、農作物、農畜産施設、 公共土木施設 教育施設
昭和56年 7月30日 ～31日	台風第10号	最大瞬間風速 45.3m/s SE 総降水量50.0mm	床下浸水1、住家全壊1、半壊8 一部損壊243、非住家被害42 清掃施設10、がけくずれ7、船舶被害7
昭和56年 9月23日 ～24日	前線通過による 大雨	最大瞬間風速 11.0m/s SSE 総降水量229.0mm	床下浸水550、道路決壊2、農業用施設1
昭和57年 7月23日 ～25日	前線通過による 大雨	最大瞬間風速 15.5m/s SE 総降水量203.0mm	住家半壊1戸、床上浸水6戸、床下浸水85戸 田冠水382ha、川船30隻 内水面浅橋8ヶ所、道路冠水5ヶ所 路肩決壊3ヶ所、溜池、農道
昭和57年 8月25日 ～27日	台風第13号	最大瞬間風速 36.7m/s E 総降水量169.5mm	床上浸水98戸、床下浸水133戸 住家一部破損10戸、非住家15戸 田冠水305ha、農産被害、萩の台 林産被害、文教施設被害、浄水場、 海水浴場
昭和58年 3月31日 ~4月 1日	低気圧に よる大雨	最大瞬間風速 20.9m/s W 総降水量185.0mm	床上浸水40戸、非住家被害1戸 公共施設被害33ヶ所、がけくずれ3ヶ所
昭和58年 9月19日	低気圧と前線に よる大雨	最大瞬間風速 10.9m/s E 総降水量172.5mm	床上浸水1戸、床下浸水57戸 公共施設被害4ヶ所、がけくずれ2ヶ所
昭和58年 9月25日 ～28日	台風第10号	最大瞬間風速 24.7m/s W 総降水量451.5mm	床上浸水433戸、床下浸水1,675戸 一部損壊2戸、文教施設被害1ヶ所 公共施設被害34ヶ所、がけくずれ3ヶ所 公園施設被害2ヶ所
昭和59年 8月25日 ～27日	熱帯低気圧に よる大雨	総降水量113mm	床下浸水2戸 公共土木施設15ヶ所 農業用施設5ヶ所

(5/10)

年 月 日	名称	宮崎市の記録	被　害　状　況
昭和60年 7月 1日 ～ 2日	前線通過による 大雨	最大瞬間風速 5m/s W 総降水量225mm	床下浸水74戸 河川11ヶ所、道路19ヶ所 耕地被害9ヶ所、農産被害183ha
昭和60年 8月30日 ～31日	台風13号 (九州南部上陸)	最大瞬間風速 31m/s SSE 総降水量74.5mm	負傷者1、農林水産施設92ヶ所 農産被害177.93ha、耕地被害4ヶ所 文教施設被害、商工被害
昭和61年 6月 5日 ～ 6日	梅雨前線による 大雨	最大瞬間風速 13.8m/s ENE 総降水量113.5mm	道路5ヶ所 河川11ヶ所 農林水産施設7ヶ所
昭和61年 8月26日 ～28日	台風第13号の 影響	最大瞬間風速 18.6m/s ESE 総降水量145.5mm	河川10ヶ所 農林水産施設8ヶ所
昭和62年 7月15日 ～20日	台風第5号	最大瞬間風速 19.6m/s SSE 総降水量289.0mm	道路9ヶ所、橋梁3ヶ所、河川8ヶ所 がけくずれ6ヶ所、農林水産施設
昭和62年 8月30日 ～31日	台風第12号	最大瞬間風速 27.7m/s SSE 総降水量25.5mm	農産被害4.4ha
昭和62年 10月10日 ～11日	低気圧による 大雨	最大瞬間風速 20.1m/s N 総降水量401.0mm	床上浸水22戸、床下浸水111戸 河川18ヶ所、道路4ヶ所、がけくずれ5ヶ所 農林水産施設、農産被害112.9ha
昭和62年 10月15日 ～16日	台風第19号	最大瞬間風速 27.4m/s N 総降水量139.0mm	床上浸水3戸、がけくずれ2ヶ所 農林水産施設、農産被害49.7ha
昭和63年 4月18日	低気圧による 大雨	最大瞬間風速 17.6m/s WNW 総降水量64.5mm	床下浸水6戸 農産被害
昭和63年 7月25日 ～26日	前線による大雨	最大瞬間風速 11.8m/s E 総降水量166.0mm	床下浸水29戸、河川12ヶ所、道路8ヶ所 がけくずれ5ヶ所、農林水産施設 農産被害、公共土木施設
平成元年 7月10日	梅雨前線による 大雨	最大瞬間風速 12.4m/s NW 総降水量145.5mm	床下浸水19戸 早期水稲76.3ha冠水
平成元年 7月27日 ～28日	台風第11号 による大雨	最大瞬間風速 37.7m/s E 総降水量281.0mm	床上浸水54戸、床下浸水220戸 農林水産施設、公共土木施設
平成元年 8月21日	大気不安定 による大雨	最大瞬間風速 19.3m/s NW 総降水量208.5mm	床上浸水13戸、床下浸水186戸 農林水産施設、公共土木施設
平成元年 9月12日 ～13日	大気不安定 による大雨	最大瞬間風速 12.0m/s SSW 総降水量243.0mm	床上浸水2戸、床下浸水17戸 公共土木施設

(6/10)

年 月 日	名称	宮崎市の記録	被　害　状　況
平成元年 9月19日	台風第22号による大雨	最大瞬間風速 32.7m/s N 総降水量77.0mm	床下浸水8戸 農産被害、農林水産施設
平成 2年 9月18日 ～19日	台風第19号による大雨	最大瞬間風速 32.5m/s NNE 総降水量204.5mm	床下浸水34棟、崖くずれ2ヶ所 農林水産施設、公共土木施設、農産商工被害
平成 2年 9月28日 ～29日	台風第20号による大雨	最大瞬間風速 36.0m/s NE 総降水量619.5mm	床上浸水953棟、床下浸水2,610棟 住家全壊1棟、半壊3棟、一部破損54棟 道路124ヶ所、崖くずれ77ヶ所、河川29ヶ所 農林水産・公共土木施設
平成 2年 10月 6日 ～ 8日	台風第21号による大雨	最大瞬間風速 25.7m/s ESE 総降水量253.5mm	床上浸水8棟、床下浸水78棟、河川9ヶ所 住家一部破損5棟、道路16ヶ所、農林水産施設 崖くずれ4ヶ所、公共土木施設、農産被害
平成 3年 9月12日 ～14日	台風第17号による大雨	最大瞬間風速 22.8m/s S 総降水量119.0mm	道路7ヶ所
平成 3年 9月26日 ～27日	台風第19号による大雨	最大瞬間風速 33.1m/s SSE 総降水量182.5mm	住家一部破損3棟、床下浸水1棟 文教施設26ヶ所、道路3ヶ所、河川2ヶ所 電話回線1,100回線、倒木14本
平成 3年 12月16日	大気不安定による 大雨	最大瞬間風速 9.2m/s NE 総降水量74.0mm	床下浸水10棟、畑冠水1.1ha 道路1ヶ所、道路冠水4ヶ所
平成 4年 8月 7日 ～ 8日	台風第10号による大雨	最大瞬間風速 38.1m/s SE 総降水量63.0mm	文教施設12ヶ所、農林水産施設、農産被害 公共土木施設
平成 4年 8月17日 ～19日	台風第11号による大雨	最大瞬間風速 33.7m/s NE 総降水量125.5mm	道路冠水3ヶ所、農林水産施設 公共土木施設
平成 5年 6月12日 ～19日	梅雨前線による大雨	総降水量507.5mm	床上浸水12棟、床下浸水67棟 農林水産施設、公共土木施設
平成 5年 7月26日 ～28日	台風第5号による大雨	最大瞬間風速 29.0m/s SE 総降水量287.0mm	道路冠水24ヶ所、崖土2ヶ所、倒木7本
平成 5年 7月31日 ～8月 2日	大気不安定による大雨	総降水量468mm	一部破損7棟、床上浸水453棟 床下浸水845棟、道路10ヶ所、河川11ヶ所 崖くずれ18ヶ所
平成 5年 8月 9日 ～10日	台風第7号による大雨	最大瞬間風速 37.0m/s ESE 総降水量201mm	床上浸水10棟、床下浸水202棟 一部破損2棟、農林水産施設

（7/10）

年月日	名称	宮崎市の記録	被害状況
平成 5年 9月 2日 ～ 4日	台風第13号による大雨	最大瞬間風速 57.9m/s SE 総降水量191mm	全壊1棟、半壊115棟、一部破損20,300棟 文教施設52ヶ所、道路10ヶ所、河川3ヶ所 崖くずれ10ヶ所、水道3,000戸 電話2,000回線、電気93,100戸
平成 7年 9月30日	前線による大雨	総降水量300mm	床上浸水136棟、床下浸水770棟 道路67ヶ所、河川6ヶ所、崖くずれ11ヶ所
平成 8年 7月 3日	梅雨前線による大雨	総降水量218mm	床上浸水12棟、床下浸水234棟 道路1ヶ所、崖くずれ2ヶ所
平成 8年 7月18日	台風第6号による暴風雨	最大瞬間風速 34.0m/s 総降水量98.0mm	軽傷者1人、一部破損7棟、 電気4,100戸
平成 9年 9月14日 ～16日	台風第19号による暴風雨	最大瞬間風速 36.7m/s 総降水量352.5mm	軽傷者1人、一部破損23棟、床上浸水74棟 床下浸水181棟、河川9ヶ所、道路6ヶ所、 崖くずれ2ヶ所、電気4,123戸
平成10年 2月20日	低気圧による大雨	総降水量91.0mm 内海の最大時間 降水量126.0mm	一部破損3棟、床上浸水6棟、床下浸水28棟 河川2ヶ所、道路1ヶ所、 道路への崖くずれ9ヶ所
平成10年 9月18日	台風６号 （竜巻）	最大瞬間風速 23.2m/s NE	軽傷者６ 家屋半壊１戸、家屋一部破損74戸 停電165戸、電話不通10回線
平成11年 7月26日 ～27日	台風５号	最大瞬間風速 26.7m/s SE 総降水量 250mm	道路４箇所、河川２箇所、がけ崩れ２箇所 ため池３箇所 農地及び農業用施設被害２箇所 農作物被害（早期水稲の倒伏等） 公園被害28箇所
平成11年 8月5日 ～7日	台風８号	最大瞬間風速 22.2m/s ENE 総降水量 319mm	家屋一部損壊１、床下浸水11 道路11箇所、河川２箇所 がけ崩れ７箇所、ため池１箇所 農業用施設被害２箇所、農作物被害 公園３箇所
平成11年 9月23日 ～24日	台風 18 号	最大瞬間風速 32.7m/s S 総降水量 221.5mm	道路５箇所 農地及び農業用施設被害１箇所 農作物被害、公園被害35
平成13年 10月16日 ～17日	前線や大気不安定による大雨	総降水量 宮崎 245mm 青島 585mm	家屋一部損壊１戸、床上浸水13戸 床下浸水86戸、道路14箇所、河川16箇所 がけ崩れ８箇所、鉄道被害２箇所 文教施設２箇所、農業用施設６箇所 公園１箇所、海岸施設２箇所 砂防施設２箇所、農地及び農作物被害
平成15年 5月13日 ～14日	低気圧による大雨	総降水量 宮崎 210.5mm 青島 315 mm	家屋一部損壊１戸、床下浸水27戸 農道路肩崩壊８箇所、農道法面崩壊４箇所 水路２箇所、ため池１箇所

(8/10)

年月日	名称	宮崎市の記録	被害状況
平成15年 8月7日 ～8日	台風10号	最大瞬間風速 31.7m/s E 総降水量150.5mm	重傷者１人、家屋一部損壊15戸、 床下浸水2戸、道路冠水6箇所、 水田冠水85ha、公園2箇所、農作物被害
平成16年 8月29日 ～31日	台風16号	最大瞬間風速 44.3m/s SE 総降水量185mm	軽傷者7人、家屋全壊1戸、一部損壊12戸、 床上浸水26戸、床下浸水26戸、 道路冠水、農林水産施設及び農作物被害ほか
平成16年 9月6日 ～7日	台風18号	最大瞬間風速 40.5m/s SSE 総降水量123mm	農林水産施設及び農作物被害 断水40戸、通行止め（小戸之橋、宮崎自動車道、東九州自動車道、一ツ葉有料道路）ほか
平成16年 9月29日	台風21号	最大瞬間風速 38.9m/s SSW 総降水量147mm	軽傷者１人、農林水産施設及び農作物被害 通行止め（小戸之橋、相生橋、宮崎自動車道、東九州自動車道、一ツ葉有料道路）ほか
平成16年 10月19日 ～20日	台風23号	最大瞬間風速 33.0m/s ENE 総降水量388mm	死者１人、重傷者１人、軽傷者１人 がけ崩れ2箇所、道路冠水7箇所 農林水産施設及び農作物被害 通行止め（小戸之橋、国道220号折生迫～内海、宮崎自動車道、東九州自動車道、一ツ葉有料道路）ほか
平成17年 9月4日 ～7日	台風14号	最大瞬間風速 43.1m/s 総降水量607.0mm	軽傷者10人 旧宮崎市域 床上浸水2,058世帯、床下浸水403世帯、一部損壊112戸 大谷川溢水、跡江地区浸水、北支所管内一帯浸水、 中村西、東淀川地区冠水 大宮小学校、東大宮小学校等5校屋根破損 富吉浄水場冠水に伴う断水（市内一円）ほか被害多数 〔通行止め等〕 国道10号線、高速道路、ＪＲ日南線･日豊本線 県道宮崎北郷線、県道西環状線、市道大丸尾引線、 市道下江上畑線、池内町大瀬町線、 小戸之橋ほか
平成18年 7月21日 ～23日	梅雨前線による大雨	総降水量312mm	床下浸水3棟、非住家6棟、道路13箇所、 河川2箇所、清掃施設Ｉ箇所、崖崩れ2箇所、 水道24戸、農林水産施設被害ほか
平成18年 8月17日 ～18日	台風10号による大雨	最大瞬間風速 29.7m/s 総降水量167mm	半壊1棟、非住家2棟、田冠水1.3ha、 河川2箇所、崖崩れ1箇所 農林水産施設被害ほか
平成18年 9月17日 ～18日	台風13号による暴風(突風含む)及び大雨	最大瞬間風速 34.2m/s 総降水量30.5mm	軽傷者１人、一部損壊7棟、非住家2棟 農林水産施設及び農作物被害ほか

(9/10)

年月日	名称	宮崎市の記録	被害状況
平成19年 7月13日 ～15日	台風4号	最大瞬間風速 38.8m/s 総降水量304.5mm	重傷者2人（強風で転倒・ドアに指を挟まれる）、軽傷者1人（脳梗塞）、一部損壊19棟、床上浸水1棟 床下浸水10棟、非住家6棟（花見橋手前で冠水）、文教施設1箇所、道路87箇所、河川2箇所、崖崩れ14箇所 農林水産施設及び農作物被害ほか
平成19年 8月2日 ～3日	台風5号	最大瞬間風速 34.9m/s 総降水量217.5mm	重傷者1人（高松橋スクーター転倒）、軽傷者1人（宮崎大橋東詰原付バイク転倒）、半壊1棟（島之内）、一部損壊17棟（中央西1、大宮5、大淀3、青島2、生目1、北2、佐土原3）、非住家5棟、文教施設4箇所、道路2箇所、河川1箇所（赤江大橋右岸堤防崩落）、清掃施設2箇所、水道157戸、農林水産施設及び農作物被害ほか
平成20年 9月18日 ～19日	台風13号	最大瞬間風速 22.5m/s 総降水量334.0mm	床下浸水8棟（熊野排水機場付近、鏡洲地区、佐土原町下那珂ホンダロック西）、非住家1棟（佐土原町下那珂ホンダロック西）、道路18箇所（高速、国道、県道、市道）、土砂崩れ3箇所（田野町倉谷・前平・鹿毛）、河川1箇所（第一竹之内橋）、農林水産施設及び農作物被害ほか（鏡洲赤木地区ブロイラー雛1万羽）
平成28年 9月19日 ～20日	台風16号	最大瞬間風速 19.2m/s 総降水量370.5mm	一部損壊109棟、床上浸水50棟、床下浸水130棟、小・中学校・公民館・主要公園・上下水道施設被害、崖崩れ17箇所、河川護岸崩壊7箇所、道路冠水52箇所、倒木56箇所、法面崩土51箇所、路肩崩壊28箇所、土砂流失24箇所、農林水産施設及び農作物被害ほか
平成29年 8月6日 ～7日	台風5号	最大瞬間風速 24.8m/s 総降水量80.0mm	軽傷者4人（自宅前清掃中転倒、脚立からの落下、歩行中転倒、ブロック塀上作業中転倒）
平成29年 9月16日 ～17日	台風18号	最大瞬間風速 25.1m/s 総降水量353.0mm	一部損壊67棟（木花1、生目57、北9）、床下浸水20棟（赤江9、木花9、生目1、北1）
平成29年 10月28日 ～29日	台風22号	最大瞬間風速 25.4m/s 総降水量321.0mm	重傷者1人（自宅前清掃中転倒、脚立からの落下、歩行中転倒、ブロック塀上作業中転倒）、軽傷者1人 全壊3棟（青島1、木花1、清武1）、半壊1棟（青島1）、一部損壊2棟（青島2）、床上浸水21棟（青島6、木花8、本郷6、檍1）、床下浸水96棟（青島29、木花27、赤江2、本郷19、小戸2、中央西1、中央東5、檍11）

（10/10）

年月日	名称	宮崎市の記録	被害状況
平成30年 9月28日 ～ 10月1日	台風24号	最大瞬間風速 37.9m/s 総降水量304.0mm	死者１人、軽傷者７人 全壊２棟（住吉１、佐土原１）、半壊９棟（小戸１、住吉１、佐土原４、高岡３）、一部損壊65棟（中央西３、東大宮５、大淀２、檍１、赤江５、住吉15、生目５、北８、佐土原４、高岡17）、床上浸水111棟（中央西１、小戸７、木花３、住吉２、生目３、北18、佐土原４、高岡73）、床下浸水158棟（中央西６、小戸２、大宮３、東大宮１、大塚１、檍13、赤江２、木花２、生目10、北31、佐土原９、高岡71、清武７）
平成30年 10月4日 ～6日	台風25号	最大瞬間風速 18.2m/s 総降水量197.0mm	一部損壊７棟（住吉１、佐土原６） 竜巻によるもの
令和元年 9月21日 ～22日	台風17号	最大瞬間風速 23.0m/s 総降水量160.0mm	重傷者１人、軽傷者１人 床上浸水10棟（中央西１、小戸６、赤江１、青島１、住吉１）、床下浸水25棟（中央西２、小戸４、大宮２、大淀３、赤江11、青島１、生目１、北１）
令和２年 9月5日 ～7日	台風10号	最大瞬間風速 30.2m/s 総降水量122.5mm	軽傷者２人 一部損壊36棟（大淀１、大塚４、檍５、赤江（本郷）７、木花２、住吉１、北１、佐土原４、田野９、高岡２）、床下浸水５棟（中央西２、東大宮２、北１）
令和３年 9月16日 ～17日	台風14号による大雨	最大瞬間風速 20.0m/s 総降水量288.0mm	大規模半壊１棟（青島１）、中規模半壊１棟（青島１）、床上浸水21棟（木花１、青島20）、床下浸水69棟（中央西２、赤江８、木花７、青島48、北４）
令和４年 9月17日 ～19日	台風14号による大雨	最大瞬間風速 36.8m/s 総降水量218.5mm	軽傷者９人 半壊18棟（北、高岡）、床上浸水11棟（生目）、床下浸水40棟（生目、北、佐土原、高岡）、一部損壊222棟

注）１．宮崎地方気象台の資料による。
２．被害が生じた災害のみ記載した。
３．平成18年以降は新宮崎市（旧宮崎市、旧佐土原町、旧田野町、旧高岡町）の被害状況。

02 災害の記録(地震災害)

本市は、最も地震の多い地域の一つである。特に豊後水道や日向灘で多く発生している。

市域および県下で発生した最大の地震被害は、1662 年（寛文２年） ９月 20 日に発生した外所地震である。

外所地震以降における震度５以上、及びそれ以下の震度において市域に被害が生じた地震の記録は次のとおりである。

(1/2)

年 月 日･時 刻	震　源　地	震度及び規模	被　害　概　況
寛文 2年 9月20日 (1662･10･31) (外所地震)	日向･大隅 (日向灘) 北緯　31.7° 東経 132.0°	M=7.6	宮崎下別府の湊に泊せし船舶10隻破損、汐入となりし麦220俵余、米500俵余、堤防破損13ヶ所670間、その他道路、橋の崩壊して通行なり難き所又多し、倒家1,300余軒、半壊510軒、死亡5人(500人?) (日本震災凶饉録より)
明和 6年 7月28日 (1769.8.29)	日向･豊後、肥後 (豊後水道) 北緯　32.3° 東経 132.0°	M=7.4	七ッ時大地震、村角町、北中4軒程崩れる。南中2軒、其外北中稍々くずれ、村角にて前代未聞と沙汰す。 (日向雑記より)
明治32年 3月24日 (1899年)	宮崎県南部 北緯　31.8° 東経 131.1°	M=7.2	家屋の壁剥落、器物落下による被害が若干あり。
明治32年11月25日 (1889年) 3時43分	宮崎県沖 北緯　31.9° 東経 132.0°	M=7.6	同日3時55分にもM=7.5の地震。2回の地震で、宮崎市で家屋の破損、瓦･壁土の落下･他の地方でも石垣の崩壊、家屋･土蔵の破損あり。津波あり･･･細島で波高32cm
明治32年11月25日 (1899年) 3時55分	宮崎県沖 北緯　31.9° 東経 132.3°	M=7.5	被害は前の地震と重複
明治36年10月11日 (1903年) 1時41分	宮崎県沖 北緯　31.8° 東経 132.0°	M=6.3	宮崎県鞍崎灯台で微小被害。 日向･大隅地方で震度5
明治42年11月10日 (1909年)	宮崎県西部 北緯　32.3° 東経 131.1°	M=7.6	煙突の倒壊、壁の崩壊剥落また屋根瓦の墜落など多く、海岸地方において地盤に亀裂を生じたところもあり、半壊家屋もあり
明治44年 2月18日 (1911年) 5時14分	宮崎県東岸 北緯　31.9° 東経 131.5°	M=6.1	宮崎付近で震動最も強く、宮崎市及び付近で壁の亀裂、煉瓦煙突の倒壊、家屋の小破損などの小被害。
昭和 4年 5月22日 (1929年) 1時35分	宮崎県沖 北緯　31° 40' 東経 132° 05' 深さ　20km	5 M=6.9	煉瓦、煙突、墓石倒壊多数、ガラス窓破損、土壁亀裂ありなど。
昭和 6年11月 2日 (1931年) 19時03分	足摺岬沖 北緯　32° 15' 東経 132° 38' 深さ　40km	5 M=7.1	市内の電灯は同時に消灯。工事煉瓦煙突倒壊。鳥居、石灯籠、墓石の倒壊多数。大淀川鉄橋一部沈下し列車運転に支障あり。 海岸沿線地区の家屋では無被害の家屋はほとんどなかった。

(2/2)

年 月 日･時 刻	震　源　地	震度及び規模	被　害　概　況
昭和14年 3月20日 (1939年) 12時22分	宮崎県沖 北緯 32° 17' 東経 132° 58' 深さ 20km	4 M=6.5	家屋の壁に割れ目が入り、ガラス戸の破損、煙突の倒壊などあり。
昭和16年11月19日 (1941年) 1時46分 (日向灘地震)	宮崎県沖 北緯 32° 01' 東経 132° 05' 深さ 0km	5 M=7.2	青島の煉瓦煙突の倒壊あり。大部分の家屋の壁に亀裂剥落あり。全振幅約1ｍの津波があり、青島では34隻の漁船が転覆。
昭和36年 2月27日 (1961年) 3時10分	宮崎県沖 北緯 31° 36' 東経 131° 51' 深さ 40km	5 M=7.0	約5分間にわたって人体に大きく感じられた。土壁、屋根瓦の剥落、タンス、テレビ受信機などの比較的安定度の大きいものまで倒れた。負傷者3、全半倒住家2、一部破損3、非住家被害5、道路破壊2、橋梁損壊1、堤防決壊4、山がけくずれ1、鉄道被害2、船舶被害1 (宮崎署管内)
昭和45年 7月26日 (1970年) 7時41分	宮崎県沖 北緯 32° 04' 東経 132° 02' 深さ 10km	5 M=6.7	西日本一帯で人体に感ずる強い地震が起こり、特に宮崎市で震度が強く、震度5。起こったのが日曜日の朝であったため、家にいる人が多く、戸外に飛び出す際に転倒するなどの負傷者12、道路決壊1、山がけくずれ1。 (宮崎署管内)
昭和62年 3月18日 (1987年) 12時36分	日向灘 北緯 31° 58' 東経 132° 04' 深さ 48km	5 M=6.6	死者1名、負傷者6名、住家一部破損81、 非住家被害1、道路損壊4、鉄軌道1、通信施設43、山がけくずれ13、その他8
平成 8年10月19日 (1996年) 23時44分	日向灘 北緯 31° 48' 東経 132° 01' 深さ 34km	5 弱 M=6.6	
平成 8年12月 3日 (1996年) 7時18分	日向灘 北緯 31° 47' 東経 131° 38' 深さ 35km	5 弱 M=6.6	
令和 元年5月10日 (2019年) 8時48分	日向灘 北緯 31° 48' 東経 131° 58' 深さ 25km	5 弱 M=6.3	

(注) 1　昭和 40 年以前は、「宮崎県災異誌」による。
2　昭和 41 年以降は、宮崎地方気象台の資料による。
3　震度は、宮崎地方気象台におけるもの。
4　震源地は昭和 36 年以降、○○度○○分で表すことに変更された。
5　平成 18 年以降は新宮崎市（旧宮崎市、旧佐土原町、旧田野町、旧高岡町）の被害状況。
6　震度５以上の地震、及びそれ以下の震度において市域に被害が生じた地震についてのみ記載した。

03 災害の記録(火災)

本市で昭和 22 年以降に発生した主な火災は、次のとおりである。

(1/4)

出火年月日	場所	原因	被害概況
昭和22年12月 7日	橘通1･2丁目 「港屋」	煙突の過熱	全焼65棟、焼損面積33,000㎡ 半焼5棟、負傷者34名
昭和23年 1月 5日	福島町 「宮崎脳病院」	たばこの火の 不始末	死者10名、焼失5棟
昭和30年 1月18日	中村町 「あけぼのマーケット」	不明	全焼11棟、半焼2棟、部分焼2棟 り災世帯49世帯(196人) 損害額10,800千円
昭和34年 4月 5日	別府町 「県町村会館」 「県立図書館」	煙突の火粉	全焼4棟、焼損面積2,631㎡ 負傷者5名 損害見積額30,735千円
昭和35年 9月29日	原町 「東中学校」	放火	全焼4棟、半焼2棟 損害額9,904千円
昭和37年 2月 8日	大字内海 「山林」	残火処理不十分	林野焼損面積61,800ha 損害見積額100,000千円
昭和42年 9月 3日	浄土江町 「宮崎刑務所」	不明	全焼3棟、焼損面積1,378ha 損害見積額5,225千円
昭和47年 7月15日	末広2丁目 「共同住宅」	プロパンガス 爆発	死者3名、部分焼1棟
昭和50年 1月24日	橘通西1丁目 「薬師マーケット」	石油ストーブ	全焼5棟、半焼1棟、部分焼4棟 死者2名、り災世帯26世帯 損害見積額15,497千円
昭和54年 3月 8日	大淀1丁目1-41	不明	全焼8棟、部分焼8棟、負傷者1名 り災世帯22、焼損面積744㎡ 損害見積額11,997千円
昭和56年 4月 5日	橘通西3丁目10-38	ガスコンロの 使用放置	半焼1棟、焼損面積83㎡ 損害見積額36,621千円
昭和57年 1月13日	老松1丁目4-23	プレス機の加熱	焼損面積1,063㎡、全焼5棟 部分焼3棟、建物6,011千円 収容物57,725千円 計 63,736千円
昭和58年 3月 7日	橘通西4丁目8	不明	焼損面積167㎡、全焼1棟 半焼1棟、建物11,491千円 収容物 27,790千円 計 39,281千円
昭和59年 3月 5日	下原町216-1	七輪の火の 不始末	建物 2,290千円 収容物 76,289千円 計 78,579千円
昭和59年 4月23日	青島6丁目20	子供の火遊び	全焼5棟 建物 10,968千円 収容物 16,549千円 計 27,517千円

(2/4)

出　火　年　月　日	場　　所	原　　因	被　害　概　況
昭和61年 3月21日	大島町大将堀	子供の火遊び	建　物　22,022千円 収容物　9,561千円 計　31,583千円
昭和63年 3月16日	大字熊野	揚げ玉の自然発火	建　物　23,330千円 収容物　24,046千円 計　47,376千円
平成 3年 5月 4日	青葉町	不　　明	焼損面積474㎡、全焼1、半焼2、部分焼1 建物48,826千円 収容物　35,015千円 計　83,841千円
平成 3年 7月 5日	出来島町	不　　明	焼損面積365㎡、全焼1、部分焼1 建　物　34,426千円 収容物　5,554千円 計　39,980千円
平成 4年 8月21日	村角町	溶接機の火花	建　物　162,692千円 収容物　27,305千円 計　189,997千円
平成 5年 4月25日	大字富吉	たばこ	建　物　28,167千円 収容物　2,119千円 計　30,286千円
平成 6年 2月17日	恒久南3丁目	不　　明	建　物　55,048千円 収容物　7,128千円 計　62,176千円
平成 6年 6月18日	橘通西5丁目	不　　明	建　物　294千円 収容物　29,926千円 計　30,220千円
平成 6年11月25日	広島1丁目	不　　明	建　物　30,728千円 収容物　15,810千円 計　46,538千円
平成 6年11月28日	大字恒久	た ば こ	建　物　35,570千円 収容物　2,595千円 計　38,165千円
平成 6年12月14日	大字折生迫	不　　明	建　物　50,305千円 収容物　1,103千円 計　51,408千円
平成 7年 3月 7日	大字加江田	不　　明	建　物　57,501千円 収容物　9,709千円 計　67,210千円
平成 7年 5月31日	大字加江田	不　　明	建　物　50,331千円 収容物　1,447千円 計　51,778千円
平成 8年 8月12日	大字芳士	たばこ	建　物　4,938千円 収容物　27,935千円 計　32,873千円

(3/4)

出　火　年　月　日	場　　所	原　　因	被　害　概　況
平成 9年 3月 1日	大字加江田	不　　明	建　物 150,365千円 収容物　 7,734千円 計　158,099千円
平成13年７月26日	老松1丁目	たばこ	建　物　 8,758千円 収容物　22,506千円 計　 31,264千円
平成13年11月８日	大字糸原	不　　明	建　物　 5,651千円 収容物　28,530千円 計　 34,181千円
平成15年１月14日	橘通西3丁目	放　　火	建　物　 2,348千円 収容物　43,220千円 計　 45,568千円
平成15年12月５日	中央通	不　　明	建　物　15,777千円 収容物　16,955千円 計　 32,732千円
平成15年12月22日	中央通	不　　明	建　物　15,777千円 収容物　16,955千円 計　 32,732千円
平成16年 5月27日	永楽町	放　　火	建　物　33,693千円 収容物　10,145千円 車　両　　356千円 計　 44,194千円
平成17年 1月19日	高洲町	不　　明	建　物　19,636千円 収容物　10,478千円 計　 30,117千円
平成17年 2月14日	柳丸町	放　　火	建　物　25,423千円 収容物　 5,477千円 計　 30,900千円
平成17年 7月28日	大瀬町	その他	建　物　25,423千円 収容物　 5,477千円 計　 30,900千円
平成18年10月26日	青葉町	不　　明	死　者　 3　名
平成19年 1月11日	清武町	電気装置	建物　　 5,338千円 収容物　33,500千円 計　 38,838千円
平成19年 4月12日	佐土原町	不　　明	建物　　49,680千円 収容物　 9,196千円 計　 58,876千円
平成21年 5月 7日	塩路	不　　明	建物　　33,725千円 収容物　 4,229千円 計　 37,979千円
平成23年 3月19日	大塚台西2丁目	たばこ	建物　　28,105千円 収容物　 1,905千円 計　 30,010千円

(4/4)

出　火　年　月　日	場　　所	原　　因	被　害　概　況
平成 24 年 5 月 30 日	田野町	不　　明	建物　　44,231千円 収容物　　7,143千円 車両　　208千円 計　　51,582 千円
平成 24 年 12 月 31 日	山崎町	不　　明	建物　　29,270千円 収容物　　1,821千円 計　　31,091 千円
平成 25 年 10 月 14 日	清武町	衝突の火花	建物　　40,664千円 収容物　109,922千円 計　　150,586 千円
平成 27 年 2 月 12 日	月見ヶ丘２丁目	放火の疑い	建物　　32,100千円 収容物　　45千円 計　　32,145 千円
平成 27 年 9 月 11 日	佐土原町	たばこ	建物　　11,346千円 収容物　33,992千円 車両　　1,336千円 船舶　　30千円 計　　46,704 千円
平成 30 年 9 月 30 日	大字新名爪	不　　明	建物　　19,482千円 収容物　13,472千円 その他　　50千円 計　　33,006 千円
平成 31 年 1 月 11 日	高岡町	配線器具	死　者　　3 名
令和 2 年 8 月 15 日	谷川３丁目	不　　明	建物　　30,363千円 収容物　10,563千円 計　　40,926千円
令和 3 年 7 月 24 日	大字新名爪	不　　明	建物　　20,892千円 収容物　21,036千円 車両　　330千円 計　　42,258 千円
合計件数		53件	

（注）この資料は、令和 4 年 3 月 31 日現在の宮崎市消防局「火災統計」による。ただし、次のいずれかに該当する火災とした。

（１）死者が 3 名以上生じた火災

（２）負傷者が 10 名以上生じた火災

（３）全焼 5 棟かつ全損 5 世帯以上の建物火災

（４）焼損面積 1,000 ㎡以上の建物火災

（５）焼損面積 5,000a 以上の林野火災

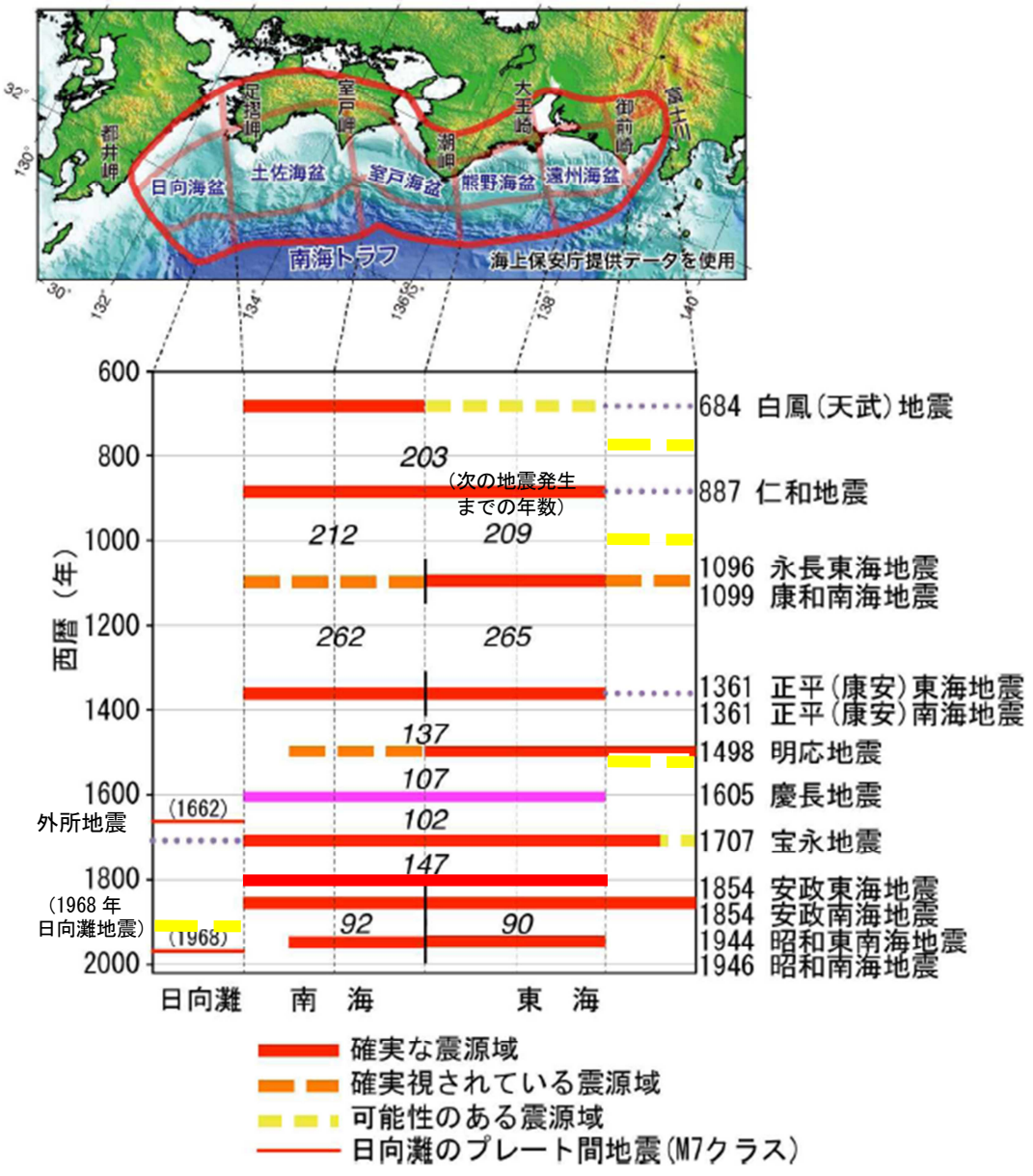
（６）損害額 30,000 千円以上の火災

04 対象地震

静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード８クラス）や日向灘地震（マグニチュード７クラス）などが発生しており、国（2012.8）や県（2013.10）では、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード９ クラスの地震が発生した場合の想定を公表しました。

本市においても、国や県の想定と同様に「南海トラフの巨大地震」を、想定対象とする地震として選定しました。

■南海トラフ沿いの地震の発生状況



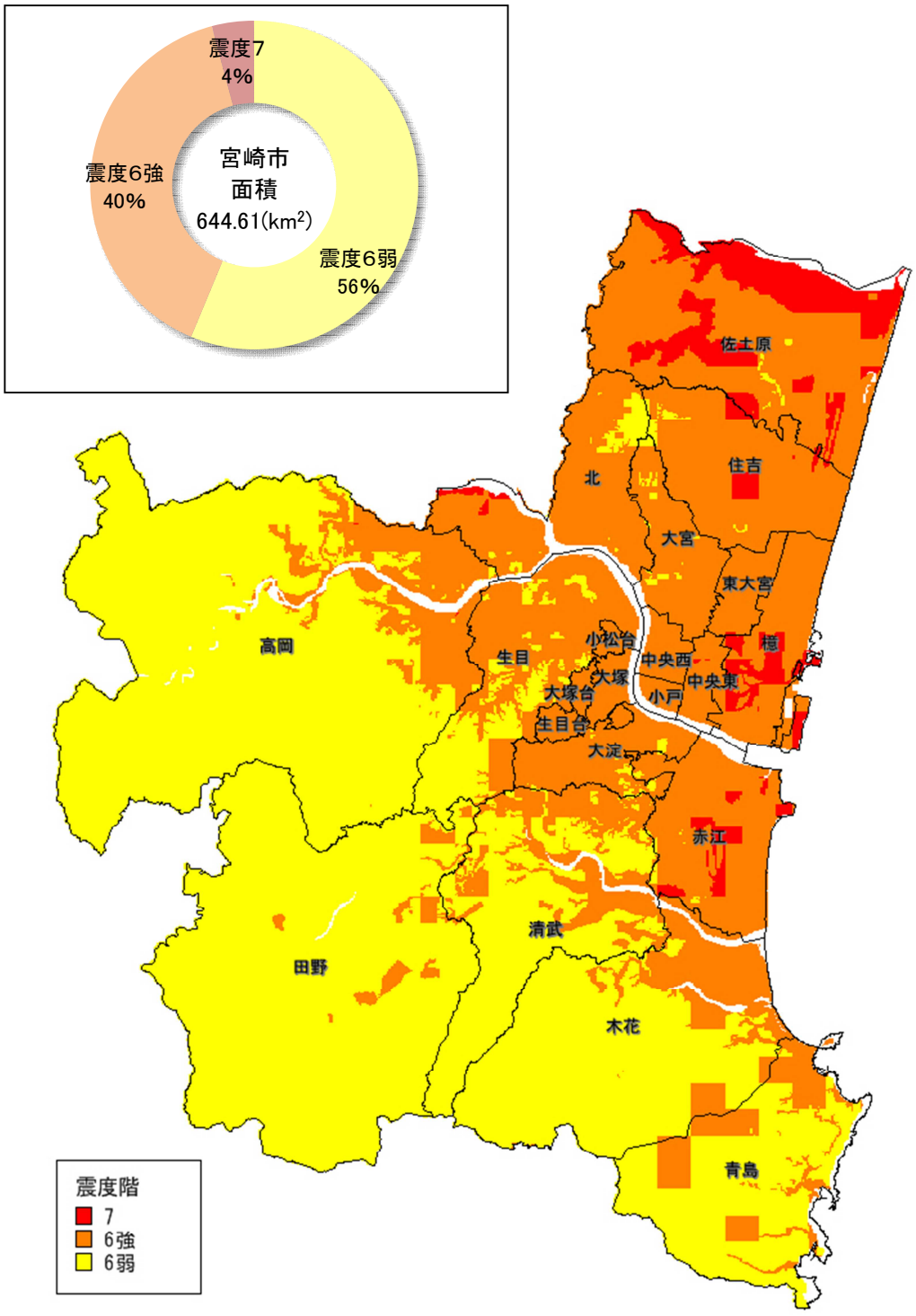
出典：地震調査研究推進本部（2013）資料をもとに作成

05 地震動の予測

県調査の地震動予測では、「内閣府　陸側ケース」及び「宮崎県　独自ケース」の２つの地震動モデルを想定し、各ケースについて予測した地震動想定結果を重ね合わせ、最大クラスの地震動を想定しています。

この「最大クラス」では、宮崎市全域で震度６弱以上の揺れが想定されており、最も揺れが激しい震度７の地域は、宮崎市の 4%を占め、佐土原、住吉、檍、赤江地区などで予測されます。

■震度分布図（最大クラス）



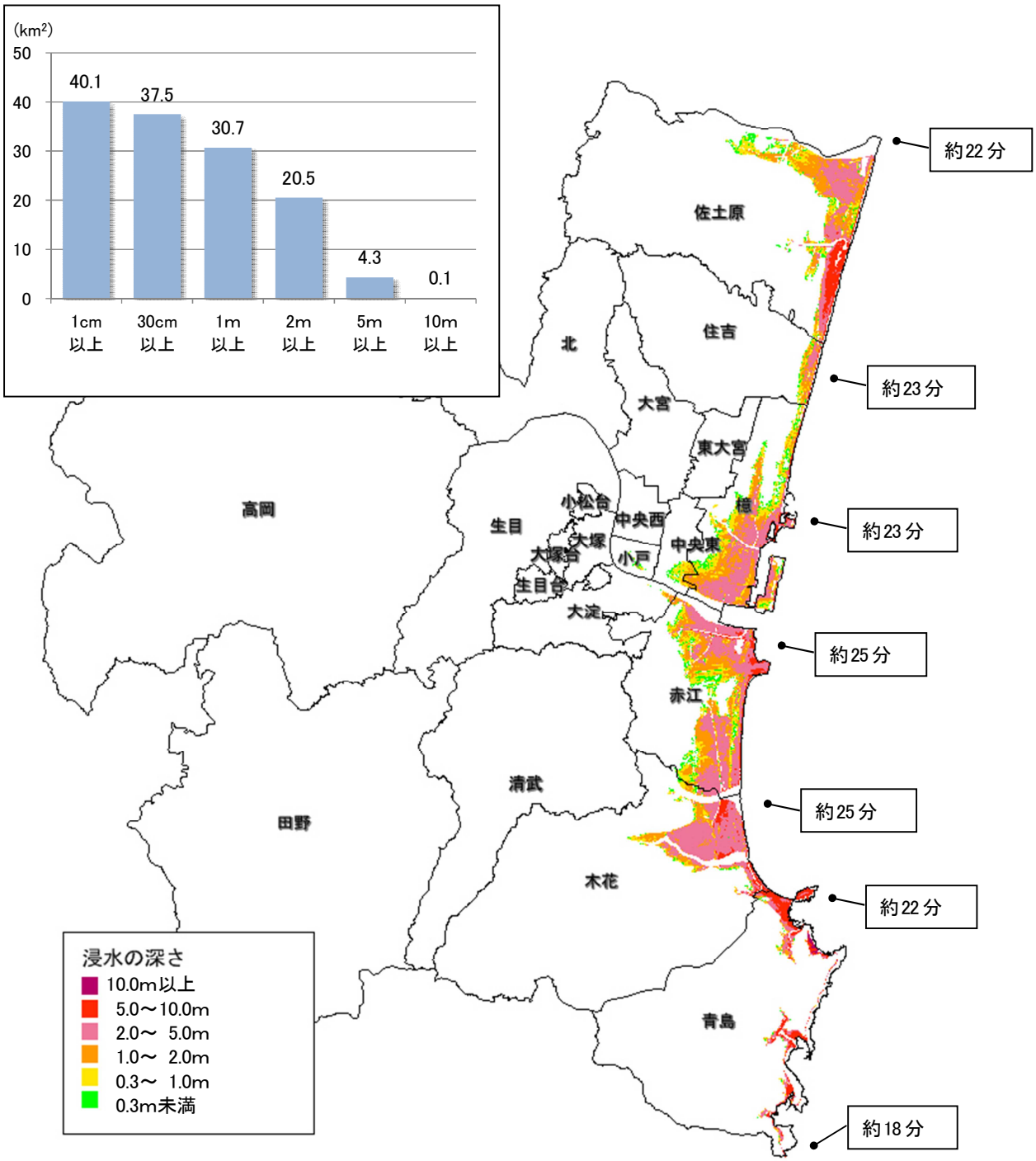
06 津波の予測

県調査の津波予測では、「内閣府　ケース④」、「内閣府　ケース⑪」、「宮崎県　独自ケース」の津波想定結果を重ね合わせて、「最大クラス」の津波を想定しています。

この「最大クラス」では、宮崎市内の 40.1km2 が浸水すると想定されており、青島付近の海岸部では 10m以上の浸水が予測されます。

なお、宮崎市における最大津波高は、青島地区（折生迫・内海地区）で約 16m、最短津波到達時間は、青島地区（いるか岬沖）で約 18 分と想定されます。

■津波浸水域及び最短津波到達時間図（最大クラス）

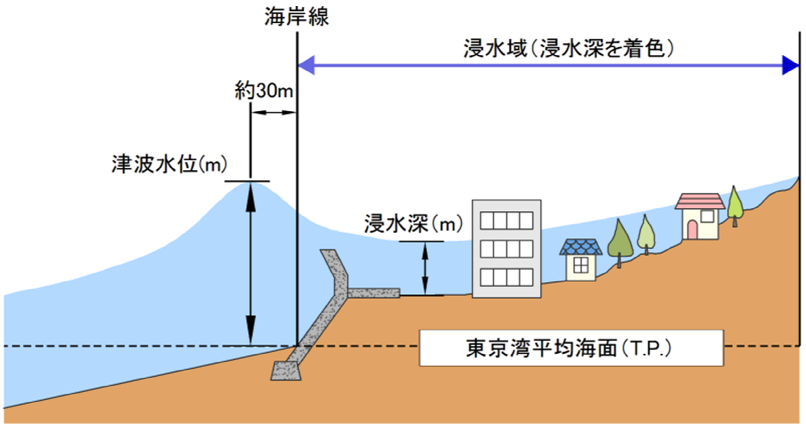


■地区別津波高・最短津波到達時間（最大クラス）

地区		津波高	最短津波到達時間
佐土原		約 5m～約 10m	約 22 分
住　吉		約 8m～約 10m	約 23 分
橲		約 5m～約 10m	約 23 分
赤　江		約 7m～約 11m	約 25 分
木　花		約 7m～約 10m	約 25 分
青　島	青島	約 6m～約 13m	約 22 分
	折生迫･内海	約 6m～**約 16m**	**約 18 分**

■浸水想定の用語

用語	解説
浸　水　域	海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
浸　水　深	陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ
津　波　水　位	海岸線から沖合約 30m 地点における、津波の水位を標高で表示した数値
津　波　高	海岸線から沖合約 30m 地点における、津波水位に地殻変動量を考慮した数値 津波高の最大値は、地区毎に最も高い値を表示
津波到達時間	海岸線から沖合約３０ｍ地点において、地震発生直後から水位の変化＋１ｍになるまでの時間 津波到達時間の最短値は地区毎に最も早い値を表示



07 液状化の予測

県調査で想定されている「内閣府　陸側ケース」の地震動モデルについては、平野部や大淀川などの河川周辺地域で液状化の可能性大と予測されており、全面積の 17%を占めます。特に、中央東、中央西、小戸、東大宮、檍地区については、ほぼ全域が液状化の可能性大と予測されています。

なお、液状化可能性が大であっても、液状化が発生するのは、ある限定された割合にとどまります。宮崎市内の平野部で多くみられる後背湿地、砂丘などの液状化面積率は 3%程度、河川沿いの自然堤防においては 10%程度、埋立地においては 20%程度といわれています。

■液状化可能性分布図（内閣府　陸側ケース）

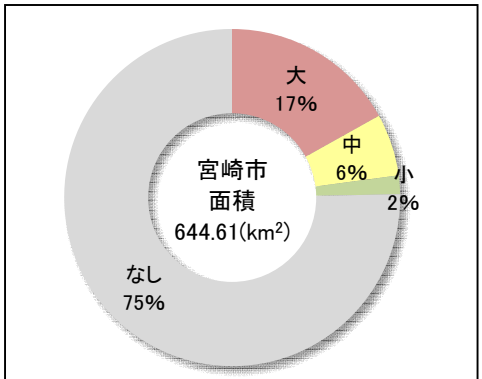


図 1-8　液状化可能性別面積構成
（内閣府　陸側ケース）

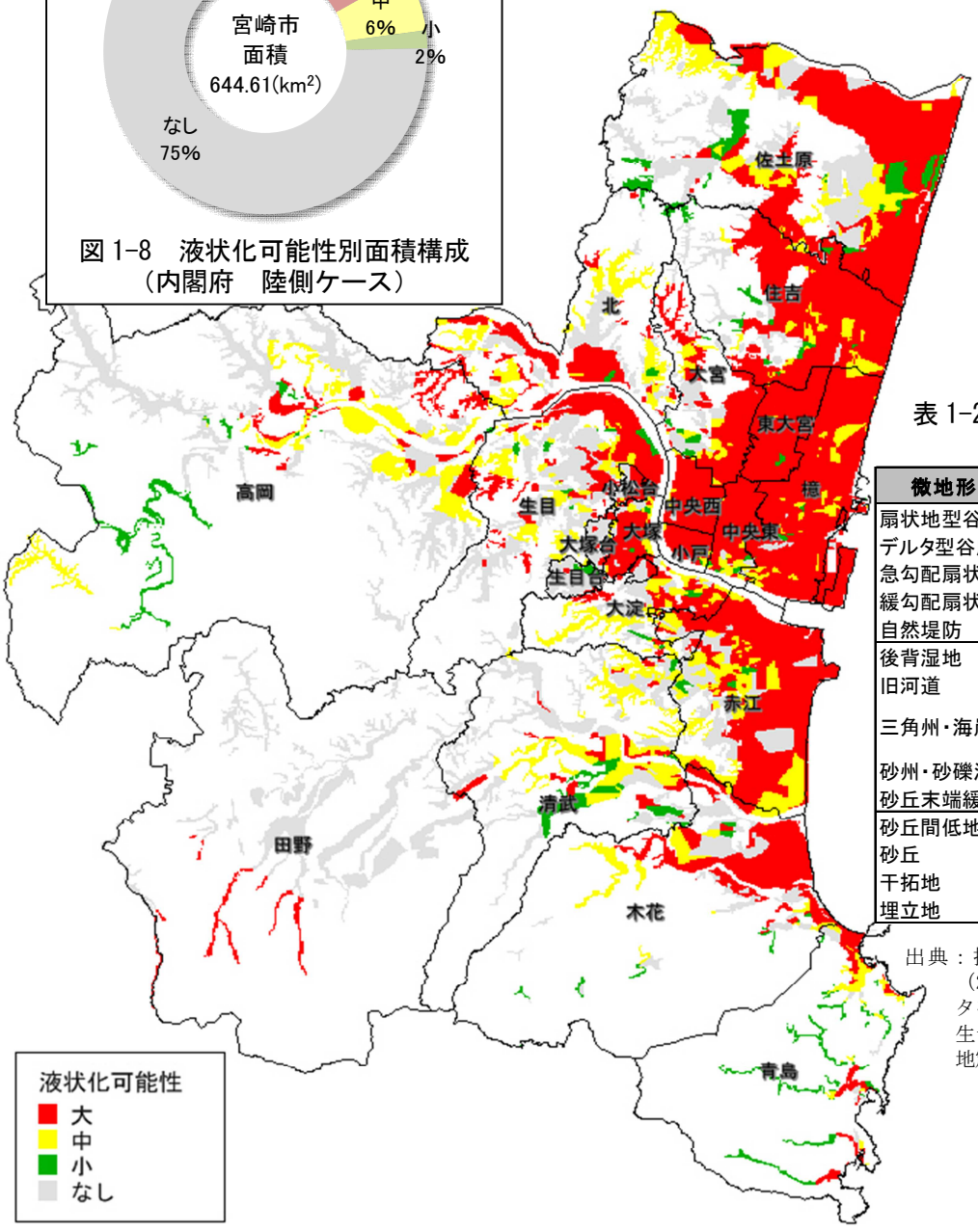


表 1-2　微地形区分別の液状化面積率

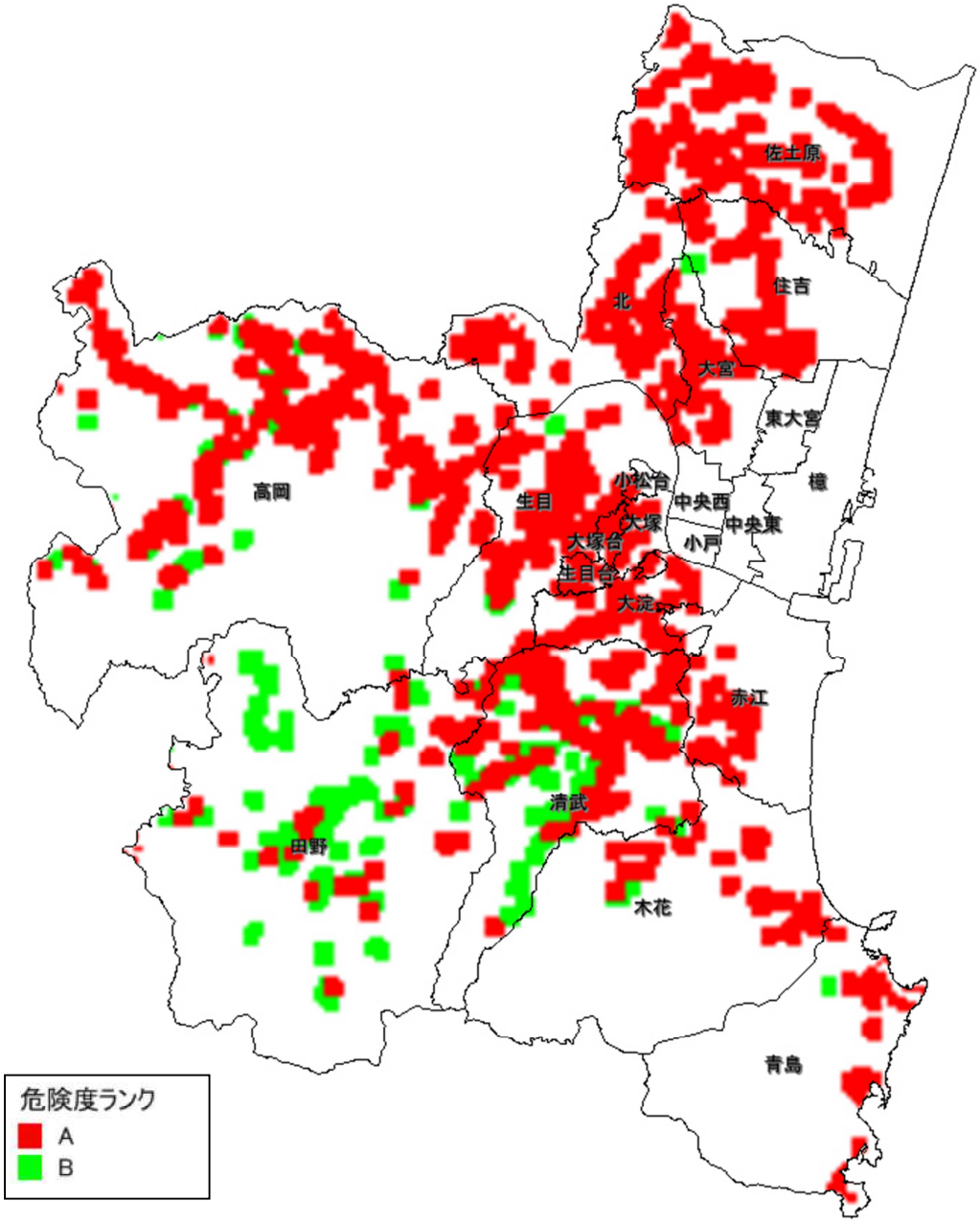
微地形区分	液状化面積率
扇状地型谷底低地	3%
デルタ型谷底低地	3%
急勾配扇状地	1%
緩勾配扇状地	1%
自然堤防	10%
後背湿地	3%
旧河道	25%
三角州・海岸低地	（日本海側）10% （太平洋側）2%
砂州・砂礫洲	5%
砂丘末端緩斜面	15%
砂丘間低地	5%
砂丘	5%
干拓地	15%
埋立地	20%

出典：損害保険料率算出機構（2010）：微地形区分データを用いた広域の液状化発生予測手法に関する研究，地震保険研究 15

08 急傾斜地崩壊の予測

県調査で想定されている「内閣府　陸側ケース」の地震動モデルについては、宮崎市全域で震度６弱以上が予測されています。そのため、急傾斜地危険度は、最も崩壊危険度が高いランクＡの箇所がほとんどであり、ランクＢは、田野、清武地区で多く予測されています。

■急傾斜地危険度ランク分布図（内閣府　陸側ケース）



出典：宮崎県 HP「県における最大クラスの地震動に関する想定について」をもとに作成

※危険度ランク A は、近年発生した直下地震の事例(新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震)を踏まえ設定された崩壊危険度ランク別の崩壊確率では 10%であり、ランク B の崩壊確率は極めて小さいとなっています。

01 雨量･水位観測所一覧

指定水位観測所

県水防本部に定める水防時に通報すべき水位観測所で、関係のある場所は下記のとおりである。

河川名	観測所名	所属	観測担当	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
大淀川	柏田	地整	瓜生野１部	5.30m	5.70m	8.50m	9.10m	9.36m
〃	高岡	地整	高岡８部	5.40m	5.80m	7.60m	8.10m	9.38m
本庄川	嵐田	地整	西部出張所	3.90m	4.30m	4.80m	5.20m	7.16m
大谷川	城の下橋	県	生目３部	3.20m	4.40m	4.40m	5.60m	6.40m
八重川	両国橋	県	赤江２部	1.30m	2.80m	2.80m	3.30m	4.70m
清武川	木崎橋	県	木花１部	2.50m	3.00m	4.00m	5.70m	5.70m
〃	清滝橋	県	清武1･2･5･6･15部	2.90m	3.60m	4.20m	4.70m	5.80m
加江田川	第一竹の内橋	県	木花３部	1.20m	1.90m	2.40m	3.50m	4.50m
石崎川	石崎橋	県	佐土原１１部	2.60m	2.90m	3.50m	4.60m	4.90m
瓜田川	番所橋	県	高岡１部	2.50m	3.00m	4.30m	5.18m	5.18m
一ツ瀬川	一ツ瀬橋	県	佐土原第３部	3.50m	4.40m	5.60m	6.00m	－
新別府川	浮之城上橋	県	櫃２部	2.20m	2.80m	3.10m	3.70m	3.70m

指定雨量観測所

雨量観測所	所在地	電話番号
宮崎土木事務所	宮崎市橘通東一丁目９－１０	０９８５－２６－７２８９
高岡土木事務所	宮崎市高岡町大字内山３１００	０９８５－８２－１１５５

潮位観測所

潮位観測所名	所在地	観測員	観測通報先
宮崎港	宮崎市港一丁目	国土交通省九州地方整備局宮崎港湾空港工事事務所	県水防本部、県中部港湾事務所

02 水防警報河川・洪水予報河川・水位周知河川の避難判断水位等

事業所名		河川名	観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	備　考
国土交通大臣管理	宮崎河川国道事務所	大淀川	柏田	5.30	5.70	8.50	9.10	水防警報河川・洪水予報河川
			高岡	5.40	5.80	7.60	8.10	〃
		本庄川	嵐田	3.90	4.30	4.80	5.20	〃
知事管理	西都土木事務所	一ツ瀬川	一ツ瀬橋	3.50	4.40	5.60	6.00	水防警報河川・水位周知河川
	宮崎土木事務所	石崎川	石崎橋	2.60	2.90	3.50	4.60	〃
		大谷川	城の下橋	3.20	4.40	4.40	5.60	〃
		八重川	両国橋	1.30	2.80	2.80	3.30	〃
		新別府川	浮之城上橋	2.20	2.80	3.10	3.70	〃
		清武川	清滝橋	2.90	3.60	4.20	4.70	水防警報河川・洪水予報河川
			木崎橋	2.50	3.00	－	－	〃
		加江田川	第一竹の内橋	1.20	1.90	2.40	3.50	水防警報河川・水位周知河川
	高岡土木事務所	瓜田川	番所橋	2.50	3.00	4.30	5.18	〃

01 無線通信施設整備計画に関する現況等

（１）宮崎市防災行政無線

<table>
<tr><th>種類</th><th>現況</th></tr>
<tr><td>1）同報系
（デジタル）
親局が、地震･津波情報を全国瞬時警報システム（J-アラート）から受信し、自動で市内全域に設置している子局へ送信し、子局のスピーカーから放送する。</td><td>ア　市内全域
<table>
<tr><th>局</th><th colspan="3">同報系無線の構成</th></tr>
<tr><td>親局→中継局</td><td>親局（総合支所舎）
遠隔制御装置
（消防局・高岡総合支所）</td><td>0.1W</td><td>1局</td></tr>
<tr><td rowspan="4">中継局→子局</td><td>中継局（内ノ八重）</td><td>10W</td><td>1局</td></tr>
<tr><td>子局（長距離用）</td><td>0.01～1W</td><td>14局</td></tr>
<tr><td>子局（市内沿岸部）</td><td>0.1～1W</td><td>33局</td></tr>
<tr><td>子局（高岡総合支所管内）</td><td>0.01～2W</td><td>18局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">簡易中継局→子局</td><td>簡易中継局（戸崎鼻）</td><td>1W</td><td>1局</td></tr>
<tr><td>子局（市内沿岸部）</td><td>0.1～1W</td><td>11局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">簡易中継局→子局</td><td>簡易中継局（久峰公園）</td><td>1W</td><td>1局</td></tr>
<tr><td>子局（市内沿岸部）</td><td>0.1～1W</td><td>3局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再送信子局→子局</td><td>再送信子局（野島漁港）</td><td>1W</td><td>1局</td></tr>
<tr><td>子局（市内沿岸部）</td><td></td><td>4局</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（アナログ）</td><td>イ　佐土原総合支所
<table>
<tr><th colspan="3">同報系無線の構成</th></tr>
<tr><td>親局（総合支所）</td><td>5W</td><td>1局</td></tr>
<tr><td>子局（管内各所）</td><td>0.01~0.5W</td><td>54局</td></tr>
</table>
ウ　田野総合支所
<table>
<tr><th colspan="3">同報系無線の構成</th></tr>
<tr><td>親局（総合支所）</td><td>5W</td><td>1局</td></tr>
<tr><td>子局（管内各所）</td><td>0.01~0.5W</td><td>37局</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2）デジタル MCA 無線
鰐塚山に中継局があり、市役所各支部避難所、現場との間で災害情報の収集や指令等に使用する。</td><td>事務所、避難所設置用
（固定型）
<table>
<tr><td>危機管理課、各総合支所</td><td>5局</td></tr>
</table>
（携帯型）
<table>
<tr><td>各地域センター、地域事務所</td><td>19局</td></tr>
<tr><td>小学校（39）、中学校（24）、その他の公共施設（14）</td><td>77局</td></tr>
</table>
配備員等持出用
（携帯型）
<table>
<tr><td>市庁舎、各総合支所、地域センター、地域事務所</td><td>62局</td></tr>
</table>
（車載型）
<table>
<tr><td>土木課、道路維持課、道路維持事務所</td><td>15局</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3)デジタル IP 無線
携帯電話網を利用しており、市役所各支部と現場等との間で災害情報の収集や指令等に使用する。</td><td>・配備員等持出用　126 局
（携帯兼車載型）
・指定避難所用　　5 局</td></tr>
</table>

（２）水道無線

種類	現況
MCA アドバンス無線	鰐塚山に中継局がある MCA アドバンス回線網、または携帯電話網のいずれかを利用し、移動局間で災害情報の収集や指令等に使用する。 携帯型移動局　50 局

（３）消防・救急デジタル無線

種類	現況
1）消防無線	内之八重、高岡、佐土原、内海に基地局が設置され、消防局と移動局との間で災害情報の収集や指令等に使用する。 無線波名称：消防救急波１／消防救急波２／消防救急波３／消防救急波４／主運用波／統制波１／統制波２／統制波３ 周波数：可搬型移動局　１２局／車載型移動局　２５６局／携帯型移動局　２００局
2）河川監視カメラ	清武総合支所管内に河川監視カメラ（５台）を設置しており、河川の水位情報及び地域の雨量情報等を清武総合支所で常時監視している。
3）災害情報メール配信システム	携帯電話メールを活用して、災害時に動員される消防団員、市職員及び消防職員等に対して消防局から災害情報等を配信する。
4）宮崎県総合情報ネットワーク	県庁内に基地局を設置し、県、市町村及び防災関係機関を地上系及び衛星系の無線回線で結ぶ。
5）アマチュア無線	総務大臣は、電波法第74条に基づき、災害その他非常の事態が発生し又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要があるときは、「非常無線」を発動する。 宮崎市では、宮崎県アマチュア無線赤十字社奉仕団の無線局が使用可能である。
6）ＰＨＳ電話機	災害時の通信連絡体制を強化するために、ＰＨＳ電話機を市立小・中学校、児童クラブに配備している。
7)携帯電話会社による緊急速報メール	携帯電話会社による緊急速報メールを導入している。 気象庁が配信する緊急速報や本市が発表する災害避難情報を回線混雑の影響を受けずに受信することができ、登録手続きが不要であり、対象エリア内の一時的来訪者も情報を受けることができる。

02 アマチュア無線局（宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団宮崎地区）

（令和５年４月現在）

No		名前	ｺｰﾙｻｲﾝ	No		名前	ｺｰﾙｻｲﾝ	No		名前	ｺｰﾙｻｲﾝ
1	○	香川　征治	JA6JYY								
2	○	川越　武志	JA6CEJ								
3	○	横山　雅敏	JH6WAF								
4	○	上堂　秀昭	JH6FTJ								
5	○	池田　正三	JR6OEI								

◎は宮崎地区の代表者

○は宮崎地区の役員

03 防災行政無線･水道無線･上下水道局 MCA アドバンス無線一覧

１　宮崎市同放系防災行政無線

①市内沿岸部（デジタル無線）

令和５年４月現在

局別	呼出名称	所在地
親局	防災宮崎市役所	宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市役所内
タブレット卓	（消防局）	宮崎市和知川原1-64-2 消防局内
タブレット卓	（高岡総合支所）	宮崎市高岡町内山2887 高岡総合支所内
中継局	内ノ八重	宮崎市高岡町蜷尻国有林内
簡易 中継局	戸崎鼻	宮崎市大字折生迫7442
簡易 中継局	久峰公園	宮崎市佐土原町下那珂13781 久峰総合公園
再送信 子局	野島	宮崎市大字内海5536地先
屋外 拡声子局	佐土原 浄化センター	宮崎市佐土原町下田島18775-23
屋外 拡声子局	大淀処理場	宮崎市大字田吉字番所下4853-4
屋外 拡声子局	赤江東中学校	宮崎市大字田吉1031
屋外 拡声子局	潮見小学校	宮崎市潮見町118
屋外 拡声子局	檍小学校	宮崎市吉村町冬治甲841-1
屋外 拡声子局	県消防学校	宮崎市大字郡司分210
屋外 拡声子局	宮崎港小学校	宮崎市吉村町南浜田甲4261
屋外 拡声子局	宮崎東小学校	宮崎市阿波岐原町火切塚1461
屋外 拡声子局	檍北小学校	宮崎市阿波岐原町坂元1985
屋外 拡声子局	恒久小学校	宮崎市恒久2-15-4
屋外 拡声子局	歓鯨館	宮崎市佐土原町下那珂8-1
屋外 拡声子局	宮崎市役所	宮崎市橘通西1-1-1
屋外 拡声子局	佐土原支所	宮崎市佐土原町下田島20660 佐土原総合支所
屋外 拡声子局	島山	宮崎市熊野字島山1374-43 島山地区複合型津波避難施設
屋外 拡声子局	松崎北	宮崎市大字田吉字松崎4978-2
屋外 拡声子局	松崎南	宮崎市大字田吉字松崎4978-3
屋外 拡声子局	蛎原北	宮崎市大字郡司分内蛎原甲5228-23
屋外 拡声子局	蛎原	宮崎市大字郡司分5227-15 蛎原避難タワー横
屋外 拡声子局	蛎原南	宮崎市大字郡司分外蛎原甲5403
屋外 拡声子局	浜畑	宮崎市大字田吉4370-1
屋外 拡声子局	松崎西	宮崎市大字田吉4855-90 宮崎カントリークラブ
屋外 拡声子局	青島優亜館	宮崎市大字加江田字嶺崎4910
屋外 拡声子局	こどもの国	宮崎市青島1-1-1

局別	呼出名称	所在地
屋外 拡声子局	南消防署 青島出張所	宮崎市青島1-8-9
屋外 拡声子局	青島参道南広場	宮崎市青島2-207
屋外 拡声子局	青島漁港	宮崎市青島3-4-22
屋外 拡声子局	青島小	宮崎市青島5-12-17
屋外 拡声子局	水産試験場	宮崎市青島6-16-3
屋外 拡声子局	青島神社	宮崎市青島2-246
屋外 拡声子局	青島サンクマール	宮崎市大字折生迫字戸﨑7426
屋外 拡声子局	白浜オートパーク	宮崎市大字折生迫字上白浜6550 白浜オートキャンプ場
屋外 拡声子局	白浜団車庫	宮崎市大字折生迫字下白浜6896
屋外 拡声子局	野島漁港南	宮崎市大字内海字浜田5536地先
屋外 拡声子局	野島漁港	宮崎市大字内海5536地先
屋外 拡声子局	内海やっこ荘	宮崎市大字内海字畑田2169-1
屋外 拡声子局	内海港南	宮崎市大字内海鉢屋平3469-5
屋外 拡声子局	小内海	宮崎市大字内海字園田7307 小内海自治公民館
屋外 拡声子局	佐土原二ツ立	宮崎市佐土原町下田島15161-1 二ツ立避難タワー横
屋外 拡声子局	佐土原東町	宮崎市佐土原町下田島19261-23
屋外 拡声子局	佐土原福島	宮崎市佐土原町下田島14231-2 福島保育所
屋外 拡声子局	佐土原田ノ上	宮崎市佐土原町下田島1725-1 佐土原地区農村環境改善センター
屋外 拡声子局	佐土原徳ヶ渕	宮崎市佐土原町下田島66-1
屋外 拡声子局	塩路北	宮崎市大字塩路浜山3085-3
屋外 拡声子局	塩路南	宮崎市大字塩路浜山3085-15
屋外 拡声子局	一ツ葉 パーキングエリア	宮崎市大字塩路浜山3085-4
屋外 拡声子局	山崎インター	宮崎市山崎町浜山415-20
屋外 拡声子局	山崎北	宮崎市山崎町浜山415-5
屋外 拡声子局	山崎南	宮崎市阿波岐原町前浜4277-5
屋外 拡声子局	サンビーチ一ツ葉	宮崎市阿波岐原町前浜4277-24
屋外 拡声子局	サンマリーナ宮崎	宮崎市新別府町前浜1400-16
屋外 拡声子局	宮崎港南	宮崎市港東2-2-1
屋外 拡声子局	宮崎港北	宮崎市港東3-6
屋外 拡声子局	学園木花台小	宮崎市学園木花台南2-13
屋外 拡声子局	前鶴街区公園	宮崎市学園木花台桜2-30-3
屋外 拡声子局	熊野排水機場	宮崎市大字熊野7158
屋外 拡声子局	木花第7部車庫	宮崎市大字加江田3424-3

局別	呼出名称	所在地
屋外 拡声子局	木崎浜	宮崎市大字熊野藤兵衛中洲2235
屋外 拡声子局	堀切峠北	宮崎市大字折生迫5923-2
屋外 拡声子局	道の駅 フェニックス	宮崎市大字内海381-1
屋外 拡声子局	内海トンネル北	宮崎市大字内海580
屋外 拡声子局	内海港北	宮崎市大字内海字前坂986-7地先
屋外 拡声子局	野島北	宮崎市大字内海字川尻5143
屋外 拡声子局	洋香園先	宮崎市大字内海字大園7976-3
屋外 拡声子局	いるか岬	宮崎市大字内海字大園8059-4地先
屋外 拡声子局	堀切峠 トンネル高台	宮崎市大字内海1004-1

②高岡地域（デジタル無線）　令和５年４月現在

局別	呼出名称	所在地
屋外 拡声子局	高岡花見	宮崎市高岡町花見842 花見自治公民館
屋外 拡声子局	高岡宮水流	宮崎市高岡町下倉永577-2 宮水流自治公民館
屋外 拡声子局	高岡穆佐	宮崎市高岡町小山田87-1 穆佐小学校
屋外 拡声子局	高岡小山田	宮崎市高岡町小山田2421-2 小山田コミュニティセンター
屋外 拡声子局	高岡粟野	宮崎市高岡町高浜2185-1 粟野自治公民館
屋外 拡声子局	高岡丸山	宮崎市高岡町飯田2丁目13番地7 丸山自治公民館
屋外 拡声子局	高岡東区	宮崎市高岡町内山2779-2 東区自治公民館
屋外 拡声子局	高岡飯田	宮崎市高岡町飯田156 飯田４号街区公園
屋外 拡声子局	高岡	宮崎市高岡町内山2887 高岡総合支所
屋外 拡声子局	高岡西区	宮崎市高岡町内山3174-4 西区市道沿い
屋外 拡声子局	高岡楠見	宮崎市高岡町高浜1828-2 楠見集落センター
屋外 拡声子局	高岡川原田	宮崎市高岡町浦之名3968-3 川原田集落センター
屋外 拡声子局	高岡赤谷	宮崎市高岡町浦之名4306番地先 国道10号沿い
屋外 拡声子局	高岡川口梁瀬	宮崎市高岡町浦之名4436-1 川口梁瀬集落センター
屋外 拡声子局	高岡梁瀬	宮崎市高岡町浦之名2612-1 梁瀬自治公民館
屋外 拡声子局	高岡浦之名	宮崎市高岡町浦之名584-1 市営住宅浦之名団地
屋外 拡声子局	高岡片前	宮崎市高岡町浦之名4645-3 片前集落センター
屋外 拡声子局	高岡山下	宮崎市高岡町内山3300-11 宮崎市高岡山下局

③佐土原地域（アナログ無線）　令和５年４月現在

局別	呼出名称	所在地
親局	佐土原	宮崎市佐土原町下田島20660 佐土原総合支所内

局別	呼出名称	所在地
屋外 拡声子局	佐土原総合支所	宮崎市佐土原町下田島20660 佐土原総合支所
屋外 拡声子局	福島	宮崎市佐土原町下田島14279-1 福島地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	元村	宮崎市佐土原町下田島13608-1 元村地区営農研修施設
屋外 拡声子局	二ツ立	宮崎市佐土原町下田島15180-18 二ツ立地区営農研修施設
屋外 拡声子局	原	宮崎市佐土原町下田島11750-2 原地区自治公民館
屋外 拡声子局	大炊田１	宮崎市佐土原町下田島11153-1 大炊田地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	東町	宮崎市佐土原町下田島19422-27 東町地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	明神山１	宮崎市佐土原町下那珂58-16 明神山地区営農研修施設
屋外 拡声子局	明神山２	宮崎市佐土原町下那珂7-1 石崎の杜歓鯨館駐車場北側
屋外 拡声子局	東下山	宮崎市佐土原町下那珂2943-9 東下山地区営農研修施設
屋外 拡声子局	田ノ上	宮崎市佐土原町下田島986-1 田ノ上地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	徳ヶ渕	宮崎市佐土原町下田島196 徳ヶ渕地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	佐賀利	宮崎市佐土原町下田島4009 上江・佐賀利地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	宮本	宮崎市佐土原町下田島12217-1 宮本地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	梅野	宮崎市佐土原町下田島12074-1 梅野地区自治公民館
屋外 拡声子局	平松	宮崎市佐土原町下田島16126 平松地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	仲町	宮崎市佐土原町下那珂1953-2 仲町地区自治公民館
屋外 拡声子局	原口	宮崎市佐土原町下那珂3422 原口保育所前
屋外 拡声子局	片瀬原	宮崎市佐土原町下那珂13962-17 消防団佐土原分団第10部車庫
屋外 拡声子局	天神	宮崎市佐土原町下田島7853-2 天神地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	田島	宮崎市佐土原町下田島7005 田島地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	新城	宮崎市佐土原町上田島2145 新城地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	西十	宮崎市佐土原町上田島3829-3 西十ふれあい公園
屋外 拡声子局	西春田１	宮崎市佐土原町上田島3987-3 西春田地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	巨田	宮崎市佐土原町上田島11231-6 巨田地区自治公民館
屋外 拡声子局	岡	宮崎市佐土原町下那珂10598-2 岡地区自治公民館
屋外 拡声子局	年居	宮崎市佐土原町東上那珂6809 年居地区営農研修施設
屋外 拡声子局	津倉	宮崎市佐土原町東上那珂11929 津倉地区自治公民館
屋外 拡声子局	新宮	宮崎市佐土原町東上那珂5670-4 新宮地区営農研修施設
屋外 拡声子局	信成町	宮崎市佐土原町東上那珂16350 那珂小学校
屋外 拡声子局	下村	宮崎市佐土原町東上那珂15779-66 下村地区自治公民館
屋外 拡声子局	伊倉	宮崎市佐土原町東上那珂2944-2 伊倉地区農業構造改善センター
屋外 拡声子局	井上	宮崎市佐土原町東上那珂440-2 井上地区自治公民館

局別	呼出名称	所在地
屋外 拡声子局	小永野	宮崎市佐土原町西上那珂1885-2 小永野地区農業構造改善センター
屋外 拡声子局	下浦下	宮崎市佐土原町西上那珂3036-1 下浦下地区多目的集会施設
屋外 拡声子局	下浦上	宮崎市佐土原町西上那珂4053-1 下浦上地区農業構造改善センター
屋外 拡声子局	西野久尾	宮崎市佐土原町上田島8366-4 佐土原西体育館駐車場
屋外 拡声子局	平等寺	宮崎市佐土原町西上那珂73-2 平等寺地区営農研修施設
屋外 拡声子局	旭町	宮崎市佐土原町下田島20304-1 旭町・広瀬台地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	小牧台	宮崎市佐土原町下那珂4518-459 小牧台中央三角公園
屋外 拡声子局	光陽台	宮崎市佐土原町下那珂4750-333 光陽台中央街区公園
屋外 拡声子局	成枝	宮崎市佐土原町下那珂11699 成枝地区自治公民館
屋外 拡声子局	馬場	宮崎市佐土原町下那珂10973-1 馬場地区自治公民館
屋外 拡声子局	浮橋	宮崎市佐土原町下那珂7476-1 浮橋地区自治公民館
屋外 拡声子局	黒田	宮崎市佐土原町下田島7980 黒田地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	新木	宮崎市佐土原町東上那珂18966-2 新木地区自治公民館
屋外 拡声子局	岩見堂	宮崎市佐土原町東上那珂14203 岩見堂地区自治公民館
屋外 拡声子局	下八蚊	宮崎市佐土原町上田島1592 消防団佐土原分団第2部・第4部車庫
屋外 拡声子局	追手	宮崎市佐土原町上田島1311-1 追手地区コミュニティーセンター
屋外 拡声子局	仲間原	宮崎市佐土原町上田島7145-1 仲間原霊園
屋外 拡声子局	久保土	宮崎市佐土原町上田島9229-1 久保土地区学習等供用施設
屋外 拡声子局	船野	宮崎市佐土原町西上那珂5751-1 船野地区営農研修施設
屋外 拡声子局	西春田２ （開地田）	宮崎市佐土原町上田島4380-2 鶴府公園
屋外 拡声子局	大炊田２	宮崎市佐土原町下田島11268 大炊田霊園

④田野地域（アナログ無線） **令和５年４月現在**

局別	呼出名称	所在地
親局	田野	宮崎市田野町甲2818 田野総合支所内
屋外 拡声子局	今村	宮崎市田野町甲6094-4 今村公民館
屋外 拡声子局	船ケ山	宮崎市田野町甲6368-5
屋外 拡声子局	二ツ山	宮崎市田野町甲5742 二ツ山集落センター
屋外 拡声子局	中尾	宮崎市田野町甲5071 中尾公民館
屋外 拡声子局	石久保	宮崎市田野町甲7504 石久保営農研修施設
屋外 拡声子局	前平	宮崎市田野町甲4436-1
屋外 拡声子局	梅谷	宮崎市田野町甲4688-2
屋外 拡声子局	仏堂園	宮崎市田野町甲8281-2 村内営農研修施設
屋外 拡声子局	新村	宮崎市田野町甲9682 新村研修集会施設

局別	呼出名称	所在地
屋外 拡声子局	築地原	宮崎市田野町甲10841 築地原集落センター
屋外 拡声子局	楠原	宮崎市田野町甲12078-5 楠原公民館
屋外 拡声子局	黒草	宮崎市田野町甲12399-1 黒草地区営農研修センター
屋外 拡声子局	元野	宮崎市田野町甲13084-10 元野多目的共同利用施設
屋外 拡声子局	片井野	宮崎市田野町乙5375-3 消防団田野分団第9部車庫
屋外 拡声子局	七野	宮崎市田野町乙4227 七野営農研修施設
屋外 拡声子局	塩水	宮崎市田野町乙4825-1 塩水公民館
屋外 拡声子局	八重１	宮崎市田野町乙974-2 消防団田野分団第11部車庫
屋外 拡声子局	八重２	宮崎市田野町乙971
屋外 拡声子局	野崎	宮崎市田野町乙13701-3 野崎集落センター
屋外 拡声子局	松山	宮崎市田野町乙2195-2 松山公民館内
屋外 拡声子局	上ノ原	宮崎市田野町乙2792-1
屋外 拡声子局	仮屋原	宮崎市田野町乙8555-8 仮屋原研修集会施設内
屋外 拡声子局	三角寺	宮崎市田野町乙11142-4 三角寺営農研修施設
屋外 拡声子局	法光坊	宮崎市田野町乙10703-2 法光坊公民館
屋外 拡声子局	上鷺瀬	宮崎市田野町乙9682-1 鷺瀬運動公園
屋外 拡声子局	堀口	宮崎市田野町乙11854 堀口営農研修施設
屋外 拡声子局	灰ケ野	宮崎市田野町乙12717 灰ケ野研修集会施設
屋外 拡声子局	鹿村野	宮崎市田野町乙13217 鹿村野集落センター
屋外 拡声子局	下井倉	宮崎市田野町甲1631-2 下井倉集落センター
屋外 拡声子局	上井倉	宮崎市田野町甲2027-4 井倉営農研修施設
屋外 拡声子局	北寺町	宮崎市田野町甲2942-1 宮崎市B&G海洋センター体育館
屋外 拡声子局	中渡瀬	宮崎市田野町甲3739 中渡瀬集落センター
屋外 拡声子局	上学ノ木	宮崎市田野町乙7588 市営住宅南原団地
屋外 拡声子局	上屋敷	宮崎市田野町乙9205-12
屋外 拡声子局	向町	宮崎市田野町乙9538 田野総合運動公園
屋外 拡声子局	法光坊東	宮崎市田野町乙10475-3
屋外 拡声子局	田野総合支所	宮崎市田野町甲2818 田野総合支所

２　デジタルＭＣＡ無線設置一覧

①事務所、避難所設置用

令和５年４月現在

No.	種別	管理場所	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	地域グループ
1	携帯型	中央東地域事務所	201	MCA	●	支部	中央東
2	携帯型	宮崎小学校	202	MCA	●	避難所	中央東

No.	種別	管理場所	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	地域グループ
3	携帯型	江平小学校	203	MCA	●	避難所	中央東
4	携帯型	宮崎東中学校	204	MCA	●	避難所	中央東
5	携帯型	宮崎東地区交流センター	260	MCA	●	支部	中央東
6	携帯型	中央西地域事務所	205	MCA	●	支部	中央西
7	携帯型	西池小学校	206	MCA	●	避難所	中央西
8	携帯型	宮崎西中学校	207	MCA	●	避難所	中央西
9	携帯型	宮崎公立大学	208	MCA	●	避難所	中央西
10	携帯型	南九州大学･南九州短期大学	281	MCA	●	避難所	中央西
11	携帯型	小戸地域事務所	209	MCA	●	支部	小戸
12	携帯型	小戸小学校	210	MCA	●	避難所	小戸
13	携帯型	大宮地域事務所	211	MCA	●	支部	大宮
14	携帯型	池内小学校	212	MCA	●	避難所	大宮
15	携帯型	大宮小学校	213	MCA	●	避難所	大宮
16	携帯型	大宮中学校	214	MCA	●	避難所	大宮
17	携帯型	市北部老人福祉センター	215	MCA	●	避難所	大宮
18	携帯型	東大宮地域事務所	216	MCA	●	支部	東大宮
19	携帯型	宮崎東小学校	217	MCA	●	避難所	東大宮
20	携帯型	東大宮小学校	218	MCA	●	避難所	東大宮
21	携帯型	東大宮中学校	219	MCA	●	避難所	東大宮
22	携帯型	檍地域事務所	220	MCA	●	支部	檍
23	携帯型	宮崎中学校	221	MCA	●	避難所	檍
24	携帯型	潮見小学校	222	MCA	●	避難所	檍
25	携帯型	檍北小学校	223	MCA	●	避難所	檍
26	携帯型	檍中学校	224	MCA	●	避難所	檍
27	携帯型	檍小学校	225	MCA	●	避難所	檍
28	携帯型	宮崎港小学校	226	MCA	●	避難所	檍
29	携帯型	中央公民館	227	MCA	●	避難所	檍
30	携帯型	宮崎地区交流センター	228	MCA	●	避難所	檍
31	携帯型	大淀地域事務所	229	MCA	●	支部	大淀
32	携帯型	大淀小学校	230	MCA	●	避難所	大淀
33	携帯型	大淀中学校	231	MCA	●	避難所	大淀
34	携帯型	古城小学校	232	MCA	●	避難所	大淀
35	携帯型	宮崎南小学校	233	MCA	●	避難所	大淀
36	携帯型	市総合福祉保健センター	234	MCA	●	避難所	大淀
37	携帯型	大塚地域事務所	235	MCA	●	支部	大塚
38	携帯型	大塚中学校	236	MCA	●	避難所	大塚
39	携帯型	大塚小学校	237	MCA	●	避難所	大塚
40	携帯型	江南小学校	238	MCA	●	避難所	大塚
41	携帯型	生目台地域事務所	241	MCA	●	支部	生目台
42	携帯型	生目台中学校	242	MCA	●	避難所	生目台
43	携帯型	生目台東小学校	243	MCA	●	避難所	生目台
44	携帯型	生目台西小学校	244	MCA	●	避難所	生目台

No.	種別	管理場所	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	地域グループ
45	携帯型	小松台地域事務所	245	MCA	●	支部	小松台
46	携帯型	小松台小学校	246	MCA	●	避難所	小松台
47	携帯型	赤江地域センター	247	MCA	●	支部	赤江
48	携帯型	本郷地域事務所	261	MCA	●	支部	赤江
49	携帯型	赤江小学校	248	MCA	●	避難所	赤江
50	携帯型	恒久小学校	249	MCA	●	避難所	赤江
51	携帯型	赤江東中学校	250	MCA	●	避難所	赤江
52	携帯型	国富小学校	251	MCA	●	避難所	赤江
53	携帯型	赤江中学校	252	MCA	●	避難所	赤江
54	携帯型	本郷小学校	253	MCA	●	避難所	赤江
55	携帯型	本郷中学校	254	MCA	●	避難所	赤江
56	携帯型	木花地域センター	255	MCA	●	支部	木花
57	携帯型	木花地域センター	256	MCA	●	避難所	木花
58	携帯型	木花中学校	257	MCA	●	避難所	木花
59	携帯型	学園木花台小学校	258	MCA	●	避難所	木花
60	携帯型	鏡洲小学校	259	MCA	●	避難所	木花
61	携帯型	住吉地域センター	263	MCA	●	支部	住吉
62	携帯型	住吉南小学校	264	MCA	●	避難所	住吉
63	携帯型	住吉地域センター	265	MCA	●	避難所	住吉
64	携帯型	住吉中学校	266	MCA	●	避難所	住吉
65	携帯型	生目地域センター	267	MCA	●	支部	生目
66	携帯型	生目中学校	268	MCA	●	避難所	生目
67	携帯型	生目南中学校	269	MCA	●	避難所	生目
68	携帯型	生目小学校	270	MCA	●	避難所	生目
69	携帯型	市生目の杜運動公園体育館	271	MCA	●	避難所	生目
70	携帯型	生目の杜遊古館	272	MCA	●	避難所	生目
71	携帯型	生目公民館	293	MCA	●	避難所	生目
72	携帯型	北地域センター	273	MCA	●	支部	北
73	携帯型	瓜生野小学校	274	MCA	●	避難所	北
74	携帯型	宮崎北中学校	275	MCA	●	避難所	北
75	携帯型	倉岡小学校	276	MCA	●	避難所	北
76	携帯型	広瀬小学校	278	MCA	●	避難所	佐土原
77	携帯型	広瀬中学校	279	MCA	●	避難所	佐土原
78	携帯型	佐土原保健センター	283	MCA	●	避難所	佐土原
79	携帯型	那珂地区公民館	284	MCA	●	避難所	佐土原
80	携帯型	田野小学校	285	MCA	●	避難所	田野

No.	種別	管理場所	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	地域グループ
81	携帯型	田野中学校	286	MCA	●	避難所	田野
82	携帯型	七野小学校	287	MCA	●	避難所	田野
83	携帯型	田野文化会館	288	MCA	●	避難所	田野
84	携帯型	高岡小学校	290	MCA	●	避難所	高岡
85	携帯型	高岡中学校	291	MCA	●	避難所	高岡
86	携帯型	穆佐小学校	292	MCA	●	避難所	高岡
87	携帯型	農業団地センター	294	MCA	●	避難所	高岡
88	携帯型	大久保小学校	297	MCA	●	避難所	清武
89	携帯型	加納中学校	299	MCA	●	避難所	清武
90	携帯型	清武総合福祉センター	300	MCA	●	避難所	清武

②配備員等持出用　　令和５年４月現在

No.	種別	管理場所	個別番号	機種	本部一斉	支部グループ	個別グループ
1	固定型	危機管理課	001	MCA	●	○	全設定
2	携帯型	災害対策本部	800	MCA	●	○	全設定
3	携帯型	危機管理課	801	MCA	●	○	全設定
4	携帯型	危機管理課	289	MCA	●	○	
5	携帯型	秘書課	802	MCA	●	○	
6	携帯型	福祉総務課	803	MCA	●	○	
7	携帯型	農業振興課	804	MCA	●	○	
8	携帯型	森林水産課	239	MCA	●	○	
9	携帯型	森林水産課	240	MCA	●	○	
10	携帯型	農村整備課	805	MCA	●	○	
11	携帯型	土木課	806	MCA	●	○	土木
12	携帯型	土木課	807	MCA	●	○	土木
13	携帯型	土木課	808	MCA	●	○	土木
14	携帯型	土木課	809	MCA	●	○	土木
15	携帯型	土木課	810	MCA	●	○	土木
16	携帯型	土木課	811	MCA	●	○	土木
17	携帯型	土木課	812	MCA	●	○	土木
18	携帯型	土木課	813	MCA	●	○	土木
19	携帯型	土木課	816	MCA	●	○	土木
20	携帯型	土木課	817	MCA	●	○	土木
21	携帯型	土木課	819	MCA	●	○	土木
22	携帯型	土木課	820	MCA	●	○	土木
23	携帯型	土木課	821	MCA	●	○	土木

No.	種別	管理場所	個別番号	機種	本部一斉	支部グループ	個別グループ
24	携帯型	土木課	822	MCA	●	○	土木
25	携帯型	土木課	842	MCA	●	○	土木
26	携帯型	土木課	843	MCA	●	○	土木
27	携帯型	土木課	844	MCA	●	○	土木
28	携帯型	土木課	845	MCA	●	○	土木
29	携帯型	土木課	846	MCA	●	○	土木
30	携帯型	土木課	847	MCA	●	○	土木
31	携帯型	土木課	848	MCA	●	○	土木
32	車載型	土木課	823	MCA	●	○	土木
33	車載型	土木課	824	MCA	●	○	土木
34	車載型	土木課	825	MCA	●	○	土木
35	車載型	土木課	826	MCA	●	○	土木
36	車載型	土木課	827	MCA	●	○	土木
37	携帯型	道路維持課	849	MCA	●	○	道路維持
38	携帯型	道路維持課	850	MCA	●	○	道路維持
39	携帯型	道路維持課	851	MCA	●	○	道路維持
40	携帯型	道路維持課	852	MCA	●	○	道路維持
41	携帯型	道路維持課	853	MCA	●	○	道路維持
42	車載型	道路維持課	828	MCA	●	○	道路維持
43	車載型	道路維持課	829	MCA	●	○	道路維持
44	車載型	道路維持課	830	MCA	●	○	道路維持
45	車載型	道路維持課	831	MCA	●	○	道路維持
46	車載型	道路維持課	832	MCA	●	○	道路維持
47	車載型	道路維持課	833	MCA	●	○	道路維持
48	車載型	道路維持課	834	MCA	●	○	道路維持
49	携帯型	道路維持事務所	854	MCA	●	○	道路維持
50	車載型	道路維持事務所	835	MCA	●	○	道路維持
51	車載型	道路維持事務所	836	MCA	●	○	道路維持
52	車載型	道路維持事務所	837	MCA	●	○	道路維持
53	携帯型	保健医療課	855	MCA	●	○	
54	携帯型	警防課	856	MCA	●	○	
55	携帯型	下水道施設課	857	MCA	●	○	
56	携帯型	赤江地域センター	858	MCA	●	○	赤江
57	携帯型	木花地域センター	859	MCA	●	○	木花
58	携帯型	住吉地域センター	860	MCA	●	○	住吉
59	携帯型	生目地域センター	861	MCA	●	○	生目

No.	種別	管理場所	個別番号	機種	本部一斉	支部グループ	個別グループ
60	携帯型	北地域センター	862	MCA	●	○	北
61	固定型	佐土原　地域市民福祉課	002	MCA	●	○	佐土原
62	携帯型	佐土原　地域市民福祉課	814	MCA	●	○	佐土原
63	携帯型	佐土原　農林建設課	815	MCA	●	○	佐土原
64	携帯型	佐土原　農林建設課	818	MCA	●	○	佐土原
65	固定型	田野　地域市民福祉課	003	MCA	●	○	田野
66	携帯型	田野　地域市民福祉課	863	MCA	●	○	田野
67	携帯型	田野　地域市民福祉課	864	MCA	●	○	田野
68	携帯型	田野　地域市民福祉課	865	MCA	●	○	田野
69	携帯型	田野　農林建設課	866	MCA	●	○	田野
70	携帯型	田野　農林建設課	867	MCA	●	○	田野
71	固定型	高岡　地域市民福祉課	004	MCA	●	○	高岡
72	携帯型	高岡　地域市民福祉課	868	MCA	●	○	高岡
73	携帯型	高岡　地域市民福祉課	869	MCA	●	○	高岡
74	携帯型	高岡　地域市民福祉課	870	MCA	●	○	高岡
75	携帯型	高岡　地域市民福祉課	871	MCA	●	○	高岡
76	固定型	清武　地域市民福祉課	005	MCA	●	○	清武
77	携帯型	清武　地域市民福祉課	262	MCA	●	○	清武
78	携帯型	清武　地域市民福祉課	838	MCA	●	○	清武
79	携帯型	清武　地域市民福祉課	839	MCA	●	○	清武
80	携帯型	清武　農林建設課	841	MCA	●	○	清武
81	携帯型	清武　農林建設課	840	MCA	●	○	清武
82	携帯型	清武　地域市民福祉課	295	MCA	●	○	清武
83	携帯型	清武　地域市民福祉課	296	MCA	●	○	清武
84	携帯型	清武　地域市民福祉課	298	MCA	●	○	清武

３　デジタルＩＰ無線設置一覧　　令和５年４月現在

No	部署名	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	個別グループ（チャンネル）
1	災害対策本部	0101	IP	●	1:災害対策本部	全設定
2	災害対策本部	0102	IP	●	1:災害対策本部	全設定
3	危機管理課	0104	IP	●	1:災害対策本部	全設定
4	危機管理課	0105	IP	●	1:災害対策本部	全設定
5	秘書課	0106	IP	●	1:災害対策本部	
6	福祉総務課	0107	IP	●	1:災害対策本部	
7	警防課	0108	IP	●	1:災害対策本部	

No	部署名	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	個別グループ（チャンネル）
8	農政企画課	1014	IP	●	2:農政部	
9	農業振興課	0201	IP	●	2:農政部	
10	農村整備課	0202	IP	●	2:農政部	1:農村整備
11	農村整備課	0203	IP	●	2:農政部	1:農村整備
12	農村整備課	0204	IP	●	2:農政部	1:農村整備
13	農村整備課	0205	IP	●	2:農政部	1:農村整備
14	土木課	0301	IP	●	3:建設部	1:土木
15	土木課	0302	IP	●	3:建設部	1:土木
16	道路維持課	0303	IP	●	3:建設部	2:道路
17	道路維持課	0304	IP	●	3:建設部	2:道路
18	道路維持事務所	0305	IP	●	3:建設部	2:道路
19	保健医療課	0401	IP	●	4:健康管理部	
20	保健医療課	0402	IP	●	4:健康管理部	
21	保健医療課	0403	IP	●	4:健康管理部	
22	保健医療課	0404	IP	●	4:健康管理部	
23	水道総務課	0501	IP	●	5:上下水道局	
24	下水道施設課	0502	IP	●	5:上下水道局	1:下水道施設
25	下水道施設課	0503	IP	●	5:上下水道局	1:下水道施設
26	下水道整備課	0504	IP	●	5:上下水道局	2:下水道整備
27	下水道整備課	0505	IP	●	5:上下水道局	2:下水道整備
28	赤江地域センター	0601	IP	●	6:地域振興部	1:赤江
29	赤江地域センター	0602	IP	●	6:地域振興部	1:赤江
30	赤江地域センター	0805	IP	●	6:地域振興部	1:赤江
31	木花地域センター	0603	IP	●	6:地域振興部	2:木花
32	木花地域センター	0604	IP	●	6:地域振興部	2:木花
33	木花小学校	0806	IP	●	6:地域振興部	2:木花
34	青島地域センター	0605	IP	●	6:地域振興部	3:青島
35	青島地域センター	0606	IP	●	6:地域振興部	3:青島
36	青島地域センター	0607	IP	●	6:地域振興部	3:青島
37	青島地域センター	0708	IP	●	6:地域振興部	3:青島
38	青島地域センター	0718	IP	●	6:地域振興部	3:青島
39	内海小学校	0908	IP	●	6:地域振興部	3:青島
40	青島中学校	0912	IP	●	6:地域振興部	3:青島
41	住吉地域センター	0609	IP	●	6:地域振興部	4:住吉
42	住吉地域センター	0807	IP	●	6:地域振興部	4:住吉
43	住吉小学校	0608	IP	●	6:地域振興部	4:住吉

No	部署名	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	個別グループ（チャンネル）
44	生目地域センター	0610	IP	●	6:地域振興部	5:生目
45	生目地域センター	0611	IP	●	6:地域振興部	5:生目
46	生目地域センター	1006	IP	●	6:地域振興部	5:生目
47	北地域センター	0612	IP	●	6:地域振興部	6:北
48	北地域センター	0613	IP	●	6:地域振興部	6:北
49	北地域センター	1007	IP	●	6:地域振興部	6:北
50	中央東地域事務所	0614	IP	●	6:地域振興部	7:中央東
51	中央東地域事務所	0615	IP	●	6:地域振興部	7:中央東
52	中央西地域事務所	0616	IP	●	6:地域振興部	8:中央西
53	中央西地域事務所	0617	IP	●	6:地域振興部	8:中央西
54	小戸地域事務所	0618	IP	●	6:地域振興部	9:小戸
55	小戸地域事務所	0619	IP	●	6:地域振興部	9:小戸
56	大宮地域事務所	0620	IP	●	6:地域振興部	10:大宮
57	大宮地域事務所	0621	IP	●	6:地域振興部	10:大宮
58	東大宮地域事務所	0622	IP	●	6:地域振興部	11:東大宮
59	東大宮地域事務所	0623	IP	●	6:地域振興部	11:東大宮
60	檍地域事務所	0624	IP	●	6:地域振興部	12:檍
61	檍地域事務所	0625	IP	●	6:地域振興部	12:檍
62	大淀地域事務所	0626	IP	●	6:地域振興部	13:大淀
63	大淀地域事務所	0627	IP	●	6:地域振興部	13:大淀
64	大塚地域事務所	0628	IP	●	6:地域振興部	14:大塚
65	大塚地域事務所	0629	IP	●	6:地域振興部	14:大塚
66	大塚台地域事務所	0630	IP	●	6:地域振興部	15:大塚台
67	大塚台地域事務所	0631	IP	●	6:地域振興部	15:大塚台
68	宮崎西小学校	1015	IP	●	6:地域振興部	15:大塚台
69	生目台地域事務所	0632	IP	●	6:地域振興部	16:生目台
70	生目台地域事務所	0633	IP	●	6:地域振興部	16:生目台
71	小松台地域事務所	0634	IP	●	6:地域振興部	17:小松台
72	小松台地域事務所	0635	IP	●	6:地域振興部	17:小松台
73	本郷地域事務所	0636	IP	●	6:地域振興部	1:赤江
74	本郷地域事務所	0637	IP	●	6:地域振興部	1:赤江
75	佐土原　地域市民福祉課	0701	IP	●	7:佐土原	1:地域総務課
76	佐土原　地域市民福祉課	0702	IP	●	7:佐土原	1:地域総務課
77	佐土原　地域市民福祉課	0703	IP	●	7:佐土原	1:地域総務課
78	佐土原　地域市民福祉課	0704	IP	●	7:佐土原	1:地域総務課

No	部署名	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	個別グループ（チャンネル）
79	佐土原　地域市民福祉課	0705	IP	●	7:佐土原	1:地域総務課
80	佐土原　地域市民福祉課	0706	IP	●	7:佐土原	1:地域総務課
81	佐土原　地域市民福祉課	0707	IP	●	7:佐土原	1:地域総務課
82	佐土原　佐土原小学校	0103	IP	●	7:佐土原	1:地域総務課
83	佐土原　地域市民福祉課	0709	IP	●	7:佐土原	2:市民福祉課
84	佐土原　地域市民福祉課	0710	IP	●	7:佐土原	2:市民福祉課
85	佐土原　農林建設課	0711	IP	●	7:佐土原	3:農林水産課
86	佐土原　農林建設課	0712	IP	●	7:佐土原	3:農林水産課
87	佐土原　農林建設課	0713	IP	●	7:佐土原	3:農林水産課
88	佐土原　農林建設課	0714	IP	●	7:佐土原	4:建設課
89	佐土原　農林建設課	0715	IP	●	7:佐土原	4:建設課
90	佐土原　農林建設課	0716	IP	●	7:佐土原	4:建設課
91	佐土原　農林建設課	0717	IP	●	7:佐土原	4:建設課
92	田野　地域市民福祉課	0801	IP	●	8:田野	1:地域総務課
93	田野　地域市民福祉課	0802	IP	●	8:田野	1:地域総務課
94	田野　地域市民福祉課	0803	IP	●	8:田野	1:地域総務課
95	田野　地域市民福祉課	0804	IP	●	8:田野	1:地域総務課
96	田野　地域市民福祉課	0816	IP	●	8:田野	1:地域総務課
97	田野　地域市民福祉課	0817	IP	●	8:田野	1:地域総務課
98	田野　地域市民福祉課	0808	IP	●	8:田野	2:市民福祉課
99	田野　地域市民福祉課	0809	IP	●	8:田野	2:市民福祉課
100	田野　農林建設課	0810	IP	●	8:田野	3:農林水産課
101	田野　農林建設課	0811	IP	●	8:田野	3:農林水産課
102	田野　農林建設課	0812	IP	●	8:田野	3:農林水産課
103	田野　農林建設課	0813	IP	●	8:田野	4:建設課
104	田野　農林建設課	0814	IP	●	8:田野	4:建設課
105	田野　農林建設課	0815	IP	●	8:田野	4:建設課
106	高岡　地域市民福祉課	0901	IP	●	9:高岡	1:地域総務課
107	高岡　地域市民福祉課	0902	IP	●	9:高岡	1:地域総務課
108	高岡　地域市民福祉課	0903	IP	●	9:高岡	1:地域総務課
109	高岡　地域市民福祉課	0904	IP	●	9:高岡	1:地域総務課
110	高岡　地域市民福祉課	0905	IP	●	9:高岡	1:地域総務課
111	高岡　地域市民福祉課	0906	IP	●	9:高岡	1:地域総務課
112	高岡　地域市民福祉課	0907	IP	●	9:高岡	1:地域総務課
113	高岡　地域市民福祉課	0909	IP	●	9:高岡	2:市民福祉課

No	部署名	個別番号	機種	本部一斉	グループ種別	個別グループ（チャンネル）
114	高岡　地域市民福祉課	0910	IP	●	9:高岡	2:市民福祉課
115	高岡　農林建設課	0911	IP	●	9:高岡	2:市民福祉課
116	高岡　農林建設課	0913	IP	●	9:高岡	3:農林水産課
117	高岡　農林建設課	0914	IP	●	9:高岡	3:農林水産課
118	高岡　農林建設課	0915	IP	●	9:高岡	4:建設課
119	高岡　農林建設課	0916	IP	●	9:高岡	4:建設課
120	高岡　農林建設課	0917	IP	●	9:高岡	4:建設課
121	清武　地域市民福祉課	1001	IP	●	10:清武	1:地域総務課
122	清武　地域市民福祉課	1002	IP	●	10:清武	1:地域総務課
123	清武　地域市民福祉課	1003	IP	●	10:清武	1:地域総務課
124	清武　地域市民福祉課	1004	IP	●	10:清武	1:地域総務課
125	清武　地域市民福祉課	1005	IP	●	10:清武	1:地域総務課
126	清武　地域市民福祉課	1008	IP	●	10:清武	2:市民福祉課
127	清武　地域市民福祉課	1009	IP	●	10:清武	2:市民福祉課
128	清武　農林建設課	1010	IP	●	10:清武	3:農林水産課
129	清武　農林建設課	1011	IP	●	10:清武	3:農林水産課
130	清武　農林建設課	1012	IP	●	10:清武	3:農林水産課
131	清武　農林建設課	1013	IP	●	10:清武	4:建設課

４　上下水道局 MCA アドバンス無線一覧

NO.	名　称	設置場所	個別番号	グループ	備　　考
1	総務01	総務課	101	1・2・.3	管理端末
2	総務02	総務課	102	1	
3	総務03	総務課	103	1	
4	総務04	総務課	104	1	
5	総務05	総務課	105	1	
6	総務06	総務課	106	1	
7	総務07	総務課	107	1	
8	総務08	総務課	108	1	
9	財務01	財務課	109	1	
10	料金01	料金課	110	1	
11	給排01	給排水設備課	111	1	
12	給排02	給排水設備課	112	1	
13	給排03	給排水設備課	113	1	
14	水整01	水道整備課	114	1・2・4	
15	水整02	水道整備課	115	1・2・4	
16	水整03	水道整備課	116	1・2・4	
17	水整04	水道整備課	117	1・2・4	
18	水整05	水道整備課	118	1・2・4	
19	水整06	水道整備課	119	1・2・4	
20	配水01	配水管理課	120	1・2・5	
21	配水02	配水管理課	121	1・2・5	
22	配水03	配水管理課	122	1・2・5	
23	配水04	配水管理課	123	1・2・5	
24	配水05	配水管理課	124	1・2・5	
25	配水06	配水管理課	125	1・2・5	
26	配水07	配水管理課	126	1・2・5	
27	浄水01	浄水課（富吉）	127	1・2・6	
28	浄水02	浄水課（富吉）	128	1・2・6	
29	浄水03	浄水課（富吉）	129	1・2・6	
30	浄水04	浄水課（富吉）	130	1・2・6	
31	浄水05	浄水課（下北方）	131	1・2・6	
32	浄水06	浄水課（下北方）	132	1・2・6	
33	営工01	営業所工務課	133	1・2・7	
34	佐土原01	佐土原営業所	134	1・2・7	
35	佐土原02	佐土原営業所	135	1・2・7	
36	田野01	田野営業所	136	1・2・7	
37	田野02	田野営業所	137	1・2・7	
38	高岡01	高岡営業所	138	1・2・7	
39	高岡02	高岡営業所	139	1・2・7	
40	清武01	清武営業所	140	1・2・7	
41	清武02	清武営業所	141	1・2・7	
42	下整01	下水道整備課	142	1・3・8	
43	下整02	下水道整備課	143	1・3・8	
44	下整03	下水道整備課	144	1・3・8	
45	下整04	下水道整備課	145	1・3・8	
46	下整05	下水道整備課	146	1・3・8	
47	下施01	下水道施設課	147	1・3・9	
48	下施02	下水道施設課	148	1・3・9	
49	下施03	下水道施設課	149	1・3・9	
50	下施04	下水道施設課	150	1・3・9	

◆グループ（G）通信設定

1　：　上下水道全体G　　2　：　水道全体G　　3　：　下水道全体G
4　：　水道整備課G　　5　：　配水管理課G　　6　：　浄水課G
7　：　営業所工務課G　　8　：　下水道整備課G　　9　：　下水道施設課課G

01 水害予防対策に関する現況等

市は大淀川とその支流である本庄川、八重川、大谷川等の河川が流下し、また北から一ツ瀬川、石崎川、清武川、加江田川等が日向灘に注いでおり、重要水防箇所として指定を受けている箇所がある。平成１７年台風１４号を教訓として、近年、河川改修が進められ、大規模な水害被害は減少しているが、改修の進んでいない流域や、河川合流部等では豪雨時に溢水や冠水といった被害が発生している。従って、今後も主要河川の改修等を進めていくとともに小河川や水路等の改修、公共下水道（雨水）や内水排除施設の整備等により水害の発生を防止する必要がある。

また、設備面での整備と合せて、ソフト対策として河川管理者と協力してハザードマップの整備に努める必要がある。

（１）河川の改修、整備計画関連

大淀川は、治水事業の推進によって大水害の危険性は低くなっている。しかし、住宅等の開発により土地の保水・遊水機能が低下したことによって、中小の河川において、内水氾濫の危険性はなお消えていない。

また、都市中小河川は、内水の自然流下に困難な地域があり、内水排除施設未整備地区において、台風や集中豪雨時に浸水被害が発生している。

河川の危険箇所	危険度Ａ：18箇所、　Ｂ：38箇所、　　Ｃ：22箇所
ため池の危険箇所	危険度Ａ：36箇所、　Ｂ：180箇所、　Ｃ：58箇所

（２）海岸の整備関連

本市の北部の海岸は、砂丘地帯となっており、この砂丘に高潮がさえぎられるため高潮の危険性は小さい。しかし、海岸の侵食が進んでいる箇所や大淀川河口部、宮崎港周辺は、さえぎるものがないため、高潮の危険性がある。南部の海岸では、集落のある入江において、地形的に津波の高さが高くなりやすく、海岸や河口に近い平地では高潮の危険性が大きい。

また、切り立った崖となっている箇所では、岩石の風化等により落石の危険性も大きくなっている。

海岸の危険箇所	危険度Ａ：０箇所、　Ｂ：１箇所、　Ｃ：３箇所

（３）公共下水道の整備関連

下水道の役割は、「生活環境の改善」「浸水の防除」「水質の保全」等であり、汚水及び雨水施設の整備を行っている。本市における公共下水道の汚水施設の整備は、年次的に行われ平成２年度に全国平均に並んだ。また、近年の都市化の進展により浸水被害の頻度が高く、今後総合的な雨水対策を講じその整備を行うことが急務となっている。

■宮崎市公共下水道（雨水）整備状況

浸水対策を実施すべき面積	浸水対策完了済み面積	浸水対策達成率
8,285ha	4,827ha	58.3%

（令和5年4月1日現在）

■宮崎市公共下水道（汚水）整備状況

事業認可区域面積	処理開始区域面積	下水道普及率（人口比）
7,928ha	7,740ha	91.5%

（令和5年4月1日現在）

■雨水ポンプ場

施設名	設置場所	設置年度	計画排水量
大谷雨水ポンプ場	大字小松　大谷川左岸	平成13年	10.5m³/ s
鵜ノ島雨水ポンプ場	大字小松　大淀川右岸	平成15年	10m³/ s
新町雨水ポンプ場	清武町木原　清武川左岸	平成8年	2m³/ s
淀川雨水ポンプ場	淀川1丁目　大淀川右岸	平成23年	9.8m³/ s
太田雨水ポンプ場	中村東1丁目　大淀川右岸	平成23年	3.8m³/ s

■貯留施設

施設名	設置場所	設置年度	計画排水量
旭１号調整池	高洲町	平成19年	V=5,500m³/ s Q=1.0m³/ s
旭２号雨水貯留管	中西町	平成19年	V=800m³/ s Q=0.037m³/ s

（４）内水排除施設の整備関連

	施設名	設置場所	設置年度	計画排水量
1	小松排水機場	松橋１丁目　大淀川左岸	H3	15m³／S
2	青柳排水機場	福島３丁目　大淀川右岸	S51,H12増設	40m³／S
3	熊野川排水機場	大字熊野　清武川右岸	H8	2m³／S
4	鶴田川排水機場	城ケ崎４丁目　大淀川右岸	H16	3.8m³／S
5	大谷雨水ポンプ場	大字小松字下川原、竹ノ原	H13	10.5m³／S
6	鵜ノ島雨水ポンプ場	大字小松字八ヶ久保	H15	10.0m³／S
7	蛎原排水機場	大字郡司分	S56	20m³／S
8	正蓮寺排水機場	大字熊野	S56,R3増設	9m³／S
9	山下排水機場	大字加江田	H７	2.6m³／S
10	金崎排水機場	大字金崎	H９	6.0m³／S
11	二ツ立排水機場	佐土原町下富田	S63	9.0m³／S
12	天神排水機場	佐土原町下田島	S62	15.0m³／S
13	追手川排水機場	佐土原町上田島字追手	H5	2.0m³／S
14	飯田川排水機場	高岡町飯田字川畑	H6,H20増設	5.0m³／S
15	坂下川ゲートポンプ	高岡町飯田	H7	0.5m³／S
16	江川排水機場	大字富吉，高岡町下倉永	H20	18m³／S
17	天神川排水機場	大字富吉　大淀川右岸	H20	10m³／S
18	六田川排水機場	大字富吉　大淀川右岸	H20	3m³／S
19	瓜田川排水機場	高岡町花見　大淀川右岸	H22	20m³／S
20	瓜生野川排水機場	大字瓜生野　大淀川左岸	H22	16m³／S
21	五十鈴川排水ポンプ場	大字上北方　大淀川左岸	H23	2m³／S
22	淀川雨水ポンプ場	淀川1丁目　大淀川右岸	H23	9.8m³／S
23	太田雨水ポンプ場	中村東1丁目 大淀川右岸	H23	3.8m³／S
24	新町雨水ポンプ場	清武町木原　清武川左岸	H8	2.0m³／S

02 土砂災害予防対策に関する現況等

山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と社会環境の変化に伴う開発行為等による要因から、また、異常気象等における集中豪雨の発生に伴って、土砂災害は突発的に発生し、激甚な被害をもたらす。想定される災害としては、最も注意を要するものである。

そのため、これまでも砂防堰堤、治山堰堤、擁壁や法面工の整備といった砂防、治山、急傾斜地崩壊防止事業等が逐次進められてきた。

（１）急傾斜地対策関連

本市における急傾斜地の危険箇所の現況は、下表のとおりである。

自　然　崖	危険度Ａ：231箇所、　Ｂ：141箇所、　Ｃ：37箇所
人　工　崖	危険度Ａ：　14箇所、　Ｂ：　17箇所、　Ｃ：13箇所
そ　の　他	危険度Ａ：　1箇所、　Ｂ：　0箇所、　Ｃ：　0箇所

（２）土石流・地すべり対策関連

本市における急傾斜地の危険箇所の現況は、下表のとおりである。

土石流危険渓流	危険度Ａ：55箇所、Ｂ：72箇所、Ｃ：28箇所
地すべり危険箇所	危険度Ａ：12箇所、Ｂ：11箇所、Ｃ：　7箇所

（３）土砂災害防止法関連

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号　以下「土砂災害防止法」という。）」が平成 13 年４月に施行され、同法においては、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの３現象）から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととしている。

県においては、平成 11 年度から 13 年度にかけて、土砂災害危険箇所の見直し調査を実施され、その調査結果について公表されたところである。

■土砂災害危険箇所

急傾斜地	土石流	地すべり	計
1,530	330	16	1,876

（注）この箇所数は、県において航空写真測量等で調査した宮崎市内の箇所数であり、現在、地域防災計画の災害危険箇所に登録してあるものとは異なる。

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

	急傾斜地	土石流	地すべり
土砂災害警戒区域	1,321 箇所	322 箇所	16 箇所
土砂災害特別警戒区域	1,294 箇所	212 箇所	0 箇所

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

基礎調査の実施（県）

土砂災害により被害を受けるおそれがある土地の地形、地質、土地利用状況等について調査を実施する。

↓

基礎調査結果の住民への説明（県）

↓

土砂災害警戒区域等の指定（県）

基礎調査に基づき、市から意見聴取のうえ、土砂災害のおそれのある区域について、「土砂災害警戒区域」さらに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

↓

土砂災害警戒区域における避難体制の整備（市）

警戒区域における避難体制については、風水害対策編第３章第７節の「避難収容活動」に基づいて行う。また、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の作成・配布等必要な措置に努めている。

（４）山地災害危険区域関連

山地災害危険地区とは、全国における山地災害発生状況から、地形や地質、植生状況等の条件により、統計的に森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路など保全対象への影響が大きい地区を示したものである。

国県においては、平成 28 年度から 29 年度にかけて、山地災害危険地区の再点検を実施され、その調査結果について公表されたところである。

山腹崩壊危険地区	危険度Ａ：50箇所、Ｂ：48箇所、Ｃ：64箇所
地すべり危険地区	危険度Ａ： 4箇所、Ｂ： 0箇所、Ｃ： 0箇所
崩壊土砂流出危険地区	危険度Ａ： 6箇所、Ｂ：24箇所、Ｃ：56箇所

03 都市防災対策に関する現況等

本市は、宮崎県の県庁所在地として、橘通、ＪＲ宮崎駅周辺の中心市街地が核となり、まとまりのある市街地を形成しながら発展してきた。

戦後、戦災地であった中心市街地は、戦災復興土地区画整理事業により、基盤整備が行われ、現在の中心市街地の基盤が形成された。

一方、非戦災地である橘通西地区（県病院周辺）については、基盤整備が進まず、防災上の問題を抱える地区として存在していたが、地区内の都市計画道路が整備され、消火困難地域の解消が図られるなど、防災機能が向上している。また、周辺市街地において、土地区画整理事業等による整備が行われた地区では、道路、公園等の防災上有効な整備が行われている。しかしながら、スプロール的に拡大した地域では、生活基盤の未整備な市街地が発生していることから、防災上の観点、快適な都市環境上の観点からのまちづくりが求められている。

本市は、南九州の拠点都市として新たな魅力ある都市づくりが期待されており、良好な都市基盤整備により災害に強いまちづくりを行っていく必要がある。

そのためには、各事業の連携により防災の視点を反映した都市づくりを行っていくことが重要であり、今後も、国土利用計画法、都市計画法、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画、農業振興地域整備計画等により土地利用の適正化を図り、災害に強いまちづくりを総合的に推進する必要がある。

（１）土地区画整理事業・市街地再開発事業計画関連

■土地区画整理事業実施状況　（令和5年3月31日現在）

地区名	施行者	施行面積(ha)	計画人口(人)	施行期間(清算期間含む)
東部第二	宮崎市	88.4	6,500	H12～R15
南原	宮崎市	35.4	2,124	H 5～R6
飯田	宮崎市	42.6	2,541	H 6～R7
松小路	宮崎市	4.7	330	H21～R7

（２）公園・緑地の整備関連

■都市公園の現況　（令和5年3月31日現在）

種別		箇所数	供用面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	176	37.15
	近隣公園	14	28.37
	地区公園	6	50.15
総合公園		3	65.04
運動公園		3	86.35
特殊公園		9	129.87
大規模公園		2	301.01
都市緑地		8	109.69
緑道		2	3.70
小計		223	811.33
その他の都市公園		309	126.40
合計		532	937.73

（３）市街地の不燃化関連

■防火地域・準防火地域

防火地域	指定なし
準防火地域	約188.08ha

01 令和4年度災害危険箇所数一覧(宮崎市全体)

（宮崎市全体）

令和５年３月31日現在

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	2 (0､0)	17 (0､0)	3 (0､0)	22 【0､0】
	知事管理区間	16 (0､0)	21 (0､0)	19 (0､0)	56 【0､0】
	小　　計	18 (0､0)	38 (0､0)	22 (0､0)	78 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	231 (0､-1)	141 (+1､0)	37 (0､0)	409 【+1､-1】
	人 工 崖	14 (0､0)	17 (0､0)	13 (0､0)	44 【0､0】
	そ の 他	1 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	1 【0､0】
	小　　計	246 (0､-1)	158 (+1､0)	50 (0､0)	454 【+1､-1】
た め 池 ※基準の見直しのため増減未掲載		36	180	58	274
土石流危険渓流		55 (0､0)	72 (0､0)	28 (0､0)	155 【0､0】
地すべり		12 (0､0)	11 (0､0)	7 (0､0)	30 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	1 (0､0)	3 (0､0)	4 【0､0】
合　　計		367	460	168	995

※「ランク」の（　）は（増、減）対前年比、「計」の【　】は【新規、削除】

※参考　令和３年度

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	2 (0､0)	17 (0､0)	3 (0､0)	22 【0､0】
	知事管理区間	16 (0､0)	21 (0､0)	19 (0､0)	56 【0､0】
	小　　計	18 (0､0)	38 (0､0)	22 (0､0)	78 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	231 (0､-1)	140 (+1､0)	37 (0､0)	408 【+1､-1】
	人 工 崖	14 (0､0)	17 (0､0)	13 (0､0)	44 【0､0】
	そ の 他	1 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	1 【0､0】
	小　　計	246 (0､-1)	157 (+1､0)	50 (0､0)	453 【+1､-1】
た め 池		31 (+2､0)	167 (0､-1)	51 (0､-2)	249 【+2､-3】
土石流危険渓流		55 (0､0)	72 (0､0)	28 (0､0)	155 【0､0】
地すべり		12 (0､0)	11 (0､0)	7 (0､0)	30 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	1 (0､0)	3 (0､0)	4 【0､0】
合　　計		363	445	161	969

02 令和４年度災害危険箇所数一覧(旧市町別)

(旧宮崎市域)

令和５年３月31日現在

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	1 (0､0)	12 (0､0)	3 (0､0)	16 【0､0】
	知事管理区間	10 (0､0)	10 (0､0)	4 (0､0)	24 【0､0】
	小　　計	11 (0､0)	22 (0､0)	7 (0､0)	40 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	73 (0､0)	84 (0､0)	29 (0､0)	186 【0､0】
	人 工 崖	10 (0､0)	14 (0､0)	10 (0､0)	34 【0､0】
	そ の 他	1 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	1 【0､0】
	小　　計	84 (0､0)	98 (0､0)	39 (0､0)	221 【0､0】
た め 池 ※基準の見直しのため増減未掲載		18	92	41	151
土石流危険渓流		27 (0､0)	24 (0､0)	11 (0､0)	62 【0､0】
地すべり		3 (0､0)	2 (0､0)	1 (0､0)	6 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	1 (0､0)	1 (0､0)	2 【0､0】
合　　計		143	239	100	482

※「ランク」の（　）は（増、減）対前年比、「計」の【　】は【新規、削除】

※参考　令和３年度

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	1 (0､0)	12 (0､0)	3 (0､0)	16 【0､0】
	知事管理区間	10 (0､0)	10 (0､0)	4 (0､0)	24 【0､0】
	小　　計	11 (0､0)	22 (0､0)	7 (0､0)	40 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	72 (0､0)	84 (0､0)	29 (0､0)	185 【0､0】
	人 工 崖	10 (0､0)	14 (0､0)	10 (0､0)	34 【0､0】
	そ の 他	1 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	1 【0､0】
	小　　計	83 (0､0)	98 (0､0)	39 (0､0)	220 【0､0】
た め 池		12 (+2､0)	84 (0､-1)	34 (0､-1)	130 【+2､-2】
土石流危険渓流		27 (0､0)	24 (0､0)	11 (0､0)	62 【0､0】
地すべり		3 (0､0)	2 (0､0)	1 (0､0)	6 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	1 (0､0)	1 (0､0)	2 【0､0】
合　　計		136	231	93	460

（佐土原区域）

令和５年３月31日現在

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	知事管理区間	0 (0､0)	7 (0､0)	0 (0､0)	7 【0､0】
	小　　計	0 (0､0)	7 (0､0)	0 (0､0)	7 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	25 (0､0)	25 (0､0)	3 (0､0)	53 【0､0】
	人 工 崖	2 (0､0)	2 (0､0)	0 (0､0)	4 【0､0】
	そ の 他	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	小　　計	27 (0､0)	27 (+1､0)	3 (0､0)	57 【0､0】
た め 池 ※基準の見直しのため増減未掲載		13	36	7	56
土石流危険渓流		0 (0､0)	8 (0､0)	5 (0､0)	13 【0､0】
地すべり		0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	0 (0､0)	2 (0､0)	2 【0､0】
合　　計		40	78	17	135

※「ランク」の（　）は（増、減）対前年比、「計」の【　】は【新規、削除】

※参考　令和３年度

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	知事管理区間	0 (0､0)	7 (0､0)	0 (0､0)	7 【0､0】
	小　　計	0 (0､0)	7 (0､0)	0 (0､0)	7 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	25 (0､0)	25 (0､0)	3 (0､0)	53 【0､0】
	人 工 崖	2 (0､0)	2 (0､0)	0 (0､0)	4 【0､0】
	そ の 他	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	小　　計	27 (0､0)	27 (+1､0)	3 (0､0)	57 【0､0】
た め 池		11 (0､0)	39 (0､0)	7 (0､0)	57 【0､0】
土石流危険渓流		0 (0､0)	8 (0､0)	5 (0､0)	13 【0､0】
地すべり		0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	0 (0､0)	2 (0､0)	2 【0､0】
合　　計		38	81	17	136

（田野区域）

令和５年３月31日現在

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	知事管理区間	0 (0､0)	0 (0､0)	4 (0､0)	4 【0､0】
	小　　計	0 (0､0)	0 (0､0)	4 (0､0)	4 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	11 (0､0)	3 (0､0)	1 (0､0)	15 【0､0】
	人 工 崖	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	そ の 他	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	小　　計	11 (0､0)	3 (0､0)	1 (0､0)	15 【0､0】
た め 池 ※基準の見直しのため増減未掲載		1	1	0	2
土石流危険渓流		4 (0､0)	8 (0､0)	0 (0､0)	12 【0､0】
地すべり		3 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	3 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
合　　計		19	12	5	36

※「ランク」の（　）は（増、減）対前年比、「計」の【　】は【新規、削除】

※参考　令和３年度

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	知事管理区間	0 (0､0)	0 (0､0)	4 (0､0)	4 【0､0】
	小　　計	0 (0､0)	0 (0､0)	4 (0､0)	4 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	11 (0､0)	3 (0､0)	1 (0､0)	15 【0､0】
	人 工 崖	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	そ の 他	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	小　　計	11 (0､0)	3 (0､0)	1 (0､0)	15 【0､0】
た め 池		1 (0､0)	0 (0､0)	1 (0､−1)	2 【0､−1】
土石流危険渓流		4 (0､0)	8 (0､0)	0 (0､0)	12 【0､0】
地すべり		3 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	3 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
合　　計		19	11	6	36

（高岡区域）

令和 5 年 3 月 31 日現在

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	1 (0､0)	5 (0､0)	0 (0､0)	6 【0､0】
	知事管理区間	5 (0､0)	0 (0､0)	5 (0､0)	10 【0､0】
	小　　計	6 (0､0)	5 (0､0)	5 (0､0)	16 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	108 (0､-1)	15 (+1､0)	1 (0､0)	124 【0､0】
	人 工 崖	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	そ の 他	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	小　　計	108 (0､-1)	15 (+1､0)	1 (0､0)	124 【0､0】
た め 池 ※基準の見直しのため増減未掲		2	27	5	34
土石流危険渓流		24 (0､0)	29 (0､0)	12 (0､0)	65 【0､0】
地すべり		3 (0､0)	7 (0､0)	4 (0､0)	14 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
合　　計		143	83	27	253

※「ランク」の（　）は（増、減）対前年比、「計」の【　】は【新規、削除】

※参考　令和３年度

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	1 (0､0)	5 (0､0)	0 (0､0)	6 【0､0】
	知事管理区間	5 (0､0)	0 (0､0)	5 (0､0)	10 【0､0】
	小　　計	6 (0､0)	5 (0､0)	5 (0､0)	16 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	109 (0、-1)	14 (0､0) (+1、0)	1 (0､0)	124 【0､0】
	人 工 崖	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	そ の 他	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	小　　計	109 (0､-1)	14 (0､0) (+1、0)	1 (0､0)	124 【0､0】
た め 池		5	24 (0、0)	3 (0、0)	29 【0､0】
土石流危険渓流		24 (0､0)	29 (0､0)	12 (0､0)	65 【0､0】
地すべり		3 (0､0)	7 (0､0)	4 (0､0)	14 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
合　　計		144	79	25	248

（清武区域）

令和 5 年 3 月 31 日現在

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	知事管理区間	1 (0､0)	4 (0､0)	6 (0､0)	11 【0､0】
	小　　計	1 (0､0)	4 (0､0)	6 (0､0)	11 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	14 (0､0)	14 (0､0)	3 (0､0)	31 【0､0】
	人 工 崖	2 (0､0)	1 (0､0)	3 (0､0)	6 【0､0】
	そ の 他	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	小　　計	16 (0､0)	15 (0､0)	6 (0､0)	37 【0､0】
た め 池 ※基準の見直しのため増減未掲		2	24	5	31
土石流危険渓流		0 (0､0)	3 (0､0)	0 (0､0)	3 【0､0】
地すべり		3 (0､0)	2 (0､0)	2 (0､0)	7 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
合　　計		22	48	19	89

※「ランク」の（　）は（増、減）対前年比、「計」の【　】は【新規、削除】

※参考　令和３年度

		A	B	C	計
河　　川	国土交通大臣管理区間	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	知事管理区間	1 (0､0)	4 (0､0)	6 (0､0)	11 【0､0】
	小　　計	1 (0､0)	4 (0､0)	6 (0､0)	11 【0､0】
急傾斜地	自 然 崖	14 (0､0)	14 (0､0)	3 (0､0)	31 【0､0】
	人 工 崖	2 (0､0)	1 (0､0)	3 (0､0)	6 【0､0】
	そ の 他	0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
	小　　計	16 (0､0)	15 (0､0)	6 (0､0)	37 【0､0】
た め 池		5 (0､0)	20 (0､0)	6 (0､0)	31 【0､0】
土石流危険渓流		0 (0､0)	3 (0､0)	0 (0､0)	3 【0､0】
地すべり		3 (0､0)	2 (0､0)	2 (0､0)	7 【0､0】
海　　岸		0 (0､0)	0 (0､0)	0 (0､0)	0 【0､0】
合　　計		25 (0､0)	44 (0､0)	20 (0､0)	89 【0､0】

03 土砂災害危険箇所番号のランクについて

危険箇所番号のランクについて

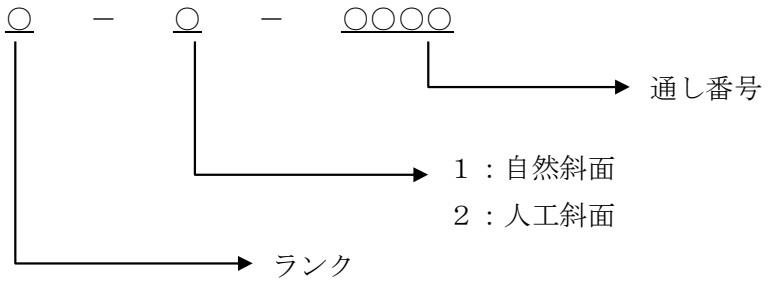
土砂災害危険箇所は、国が示した調査要領に基づき抽出された、土砂災害が発生するおそれのある箇所をいいます。法律に基づく指定区域（土砂災害警戒区域等、急傾斜地崩壊防止区域、地すべり防止区域、砂防指定地）ではないため、行為の制限等はありません。

ランク　Ⅰ：保全対象人家が 5 戸以上（5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等のほか要配慮者施設のある場合）の箇所

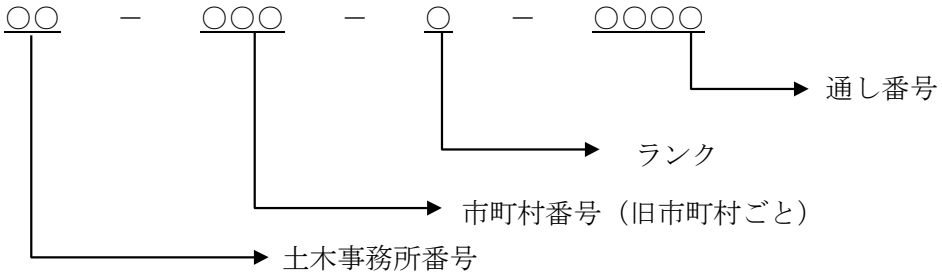
ランク　II：保全対象人家が 1 戸以上 5 戸未満の箇所

ランク　III：保全対象人家が 0 戸の箇所（急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険渓流に準ずる箇所）

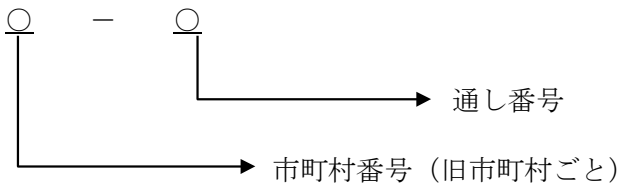
急傾斜地崩壊危険個所番号



土石流危険渓流箇所及び危険区域番号



地すべり危険箇所番号



01 旧宮崎市の重要水防区域（水防警報を行う区域）及び河川の危険が予測される箇所（大臣・知事管理区間）

（１）大臣管理区間

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備 考	水防工法	危険度
1	大淀川	柏田	左	10K800 ～ 11K235	405	堤防高A、堤防断面A	積土のう工	A
2	本庄川	吉野	右	5k100 ～ 5k810	750	堤防高B、堤防断面B	積土のう工	B
3	大淀川	太田～有田	右	4k200 ～ 13k000	8,800	堤防高B	積土のう工	B
4	大淀川	大塚町	右	5k500 ～ 6k100	600	漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
5	大淀川	有田		13k200		工作物A（有田橋）		B
6	大淀川	有田	右	13k200 ～ 14k100	900	法崩れ・すべりB、漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
7	大淀川	富吉	右	15k400 ～ 16k700	1,300	漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
8	大淀川	高州町	左	1k475 ～ 2k800	1,325	法崩れ・すべりB、漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
9	大淀川	吾妻町	左	2K560 ～ 2K730	180	堤防断面B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
10	大淀川	鶴島～大瀬町	左	4k200 ～ 13k000	8,800	堤防高B	積土のう工	B
11	大淀川	大橋～大塚町	－	6k500 ～ 6k545		工作物B（宮崎大橋、新宮崎大橋）		B
12	八重川	赤江	右	0k700 ～ 2k400	1,700	法崩れ・すべりB、漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
13	本庄川	金崎	右	1k600 ～ 2k400	800	対策工完了 （H31.3）	シート張工、月の輪工、釜段工	C
14	本庄川	大瀬町	左	0k000 ～ 1k200	1,200	漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
15	大淀川	高洲町	左	0k880 ～ 1K475	595	対策工完了 （H29.3）	シート張工、月の輪工、釜段工	C
16	大淀川	大塚町	右	6k100 ～ 6k600	500	対策工完了 （H31.3）	シート張工、月の輪工、釜段工	C

（２）知事管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸の別	延長(km)	理由	予想される事態	水防工法	背後資産の状況	備考	危険度
1	大淀川	大谷川	宮崎市城の下橋～大淀川合流点	左・右	1.5	新堤			住宅地	H17浸水	C
2	大淀川	山内川	宮崎市本郷北方霊園橋～寄田橋	左・右	0.74	流下断面不足A	水があふれる	積土のう工	住宅、工場	H13浸水 H23整備	C
3	大淀川	瓜生野川	宮崎市瓜生野橋～大淀川合流点	左・右	1.2	流下断面不足A	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅、病院	H17浸水	A
4	大淀川	金竹川	宮崎市大字跡江長田～大谷川合流点	左・右	1.0	流下断面不足A	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地、県道	H17浸水	A
5	大淀川	内の丸川	宮崎市糸原～大淀川合流点	左・右	2.0	流下断面不足A	水があふれる 堤防斜面法崩	積土のう工 杭打工	住宅地	H17浸水	A
6	大淀川	明久川	宮崎市堤内橋上流700m～明久橋下流100m	左・右	1.1	流下断面不足A	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地	H17浸水	A
7	大淀川	長溝川	宮崎市大字糸原字長溝市道橋～内の丸川合流点	左・右	0.5	流下断面不足A	水があふれる	積土のう工 杭打工	主要地方道	H17浸水	A
8	大淀川	天神川	宮崎市国道10号～大淀川合流点	左・右	1.0	流下断面不足A	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅、主要地方道、浄水場	H17浸水	A
9	大淀川	跡江川	宮崎市大字跡江～大淀川合流点	右	1.1	流下断面不足A	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅、福祉施設	H17浸水	A
10	大淀川	六田川	宮崎市国道10号～大淀川合流点	左・右	1.0	流下断面不足A	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地、国道	H17浸水	A
11	加江田川	加江田川	宮崎市第二竹の内橋～天神橋	左・右	2.0	流下断面不足A	水があふれる 深掘れ	積土のう工 杭打工	住宅地	H17浸水 H20 〃	A
12	加江田川	深田川	宮崎市大字加江田字深川～加江田川合流点	左・右	0.7	堤防高不足A	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地		A
13	大淀川	小松川	上流端～大淀川合流点	左・右	3.5	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地、学校		B

番号	水系名	河川名	位置	左右岸の別	延長(km)	理由	予想される事態	水防工法	背後資産の状況	備考	危険度
14	大淀川	青柳川	宮崎市福島町青柳橋～ 大淀川合流点	左・右	0.3	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地		B
15	大淀川	水流川	宮崎市西京園橋～ 大淀川合流点	左・右	0.4	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地		B
16	大淀川	鶴田川	宮崎市水流田～ 大淀川合流点	左・右	0.3	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地		B
17	大淀川	江田川	宮崎市新一ツ葉橋～ 前田3号橋	左・右	1.6	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地、病院		B
18	大淀川	津屋原沼	宮崎市大字赤江～ 大淀川合流点	左	0.6	堤防高不足B	堤防斜面法崩 水があふれる	積土のう工	住宅地		B
19	野島川	野島川	宮崎市大字内海野島橋～ 下流	左・右	0.1	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地		B
20	突浪川	突浪川	宮崎市大字折生迫突浪橋～ 200m上流	左	0.2	堤防高不足B	水が堤防を越す	積土のう工 杭打工	住宅地		B
21	内海川	内海川	宮崎市大字内海	左	0.4	堤防高不足B	水が堤防を越す	積土のう工 杭打工	住宅地		B
22	内海川	大丸川	宮崎市大字内海字松葉瀬～ 内海川合流点	左・右	0.3	堤防高不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地		B
23	清武川	熊野川	宮崎市大字熊野ふもと橋～ 清武川合流点	左・右	0.2	内水	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地		C
24	小内海川	小内海川	宮崎市大字内海字岩下～ 園田橋付近	左・右	0.8	内水	堤防斜面法崩 水があふれる	積土のう工	住宅地	H16浸水 H17浸水	C

02 佐土原区域の重要水防区域(水防警報を行う区域)及び河川の危険が予測される箇所(知事管理区間)

知事管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸の別	延長(km)	理由	予想される事態	水防工法	背後資産の状況	備考	危険度
1	一ツ瀬川	追手川	宮崎市佐土原町上田島～ 三財川合流点	左・右	1.0	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地、県道	H17浸水	B
2	一ツ瀬川	追手川放水路	宮崎市佐土原町上田島～ 三財川合流点	左・右	1.1	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地、県道	H17浸水	B
3	一ツ瀬川	堤川	宮崎市佐土原町上田島堤後～ 三財川合流点	左・右	0.5	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17浸水	B
4	一ツ瀬川	今川	宮崎市佐土原町上田島井手神橋～ 堤川合流点	左・右	0.8	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17浸水	B
5	一ツ瀬川	天神川	宮崎市佐土原町佐賀利～ 国道10号	左・右	3.0	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地	H17浸水	B
6	石崎川	石崎川	宮崎市佐土原町下那珂平橋～ 河口	左・右	3.0	流下断面不足B	水があふれる 破堤	積土のう工	住宅地		B
7	石崎川	御手洗川	宮崎市大字塩路小池～ 一ツ葉有料道路	左・右	3.4	流下断面不足B	水があふれる	積土のう工 杭打工	住宅地	H18浸水	B

03 田野区域の重要水防区域(水防警報を行う区域)及び河川の危険が予測される箇所(知事管理区間)

知事管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸の別	延長(km)	理由	予想される事態	水防工法	背後資産の状況	備考	危険度
1	清武川	岡川	宮崎市田野町船ヶ山	左	0.05	宅地が低いため、 洪水時には浸水の恐れがある。	越水		住宅(別荘)1棟	H19B→ C変更	C
2	清武川	清武川	宮崎市田野町善　入	左	0.2	宅地が低いため、 洪水時には浸水の恐れがある。	越水		住宅(別荘)1棟		C
3	清武川	片井野川	宮崎市田野町松坂	左・右	0.38	宅地が護岸のそばにあり、 洪水時には浸水の恐れがある。	越水		住宅25棟、 非住宅6棟	H19追加	C
4	清武川	清武川	宮崎市田野町松坂	左・右	0.45						

04 高岡区域の重要水防区域(水防警報を行う区域)及び河川の危険が予測される箇所(大臣・知事管理区間)

（１）大臣管理区間

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備　考	水防工法	危険度
1	大淀川	高岡町浦之名		28k100		工作物A (柚之木崎橋及び側道橋)		A

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備　考	水防工法	危険度
2	大淀川	高岡町花見	左	19k000 ～ 20k600	1,533	法崩れ・すべりB、漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
3	大淀川	高岡町高浜	右	20K100 ～ 21K700	1600	漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	B
4	大淀川	高岡町狩野	左	22K700 ～ 23K270	460	堤防高B	積土のう工	B
5	大淀川	高岡町赤谷	左	25k400 ～ 25K530	130	堤防高B	積土のう工	B
6	大淀川	高岡町川口	左	26K425 ～ 27K950	1,250	堤防高B	積土のう工	B

（２）知事管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸の別	延長(km)	理由	予想される事態	水防工法	背後資産の状況	備考	危険度
1	大淀川	大淀川	宮崎市高岡町柚木崎	右	0.6	流下断面不足A	水があふれる	積土俵工	住宅地	H17浸水	A
2	大淀川	大淀川	宮崎市高岡町面早流	左	0.85	新堤防	水があふれる	積土俵工	住宅地	H17浸水 H26整備	C
3	大淀川	大淀川	宮崎市高岡町山下	左・右	0.2 0.65	流下断面不足A	水があふれる	積土俵工	住宅地	H17浸水 H28整備	A
4	大淀川	江川	宮崎市高岡町下倉永	左・右	1.15 1.15	流下断面不足A	水があふれる	積土俵工	住宅地、県道	H17浸水	A
5	大淀川	瓜田川	宮崎市高岡町小山田	左・右	3.5 3.0	内水	内水の湛水	積土俵工	住宅地、学校、保育園	H17浸水 H22整備	C
6	大淀川	麓川	宮崎市高岡町小山田字麓	左・右	1.0	内水	内水の湛水	積土俵工	住宅地、公民館、市道	H17浸水 H22整備	C
7	大淀川	浦之名川	宮崎市高岡町浦之名字深水	右	0.3	流下断面不足A	水があふれる	積土俵工	住宅地	H17浸水	A
8	大淀川	浦之名川	宮崎市高岡町浦之名字簗瀬	左	1.15	流下断面不足A	水があふれる	積土俵工	住宅地、公民館、市道	H17浸水	A
9	大淀川	浦之名川	宮崎市高岡町浦之名字川口	左	0.45	陸閘	内水の湛水	積土俵工	住宅地、公民館、市道	H17浸水 H22整備	C
10	大淀川	内山川	宮崎市高岡町内山	左	0.5	内水	内水の湛水	積土俵工	住宅地	H25整備	C

05 清武区域の重要水防区域（水防警報を行う区域）及び河川の危険が予測される箇所（知事管理区間）

知事管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸の別	延長(km)	理由	予想される事態	水防工法	背後資産の状況	備考	危険度
1	清武川	清武川	宮崎市清武町㈱SUMCO裏～水路合流点	左	0.4	宅地が護岸のそばにあり、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				A
2	清武川	清武川	宮崎市清武町新町橋上流～上使橋	左	1.2	宅地が護岸のそばにあり、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				B
3	清武川	水無川	宮崎市清武町丸目地区～水無橋	左・右	2.27	宅地が低いため、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				C
4	清武川	黒北川	宮崎市清武町黒北橋～約上流400m	左	0.4	宅地が低いため、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				C
5	清武川	清武川	宮崎市清武町正手頭首工付近～清武橋	右	1.1	宅地が護岸のそばにあり、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				B
6	清武川	岡川	宮崎市清武町清武川合流点～田野町界	左・右	7.78	宅地が低いため、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				C
7	清武川	大久保川	宮崎市清武町岡川合流点～牟田ノ元	左・右	6.7	宅地が低いため、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				C
8	清武川	丸目川	宮崎市清武町水無川合流点～上流	左・右	2.3	宅地が低いため、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				C
9	清武川	祝田川	宮崎市清武町岡川合流点～清武町運動公園	左・右	1.45	宅地が低いため、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				C
10	清武川	清武川	宮崎市清武町水無川合流付近	右	0.2	宅地が低いため、洪水時には浸水の恐れがある。	越水				B
11	清武川	清武川	宮崎市清武町正手清武川鉄道橋	－	－	桁下高不足、工作物B	越水				B

01 旧宮崎市の急傾斜地（自然崖、人工崖、その他）

（１）自然崖

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
1	住吉	広原畑	大字広原字畑	住家6戸 道路100m	R1.10.24	H29.2.23	Ⅰ-1-0001	A	広原体育館	宮崎高鍋線	下畑1号線～ 下畑3号線～ 下畑4号線～ 畑倉谷線～ 広原畑線～ 次郎ケ別府広原線
2	住吉	畑-1	大字広原字広見	住家5戸 道路50m		H29.2.23	Ⅱ-1-0002	A	広原体育館	宮崎高鍋線	下畑4号線～ 畑倉谷線～ 広原畑線～ 次郎ケ別府広原線
3	住吉	広原焼面	大字広原字焼面	住家11戸 道路250m	H6.4.4	H27.8.20	Ⅰ-1-0003	C	広原体育館		広原畑線～ 次郎ケ別府広原線
4	住吉	極楽寺	大字広原字山下	住家15戸 道路170m	H2.3.30	H29.2.23	Ⅰ-1-0004	C	広原体育館		極楽寺線～ 次郎ケ別府広原線
5	住吉	麓	大字広原字二階平	住家42戸 道路500m	S59.12.14 S61.10.11	R1.7.18	Ⅰ－1－0005	B	住吉小学校	国道219号	麓本線
6	住吉	麓-2	大字広原字二階平	住家11戸 道路320m		R1.7.18	Ⅰ－1－2029	A	住吉小学校	国道219号	麓本線
7	住吉	広原字宗源寺	大字広原字宗源寺	住家7戸		H27.8.20	Ⅰ-1-3007	B	日章学園	国道219号	神向線～ 神向中線
8	住吉	志戸前-1	大字広原字志戸前	住家7戸 道路270m		H26.5.15	Ⅰ-1-3011	A	広原体育館		志戸前3号線～ 神向線～ 次郎ケ別府広原線
9	住吉	極楽寺2	大字広原字山下	住家4戸 道路100m				A	広原体育館		極楽寺線～ 次郎ケ別府広原線
10	住吉	本宿	大字島之内字水垂	住家5戸 道路70m		R1.7.18	Ⅰ－1－0006	A	住吉小学校	国道219号	
11	住吉	松葉迫	大字島之内字本宿	住家5戸 道路90m		H30.1.22	Ⅰ-1-2028	A	住吉小学校	国道219号	
12	住吉	日平-1	大字新名爪字志戸前	住家8戸 道路200m	H4.2.28 H8.3.29	R1.7.18	Ⅰ－1－0007	C	住吉小学校	国道219号	日平4号線～ 日平線
13	住吉	日平-2	大字新名爪字日平	住家6戸 道路130m	S62.7.10	R1.7.18	Ⅱ－1－0008	C	住吉小学校	国道219号	日平2号線～ 日平線
14	住吉	日平-3	大字新名爪字日平	住家5戸 道路50m				B	住吉小学校	国道219号	日平線
15	住吉	日平-4	大字新名爪字日平	住家11戸	H14.10.21			B	住吉小学校	国道219号	日平線
16	住吉	東陰平-1	大字新名爪字東陰平	住家8戸 道路200m				B	宮崎北高校	国道10号	東蔭平1号線～ 花ケ島通線～ 陰平西5号線～ 宮崎北高校線
17	住吉	東陰平-2	大字新名爪字東陰平	住家11戸 道路80m				A	宮崎北高校	国道10号	東蔭平3号線～ 花ケ島通線～ 陰平西5号線～ 宮崎北高校線
18	住吉	西陰平-2	大字新名爪字西陰平	住家2戸 道路50m				A	宮崎北高校		陰平日平線～ 宮崎北高線
19	住吉	尾廻	大字新名爪字尾廻	住家6戸 道路70m	H4.11.9	H27.3.26	Ⅱ-1-0015	B	宮崎北高校	国道10号	陰平西11号線～ 宮崎北高校線
20	住吉	尾廻2	大字新名爪字尾廻	住家5戸 道路60m		H27.3.26	Ⅰ-1-3028	B	宮崎北高校		宮崎北高校線
21	住吉	新名爪字前田	大字新名爪字前田	住家1戸		H27.3.26	Ⅱ-1-4073	B	宮崎北高校		宮崎北高校線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
22	住吉	粂田	大字 新名爪	住家12戸	H24 新規指定	H27.3.26	Ⅰ-1-3015 新⑤	A	宮崎北 高校		陰平西7号線～ 陰平日平線～ 宮崎北高校線
23	住吉	青水	大字芳士 字苗田	住家11戸 道路100m	H12.1.24	H27.3.26	Ⅰ-1-0016	C	青水自治 公民館		芳士苗田線、 蓮ケ池境田線～ 芳士青水1号線、 芳士青水2号線～ 蓮ヶ池青水1号線
24	住吉	苗田	大字芳士 字金田々	住家5戸 道路100m		H24.4.26	Ⅰ-1-0017	A	青水自治 公民館		蓮ケ池境田線～ 芳士青水1号線
25	住吉	芳士 元村	大字芳士 字元村	住家5戸 幼稚園1 道路200m	R1.8.22	H25.4.18	Ⅰ-1-0018 Ⅱ-1-0020	B	住吉南 小学校		元村南1号線～ 芳士人ノ前2号線～ 蓮ケ池金吹山線～ 蓮ケ池史跡公園線
26	住吉	祝田	大字芳士 字祝田	住家5戸 道路100m		H25.4.18	Ⅱ-1-0019	A	住吉南 小学校		蓮ケ池元村線～ 蓮ケ池金吹山線～ 蓮ケ池史跡公園線
27	住吉	元村	大字芳士 字今出	住家9戸 道路170m		H25.4.18	Ⅰ-1-0018	B	住吉南 小学校		蓮ケ池元村線～ 蓮ケ池金吹山線～ 蓮ケ池史跡公園線
28	住吉	芳士 五反田	大字芳士 字五反田	住家9戸	H14.10.21	H27.3.26	Ⅰ-1-2030	B	青水自治 公民館		芳士五反田2号線～ 芳士五反田線～ 蓮ケ池境田線～ 芳士青水2号線
29	大宮	池内	池内町 字立野下	住家20戸 道路260m	H11.3.26	H30.3.29	Ⅰ-1-0011	B	南方 保育園	宮崎 高鍋線 宮崎西 環状線	南方松尾下線、 池内北1号線～ 南方池内1号線～ 花ケ島南方1号線～ 南方南1号線
30	大宮	池内町 陣の平	池内町 字陣の平	住家8戸 道路250m	S59.12.14	H30.1.22	Ⅰ-1-0028	B	池内 小学校	宮崎 高鍋線	平和が丘1号線～ 平和が丘6号線
31	大宮	大瀬戸	池内町 字大瀬戸	住家10戸 道路120m		H30.3.29	Ⅱ-1-0101	A	南方 保育園	宮崎西 環状線	池内大瀬戸線～ 南方池内2号線～ 南方南1号線
32	大宮	池内町 大瀬戸	池内町 字大瀬戸	住家1戸		H30.3.29	Ⅱ-1-4192	C	南方 保育園	宮崎西 環状線	南方池内2号線～ 南方南1号線
33	大宮	吾田	池内町 字前吾田	住家8戸	H17.3.28	H30.3.29	Ⅰ-1-2032	B	南方 保育園	宮崎西 環状線	和田5号線～ 池内前吾田1号線～ 和田4号線～ 和田9号線～ 和田7号線～ 花ケ島南方1号線～ 南方南1号線
34	大宮	池内町 松元	池内町 字松元	住家1戸		H30.3.29	Ⅰ-1-3063	B	南方 保育園		池内北5号線～ 新名爪池内線～ 南方池内1号線～ 花ケ島南方1号線～ 南方南1号線
35	大宮	元神南	池内町 字松元	住家11戸 道路100m	H17.3.28	H30.3.29	Ⅱ-1-4061 Ⅱ-1-4064	C	南方 保育園		新名爪池内線～ 南方池内1号線～ 花ケ島南方1号線～ 南方南1号線
36	大宮	池内町 麓	池内町 字麓	住家5戸		H30.3.29	Ⅰ-1-3058-1 Ⅰ-1-3058-2 Ⅰ-1-3058-3	A	南方 保育園	宮崎 高鍋線 宮崎西 環状線	池内西4号線～ 池内西3号線～ 池内西2号線～ 花ケ島南方1号線～ 南方南1号線
37	大宮	池内 榎迫	池内町 榎迫	住家5戸	H22.8.5			C	池内 小学校	宮崎 高鍋線	平和が丘1号線～ 平和が丘6号線
38	大宮	大迫 南方	南方町 字大迫	住家7戸 道路130m		H30.3.29	Ⅰ-1-2031	A	南方 保育園	宮崎西 環状線	南方北2号線～ 南方南1号線
39	大宮	南方 垣下 -1	南方町 垣下	住家12戸 道路80m	H22.12.24			A	南方 保育園	宮崎西 環状線	南方北7号線～ 南方南2号線～ 南方南1号線
40	大宮	南方 垣下 -2	南方町 垣下	住家14戸		H19.4.26	Ⅰ-1-3009-1 Ⅰ-1-3009-2	A	南方 保育園	宮崎西 環状線	南方北7号線～ 南方北6号線、 南方北5号線～ 南方北8号線～ 南方南2号線～ 南方南1号線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
41	大宮	下北方-2	下北方町字井尻	住家8戸 道路60m		H30.1.22	Ⅰ-1-0027	A	大淀川学習館	宮崎須木線	井尻景清線
42	瓜生野	浦田	大字瓜生野字浦田	住家6戸 道路180m		H27.8.20	Ⅰ-1-0010	A	西部地区農村環境改善センター		下江上畑線～ 垂門坂根線
43	瓜生野	浦田-2	大字瓜生野字浦田4539	住家3戸				A	西部地区農村環境改善センター		下江上畑線～ 垂門坂根線
44	瓜生野	柿木原	大字瓜生野字柿木原	住家10戸 道路130m	一部災害関連	H27.8.20	Ⅰ-1-0022	A	柿木原自治公民館	宮崎須木線	岩知野1号線～ 岩知野2号線～ 柿木原岩知野線～ 柿木原大久保線
45	瓜生野	野首-1	大字瓜生野字野首	住家16戸 道路270m	S58.3.15	H28.2.18	Ⅰ-1-0023	B	西部地区農村環境改善センター	宮崎須木線 野首麓線	野首久保線
46	瓜生野	野首-3	大字瓜生野字野首	住家1戸				A	上野自治公民館		上野野首線～ 竹ノ下上野線
47	瓜生野	上村	大字瓜生野字久保	住家4戸 公民館1	H7.12.7 県災害関連工事	H28.2.18	Ⅰ-1-0035	B	西部地区農村環境改善センター		垂門久保線
48	瓜生野	上村-1	大字瓜生野字上村	住家1戸		H30.1.22	Ⅰ-1-0100	C	西部地区農村環境改善センター		垂門久保線
49	瓜生野	上村-2	大字瓜生野字上村	住家1戸				C	西部地区農村環境改善センター		垂門久保線
50	瓜生野	瓜生野上野	大字瓜生野字上野	住家5戸 道路80m		H27.2.18	Ⅰ-2-2003	A	上野自治公民館		瓜生野小入口線～ 竹ノ下上野線
51	瓜生野	瓜生野下畑	大字瓜生野字下畑	住家8戸 道路60m		H29.2.23	Ⅱ-1-2034	B	広原体育館	宮崎高鍋線	下畑6号線～ 畑倉谷線～ 広原畑線～ 次郎ケ別府広原線
52	瓜生野	瓜生野竹原田	大字瓜生野字竹原田	住家5戸 道路50m	H21.2.12	H25.4.18	Ⅱ-1-4193	C	西部地区農村環境改善センター	宮崎須木線 野首麓線	
53	瓜生野	平松	大字大瀬町字平松	住家2戸				B	平松自治公民館		平松線
54	瓜生野	岩戸前	大字上北方字岩戸前	住家8戸 道路70m	H14.11.28	H26.6.15	Ⅱ-1-4088 Ⅱ-1-4088新① Ⅱ-1-4088新②	C	直純寺	宮崎西環状線 宮崎須木線	柏田東7号線～ 上北方松ケ迫線～ 柏田6号線
55	瓜生野	楽田	大字上北方字楽田	住家9戸 道路150m	H4.11.9			B	大淀川学習館	宮崎須木線	岩戸伊屋谷線～ 上北方柏田線
56	瓜生野	川端	大字上北方字川端	住家9戸 道路250m		H28.8.24	Ⅰ-1-0026	A	大淀川学習館	宮崎須木線	
57	瓜生野	上北方立花迫	大字上北方字立花迫	住家2戸 道路50m		H30.1.22	Ⅱ-1-4009	C	直純寺		上北方松ケ迫線～ 上北方今別府1号線～ 柏田東5号線～ 柏田池内線～ 柏田久保線
58	倉岡	吉野	大字吉野字深坪	住家17戸 道路180m				B	金崎コミュニティセンター	南俣宮崎線	吉野辻線～ 吉野講原線～ 糸原金崎線
59	生目	柏原	大字柏原字八反田	住家13戸 道路280m	H2.3.30 H4.8.25	H28.4.28	Ⅰ-1-0030	C	生目小学校		柏原八反田線～ 大塚柏原線
60	生目	柏原-2	大字柏原字北ノ迫	住家34戸 道路240m	H14.9.9	H28.4.28	Ⅰ-1-0031	C	はんぴドーム		北ノ迫1号線～ 北ノ迫2号線～ 柏原跡江線
61	生目	柏原-3	大字柏原	住家10戸 道路120m	H9.2.13	H28.4.28	Ⅰ-1-2037	C	はんぴドーム		柏原線～ 跡江柏原線～ 柏原北1号線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
62	生目	照明院(2)	大字柏原字照明院	住家9戸 道路200m		H30.3.29	Ⅰ-1-0032	A	生目中学校		柏原中学校線
63	生目	古宮田	大字柏原字古宮田	住家9戸 道路100m		H28.4.28	Ⅰ-1-0091	A	生目小学校		柏原佃前線
64	生目	上富吉	大字富吉字中角	住家14戸 道路250m		H28.2.18	Ⅰ-1-0034	B	上富吉公民館		山下六反田線～ 富吉水流1号線
65	生目	富吉上村	大字富吉字五反田	住家11戸 道路30m	H9.7.24（一部災害関連） H22.3.1（追加）	H28.2.18	Ⅰ-1-0034	C	上富吉公民館		菰迫上村2号線～ 中角上村線～ 富吉水流1号線
66	生目	梶ケ迫	大字富吉字梶ケ迫山下	住家6戸 道路160m		H28.2.18	Ⅱ-1-2036	B	上富吉公民館		中角上村線～ 富吉水流1号線
67	生目	富吉菰迫-1	大字富吉字菰迫	住家4戸 道路70m				B	上富吉公民館		菰迫上村線～ 富吉真田線～ 樽水2号線
68	生目	富吉菰迫-2	大字富吉字菰迫	住家4戸				B	上富吉公民館		菰迫上村線～ 富吉真田線～ 樽水2号線
69	生目	富吉菰迫-3	大字富吉字菰迫	住家3戸				B	上富吉公民館		菰迫上村線～ 富吉真田線～ 樽水2号線
70	生目	浮田-1	大字浮田字佃前	小学校1		H26.5.15	Ⅰ-1-0036	A	生目小学校		
71	生目	浮田-2	大字浮田字鳥ノ子	住家9戸 道路30m	H13.9.17 H15.12.22	H26.5.15	Ⅰ-1-0037	C	生目小学校		浮田鳥ノ子2号線～ 浮田長嶺線～ 大塚柏原線
72	生目	浮田-3	大字浮田字内宮田内ノ丸	住家46戸 道路200m	H4.11.9 H7.3.30 H11.3.26	H30.3.29	Ⅰ-1-0038	B	生目小学校		内の宮田2号線～ 浮田長嶺線～ 大塚柏原線
73	生目	溝頭	大字浮田字佃前	住家18戸 道路230m	H12.3.6（一部県施工）	H30.3.29	Ⅰ-1-0041	A	生目小学校		生目体育館北線～ 大塚柏原線
74	生目	高蝉	大字浮田	住家5戸 道路90m		H27.3.26	Ⅰ-1-0046	A	生目南公民館	生目浮田線	生目井倉2号線～ 妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
75	生目	栗下	大字浮田字栗下	住家12戸 道路250m	H9.7.24	H28.4.28	Ⅰ-1-2038	B	生目南中学校	細江浮田線	栗下皆本線～ 生目的野線～ 妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
76	生目	鳥越	大字浮田字鳥越	住家7戸 道路100m	H25.7.4	H30.3.29	Ⅰ-1-3004	B	生目小学校		鳥越浦迫線～ 中組鳥越2号線～ 水待鳥越線～ 浮田長嶺線～ 大塚柏原線
77	生目	浮田千丈	大字浮田千丈	住家11戸 道路170m	H19.3.29	H30.1.29	Ⅰ-1-3032	C	生目公民館		浮田前沼田2号線～ 浮田古城2号線～ 大塚柏原線
78	生目	浮田古城	大字浮田古城	住家5戸 道路55m	H19.3.29			B	生目公民館		浮田古城2号線～ 浮田古城1号線～ 大塚柏原線
79	生目	長嶺身の崎	大字長嶺字身の崎	住家3戸 道路150m		H30.1.22 R2.2.6	Ⅰ-1-0039	B	生目小学校		浮田長嶺2号線～ 内の宮田1号線～ 浮田長嶺線～ 大塚柏原線
80	生目	長嶺下り松	大字長嶺字下り松	住家16戸 道路390m	H6.4.4 H12.1.24	H30.1.22	Ⅰ-1-0040	B	生目小学校		長嶺1号線～ 浮田長嶺2号線～ 内の宮田1号線～ 浮田長嶺線～ 大塚柏原線
81	生目	長嶺	大字長嶺字南ケ前	住家23戸 道路550m	H15.1.16	H28.2.18	Ⅰ-1-0047	B	生目小学校		浮田長嶺2号線～ 内の宮田1号線～ 浮田長嶺線～ 大塚柏原線
82	生目	唐木町	大字長嶺字唐木町	住家9戸	H13.9.17	H28.2.18	Ⅰ-1-3003	C	生目小学校		中之道線～ 浮田長嶺2号線～ 内の宮田1号線～ 浮田長嶺線～ 大塚柏原線

【急傾斜地崩壊危険箇所】

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
83	生目	長嶺-3	大字長嶺字岩木戸	住家5戸	H13.1.11			C	生目小学校		冨吉長嶺線～ 長嶺1号線～ 浮田長嶺2号線～ 内の宮田1号線～ 浮田長嶺線～ 大塚柏原線
84	生目	六反田	大字小松字六反田	住家16戸 道路150m	S56.3.24	H30.3.29	Ⅰ-1-0043	B	生目公民館		六反田線～ 小松平岩線～ 大塚柏原線
85	生目	小松-1	大字小松字七田	住家21戸 道路200m	一部H17災害関連H22.3.1	H30.3.29	Ⅰ-1-0044	A	生目公民館		七田1号線～ 小松平岩線～ 大塚柏原線
86	生目	小松-2	大字小松字七田	住家7戸 道路100m		H30.3.29	Ⅰ-1-0045	A	生目公民館		大塚柏原線
87	生目	大下	大字細江字大下	住家5戸 道路80m		H28.4.28	Ⅰ-1-0049	A	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	余り田水待線～ 大塚柏原線
88	生目	大下-1	大字細江字大下	住家9戸 道路200m	H13.9.27	H28.4.28	Ⅰ-1-0048	B	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	鳥帽子形1号線～ 栗下長嶺線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
89	生目	大下-2（宮田ヶ迫）	大字細江字大下	住家6戸 道路120m	H4.11.9	H28.4.28	Ⅰ-1-0050	B	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	細江宮田ケ迫線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
90	生目	彦野-1	大字細江字彦野	住家9戸 道路50m	S62.7.10	H28.4.28	Ⅰ-1-0051	B	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	大下彦野線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
91	生目	彦野-2	大字細江字彦野	住家13戸 道路150m	H1.2.21	H28.4.28	Ⅰ-1-0052	B	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	彦野内田線～ 大下彦野線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
92	生目	彦野-3	大字細江字岡下	住家4戸 道路80m		H28.4.28	Ⅱ-1-4006	B	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	大下彦野線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
93	生目	彦野-4	大字細江字岡下	住家6戸 道路170m		H28.4.28	Ⅱ-1-4007	B	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	内田岡下線～ 大下彦野線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
94	生目	中福良-1	大字細江字中福良	住家14戸 道路250m	H12.3.17	H27.3.26	Ⅰ-1-0053 Ⅰ-1-0053新① Ⅰ-1-0053新②	C	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	細江北ノ迫線、 細江北ノ迫2号、 余り田水待線～ 大塚柏原線
95	生目	中福良-2	大字細江字中福良	住家7戸 道路80m		H27.3.26	Ⅰ-1-0054	A	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	坪根1号線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
96	生目	坪根	大字細江字坪根	住家15戸 道路160m	H14.11.28	H28.4.28	Ⅰ-1-0055	B	生目公民館 生目小学校	細江 浮田線 宮崎西 環状線	坪根2号線～ 坪根1号線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
97	生目	大畑-1	大字細江字長見通	住家14戸 道路450m	H2.12.28	H28.4.28	Ⅰ-1-0056	B	生目公民館 生目小学校	高岡 郡司分線 細江 浮田線 宮崎西 環状線	奈古迫線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
98	生目	大畑-2	大字細江字大畑	住家21戸 道路450m	H9.2.13	H28.4.28	Ⅰ-1-0057	C	生目公民館 生目小学校	高岡 郡司分線 細江 浮田線 宮崎西 環状線	大畑椎屋形線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
99	生目	平和	大字細江字平和	住家6戸		H30.3.29	Ⅱ-1-0073	A	生目公民館 生目小学校	宮崎 田野線 高岡 郡司分線 細江 浮田線 宮崎西 環状線	平和線～ 鹿村野平和線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
100	生目	猿喰	大字細江字猿喰	住家6戸 道路200m	H12.1.24	H28.4.28	Ⅰ-1-3002	C	生目公民館 生目小学校	細江浮田線 宮崎西環状線	猿喰線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
101	生目	時雨柳迫-2	大字細江時雨柳迫	住家1戸 道路40m		H30.3.29	Ⅲ-1-9083 Ⅱ-1-4142	A	生目公民館 生目小学校	高岡郡司分線 細江浮田線 宮崎西環状線	椎屋形上ノ波原線～ 余り田水待線～ 大塚柏原線
102	生目	生目圧無田	大字生目字圧無田	住家9戸 道路90m	H13.9.27	H27.3.26	Ⅰ-1-0058	C	生目南中学校 生目南公民館	生目浮田線	塚崎圧無田線～ 厚無田線～ 生目上の原線～ 妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
103	生目	生目神社下-1	大字生目字亀井山	住家16戸 道路130m	S61.10.11	H27.3.26	Ⅰ-1-0059	B	生目南中学校 生目南公民館	生目浮田線	生目神社下線～ 生目栗下線～ 妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
104	生目	生目神社下-2	大字生目	公民館1 生目神社	H9.3.13	H27.3.26	Ⅰ-1-0059	B	生目南中学校 生目南公民館	生目浮田線	生目神社下2号線～ 妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
105	生目	迫	大字生目字迫	住家3戸 道路100m		H27.8.20	Ⅰ-1-0099	A	生目南中学校 生目南公民館	生目浮田線	生目神社下線～ 生目栗下線～ 妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
106	生目	生目塚崎	大字生目字塚崎	住家14戸 道路270m	H11.1.11 H13.3.26	H27.3.26	Ⅰ-1-3010	B	生目南中学校 生目南公民館	生目浮田線	塚崎圧無田線～ 生目上の原線～ 妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
107	生目	安ヶ迫	大字生目	住家11戸 道路330m	H14.11.28	H27.3.26	Ⅰ-1-4126	B	生目南中学校 生目南公民館	生目浮田線	生目薦口1号線～ 生目上の原線～ 妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
108	生目	妙見寺	大字生目	住家2戸		H27.3.26	Ⅰ-1-4113 新①	A	生目南公民館	生目浮田線	生目妙見地1号線～ 生目南中1号線
109	大塚	八所	大塚町八所	住家28戸 道路250m	H9.2.13 H15.3.31	H27.3.26	Ⅰ-1-0060 Ⅰ-1-0060 新① Ⅰ-1-0060 新②	B	大塚小学校		大塚八所線～ 大塚中通線～ 大塚通線～ 西ノ原大迫線～ 大塚小入口線
110	大塚	城ノ下	大塚町城ノ下	住家12戸 道路140m	H11.11.4 H31.2.25	H29.3.23	Ⅰ-1-2039	B	大塚小学校		大塩道下小田原線～ 大塚中4号線、 大塚宮田8号線～ 大塚宮田2号線
111	大塚	大塚町権現前	大塚町権現前	住家4戸		H30.3.29	Ⅰ-1-3056	B	大塚小学校		大塚権現前1号線～ 大塚北5号線～ 大塚北4号線～ 西ノ原大迫線～ 大塚小入口線
112	大淀	北川内谷口	北川内町字谷口	住家18戸 道路160m	H22.11.4 （谷口2地区）	H30.3.29	Ⅰ-1-0061 Ⅱ-1-4140	B	古城小学校		京園北川内線～ 古城北川内線
113	大淀	城福寺	北川内町字城福寺	住家9戸 道路150m	H14.10.21	H30.3.29	Ⅰ-1-0062	B	古城小学校		古城北川内2号線～ 古城北川内線
114	大淀	北川内坂谷	北川内町字坂谷	住家7戸 道路50m		H30.3.29	Ⅰ-1-0066	A	市総合福祉保健センター	宮崎西環状線	大坪通線
115	大淀	中岡-1	北川内町字中岡	住家1戸		H30.3.29	Ⅱ-1-4005	B	古城小学校		古城北川内線
116	大淀	坂谷	北川内町字坂谷	住家21戸 道路320m	12087 を合併	H20.1.31 R2.2.6	Ⅰ-1-3066	A	市総合福祉保健センター	宮崎西環状線	古城北川内2号線～ 古城北川内線～ 大坪通線
117	大淀	山之城-1	古城町字山之城	住家13戸 道路280m	H12.3.17	H25.4.18	Ⅰ-1-0063	B	古城小学校	宮崎西環状線	

【急傾斜地崩壊危険箇所】

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
118	大淀	山之城-2	古城町字山之城	住家14戸 道路120m	H27.10.5	H25.4.18	Ⅰ-1-0064	A	古城小学校	宮崎西環状線	大塚山ノ城線～ 古城山ノ城線
119	大淀	桜町	古城町字桜町	住家6戸 道路50m	H8.12.2	H30.3.29	Ⅰ-1-0065	A	古城小学校	宮崎西環状線	大谷柱松線
120	大淀	長田	古城町字長田	住家5戸				A	古城小学校	宮崎西環状線	古城坂谷線
121	大淀	下古城	古城町字古城	住家14戸 道路180m	H4.11.9	H29.3.23	Ⅰ-1-0071	B	古城小学校		下古城門前線～ 横町古城線～ 源藤古城線
122	大淀	後藤寺迫	古城町字後藤寺迫	住家9戸 道路70m				C	古城小学校		古城後藤寺迫1号線～ 横町古城線～ 源藤古城線
123	大淀	持田	古城町字持田	住家3戸		H30.3.29	Ⅰ-1-3065	B	古城小学校	宮崎西環状線	持田橋西1号線
124	大淀	多留美	古城町字多留美	住家2戸		H20.1.31	Ⅱ-1-4207	A	古城小学校	宮崎西環状線	大塚山ノ城線～ 古城山ノ城線
125	大淀	門前	古城町字門前	住家9戸 道路300m		H30.3.29	Ⅱ-1-4004	B	市総合福祉保健センター	宮崎西環状線	横町古城線～ 大坪通線
126	大淀	相ケ迫	古城町字相ケ迫	住家2戸	H17 災害関連	H30.3.29	Ⅱ-1-4145	B	古城小学校	宮崎西環状線	南部清掃工場西3号線
127	大淀	福島-1	福島町3丁目	住家60戸 道路550m	S62.7.10	H29.3.23	Ⅰ-1-0068	B	大淀中学校	南俣宮崎線	
128	大淀	福島-2	福島町字亀の甲	住家5戸 道路90m		H29.3.23	Ⅰ-1-0067	B	大淀中学校	南俣宮崎線	福島3の1号線～ 福島3の2号線
129	大淀	大坪-1	大坪町字迫合戦原	住家5戸 道路120m		H30.3.29	Ⅰ-2-0201	B	宮崎工業高校		大坪団地線～ 天満大坪線～ 天満通線
130	大淀	大坪-2	大坪西2丁目	住家5戸	H21.9.10	H30.3.29	Ⅰ-2-0011	C	宮崎看護専門学校体育館	宮崎西環状線	江南団地8号線～ 江南団地1号線～ 大坪西六月線
131	大淀	天満町	天満町62	住家1戸 道路40m		H29.4.17	Ⅰ-1-2042	A	宮崎工業高校		谷川天神線～ 天満大坪線～ 天満通線
132	大淀	天満町-2	天満町	住家3戸 県立工業高校				A	宮崎工業高校		天満大坪線～ 天満通線
133	赤江	曽井	大字恒久字曽井	住家3戸		H27.3.26	Ⅱ-1-4197	A	市身体障害者体育センター		源藤曽井線～ 曽井2号線
134	赤江	曽井-2	大字恒久字曽井	住家7戸		H27.3.26	Ⅰ-1-3041	B	市身体障害者体育センター		曽井6号線～ 横町古城線～ 働馬寄西2号線
135	赤江	月見ケ丘-1	月見ケ丘1丁目	住家8戸 道路120m		H27.3.26	Ⅰ-2-0094	A	宮崎南高校		月見ケ丘2号線～ 月見ケ丘1号線～ 南高校入口線
136	本郷	大倉団地	本郷1丁目	住家9戸 道路100m				A	本郷小学校 本郷中学校		辻原本郷線～ 津和田六反田線～ 本郷南方西迫線～ 本郷小学校線
137	本郷	本郷南方-2	本郷2丁目	住家18戸 道路70m		H24.4.26	Ⅰ-2-2043	A	本郷小学校 本郷中学校		南ケ丘2号線～ 本郷2の6号線～ 本郷2の5号線～ 南ケ丘1号線～ 本郷3の5号線～ 津和田六反田線～ 本郷南方西迫線～ 本郷小学校線
138	本郷	本郷北方池田1	大字本郷北方池田	住家4戸 道路20m		H25.4.18	Ⅱ-1-4158	B	城ノ下センター		池田団地2号線～ 城ノ下1号線
139	本郷	本郷南方-1	大字本郷南方字三十分	住家60戸 道路100m		H24.4.26	Ⅰ-2-0202 Ⅰ-2-0202新①	B	国富小学校		国富ケ丘2号線～ 国富ケ丘1号線～ 国富小学校南線
140	本郷	中ノ迫	大字郡司分字中ノ迫	住家12戸 道路220m		H29.4.17	Ⅰ-1-0078	A	宮崎第一中学校・高校	高岡郡司分線	中ノ迫看護大線～ 鶴田希望ケ丘線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
141	本郷	西山崎	大字 郡司分 字中ノ迫	住家8戸 道路140m		H18.9.11 H25.4.18	Ⅰ-1-0076 Ⅱ-1-4198	A	西山崎 センター		中ノ迫南線～ 松葉中ノ迫線
142	本郷	西山崎 -2	大字 郡司分 字中ノ迫	住家4戸				A	西山崎 センター		松葉中ノ迫線
143	本郷	西山崎 -3	大字 郡司分 字中ノ迫	住家1戸	(H19 土砂崩落 ・新規追加)	H25.4.18	Ⅱ-1-4155	B	西山崎 センター		松葉中ノ迫線
144	本郷	郡司分 池内 -3	大字 郡司分 池内	住家10戸	H21.6.1	H29.4.17	Ⅰ-1-4162	B	宮崎第一 中学校・ 高校	高岡 郡司分線	岩切西1号線
145	本郷	山下	大字 郡司分 字山下	住家25戸 道路280m	H7.12.7 H9.2.13			B	宮崎第一 中学校・ 高校	高岡 郡司分線	郡司分南12号線
146	木花	木花 -1	大字熊野 字今江	住家12戸 道路290m		H24.4.26	Ⅰ-1-0080	A	木花 小学校	伊勢田 木崎線	今江権現線
147	木花	木花 -2	大字熊野 字木花	住家5戸 道路130m		H24.4.26	Ⅰ-1-0081	B	木花 小学校		木花小南線～ 木花小桜川線
148	木花	木花 -3	大字熊野 字木花	住家12戸 道路220m	H4.11.9	H24.4.26	Ⅰ-1-0082	C	木花 小学校		木花小桜川線
149	木花	木花 -4	大字熊野 字木花	住家5戸 道路300m	H8.12.2	H24.4.26	Ⅰ-1-0083	B	木花 小学校		木崎権現山2号線～ 木花小桜川線
150	木花	小河内	大字鏡洲 字小河内	住家14戸 道路150m	S56.9.4	H23.4.25	Ⅰ-1-0085	B	鏡洲 小学校	宮崎 北郷線 塩鶴 木崎線	小河内線～ 鏡洲小川内線
151	木花	塩鶴	大字鏡洲 字塩鶴	住家9戸 道路180m		H23.4.25	Ⅰ-1-0086	A	鏡洲 小学校	塩鶴 木崎線	塩鶴芳ノ元2号線
152	木花	丸野	大字鏡洲 字丸野	住家1戸 道路100m		H23.4.25	Ⅱ-1-4199 新②	B	鏡洲 小学校	塩鶴 木崎線	
153	木花	星叶	大字鏡洲 字星叶	住家1戸	H26.1.14 H30.2.15	H23.4.25	Ⅰ-1-3006	B	鏡洲 小学校	塩鶴 木崎線	星叶小川内線
154	木花	加江田	大字 加江田 字片ノ田	住家9戸 道路120m	H9.4.3	H23.4.25	Ⅰ-1-2045	B	円南寺		片ノ田1号線
155	木花	加江田 -2	大字 加江田 字片ノ田	住家6戸 道路150m	H19.2.13 H20.12.18 (加江田-3)	H23.4.25	Ⅰ-1-3005	B	円南寺		片ノ田5号線～ 片ノ田1号線
156	木花	内山	大字 加江田 字内山	住家3戸		H23.4.25	Ⅱ-1-4200	B	宮崎市 自然 休養村 センター		内山園田1号線～ 曽山寺内山線～ 内山青島線～ 内山センター線
157	木花	内山 -2	大字 加江田 字内山	住家2戸		H23.4.25	Ⅱ-1-4201	B	宮崎市 自然 休養村 センター		曽山寺内山線～ 内山青島線～ 内山センター線
158	青島	白浜	大字 折生迫 字白浜	住家7戸 道路600m	S46.3.31	H24.4.26	Ⅰ-1-0088	B	青島 中学校	内海 加江田線	折生迫停車場線～ 青島6の2号線
159	青島	坂本	大字 折生迫 字白浜	住家7戸		H22.3.31	Ⅰ-1-0090	A	青島 中学校	内海 加江田線	折生迫停車場線
160	青島	下白浜	大字 折生迫 字白浜	住家2戸		H22.3.31	Ⅰ-1-0090	A	青島 中学校	内海 加江田線	折生迫停車場線
161	青島	五丁坂	大字 折生迫 字白浜	住家1戸 道路50m				B	青島 中学校	内海 加江田線	折生迫停車場線
162	青島	納屋田	大字 折生迫 字納屋田	住家10戸 道路260m JR	H10.3.19	H22.3.31	Ⅰ-1-0089	C	青島 中学校		青島湯ノ山線
163	青島	大久保	大字 折生迫 字大久保	住家6戸	H14.3.22			A	青島 中学校		青島5の1号線
164	青島	内海 前坂	大字内海 字前坂	住家43戸 道路260m		H22.3.31	Ⅰ-1-0092	A	内海 小学校	内海港線	大丸尾引線～ 内海町1号線～ 内海保育園入口線～ 内海1号線～ 内海2号線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
165	青島	畑田	大字内海字畑田	住家3戸 鉄道90m		H22.3.31	Ⅱ-1-0093	A	内海小学校	国道220号 内海港線	内海上水道線～ 内海2号線
166	青島	畑田-2	大字内海字畑田	住家17戸 道路100m		H22.3.31	Ⅰ-1-2046	B	内海小学校	内海港線	内海畑田線～ 内海1号線～ 内海2号線
167	青島	内海前田	大字内海字前田	住家14戸 道路130m	H7.12.7	H22.3.31	Ⅰ-1-0094	B	内海小学校	国道220号 内海港線	内海2号線
168	青島	野島-1	大字内海字野島	住家10戸 鉄道80m		H22.3.31	Ⅰ-1-0095	A	内海小学校	国道220号 内海港線	野島線～ 内海2号線
169	青島	野島-2	大字内海字野島	住家7戸 道路210m		H22.3.31	Ⅰ-1-0096	A	内海小学校	国道220号 内海港線	内海2号線
170	青島	内海野島	大字内海字野島	住家1戸		H22.3.31	Ⅱ-1-4202	B	内海小学校	国道220号 内海港線	内海2号線
171	青島	小内海	大字内海字小内海	住家13戸 道路120m	H15.3.31	H22.3.31	Ⅰ-1-0098	B	内海小学校	国道220号 内海港線	小内海線～ 内海2号線
172	青島	内海	大字内海字川北	住家18戸 道路160m	S45.4.20 H9.7.24	H22.3.31	Ⅰ-1-0097	B	内海小学校	国道220号 内海港線	園田岩下線～ 内海2号線
173	青島	内海川北地区	大字内海字川北	住家10戸 道路140m		H22.3.31	土石流 01-201-1-064	A	内海小学校	国道220号 内海港線	山宮線～ 園田岩下線～ 内海2号線
174	木花	前川原-1	大字 加江田 字片ノ田	住家12戸 道路350m		H23.4.25	Ⅰ-1-3049	A	宮崎市自然休養村センター		曽山寺内山2号線～ 加江田権現下線～ 曽山寺内山線～ 内山青島線～ 内山センター線
175	大塚	大塚-2	大塚町乱橋	住家2戸 道路179m	H29.8.24	H24.4.26	Ⅱ-2-0009	B	江南小学校		大塚山ノ城線～ 江南通線～ 江南小学校入口線
176	生目	高蝉-1-新①	大字浮田	住家8戸 道路180m		H27.3.26	Ⅱ-1-4112-新①	A	生目南公民館		生目井倉4号線～ 生目南中1号線
177	生目	高蝉-2	大字浮田	住家9戸 道路250m		H27.3.26	Ⅱ-1-4113	A	生目南公民館	生目浮田線	妙見寺伊勢丸線～ 生目妙見寺1号線～ 生目南中1号線
178	大宮	松島	池内町	住家9戸 道路250m		H30.3.29	Ⅰ-1-3019	A	南方保育園	宮崎高鍋線 宮崎西環状線	池内西1号線～ 南方南1号線
179	大宮	前吾田1	池内町	住家6戸 道路180m		H30.3.29	Ⅰ-1-3022	A	南方保育園	宮崎高鍋線 宮崎西環状線	里道（池内町1191-2地先～1186番地先）～ 和田3号線～ 和田1号線～ 和田2号線～ 南方南1号線
180	住吉	一ノ宮-1-新⑤	大字新名爪	住家15戸 道路160m		H27.3.26	Ⅰ-1-3015-新⑤	A	宮崎北高等学校		陰平西7号線～ 陰平日平線～ 新名爪池内線～ 宮崎北高校線
181	住吉	蓮ヶ池	大字芳士	住家5戸 道路50m		H27.3.26	Ⅱ-1-4001	A	住吉南小学校		蓮ヶ池団地1号線～ 蓮ケ池線～ 花ヶ島通線～ 蓮ケ池金吹山線
182	大淀	山ノ城3-新①	北川内町	住家7戸 道路50m		H30.3.29	Ⅱ-1-4207-新①	A	古城小学校	宮崎田野線	里道（古城町5516番地先～5565-1地先）～ 大塚山城線～ 古城山ノ城線
183	木花	木花-4-新①	大字熊野	住家5戸 公民館1戸 道路120m		R2.2.6	Ⅰ-1-0083-新①	A	木花公民館	勢田木崎線	木崎権現山2号線～ 木花小桜川線～ 木花椿山南2号線
184	大宮	後吾田3	池内町	住家8戸 道路80m		H30.3.29	Ⅱ-1-4069	A	池内小学校	宮崎高鍋線 宮崎西環状線	池内後吾田2号線～ 池内後吾田線～ 和田2号線～ 和田1号線～ 和田7号線
185	生目	小反田-新①	大字小松	住家22戸 道路22m		H30.3.29	Ⅱ-1-4117-新①	B	生目中学校		六反田線～ 六反田2号線
186	本郷	郡司分中ノ迫-2	大字郡司分	住家11戸 道路43m		H25.4.18	Ⅱ-1-4154	A	西山崎センター	城ケ崎清武線	中ノ迫北線～ 中ノ迫線

（２）人工崖

番号	県番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	土砂法指定		危険度
						指定年月日	区域番号	
1	2	大宮	下北方－１	下北方町陣の平	住家26戸 市道270m	H30.1.22	Ⅰ-2-0005	A
2	3	大宮	平和が丘西町－１	平和が丘西町	住家7戸 市道60m	H27.8.20	Ⅰ-2-0003	B
3	4	大宮	平和が丘東町	平和が丘東町	住家11戸 市道170m	H27.8.20	1-2-0002	C
4	5	大宮	平和が丘西町－２	平和が丘西町	住家278戸 市道350m	H27.8.20	Ⅰ-2-0004	B
5	30	北	野首－２	大字瓜生野字野首	住家1戸			C
6	31	北	柏田	大字瓜生野字柏田	住家2戸			C
7	32	北	上野	大字瓜生野字上野	住家4戸			B
8	33	北	柿木原	大字大瀬町字柿木原	住家2戸			B
9	6	生目	平和	大字細江字平和	住家4戸			A
10	7	生目	石ノ迫	大字跡江字石ノ迫	住家1戸			B
11	15	大塚台	大塚台	大塚台東1丁目	住家8戸	H27.3.26	Ⅰ-2-0093	B
12		大塚台	大塚台西	大塚台西	住家6戸 市道150m	H27.8.20	Ⅰ-1-0099	B
13	8	大塚	もみじケ丘団地	大塚町字権現前	住家10戸 市道150m	H30.3.29	Ⅰ－２－0014	A
14		大塚	福島京園	江南3丁目	住家16戸 市道100m	H30.3.5	Ⅰ-2-0007	C
15	10	大塚	大塚町－１	大坪町字寺山大迫	住家9戸 市道100m	H30.3.5	Ⅰ-2-0007	B
16		大淀	城福寺	北川内町字城福寺	住家3戸	H20.1.31	Ⅱ-2-0318	A
17	9	大淀	北川内	北川内町字中岡	住家3戸 市道80m	H20.1.31	Ⅱ-1-4194	B
18	13	大淀	谷川町	谷川3丁目	住家13戸 県道150m	H29.3.23	Ⅰ-2-0010	C
19	14	大淀	大坪町－２	大坪西２丁目	住家2戸 市道150m	H30.3.29	Ⅰ-2-0011	C
20	35	大淀	江南団地	大坪西２丁目	住家5戸	H20.1.31	Ⅰ-2-0011	A
21	17	大淀	古城町	古城町字持田	住家3戸	H20.1.31 H30.3.29	Ⅱ-1-4196	B
22	18	赤江	月見ケ丘6次団地	月見ケ丘3丁目	住家1戸 農道50m	R1.9.24	Ⅰ-2-0208	C
23	19	本郷	茜団地	大字郡司分字松葉ヶ迫	住家1戸			A
24	20	赤江	月見ケ丘団地	月見ケ丘3丁目	住家2戸	R1.9.24	Ⅰ-2-0209	C
25	21	本郷	希望ケ丘－２	大字本郷南方字小迫	住家1戸 幼稚園1			C

番号	県番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	土砂法指定		危険度
						指定年月日	区域番号	
26	23	本郷	希望ケ丘	希望ケ丘1丁目	住家19戸	H24.4.26	Ⅰ-2-0095	A
27	24	本郷	南ケ丘団地	本郷2丁目	住家3戸	H24.4.26	Ⅰ-2-2043	A
28	25	本郷	南ケ丘－2	本郷1丁目	住家12戸	H24.4.26	Ⅰ-2-0016	A
29	26	赤江	月見ケ丘6丁目	月見ケ丘6丁目	住家8戸	R1.9.24	Ⅱ-2-0015	B
30	27	本郷	松ケ迫	大字本郷南方字松ケ迫	住家2戸	H24.4.26	Ⅰ-1-3060	B
31	36	本郷	本郷1丁目	本郷1丁目	住家4戸 市道100m	H24.4.26	Ⅰ-2-0016	C
32		本郷	本郷北方－2	大字本郷北方字池田	住家21戸 道路120m	H25.4.18	Ⅰ-1-0075	A
33		本郷	希望ヶ丘	希望ヶ丘3丁目	住家2戸			B
34		大塚	大塚町池ノ内	大塚町池ノ内	住家3戸			B

（３）その他

番号	県番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	土砂法指定		危険度
						指定年月日	区域番号	
1		木花	加江田庵ノ下	大字加江田字庵ノ下	住家 8戸 （開発行為）	H23.4.25	Ⅰ-1-3049 Ⅰ-1-3049-新①～⑤	A

02 佐土原区域の急傾斜地（自然崖、人工崖）

（１）自然崖

番号	県番号	箇所名	位置	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
1	139	上町	佐土原町 下田島上町	住家5戸、 道路60m、 幼稚園1		H24.4.26	Ⅰ－Ⅰ-0139 Ⅰ－Ⅰ-3089	A	広瀬 小学校	宮崎 インター 佐土原線	広小入口線・ 広瀬神社東側線・ 上町平小牧線
2	142	鳥越-1	佐土原町 下田島久谷・ 梅野	住家20戸、 道路390m	H5.2.25	H24.4.26	Ⅰ-1-0142	B	佐土原 体育館		野下休 左衛門松線～ 春日台1号線
3	170	鳥越-2	佐土原町 下田島久谷	学校1		H24.4.26	Ⅰ-1-0170 Ⅰ-1-0170-新①	A	佐土原 体育館		光ヶ丘梅野通線～ 春日台1号線
4	140	垂門	佐土原町 下田島南松小路・ 広瀬台	住家23戸、 道路360m	S62.7.10	H24.4.26	Ⅰ-1-0140-1 Ⅰ-1-0140-2	A	佐土原 総合文化 センター	宮崎 インター 佐土原線	広瀬台4号線、 広瀬台14号線～ 垂門線～ 松小路2号線～ 佐土原駅那珂線
5	141	野下-1	佐土原町 下田島梅野・宮本	住家59戸、 道路400m、 保育所		H25.4.18	Ⅰ-1-0141	B	佐土原 体育館		野下線～ 春日台1号線
6	150	野下-2	佐土原町 下田島梅野・久谷	住家10戸、 道路200m		H24.4.26 H25.4.18	Ⅰ-1-0150 土石流 01-303-1-001	A	佐土原 体育館		光ヶ丘梅野通線～ 春日台1号線

番号	県番号	箇所名	位置	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
7	149	田島	佐土原町 下田島田島	住家3戸、 道路150m				B	佐土原地区交流センター	宮本 新町線・ 宮崎 高鍋線・ 219号線	
8	2053	久谷	佐土原町 下田島久谷	住家5戸、 道路200m		H24.4.26	Ⅰ-1-2053	C	佐土原体育館		松小路 江原1号線～ 春日台1号線
9	138	岡-1	佐土原町 下那珂岡・北園	住家24戸、 道路150m、				B	広瀬西小学校	佐土原 国富線	広瀬西小学校線
10	151	岡-2	佐土原町 下那珂成枝	住家3戸、 道路120m				B	広瀬西小学校	佐土原 国富線	中原線～ 広瀬西小学校
11	4341	岡-3	佐土原町 下那珂成枝	住家2戸				B	広瀬西小学校	佐土原 国富線	中原線～ 広瀬西小学校
12	134	追手	佐土原町 上田島追手・ 東春田	住家8戸、 道路250m、 神社1、 保育所1		H24.4.26	Ⅰ-1-0134 Ⅲ-1-9261	A	佐土原小学校	219号線	佐小南通線
13	161	追手-2	佐土原町 上田島追手・ 西野久尾	住家23戸、 道路200m、 防火水槽1				A	佐土原地区交流センター	宮崎 高鍋線	今坂1号線、 今坂4号線、 今坂9号線、 今坂10号線、 今坂11号線
14	135	野久尾-1	佐土原町 上田島西野久尾	住家5戸、 道路50m	S45.4.20	H28.2.18	Ⅰ-1-0135	B	佐土原西体育館		西野久尾船野線
15	143	東十	佐土原町 上田島万十・ 下八蚊	住家15戸、 道路190m、 神社1、 寺社1	S45.4.20	H24.4.26	Ⅰ-1-0143	A	佐土原小学校	宮崎 高鍋線	
16	162	本町	佐土原町 上田島下八蚊	住家2戸、 道路25m、 幼稚園1、 寺院1		H24.4.26	Ⅰ-1-0143	A	佐土原小学校		今坂東十線～ 八日町線～ 佐小南通線
17	165	野久尾-2	佐土原町 上田島西野久尾	学校1		H28.2.18	Ⅰ-1-0165	B	佐土原中学校		
18	169	三迫谷-1	佐土原町 上田島西野久尾	住家4戸				A	佐土原中学校		西野久尾船野線
19	172	田中前	佐土原町 上田島田中	住家1戸、 道路150m、 寺院1		H24.4.26	Ⅰ-1-0143	B	佐土原小学校	宮崎 高鍋線	大光寺線～ 宝塔山公園線
20	173	三迫谷-2	佐土原町 上田島西野久尾	住家6戸、		H28.2.18	Ⅰ-1-0173	B	佐土原中学校		城山線～ 西野久尾船野線
21	3085	西野久尾-1	佐土原町 上田島西野久尾	住家14戸、 道路170m		H28.2.18	Ⅰ-1-3085	A	佐土原中学校		西野久尾2号線～ 西野久尾船野線
22	－	三迫谷(2)	佐土原町 上田島西野久尾	住家13戸				A	佐土原中学校		西野久尾船野線
23	167	巨田-1	佐土原町 上田島巨田	住家5戸、 道路210m		H28.4.28	Ⅰ-1-0167	A	佐土原小学校	札の元 佐土原線・ 219号線	巨田2号線、 巨田7号瀬～ 佐小南通線
24	168	巨田-2	佐土原町 上田島巨田	道路60m、 神社1		H28.4.28	Ⅲ-1-0168	B	佐土原小学校	札の元 佐土原線・ 219号線	巨田仲間原線～ 佐小南通線
25	136	下村-1	佐土原町 東上那珂下村	住家10戸、 道路160m		H29.2.23	Ⅰ-1-0136	B	那珂地区公民館	219号線・ 佐土原 国富線	叶迫線
26	155	下村-2	佐土原町 東上那珂下村	住家5戸、 道路330m、 消防車庫1		H29.2.23	Ⅰ-1-0155 Ⅰ-1-0155-新①	B	那珂地区公民館	219号線・ 佐土原 国富線	下村1号線、 下村7号線
27	144	井上	佐土原町 東上那珂井上	住家15戸、 道路300m、 防火水槽1、 公民館1	S45.4.20			C	那珂地区公民館	宮崎 高鍋線	
28	145	新宮	佐土原町 東上那珂新宮	住家7戸、 道路370m、 防火水槽1	H1.2.21	H29.3.23	Ⅰ-1-0145	A	那珂地区公民館	宮崎 高鍋線	新宮年居線～ 花立新宮線
29	146	江原	佐土原町 東上那珂江原	住家20戸、 道路320m、 公民館1、 防火水槽1	S45.4.20 H2.3.20	H29.2.23	Ⅰ-1-0146	B	那珂地区公民館	219号線・ 宮崎 高鍋線	松小路江原3号線

【急傾斜地崩壊危険箇所】

番号	県番号	箇所名	位置	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
30	147	津倉	佐土原町 東上那珂津倉	住家18戸、 道路370m	H16.3.22	H29.2.23	Ⅰ-1-0147	A	那珂地区 公民館	219号線・ 宮崎 高鍋線	松小路江原3号線
31	148	年居-1	佐土原町 東上那珂年居	住家6戸、 道路250m		H26.5.15	Ⅰ-1-0148-1 Ⅰ-1-0148-2	B	黒田地区 学習等 供用施設	219号線	黒田年居1号線～ 花立新宮線～ 一里松新木線
32	152	年居-2	佐土原町 東上那珂年居	住家8戸、 道路350m、 公民館1	S45.4.20	H26.5.15	Ⅰ-1-0152-1, Ⅰ-1-0152-2 Ⅰ-1-0152-3, Ⅰ-1-0152-4	A	黒田地区 学習等 供用施設	219号線	黒田年居1号線～ 花立新宮線～ 一里松新木線
33	153	年居-3	佐土原町 東上那珂年居	住家17戸、 道路400m、 神社1		H26.5.15	Ⅰ-1-0153-1, Ⅰ-1-0153-2	A	黒田地区 学習等 供用施設	219号線	黒田年居1号線～ 花立新宮線～ 一里松新木線
34	154	伊倉	佐土原町 東上那珂伊倉	住家5戸、 道路100m				A	那珂地区 公民館	宮崎 高鍋線	東上那珂2149番地 先～同2122番地先 里道
35	3093	年居-4	佐土原町 東上那珂年居	住家5戸、 道路180m		H26.5.15	Ⅱ-1-3093	A	黒田地区 学習等 供用施設	219号線	黒田年居1号線～ 花立新宮線～ 一里松新木線
36	4346	年居-5	佐土原町 東上那珂年居	住家2戸、 道路120m		H26.5.15	Ⅱ-1-4346-1, Ⅱ-1-4346-2	B	黒田地区 学習等 供用施設	219号線	黒田年居1号線～ 花立新宮線～ 一里松新木線
37	4330	黒田	佐土原町 東上那珂黒田	住家1戸、 道路202m		H26.5.15	Ⅱ-1-4330-1, Ⅱ-1-4330-2	B	黒田地区 学習等 供用施設	219号線	花立新宮線～ 一里松新木線
38	4330	黒田-新①	佐土原町 東上那珂黒田	神社1、 道路183m		H26.5.15	Ⅱ-1-4330-新①	B	黒田地区 学習等 供用施設	219号線	花立新宮線～ 一里松新木線
39	163	信成町	佐土原町 東上那珂信成町	住家9戸、 道路100m、 学校1		H22.3.4	Ⅰ-1-0163-1 Ⅰ-1-0163-2	C	那珂地区 公民館	宮崎 高鍋線	河原田線
40	164	岩見堂	佐土原町 東上那珂岩見堂	住家7戸、 道路100m		H29.2.23	Ⅰ-1-0164 Ⅰ-1-0164-新①	B	那珂地区 公民館	219号線・ 宮崎 高鍋線	
41	156	北伊倉-1	佐土原町 東上那珂北伊倉	住家3戸、 道路140m		H22.3.4	Ⅰ-1-0156-1 Ⅰ-1-0156-2	A	那珂地区 公民館	福王寺 佐土原線・ 佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	
42	157	北伊倉-2	佐土原町 東上那珂北伊倉	住家7戸、 道路320m、 公民館1		H22.3.4	Ⅰ-1-0157-1, Ⅲ-1-9292 Ⅰ-1-0157-2	A	那珂地区 公民館	福王寺 佐土原線・ 佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	
43	166	北伊倉-3	佐土原町 東上那珂北伊倉	住家4戸、 道路140m	H4.2.28	H22.3.4	Ⅱ-1-0166	B	那珂地区 公民館	佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	
44	3092	伊倉-1	佐土原町 東上那珂北伊倉	住家5戸、 道路100m		H22.3.4	Ⅰ-1-3092-1	A	那珂地区 公民館	佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	
45	137	山田	佐土原町 西上那珂小永野	住家4戸、 道路150m		H30.2.8	Ⅱ-1-0137 Ⅱ-1-0137-新①	A	那珂地区 公民館	佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	
46	159	下浦下-1	佐土原町 西上那珂下浦下	住家7戸、 道路200m、 公民館1	H6.10.27	H30.2.8	Ⅰ-1-0159	A	那珂地区 公民館	佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	船野下浦下線
47	158	下浦下-2	佐土原町 西上那珂下浦下	住家3戸、 道路100m		H30.2.8	Ⅱ-1-0158	A	那珂地区 公民館	佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	下浦下長園原線～ 船野下浦下線
48	4316	下浦下-5	佐土原町 西上那珂下浦下	住家4戸、 道路250m		H30.2.8	Ⅱ-1-4316	B	那珂地区 公民館	佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	久保土下浦線～ 船野下浦下線
49	4318	下浦上	佐土原町 西上那珂下浦上	住家5戸、 道路100m		H30.2.8	Ⅱ-1-4318	A	那珂地区 公民館	佐土原 国富線・ 宮崎 高鍋線	下浦上2号線～ 西那珂神社 下浦上線～ 船野下浦下線
50	160	船野	佐土原町 西上那珂船野	住家12戸、 道路640m		H30.2.8	Ⅰ-1-0160	B	佐土原 中学校		久保土下浦線～ 西野久尾船野線

番号	県番号	箇所名	位置	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
51	171	上浦下	佐土原町 西上那珂上浦下	住家4戸、 道路120m				B	那珂地区公民館	佐土原国富線・宮崎高鍋線	久保土下浦線～西野久尾船野線
52	2054	平等寺	佐土原町 西上那珂平等寺	住家3戸		H22.3.4	Ⅱ-1-2054 土石流 01-303-2-009	B	那珂地区公民館	佐土原国富線・宮崎高鍋線	
53	2054	久保土-1-2	佐土原町 上田島	住家7戸			Ⅰ-1-3084-2	B	佐土原中学校		久保土下浦線～西野久尾船野線

（２）人工崖

番号	県番号	箇所名	位置	予想される被害	指定年月日	危険度
1	21	旭町	佐土原町下田島南松小路	住家7戸、道路100m		B
2	23	松小路	佐土原町下田島北松小路	住家30戸、道路350m		A
3	24	開地田	佐土原町上田島西春田	住家23戸、道路150m		A
4	97	江原-2	佐土原町東上那珂江原	住家9戸、道路120m		B

03 田野区域の急傾斜地（自然崖）

番号	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
					指定年月日	区域番号			国県道	市道
1	上倉谷	上倉谷	住家1戸 道路あり				A	田野中学校	日南高岡線	倉谷線
2	下倉谷	下倉谷	住家4戸 道路あり		R2.6.4	Ⅱ-1-0121 Ⅱ-1-4262	A	田野中学校	日南高岡線	
3	持田	持田	住家3戸 道路あり		R2.6.4	Ⅱ-1-0122	A	田野中学校	鰐塚山田野停車場線 日南高岡線	
4	八重	八重	住家14戸 道路あり		R2.6.4	Ⅰ-1-0123	A	西地区公民館		門石八重線～ 松坂八重線～ 麓梅谷線
								田野体育館	日南高岡線 宮崎田野線	門石八重線～松坂八重線～ 三角寺松山線、 光団地県道線、体育館通り線
5	八重	八重	住家2戸 道路あり				B	西地区公民館		権現谷線～ 松坂八重線～ 麓梅谷線
								田野体育館	日南高岡線 宮崎田野線	権現谷線～松坂八重線～ 三角寺松山線、 光団地県道線、体育館通り線
6	井倉	井倉	住家10戸 道路あり		H30.3.29	Ⅰ-1-0125	B	田野小学校		井倉尾平線～ 下井倉線～ 桜町通り線
7	下井倉	下井倉	住家20戸 道路あり	S61.10.11	H30.3.29	Ⅰ-1-0126	B	田野小学校		三角寺下井倉線、下井倉中道線、 下井倉2号線、公園通り井倉線、 公園通り線、下井倉線～桜町通り線
8	片井野	片井野	住家12戸	H2.12.2	H28.2.18	Ⅰ-1-0127	A	七野小学校	国道269号	片井野中道線～片井野線～ 南畑長畑線、長畑片井野線～ 片井野天神線～七野片井野線、 麓梅谷線

番号	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
					指定年月日	区域番号			国県道	市道
9	崩ノ下	崩ノ下	住家3戸		H30.3.29	Ⅱ-1-0130	A	田野中学校	鰐塚山田野停車場線 日南高岡線	井倉築地原線、筑地原線、 中渡瀬通り線、中渡瀬線
10	陣ノ元	陣ノ元	住家7戸		H28.4.28	Ⅰ-1-0131	A	田野体育館	日南高岡線 宮崎田野線	光団地県道線、体育館通り線
11	野崎	野崎	住家11戸 道路2箇所		R2.6.4	Ⅱ-1-0132	A	西地区公民館		野崎2号線～野崎線～ 松坂八重線～麓梅谷線
								田野体育館	日南高岡線 宮崎田野線	野崎2号線～野崎線～ 松坂八重線～三角寺松山線、 光団地県道線、体育館通り線
12	学ノ木原	学ノ木原	住家6戸 道路あり				A	田野小学校		上ノ原学ノ木線～桜町通り線、 麓梅谷線
13	上ノ原	権現山	住家1戸 道路1箇所		H30.3.29	Ⅱ-1-4275	C	西地区公民館		松坂八重線～麓梅谷線
								田野体育館	日南高岡線 宮崎田野線	松坂八重線～上ノ原学ノ木線～ 上ノ原仮屋原線～三角寺松山線～ 光団地県道線～体育館通り線
14	上ノ原	上ノ原	住家5戸 道路1箇所		H30.3.29	Ⅲ-1-9234	A	西地区公民館		上ノ原仮屋原線～上ノ原学ノ木線～ 松坂八重線～麓梅谷線
								田野体育館	日南高岡線 宮崎田野線	上ノ原学ノ木線～上ノ原仮屋原線～ 三角寺松山線～光団地県道線～ 体育館通り線
15	梅谷	梅谷	住家5戸				A	田野小学校		梅谷中道線～梅谷線～麓梅谷線

04 高岡区域の急傾斜地（自然崖）

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
1	内山	東和石-4	高岡町内山字東和石	住家5戸 道路100m		R2.9.24	Ⅱ-1-5780	A	旧去川小学校	国道10号線	和石東2号線～ 和石東1号線～ 去川和石線
2	内山	山下-1	高岡町内山字山下	住家5戸 道路200m 公民館1		R2.9.24	Ⅱ-1-5786	A	旧去川小学校	国道10号線	去川官行線
3	内山	前田-2	高岡町内山字前田	住家5戸 道路200m		H24.12.20	Ⅱ-1-5819 Ⅱ-1-5813	A	旧去川小学校		去川線～ 去川小学校線
4	内山	新開	高岡町内山字新開	住家9戸 道路100m		H24.12.20	Ⅰ-1-0853	A	旧去川小学校	国道10号線	去川新開1号線
5	内山	山下	高岡町内山字山下	住家23戸 道路300m 公民館1	H3.7.2	R2.9.24	Ⅰ-1-0854	A	旧去川小学校	国道10号線	山下4号線、 山下3号線～ 去川官行線
6	内山	南城寺	高岡町内山字南城寺	住家30戸 道路1500m 公民館1	H18.8.14	H28.6.2	Ⅰ-1-0865	A	内山農村研修センター		南城寺前原線、 南城寺西線、 南城寺尾払線～ 南城寺綾界線～ 辻横峰栃線
7	内山	栃	高岡町内山字上の丸	住家28戸 道路580m 体育館1	H15.12.22	H19.4.26	Ⅰ-1-0866	A	内山農村研修センター	高岡綾線	樋渡線～栃線～ 辻横峰栃線
8	内山	新田	高岡町内山字岡元	住家5戸 道路180m	S61.10.11	R2.9.24	Ⅰ-1-0869	A	内山農村研修センター	高岡綾線	新田中央線～ 辻横峰栃線
9	内山	新田	高岡町内山字新田	住家14戸 道路300m	S61.10.11 H18.10.26（追加）	R2.9.24	Ⅰ-1-0870	A	内山農村研修センター	高岡綾線	新田線～ 新田中央線～ 辻横峰栃線
10	内山	浜子-1	高岡町内山字浜子	住家14戸 道路500m		H23.3.31	Ⅰ-1-3340	A	高岡交流プラザ	高岡綾線 国道10号線 国道268号線	原ノ園尾頭1号線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
11	内山	尾谷	高岡町 内山字 高手原	住家11戸 道路200m		H19.4.26	Ⅰ-1-0879	A	天ヶ城公園 体育館	赤谷 橋山線	尾谷1号線～ 公園通線
12	内山	尾谷	高岡町 内山字 尾谷浜子	住家5戸 道路120m	H16.3.4	R2.9.24	Ⅰ-1-0878	A	天ヶ城公園 体育館	赤谷 橋山線	尾谷1号線～ 公園通線
13	内山	寺田	高岡町 内山 字寺田	住家34戸 道路160m		R2.9.24	Ⅰ-1-0880	A	天ヶ城公園 体育館		
14	内山	大迫	高岡町 内山 字大迫	道路80m		R2.9.24	Ⅰ-1-3333	A	高岡 小学校		柳3号線～ 柳1号線～ 中村学校通線
15	内山	中尾	高岡町 内山 字中尾	住家13戸 道路400m		H28.6.2	Ⅰ-1-0886	A	高岡 中学校		飯田公民館線～ 中尾1号線～ 雁ヶ峰中尾1号線
16	内山	西和石 -2	高岡町 内山字 西和石	住家7戸 道路230m		R2.9.24	Ⅱ-1-5781 Ⅱ-1-5797	A	旧去川 小学校	国道10号線	和石西1号線～ 去川和石線
17	内山	和石	高岡町 内山字 東立石	住家10戸 道路120m		R2.9.24	Ⅰ-1-0850	A	旧去川 小学校	国道10号線	和石西1号線～ 去川和石線
18	内山	去川 -2	高岡町 内山 字去川	住家4戸		H24.12.20	Ⅲ-1-9537	A	旧去川 小学校		去川新開1号線～ 去川線～ 去川小学校線
19	内山	前田	高岡町 内山 字前田	住家14戸 道路200m		H24.12.20	Ⅰ-1-0852	A	旧去川 小学校	国道10号線	去川線～ 去川和石線
20	内山	板ヶ 八重 -1	高岡町 内山字 板ヶ八重	住家7戸 道路200m		H28.6.2	Ⅰ-1-3335	A	内山 農村研修 センター		板ヶ八重西3号線～ 板ヶ八重西2号線～ 板ヶ八重西1号線～ 板ヶ八重牛ヶ谷線～ 新田中央線～ 辻横峰栴線
21	内山	川原	高岡町 内山字 顕本瀬	住家8戸 道路180m		H19.4.26	Ⅰ-1-0924	B	天ヶ城公園 体育館	赤谷橋山線	公園通線
22	内山	石代	高岡町 内山 字石代	住家11戸 道路150m		H28.6.2	Ⅰ-1-0881	A	高岡 中学校		石代3号線～ 石代1号線～ 雁ヶ峰中尾1号線
23	内山	和石	高岡町 内山字 八久保	道路550m 公民館1		R2.9.24	Ⅰ-1-0851外 (06-381- 2-009)外	A	旧去川 小学校	国道10号線	去川和石線
24	内山	石代	高岡町 内山 字石代			H30.3.5 R3.12.9	Ⅰ-1-0925	A	高岡 中学校		石代4号線～ 石代3号線～ 石代1号線～ 雁ヶ峰中尾1号線
25	内山	新保 -2	高岡町 内山 字新保	住家2戸 道路100m		R2.9.24	Ⅱ-1-5783外	A	旧去川 小学校	国道10号線	新保線～ 去川官行線
26	五町	柚木崎 -1	高岡町 五町字 柚木崎	住家23戸 道路350m		R2.9.24	Ⅱ-1-5754	A	高岡交流 プラザ	国道10号線 国道268号線	柚木崎梁場4号線
27	五町	さくら 学園	高岡町 五町字 向屋敷	住家5戸		H24.12.20	Ⅰ-1-0863	A	内山 農村研修 センター	高岡綾線	押田1号線～ 桜学園線～ 辻横峰栴線
28	五町	原田	高岡町 五町字 北原田	住家11戸 道路30m 公民館1	H4.2.28	H28.6.2	Ⅰ-1-0867	A	内山 農村研修 センター		原田宮ノ下2号線～ 原田宮ノ下1号線、 原田線～ 赤谷新田線～ 辻横峰栴線
29	五町	原田 -1	高岡町 五町 字原田	住家5戸 道路80m		H28.6.2	Ⅱ-1-5752 Ⅰ-1-0868	A	内山 農村研修 センター		原田宮ノ下1号線～ 原田線～ 赤谷新田線～ 辻横峰栴線
30	五町	田中 -4	高岡町 五町 字田中	住家5戸 道路160m		H28.6.2	Ⅱ-1-5751	A	内山 農村研修 センター	高岡綾線	田中南4号線～ 田中南1号線～ 田中線～ 辻横峰栴線
31	五町	板ヶ 八重 -2	高岡町 五町字 板ヶ八重	住家5戸 道路200m		H28.6.2	Ⅱ-1-5727	B	内山 農村研修 センター		板ヶ八重線～ 板ヶ八重牛ヶ谷線～ 新田中央線～ 辻横峰栴線
32	五町	唐崎 -2	高岡町 五町 字唐崎	住家6戸 道路50m		R2.9.24	Ⅱ-1-5790	A	旧去川 小学校	国道10号線	唐崎1号線
33	五町	唐崎 -3	高岡町 五町 字唐崎	住家2戸		R2.9.24	Ⅱ-1-5794	A	旧去川 小学校	国道10号線	唐崎3号線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
34	五町	田中-3	高岡町五町字田中	住家2戸 道路50m		H28.6.2	Ⅱ-1-5750	A	内山農村研修センター	高岡綾線	田中北1号線～ 田中線～ 辻横峰栂線
35	飯田	横峯-2	高岡町飯田字横峯	住家7戸 道路120m		H28.6.2	Ⅱ-1-5731 Ⅱ-1-0883	A	内山農村研修センター		横峰線～ 辻横峰栂線
36	飯田	横峯-1	高岡町飯田字横峯	住家11戸 道路130m			Ⅱ-1-5730 (06-381-1-038)	A	内山農村研修センター		辻横峰栂支線～ 辻横峰栂線
37	飯田	冷窪	高岡町飯田字冷窪	住家6戸 道路110m		H28.6.2	Ⅱ-1-0885	A	高岡中学校		冷窪線～ 山崎冷窪線～ 雁ヶ峰中尾1号線
38	飯田	山崎-1	高岡町飯田字山崎	住家7戸		H28.6.2	Ⅰ-1-3348	A	高岡中学校	高鍋高岡線	山口2号線～ 山崎冷窪線～ 雁ヶ峰中尾3号線～ 雁ヶ峰中尾1号線
39	飯田	山崎-3	高岡町飯田字山崎	住家9戸		H28.6.2	Ⅱ-1-5733	B	高岡中学校	高鍋高岡線	山口東線～ 飯田区画1の6号線～ 飯田区画1の1号 自転車歩行者道線～ 飯田区画1の4号線～ 雁ヶ峰中尾3号線～ 雁ヶ峰中尾1号線
40	飯田	丸山	高岡町飯田字丸山	住家5戸 道路300m	S45.4.1	H23.3.31	Ⅰ-1-0888 (06-381-1-040)	A	高岡中学校		飯田坂下線、 飯田区画1の10号線～ 飯田区画3の7号線～ 飯田区画3の5号線～ 雁ヶ峰飯田線～ 中村学校通線～ 雁ヶ峰中尾1号線
41	飯田	坂の下	高岡町飯田字坂の下	住家7戸 道路200m		H23.3.31	Ⅰ-1-0890	A	高岡福祉保健センター		飯田区画5の4号線～ 飯田区画5の3号線～ 役場中山線
42	飯田	新開-1	高岡町飯田字新開	住家15戸 道路150m		H28.6.2	Ⅰ-1-3331	A	高岡中学校		辻東2号線～ 辻東1号線～ 山崎冷窪線～ 雁ヶ峰中尾1号線
43	飯田	辻-1	高岡町飯田字辻	住家5戸 道路100m	H16.1.29	H28.6.2	Ⅰ-1-3337	B	高岡中学校		辻北3号線～ 辻横峰栂線～ 山崎冷窪線～ 雁ヶ峰中尾1号線
44	高浜	楠見	高岡町高浜字小畑	住家7戸 道路100m 公民館1		R2.9.24	Ⅰ-1-0875	A	高岡地区農村環境改善センター	赤谷橋山線	楠見線～ 楠見大橋線～ 中村学校通線～ 役場中山線
45	高浜	楠見-3	高岡町高浜字楠見	住家7戸 道路180m		R2.9.24	Ⅱ-1-5765 (06-381-1-002)	A	高岡地区農村環境改善センター	赤谷橋山線	楠見線～ 楠見大橋線～ 中村学校通線～ 役場中山線
46	高浜	高浜	高岡町高浜字茶園堀	住家7戸 道路120m		R2.9.24	Ⅱ-1-0882	A	高岡福祉保健センター	日南高岡線 高鍋高岡線	楠見線～ 役場中山線
47	高浜	萩原	高岡町高浜字萩原	住家10戸 道路200m		R2.9.25	Ⅰ-1-0895	A	穆佐体育館	日南高岡線	萩原線～ 萩原下原線～ 麓門前線
48	高浜	粟野-1	高岡町高浜字粟野	住家4戸 道路100m		H27.12.21	Ⅰ-1-3343	A	高岡福祉保健センター	赤谷橋山線 高鍋高岡線	三月田1号線～ 役場中山線
49	花見	粟野	高岡町花見字粟野	住家18戸 道路100m	S61.10.11	H28.6.2	Ⅰ-1-0891	C	高岡福祉保健センター	木脇高岡線 赤谷橋山線 高鍋高岡線	三月田5号線～ 三月田4号線～ 三月田3号線～ 三月田1号線～ 役場中山線
50	花見	後田	高岡町花見字後田	住家16戸		H28.6.2	Ⅰ-1-0892	A	東高岡体育館		花見山手4号線～ 花見山手3号線～ 花見山手1号線～ 花見1号線～ 竹内線
51	花見	屋敷	高岡町花見字屋敷	住家7戸			Ⅰ-1-0893	A	東高岡体育館		花見中山線～ 花見山手1号線～ 花見1号線～ 竹内線
52	花見	城ヶ峯-2	高岡町花見字城ヶ峯	住家5戸 道路70m	H8.3.29	H28.6.2 R3.11.8	Ⅱ-1-5775 Ⅱ-1-5776	A	東高岡体育館	野首麓線	城ヶ峰北線、 城ヶ峰2号線～ 城ヶ峰1号線～ 花見1号線～ 竹内線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
53	花見	八反	高岡町 花見 字八反	住家5戸 道路100m		H28.6.2	Ⅰ-1-3334 Ⅱ-1-5772	A	東高岡体育館		花見北線～ 花見中山線～ 花見山手1号線～ 花見1号線～ 竹内線
54	浦之名	楠森	高岡町 浦之名 字楠森	住家13戸 道路250m	S50.8.22	H23.3.31	Ⅰ-1-0843	B	共に学ぶ森管理棟		田平楠森線～ 田ノ平瀬越線
55	浦之名	平木場	高岡町 浦之名 字平木場	住家12戸 道路250m	S61.5.2	H29.3.27	Ⅰ-1-0844	B	共に学ぶ森管理棟		平木場2号線～ 平木場1号線～ 田ノ平瀬越線
56	浦之名	田の平	高岡町 浦之名 字田の平	住家6戸 道路180m 保育所1	H12.2.14	H23.3.31	Ⅰ-1-0845	A	高岡交流プラザ	国道268号線	田平1号線～ 田平久木野線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
57	浦之名	左ヶ田	高岡町 浦之名 字平田	住家6戸 道路280m	H1.2.21	H23.3.31	Ⅰ-1-0846	A	高岡交流プラザ	国道268号線	左ヶ田線、 田平二反野原線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
58	浦之名	田之平-3	高岡町 浦之名 字田之平	住家29戸 道路330m		H23.3.31	Ⅱ-1-5745	A	高岡交流プラザ	国道268号線	法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
59	浦之名	田之平-1	高岡町 浦之名 字田之平	住家29戸 道路80m		H23.3.31	Ⅱ-1-5743	A	高岡交流プラザ	国道268号線	左ヶ田線、 田平二反野原線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
60	浦之名	深水	高岡町 浦之名 字松原	住家10戸 道路130m		H28.6.2	Ⅰ-1-0847	A	高岡交流プラザ	国道268号線	深水号5線、 深水6号線～ 深水4号線～ 深水線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
61	浦之名	楠森-2	高岡町 浦之名 字楠森	住家10戸 道路30m		H23.3.31	Ⅱ-1-5739	A	共に学ぶ森管理棟	国道268号線	田平楠森線～ 田ノ平瀬越線
62	浦之名	古宮田-1	高岡町 浦之名 字古宮田	住家5戸 道路130m		H28.6.2	Ⅱ-1-5737	A	高岡交流プラザ	国道268号線	小竹原線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
63	浦之名	中川原	高岡町 浦之名 字中川原	住家7戸 道路100m 小学校1	H14.6.3	H30.3.5 R3.12.9	Ⅰ-1-0849	A	高岡交流プラザ		法ヶ代2号線
64	浦之名	新木場-2	高岡町 浦之名 字新木場	住家5戸 道路120m			Ⅱ-1-5736	A	高岡交流プラザ	国道268号線	新木場3号線～ 久木野小田元線～ 田平久木野線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
65	浦之名	下六-1	高岡町 浦之名 字下六	住家6戸 道路100m	H4.8.25	H24.12.20	Ⅱ-1-5787 Ⅰ-1-0855	A	旧去川小学校	国道10号線	下六線
66	浦之名	小崎	高岡町 浦之名 字小崎	住家5戸 道路80m		H28.6.2	Ⅱ-1-5789 Ⅰ-1-0856 (06-381-1-012)	A	旧去川小学校	国道10号線	面早流小崎線～ 小崎線
67	浦之名	面早流	高岡町 浦之名 字小崎	住家22戸 道路400m 公民館1	H3.7.2	R2.9.24	Ⅰ-1-0857	A	旧去川小学校	国道10号線	面早流2号線～ 面早流1号線、 面早流川畑線
68	浦之名	立矢	高岡町 浦之名 字立矢	住家5戸 道路60m	H4.8.25	R2.9.24	Ⅰ-1-0859	A	高岡交流プラザ	国道268号線	立矢線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
69	浦之名	梁瀬	高岡町 浦之名 字宇都	住家7戸 道路30m		R2.9.24	Ⅰ-1-0861外	A	高岡交流プラザ	国道268号線	川口梁瀬線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
70	浦之名	川口	高岡町 浦之名 字川口	住家11戸 道路290m 体育館1	H10.11.16	R2.9.24	Ⅰ-1-0862	A	高岡交流プラザ	国道10号線、 国道268号線	川口梁瀬線
71	浦之名	楠森-1	高岡町 浦之名 字楠森	住家11戸 道路10m 体育館1		H23.3.31	Ⅱ-1-5720	A	共に学ぶ森管理棟		楠森線～ 田ノ平瀬越線
72	浦之名	押田-3	高岡町 五町 字押田	住家7戸 道路140m		H28.6.2	Ⅱ-1-5723	A	内山農村研修センター	高岡綾線	桁線～ 辻横峰桁線
73	浦之名	押田-2	高岡町 五町 字押田	住家5戸		H28.6.2	Ⅱ-1-5722	A	内山農村研修センター	高岡綾線	押田1号線～ 押田線～ 桁線～ 辻横峰桁線
74	浦之名	川原田	高岡町 浦之名 字宮の下	住家12戸 道路400m	S45.4.1 H8.3.29(追加)	H26.7.14	Ⅰ-1-0871	A	高岡交流プラザ	赤谷橋山線 国道10号線 国道268号線	赤谷東線

【急傾斜地崩壊危険箇所】

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
75	浦之名	浜鈴	高岡町 浦之名 字浜鈴	住家7戸 道路170m	S45.4.1	H26.7.14	Ⅰ-1-2095	A	高岡交流プラザ	赤谷橋山線 国道10号線 国道268号線	赤谷東線
76	浦之名	浦之名山下	高岡町 浦之名 字山下	住家12戸 道路210m	H2.3.30 H7.1.19（追加）	H26.7.14	Ⅰ-1-0872	A	高岡交流プラザ	赤谷橋山線 国道10号線 国道268号線	赤谷東線
77	浦之名	上狩野	高岡町 浦之名 字狩野	住家16戸 道路400m 公民館1	S45.4.1	H26.7.14 R3.12.9	Ⅰ-1-0873	B	高岡地区農村環境改善センター	赤谷橋山線	狩野伊勢原1号線～ 中村学校通線～ 役場中山線
78	浦之名	下狩野	高岡町 浦之名 字橋の口	住家21戸 道路180m	S45.4.1	H26.7.14	Ⅰ-1-0874	A	高岡地区農村環境改善センター	赤谷橋山線	狩野伊勢原2号線、 狩野赤谷線、 狩野東線～ 中村学校通線～ 役場中山線
79	浦之名	田之平	高岡町 浦之名 字雨附	住家6戸 道路100m	H9.4.3	H29.3.27	Ⅰ-1-0922	A	共に学ぶ森管理棟		田ノ平瀬越線
80	浦之名	古宮田-2	高岡町 浦之名 字古宮田	住家8戸 道路100m		H28.6.2	Ⅱ-1-5746	A	高岡交流プラザ	国道268号線	法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
81	浦之名	古宮田-5	高岡町 浦之名 字古宮田	住家8戸 道路50m		H28.6.2	Ⅱ-1-5749	A	高岡交流プラザ	国道268号線	古宮田線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
82	浦之名	古川	高岡町 浦之名 字古川	住家5戸 道路170m		R2.9.24	Ⅱ-1-0923	A	高岡交流プラザ	国道10号線 国道268号線	
83	浦之名	梁瀬	高岡町 浦之名 字高野原	住家5戸 道路80m		R2.9.24	Ⅰ-1-0860	A	高岡交流プラザ	国道268号線	川口梁瀬線～ 法ヶ代1号線～ 法ヶ代2号線
84	浦之名	鵜木	高岡町 浦之名 字鵜木	住家8戸		H23.3.31	Ⅰ-1-3332	A	高岡交流プラザ	国道10号線 国道268号線	赤谷1号線、 赤谷3号線
85	浦之名	赤谷-3	高岡町 浦之名 字赤谷	住家3戸		H23.3.31	Ⅱ-1-5757	B	高岡交流プラザ	国道10号線 国道268号線	
86	浦之名	平木場	高岡町 浦之名 字平木場	住家2戸 道路100m	S61.5.2	H29.3.27	Ⅰ-1-0844	A	共に学ぶ森管理棟		平木場1号線、 平木場2号線～ 田ノ平瀬越線
87	浦之名	楠森	高岡町 浦之名 字楠森	住家2戸 道路180m	S50.8.22	H23.3.31	Ⅰ-1-0843	A	共に学ぶ森管理棟		田平楠森線～ 田ノ平瀬越線
88	浦之名	赤谷-1	高岡町 浦之名 字赤谷	住家10戸 道路100m		H23.3.31	Ⅰ-1-3339	A	高岡交流プラザ	国道268号線	赤谷新田線
89	小山田	小山田	高岡町 小山田 字中の宮	住家12戸 道路350m	S46.3.31 H7.1.19（追加） H11.6.28（追加） H13.5.1（追加）	R2.9.24	Ⅰ-1-0897	A	穆佐体育館	日南高岡線	菰迫2号線、 菰迫3号線、 菰迫4号線、 菰迫5号線、 菰迫6号線、 菰迫7号線～ 菰迫1号線～ 小山田瓜田ダム線～ 麓門前線～ 麓小山田線
90	小山田	麓	高岡町 小山田 字上新城	住家7戸 道路50m		H21.3.23	Ⅱ-1-0904	A	穆佐体育館		麓門前線
91	小山田	深坪	高岡町 小山田 字深坪	住家9戸 道路200m		R2.9.24	Ⅰ-1-0898	A	穆佐体育館	日南高岡線	平1号線、 平2号線、 平3号線～ 永田原線～ 小山田瓜田ダム線～ 麓門前線～ 麓小山田線
92	小山田	水流	高岡町 小山田 字水流	住家6戸 道路170m		R2.9.24	Ⅰ-1-0899	A	穆佐体育館	日南高岡線	麓門前線、 水流1号線～ 麓小山田線
93	小山田	新山	高岡町 小山田 字上新城	住家22戸 道路600m	S45.4.1	H21.3.23	Ⅰ-1-0901	A	穆佐体育館		麓門前線
94	小山田	湯の谷	高岡町 小山田 字横弓場	住家12戸 道路280m	H24.5.17 H26.8.28（追加）	H21.3.23	Ⅰ-1-0903	A	穆佐体育館		湯之谷線～ 麓門前線
95	小山田	湯谷-1	高岡町 小山田 字湯谷	住家7戸 道路150m		H21.3.23	Ⅱ-1-5807	A	穆佐体育館		湯之谷2号線～ 湯之谷線～ 麓門前線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
96	小山田	狢が尾	高岡町 小山田 字狢が尾	住家5戸 道路120m		H21.3.23	Ⅰ-1-0905	A	穆佐体育館		狢ヶ尾線～ 麓門前線
97	小山田	麓	高岡町 小山田 字大津庵	住家5戸 道路150m		H21.3.23	Ⅰ-1-0906	A	穆佐体育館		大津庵3号線～ 大津庵1号線～ 麓門前線 大津庵2号線
98	小山田	麓	高岡町 小山田 字麓	住家16戸 道路300m 小学校1		H20.1.31	Ⅰ-1-0926	A	穆佐体育館		麓門前線、 麓城山線
99	小山田	麓	高岡町 小山田 字麓	住家12戸 道路50m 老人介護施設1		H25.3.14	Ⅰ-1-0900	A	穆佐体育館	日南高岡線	麓小山田線～ 麓門前線
100	小山田	門前	高岡町 小山田 字赤池	住家1戸 道路150m	H3.10	R2.9.24	Ⅰ-1-0896	B	穆佐体育館	日南高岡線	麓門前線、 寺ノ下水流線
101	上倉永	井手山	高岡町 上倉永 字井手山	住家5戸 道路60m		R2.9.24	Ⅰ-1-0909 Ⅰ-1-3336	B	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	木佐1号線、 木佐2号線～ 八久保線
102	上倉永	八反田	高岡町 上倉永 字八反田	住家6戸 道路60m	H5.2.25 H23.10.13（追加）	R2.9.24	Ⅰ-1-0911 （Ⅰ-1-0910）	B	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	八反田1号線、 八反田2号線、 八反田3号線、 八反田4号線～ 八久保線
103	上倉永	川子	高岡町 上倉永 字小丸	住家8戸 道路150m		R2.9.24	Ⅰ-1-0912	A	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	上倉的野線～ 八久保線
104	上倉永	寺迫	高岡町 上倉永 字寺迫	住家16戸 道路530m	H14.1.17	R2.9.24	Ⅰ-1-0917	A	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	寺迫線～ 八久保線
105	上倉永	川子	高岡町 上倉永 字前田	住家6戸 道路150m		R2.9.24	Ⅰ-1-0915	A	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	上倉中原線～ 八久保線
106	上倉永	川子	高岡町 上倉永 字川子	住家5戸 道路150m		R2.9.24	Ⅰ-1-0916	A	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	鬼川内線、 山宮線～ 八久保線
107	上倉永	的野	高岡町 上倉永 字的野	住家8戸 道路250m		R2.9.24	Ⅰ-1-0918 (06-381-1-001)	A	穆佐小学校	高岡 郡司分線 日南高岡線 野首麓線	的野1号線、 的野2号線、 的野3号線～ 上倉的野線～ 八久保線
108	上倉永	川子	高岡町 上倉永 字川子	住家30戸 道路920m	H5.2.25	R2.9.24	Ⅰ-1-0916	A	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	八久保線
109	上倉永	高野-1	高岡町 上倉永 字高野	住家7戸 道路250m		R2.9.24	Ⅱ-1-5802	A	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	八久保線
110	上倉永	的野	高岡町 上倉永 字的野	住家14戸 道路200m	H2.3.30	R2.9.24	Ⅰ-1-0918	A	穆佐小学校	高岡 郡司分線 日南高岡線 野首麓線	的野中央3号線、 的野1号線、 的野2号線、 的野3号線～ 上倉的野線～ 八久保線
111	上倉永	的野-1	高岡町 上倉永 字的野	住家5戸 道路150m	H5.2.25	R2.9.24	Ⅱ-1-5806	B	穆佐小学校	高岡 郡司分線 日南高岡線 野首麓線	的野中央1号線～ 上倉的野線～ 八久保線
112	上倉永	内ノ八重	高岡町 上倉永字 内ノ八重	住家6戸 道路130m 公民館1		R2.9.24	Ⅰ-1-0919	A	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	内之八重1号線～ 八久保線
113	上倉永	柞ノ木橋-2	高岡町 上倉永字 柞ノ木橋	住家4戸		R2.9.24	Ⅱ-1-5821	A	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	八久保線
114	上倉永	川子	高岡町 上倉永 字川子	住家2戸 道路100m		R2.9.24	Ⅰ-1-0916 (06-381-1-003)	B	穆佐小学校	日南高岡線 野首麓線	八久保線
115	下倉永	学頭	高岡町 下倉永 字学頭	住家12戸 道路140m	H20.3.10 H24.5.17（追加）	R2.9.24	Ⅰ-1-0907	A	穆佐小学校	野首麓線	学頭東田1号線
116	下倉永	学頭	高岡町 下倉永 字学頭	住家7戸 道路60m 公民館1	H20.3.10 H24.5.17（追加）	R2.9.24	Ⅰ-1-0908	A	穆佐小学校	野首麓線	学頭1号線
117	紙屋	瀬越	高岡町 紙屋 字奥畑	住家6戸 道路200m		H29.3.27	Ⅱ-1-0841	A	共に学ぶ森管理棟		奥畑2号線～ 奥畑1号線～ 田ノ平瀬越線

番号	地区	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
118	紙屋	瀬越	高岡町 紙屋 字瀬越	住家6戸 道路140m		H29.3.27	Ⅲ-1-9526 (06-381-2-019)	A	共に学ぶ森管理棟		田ノ平瀬越線、 瀬越前田線
119	紙屋	瀬越	高岡町 紙屋 字瀬越	住家5戸 道路200m		H29.3.27	Ⅰ-1-0920	A	共に学ぶ森管理棟		論地線、 田ノ平瀬越線
120	紙屋	瀬越	高岡町 紙屋 字岩下	住家6戸		H29.3.27	Ⅰ-1-0842	A	共に学ぶ森管理棟		赤木1号線～ 田ノ平瀬越線
121	紙屋	瀬越	高岡町 紙屋 字奥畑	住家4戸		H29.3.27	Ⅱ-1-0841 (06-381-2-020)	A	共に学ぶ森管理棟		奥畑1号線、 奥畑2号線～ 田ノ平瀬越線
122	紙屋	瀬越-3	高岡町 紙屋 字瀬越	住家4戸		H29.3.27	Ⅱ-1-5719	A	共に学ぶ森管理棟		論地線～ 田ノ平瀬越線
123	五町	仁田尾―2	高岡町 五町 字仁田尾	住家2戸		R2.9.24	Ⅱ-1-5796	B	旧去川小学校	国道10号線	仁田尾1号線
124	飯田	山口	高岡町 飯田 字山口	住家5戸		H28.6.2	Ⅰ-1-0887-1 Ⅰ-1-0887-2	B	高岡中学校	高鍋高岡線	山口1号線

05 清武区域の急傾斜地（自然崖、人工崖）

（１）自然崖

番号	県番号	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
1	102	木原	字坂ノ下平: 新町1	住家18戸 道路あり		H24.4.26	Ⅰ-1-0102	A	清武体育館	宮崎北郷線・ 高岡郡司分線	グランド線
2	103	船引	字小山: 正手1	住家30戸 道路あり		H24.4.26	Ⅰ-1-0103	A	清武小学校	高岡郡司分線	正手線
3	104	加納	字城内: 上加納1	住家9戸 道路あり				B	加納小学校		正手古門線 船引小学校線
4	105	加納	字城内: 上加納2	住家8戸 道路あり				B	加納小学校		正手古門線 船引小学校線
5	106	船引		住家4戸 道路あり				A	加納小学校	高岡郡司分線	船引小学校線
6	107	船引	字黒北南: 黒北・前ノ下橋～ 安ヶ野入口一帯	住家4戸 道路あり				B	加納小学校	高岡郡司分線・ 宮崎田野線	船引小学校線 黒北庵屋線
7	108	今泉	字沓掛上: 沓掛1	住家2戸 道路あり				B	大久保小学校	国道269号	平山星野原線 沓掛小学校
8	109	今泉	字石坂: 石坂1	住家3戸 道路あり				B	清武中学校	大戸野清武線	正手線
9	2047	船引	字井手ヶ城: 正手・井手ヶ城 国道269号線上一帯	住家6戸 道路あり				B	清武小学校	国道269号・ 高岡郡司分線	正手線
10	111	今泉	字地主: 大久保1	住家14戸				A	大久保小学校	国道269号	町ヶ原小学校線
11	112	木原	字坂ノ下平: 新町・坂ノ下平～ 新町墓地裏一帯	住家3戸 道路あり		H24.4.26	Ⅰ-1-0102	B	清武体育館	高岡郡司分線	新町線 グランド線
12		船引	字黒北南: 黒北・黒北地区 運動場上一帯	住家3戸 道路あり				C	加納小学校	宮崎田野線・ 高岡郡司分線	船引小学校線
13		船引	字牧原: 黒北・牧原一帯 （清武川沿い）	住家0戸 道路あり				A	大久保小学校		前ノ下牧原線 黒北庵屋線 町ヶ原小学校線
14	319	今泉	字松ノ木田: 松ノ木田1	住家3戸				B	清武小学校		松ノ木田下大久保線 見ノ崎谷ノ口線 正手線
15	116	今泉	字平山: 大久保1	住家4戸 道路あり				C	大久保小学校	国道269号	丸目平山線 平山星野原線 沓掛小学校線

番号	県番号	地区名	所在地	予想される被害	指定年月日	土砂法指定		危険度	避難施設	避難道路	
						指定年月日	区域番号			国県道	市道
16	119	加納	字町ノ前: 下加納1	住家10戸 道路あり				B	加納 中学校	宮崎北郷線・ 国道269号	中島大坪前線 年神線 上中野年神線
17	118	船引	字池ノ内: 正手2	住家16戸 道路あり		H24.4.26	Ⅰ-1-0118	A	総合 福祉 センター	高岡郡司分線	西新町今泉線
18	320	船引	字古井手: 船引・ 石場バス停上一帯	住家3戸 道路あり		H20.3.17	Ⅱ-2-0320	A	総合 福祉 センター	高岡郡司分線	西新町今泉線
19	2048	今泉	字下ノ原: 沓掛・下ノ原住宅地 裏一帯	住家6戸 道路あり				A	大久保 小学校	国道269号	平山星野原線 沓掛小学校
20	2049	船引	字園田: 船引・ 稲荷神社前一帯	住家3戸 道路あり				A	加納 小学校		上ノ原船引線 船引小学校線
21		加納	字下岩見田: 南加納・ 南加納公民館 東側裏山一帯	住家0戸 道路あり				A	加納 中学校		南加納槇ノ札線 中島大坪前線 池田台2号線
22	110	加納	字山ノ神: 下中野1	住家2戸 道路あり				A	加納 小学校	宮崎北郷線・ 国道269号	下中野尾ノ下線 かのう台下中野線 上中野年神線
23	113	今泉	字尾平: 尾平1	住家5戸 道路あり				B	大久保 小学校		沓掛尾平線 沓掛小学校線
24	114	今泉	字下ノ原: 沓掛2	住家4戸 道路あり				A	大久保 小学校	国道269号	平山星野原線 沓掛小学校線
25	115	今泉	字松ノ木田: 松ノ木田2	住家6戸 道路あり		H24.4.26	Ⅰ-1-0115	B	清武 小学校		見ノ崎谷ノ口線 正手線
26		今泉	字大久保: 下大久保1	住家1戸 道路あり				B	大久保 小学校		下大久保星ノ原線 大久保町ヶ原線 町ヶ原小学校線
27	117	加納	字町ノ前: 下加納・ ニュー池田台団地 南側斜面	住家5戸 道路あり				B	加納 中学校		大坪前永見取線 加納公園通線
28		今泉	字町ヶ原: 大久保1	住家4戸 道路あり				C	大久保 小学校	国道269号	町ヶ原小学校線
29	2051	木原	字尾ノ下: 新町2	住家8戸 道路あり				A	清武 体育館	宮崎北郷線・ 高岡郡司分線	グランド線
30	4236	船引	字黒北南: 黒北1	住家3戸 道路あり				B	加納 小学校	宮崎田野線・ 高岡郡司分線	船引小学校線
31		今泉	字永ノ原: 上大久保-1	住家5戸 道路あり		H30.3.29	Ⅰ-1-3073	A	大久保 小学校	国道269号	町ケ原小学校線 平山星野原線

（２）人工崖

番号	県番号	地区	所在地・字名	概況	予想される被害	危険度
1		沓掛	清武町今泉:「スカイヒル清武団地」北側斜面・草萩田南	傾斜:40° 長さ:50m 高さ:20m	住家6戸	A
2		沓掛	清武町今泉:「今村ゆきお台」北側斜面・牟田ノ元	傾斜:45° 長さ:50m 高さ:25m	住家6戸	A
3	2050	上中野	清武町加納:「カレッジタウン国際」裏一帯・中ノ尾	傾斜:42° 長さ:115m 高さ:14m	住家17戸	B
4	18	かのう台	清武町加納:団地南側斜面・樋渡	傾斜:42° 長さ:160m 高さ:17m	住家30戸	C
5	19	かのう台	清武町加納:団地東側斜面・屋敷下	傾斜:30° 長さ:150m 高さ:9m	住家24戸	C
6	19	中ノ尾	清武町加納:上中野・かのう台先人廟裏	傾斜:40° 長さ:60m 高さ:22m	住家7戸	C

01 旧宮崎市の土石流危険渓流

番号	県番号	地区名	河川名	渓流名	所在地	予想される被害	土砂法指定		備考	危険度
							指定年月日	区域番号		
1	28	住吉	石崎川	焼面谷	広原姿	住家5戸	H27.8.20	01-201-1-010		C
2	25	住吉	石崎川	極楽寺谷1	広原山下	住家5戸	H29.2.23	01-201-2-006	砂防ダム	C
3	26	住吉	石崎川	極楽寺谷2	広原極楽寺	住家9戸 公民館	H29.2.23	01-201-1-009		C
4	01-2-003	住吉	石崎川	小坂本谷	広原小坂本	住家1戸				B
5	27	住吉	石崎川	菅牟田谷2	広原菅牟田	専門学校				B
6	34	住吉	住之江川	菅牟田谷	広原菅牟田	住家7戸				A
7	33	住吉	住之江川	広原谷	広原菅牟田	住家5戸				B
8	32	住吉	住之江川	麓谷3	広原雲薗	住家5戸	R1.7.18	01－201－1－006	砂防ダム	C
9	31	住吉	住之江川	麓谷2	広原雲薗	住家9戸	R1.7.18	01－201－1－005		C
10	30	住吉	住之江川	麓谷1	広原二階平	住家6戸	R1.7.18	01－201－1－004	砂防ダム	B
11	29	住吉	住之江川	二階下谷	広原二階平	住家5戸				B
12	35	住吉	新名爪川	日平谷	新名爪志戸前	住家5戸	R1.7.18	01－201－1－001		A
13	20	大宮	新別府川	吾田谷川	池内町麓	住家8戸	H19.4.26	01-201-1-016-1 01-201-1-016-2		A
14	22	大宮	新別府川	吾田谷3	池内町後吾田	住家12戸	H19.4.26	01-201-1-014		B
15	21	大宮	新別府川	吾田谷2	池内町後吾田	住家5戸	H27.3.26	01-201-1-015		B
16	23	大宮	新別府川	吾田谷4	池内町崎ノ湯	住家6戸	H27.3.26	01-201-1-013		B
17	13	大宮	新別府川	立野下谷	池内町立野下	住家5戸	H30.3.29	01－201－1－023		A
18	14	大宮	新別府川	土川谷前迫	池内町土川	住家10戸	H30.3.29	01-201-1-022		A
19	15	大宮	新別府川	数太木1	池内町数太木	住家6戸 病院	H19.4.26	急傾斜Ⅱ-1-4058		C
20	17	大宮	新別府川	数太木2	池内町寺前	住家7戸 公民館	H30.3.29	01-201-1-019		C
21	16	大宮	新別府川	小鹿黒谷	池内町小鹿黒	住家7戸	H30.3.29	01-201-1-021		B
22	19	大宮	新別府川	松元谷	池内町松元	住家6戸	H30.3.29	01-201-1-017		B
23	18	大宮	新別府川	天神谷川	池内町天神面	住家5戸	H30.3.29	01-201-1-018-1		A
24	24	大宮	新別府川	垣下谷	南方町垣下	住家7戸	H30.3.29	01-201-1-012		B
25	2	瓜生野	瓜生野川	竹篠谷	瓜生野竹篠	住家19戸	H27.2.18	01-201-1-037		A
26	1	瓜生野	瓜生野川	浦田谷	大瀬町浦田	住家4戸 公民館	H27.8.20	01-201-1-038	砂防ダム	B
27	3	瓜生野	大淀川	上北方谷1	上北方町岩戸前	住家6戸	H30.3.29	01－201－2－020		B
28	4	瓜生野	大淀川	上北方谷2	上北方町立喰	住家5戸				C
29	7	生目	宮ノ下川	生目谷川	生目圧無田	住家10戸				A
30	01-2-002	生目	宮ノ下川		生目	住家6戸				C
31	5	生目	大谷川	彦野谷川	細江彦野	住家13戸	H27.4.28	01-201-1-032	砂防ダム	A

番号	県番号	地区名	河川名	渓流名	所在地	予想される被害	土砂法指定		備考	危険度
							指定年月日	区域番号		
32	6	生目	大谷川	栗下谷川	浮田栗下	住家5戸	H27.4.28	01-201-1-030		C
33	8	生目	六反田川	風穴谷川	上小松風穴	住家13戸				A
34	9	大淀	古城川	谷口谷	北川内町谷口	住家22戸	H30.3.29	01-201-1-025		B
35	12	大淀	古城川	城福寺谷	北川内町城福寺	住家6戸 公民館	H30.3.29	01-201-2-014		B
36	11	大淀	古城川	中岡谷	北川内町中岡	住家5戸	H20.1.31	01-201-1-026		B
37	10	大淀	古城川	釘崎谷	北川内町釘崎	住家5戸	H20.1.31	01-201-1-024		C
38	42	木花	加江田川	中島谷	加江田中島	住家6戸	H23.4.25	01-201-1-044		A
39	01-2-005	木花	加江田川	上中原谷	加江田上中原	住家18戸			砂防ダム	B
40	01-2-028	木花	加江田川	竹之内川	鏡洲竹之内	住家35戸 県道塩鶴木崎線	H30.3.29	01-201-2-028-新①	砂防ダム	A
41	40	木花	加江田川	小河内谷	鏡洲小河内	住家7戸	H23.4.25	01-201-1-046	砂防ダム	A
42	39	木花	加江田川	村内谷2	鏡洲小河内	住家8戸	H23.4.25	01-201-1-045		B
43	38	木花	加江田川	村内谷	鏡洲村内	住家6戸	H23.4.25	01-201-1-050	砂防ダム	A
44	36	木花	加江田川	塩鶴谷2	鏡洲塩鶴	住家8戸 公民館	H23.4.25	01-201-1-049	砂防ダム	A
45	37	木花	加江田川	塩鶴谷	鏡洲塩鶴	住家7戸	H23.4.25	01-201-2-031		B
46	41	木花	加江田川	丸野谷	鏡洲丸野	住家6戸	H23.4.25	01-201-2-032		A
47	43	木花	深田川	片ノ田谷1	加江田片ノ田	地殻変動観測所	H23.4.25	01-201-1-042		A
48	44	木花	深田川	片ノ田谷2	加江田片ノ田	住家5戸	H18.9.11 R2.2.6	01-201-2-025		A
49	45	木花	深田川	片ノ田谷3	加江田片ノ田	住家8戸	H27.3.26	01-201-2-023		A
50	01-2-006	木花	深田川	片ノ田谷4	加江田片ノ田	住家5戸	H27.3.26	01-201-2-023-新①		B
51	46	木花	知福川	内山谷	加江田内山	自然休養村				B
52	47	青島	突浪川	市中谷	青島5丁目	住家1戸 小学校	H22.3.31	01-201-1-053		A
53	49	青島	突浪川	平田谷	青島6丁目	住家5戸	H22.3.31	01-201-2-034		A
54	54	青島	突浪川	黒石谷川	折生迫白浜	住家14戸	H22.3.31	01-201-1-055	砂防ダム	B
55	55	青島	突浪川	坂元谷川	折生迫坂谷	住家13戸	H22.3.31	01-201-1-057	砂防ダム	B
56	48	青島	突浪川	堤谷	折生迫堤	住家16戸	H22.3.31	01-201-1-052		B
57	52	内海	小内海川	南大谷川	内海小内海	住家7戸	H22.3.31	01-201-1-064	砂防ダム	A
58	53	内海	小内海川	大脇谷川	内海小内海	住家9戸	H22.3.31	01-201-1-063		A
59	50	内海	内海川	畑田谷川	内海畑田	住家13戸	H22.3.31	01-201-1-060	砂防ダム	A
60	51	内海	内海川	内海谷川	内海	住家11戸	H22.3.31	01-201-1-059	砂防ダム	A
61	56	内海	野島川	仁田内谷川	内海野島	住家26戸	H22.3.31	01-201-1-061	砂防ダム	A
62	57	内海	野島川	下大谷川	内海野島	住家22戸	H22.3.31	01-201-1-062		A

02 佐土原区域の土石流危険渓流

番号	県番号	河川名	渓流名	所在地	予想される被害	施工状況	危険度
1	1-001	ー	梅野	梅野	住家8戸	無	B
2	1-002	石崎川	年居谷	年居	住家6戸	有	C
3	1-003	石崎川	新宮谷	新宮	住家7戸	有	C
4	1-009	石崎川	那珂谷	信成町	住家10戸、保育所	無	C
5	2-003	石崎川	年居谷3	年居	住家2戸	無	B
6	1-004	下村川	久保土	久保土	住家7戸	無	B
7	1-005	下村川	西屋久尾1	西野久尾	住家17戸	有	B
8	1-006	下村川	三迫谷	西野久尾	住家18戸	有	C
9	1-007	下村川	三迫谷2	西野久尾	住家6戸	無	C
10	1-008	下村川	那珂谷2	信成町	住家2戸、那珂小	無	B
11	1-010	井上川	伊倉1	伊倉	住家5戸	無	B
12	1-011	新宮川	下浦下1	下浦下	住家10戸	無	B
13	2-014	新宮川	上浦上川	上浦下	住家1戸	無	B

03 田野区域の土石流危険渓流

番号	県番号	水系名	河川名	所在地	渓流概況			住家	公共施設	備考	危険度
					渓流長(km)	面積(㎢)	平均勾配(°)	戸			
1	01-302-2-005	清武川	別府田野川	持田	0.25	0.077	18	1	道路1		A
2	01-302-2-006	〃	別府田野川	持田	0.5	0.24	14	1	道路1		A
3	ー	〃	別府田野川	持田	3.79	2.24	18	7	道路1	H18年度変更 (区域･危険度)C→A H22年度A→B	B
4	01-302-1-003	〃	楠原川	楠原	0.14	0.012	21	18	道路1 公民館1	H11年度変更C→B	B
5	01-302-1-004	〃	清武川	黒草	0.26	0.016	17	19	道路1 公民館1		A
6	01-302-1-001	〃	倉谷川	倉谷	0.7	0.42	13	4	道路1	H19年度変更A→B	B
7	01-302-1-004-新②	〃	七野川	札ノ前	0.5	0.03	21	14	道路1		B

番号	県番号	水系名	河川名	所在地	渓流概況			住家	公共施設	備考	危険度
					渓流長(km)	面積(㎢)	平均勾配(°)	戸			
8	01-302-2-001	〃	岡川	合子ヶ谷	0.2	0.043	17		運動公園1 道路1	H16年度変更B→A H22年度変更A→B	B
9	―	〃	岡川	合子ヶ谷	0.2	0.046	17	3	道路1	平成21年度追加	A
10	―	〃	片井野川	小番所	0.04	0.0033	17	5	道路2	H19年度変更C→B	B
11	―	〃	片井野川	権現山	0.25	0.017	17	2	道路1	H16年度変更B→A H20年度変更A→B	B
12	―	〃	片井野川	権現山	0.15	0.008	14	2	道路1 保育園	H19年度変更A→B	B

04 高岡区域の土石流危険渓流

番号	国番号	水系名	河川名	渓流名	渓流概況		住家	公共施設	土砂法指定		危険度
					渓流長(km)	面積(㎢)	戸		指定年月日	区域番号	
1	94	大淀川	大淀川	北大谷川	0.41	0.04	10	市道50	H24.12.20	06-381-1-011	C
2	95	大淀川	大淀川	南大谷川	0.43	0.06	6	市道50			C
3	96	大淀川	大淀川	去川谷川	1.4	0.88	6	国道50 市道100	H24.12.20	06-381-1-010	B
4	102	大淀川	大淀川	小崎谷川	0.43	0.06	6	市道50	H28.6.2	06-381-1-012	A
5	103	大淀川	大淀川	柚木崎谷川	0.08	0.03	8	国道50	R2.9.24	06-381-1-008	B
6	133	大淀川	大淀川	南赤谷川	0.1	0.03	5	県道100			B
7	134	大淀川	大淀川	下の谷川	1.45	0.7	8	水源地1 市道100	R2.9.24	06-381-1-007	A
8	135	大淀川	大淀川	狩野小谷川	0.16	0.04	6	県道50	H26.7.14	06-381-1-032	B
9	138	大淀川	大淀川	大迫谷川	0.15	0.11	18	国道50 市道150	H25.3.14	06-381-1-036	A
10	139	大淀川	大淀川	中村小谷川	0.23	0.03	0	学校1 国道50			C
11		大淀川	大淀川	仁田尾川	5	1.2	6	市道100	R2.9.24	06-381-2-004	C
12		大淀川	大淀川	上野谷川	1.5	0.6	10	水源地1 市道100			C
13		大淀川	大淀川	山下谷川	1	0.14	5	市道80			C
14		大淀川	大淀川	前田川	0.5	0.3	2	市道50			B
15	101	大淀川	境川	西仁田尾小谷川	0.1	0.02	5	市道100			A
16	110	大淀川	浦之名川	永田川 西永田谷川	0.5	0.07 0.04	9 3	市道50 308	H29.3.27	06-381-2-022	B
17	111	大淀川	浦之名川	浜崎谷川	0.28 0.16	0.05 0.02	10	県道523 市道50 216	H29.3.27	06-381-1-018	B
18	112	大淀川	浦之名川	酒匂谷川 永田川	0.17 0.27	0.02 0.03	5 13	市道50 585	H29.3.27	06-381-2-021	B
19	113	大淀川	浦之名川	奥畑谷川	0.21 3.55	0.02 0.40	6 3	市道50 363	H29.3.27	06-381-1-018-新①	A

番号	国番号	水系名	河川名	渓流名	渓流概況		住家	公共施設	土砂法指定		危険度
					渓流長（km）	面積（㎢）	戸		指定年月日	区域番号	
20	114	大淀川	浦之名川	白土谷川	1.05 1.01	0.23 0.26	14 9	市道100 327	H29.3.27	06-381-1-019	A
21	115	大淀川	浦之名川	熊次ケ谷川	1 2.06	0.35 0.33	14 8	市道100 240	H29.3.27	06-381-1-020	B
22	116	大淀川	浦之名川	岩下谷川	0.45 0.78	0.07 0.06	6 0	市道50 21	H29.3.27	06-381-1-021	B
23	117	大淀川	浦之名川	高野谷川	0.26 0.32	0.03 0.02	5 2	市道100 255	H29.3.27	06-381-2-019	B
24	119	大淀川	浦之名川	横内谷川	0.48 0.67	0.05 0.02	5 3	市道50 226	H29.3.27	06-381-2-018	B
25	120	大淀川	浦之名川	雨付谷川	0.17	0.04	7	市道50			B
26	121	大淀川	浦之名川	上楠森谷川	0.23	0.02	8	市道50			B
27	122	大淀川	浦之名川	下楠森谷川	0.24	0.03	7	市道50	H23.3.31	06-381-1-015	A
28	123	大淀川	浦之名川	楠森谷川	0.8	0.07	6	市道50	H23.3.31	06-381-1-017	A
29	125	大淀川	浦之名川	泉谷川	0.48	0.06	25	市道100	H28.6.2	06-381-1-014	B
30	126	大淀川	浦之名川	風呂の谷川	0.58	0.21	20	市道50	H28.6.2	06-381-1-013	B
31	127	大淀川	浦之名川	西六反田川	0.4	0.12	5	市道50	H28.6.2	06-381-1-026	B
32	128	大淀川	浦之名川	六反田川	0.2	0.07	5	市道50			B
33	129	大淀川	浦之名川	西野谷川	0.28	0.06	7	市道100	R2.9.24	06-381-1-028	A
34	130	大淀川	浦之名川	田浦谷川	0.08	0.01	7	市道50	H19.4.26	06-381-2-027	B
35	131	大淀川	浦之名川	北吉永谷川	0.1	0.02	7	市道50			A
36	132	大淀川	浦之名川	吉永谷川	0.05	0.01	7	市道50	R2.9.24	06-381-1-030	A
37		大淀川	浦之名川	船越谷川	1.4	0.5	0	市道100			C
38		大淀川	浦之名川	左ケ谷川	1.1	0.4	8	市道100			A
39		大淀川	浦之名川	西小谷川	0.4	0.16	8	市道100			A
40		大淀川	浦之名川	西古宮田川	0.3	0.18	1	国道50			C
41		大淀川	浦之名川	相ケ谷川	1.1	0.9	4	水源地1 保育所1 市道700			C
42		大淀川	浦之名川	平木場谷川	0.5 0.84	0.05 0.07	2	市道85	H29.3.27	06-381-2-023	C
43		大淀川	浦之名川	東古宮田川	0.4	0.08	4	国道130			A
44		大淀川	浦之名川	古宮田川	0.5	0.12	2	国道150			A
45		大淀川	浦之名川	境谷川	0.6	0.2	8	市道100			A
46		大淀川	浦之名川	小竹原川	1.4	0.4	7	国道150 市道50	H28.6.2	06-381-1-023	A
47		大淀川	浦之名川	大爺ケ谷川	0.3 0.26	0.1 0.03	5 4	市道50 129	H29.3.27	06-381-2-017	A
48		大淀川	浦之名川	東大爺ケ谷川	0.2 0.3	0.1 0.02	3 1	県道61 市道50 200	H29.3.27	06-381-2-017-新①	B
49	124	大淀川	左ケ谷川	東小谷川	0.95	0.24	8	市道100	H23.3.31	06-381-1-022	A
50	136	大淀川	内山川	木場下谷川 押田川	0.2	0.03	6	県道50	H28.6.2	06-381-2-029	A
51	137	大淀川	内山川	西新田川	0.08	0.01	5	市道100	H28.6.2	06-381-1-034	B

番号	国番号	水系名	河川名	渓流名	渓流概況		住家	公共施設	土砂法指定		危険度
					渓流長（km）	面積（㎢）	戸		指定年月日	区域番号	
52		大淀川	内山川	原田南ケ谷川	1.5	0.06	5	市道250			C
53		大淀川	内山川	六反谷川	0.8	0.03	0	市道60			C
54		大淀川	内山川	中八重谷川	0.5	0.2	3	市道200			A
55	140	大淀川	飯田川	石代川	0.13	0.03	10	市道200	H28.6.2	06-381-1-037	B
56	141	大淀川	飯田川	丸山谷川	0.15	0.02	8	市道100	H23.3.31	06-381-1-040	B
57		大淀川	飯田川	冷窪川	0.3	0.06	2	市道200			B
58	142	大淀川	江川	東山田谷川	0.13	0.02	5	県道50	R2.9.24	06-381-1-002	B
59	143	大淀川	江川	西山田谷川	0.48	0.12	8	県道50	R2.9.24	06-381-1-003	A
60	144	大淀川	江川	川子谷川	0.06	0.01	8	県道50	H20.1.31	06-381-1-004	B
61	145	大淀川	江川	南八反田川	0.1	0.01	7	県道100 市道100	H20.1.31	06-381-1-006	B
62	146	大淀川	江川	的野谷川	0.08	0.02	13	県道50 市道50	H20.1.31	06-381-1-001	B
63		大淀川	江川	寺迫川	1	0.2	12	県道200 市道500			A
64		大淀川	浦之名川	中村谷川	0.68	0.07	1	市道182	H29.3.27	06-381-2-019-新①	B
65		大淀川	浦之名川	北浜崎谷川	0.17	0.01	11	市道550	H29.3.27	06-381-2-020	A

05 清武区域の土石流危険渓流

番号	県番号	水系名	所在地	渓流概況			住家	その他の指定	備考	危険度
				渓流長（km）	面積（㎢）	平均勾配（°）	戸			
1		清武川	清武町船引：船引・柿ノ木谷川	0.45	10	8	12		54	B
2		〃	清武町今泉：丸目・丸目渓流	0.27	0.6	11	3		55	B
3		〃	清武町今泉：丸目・丸目谷川	0.24	0.8	20	9		56	B

01 旧宮崎市の地すべり危険箇所

番号	県番号	地区名	河川名	区域名	予想される被害	土砂法指定		備考	危険度
						指定年月日	区域番号		
1	1-1(70-1)	住吉		芳士苗田	住家5戸				A
2	1-2(80-1)	木花	加江田川	鏡洲村内	住家4戸	R2.2.6	01-02	長さ200m	A
3	1-3(80-2)	木花	加江田川	塩鶴	道路150m	R2.2.6	01-03	長さ150m	B
4	5,6を合併	木花	加江田川	鏡洲芳ノ元1	住家1戸			長さ50m	B
		木花	加江田川	鏡洲芳ノ元1	住家3戸			長さ150m	
5	1-4(80-3)	内海		内海北	国道200m				A
6	1-5(80-4)	内海		内海南	国道200m				C

02 田野区域の地すべり危険箇所

番号	県番号	箇所名	河川名	危険区域の現況				活動の状況				地すべり履歴	予想される被害	地すべり法指定	その他の指定	備考	危険度
				面積(ha)	勾配(°)	地質の種類	常時湧水	クラック	隆起陥没	発生数	発生年次						
1	3-3	西平	井倉川	327	30	第3紀層砂岩	有	無	無	不明	不明	有	住家4戸 県道400m 市道1,300m	有	砂防指定地	平成15年度 B→A変更	A
2	3-5	倉谷	井倉川	830	35	第3紀層頁岩、砂岩	有	無	無	不明	不明	有	住家2戸 県道650m 市道700m	有	国有林 砂防指定地		A
3	3-6	持田	別府田野川	395	35	第3紀層頁岩、砂岩	有	無	無	不明	不明	有	住家3戸 県道1,000m	有	国有林 砂防指定地		A

03 高岡区域の地すべり危険箇所

番号	県番号	国番号	区域名	水系名	幹川名	渓流名	地区名	危険区域の現況				活動の状況				予想される被害	工事	地すべり法指定	危険度
								面積(ha)	勾配(°)	地質	地質の種類	クラック	隆起陥没	発生数	発生年次				
1			寺田	大淀川			内山	7	30	礫土	三紀層			有	昭和51年	住家20戸	着手	無	C
2			浜子	大淀川			内山	12	30	礫土	三紀層			無		住家7戸	着手	無	C
3			去川	大淀川			内山	3	40	礫交土	三紀層	有	無	無		国道 市道100m	未着手	無	C
4		69-7	南城寺	大淀川	大淀川	内山川	内山	7	26	粘性土	三紀層	有	有	有	昭和59年	住家3戸 耕地3ha 県道500m	未着手	無	A
5	20-01	69-4	柚木崎	大淀川	大淀川	大淀川	五町	5	22	礫交土	三紀層	有	無	有		河川48,000㎡	未着手	無	C
6	20-03	69-5	仁田尾橋	大淀川	大淀川	大淀川	五町	3	26	礫交土	三紀層	有	無	有		河川14,000㎡ 住家2戸 耕地0.04ha 国道50m 市道100m	未着手	無	B

番号	県番号	国番号	区域名	水系名	幹川名	渓流名	地区名	危険区域の現況				活動の状況				予想される被害	工事	地すべり法指定	危険度
								面積（ha）	勾配（°）	地質	地質の種類	クラック	隆起陥没	発生数	発生年次				
7			年ノ神	大淀川	大淀川	大淀川	五町	10.46	18-35	礫混り	段丘礫	有	有	有	平成12年	住家54戸 耕地23ha 県道100m 市道100m 農道600m	着手	有	B
8			中尾	大淀川	大淀川	飯田川	飯田	2	30	粘性土	三紀層	有	有	有		住家5戸 耕地0.5ha 市道200m	未着手	無	B
9			山崎	大淀川	大淀川	飯田川	飯田		35	礫混り						住家4戸 市道	着手		B
10			岩川	大淀川	大淀川	飯田川	飯田			粘性土		有				住家13戸 市道	未着手		A
11			後田	大淀川	大淀川		花見	0.54	30			有	有	有		住家11戸 市道180m	未着手		A
12	20-02	68-4	面早流	大淀川	大淀川	大淀川	浦之名	6.3	22	礫交土	三紀層	有	無	有		河川50,000㎡ 市道200m	未着手	無	B
13		69-3	浦之名	大淀川	大淀川	内山川	浦之名	2.5	19	砂質土	三紀層	無	無	有	昭和57年	河川20,000㎡ 住家1戸 国道150m	未着手	無	B
14			祇園台				祇園台			砂質土	四紀層	有	有	有	平成17年	住家10戸 耕地0.2ha	着手	有	B

04 清武区域の地すべり危険箇所

番号	地区名	河川名	区域名	予想される被害	土砂法指定	備考	危険度
1	丸目	水無川	清武町今泉:下丸目	住家14戸		面積:15a 勾配:50° No.11	B
2	丸目	水無川	清武町今泉:上丸目1	住家2戸		面積:6a 勾配:50° No.12	C
3	石坂	水無川	清武町今泉:石坂1	住家6戸		面積:10ha 勾配:60° No.13	A
4	上加納		清武町加納:上加納	住家なし		面積:30a 勾配:50° No.14	C
5	石坂	水無川	清武町今泉:石坂2	住家5戸		面積:20ha 勾配:50° No.15	A
6	丸目	水無川	清武町今泉:上丸目2	住家5戸		面積:4ha 勾配:20° No.16	B
7	石坂	水無川	清武町今泉:石坂地区上部・比江ヶ久保			No.17	A

01 旧宮崎市のため池

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高（m）	貯水量（千㎥）	冠水面積（㎡）	被害想定		
1	上大迫池	大字広原	4.9	14	0	住家0戸	－	C
2	下大迫池	大字広原	8.9	49	50,000	住家5戸、市道200m	○	B
3	千鳥ヶ迫上池	大字広原	6.4	14	30,000	住家5戸、市道200m	○	A
4	千鳥ヶ迫下池	大字広原	7.8	32	30,000	住家5戸、市道200m	○	B
5	姿池	大字広原	10.5	205	30,000	住家7戸、市道300m	○	B
6	山王迫池	大字広原	7.2	58	20,000	住家4戸、市道200m	○	A
7	広原大迫池	大字広原	6.5	15	20,000	住家3戸、市道200m	○	B
8	南ヶ迫池	大字広原	7.5	20	20,000	住家0戸	－	C
9	鎌ヶ迫池	大字広原	5.0	1	10,000	住家0戸	－	C
10	切通池	大字広原	4.3	7	20,000	住家5戸、市道200m、広原体育館	○	B
11	広原新池	大字広原	7.7	18	20,000	住家5戸、宮崎工業専門学校、広原体育館	○	B
12	黒見ヶ迫池	大字広原	8.0	17	20,000	住家5戸、市道200m	○	B
13	蓑ノ堤池	大字島之内	7.6	17	20,000	住家0戸	－	C
14	権現尺八池	大字島之内	7.7	24	300,000	住家10戸、国道300m、住吉小学校	○	B
15	権現寺田池	大字島之内	5.4	11	300,000	住家10戸、国道300m、住吉小学校	○	B
16	権現新池	大字島之内	5.5	21	300,000	住家10戸、国道300m、住吉小学校	○	A
17	権現中池	大字島之内	5.5	88	300,000	住家10戸、国道300m、住吉小学校	○	B
18	槇柱池	大字島之内	6.7	63	300,000	住家10戸、国道300m、住吉小学校	○	B
19	丸牟田池	大字島之内	1.9	23	20,000	住家50戸、宮崎高等工科学校（自動車学校）	○	A
20	上相ヶ迫池	大字新名爪	12.7	113	100,000	住家0戸、UMKゴルフ場	－	C
21	備後下池	大字新名爪	6.6	18	150,000	住家15戸、市道300m	○	B
22	備後上池	大字新名爪	10.8	84	150,000	住家15戸、市道300m	○	B
23	長迫池	大字新名爪	7.3	22	30,000	住家11戸、市道500m	○	B
24	前田池	大字芳士	3.8	3	5,000	住家5戸、市道200m	○	B
25	住之江池	大字芳士	8.4	37	50,000	住家5戸、市道300m	○	B
26	大雀池	大字芳士	4.7	10	10,000	住家0戸、JR日豊線200m	○	B
27	小雀池	大字芳士	4.2	3	3,000	住家0戸、JR日豊線200m	○	A
28	御諏訪池	大字芳士	5.4	37	50,000	住家20戸、住吉南小学校	○	B
29	田池	大字芳士	5.7	28	50,000	住家20戸、住吉南小学校	○	B
30	稲荷池	大字芳士	6.5	16	20,000	住家0戸、蓮ヶ池史跡公園	○	B
31	中池	大字芳士	7.8	91	30,000	住家9戸、蓮ヶ池史跡公園、みずほ蓮ヶ池共同公民館	○	A
32	蓮ヶ池	大字芳士	1.9	1	10,000	住家9戸、国道200m、みずほ蓮ヶ池共同公民館	－	C
33	池内新池	池内町	14.2	90	300,000	住家20戸、県道300m	○	B
34	石田池	池内町	10.2	77	350,000	住家20戸、県道300m	○	B
35	大鹿黒池	池内町	7.1	22	30,000	住家5戸、市道200m	○	B
36	鍛冶屋園下池	池内町	5.4	13	20,000	住家3戸、市道200m	○	B
37	鍛冶屋園上池	池内町	5.3	6	0	住家0戸	○	B
38	地金池	池内町	4.8	9	30,000	住家7戸、市道200m	○	B

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高（m）	貯水量（千㎥）	冠水面積（㎡）	被害想定		
39	迫の山池	南方町	5.6	85	30,000	住家5戸、市道200m	○	B
40	大迫池	南方町	6.5	115	20,000	住家3戸、市道200m	○	A
41	矢口池	花ヶ島町	7.6	214	50,000	住家4戸、県道300m	○	B
42	下北新池	下北方町	11.7	331	150,000	住家200戸、県道300m	－	C
43	観音寺池	下北方町	5.0	107	150,000	住家200戸、県道300m	○	A
44	名田中池	下北方町	4.8	11	0	住家0戸	－	C
45	大師坊池	大字大瀬町	3.4	1	0	住家0戸	－	C
46	四ツ枝池	大字瓜生野	6.9	8	70,000	住家5戸、市道300m	○	B
47	蛇羅池	大字大瀬町	7.2	133	400,000	住家1戸、市道300m	○	B
48	耳取池	大字大瀬町	7.1	12	0	住家0戸	－	C
49	トクロ池	大字大瀬町	6.2	9	0	住家0戸	○	B
50	野間池	大字大瀬町	6.2	20	0	住家0戸	○	B
51	地蔵池	大字大瀬町	6.8	10	0	住家0戸	○	B
52	ソヤノキ池	大字瓜生野	6.9	5	0	住家0戸	－	C
53	瓜生野大池	大字瓜生野	10.6	233	400,000	住家7戸、市道1500m	○	B
54	スダキ池	大字瓜生野	4.0	11	30,000	住家0戸、市道200m	○	A
55	古井手池	大字瓜生野	6.3	14	30,000	住家9戸、市道200m	－	C
56	瓜生野北ノ迫池	大字瓜生野	7.2	27	30,000	住家9戸、市道200m	－	C
57	天神池	大字瓜生野	7.3	33	150,000	住家20戸、市道200m	○	B
58	伊屋ケ谷池	大字上北方	10.0	33	30,000	住家0戸、市道200m	－	C
59	堀川池	大字瓜生野	6.6	12	10,000	住家0戸、市道200m	－	C
60	二反田上池	大字瓜生野	3.7	2	10,000	住家0戸、市道200m	○	A
61	二反田下池	大字瓜生野	6.8	28	30,000	住家2戸、市道200m	○	B
62	小林池	大字瓜生野	5.1	10	30,000	住家5戸、県道300m	○	B
63	上北松ヶ迫池	大字上北方	8.4	45	30,000	住家0戸、市道200m	○	B
64	目引池	大字上北方	6.8	19	20,000	住家0戸、市道200m	○	A
65	走山池	大字上北方	7.4	42	30,000	住家0戸、市道200m	○	A
66	コージ池	大字上北方	4.9	5	10,000	住家0戸	○	B
67	柳原池	大字吉野	4.1	2	5,000	住家0戸	－	C
68	山田池	大字吉野	5.0	12	20,000	住家0戸	－	C
69	谷口池	大字吉野	5.8	14	50,000	住家5戸、市道150m	○	B
70	蔵元2号池	大字堤内	3.6	9	10,000	住家0戸、県道200m	○	B
71	新堤池	大字金崎	8.6	44	500,000	住家30戸、県道300m	－	A
72	夫婦岩池	大字金崎	5.8	30	500,000	住家30戸、県道300m	－	A
73	古池	大字金崎	4.3	13	500,000	住家30戸、県道300m	－	B
74	鳥巣2号池	大字糸原	10.6	47	30,000	住家0戸	○	B
75	鳥巣1号池	大字糸原	6.1	43	30,000	住家1戸、市道300m	○	B
76	寺尻池	大字糸原	7.2	17	20,000	住家3戸、市道200m	○	B
77	池ノ内池	大字糸原	4.9	5	20,000	住家0戸	－	C
78	天ヶ山池	大字糸原	4.8	5	20,000	住家0戸	－	C

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高（m）	貯水量（千㎥）	冠水面積（㎡）	被害想定		
79	三反田池	高岡町大字花見	7.7	19	30,000	住家0戸	－	C
80	仁庄屋池	高岡町大字花見	5.7	33	30,000	住家0戸	－	C
81	深田上池	大字跡江	5.3	25	0	住家0戸	○	B
82	深田下池	大字跡江	6.7	48	10,000	住家0戸	○	B
83	上ノ迫池	大字跡江	5.6	8	5,000	住家2戸、市道500m	○	B
84	城ノ下池	大字跡江	6.9	2	5,000	住家2戸、県道200m	○	B
85	南田新池	大字小松	5.0	9	0	住家2戸、市道200m	－	C
86	大戸迫池	大字有田	3.7	2	0	住家0戸	○	B
87	天神出池	大字有田	3.9	17	200,000	住家0戸、市道150m	○	B
88	柏原高野ヶ迫池	大字柏原	6.7	15	100,000	住家4戸、市道300m	○	B
89	松ヶ迫池	大字冨吉	5.8	11	150,000	住家5戸、市道200m	○	A
90	山下下池	大字冨吉	5.2	6	20,000	住家17戸、国道250m	○	B
91	山下上池	大字冨吉	4.0	6	200,000	住家15戸、国道200m	○	B
92	冨吉高野ヶ迫池	大字冨吉	5.9	12	20,000	住家0戸、市道100m	－	C
93	高後池	大字柏原	4.4	5	1,000	住家1戸、国道300m	－	B
94	倉瀬池	大字柏原	5.4	103	5,000	住家16戸、国道300m	○	B
95	黒田池	大字冨吉	7.1	4	30,000	住家0戸、市道350m	－	B
96	浦ノ迫池	大字浮田	5.3	4	200,000	住家2戸、市道200m	○	B
97	九日田池	大字長嶺	7.1	22	150,000	住家5戸、市道200m	○	A
98	小光新池	大字長嶺	12.4	42	50,000	住家7戸、市道200m	○	B
99	眞田池	大字冨吉	10.0	84	50,000	住家0戸、市道300m	－	C
100	大坪池	大字長嶺	5.8	25	30,000	住家0戸、市道300m	－	B
101	細江北ノ迫池	大字細江	5.2	19	70,000	住家3戸、県道200m	○	B
102	柳迫池	大字細江	5.4	23	150,000	住家15戸、県道200m	○	B
103	岩下池	大字細江	8.8	30	20,000	住家0戸	－	C
104	大谷上池	大字細江	7.1	13	300,000	住家10戸、市道300m	○	A
105	大谷下池	大字細江	6.2	15	300,000	住家10戸、市道300m	○	B
106	古宮田池	大字細江	3.6	5	10,000	住家0戸	－	C
107	蔵別当池	大字細江	6.3	7	10,000	住家0戸	－	C
108	江戸口上池	大字細江	9.3	21	150,000	住家15戸、市道600m	－	C
109	江戸口下池	大字細江	8.0	18	150,000	住家15戸、市道600m	－	C
110	山府上池	大字生目	6.1	11	30,000	住家0戸	－	B
111	山府下池	大字生目	9.2	42	30,000	住家0戸、市道300m	－	B
112	西田池	大字浮田	5.6	102	200,000	住家5戸、県道200m	○	B
113	阿智野池	大字生目	5.3	10	20,000	住家2戸、市道300m	○	B
114	高場池	大字小松	9.0	77	100,000	住家30戸、国道200m	○	B
115	骨老毛池	大字生目	9.2	7	10,000	住家0戸	－	A
116	丑山池	大字生目	8.3	52	50,000	住家0戸、市道300m	－	C
117	大塚鎌ヶ迫池	大塚町	5.0	41	100,000	住家100戸、市道200m	○	B
118	鯉ヶ迫池	大塚町	6.4	23	100,000	住家50戸、市道200m	○	B

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高（m）	貯水量（千㎥）	冠水面積（㎡）	被害想定		
119	柳ヶ迫池	大塚町	6.8	13	100,000	住家50戸、市道200m	○	B
120	内野々上池	北川内町	4.4	4	0	住家0戸	○	B
121	内野々下池	北川内町	5.5	5	30,000	住家5戸、市道200m	○	B
122	山ノ田池	北川内町	7.9	36	0	住家0戸	－	C
123	川迫池	北川内町	8.0	47	30,000	住家3戸、市道200m	○	B
124	門前下池	古城町	6.1	5	3,000	住家1戸、市道200m	○	B
125	池内の池	古城町	6.7	58	0	住家3戸、市道200m	○	B
126	古城和田池	古城町	4.2	9	20,000	住家0戸、市道200m	－	C
127	宮ヶ迫池	古城町	4.6	29	50,000	住家1戸、市道200m	○	B
128	時雨池	古城町	11.5	15	0	住家0戸	－	C
129	古城鎌ヶ迫池	古城町	5.5	2	0	住家0戸	－	C
130	上大谷池	古城町	4.2	2	0	住家0戸	－	C
131	下大谷池	古城町	6.8	18	15,000	住家2戸	－	C
132	鶴尾池	古城町	5.5	2	20,000	住家0戸、東九州自動車道（予定）	－	C
133	鳥ノ巣池	大字恒久	5.0	96	150,000	住家40戸、県道100m	○	B
134	諏訪池	大字恒久	4.1	27	0	住家0戸	○	B
135	上ノ池	源藤町	4.5	12	80,000	住家18戸、宮崎南小学校	○	B
136	鵜戸尾池	大字本郷南方	7.0	15	30,000	住家0戸	○	B
137	松葉ヶ迫池	大字郡司分	5.0	7	10,000	住家0戸	－	C
138	六反田池	大字郡司分	6.1	9	10,000	住家1戸、宮崎市葬祭センター	○	B
139	池内池	大字郡司分	3.0	1	5,000	住家8戸、市道100m	○	B
140	南方松ヶ迫池	大字本郷南方	3.8	17	80,000	住家60戸、市道200m	－	C
141	山王１号池	大字熊野	8.1	36	20,000	住家7戸、宮崎大学施設	○	B
142	中島天神池	大字加江田	4.3	4	0	住家10戸	○	B
143	仮神池	大字加江田	5.9	10	0	住家10戸	○	B
144	山ノ口１号池	大字加江田	6.6	8	7,500	住家15戸、市道150m	○	B
145	山ノ口２号池	大字加江田	5.6	11	0	住家0戸	○	B
146	山ノ口３号池	大字加江田	4.3	67	0	住家0戸	○	B
147	山ノ口４号池	大字加江田	5.8	5	0	住家0戸	○	B
148	中畑池	大字折生迫	7.0	4	20,000	住家0戸	－	C
149	上白浜池	大字折生迫	6.3	3	20,000	住家8戸、白浜オートキャンプ場	○	B
150	五町坂池	大字折生迫	6.0	3	20,000	住家6戸、市道200m	○	B
151	鵜山池	大字内海	5.7	4	20,000	住家0戸	－	C

02 佐土原区域のため池

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高（m）	貯水量（千㎥）	冠水面積（㎡）	被害想定		
1	東禅寺池	下田島飯重迫	7.0	48.8	500,000	県道1市道1人家19	○	B
2	馬越池	下田島田鳥	4.4	11.8	500,000	県道1人家70	○	B
3	馬越池（上）	下田島町口	4.2	6.5	500,000	県道1市道1人家10	○	A
4	馬越池（下）	下田島町口	4.0	12.0	500,000	県道1市道1人家10	○	A
5	鈴町池	下田島京塚迫	9.8	21.7	1,000,000	県道1人家53市道1公民館1	○	B
6	新池	下田島岩穴迫	3.3	1.5	300,000	県道1人家20市道1	○	A
7	三百坊池	下田島三百坊	9.0	26.7	300,000	人家20市道1	○	A
8	後迫池	下田島七曲	7.0	31.0	100,000	市道1人家13	○	B
9	黒田池	下那珂毘沙門	7.6	37.0	297,000	市道1人家5公民館1	○	B
10	坂本池	下那珂岡村	5.0	8.3	10,000	主要地方道1市道1人家3	○	A
11	深迫池	下那珂深廻	6.7	18.0	300,000	主要地方道1市道1人家8	○	B
12	田宮池	下那珂田宮	8.38	51.0	300,000	主要地方道1市道1人家8	○	B
13	平廻池	下那珂平廻	7.4	47.8	64,000	主要地方道1市道1人家11	○	A
14	谷の子池	下那珂白坂	5.12	31.1	100,000	市道1市道1人家1	○	B
15	平原池	下那珂諏訪山	3.6	17.8	100,000	市道1	○	A
16	大迫池	下那珂黒坊	7.0	76.5	350,000	市道1	○	A
17	菰迫池	上田島菰迫	3.5	6.1	150,000	神社1公民館1人家2	－	B
18	高峯池（上）	上田島高峯	6.0	32.0	0	神社1公民館1人家10	○	B
19	高峯池（下）	上田島高峯	5.0	21.0	200,000	神社1公民館1人家10	○	B
20	上の池	上田島百日	3.0	10.0	2,500,000	県道1市道1人家60	○	B
21	巨田の大池	上田島百日	3.5	210.0	2,500,000	県道1市道1人家23消防車庫1	○	B
22	迫越池	上田島犬菰	10.0	45.0	150,000	市道1	－	C
23	山倉池	上田島山倉	4.55	19.0	100,000	国道1市道1人家7消防車庫1	○	B
24	本鶴府池	上田島本鶴府	6.3	17.0	100,000	市道1人家3消防車庫1	○	A
25	鶴府池	上田島鶴府	3.0	20.0	200,000	市道1人家6消防車庫1	○	B
26	城山池	上田島城山	5.5	27.0	100,000	県道1市道1人家5消防車庫1	○	B
27	野久尾池	上田島野久尾	6.3	4.2	420,000	中学校1支所1市道1公民館1体育館1	○	B
28	今坂池	上田島今坂	8.0	43.5	500,000	小学校1国道1人家315市道1 公民館・資料館1	○	B
29	愛宕池	上田島後田	3.4	3.6	360,000	県道1市道1人家70公民館1	○	A
30	刈井田池	上田島隠山	7.3	58.2	700,000	公民館1市道1人家70	○	B
31	宮ヶ迫池（上）	上田島宮ヶ迫	7.0	7.1	300,000	浄水場1県道1市道1人家16	○	B
32	宮ヶ迫池（下）	上田島宮ヶ迫	8.8	12.0	300,000	浄水場1県道1市道1人家16	○	B
33	今層津池（上）	上田島今層津	6.0	7.0	700,000	市道1人家5	－	C
34	今層津池（下）	上田島三迫谷	8.0	15.0	700,000	市道1人家5	○	B
35	河原田池（上）	東上那珂河原田	6.5	13.0	1,620,000	主要地方道2市道1公民館1 改善センター1保育所1人家65	○	B
36	河原田池（下）	東上那珂河原田	8.15	23.0	1,620,000	主要地方道1市道1公民館1 改善センター1保育所1人家65	○	B
37	堂ヶ迫池	東上那珂堂ヶ迫	7.0	22.0	1,200,000	国道1市道2人家82	○	B
38	山ノ神池	東上那珂後谷	5.6	49.8	350,000	市道1人家10	○	A

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高(m)	貯水量(千㎥)	冠水面積(㎡)	被害想定		
39	永山池	東上那珂鬼ヶ鼻	6.4	22.8	350,000		○	B
40	通善寺池(上)	東上那珂水尻	3.5	5.3	60,000		－	C
41	通善寺池(下)	東上那珂水尻	5.5	8.8	60,000		－	B
42	新木池	東上那珂赤白	7.0	49.0	320,000	市道1人家11	○	A
43	新赤白池	東上那珂赤白	13.0	19.5	320,000	市道1	－	C
44	東俣池	東上那珂東俣	7.0	16.8	80,000	市道1人家2	－	C
45	新宮池(上)	東上那珂岡ヶ迫	9.0	21.6	280,000	市道1人家20公民館1	○	B
46	新宮池(下)	東上那珂岡ヶ迫	8.8	31.0	280,000	市道1人家20	○	B
47	小苗代池(上)	東上那珂小苗代	6.0	4.2	20,000	市道1	○	B
48	小苗代池(下)	東上那珂小苗代	7.2	5.2	20,000	市道1	○	A
49	三枝池	東上那珂廻り山	8.0	69.0	280,000	市道1人家9公民館1	○	B
50	寺田池	東上那珂寺田	9.24	37.7	280,000	市道1人家20公民館1	○	B
51	小迫池	東上那珂和泉	4.0	3.8	0	主要地方道1市道1人家1	－	C
52	相ヶ谷池	西上那珂赤津フケ	7.7	21.0	1,720,000	主要地方道1県道1人家4	○	B
53	下迫池	西上那珂上ノ迫	7.0	5.0	200,000	市道1	－	C
54	中畑池	西上那珂中畑	6.0	13.0	300,000	主要地方道1人家54	○	B
55	松原池	西上那珂松原	6.5	9.0	500,000	主要地方道1市道1消防小屋1人家6	○	B
56	枝谷池	西上那珂	10.0	15.0	500,000	主要地方道1市道1人家20	○	B

03 田野区域のため池

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高(m)	貯水量(千㎥)	冠水面積(㎡)	被害想定		
1	阿弥陀池	仏堂園	3	4,500	274,400	高速道ランプ30m、農地27ha、人家13戸	○	A
2	築地原池	築地原	4	12,000	47,600	農地4.7ha	○	B

04 高岡区域のため池

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高(m)	貯水量(千㎥)	冠水面積(㎡)	被害想定		
1	山田	上倉永	6.0	102,000	204,000	住家11戸、県道820m、市道1,220m、河川410m	○	B
2	宇都	上倉永	7.4	56,000	112,000	住家2戸、市道940m	○	B
3	駄目	上倉永	5.8	19,000	38,000	住家5戸、市道200m	○	B
4	小薄	上倉永	7.6	18,100	36,000	市道450m	○	B
5	大迫	下倉永	4.8	15,100	30,000	県道210m、市道120m	－	C
6	内ノ花見	小山田	5.5	6,200	12,000		－	C

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高（m）	貯水量（千㎥）	冠水面積（㎡）	被害想定		
7	湯ノ谷	小山田	7.0	11,600	23,000	住家4戸、市道260m	○	B
8	谷ノ池	小山田	6.0	1,200	2,000		○	B
9	松葉迫1号	小山田	7.3	6,900	14,000	市道70m	○	B
10	松葉迫2号	小山田	6.5	4,500	9,000	市道70m	○	B
11	松葉迫3号	小山田	6.5	6,100	12,000	市道70m	○	B
12	永田	小山田	6.5	7,100	14,000	市道360m、河川270m	－	C
13	芋掘	小山田	6.0	6,800	14,000	市道130m、河川170m	－	C
14	下	高浜	6.5	13,200	26,000	市道90m	○	B
15	吹上	高浜	6.5	29,300	59,000	住家4戸、市道440m	○	B
16	二ツ橋	高浜	9.0	61,200	122,000		○	B
17	萩原	高浜	5.0	5,200	10,000	住家3戸、県道150m、市道90m	○	B
18	城ヶ峰	花見	7.4	29,200	58,000	市道60m	○	B
19	祇園	花見	6.2	10,400	21,000		○	B
20	竹ノ内	花見	5.8	36,400	73,000	市道1,520m	○	B
21	西の原	花見	5.5	7,600	15,000	住家1戸、県道100m、市道100m	○	B
22	銭亀	花見	5.0	3,700	7,000	住家1戸、県道60m、市道80m、	○	B
23	手形	花見	5.5	10,400	21,000	住家2戸、県道60m、市道140m	○	B
24	紙屋造	花見	5.0	15,200	30,000		○	A
25	境野	飯田	8.8	28,600	57,000	住家1戸、市道1,220m	○	B
26	冷窪	飯田	6.0	65,000	130,000	住家5戸、市道730m、河川510m	○	B
27	中尾	内山	6.0	20,900	42,000	住家8戸、市道410m	○	B
28	板ヶ八重	飯田	4.0	4,200	8,000	住家1戸、市道160m	○	B
29	南城寺	内山	5.0	9,800	20,000	市道270m	－	C
30	西山田	浦之名	7.9	41,000	82,000	住家40戸、国道430m、県道30m、市道220m、河川400m	○	B
31	長谷	五町	6.0	38,200	76,000	市道330m	○	A
32	北の谷	五町	7.0	10,100	20,000		○	B
33	赤谷上	浦之名	5.2	4,900	10,000	住家1戸、市道60m	○	B
34	赤谷下	浦之名	6.4	2,800	6,000	住家1戸、市道10m	○	B

05 清武区域のため池

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高（m）	貯水量（千㎥）	冠水面積（㎡）	被害想定		
1	東ヶ迫池	清武町今泉甲	8.0	18.0	20,000	住家 3戸	○	A
2	かくれ池	清武町今泉甲	8.0	4.5	80,000	住家 120戸	－	C
3	西迫池	清武町加納乙	7.0	31.5	90,000	住家 62戸	○	A
4	大照寺池	清武町加納甲	3.0	67.5	130,000	住家 43戸	○	B

番号	名称	所在地	諸元		予想される被害		防災重点ため池	危険度
			堤高（m）	貯水量（千㎥）	冠水面積（㎡）	被害想定		
5	平野池	清武町加納甲	8.0	40.0	210,000	住家 103戸	○	B
6	古陣池	清武町加納甲	6.0	14.4	50,000	住家 14戸	○	B
7	櫛間池	清武町加納甲	5.0	40.5	100,000	住家 70戸	○	B
8	黒岩池	清武町加納乙	7.0	40.5	100,000	住家 40戸	○	B
9	菰ヶ迫池	清武町加納甲	6.7	90.0	130,000	住家 33戸	○	B
10	上之迫池	清武町加納甲	8.5	3.2	10,000	住家 8戸	○	B
11	不動迫池	清武町加納甲	11.5	0.4	90,000	住家 20戸	○	B
12	長峰池	清武町加納甲	3.0	0.6	8,000	住家 15戸	○	B
13	菖蒲迫池	清武町加納丙	6.0	21.0	50,000	住家 8戸	○	B
14	小丸池	清武町丙	5.0	27.0	60,000	住家 1戸	－	C
15	崩谷池	清武町船引	5.0	12.0	30,000	住家 2戸	－	C
16	坂田池	清武町船引	4.0	18.0	20,000	住家 11戸	○	B
17	(中泉)新池	清武町今泉甲	10.0	2.0	50,000	住家 55戸	－	B
18	乳岩池	清武町今泉乙	6.0	8.0	10,000	なし	－	C
19	北谷池	清武町今泉乙	5.9	34.5	200,000	住家 10戸	○	B
20	神堤池	清武町今泉丙	7.0	24.0	180,000	住家 10戸	○	B
21	三月田池	清武町今泉丙	7.4	82.0	200,000	住家 15戸	○	B
22	上高尾池	清武町今泉丙	15.0	12.0	170,000	なし	－	C
23	高尾池	清武町今泉丙	8.4	96.0	170,000	なし	○	B
24	菅田池	清武町今泉丙	7.6	110.0	170,000	なし	○	B
25	(今泉内)新池	清武町今泉丙	4.7	12.0	50,000	住家 38戸	○	B
26	大池	清武町今泉丙	9.0	31.2	170,000	住家 1戸	○	B
27	湧池	清武町木原	4.8	12.0	166,000	なし	○	B
28	堂の下池	清武町木原	5.4	12.0	166,000	住家 2戸	○	B
29	梅谷池	清武町木原	6.3	58.3	166,000	住家 2戸	○	B
30	(木原)新池	清武町木原	15.0	1.4	10,000	なし	○	B
31	浦田池	清武町木原	8.0	9.0	170,000	なし	○	B

01 旧宮崎市の海岸

番号	場 所	区　域	延　長	予想される被害	備　考	危険度
1	住吉	石崎川河口 ～阿波岐原	7,000m	県道、家屋、病院	侵食(H19 新規)	C
2	野島	内海字野島	180m	住家 10 戸 道路 180m		B

02 佐土原区域の海岸

	場所	区　域	延　長	予想される被害	備　考	危険度
1	大炊田	佐土原町下田島大炊田 ～石崎川河口	1,836m	県道 1.9km、家屋、病院	H19 新規（侵食）	C
2	二ツ建海岸	一ツ瀬川河口～ 佐土原町下田島大炊田	850m	農地	海岸砂流出に伴う農地 海岸保全擁壁の崩壊（H23 新規）	C

01 土砂災害警戒区域等の指定区域数
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域
【地域自治区別件数】（平成 12 年法律第 57 号）

１．土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）
【イエローゾーン】

２．土砂災害特別警戒区域（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）
【レッドゾーン】

令和 5 年 2 月 28 日現在

	警戒区域（イエロー）			特別警戒区域（レッド）		R5.2.28追加（イエロー）			R5.2.28追加（レッド）		合計（イエロー）			合計（レッド）	
地域	急傾斜	土石流	地滑り	急傾斜	土石流	急傾斜	土石流	地滑り	急傾斜	土石流	急傾斜	土石流	地滑り	急傾斜	土石流
中央東											0	0			
中央西											0	0			
小戸											0	0			
大宮	51	22		48	16						51	22		48	16
東大宮											0	0			
大淀	51	17		50	12						51	17		50	12
大塚	10			10		1					11	0		10	
櫓											0	0			
大塚台	6			6		1					7	0		6	
生目台	13			12							13	0		12	
小松台	4			4							4	0		4	
本郷	46			45							46	0		45	
赤江	12			13							12	0		13	
木花	58	23	2	58	16						58	23	2	58	16
青島	31	19	1	31	13						31	19	1	31	13
住吉	83	22	1	82	13						83	22	1	82	13
生目	132	27		132	20						132	27		132	20
北	117	25		118	21						117	25	0	118	21
旧宮崎市計	614	155	4	609	111	2	0	0	0	0	616	155	4	609	111
佐土原	170	40		167	23	2	−1		2	−1	172	39		169	22
田野	106	12	4	102	4	3			5	3	109	12	4	107	7
高岡	258	90	4	250	55				−1		258	90	4	249	55
清武	165	26	4	159	17	1			1		166	26	4	160	17
全体計	1313	323	16	1287	210	8	−1	0	8	2	1321	322	16	1294	212

※旧宮崎市土砂災害警戒区域、505、572、574、610、612は地域自治区をまたいで危険箇所が指定されている。
※旧宮崎市土砂災害特別警戒区域458、521、556、558は地域自治区をまたいで危険箇所が指定されている。

02 旧宮崎市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

１．土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	南方1-1	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3009-1	急傾斜地の崩壊	平成19年4月26日
2	南方1-2	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3009-2	急傾斜地の崩壊	平成19年4月26日
3	吾田谷4	大宮地域事務所	01-201-1-013	土石流	平成19年4月26日
4	吾田谷3	大宮地域事務所	01-201-1-014	土石流	平成19年4月26日
5	吾田谷2	大宮地域事務所	01-201-1-015	土石流	平成19年4月26日
6	吾田谷川-1	大宮地域事務所	01-201-1-016-1	土石流	平成19年4月26日
7	吾田谷川-2	大宮地域事務所	01-201-1-016-2	土石流	平成19年4月26日
8	志正田1	大宮地域事務所	01-201-2-012	土石流	平成19年4月26日
9	山ノ城3	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4207	急傾斜地の崩壊	平成20年1月31日
10	生目台東一丁目3	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4138	急傾斜地の崩壊	平成20年1月31日
11	折生迫谷	青島地域センター	01-201-1-051	土石流	平成22年3月31日
12	堤谷	青島地域センター	01-201-1-052	土石流	平成22年3月31日
13	市中谷	青島地域センター	01-201-1-053	土石流	平成22年3月31日
14	白浜谷	青島地域センター	01-201-1-054	土石流	平成22年3月31日
15	黒岩谷川	青島地域センター	01-201-1-055	土石流	平成22年3月31日
16	坂元谷2	青島地域センター	01-201-1-056	土石流	平成22年3月31日
17	坂元谷川	青島地域センター	01-201-1-057	土石流	平成22年3月31日
18	坂元谷3	青島地域センター	01-201-1-058	土石流	平成22年3月31日
19	内海谷川	青島地域センター	01-201-1-059	土石流	平成22年3月31日
20	畑田谷川	青島地域センター	01-201-1-060	土石流	平成22年3月31日
21	仁田内谷川	青島地域センター	01-201-1-061	土石流	平成22年3月31日
22	下大谷川	青島地域センター	01-201-1-062	土石流	平成22年3月31日
23	大脇谷川	青島地域センター	01-201-1-063	土石流	平成22年3月31日
24	南大谷川	青島地域センター	01-201-1-064	土石流	平成22年3月31日
25	平田谷	青島地域センター	01-201-2-034	土石流	平成22年3月31日
26	二反田	青島地域センター	01-201-2-035	土石流	平成22年3月31日
27	納屋田	青島地域センター	Ⅰ-1-0089	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
28	坂本	青島地域センター	Ⅰ-1-0090	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
29	内海前坂	青島地域センター	Ⅰ-1-0092	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
30	内海前田	青島地域センター	Ⅰ-1-0094	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
31	野島-1	青島地域センター	Ⅰ-1-0095	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
32	野島-2	青島地域センター	Ⅰ-1-0096	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
33	内海	青島地域センター	Ⅰ-1-0097	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
34	小内海	青島地域センター	Ⅰ-1-0098	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
35	畑田-2	青島地域センター	Ⅰ-1-2046	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
36	二反田	青島地域センター	Ⅰ-1-3051	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
37	戸崎	青島地域センター	Ⅰ-1-3052	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
38	赤坂-3	青島地域センター	Ⅰ-1-3055	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
39	畑田	青島地域センター	Ⅱ-1-0093	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
40	青島6丁目	青島地域センター	Ⅱ-1-4178	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
41	上白浜	青島地域センター	Ⅱ-1-4179	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
42	下白浜1	青島地域センター	Ⅱ-1-4180	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
43	赤坂-1	青島地域センター	Ⅱ-1-4181	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
44	赤坂2	青島地域センター	Ⅱ-1-4182	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
45	赤坂-4	青島地域センター	Ⅱ-1-4183	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
46	内海-1	青島地域センター	Ⅱ-1-4184	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
47	内海-2	青島地域センター	Ⅱ-1-4185	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
48	内海-3	青島地域センター	Ⅱ-1-4186	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
49	内海-4	青島地域センター	Ⅱ-1-4187	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
50	内海野島	青島地域センター	Ⅱ-1-4202	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
51	岩下-2	青島地域センター	Ⅲ-1-9114	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
52	片ノ谷1	木花地域センター	01-201-1-042	土石流	平成23年4月25日
53	中島谷	木花地域センター	01-201-1-044	土石流	平成23年4月25日
54	村内谷2	木花地域センター	01-201-1-045	土石流	平成23年4月25日
55	小河内谷	木花地域センター	01-201-1-046	土石流	平成23年4月25日
56	塩鶴谷3	木花地域センター	01-201-1-047	土石流	平成23年4月25日
57	塩鶴谷4	木花地域センター	01-201-1-048	土石流	平成23年4月25日
58	塩鶴谷2	木花地域センター	01-201-1-049	土石流	平成23年4月25日
59	村内谷	木花地域センター	01-201-1-050	土石流	平成23年4月25日
60	中島谷川3	木花地域センター	01-201-2-026	土石流	平成23年4月25日
61	仮神池	木花地域センター	01-201-2-026-新①	土石流	平成23年4月25日
62	中島谷川2	木花地域センター	01-201-2-027	土石流	平成23年4月25日
63	塩鶴谷5	木花地域センター	01-201-2-030	土石流	平成23年4月25日
64	塩鶴谷	木花地域センター	01-201-2-031	土石流	平成23年4月25日
65	丸野谷	木花地域センター	01-201-2-032	土石流	平成23年4月25日
66	丸野谷2	木花地域センター	01-201-2-033	土石流	平成23年4月25日
67	小河内	木花地域センター	Ⅰ-1-0085	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
68	塩鶴	木花地域センター	Ⅰ-1-0086	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
69	加江田	木花地域センター	Ⅰ-1-2045	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
70	加江田-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3005	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
71	片ノ田-4	木花地域センター	Ⅰ-1-3061	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
72	星叶	木花地域センター	Ⅰ-1-3006	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
73	小河内-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3043	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
74	村内-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3044	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
75	村内-2	木花地域センター	Ⅰ-1-3045	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
76	村内-2-新①	木花地域センター	Ⅰ-1-3045-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
77	村内-2-新②	木花地域センター	Ⅰ-1-3045-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
78	片ノ田-2	木花地域センター	Ⅰ-1-3047	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
79	片ノ田-3	木花地域センター	Ⅰ-1-3048	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
80	前川原-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3049	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
81	前川原-1-新①	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
82	前川原-1-新②	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
83	前川原-1-新③	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新③	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
84	前川原-1-新④	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新④	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
85	前川原-1-新⑤	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
86	前川原-1-新⑥	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新⑥	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
87	青島西一丁目	青島地域センター	Ⅰ-1-3050	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
88	青島西一丁目-新①	青島地域センター	Ⅰ-1-3050-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
89	塩鶴-2	木花地域センター	Ⅱ-1-4174	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
90	塩鶴-3	木花地域センター	Ⅱ-1-4175	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
91	曽山寺	木花地域センター	Ⅱ-1-4176	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
92	丸野	木花地域センター	Ⅱ-1-4199	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
93	丸野-新①	木花地域センター	Ⅱ-1-4199-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
94	丸野-新②	木花地域センター	Ⅱ-1-4199-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
95	丸野-新③	木花地域センター	Ⅱ-1-4199-新③	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
96	内山-1	木花地域センター	Ⅱ-1-4200	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
97	内山-2	木花地域センター	Ⅱ-1-4201	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
98	内の田	木花地域センター	Ⅱ-2-0317	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
99	内の田-新①	木花地域センター	Ⅱ-2-0317-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
100	内の田-新②	木花地域センター	Ⅱ-2-0317-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
101	内の田-新③	木花地域センター	Ⅱ-2-0317-新③	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
102	小河内-2	木花地域センター	Ⅲ-1-9096	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
103	村内-3	木花地域センター	Ⅲ-1-9100	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
104	村内-4	木花地域センター	Ⅲ-1-9101	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
105	塩鶴-1	木花地域センター	Ⅲ-1-9102	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
106	村内-5	木花地域センター	Ⅲ-1-9103	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
107	中島-2	木花地域センター	Ⅲ-1-9104	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
108	下中島	木花地域センター	Ⅲ-1-9105	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
109	下曽山寺	木花地域センター	Ⅲ-1-9106	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
110	前川原-3	木花地域センター	Ⅲ-1-9107	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
111	知福	木花地域センター	Ⅲ-1-9108	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
112	萩原-1	木花地域センター	Ⅲ-1-9109	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
113	萩原-1-新①	木花地域センター	Ⅲ-1-9109-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
114	萩原-2	木花地域センター	Ⅲ-1-9110	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
115	苗田	住吉地域センター	Ⅰ-1-0017	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
116	木花-1	木花地域センター	Ⅰ-1-0080	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
117	木花-2	木花地域センター	Ⅰ-1-0081	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
118	木花-3	木花地域センター	Ⅰ-1-0082	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
119	木花-4	木花地域センター	Ⅰ-1-0083	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
120	白浜	青島地域センター	Ⅰ-1-0088	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
121	大迫-1	本郷地域事務所	Ⅰ-1-3042	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
122	松ヶ迫	本郷地域事務所	Ⅰ-1-3060	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
123	本郷1丁目	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0016	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
124	希望ヶ丘1丁目	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0095	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
125	本郷幼稚園前	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0096	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
126	本郷南方-1	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0202	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
127	本郷南方-1-新①	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0202-新①	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
128	本郷南方-2	本郷地域事務所	Ⅰ-2-2043	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
129	本郷北方池田-2	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4159	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
130	西田	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4171	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
131	木花-5	木花地域センター	Ⅱ-1-4173	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
132	天満町-1	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4209	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
133	大塚-2	大塚地域事務所	Ⅱ-2-0009	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
134	大迫-3	本郷地域事務所	Ⅲ-1-9095	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
135	大迫-3-新①	本郷地域事務所	Ⅲ-1-9095-新①	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
136	木花-7	木花地域センター	Ⅲ-1-9099	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
137	二反田1	青島地域センター	01-201-3-126	土石流	平成25年4月18日
138	二反田2	青島地域センター	01-201-3-127	土石流	平成25年4月18日
139	上白浜	青島地域センター	01-201-3-133	土石流	平成25年4月18日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
140	本郷北方-2-新①	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0075-新①	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
141	本郷北方池田-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4158	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
142	芳士元村	住吉地域センター	Ⅰ-1-0018	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
143	芳士元村	住吉地域センター	Ⅱ-1-0020	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
144	祝田	住吉地域センター	Ⅱ-1-0019	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
145	祝田-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-0019新①	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
146	祝田-新②	住吉地域センター	Ⅱ-1-0019新②	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
147	祝田-新③	住吉地域センター	Ⅱ-1-0019新③	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
148	郡司分中ノ迫-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4153	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
149	郡司分中ノ迫-2	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4154	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
150	郡司分中ノ迫-2	本郷地域事務所	Ⅱ-2-0315	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
151	郡司分中ノ迫-3	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4155	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
152	下田ヶ迫	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4169	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
153	西山崎-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4198	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
154	本郷北方-2	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0075	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
155	乙戸-1	本郷地域事務所	Ⅱ-2-0314	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
156	乙戸-1	本郷地域事務所	Ⅲ-1-9093	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
157	池田-1	北地域センター	Ⅰ-1-3018	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
158	池田-1	北地域センター	Ⅲ-1-9043	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
159	池田-1	北地域センター	Ⅲ-1-9044	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
160	池田-2	北地域センター	Ⅱ-1-4044	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
161	二反田-2	青島地域センター	Ⅲ-1-9111	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
162	二反田-3	青島地域センター	Ⅲ-1-9112	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
163	岩下-1	青島地域センター	Ⅲ-1-9113	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
164	山の城-1	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0063	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
165	山の城-2	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0064	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
166	竹内	木花地域センター	Ⅱ-1-4172	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
167	瓜生野竹原田	北地域センター	Ⅱ-1-4193	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
168	神向	住吉地域センター	01-201-3-018	土石流	平成26年5月15日
169	浮田-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0036	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
170	浮田-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0037	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
171	大迫-2	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4157	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
172	志戸前-1	住吉地域センター	Ⅰ-1-3011	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
173	岩戸前-2	北地域センター	Ⅱ-1-4088	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
174	岩戸前-2-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4088-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
175	岩戸前-2-新②	北地域センター	Ⅱ-1-4089-新②	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
176	片ノ田谷3	木花地域センター	01-201-2-023	土石流	平成27年3月26日
177	片ノ田谷4	木花地域センター	01-201-2-023-新①	土石流	平成27年3月26日
178	粂田	住吉地域センター	01-201-2-001	土石流	平成27年3月26日
179	粂田-新①	住吉地域センター	01-201-2-001-新①	土石流	平成27年3月26日
180	谷廻	住吉地域センター	01-201-2-002	土石流	平成27年3月26日
181	今出	住吉地域センター	01-201-2-008	土石流	平成27年3月26日
182	小村	生目地域センター	01-201-2-016	土石流	平成27年3月26日
183	片ノ田-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3046	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
184	本郷1丁目-2	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0094	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
185	浮田-1-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0036-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
186	車坂	木花地域センター	Ⅰ-2-0203	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
187	山崎	本郷地域事務所	Ⅲ-1-9094	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
188	青水	住吉地域センター	Ⅰ-1-0016	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
189	青水-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-0016-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
190	青水-新②	住吉地域センター	Ⅰ-1-0016-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
191	苗田-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-0017-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
192	芳士五反田	住吉地域センター	Ⅰ-1-2030	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
193	平田-1	住吉地域センター	Ⅰ-1-3026	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
194	今出	住吉地域センター	Ⅰ-1-3029	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
195	今出-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-3029-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
196	蓮ヶ池	住吉地域センター	Ⅱ-1-4001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
197	蓮ヶ池-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4001-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
198	蓮ヶ池-新②	住吉地域センター	Ⅱ-1-4001-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
199	蓮ヶ池-新③	住吉地域センター	Ⅱ-1-4001-新③	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
200	苗田-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4076	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
201	苗田-1-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4076-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
202	境田-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4077	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
203	境田-1-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4077-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
204	境田-2	住吉地域センター	Ⅱ-1-4078	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
205	平田-2	住吉地域センター	Ⅱ-1-4081	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
206	人ノ前-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4082	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
207	清水	住吉地域センター	Ⅲ-1-9052	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
208	一ノ宮-1	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
209	一ノ宮-1-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
210	一ノ宮-1-新②	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
211	一ノ宮-1-新③	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新③	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
212	一ノ宮-1-新④	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新④	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
213	一ノ宮-1-新⑤	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
214	尾廻-1	住吉地域センター	Ⅰ-1-3028	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
215	尾廻	住吉地域センター	Ⅱ-1-0015	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
216	谷廻-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4072	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
217	尾廻-4	住吉地域センター	Ⅱ-1-4073	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
218	尾廻-4-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4073-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
219	一ノ宮-2	住吉地域センター	Ⅲ-1-9032	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
220	曽井-1	赤江地域センター	Ⅰ-1-3041	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
221	曽井-3	赤江地域センター	Ⅱ-1-4197	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
222	曽井-3-新①	赤江地域センター	Ⅱ-1-4197-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
223	中福良-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0053	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
224	中福良-1-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0053-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
225	中福良-1-新②	生目地域センター	Ⅰ-1-0053-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
226	中福良-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0054	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
227	高蝉	生目地域センター	Ⅰ-1-0046	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
228	高蝉-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0046-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
229	高蝉-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4112	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
230	高蝉-1-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4112-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
231	高蝉-2	生目地域センター	Ⅱ-1-4113	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
232	水待-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4110	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
233	水待-2	生目地域センター	Ⅱ-1-4111	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
234	高蝉-2-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4113-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
235	塚崎-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4125	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
236	塚崎-1-新①	生目地域センター	Ⅱ-Ⅰ-4125-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
237	塚崎-2	生目地域センター	Ⅱ-1-4126	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
238	塚崎-2-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4126-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
239	生目圧無田	生目地域センター	Ⅰ-1-0058	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
240	生目圧無田-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0058-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
241	圧無田	生目地域センター	Ⅱ-1-4127	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
242	生目安ヶ迫	生目地域センター	Ⅰ-1-3010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
243	八所	大塚地域事務所	Ⅰ-1-0060	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
244	八所-新①	大塚地域事務所	Ⅰ-1-0060-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
245	大塚台東一丁目	大塚台地域事務所	Ⅰ-2-0093	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
246	浦田谷	北地域センター	01-201-1-038	土石流	平成27年8月20日
247	四ツ枝1	北地域センター	01-201-2-021	土石流	平成27年8月20日
248	四ツ枝1-新①	北地域センター	01-201-2-021-新①	土石流	平成27年8月20日
249	四ツ枝2	北地域センター	01-201-3-081	土石流	平成27年8月20日
250	四ツ枝2-新①	北地域センター	01-201-3-081-新①	土石流	平成27年8月20日
251	四ツ枝3	北地域センター	01-201-3-082	土石流	平成27年8月20日
252	四ツ枝4	北地域センター	01-201-3-083	土石流	平成27年8月20日
253	四ツ枝5	北地域センター	01-201-3-084	土石流	平成27年8月20日
254	四ツ枝6	北地域センター	01-201-3-085	土石流	平成27年8月20日
255	四ツ枝6-新①	北地域センター	01-201-3-085-新①	土石流	平成27年8月20日
256	浦田谷2	北地域センター	01-201-3-086	土石流	平成27年8月20日
257	浦田谷2-新①	北地域センター	01-201-3-086-新①	土石流	平成27年8月20日
258	松木丸1	北地域センター	01-201-3-087	土石流	平成27年8月20日
259	松木丸2	北地域センター	01-201-3-088	土石流	平成27年8月20日
260	焼面谷	住吉地域センター	01-201-1-010	土石流	平成27年8月20日
261	志戸前	住吉地域センター	01-201-3-019	土石流	平成27年8月20日
262	迫	生目地域センター	Ⅰ-1-0099	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
263	生目神社下-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0059	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
264	八所-新②	大塚地域事務所	Ⅰ-1-0060-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
265	柳ヶ迫	大塚地域事務所	Ⅱ-1-4131	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
266	大塚台西一丁目	大塚台地域事務所	Ⅱ-1-4119	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
267	千丈-2	生目地域センター	Ⅰ-1-3033	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
268	仁王香田	生目地域センター	Ⅱ-1-4120	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
269	仁王香田-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4120-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
270	浦田	北地域センター	Ⅰ-1-0010	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
271	大瀬町浦田	北地域センター	Ⅰ-1-3012	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
272	四ツ枝-1	北地域センター	Ⅱ-1-4016	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
273	四ツ枝-2	北地域センター	Ⅱ-1-4017	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
274	四ツ枝-5	北地域センター	Ⅲ-1-9008	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
275	四ツ枝-6	北地域センター	Ⅲ-1-9009	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
276	浦田-1	北地域センター	Ⅲ-1-9010	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
277	松木丸-4	北地域センター	Ⅲ-1-9011	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
278	柿木原	北地域センター	Ⅰ-1-0022	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
279	柿木原-新①	北地域センター	Ⅰ-1-0022-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
280	大瀬町柿木原-3	北地域センター	Ⅰ-1-3057	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
281	大瀬町柿木原-3-新①	北地域センター	Ⅰ-1-3057-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
282	広原焼面	住吉地域センター	Ⅰ-1-0003	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
283	広原字宗源寺	住吉地域センター	Ⅰ-1-3007	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
284	志戸前-1-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-3011-1-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
285	中島-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4014	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
286	平和ヶ丘東	大宮地域事務所	1-2-0002	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
287	平和ヶ丘東-新①	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0002-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
288	平和ヶ丘東-新②	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0002-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
289	平和ヶ丘東-新③	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0002-新③	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
290	平和ヶ丘西1	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0003	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
291	平和ヶ丘西1-新①	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0003-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
292	平和ヶ丘西2	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0004	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
293	平和ヶ丘西2-新①	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0004-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
294	下北方-2-新①	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0027-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
295	高下-1	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4104	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
296	高下-2	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4105	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
297	しとき田	北地域センター	Ⅰ-1-0025	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
298	しとき田-新①	北地域センター	Ⅰ-1-0025-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
299	しとき田-新②	北地域センター	Ⅰ-1-0025-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
300	川端	北地域センター	Ⅰ-1-0026	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
301	岩戸前-1	北地域センター	Ⅰ-1-3030	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
302	岩戸前-1-新①	北地域センター	Ⅰ-1-3030-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
303	岩戸前-3	北地域センター	Ⅱ-1-4089	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
304	岩戸前-3-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4089-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
305	立喰-1	北地域センター	Ⅱ-1-4090	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
306	長田六田-新①	北地域センター	01-201-3-080-新①	土石流	平成28年2月18日
307	竹篠谷	北地域センター	01-201-1-037	土石流	平成28年2月18日
308	竹篠谷-新①	北地域センター	01-201-1-037-新①	土石流	平成28年2月18日
309	長田六田	北地域センター	01-201-3-080	土石流	平成28年2月18日
310	竹篠南	北地域センター	01-201-3-073	土石流	平成28年2月18日
311	竹篠中	北地域センター	01-201-3-074	土石流	平成28年2月18日
312	中山1	生目地域センター	01-201-3-098	土石流	平成28年2月18日
313	中山2	生目地域センター	01-201-3-099	土石流	平成28年2月18日
314	中山3	生目地域センター	01-201-3-100	土石流	平成28年2月18日
315	中山4	生目地域センター	01-201-3-101	土石流	平成28年2月18日
316	中山5	生目地域センター	01-201-3-102	土石流	平成28年2月18日
317	菰迫	生目地域センター	Ⅱ-1-4094	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
318	菰迫-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4094-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
319	菰迫-新②	生目地域センター	Ⅱ-1-4094-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
320	野添	生目地域センター	Ⅱ-1-4095	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
321	上富吉-新③	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
322	上富吉-新④	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新④	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
323	上富吉-新⑤	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
324	原田	生目地域センター	Ⅱ-1-4096	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
325	上富吉	生目地域センター	Ⅰ-1-0034	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
326	上富吉-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
327	上富吉-新②	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
328	山ノ下-1	北地域センター	Ⅱ-1-4092	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
329	山ノ下-2	北地域センター	Ⅲ-1-9062	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
330	梶ヶ迫-1	北地域センター	Ⅱ-1-4003	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
331	梶ヶ迫	北地域センター	Ⅱ-1-2036	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
332	梶ヶ迫-新①	北地域センター	Ⅱ-1-2036-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
333	梶ヶ迫-2	北地域センター	Ⅱ-1-4093	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
334	梶ヶ迫-2-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4093-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
335	上村	北地域センター	Ⅰ-1-0035	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
336	上村-新①	北地域センター	Ⅰ-1-0035-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
337	野首-1	北地域センター	Ⅰ-1-0023	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
338	野首-1-新①	北地域センター	Ⅰ-1-0023-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
339	野首-1-新②	北地域センター	Ⅰ-1-0023-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
340	野首-2	北地域センター	Ⅰ-1-3062	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
341	野首-2-新①	北地域センター	Ⅰ-1-3062-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
342	瓜生野上野	北地域センター	Ⅰ-2-2033	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
343	瓜生野上野-新①	北地域センター	Ⅰ-2-2033-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
344	瓜生野上野-新②	北地域センター	Ⅰ-2-2033-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
345	瓜生野上野-新③	北地域センター	Ⅰ-2-2033-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
346	瓜生野上野-新④	北地域センター	Ⅰ-2-2033-新④	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
347	上野-2	北地域センター	Ⅱ-1-4047	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
348	上野-2-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
349	上野-2-新②	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
350	上野-2-新③	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
351	上野-2-新④	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新④	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
352	上野-2-新⑤	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
353	上野-3	北地域センター	Ⅱ-1-4048	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
354	竹篠中-1	北地域センター	Ⅱ-1-4049	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
355	竹篠中-2	北地域センター	Ⅱ-1-4050	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
356	竹篠中-3	北地域センター	Ⅱ-1-4051	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
357	竹篠南-1	北地域センター	Ⅱ-1-4052	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
358	竹篠南-3	北地域センター	Ⅱ-1-4054	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
359	竹篠中-4	北地域センター	Ⅲ-1-9045	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
360	竹篠中-5	北地域センター	Ⅲ-1-9046	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
361	竹篠中-5-新①	北地域センター	Ⅲ-1-9046-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
362	竹篠南-5	北地域センター	Ⅲ-1-9047	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
363	竹篠南-6	北地域センター	Ⅲ-1-9048	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
364	長嶺	生目地域センター	Ⅰ-1-0047	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
365	長嶺-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0047-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
366	大下-1-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0048-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
367	唐木町	生目地域センター	Ⅰ-1-3003	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
368	栗下谷川	生目地域センター	01-201-1-030	土石流	平成28年4月28日
369	彦野谷川	生目地域センター	01-201-1-032	土石流	平成28年4月28日
370	大畑1	生目地域センター	01-201-1-033	土石流	平成28年4月28日
371	大畑2	生目地域センター	01-201-1-034	土石流	平成28年4月28日
372	大畑3	生目地域センター	01-201-2-019	土石流	平成28年4月28日
373	内田1	生目地域センター	01-201-3-055	土石流	平成28年4月28日
374	内田2	生目地域センター	01-201-3-056	土石流	平成28年4月28日
375	岡ノ下2	生目地域センター	01-201-3-060	土石流	平成28年4月28日
376	岡ノ下3	生目地域センター	01-201-3-062	土石流	平成28年4月28日
377	細江	生目地域センター	01-201-3-063	土石流	平成28年4月28日
378	中福良1	生目地域センター	01-201-3-064	土石流	平成28年4月28日
379	中福良2	生目地域センター	01-201-3-065	土石流	平成28年4月28日
380	坪根2	生目地域センター	01-201-3-067	土石流	平成28年4月28日
381	坪根2-新①	生目地域センター	01-201-3-067-新①	土石流	平成28年4月28日
382	奈古ノ下	生目地域センター	01-201-3-068	土石流	平成28年4月28日
383	大畑4	生目地域センター	01-201-3-069	土石流	平成28年4月28日
384	大畑5	生目地域センター	01-201-3-070	土石流	平成28年4月28日
385	大畑6	生目地域センター	01-201-3-071	土石流	平成28年4月28日
386	大畑7	生目地域センター	01-201-3-072	土石流	平成28年4月28日
387	柏原	生目地域センター	Ⅰ-1-0030	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
388	柏原-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0031	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
389	柏原-2-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0031-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
390	大下-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0048	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
391	大下	生目地域センター	Ⅰ-1-0049	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
392	大下-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0050	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
393	彦野-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0051	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
394	彦野-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0052	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
395	坪根	生目地域センター	Ⅰ-1-0055	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
396	大畑-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0056	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
397	大畑-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0057	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
398	大畑-2-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0057-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
399	古宮田	生目地域センター	Ⅰ-1-0091	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
400	柏原-3	生目地域センター	Ⅰ-1-2037	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
401	栗下-0	生目地域センター	Ⅰ-1-2038	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
402	猿喰	生目地域センター	Ⅰ-1-3002	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
403	大畑-3	生目地域センター	Ⅰ-1-3039	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
404	大畑-4	生目地域センター	Ⅰ-1-3040	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
405	大畑-4-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-3040-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
406	彦野-3	生目地域センター	Ⅱ-1-4006	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
407	彦野-4	生目地域センター	Ⅱ-1-4007	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
408	上八反田	生目地域センター	Ⅱ-1-4102	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
409	高野迫	生目地域センター	Ⅱ-1-4103	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
410	高野迫-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4103-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
411	高野迫-新②	生目地域センター	Ⅱ-1-4103-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
412	高野迫-新③	生目地域センター	Ⅱ-1-4103-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
413	塚田	生目地域センター	Ⅱ-1-4114	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
414	栗下-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4115	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
415	坪根-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4122	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
416	栗下-2	生目地域センター	Ⅱ-1-4123	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
417	栗下-3	生目地域センター	Ⅱ-1-4124	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
418	大畑-8	生目地域センター	Ⅱ-1-4132	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
419	大畑-9	生目地域センター	Ⅱ-1-4133	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
420	奈古ノ下-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4205	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
421	奈古ノ下-2	生目地域センター	Ⅱ-2-0306	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
422	大畑-6	生目地域センター	Ⅱ-2-0309	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
423	大畑-7	生目地域センター	Ⅱ-2-0310	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
424	清田迫	生目地域センター	Ⅲ-1-9068	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
425	坪根-2	生目地域センター	Ⅲ-1-9069	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
426	坪根-2-新①	生目地域センター	Ⅲ-1-9069-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
427	細江	生目地域センター	Ⅲ-1-9071	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
428	栗下-4	生目地域センター	Ⅲ-1-9072	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
429	極楽寺谷2	住吉地域センター	01-201-1-009	土石流	平成29年2月23日
430	畑1	住吉地域センター	01-201-1-011	土石流	平成29年2月23日
431	極楽寺谷1	住吉地域センター	01-201-2-006	土石流	平成29年2月23日
432	畑2	住吉地域センター	01-201-2-007	土石流	平成29年2月23日
433	畑3	住吉地域センター	01-201-3-020	土石流	平成29年2月23日
434	小坂本谷10	住吉地域センター	01-201-3-021	土石流	平成29年2月23日
435	小坂本谷11	住吉地域センター	01-201-3-022	土石流	平成29年2月23日
436	小坂本谷12	住吉地域センター	01-201-3-023	土石流	平成29年2月23日
437	畑4	住吉地域センター	01-201-3-024	土石流	平成29年2月23日
438	畑5	住吉地域センター	01-201-3-025	土石流	平成29年2月23日
439	広原畑	住吉地域センター	Ⅰ-1-0001	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
440	極楽寺-0	住吉地域センター	Ⅰ-1-0004	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
441	瓜生野下畑-2	住吉地域センター	Ⅰ-1-2035	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
442	畑-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-0002	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
443	瓜生野下畑	住吉地域センター	Ⅱ-1-2034	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
444	瓜生野下畑-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-2034-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
445	小坂本-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4019	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
446	井手下	住吉地域センター	Ⅱ-1-4020	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
447	極楽寺-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4203	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
448	畑-4	住吉地域センター	Ⅲ-1-9001	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
449	畑-4-新①	住吉地域センター	Ⅲ-1-9001-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
450	畑-6	住吉地域センター	Ⅲ-1-9003	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
451	畑-7	住吉地域センター	Ⅲ-1-9004	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
452	松木丸-5	住吉地域センター	Ⅲ-1-9012	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
453	松木丸-5-新①	住吉地域センター	Ⅲ-1-9012-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
454	小坂本-2	住吉地域センター	Ⅲ-1-9014	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
455	小坂本-3	住吉地域センター	Ⅲ-1-9116	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
456	深田1	大淀地域事務所	01-201-3-041	土石流	平成29年3月23日
457	福島-2	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0067	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
458	福島-2-新①	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0067-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
459	福島-1	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0068	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
460	下古城	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0071	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
461	下古城-新①	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0071-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
462	城の下	大塚地域事務所	Ⅰ-1-2039	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
463	谷川	大淀地域事務所	Ⅰ-2-0010	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
464	中ノ迫	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0078	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
465	天満町	大淀地域事務所	Ⅰ-1-2042	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
466	大坪-1-新①	大淀地域事務所	Ⅰ-2-0201-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
467	京塚二丁目	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4141	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
468	郡司分池内-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4160	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
469	次田木	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4161	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
470	次田木-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4161-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
471	郡司分池内-3	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4162	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
472	郡司分池内-4	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4163	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
473	郡司分池内-4-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4163-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
474	郡司分中ノ迫-4	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4164	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
475	郡司分中ノ迫-5	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4165	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
476	郡司分中ノ迫-5-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4165-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
477	郡司分前田-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4166	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
478	郡司分前田-2	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4167	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
479	郡司分前田-2-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4167-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
480	郡司分前田-3	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4168	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
481	郡司分前田-3-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4168-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
482	郡司分大迫	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4170	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
483	郡司分大迫-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4170-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
484	郡司分中ノ迫-6	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4210	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
485	立花迫	北地域センター	01-201-3-078	土石流	平成30年1月22日
486	春口	北地域センター	01-201-3-079	土石流	平成30年1月22日
487	森ヶ迫-1	北地域センター	Ⅰ-1-0024	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
488	下北方-2	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0027	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
489	下北方-2-新②	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0027-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
490	下北方-2-新③	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0027-新③	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
491	池内町陣の平	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0028	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
492	長嶺身の崎	生目地域センター	Ⅰ-1-0039	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
493	長嶺下り松	生目地域センター	Ⅰ-1-0040	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
494	上村-1	北地域センター	Ⅰ-1-0100	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
495	松葉迫	住吉地域センター	Ⅰ-1-2028	急傾斜地の崩壊	平成30年3月1日
496	長嶺-1	生目地域センター	Ⅰ-1-3001	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
497	下北方-1	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0005	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
498	上北方立花迫	北地域センター	Ⅱ-1-4009	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
499	垂水-1	北地域センター	Ⅱ-1-4032	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
500	垂水-2	北地域センター	Ⅱ-1-4033	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
501	下北方町陣の平	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4091	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
502	久保-2	北地域センター	Ⅲ-1-9029	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
503	井尻-2	大宮地域事務所	Ⅲ-1-9065	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
504	天満町-新①	大淀地域事務所	Ⅰ-1-2042-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
505	福島京園	大塚地域事務所 大淀地域事務所	Ⅰ-2-0007	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
506	京塚二丁目-新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4141-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
507	垣下谷	大宮地域事務所	01-201-1-012	土石流	平成30年3月29日
508	松元谷	大宮地域事務所	01-201-1-017	土石流	平成30年3月29日
509	天神谷川	大宮地域事務所	01-201-1-018	土石流	平成30年3月29日
510	数太木２	大宮地域事務所	01-201-1-019	土石流	平成30年3月29日
511	小鹿黒谷	大宮地域事務所	01-201-1-021	土石流	平成30年3月29日
512	土川谷前迫	大宮地域事務所	01-201-1-022	土石流	平成30年3月29日
513	立野下谷	大宮地域事務所	01-201-1-023	土石流	平成30年3月29日
514	谷口谷	大淀地域事務所	01-201-1-025	土石流	平成30年3月29日
515	城福寺谷２	大淀地域事務所	01-201-1-027	土石流	平成30年3月29日
516	大迫１	大宮地域事務所	01-201-2-009	土石流	平成30年3月29日
517	大迫２	大宮地域事務所	01-201-2-010	土石流	平成30年3月29日
518	立野	大宮地域事務所	01-201-2-011	土石流	平成30年3月29日
519	中岡谷２	大淀地域事務所	01-201-2-013	土石流	平成30年3月29日
520	城福寺谷	大淀地域事務所	01-201-2-014	土石流	平成30年3月29日
521	上北方谷１	北地域センター	01-201-2-020	土石流	平成30年3月29日
522	竹之内－１	木花地域センター	01-201-2-028	土石流	平成30年3月29日
523	竹之内１谷川	木花地域センター	01-201-2-028-新1	土石流	平成30年3月29日
524	大迫３	大宮地域事務所	01-201-3-026	土石流	平成30年3月29日
525	城	大宮地域事務所	01-201-3-028	土石流	平成30年3月29日
526	陀羅２	大宮地域事務所	01-201-3-030	土石流	平成30年3月29日
527	陀羅５	大宮地域事務所	01-201-3-033	土石流	平成30年3月29日
528	陀羅６	大宮地域事務所	01-201-3-034	土石流	平成30年3月29日
529	塩井川	大宮地域事務所	01-201-3-035	土石流	平成30年3月29日
530	桜町１	大淀地域事務所	01-201-3-042	土石流	平成30年3月29日
531	桜町２	大淀地域事務所	01-201-3-043	土石流	平成30年3月29日
532	桜町３	大淀地域事務所	01-201-3-044	土石流	平成30年3月29日
533	桜町４	大淀地域事務所	01-201-3-045	土石流	平成30年3月29日
534	持田１	大淀地域事務所	01-201-3-047	土石流	平成30年3月29日
535	深田２	大淀地域事務所	01-201-3-048	土石流	平成30年3月29日
536	持田２	大淀地域事務所	01-201-3-049	土石流	平成30年3月29日
537	相ケ迫１	大淀地域事務所	01-201-3-050	土石流	平成30年3月29日
538	時雨	大淀地域事務所	01-201-3-051	土石流	平成30年3月29日
539	相ケ迫２	大淀地域事務所	01-201-3-052	土石流	平成30年3月29日
540	相ケ迫３	大淀地域事務所	01-201-3-053	土石流	平成30年3月29日
541	相ケ迫４	大淀地域事務所	01-201-3-054	土石流	平成30年3月29日
542	時雨西の迫	生目地域センター	01-201-3-108	土石流	平成30年3月29日
543	池内	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0011	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
544	照明院－２	生目地域センター	Ⅰ-1-0032	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
545	浮田－３	生目地域センター	Ⅰ-1-0038	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
546	浮田－３－新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0038-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
547	溝頭	生目地域センター	Ⅰ-1-0041	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
548	六反田	生目地域センター	Ⅰ-1-0043	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
549	小松－１	小松台地域事務所	Ⅰ-1-0044	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
550	小松－２	小松台地域事務所	Ⅰ-1-0045	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
551	小松－２－新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0045-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
552	北川内谷口	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0061	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
553	城福寺	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0062	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
554	桜町	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0065	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
555	北川内坂谷	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0066	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
556	大迫南方	大宮地域事務所	Ⅰ-1-2031	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
557	吾田	大宮地域事務所	Ⅰ-1-2032	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
558	鳥越－１	生目地域センター	Ⅰ-1-3004	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
559	松島	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3019	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
560	後吾田１	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3020	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
561	後吾田２	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3021	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
562	前吾田１	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3022	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
563	池内町大瀬戸２	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3023	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
564	御供田	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3024	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
565	垣下	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3025	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
566	溝頭－２	生目地域センター	Ⅰ-1-3031	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
567	千丈－１	生目地域センター	Ⅰ-1-3032	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
568	風穴－１	生目地域センター	Ⅰ-1-3034	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
569	風穴－１－新①	生目地域センター	Ⅰ-1-3034-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
570	風穴－１－新②	生目地域センター	Ⅰ-1-3034-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
571	風穴－１－新③	生目地域センター	Ⅰ-1-3034-新③	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
572	風穴－２	生目地域センター 大塚地域事務所 大塚台地域事務所	Ⅰ-1-3035	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
573	堂地	木花地域センター	Ⅰ-1-3054	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
574	大塚町権現前	大塚地域事務所 小松台地域事務所	Ⅰ-1-3056	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
575	池内町麓	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3058	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
576	南方町大迫２	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3059	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
577	池内町松元	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3063	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
578	持田１	大淀地域事務所	Ⅰ-1-3065	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
579	大坪２	大淀地域事務所	Ⅰ-2-0011	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
580	もみじヶ丘団地	大塚地域事務所	Ⅰ-2-0014	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
581	大坪－１	大淀地域事務所	Ⅰ-2-0201	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
582	陀羅迫	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0206	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
583	平和	生目地域センター	Ⅱ-1-0073	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
584	平和－新①	生目地域センター	Ⅱ-1-0073-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
585	平和－新②	生目地域センター	Ⅱ-1-0073-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
586	平和－新③	生目地域センター	Ⅱ-1-0073-新③	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
587	大瀬戸	大宮地域事務所	Ⅱ-1-0101	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
588	門前	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4004	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
589	門前－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4004-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
590	中岡１	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4005	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
591	志正田１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4034	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
592	立野下１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4035	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
593	立野下２	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4056	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
594	立野１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4057	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
595	立野２	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4058	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
596	小鹿黒	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4059	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
597	寺前	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4060	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
598	元神南１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4061	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
599	元神南４	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4064	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
600	池内町大瀬戸３	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4065	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
601	池内町大瀬戸４	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4066	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
602	幸福寺	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4068	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
603	後吾田３	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4069	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
604	前吾田２	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4070	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
605	南方町大迫１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4079	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
606	鳥越－４－新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4108-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
607	鳥越－４－新②	生目地域センター	Ⅱ-1-4108-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
608	小松池田	生目地域センター	Ⅱ-1-4116	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
609	小反田	生目地域センター	Ⅱ-1-4117	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
610	小反田－新①	生目地域センター 小松台地域事務所	Ⅱ-1-4117-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
611	口ノ坪	生目地域センター	Ⅱ-1-4118	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
612	横立－２－新①	大塚地域事務所 大塚台地域事務所	Ⅱ-1-4121-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
613	北川内町折生迫	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4136	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
614	谷口１	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4139	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
615	谷口２	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4140	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
616	時雨柳迫２	生目地域センター	Ⅱ-1-4142	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
617	時雨柳迫３	生目地域センター	Ⅱ-1-4143	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
618	時雨柳迫３－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4143-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
619	時雨	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4144	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
620	相ケ迫１	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4145	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
621	持田２	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4146	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
622	持田２－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4146-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
623	持田３	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4147	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
624	持田５	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4149	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
625	和田内	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4150	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
626	池内町大瀬戸６	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4192	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
627	北川内１－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4194-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
628	古城町	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4196	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
629	山ノ城３－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4207-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
630	北川内２	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4211	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
631	白地	生目地域センター	Ⅱ-2-0305	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
632	谷口３	大淀地域事務所	Ⅱ-2-0312	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
633	時雨柳迫１	生目地域センター	Ⅱ-2-0313	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
634	城福寺１	大淀地域事務所	Ⅱ-2-0318	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
635	谷口４	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9078	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
636	谷口５	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9079	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
637	城福寺２	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9081	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
638	時雨柳迫４	生目地域センター	Ⅲ-1-9082	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
639	相ケ迫２	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9084	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
640	桜町１	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9087	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
641	山下－１	木花地域事務所	Ⅲ-1-9097	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
642	日平谷２	住吉地域センター	01-201-1-001	土石流	令和元年7月18日
643	麓谷１	住吉地域センター	01-201-1-004	土石流	令和元年7月18日
644	麓谷２	住吉地域センター	01-201-1-005	土石流	令和元年7月18日
645	麓谷３	住吉地域センター	01-201-1-006	土石流	令和元年7月18日
646	小坂本谷３	住吉地域センター	01-201-3-011	土石流	令和元年7月18日
647	六反田	北地域センター	01-201-1-039	土石流	令和元年7月18日
648	沖田３	北地域センター	01-201-3-091	土石流	令和元年7月18日
649	麓	住吉地域センター	Ⅰ-1-0005	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
650	本宿	住吉地域センター	Ⅰ-1-0006	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
651	日平１	住吉地域センター	Ⅰ-1-0007	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
652	日平２	住吉地域センター	Ⅰ-1-0009	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
653	日平２－新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-0009-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
654	麓－２	住吉地域センター	Ⅰ-1-2029	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
655	日平４	住吉地域センター	Ⅰ-1-3008	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
656	菅牟田	住吉地域センター	Ⅰ-1-3013	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
657	羽佐間－１	住吉地域センター	Ⅰ-1-3014	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
658	島之内本宿	住吉地域センター	Ⅰ-2-0204	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
659	日平３	住吉地域センター	Ⅱ-1-0008	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
660	日平５	住吉地域センター	Ⅱ-1-4036	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
661	尾廻－６	住吉地域センター	Ⅱ-1-4075	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
662	谷廻－２	住吉地域センター	Ⅱ-2-0304	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
663	谷廻－２－新①	住吉地域センター	Ⅱ-2-0304-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
664	七郎防－１	住吉地域センター	Ⅲ-1-9053	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
665	七郎防－１－新①	住吉地域センター	Ⅲ-1-9053-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
666	七郎防－２	住吉地域センター	Ⅲ-1-9054	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
667	七郎防－３	住吉地域センター	Ⅲ-1-9055	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
668	中牟田	住吉地域センター	Ⅲ-1-9056	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
669	吉野	北地域センター	Ⅰ-1-0021	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
670	糸原六反田－１	北地域センター	Ⅰ-1-3016	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
671	糸原六反田－２	北地域センター	Ⅰ-1-3017	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
672	柳原－１	北地域センター	Ⅱ-1-4022	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
673	太良迫－１	北地域センター	Ⅱ-1-4023	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
674	太良迫－２	北地域センター	Ⅱ-1-4024	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
675	太良迫－２－新①	北地域センター	Ⅱ-1-4024-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
676	講原－１	北地域センター	Ⅱ-1-4037	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
677	講原－２	北地域センター	Ⅱ-1-4038	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
678	講原－３	北地域センター	Ⅱ-1-4039	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
679	沖田－１	北地域センター	Ⅱ-1-4040	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
680	通田－１	北地域センター	Ⅱ-1-4041	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
681	通田－２	北地域センター	Ⅱ-1-4042	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
682	大門－１	北地域センター	Ⅱ-1-4043	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
683	糸原城ノ下－１	北地域センター	Ⅱ-1-4083	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
684	糸原城ノ下－２	北地域センター	Ⅱ-1-4084	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
685	春田	生目地域センター	Ⅱ-1-4086	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
686	柏田－１	北地域センター	Ⅱ-1-4087	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
687	柏田－１－新①	北地域センター	Ⅱ-1-4087-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
688	北原	北地域センター	Ⅱ-2-0303	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
689	柳原－２	北地域センター	Ⅲ-1-9015	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
690	柳原－２－新①	北地域センター	Ⅲ-1-9015-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
691	柳原－２－新②	北地域センター	Ⅲ-1-9015-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
692	沖田－２	北地域センター	Ⅲ-1-9018	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
693	溝原	北地域センター	Ⅲ-1-9036	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
694	沖田－３	北地域センター	Ⅲ-1-9037	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
695	沖田－４	北地域センター	Ⅲ-1-9038	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
696	鳥巣－１－新①	北地域センター	Ⅲ-1-9041-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
697	春田	生目地域センター	Ⅲ-1-9057	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
698	春田－新①	生目地域センター	Ⅲ-1-9057-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
699	春田－新②	生目地域センター	Ⅲ-1-9057-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
700	柏田－２	北地域センター	Ⅲ-1-9058	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
701	井尻－１	生目地域センター	Ⅲ-1-9059	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
702	岡ノ下１	生目地域センター	01-201-2-018	土石流	令和元年9月24日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
703	生目塚崎	生目地域センター	Ⅰ-1-2041	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
704	千丈－１－新①	生目地域センター	Ⅰ-1-3032-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
705	生目台東四丁目	生目台地域事務所	Ⅰ-1-3036	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
706	生目台東四丁目－新①	生目台地域事務所	Ⅰ-1-3036-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
707	大塚台西三丁目	大塚台地域事務所	Ⅰ-1-3037	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
708	大塚台東二丁目	大塚台地域事務所	Ⅰ-1-3038	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
709	小丸－１	北地域センター	Ⅱ-1-4015	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
710	松木丸－１	北地域センター	Ⅱ-1-4018	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
711	馬場ヶ迫	北地域センター	Ⅱ-1-4025	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
712	松木丸－２	北地域センター	Ⅱ-1-4026	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
713	松木丸－３	北地域センター	Ⅱ-1-4027	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
714	平松－２	北地域センター	Ⅱ-1-4028	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
715	平松－２－新①	北地域センター	Ⅱ-1-4028-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
716	平松－３	北地域センター	Ⅱ-1-4029	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
717	上野－１	北地域センター	Ⅱ-1-4046	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
718	生目台西五丁目－１	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4134	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
719	生目台西五丁目－２	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4135	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
720	生目台西五丁目－２－新①	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4135-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
721	浦田－２	北地域センター	Ⅱ-1-4189	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
722	柿木原－１	北地域センター	Ⅱ-1-4190	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
723	平松－１	北地域センター	Ⅱ-1-4191	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
724	上畑	北地域センター	Ⅱ-2-0302	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
725	生目台西一丁目－１	生目台地域事務所	Ⅱ-2-0307	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
726	生目台西二丁目	生目台地域事務所	Ⅱ-2-0311	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
727	小丸－２	北地域センター	Ⅲ-1-9019	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
728	松木丸－７	北地域センター	Ⅲ-1-9022	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
729	平松－４	北地域センター	Ⅲ-1-9023	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
730	井尻－１－新①	生目地域センター	Ⅲ-1-9059-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
731	井尻－１－新②	生目地域センター	Ⅲ-1-9059-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
732	上村－２	生目地域センター	Ⅲ-1-9066	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
733	上村－３	生目地域センター	Ⅲ-1-9067	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
734	上村－３－新①	生目地域センター	Ⅲ-1-9067-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
735	西二丁目	生目台地域事務所	Ⅲ-1-9076	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
736	月見ヶ丘－１	赤江地域センター	Ⅰ-1-0074	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
737	月見ヶ丘－１－新①	赤江地域センター	Ⅰ-1-0074-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
738	西山崎	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0076	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
739	山下	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0079	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
740	山下－新①	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0079-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
741	月見ヶ丘６次団地	赤江地域センター	Ⅰ-2-0208	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
742	月見ヶ丘団地	赤江地域センター	Ⅰ-2-0209	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
743	月見ヶ丘三丁目	赤江地域センター	Ⅱ-1-4152	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
744	柳籠	赤江地域センター	Ⅱ-1-4156	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
745	柳籠－新①	赤江地域センター	Ⅱ-1-4156-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
746	柳籠－新②	赤江地域センター	Ⅱ-1-4156-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
747	月見ヶ丘６丁目	赤江地域センター	Ⅱ-2-0015	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
748	村内	木花地域センター	01-02	地滑り	令和2年2月6日
749	塩鶴	木花地域センター	01-03	地滑り	令和2年2月6日
750	月の輪谷	木花地域センター	01-201-2-024	土石流	令和2年2月6日
751	片ノ田谷2	木花地域センター	01-201-2-025	土石流	令和2年2月6日
752	赤木	木花地域センター	01-201-2-029	土石流	令和2年2月6日
753	木花-4-新①	木花地域センター	Ⅰ-1-0083-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
754	坂谷	大淀地域事務所	Ⅰ-1-3064	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
755	野間口	大淀地域事務所	Ⅰ-1-3066	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
756	生目台東-新②	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4137-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
757	大畑-10	生目地域センター	Ⅲ-1-9074	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
758	青水	住吉地域センター	1-1	地滑り	令和2年4月30日
759	内海南	青島地域センター	1-5	地滑り	令和2年4月30日
760	生目台東一丁目-3	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4138	急傾斜地の崩壊	令和2年7月2日
761	生目台東一丁目-4	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4137	急傾斜地の崩壊	令和3年1月28日
762	生目台東一丁目-4-新①	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4137-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年1月28日
763	照明院-2-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0032-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年2月4日
764	松木丸-6	北地域センター	Ⅲ-1-9021	急傾斜地の崩壊	令和3年7月15日
765	上中原	木花地域センター	01-201-1-043	土石流	令和3年12月9日
766	大門-1-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4043-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
767	柳町-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4100	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
768	大塚台西3丁目-新③	大塚台地域事務所	Ⅱ-1-4137-新③	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
769	持田3-新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4147-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日

２．土砂災害特別警戒区域　（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	堤谷	青島地域センター	01-201-1-052	土石流	平成22年3月31日
2	市中谷	青島地域センター	01-201-1-053	土石流	平成22年3月31日
3	白浜谷	青島地域センター	01-201-1-054	土石流	平成22年3月31日
4	坂元谷3	青島地域センター	01-201-1-058	土石流	平成22年3月31日
5	畑田谷川	青島地域センター	01-201-1-060	土石流	平成22年3月31日
6	仁田内谷川	青島地域センター	01-201-1-061	土石流	平成22年3月31日
7	下大谷川	青島地域センター	01-201-1-062	土石流	平成22年3月31日
8	大脇谷川	青島地域センター	01-201-1-063	土石流	平成22年3月31日
9	平田谷	青島地域センター	01-201-2-034	土石流	平成22年3月31日
10	二反田	青島地域センター	01-201-2-035	土石流	平成22年3月31日
11	納屋田	青島地域センター	Ⅰ-1-0089	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
12	坂本	青島地域センター	Ⅰ-1-0090	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
13	内海前坂	青島地域センター	Ⅰ-1-0092	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
14	内海前田	青島地域センター	Ⅰ-1-0094	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
15	野島-1	青島地域センター	Ⅰ-1-0095	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
16	野島-2	青島地域センター	Ⅰ-1-0096	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
17	内海	青島地域センター	Ⅰ-1-0097	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
18	小内海	青島地域センター	Ⅰ-1-0098	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
19	畑田-2	青島地域センター	Ⅰ-1-2046	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
20	二反田	青島地域センター	Ⅰ-1-3051	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
21	戸崎	青島地域センター	Ⅰ-1-3052	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
22	赤坂-3	青島地域センター	Ⅰ-1-3055	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
23	畑田	青島地域センター	Ⅱ-1-0093	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
24	青島6丁目	青島地域センター	Ⅱ-1-4178	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
25	上白浜	青島地域センター	Ⅱ-1-4179	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
26	下白浜1	青島地域センター	Ⅱ-1-4180	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
27	赤坂-1	青島地域センター	Ⅱ-1-4181	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
28	赤坂2	青島地域センター	Ⅱ-1-4182	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
29	赤坂-4	青島地域センター	Ⅱ-1-4183	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
30	内海-1	青島地域センター	Ⅱ-1-4184	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
31	内海-2	青島地域センター	Ⅱ-1-4185	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
32	内海-3	青島地域センター	Ⅱ-1-4186	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
33	内海-4	青島地域センター	Ⅱ-1-4187	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
34	内海野島	青島地域センター	Ⅱ-1-4202	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
35	岩下-2	青島地域センター	Ⅲ-1-9114	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日
36	片ノ谷1	木花地域センター	01-201-1-042	土石流	平成23年4月25日
37	中島谷	木花地域センター	01-201-1-044	土石流	平成23年4月25日
38	村内谷2	木花地域センター	01-201-1-045	土石流	平成23年4月25日
39	塩鶴谷3	木花地域センター	01-201-1-047	土石流	平成23年4月25日
40	塩鶴谷4	木花地域センター	01-201-1-048	土石流	平成23年4月25日
41	中島谷川3	木花地域センター	01-201-2-026	土石流	平成23年4月25日
42	塩鶴谷5	木花地域センター	01-201-2-030	土石流	平成23年4月25日
43	塩鶴谷	木花地域センター	01-201-2-031	土石流	平成23年4月25日
44	丸野谷	木花地域センター	01-201-2-032	土石流	平成23年4月25日
45	丸野谷2	木花地域センター	01-201-2-033	土石流	平成23年4月25日
46	小河内	木花地域センター	Ⅰ-1-0085	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
47	塩鶴	木花地域センター	Ⅰ-1-0086	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
48	加江田	木花地域センター	Ⅰ-1-2045	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
49	加江田-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3005	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
50	片ノ田-4	木花地域センター	Ⅰ-1-3061	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
51	星叶	木花地域センター	Ⅰ-1-3006	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
52	小河内-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3043	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
53	村内-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3044	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
54	村内-2	木花地域センター	Ⅰ-1-3045	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
55	村内-2-新①	木花地域センター	Ⅰ-1-3045-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
56	村内-2-新②	木花地域センター	Ⅰ-1-3045-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
57	片ノ田-2	木花地域センター	Ⅰ-1-3047	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
58	片ノ田-3	木花地域センター	Ⅰ-1-3048	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
59	前川原-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3049	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
60	前川原-1-新①	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
61	前川原-1-新②	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
62	前川原-1-新③	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新③	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
63	前川原-1-新④	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新④	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
64	前川原-1-新⑤	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
65	前川原-1-新⑥	木花地域センター	Ⅰ-1-3049-新⑥	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
66	青島西一丁目	青島地域センター	Ⅰ-1-3050	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
67	青島西一丁目-新①	青島地域センター	Ⅰ-1-3050-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
68	塩鶴-2	木花地域センター	Ⅱ-1-4174	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
69	塩鶴-3	木花地域センター	Ⅱ-1-4175	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
70	曽山寺	木花地域センター	Ⅱ-1-4176	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
71	丸野	木花地域センター	Ⅱ-1-4199	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
72	丸野-新①	木花地域センター	Ⅱ-1-4199-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
73	丸野-新②	木花地域センター	Ⅱ-1-4199-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
74	丸野-新③	木花地域センター	Ⅱ-1-4199-新③	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
75	内山-1	木花地域センター	Ⅱ-1-4200	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
76	内山-2	木花地域センター	Ⅱ-1-4201	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
77	内の田	木花地域センター	Ⅱ-2-0317	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
78	内の田-新①	木花地域センター	Ⅱ-2-0317-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
79	内の田-新②	木花地域センター	Ⅱ-2-0317-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
80	内の田-新③	木花地域センター	Ⅱ-2-0317-新③	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
81	小河内-2	木花地域センター	Ⅲ-1-9096	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
82	村内-3	木花地域センター	Ⅲ-1-9100	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
83	村内-4	木花地域センター	Ⅲ-1-9101	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
84	塩鶴-1	木花地域センター	Ⅲ-1-9102	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
85	村内-5	木花地域センター	Ⅲ-1-9103	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
86	中島-2	木花地域センター	Ⅲ-1-9104	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
87	下中島	木花地域センター	Ⅲ-1-9105	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
88	下曽山寺	木花地域センター	Ⅲ-1-9106	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
89	前川原-3	木花地域センター	Ⅲ-1-9107	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
90	知福	木花地域センター	Ⅲ-1-9108	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
91	萩原-1	木花地域センター	Ⅲ-1-9109	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
92	萩原-1-新①	木花地域センター	Ⅲ-1-9109-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
93	萩原-2	木花地域センター	Ⅲ-1-9110	急傾斜地の崩壊	平成23年4月25日
94	苗田	住吉地域センター	Ⅰ-1-0017	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
95	木花-1	木花地域センター	Ⅰ-1-0080	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
96	木花-2	木花地域センター	Ⅰ-1-0081	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
97	木花-3	木花地域センター	Ⅰ-1-0082	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
98	木花-4	木花地域センター	Ⅰ-1-0083	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
99	白浜	青島地域センター	Ⅰ-1-0088	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
100	大迫-1	本郷地域事務所	Ⅰ-1-3042	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
101	松ヶ迫	本郷地域事務所	Ⅰ-1-3060	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
102	本郷1丁目	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0016	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
103	本郷幼稚園前	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0096	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
104	本郷南方-1	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0202	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
105	本郷南方-1-新①	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0202-新①	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
106	本郷南方-2	本郷地域事務所	Ⅰ-2-2043	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
107	本郷北方池田-2	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4159	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
108	西田	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4171	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
109	木花-5	木花地域センター	Ⅱ-1-4173	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
110	天満町-1	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4209	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
111	大塚-2	大塚地域事務所	Ⅱ-2-0009	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
112	大迫-3	本郷地域事務所	Ⅲ-1-9095	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
113	大迫-3-新①	本郷地域事務所	Ⅲ-1-9095-新①	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
114	木花-7	木花地域センター	Ⅲ-1-9099	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
115	二反田1	青島地域センター	01-201-3-126	土石流	平成25年4月18日
116	二反田2	青島地域センター	01-201-3-127	土石流	平成25年4月18日
117	上白浜	青島地域センター	01-201-3-133	土石流	平成25年4月18日
118	本郷北方-2-新①	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0075-新①	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
119	本郷北方池田-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4158	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
120	芳士元村	住吉地域センター	Ⅰ-1-0018	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
121	芳士元村	住吉地域センター	Ⅱ-1-0020	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
122	祝田	住吉地域センター	Ⅱ-1-0019	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
123	祝田-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-0019新①	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
124	祝田-新②	住吉地域センター	Ⅱ-1-0019新②	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
125	祝田-新③	住吉地域センター	Ⅱ-1-0019新③	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
126	郡司分中ノ迫-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4153	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
127	郡司分中ノ迫-2	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4154	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
128	郡司分中ノ迫-2	本郷地域事務所	Ⅱ-2-0315	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
129	郡司分中ノ迫-3	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4155	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
130	下田ヶ迫	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4169	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
131	西山崎-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4198	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
132	本郷北方-2	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0075	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
133	乙戸-1	本郷地域事務所	Ⅱ-2-0314	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
134	乙戸-1	本郷地域事務所	Ⅲ-1-9093	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
135	池田-1	北地域センター	Ⅰ-1-3018	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
136	池田-1	北地域センター	Ⅲ-1-9043	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
137	池田-1	北地域センター	Ⅲ-1-9044	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
138	池田-2	北地域センター	Ⅱ-1-4044	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
139	二反田-2	青島地域センター	Ⅲ-1-9111	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
140	二反田-3	青島地域センター	Ⅲ-1-9112	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
141	岩下-1	青島地域センター	Ⅲ-1-9113	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
142	山の城-1	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0063	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
143	山の城-2	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0064	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
144	竹内	木花地域センター	Ⅱ-1-4172	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
145	瓜生野竹原田	北地域センター	Ⅱ-1-4193	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
146	浮田-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0036	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
147	浮田-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0037	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
148	大迫-2	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4157	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
149	志戸前-1	住吉地域センター	Ⅰ-1-3011	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
150	岩戸前-2	北地域センター	Ⅱ-1-4088	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
151	岩戸前-2-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4088-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
152	岩戸前-2-新②	北地域センター	Ⅱ-1-4089-新②	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
153	粟田	住吉地域センター	01-201-2-001	土石流	平成27年3月26日
154	粟田-新①	住吉地域センター	01-201-2-001-新①	土石流	平成27年3月26日
155	谷廻	住吉地域センター	01-201-2-002	土石流	平成27年3月26日
156	小村	生目地域センター	01-201-2-016	土石流	平成27年3月26日
157	吾田谷4	大宮地域事務所	01-201-1-013	土石流	平成27年3月26日
158	吾田谷2	大宮地域事務所	01-201-1-015	土石流	平成27年3月26日
159	山崎	本郷地域事務所	Ⅲ-1-9094	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
160	青水	住吉地域センター	Ⅰ-1-0016	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
161	青水-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-0016-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
162	青水-新②	住吉地域センター	Ⅰ-1-0016-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
163	苗田-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-0017-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
164	芳士五反田	住吉地域センター	Ⅰ-1-2030	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
165	今出	住吉地域センター	Ⅰ-1-3029	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
166	今出-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-3029-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
167	蓮ヶ池	住吉地域センター	Ⅱ-1-4001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
168	蓮ヶ池-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4001-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
169	蓮ヶ池-新②	住吉地域センター	Ⅱ-1-4001-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
170	蓮ヶ池-新③	住吉地域センター	Ⅱ-1-4001-新③	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
171	苗田-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4076	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
172	苗田-1-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4076-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
173	境田-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4077	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
174	境田-1-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4077-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
175	境田-2	住吉地域センター	Ⅱ-1-4078	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
176	平田-2	住吉地域センター	Ⅱ-1-4081	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
177	人ノ前-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4082	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
178	清水	住吉地域センター	Ⅲ-1-9052	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
179	一ノ宮-1	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
180	一ノ宮-1-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
181	一ノ宮-1-新②	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
182	一ノ宮-1-新③	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新③	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
183	一ノ宮-1-新④	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新④	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
184	一ノ宮-1-新⑤	住吉地域センター	Ⅰ-1-3015-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
185	尾廻-1	住吉地域センター	Ⅰ-1-3028	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
186	尾廻	住吉地域センター	Ⅱ-1-0015	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
187	谷廻-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4072	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
188	尾廻-4	住吉地域センター	Ⅱ-1-4073	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
189	尾廻-4-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4073-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
190	一ノ宮-2	住吉地域センター	Ⅲ-1-9032	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
191	曽井-1	赤江地域センター	Ⅰ-1-3041	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
192	曽井-3	赤江地域センター	Ⅱ-1-4197	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
193	曽井-3-新①	赤江地域センター	Ⅱ-1-4197-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
194	中福良-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0053	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
195	中福良-1-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0053-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
196	中福良-1-新②	生目地域センター	Ⅰ-1-0053-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
197	中福良-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0054	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
198	高蝉	生目地域センター	Ⅰ-1-0046	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
199	高蝉-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0046-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
200	高蝉-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4112	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
201	高蝉-1-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4112-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
202	高蝉-2	生目地域センター	Ⅱ-1-4113	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
203	水待-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4110	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
204	水待-2	生目地域センター	Ⅱ-1-4111	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
205	高蝉-2-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4113-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
206	塚崎-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4125	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
207	塚崎-1-新①	生目地域センター	Ⅱ-Ⅰ-4125-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
208	塚崎-2	生目地域センター	Ⅱ-1-4126	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
209	塚崎-2-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4126-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
210	生目圧無田	生目地域センター	Ⅰ-1-0058	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
211	生目圧無田-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0058-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
212	圧無田	生目地域センター	Ⅱ-1-4127	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
213	生目安ヶ迫	生目地域センター	Ⅰ-1-3010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
214	八所	大塚地域事務所	Ⅰ-1-0060	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
215	八所-新①	大塚地域事務所	Ⅰ-1-0060-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
216	大塚台東一丁目	大塚台地域事務所	Ⅰ-2-0093	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
217	四ツ枝1	北地域センター	01-201-2-021	土石流	平成27年8月20日
218	四ツ枝1-新①	北地域センター	01-201-2-021-新①	土石流	平成27年8月20日
219	四ツ枝2	北地域センター	01-201-3-081	土石流	平成27年8月20日
220	四ツ枝3	北地域センター	01-201-3-082	土石流	平成27年8月20日
221	四ツ枝4	北地域センター	01-201-3-083	土石流	平成27年8月20日
222	四ツ枝5	北地域センター	01-201-3-084	土石流	平成27年8月20日
223	四ツ枝6	北地域センター	01-201-3-085	土石流	平成27年8月20日
224	浦田谷2	北地域センター	01-201-3-086	土石流	平成27年8月20日
225	浦田谷2-新①	北地域センター	01-201-3-086-新①	土石流	平成27年8月20日
226	松木丸2	北地域センター	01-201-3-088	土石流	平成27年8月20日
227	志戸前	住吉地域センター	01-201-3-019	土石流	平成27年8月20日
228	迫	生目地域センター	Ⅰ-1-0099	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
229	生目神社下-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0059	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
230	八所-新②	大塚地域事務所	Ⅰ-1-0060-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
231	柳ヶ迫	大塚地域事務所	Ⅱ-1-4131	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
232	大塚台西一丁目	大塚台地域事務所	Ⅱ-1-4119	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
233	千丈-2	生目地域センター	Ⅰ-1-3033	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
234	仁王香田	生目地域センター	Ⅱ-1-4120	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
235	仁王香田-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4120-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
236	浦田	北地域センター	Ⅰ-1-0010	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
237	大瀬町浦田	北地域センター	Ⅰ-1-3012	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
238	四ツ枝-1	北地域センター	Ⅱ-1-4016	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
239	四ツ枝-2	北地域センター	Ⅱ-1-4017	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
240	四ツ枝-5	北地域センター	Ⅲ-1-9008	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
241	四ツ枝-6	北地域センター	Ⅲ-1-9009	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
242	浦田-1	北地域センター	Ⅲ-1-9010	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
243	松木丸-4	北地域センター	Ⅲ-1-9011	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
244	柿木原	北地域センター	Ⅰ-1-0022	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
245	柿木原-新①	北地域センター	Ⅰ-1-0022-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
246	大瀬町柿木原-3	北地域センター	Ⅰ-1-3057	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
247	大瀬町柿木原-3-新①	北地域センター	Ⅰ-1-3057-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
248	広原焼面	住吉地域センター	Ⅰ-1-0003	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
249	広原字宗源寺	住吉地域センター	Ⅰ-1-3007	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
250	志戸前-1-新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-3011-1-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
251	中島-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4014	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
252	平和ヶ丘東-新①	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0002-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
253	平和ヶ丘東-新②	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0002-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
254	平和ヶ丘東-新③	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0002-新③	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
255	平和ヶ丘西1	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0003	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
256	平和ヶ丘西1-新①	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0003-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
257	平和ヶ丘西2	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0004	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
258	平和ヶ丘西2-新①	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0004-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
259	下北方-2-新①	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0027-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
260	高下-1	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4104	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
261	高下-2	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4105	急傾斜地の崩壊	平成27年8月20日
262	しとき田	北地域センター	Ⅰ-1-0025	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
263	しとき田-新①	北地域センター	Ⅰ-1-0025-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
264	しとき田-新②	北地域センター	Ⅰ-1-0025-新②	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
265	川端	北地域センター	Ⅰ-1-0026	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
266	岩戸前-1	北地域センター	Ⅰ-1-3030	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
267	岩戸前-1-新①	北地域センター	Ⅰ-1-3030-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
268	岩戸前-3	北地域センター	Ⅱ-1-4089	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
269	岩戸前-3-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4089-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
270	立喰-1	北地域センター	Ⅱ-1-4090	急傾斜地の崩壊	平成27年8月24日
271	長田六田-新①	北地域センター	01-201-3-080-新①	土石流	平成28年2月18日
272	竹篠谷	北地域センター	01-201-1-037	土石流	平成28年2月18日
273	竹篠谷-新①	北地域センター	01-201-1-037-新①	土石流	平成28年2月18日
274	長田六田	北地域センター	01-201-3-080	土石流	平成28年2月18日
275	竹篠南	北地域センター	01-201-3-073	土石流	平成28年2月18日
276	竹篠中	北地域センター	01-201-3-074	土石流	平成28年2月18日
277	中山1	生目地域センター	01-201-3-098	土石流	平成28年2月18日
278	中山2	生目地域センター	01-201-3-099	土石流	平成28年2月18日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
279	中山5	生目地域センター	01-201-3-102	土石流	平成28年2月18日
280	菰迫	生目地域センター	Ⅱ-1-4094	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
281	菰迫-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4094-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
282	菰迫-新②	生目地域センター	Ⅱ-1-4094-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
283	野添	生目地域センター	Ⅱ-1-4095	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
284	上富吉-新③	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
285	上富吉-新④	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新④	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
286	上富吉-新⑤	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
287	原田	生目地域センター	Ⅱ-1-4096	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
288	上富吉	生目地域センター	Ⅰ-1-0034	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
289	上富吉-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
290	上富吉-新②	生目地域センター	Ⅰ-1-0034-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
291	山ノ下-1	北地域センター	Ⅱ-1-4092	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
292	山ノ下-2	北地域センター	Ⅲ-1-9062	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
293	梶ヶ迫-1	北地域センター	Ⅱ-1-4003	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
294	梶ヶ迫	北地域センター	Ⅱ-1-2036	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
295	梶ヶ迫-新①	北地域センター	Ⅱ-1-2036-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
296	梶ヶ迫-2	北地域センター	Ⅱ-1-4093	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
297	梶ヶ迫-2-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4093-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
298	上村	北地域センター	Ⅰ-1-0035	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
299	上村-新①	北地域センター	Ⅰ-1-0035-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
300	野首-1	北地域センター	Ⅰ-1-0023	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
301	野首-1-新①	北地域センター	Ⅰ-1-0023-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
302	野首-1-新②	北地域センター	Ⅰ-1-0023-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
303	野首-2	北地域センター	Ⅰ-1-3062	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
304	野首-2-新①	北地域センター	Ⅰ-1-3062-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
305	瓜生野上野-新①	北地域センター	Ⅰ-2-2033-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
306	瓜生野上野-新②	北地域センター	Ⅰ-2-2033-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
307	瓜生野上野-新③	北地域センター	Ⅰ-2-2033-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
308	瓜生野上野-新④	北地域センター	Ⅰ-2-2033-新④	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
309	上野-2	北地域センター	Ⅱ-1-4047	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
310	上野-2-新②	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
311	上野-2-新③	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
312	上野-2-新④	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新④	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
313	上野-2-新⑤	北地域センター	Ⅱ-1-4047-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
314	上野-3	北地域センター	Ⅱ-1-4048	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
315	竹篠中-1	北地域センター	Ⅱ-1-4049	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
316	竹篠中-2	北地域センター	Ⅱ-1-4050	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
317	竹篠中-3	北地域センター	Ⅱ-1-4051	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
318	竹篠南-1	北地域センター	Ⅱ-1-4052	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
319	竹篠南-3	北地域センター	Ⅱ-1-4054	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
320	竹篠中-4	北地域センター	Ⅲ-1-9045	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
321	竹篠中-5	北地域センター	Ⅲ-1-9046	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
322	竹篠中-5-新①	北地域センター	Ⅲ-1-9046-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
323	竹篠南-5	北地域センター	Ⅲ-1-9047	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
324	竹篠南-6	北地域センター	Ⅲ-1-9048	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
325	長嶺	生目地域センター	Ⅰ-1-0047	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
326	長嶺-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0047-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
327	大下-1-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0048-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
328	唐木町	生目地域センター	Ⅰ-1-3003	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
329	栗下谷川	生目地域センター	01-201-1-030	土石流	平成28年4月28日
330	大畑1	生目地域センター	01-201-1-033	土石流	平成28年4月28日
331	内田1	生目地域センター	01-201-3-055	土石流	平成28年4月28日
332	内田2	生目地域センター	01-201-3-056	土石流	平成28年4月28日
333	岡ノ下3	生目地域センター	01-201-3-062	土石流	平成28年4月28日
334	中福良1	生目地域センター	01-201-3-064	土石流	平成28年4月28日
335	中福良2	生目地域センター	01-201-3-065	土石流	平成28年4月28日
336	坪根2	生目地域センター	01-201-3-067	土石流	平成28年4月28日
337	坪根2-新①	生目地域センター	01-201-3-067-新①	土石流	平成28年4月28日
338	奈古ノ下	生目地域センター	01-201-3-068	土石流	平成28年4月28日
339	大畑4	生目地域センター	01-201-3-069	土石流	平成28年4月28日
340	大畑5	生目地域センター	01-201-3-070	土石流	平成28年4月28日
341	大畑6	生目地域センター	01-201-3-071	土石流	平成28年4月28日
342	大畑7	生目地域センター	01-201-3-072	土石流	平成28年4月28日
343	柏原	生目地域センター	Ⅰ-1-0030	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
344	柏原-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0031	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
345	柏原-2-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0031-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
346	大下-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0048	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
347	大下	生目地域センター	Ⅰ-1-0049	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
348	大下-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0050	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
349	彦野-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0051	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
350	彦野-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0052	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
351	坪根	生目地域センター	Ⅰ-1-0055	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
352	大畑-1	生目地域センター	Ⅰ-1-0056	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
353	大畑-2	生目地域センター	Ⅰ-1-0057	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
354	大畑-2-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0057-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
355	古宮田	生目地域センター	Ⅰ-1-0091	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
356	柏原-3	生目地域センター	Ⅰ-1-2037	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
357	栗下-0	生目地域センター	Ⅰ-1-2038	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
358	猿喰	生目地域センター	Ⅰ-1-3002	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
359	大畑-3	生目地域センター	Ⅰ-1-3039	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
360	大畑-4	生目地域センター	Ⅰ-1-3040	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
361	大畑-4-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-3040-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
362	彦野-3	生目地域センター	Ⅱ-1-4006	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
363	彦野-4	生目地域センター	Ⅱ-1-4007	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
364	上八反田	生目地域センター	Ⅱ-1-4102	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
365	高野迫	生目地域センター	Ⅱ-1-4103	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
366	高野迫-新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4103-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
367	高野迫-新②	生目地域センター	Ⅱ-1-4103-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
368	高野迫-新③	生目地域センター	Ⅱ-1-4103-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
369	塚田	生目地域センター	Ⅱ-1-4114	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
370	栗下-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4115	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
371	坪根-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4122	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
372	栗下-2	生目地域センター	Ⅱ-1-4123	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
373	栗下-3	生目地域センター	Ⅱ-1-4124	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
374	大畑-8	生目地域センター	Ⅱ-1-4132	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
375	大畑-9	生目地域センター	Ⅱ-1-4133	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
376	奈古ノ下-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4205	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
377	奈古ノ下-2	生目地域センター	Ⅱ-2-0306	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
378	大畑-6	生目地域センター	Ⅱ-2-0309	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
379	大畑-7	生目地域センター	Ⅱ-2-0310	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
380	清田迫	生目地域センター	Ⅲ-1-9068	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
381	坪根-2	生目地域センター	Ⅲ-1-9069	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
382	坪根-2-新①	生目地域センター	Ⅲ-1-9069-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
383	細江	生目地域センター	Ⅲ-1-9071	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
384	栗下-4	生目地域センター	Ⅲ-1-9072	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
385	小坂本谷10	住吉地域センター	01-201-3-021	土石流	平成29年2月23日
386	小坂本谷11	住吉地域センター	01-201-3-022	土石流	平成29年2月23日
387	小坂本谷12	住吉地域センター	01-201-3-023	土石流	平成29年2月23日
388	畑4	住吉地域センター	01-201-3-024	土石流	平成29年2月23日
389	畑5	住吉地域センター	01-201-3-025	土石流	平成29年2月23日
390	広原畑	住吉地域センター	Ⅰ-1-0001	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
391	極楽寺-0	住吉地域センター	Ⅰ-1-0004	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
392	瓜生野下畑-2	北地域センター	Ⅰ-1-2035	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
393	畑-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-0002	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
394	瓜生野下畑	北地域センター	Ⅱ-1-2034	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
395	瓜生野下畑-新①	北地域センター	Ⅱ-1-2034-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
396	畑-2	住吉地域センター	Ⅱ-1-4010	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
397	畑-3	住吉地域センター	Ⅱ-1-4011	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
398	畑-3-新①	住吉地域センター	Ⅱ-1-4011-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
399	小坂本-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4019	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
400	井手下	住吉地域センター	Ⅱ-1-4020	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
401	極楽寺-1	住吉地域センター	Ⅱ-1-4203	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
402	畑-4	住吉地域センター	Ⅲ-1-9001	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
403	畑-4-新①	住吉地域センター	Ⅲ-1-9001-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
404	畑-6	住吉地域センター	Ⅲ-1-9003	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
405	畑-7	住吉地域センター	Ⅲ-1-9004	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
406	松木丸-5	住吉地域センター	Ⅲ-1-9012	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
407	松木丸-5-新①	住吉地域センター	Ⅲ-1-9012-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
408	小坂本-2	住吉地域センター	Ⅲ-1-9014	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
409	小坂本-3	住吉地域センター	Ⅲ-1-9116	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
410	福島-2	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0067	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
411	福島-2-新①	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0067-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
412	福島-1	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0068	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
413	下古城	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0071	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
414	下古城-新①	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0071-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
415	城の下	大塚地域事務所	Ⅰ-1-2039	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
416	谷川	大淀地域事務所	Ⅰ-2-0010	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
417	中ノ迫	赤江地域センター	Ⅰ-1-0078	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
418	天満町	大淀地域事務所	Ⅰ-1-2042	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
419	大坪-1-新①	大淀地域事務所	Ⅰ-2-0201-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
420	京塚二丁目	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4141	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
421	郡司分池内-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4160	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
422	次田木	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4161	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
423	次田木-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4161-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
424	郡司分池内-3	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4162	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
425	郡司分池内-4	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4163	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
426	郡司分池内-4-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4163-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
427	郡司分中ノ迫-4	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4164	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
428	郡司分中ノ迫-5	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4165	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
429	郡司分中ノ迫-5-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4165-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
430	郡司分前田-1	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4166	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
431	郡司分前田-2	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4167	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
432	郡司分前田-2-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4167-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
433	郡司分前田-3	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4168	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
434	郡司分前田-3-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4168-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
435	郡司分大迫	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4170	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
436	郡司分大迫-新①	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4170-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
437	郡司分中ノ迫-6	本郷地域事務所	Ⅱ-1-4210	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
438	立花迫	北地域センター	01-201-3-078	土石流	平成30年1月22日
439	春口	北地域センター	01-201-3-079	土石流	平成30年1月22日
440	森ヶ迫-1	北地域センター	Ⅰ-1-0024	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
441	下北方-2	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0027	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
442	下北方-2-新②	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0027-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
443	下北方-2-新③	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0027-新③	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
444	池内町陣の平	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0028	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
445	長嶺身の崎	生目地域センター	Ⅰ-1-0039	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
446	長嶺下り松	生目地域センター	Ⅰ-1-0040	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
447	上村-1	北地域センター	Ⅰ-1-0100	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
448	松葉迫	住吉地域センター	Ⅰ-1-2028	急傾斜地の崩壊	平成30年3月1日
449	長嶺-1	生目地域センター	Ⅰ-1-3001	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
450	下北方-1	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0005	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
451	上北方立花迫	北地域センター	Ⅱ-1-4009	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
452	垂水-1	北地域センター	Ⅱ-1-4032	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
453	垂水-2	北地域センター	Ⅱ-1-4033	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
454	下北方町陣の平	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4091	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
455	久保-2	北地域センター	Ⅲ-1-9029	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
456	井尻-2	大宮地域事務所	Ⅲ-1-9065	急傾斜地の崩壊	平成30年1月22日
457	天満町-新①	大淀地域事務所	Ⅰ-1-2042-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
458	福島京園	大塚地域事務所 大淀地域事務所	Ⅰ-2-0007	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
459	京塚二丁目-新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4141-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
460	垣下谷	大宮地域事務所	01-201-1-012	土石流	平成30年3月29日
461	松元谷	大宮地域事務所	01-201-1-017	土石流	平成30年3月29日
462	天神谷川	大宮地域事務所	01-201-1-018	土石流	平成30年3月29日
463	数太木２	大宮地域事務所	01-201-1-019	土石流	平成30年3月29日
464	小鹿黒谷	大宮地域事務所	01-201-1-021	土石流	平成30年3月29日
465	土川谷前迫	大宮地域事務所	01-201-1-022	土石流	平成30年3月29日
466	立野下谷	大宮地域事務所	01-201-1-023	土石流	平成30年3月29日
467	谷口谷	大淀地域事務所	01-201-1-025	土石流	平成30年3月29日
468	大迫１	大宮地域事務所	01-201-2-009	土石流	平成30年3月29日
469	大迫２	大宮地域事務所	01-201-2-010	土石流	平成30年3月29日
470	中岡谷２	大淀地域事務所	01-201-2-013	土石流	平成30年3月29日
471	上北方谷１	北地域センター	01-201-2-020	土石流	平成30年3月29日
472	竹之内－１	木花地域センター	01-201-2-028	土石流	平成30年3月29日
473	竹之内１谷川	木花地域センター	01-201-2-028-新1	土石流	平成30年3月29日
474	大迫３	大宮地域事務所	01-201-3-026	土石流	平成30年3月29日
475	陀羅２	大宮地域事務所	01-201-3-030	土石流	平成30年3月29日
476	陀羅５	大宮地域事務所	01-201-3-033	土石流	平成30年3月29日
477	陀羅６	大宮地域事務所	01-201-3-034	土石流	平成30年3月29日
478	塩井川	大宮地域事務所	01-201-3-035	土石流	平成30年3月29日
479	桜町１	大淀地域事務所	01-201-3-042	土石流	平成30年3月29日
480	桜町３	大淀地域事務所	01-201-3-044	土石流	平成30年3月29日
481	桜町４	大淀地域事務所	01-201-3-045	土石流	平成30年3月29日
482	持田１	大淀地域事務所	01-201-3-047	土石流	平成30年3月29日
483	持田２	大淀地域事務所	01-201-3-049	土石流	平成30年3月29日
484	相ケ迫１	大淀地域事務所	01-201-3-050	土石流	平成30年3月29日
485	時雨	大淀地域事務所	01-201-3-051	土石流	平成30年3月29日
486	相ケ迫２	大淀地域事務所	01-201-3-052	土石流	平成30年3月29日
487	相ケ迫３	大淀地域事務所	01-201-3-053	土石流	平成30年3月29日
488	相ケ迫４	大淀地域事務所	01-201-3-054	土石流	平成30年3月29日
489	時雨西の迫	生目地域センター	01-201-3-108	土石流	平成30年3月29日
490	池内	大宮地域事務所	Ⅰ-1-0011	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
491	照明院－２	生目地域センター	Ⅰ-1-0032	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
492	浮田－３	生目地域センター	Ⅰ-1-0038	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
493	浮田－３－新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0038-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
494	溝頭	生目地域センター	Ⅰ-1-0041	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
495	六反田	生目地域センター	Ⅰ-1-0043	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
496	小松－１	小松台地域事務所	Ⅰ-1-0044	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
497	小松－２	小松台地域事務所	Ⅰ-1-0045	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
498	小松－２－新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0045-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
499	北川内谷口	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0061	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
500	城福寺	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0062	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
501	桜町	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0065	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
502	北川内坂谷	大淀地域事務所	Ⅰ-1-0066	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
503	大迫南方	大宮地域事務所	Ⅰ-1-2031	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
504	吾田	大宮地域事務所	Ⅰ-1-2032	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
505	鳥越－１	生目地域センター	Ⅰ-1-3004	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
506	松島	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3019	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
507	後吾田１	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3020	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
508	後吾田２	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3021	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
509	前吾田１	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3022	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
510	池内町大瀬戸２	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3023	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
511	御供田	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3024	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
512	垣下	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3025	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
513	溝頭－２	生目地域センター	Ⅰ-1-3031	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
514	千丈－１	生目地域センター	Ⅰ-1-3032	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
515	風穴－１	生目地域センター	Ⅰ-1-3034	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
516	風穴－１－新①	生目地域センター	Ⅰ-1-3034-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
517	風穴－１－新②	生目地域センター	Ⅰ-1-3034-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
518	風穴－１－新③	生目地域センター	Ⅰ-1-3034-新③	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
519	風穴－２	生目地域センター	Ⅰ-1-3035	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
520	堂地	木花地域センター	Ⅰ-1-3054	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
521	大塚町権現前	大塚地域事務所 小松台地域事務所	Ⅰ-1-3056	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
522	池内町麓	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3058	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
523	南方町大迫２	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3059	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
524	池内町松元	大宮地域事務所	Ⅰ-1-3063	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
525	持田１	大淀地域事務所	Ⅰ-1-3065	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
526	大坪２	大淀地域事務所	Ⅰ-2-0011	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
527	もみじヶ丘団地	大塚地域事務所	Ⅰ-2-0014	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
528	陀羅迫	大宮地域事務所	Ⅰ-2-0206	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
529	平和	生目地域センター	Ⅱ-1-0073	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
530	平和－新①	生目地域センター	Ⅱ-1-0073-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
531	平和－新②	生目地域センター	Ⅱ-1-0073-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
532	平和－新③	生目地域センター	Ⅱ-1-0073-新③	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
533	大瀬戸	大宮地域事務所	Ⅱ-1-0101	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
534	門前	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4004	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
535	門前－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4004-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
536	中岡１	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4005	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
537	志正田１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4034	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
538	立野下１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4035	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
539	立野下２	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4056	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
540	立野１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4057	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
541	立野２	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4058	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
542	小鹿黒	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4059	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
543	寺前	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4060	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
544	元神南１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4061	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
545	元神南４	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4064	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
546	池内町大瀬戸３	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4065	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
547	池内町大瀬戸４	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4066	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
548	幸福寺	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4068	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
549	後吾田３	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4069	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
550	前吾田２	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4070	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
551	南方町大迫１	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4079	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
552	鳥越－４－新①	生目地域センター	Ⅱ-1-4108-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
553	鳥越－４－新②	生目地域センター	Ⅱ-1-4108-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
554	小松池田	生目地域センター	Ⅱ-1-4116	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
555	小反田	生目地域センター	Ⅱ-1-4117	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
556	小反田－新①	生目地域センター 小松台地域事務所	Ⅱ-1-4117-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
557	口ノ坪	生目地域センター	Ⅱ-1-4118	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
558	横立－２－新①	大塚地域事務所 大塚台地域事務所	Ⅱ-1-4121-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
559	北川内町折生迫	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4136	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
560	谷口１	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4139	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
561	時雨柳迫２	生目地域センター	Ⅱ-1-4142	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
562	時雨柳迫３	生目地域センター	Ⅱ-1-4143	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
563	時雨柳迫３－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4143-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
564	時雨	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4144	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
565	相ケ迫１	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4145	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
566	持田２	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4146	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
567	持田２－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4146-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
568	持田３	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4147	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
569	持田５	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4149	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
570	和田内	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4150	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
571	池内町大瀬戸６	大宮地域事務所	Ⅱ-1-4192	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
572	北川内１－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4194-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
573	古城町	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4196	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
574	山ノ城３－新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4207-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
575	北川内２	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4211	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
576	白地	生目地域センター	Ⅱ-2-0305	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
577	谷口３	大淀地域事務所	Ⅱ-2-0312	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
578	時雨柳迫１	生目地域センター	Ⅱ-2-0313	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
579	城福寺１	大淀地域事務所	Ⅱ-2-0318	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
580	谷口４	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9078	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
581	谷口５	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9079	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
582	城福寺２	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9081	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
583	時雨柳迫４	生目地域センター	Ⅲ-1-9082	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
584	相ケ迫２	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9084	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
585	桜町１	大淀地域事務所	Ⅲ-1-9087	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
586	山下－１	木花地域事務所	Ⅲ-1-9097	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
587	日平谷２	住吉地域センター	01-201-1-001	土石流	令和元年7月18日
588	麓谷１	住吉地域センター	01-201-1-004	土石流	令和元年7月18日
589	麓谷２	住吉地域センター	01-201-1-005	土石流	令和元年7月18日
590	小坂本谷３	住吉地域センター	01-201-3-011	土石流	令和元年7月18日
591	六反田	北地域センター	01-201-1-039	土石流	令和元年7月18日
592	沖田３	北地域センター	01-201-3-091	土石流	令和元年7月18日
593	麓	住吉地域センター	Ⅰ-1-0005	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
594	本宿	住吉地域センター	Ⅰ-1-0006	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
595	日平１	住吉地域センター	Ⅰ-1-0007	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
596	日平２	住吉地域センター	Ⅰ-1-0009	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
597	日平２－新①	住吉地域センター	Ⅰ-1-0009-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
598	麓－２	住吉地域センター	Ⅰ-1-2029	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
599	日平４	住吉地域センター	Ⅰ-1-3008	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
600	菅牟田	住吉地域センター	Ⅰ-1-3013	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
601	羽佐間－１	住吉地域センター	Ⅰ-1-3014	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
602	島之内本宿	住吉地域センター	Ⅰ-2-0204	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
603	日平３	住吉地域センター	Ⅱ-1-0008	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
604	日平５	住吉地域センター	Ⅱ-1-4036	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
605	尾廻－６	住吉地域センター	Ⅱ-1-4075	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
606	谷廻－２	住吉地域センター	Ⅱ-2-0304	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
607	谷廻－２－新①	住吉地域センター	Ⅱ-2-0304-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
608	七郎防－１	住吉地域センター	Ⅲ-1-9053	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
609	七郎防－１－新①	住吉地域センター	Ⅲ-1-9053-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
610	七郎防－２	住吉地域センター	Ⅲ-1-9054	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
611	七郎防－３	住吉地域センター	Ⅲ-1-9055	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
612	中牟田	住吉地域センター	Ⅲ-1-9056	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
613	吉野	北地域センター	Ⅰ-1-0021	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
614	糸原六反田－１	北地域センター	Ⅰ-1-3016	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
615	糸原六反田－２	北地域センター	Ⅰ-1-3017	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
616	柳原－１	北地域センター	Ⅱ-1-4022	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
617	太良迫－１	北地域センター	Ⅱ-1-4023	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
618	太良迫－２	北地域センター	Ⅱ-1-4024	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
619	太良迫－２－新①	北地域センター	Ⅱ-1-4024-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
620	講原－１	北地域センター	Ⅱ-1-4037	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
621	講原－２	北地域センター	Ⅱ-1-4038	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
622	講原－３	北地域センター	Ⅱ-1-4039	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
623	沖田－１	北地域センター	Ⅱ-1-4040	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
624	通田－１	北地域センター	Ⅱ-1-4041	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
625	通田－２	北地域センター	Ⅱ-1-4042	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
626	大門－１	北地域センター	Ⅱ-1-4043	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
627	糸原城ノ下－１	北地域センター	Ⅱ-1-4083	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
628	糸原城ノ下－２	北地域センター	Ⅱ-1-4084	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
629	春田	生目地域センター	Ⅱ-1-4086	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
630	柏田－１	北地域センター	Ⅱ-1-4087	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
631	柏田－１－新①	北地域センター	Ⅱ-1-4087-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
632	柳原－２	北地域センター	Ⅲ-1-9015	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
633	柳原－２－新①	北地域センター	Ⅲ-1-9015-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
634	柳原－２－新②	北地域センター	Ⅲ-1-9015-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
635	沖田－２	北地域センター	Ⅲ-1-9018	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
636	溝原	北地域センター	Ⅲ-1-9036	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
637	沖田－３	北地域センター	Ⅲ-1-9037	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
638	沖田－４	北地域センター	Ⅲ-1-9038	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
639	鳥巣－１－新①	北地域センター	Ⅲ-1-9041-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
640	春田	生目地域センター	Ⅲ-1-9057	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
641	春田－新①	生目地域センター	Ⅲ-1-9057-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
642	春田－新②	生目地域センター	Ⅲ-1-9057-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
643	柏田－２	北地域センター	Ⅲ-1-9058	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
644	井尻－１	生目地域センター	Ⅲ-1-9059	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
645	岡ノ下１	生目地域センター	01-201-2-018	土石流	令和元年9月24日
646	生目塚崎	生目地域センター	Ⅰ-1-2041	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
647	千丈－１－新①	生目地域センター	Ⅰ-1-3032-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
648	生目台東四丁目	生目台地域事務所	Ⅰ-1-3036	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
649	生目台東四丁目－新①	生目台地域事務所	Ⅰ-1-3036-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
650	大塚台西三丁目	大塚台地域事務所	Ⅰ-1-3037	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
651	大塚台東二丁目	大塚台地域事務所	Ⅰ-1-3038	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
652	小丸－１	北地域センター	Ⅱ-1-4015	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
653	松木丸－１	北地域センター	Ⅱ-1-4018	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
654	馬場ヶ迫	北地域センター	Ⅱ-1-4025	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
655	松木丸－２	北地域センター	Ⅱ-1-4026	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
656	松木丸－３	北地域センター	Ⅱ-1-4027	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
657	平松－２	北地域センター	Ⅱ-1-4028	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
658	平松－２－新①	北地域センター	Ⅱ-1-4028-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
659	平松－３	北地域センター	Ⅱ-1-4029	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
660	上野－１	北地域センター	Ⅱ-1-4046	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
661	生目台西五丁目－１	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4134	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
662	生目台西五丁目－２	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4135	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
663	生目台西五丁目－２－新①	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4135-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
664	浦田－２	北地域センター	Ⅱ-1-4189	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
665	柿木原－１	北地域センター	Ⅱ-1-4190	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
666	平松－１	北地域センター	Ⅱ-1-4191	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
667	上畑	北地域センター	Ⅱ-2-0302	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
668	生目台西一丁目－１	生目台地域事務所	Ⅱ-2-0307	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
669	生目台西二丁目	生目台地域事務所	Ⅱ-2-0311	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
670	小丸－２	北地域センター	Ⅲ-1-9019	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
671	松木丸－７	北地域センター	Ⅲ-1-9022	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
672	平松－４	北地域センター	Ⅲ-1-9023	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
673	井尻－１－新①	生目地域センター	Ⅲ-1-9059-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
674	井尻－１－新②	生目地域センター	Ⅲ-1-9059-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
675	上村－２	生目地域センター	Ⅲ-1-9066	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
676	上村－３	生目地域センター	Ⅲ-1-9067	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
677	上村－３－新①	生目地域センター	Ⅲ-1-9067-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
678	西二丁目	生目台地域事務所	Ⅲ-1-9076	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
679	月見ヶ丘－１	赤江地域センター	Ⅰ-1-0074	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
680	月見ヶ丘－１－新①	赤江地域センター	Ⅰ-1-0074-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
681	西山崎	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0076	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
682	山下	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0079	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
683	山下－新①	本郷地域事務所	Ⅰ-1-0079-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
684	月見ヶ丘６次団地	赤江地域センター	Ⅰ-2-0208	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
685	月見ヶ丘団地	赤江地域センター	Ⅰ-2-0209	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
686	月見ヶ丘三丁目	赤江地域センター	Ⅱ-1-4152	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
687	柳籠	赤江地域センター	Ⅱ-1-4156	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
688	柳籠－新①	赤江地域センター	Ⅱ-1-4156-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
689	柳籠－新②	赤江地域センター	Ⅱ-1-4156-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
690	月見ヶ丘６丁目	赤江地域センター	Ⅱ-2-0015	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
691	月の輪谷	木花地域センター	01-201-2-024	土石流	令和2年2月6日
692	赤木	木花地域センター	01-201-2-029	土石流	令和2年2月6日
693	木花-4-新①	木花地域センター	Ⅰ-1-0083-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
694	坂谷	大淀地域事務所	Ⅰ-1-3064	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
695	野間口	大淀地域事務所	Ⅰ-1-3066	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
696	生目台東-新②	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4137-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
697	大畑-10	生目地域センター	Ⅲ-1-9074	急傾斜地の崩壊	令和2年2月6日
698	生目台東一丁目-3	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4138	急傾斜地の崩壊	令和2年7月2日
699	生目台東一丁目-4	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4137	急傾斜地の崩壊	令和3年1月28日
700	生目台東一丁目-4-新①	生目台地域事務所	Ⅱ-1-4137-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年1月28日
701	照明院-2-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0032-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年2月4日
702	平田-1	住吉地域センター	Ⅰ-1-3026	急傾斜地の崩壊	令和3年7月15日
703	本郷1丁目-2	本郷地域事務所	Ⅰ-2-0094	急傾斜地の崩壊	令和3年7月15日
704	車坂	木花地域センター	Ⅰ-2-0203	急傾斜地の崩壊	令和3年7月15日
705	瓜生野上野	北地域センター	Ⅰ-2-2033	急傾斜地の崩壊	令和3年7月15日
706	松木丸-6	北地域センター	Ⅲ-1-9021	急傾斜地の崩壊	令和3年7月15日
707	片ノ田谷3	木花地域センター	01-201-2-023	土石流	令和3年12月9日
708	上中原	木花地域センター	01-201-1-043	土石流	令和3年12月9日
709	浮田-1-新①	生目地域センター	Ⅰ-1-0036-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
710	片ノ田-1	木花地域センター	Ⅰ-1-3046	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
711	大門-1-新①	北地域センター	Ⅱ-1-4043-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
712	柳町-1	生目地域センター	Ⅱ-1-4100	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
713	大塚台西3丁目-新③	大塚台地域事務所	Ⅱ-1-4137-新③	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
714	持田3-新①	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4147-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
715	山ノ城3	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4207	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
716	谷口２	大淀地域事務所	Ⅱ-1-4140	急傾斜地の崩壊	令和4年3月31日

03 佐土原区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

１．土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	北伊倉2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0157	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
2	信成町	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0163	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
3	北伊倉4	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3086	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
4	北伊倉1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3092	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
5	北伊倉8	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0156	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
6	北伊倉3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0166	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
7	平等寺	佐土原総合支所	Ⅱ-1-2054	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
8	北伊倉9	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4322	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
9	北伊倉10	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4323	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
10	北伊倉5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4324	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
11	北伊倉6	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9288	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
12	北伊倉7	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9289	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
13	信成町2	佐土原総合支所	01-303-1-008	土石流	平成22年3月4日
14	信成町1	佐土原総合支所	01-303-1-009	土石流	平成22年3月4日
15	北伊倉1	佐土原総合支所	01-303-2-004	土石流	平成22年3月4日
16	北伊倉2	佐土原総合支所	01-303-2-006	土石流	平成22年3月4日
17	北伊倉4	佐土原総合支所	01-303-2-008	土石流	平成22年3月4日
18	平等寺1	佐土原総合支所	01-303-2-009	土石流	平成22年3月4日
19	北伊倉5	佐土原総合支所	01-303-2-019	土石流	平成22年3月4日
20	北伊倉6	佐土原総合支所	01-303-2-020	土石流	平成22年3月4日
21	追手	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0134	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
22	上町	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0139	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
23	垂門	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0140	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
24	鳥越-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0142	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
25	東十	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0143	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
26	野下-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0150	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
27	鳥越	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0170	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
28	鳥越-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0170-新①	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
29	久谷	佐土原総合支所	Ⅰ-1-2053	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
30	上町-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3089	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
31	松小路-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3095	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
32	旭町	佐土原総合支所	Ⅰ-2-0021	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
33	追手-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9261	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
34	天神-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9279	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
35	宮本	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9280	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
36	梅野	佐土原総合支所	01-303-1-001	土石流	平成25年4月18日
37	野下-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0141	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
38	年居谷	佐土原総合支所	01-303-1-002	土石流	平成26年5月15日
39	年居谷3	佐土原総合支所	01-303-2-003	土石流	平成26年5月15日
40	三迫谷2	佐土原総合支所	01-303-2-002	土石流	平成26年5月15日
41	年居-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0148	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
42	年居-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0152	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
43	年居-3	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0153	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
44	年居-4	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3093	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
45	年居-5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4346	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
46	黒田	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4330	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
47	黒田-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4330-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
48	追手2	佐土原総合支所	01-303-3-005	土石流	平成27年3月26日
49	七騎迫1	佐土原総合支所	01-303-3-006	土石流	平成27年3月26日
50	東十一新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0143-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
51	新町-7	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4306	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
52	新町-6	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4305	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
53	新町-6-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4305-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
54	新町-4	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3090	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
55	新町-4-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3090-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
56	追手-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0161	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
57	西野久尾-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4302	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
58	西春田-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4301	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
59	西春田-3-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4301-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
60	西春田-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4299	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
61	西春田-1-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4299-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
62	七騎迫-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4298	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
63	東屋久屋1	佐土原総合支所	01-303-1-005	土石流	平成28年2月18日
64	三迫谷	佐土原総合支所	01-303-1-006	土石流	平成28年2月18日
65	西野久尾	佐土原総合支所	01-303-3-013	土石流	平成28年2月18日
66	野久尾-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0135	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
67	野久尾-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0165	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
68	三迫谷-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0173	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
69	西野久尾-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3085	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
70	田島-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4312	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
71	田島-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4313	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
72	西野久尾-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9259	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
73	天神川-1	佐土原総合支所	01-303-3-001	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
74	天神川-2	佐土原総合支所	01-303-3-002	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
75	巨田-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0167	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
76	巨田-1-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0167-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
77	巨田-1-新②	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0167-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
78	開地田-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3083	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
79	開地田-1-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3083-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
80	巨田-3	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3091	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
81	田島	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0149	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
82	巨田-4	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4288	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
83	巨田-4-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4288-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
84	巨田-5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4289	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
85	巨田-6	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4290	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
86	巨田-8	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4292	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
87	開地田-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4295	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
88	開地田-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4296	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
89	七騎迫-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4297	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
90	東野久尾	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4307	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
91	田中	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4308	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
92	巨田-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-0168	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
93	開地田-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9256	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
94	開地田-5	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9257	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
95	東野久尾-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9263	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
96	東野久尾-5	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9266	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
97	天神-1	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9276	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
98	天神-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9277	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
99	天神-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9278	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
100	下村-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0136	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
101	江原-0	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0146	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
102	津倉	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0147	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
103	下村-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0155	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
104	下村-2-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0155-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
105	岩見堂-0	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0164	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
106	岩見堂-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0164-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
107	江原-2	佐土原総合支所	Ⅰ-2-0097	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
108	江原-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4331	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
109	津倉-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4332	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
110	江原-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9297	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
111	江原-5	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9298	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
112	津倉-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9299	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
113	新宮谷	佐土原総合支所	01-303-1-003	土石流	平成29年3月23日
114	新宮谷-新①	佐土原総合支所	01-303-1-003-新①	土石流	平成29年3月23日
115	年居谷4	佐土原総合支所	01-303-3-012	土石流	平成29年3月23日
116	新宮	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0145	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
117	新宮-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4329	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
118	新木1	佐土原総合支所	01-303-3-009	土石流	平成29年4月17日
119	新木2	佐土原総合支所	01-303-3-010	土石流	平成29年4月17日
120	新木-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4314	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
121	新木-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4333	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
122	新木-4	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4335	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
123	新木-5	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9300	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
124	新木-5-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9300-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
125	新木-6	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9301	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
126	新木-6-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9301-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
127	新木-7	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9302	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
128	新木-8	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9303	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
129	新木-8-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9303-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
130	下浦下1	佐土原総合支所	01-303-1-011	土石流	平成30年2月8日
131	平等寺2	佐土原総合支所	01-303-2-010	土石流	平成30年2月8日
132	小永野	佐土原総合支所	01-303-2-011	土石流	平成30年2月8日
133	下浦下2	佐土原総合支所	01-303-2-012	土石流	平成30年2月8日
134	下浦下3	佐土原総合支所	01-303-2-013	土石流	平成30年2月8日
135	下浦下4	佐土原総合支所	01-303-2-016	土石流	平成30年2月8日
136	下浦下-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0159	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
137	山内	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0160	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
138	小永野-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3087	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
139	山田	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0137	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
140	山田-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0137-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
141	下浦下-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0158	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
142	下浦下-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4311	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
143	下浦下-4	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4315	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
144	下浦下-5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4316	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
145	下浦下-7	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4318	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
146	下浦下-8	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4319	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
147	下浦下-8-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4319-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
148	平等寺-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4321	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
149	下浦下-12	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9283	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
150	下浦下-13	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9284	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
151	下浦下-14	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9285	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
152	小永野-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9286	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
153	小永野-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9287	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
154	久保土	佐土原総合支所	01-303-1-004	土石流	令和元年7月18日
155	久保土-新①	佐土原総合支所	01-303-1-004-新①	土石流	令和元年7月18日
156	久保土-新②	佐土原総合支所	01-303-1-004-新②	土石流	令和元年7月18日
157	伊倉1	佐土原総合支所	01-303-1-010	土石流	令和元年7月18日
158	伊倉1-新①	佐土原総合支所	01-303-1-010-新①	土石流	令和元年7月18日
159	伊倉2	佐土原総合支所	01-303-2-005	土石流	令和元年7月18日
160	上浦上川	佐土原総合支所	01-303-2-014	土石流	令和元年7月18日
161	上浦上川-新①	佐土原総合支所	01-303-2-014-新①	土石流	令和元年7月18日
162	上浦下	佐土原総合支所	01-303-2-015	土石流	令和元年7月18日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
163	井上1	佐土原総合支所	01-303-3-017	土石流	令和元年7月18日
164	井上2	佐土原総合支所	01-303-3-018	土石流	令和元年7月18日
165	岡-1-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0138-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
166	岡-2-新②	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0138-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
167	井上	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0144	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
168	伊倉	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0154	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
169	久谷-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-2053-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
170	久谷-新②	佐土原総合支所	Ⅰ-1-2053-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
171	久谷-新③	佐土原総合支所	Ⅰ-1-2053-新③	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
172	平小牧-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3088	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
173	上浦下	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0171	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
174	仲間原-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4293	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
175	久保土-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4309	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
176	久保土-2-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4309-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
177	久保土-2-新②	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4309-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
178	船野-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4310	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
179	船野-1-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4310-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
180	船野-1-新②	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4310-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
181	井上1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4325	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
182	伊倉-4	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4326	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
183	伊倉-5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4327	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
184	新宮-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4328	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
185	新宮-1-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4328-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
186	井上2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4336	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
187	馬場-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4338	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
188	馬場-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4339	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
189	馬場-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4340	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
190	岡-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4341	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
191	尾原	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4342	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
192	平小牧-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4343	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
193	平小牧-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4344	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
194	平小牧-3-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4344-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
195	上浦下-1-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-１-9267-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
196	上浦下-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9269	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
197	上浦下-3-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9269-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
198	上浦下-3-新②	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9269-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
199	久保土-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9272	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
200	西野久尾-6	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9273	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
201	西野久尾-6-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9273-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
202	緑が丘台	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9274	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
203	緑が丘台-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9274-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
204	緑が丘台-新②	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9274-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
205	北伊倉-6-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9275-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
206	伊倉-11	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9295	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
207	新宮-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9296	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
208	北薗-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9304	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
209	馬場-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9306	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
210	松小路	佐土原総合支所	I-2-0023	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
211	久保土-1	佐土原総合支所	I-1-3084	急傾斜地の崩壊	令和4年2月4日

２．土砂災害特別警戒区域　（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	北伊倉2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0157	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
2	信成町	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0163	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
3	北伊倉4	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3086	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
4	北伊倉1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3092	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
5	北伊倉8	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0156	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
6	北伊倉3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0166	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
7	平等寺	佐土原総合支所	Ⅱ-1-2054	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
8	北伊倉9	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4322	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
9	北伊倉10	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4323	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
10	北伊倉5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4324	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
11	北伊倉6	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9288	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
12	北伊倉7	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9289	急傾斜地の崩壊	平成22年3月4日
13	信成町2	佐土原総合支所	01-303-1-008	土石流	平成22年3月4日
14	信成町1	佐土原総合支所	01-303-1-009	土石流	平成22年3月4日
15	北伊倉1	佐土原総合支所	01-303-2-004	土石流	平成22年3月4日
16	北伊倉2	佐土原総合支所	01-303-2-006	土石流	平成22年3月4日
17	北伊倉4	佐土原総合支所	01-303-2-008	土石流	平成22年3月4日
18	平等寺1	佐土原総合支所	01-303-2-009	土石流	平成22年3月4日
19	北伊倉5	佐土原総合支所	01-303-3-019	土石流	平成22年3月4日
20	北伊倉6	佐土原総合支所	01-303-3-020	土石流	平成22年3月4日
21	追手	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0134	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
22	上町	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0139	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
23	垂門	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0140	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
24	鳥越-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0142	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
25	東十	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0143	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
26	野下-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0150	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
27	鳥越	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0170	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
28	鳥越-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0170-新①	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
29	久谷	佐土原総合支所	Ⅰ-1-2053	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
30	上町-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3089	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
31	松小路-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3095	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
32	旭町	佐土原総合支所	Ⅰ-2-0021	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
33	追手-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9261	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
34	天神-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9279	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
35	宮本	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9280	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
36	梅野	佐土原総合支所	01-303-1-001	土石流	平成25年4月18日
37	野下-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0141	急傾斜地の崩壊	平成25年4月18日
38	年居谷3	佐土原総合支所	01-303-2-003	土石流	平成26年5月15日
39	年居-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0148	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
40	年居-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0152	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
41	年居-3	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0153	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
42	年居-4	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3093	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
43	年居-5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4346	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
44	黒田	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4330	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
45	黒田-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4330-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
46	七騎迫1	佐土原総合支所	01-303-3-006	土石流	平成27年3月26日
47	東十一新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0143-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
48	新町-7	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4306	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
49	新町-6	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4305	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
50	新町-6-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4305-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
51	新町-4	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3090	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
52	新町-4-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3090-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
53	追手-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0161	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
54	西野久尾-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4302	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
55	西春田-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4301	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
56	西春田-3-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4301-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
57	西春田-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4299	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
58	西春田-1-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4299-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
59	七騎迫-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4298	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
60	西野久尾	佐土原総合支所	01-303-3-013	土石流	平成28年2月18日
61	野久尾-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0135	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
62	野久尾-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0165	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
63	三迫谷-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0173	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
64	西野久尾-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3085	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
65	田島-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4312	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
66	田島-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4313	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
67	西野久尾-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9259	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
68	巨田-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0167	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
69	巨田-1-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0167-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
70	巨田-1-新②	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0167-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
71	開地田-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3083	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
72	開地田-1-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3083-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
73	巨田-3	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3091	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
74	田島	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0149	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
75	巨田-4	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4288	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
76	巨田-4-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4288-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
77	巨田-5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4289	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
78	巨田-6	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4290	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
79	巨田-8	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4292	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
80	開地田-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4295	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
81	開地田-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4296	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
82	七騎迫-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4297	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
83	東野久尾	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4307	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
84	田中	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4308	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
85	巨田-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-0168	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
86	開地田-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9256	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
87	開地田-5	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9257	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
88	東野久尾-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9263	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
89	東野久尾-5	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9266	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
90	天神-1	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9276	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
91	天神-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9277	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
92	天神-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9278	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
93	下村-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0136	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
94	江原-0	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0146	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
95	津倉	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0147	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
96	下村-2	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0155	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
97	下村-2-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0155-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
98	岩見堂-0	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0164	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
99	岩見堂-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0164-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
100	江原-2	佐土原総合支所	Ⅰ-2-0097	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
101	江原-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4331	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
102	津倉-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4332	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
103	江原-4	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9297	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
104	江原-5	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9298	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
105	津倉-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9299	急傾斜地の崩壊	平成29年2月23日
106	年居谷4	佐土原総合支所	01-303-3-012	土石流	平成29年3月23日
107	新宮	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0145	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
108	新宮-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4329	急傾斜地の崩壊	平成29年3月23日
109	新木2	佐土原総合支所	01-303-3-010	土石流	平成29年4月17日
110	新木-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4314	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
111	新木-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4333	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
112	新木-4	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4335	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
113	新木-5	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9300	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
114	新木-5-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9300-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
115	新木-6	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9301	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
116	新木-6-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9301-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
117	新木-7	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9302	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
118	新木-8	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9303	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
119	新木-8-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9303-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年4月17日
120	下浦下1	佐土原総合支所	01-303-1-011	土石流	平成30年2月8日
121	平等寺2	佐土原総合支所	01-303-2-010	土石流	平成30年2月8日
122	小永野	佐土原総合支所	01-303-2-011	土石流	平成30年2月8日
123	下浦下2	佐土原総合支所	01-303-2-012	土石流	平成30年2月8日
124	下浦下-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0159	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
125	山内	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0160	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
126	小永野-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3087	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
127	山田	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0137	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
128	山田-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0137-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
129	下浦下-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0158	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
130	下浦下-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4311	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
131	下浦下-4	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4315	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
132	下浦下-5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4316	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
133	下浦下-7	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4318	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
134	下浦下-8	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4319	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
135	下浦下-8-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4319-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
136	平等寺-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4321	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
137	下浦下-12	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9283	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
138	下浦下-13	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9284	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
139	下浦下-14	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9285	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
140	小永野-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9286	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
141	小永野-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9287	急傾斜地の崩壊	平成30年2月8日
142	久保土	佐土原総合支所	01-303-1-004	土石流	令和元年7月18日
143	久保土-新②	佐土原総合支所	01-303-1-004-新②	土石流	令和元年7月18日
144	伊倉2	佐土原総合支所	01-303-2-005	土石流	令和元年7月18日
145	上浦上川	佐土原総合支所	01-303-2-014	土石流	令和元年7月18日
146	岡-1-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0138-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
147	岡-2-新②	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0138-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
148	井上	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0144	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
149	伊倉	佐土原総合支所	Ⅰ-1-0154	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
150	久谷-新①	佐土原総合支所	Ⅰ-1-2053-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
151	久谷-新②	佐土原総合支所	Ⅰ-1-2053-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
152	久谷-新③	佐土原総合支所	Ⅰ-1-2053-新③	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
153	平小牧-1	佐土原総合支所	Ⅰ-1-3088	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
154	上浦下	佐土原総合支所	Ⅱ-1-0171	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
155	仲間原-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4293	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
156	久保土-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4309	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
157	久保土-2-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4309-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
158	久保土-2-新②	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4309-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
159	船野-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4310	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
160	船野-1-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4310-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
161	船野-1-新②	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4310-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
162	井上1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4325	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
163	伊倉-4	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4326	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
164	伊倉-5	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4327	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
165	新宮-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4328	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
166	新宮-1-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4328-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
167	井上2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4336	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
168	馬場-1	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4338	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
169	馬場-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4339	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
170	馬場-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4340	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
171	岡-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4341	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
172	尾原	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4342	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
173	平小牧-2	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4343	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
174	平小牧-3	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4344	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
175	平小牧-3-新①	佐土原総合支所	Ⅱ-1-4344-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
176	上浦下-1-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-１-9267-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
177	上浦下-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9269	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
178	上浦下-3-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9269-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
179	上浦下-3-新②	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9269-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
180	久保土-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9272	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
181	西野久尾-6	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9273	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
182	西野久尾-6-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9273-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
183	緑が丘台	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9274	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
184	緑が丘台-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9274-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
185	緑が丘台-新②	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9274-新②	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
186	北伊倉-6-新①	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9275-新①	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
187	伊倉-11	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9295	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
188	新宮-3	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9296	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
189	北薗-2	佐土原総合支所	Ⅲ-1-9304	急傾斜地の崩壊	令和元年7月18日
190	松小路	佐土原総合支所	I-2-0023	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
191	久保土-1	佐土原総合支所	I-1-3084	急傾斜地の崩壊	令和4年2月4日

04 田野区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

１．土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	塩水谷	田野総合支所	01-302-1-002	土石流	平成26年5月15日
2	塩水谷2	田野総合支所	01-302-2-003	土石流	平成26年5月15日
3	楠原川	田野総合支所	01-302-1-003	土石流	平成26年5月15日
4	黒草谷	田野総合支所	01-302-1-004	土石流	平成26年5月15日
5	石久保	田野総合支所	01-302-2-001	土石流	平成26年5月15日
6	塩水-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4273	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
7	塩水-1-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
8	塩水-1-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新②	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
9	塩水-1-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新③	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
10	塩水-1-新④	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新④	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
11	塩水-1-新⑤	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
12	黒草-1-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4265-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
13	黒草-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4266	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
14	黒草-2-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4266-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
15	黒草-3	田野総合支所	Ⅱ-1-4267	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
16	石久保-1	田野総合支所	Ⅰ-1-3081	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
17	石久保-1-新①	田野総合支所	Ⅰ-1-3081-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
18	石久保-2	田野総合支所	Ⅲ-1-9241	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
19	石久保-2-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9241-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
20	築地原	田野総合支所	01-302-2-004	土石流	平成27年3月26日
21	黒草-4	田野総合支所	Ⅱ-2-0324	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
22	黒草-4-新①	田野総合支所	Ⅱ-2-0324-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
23	黒草-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4265	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
24	七野谷-新①	田野総合支所	01-302-1-004-新①	土石流	平成28年2月18日
25	七野谷-新②	田野総合支所	01-302-1-004-新②	土石流	平成28年2月18日
26	片井野	田野総合支所	Ⅰ-1-0127	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
27	麓-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4271	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
28	麓-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4272	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
29	七野	田野総合支所	Ⅲ-1-9227	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
30	麓-3	田野総合支所	Ⅲ-1-9228	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
31	片井野-4	田野総合支所	Ⅲ-1-9252	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
32	麓-5	田野総合支所	Ⅲ-1-9230	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
33	麓-5-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9230-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
34	陣の元	田野総合支所	Ⅰ-1-0131	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
35	陣の元-新①	田野総合支所	Ⅰ-1-0131-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
36	向町	田野総合支所	Ⅲ-1-9237	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
37	白砂ケ尾	田野総合支所	01-302-2-002	土石流	平成30年3月29日
38	井倉	田野総合支所	Ⅰ-1-0125	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
39	下井倉	田野総合支所	Ⅰ-1-0126	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
40	下井倉-新①	田野総合支所	Ⅰ-1-0126-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
41	崩の下	田野総合支所	Ⅱ-1-0130	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
42	学の木原	田野総合支所	Ⅱ-1-0133	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
43	上ノ原-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4274	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
44	上ノ原-2-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
45	上ノ原-2-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
46	上ノ原-2-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新③	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
47	上ノ原-2-新④	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新④	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
48	上ノ原-2-新⑤	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
49	上ノ原-2-新⑥	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑥	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
50	上ノ原-3	田野総合支所	Ⅱ-1-4275	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
51	上ノ原-4	田野総合支所	Ⅱ-1-4276	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
52	堀口-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4277	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
53	堀口-1-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4277-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
54	学ノ木-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4279	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
55	唐仁田-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4280	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
56	唐仁田-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4281	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
57	鹿村野-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4282	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
58	鹿村野-1-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4282-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
59	鷺瀬-3	田野総合支所	Ⅱ-1-4283	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
60	法光坊-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4285	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
61	法光坊-3	田野総合支所	Ⅲ-1-9213	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
62	法光坊-6-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9216-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
63	法光坊-6-新②	田野総合支所	Ⅲ-1-9216-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
64	法光坊-7	田野総合支所	Ⅲ-1-9217	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
65	法光坊-7-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9217-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
66	法光坊-7-新②	田野総合支所	Ⅲ-1-9217-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
67	灰ヶ野-1-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9218-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
68	灰ヶ野-1-新②	田野総合支所	Ⅲ-1-9218-新②	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
69	灰ヶ野-1-新③	田野総合支所	Ⅲ-1-9218-新③	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
70	灰ヶ野-2	田野総合支所	Ⅲ-1-9221	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
71	塩水-2	田野総合支所	Ⅲ-1-9226	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
72	松山-1	田野総合支所	Ⅲ-1-9234	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
73	学ノ木-2	田野総合支所	Ⅲ-1-9236	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
74	二ツ山	田野総合支所	Ⅲ-1-9240	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
75	仏堂園-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9242-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
76	井倉	田野総合支所	03-01	地すべり	令和2年6月4日
77	西平	田野総合支所	03-03	地すべり	令和2年6月4日
78	倉谷	田野総合支所	03-05	地すべり	令和2年6月4日
79	持田	田野総合支所	03-06	地すべり	令和2年6月4日
80	尾八重谷	田野総合支所	01-302-1-001	土石流	令和2年6月4日
81	持田1	田野総合支所	01-302-2-005	土石流	令和2年6月4日
82	持田2	田野総合支所	01-302-2-006	土石流	令和2年6月4日
83	片井野-1	田野総合支所	Ⅰ-1-3080	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
84	上倉谷-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-0120-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
85	上倉谷-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-0120-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
86	上倉谷-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-0120-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
87	下倉谷	田野総合支所	Ⅱ-1-0121	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
88	持田	田野総合支所	Ⅱ-1-0122	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
89	倉谷-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4262	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
90	鷺瀬-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4263	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
91	鷺瀬-1-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4263-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
92	鷺瀬-1-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-4263-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
93	鷺瀬-1-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-4263-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
94	鷺瀬-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4264	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
95	持田-2-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4269-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
96	片井野-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4286	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
97	片井野-2-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4286-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
98	片井野-2-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-4286-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
99	片井野-2-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-4286-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
100	尾脇	田野総合支所	Ⅱ-2-0323	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
101	八重-2	田野総合支所	Ⅰ-1-0123	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
102	野崎-10	田野総合支所	Ⅱ-1-0132	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
103	上ノ原-2-新⑨	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑨	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
104	上ノ原-2-新⑩	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑩	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
105	上ノ原-2-新⑫	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑫	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
106	上ノ原-2-新⑬	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑬	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
107	上ノ原-2-新⑭	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑭	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
108	上ノ原-2-新⑮	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑮	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
109	上ノ原-2-新⑯	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑯	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
110	上ノ原-2-新⑰	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑰	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
111	上ノ原-2-新⑱	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑱	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
112	野崎-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4278	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
113	野崎-3	田野総合支所	Ⅲ-1-9202	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
114	野崎-4	田野総合支所	Ⅲ-1-9203	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
115	野崎-5	田野総合支所	Ⅲ-1-9204	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
116	野崎-6	田野総合支所	Ⅲ-1-9205	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
117	野崎-7	田野総合支所	Ⅲ-1-9206	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
118	野崎-7-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9206-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
119	野崎-7-新②	田野総合支所	Ⅲ-1-9206-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
120	野崎-7-新③	田野総合支所	Ⅲ-1-9206-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
121	野崎-8	田野総合支所	Ⅲ-1-9207	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
122	野崎-9-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9208-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
123	上ノ原-2-新⑦	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑦	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
124	上ノ原-2-新⑧	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑧	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
125	上ノ原-2-新⑪	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑪	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日

２．土砂災害特別警戒区域　（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	塩水谷2	田野総合支所	01-302-2-003	土石流	平成26年5月15日
2	楠原川	田野総合支所	01-302-1-003	土石流	平成26年5月15日
3	塩水-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4273	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
4	塩水-1-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
5	塩水-1-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新②	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
6	塩水-1-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新③	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
7	塩水-1-新④	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新④	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
8	塩水-1-新⑤	田野総合支所	Ⅱ-1-4273-新⑤	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
9	黒草-1-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4265-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
10	黒草-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4266	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
11	黒草-2-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4266-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
12	黒草-3	田野総合支所	Ⅱ-1-4267	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
13	石久保-1	田野総合支所	Ⅰ-1-3081	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
14	石久保-2	田野総合支所	Ⅲ-1-9241	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
15	石久保-2-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9241-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
16	築地原	田野総合支所	01-302-2-004	土石流	平成27年3月26日
17	黒草-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4265	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
18	片井野	田野総合支所	Ⅰ-1-0127	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
19	麓-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4271	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
20	麓-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4272	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
21	七野	田野総合支所	Ⅲ-1-9227	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
22	麓-3	田野総合支所	Ⅲ-1-9228	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
23	片井野-4	田野総合支所	Ⅲ-1-9252	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
24	麓-5	田野総合支所	Ⅲ-1-9230	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
25	麓-5-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9230-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
26	陣の元	田野総合支所	Ⅰ-1-0131	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
27	陣の元-新①	田野総合支所	Ⅰ-1-0131-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
28	向町	田野総合支所	Ⅲ-1-9237	急傾斜地の崩壊	平成28年4月28日
29	白砂ケ尾	田野総合支所	01-302-2-002	土石流	平成30年3月29日
30	井倉	田野総合支所	Ⅰ-1-0125	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
31	下井倉	田野総合支所	Ⅰ-1-0126	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
32	下井倉－新①	田野総合支所	Ⅰ-1-0126-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
33	崩の下	田野総合支所	Ⅱ-1-0130	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
34	学の木原	田野総合支所	Ⅱ-1-0133	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
35	上ノ原－２	田野総合支所	Ⅱ-1-4274	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
36	上ノ原－２－新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
37	上ノ原－２－新②	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
38	上ノ原－２－新③	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新3	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
39	上ノ原－２－新④	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新4	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
40	上ノ原－２－新⑤	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新5	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
41	上ノ原－２－新⑥	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新6	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
42	上ノ原－３	田野総合支所	Ⅱ-1-4275	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
43	上ノ原－４	田野総合支所	Ⅱ-1-4276	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
44	堀口－１	田野総合支所	Ⅱ-1-4277	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
45	学ノ木－１	田野総合支所	Ⅱ-1-4279	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
46	唐仁田－１	田野総合支所	Ⅱ-1-4280	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
47	唐仁田－２	田野総合支所	Ⅱ-1-4281	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
48	鹿村野－１	田野総合支所	Ⅱ-1-4282	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
49	鹿村野－１－新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4282-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
50	鷺瀬－３	田野総合支所	Ⅱ-1-4283	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
51	法光坊－１	田野総合支所	Ⅱ-1-4285	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
52	法光坊－３	田野総合支所	Ⅲ-1-9213	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
53	法光坊－６－新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9216-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
54	法光坊－６－新②	田野総合支所	Ⅲ-1-9216-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
55	法光坊－７	田野総合支所	Ⅲ-1-9217	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
56	法光坊－７－新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9217-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
57	法光坊－７－新②	田野総合支所	Ⅲ-1-9217-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
58	灰ヶ野－１－新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9218-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
59	灰ヶ野－１－新②	田野総合支所	Ⅲ-1-9218-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
60	灰ヶ野－１－新③	田野総合支所	Ⅲ-1-9218-新3	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
61	灰ヶ野－２	田野総合支所	Ⅲ-1-9221	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
62	塩水－２	田野総合支所	Ⅲ-1-9226	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
63	松山－１	田野総合支所	Ⅲ-1-9234	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
64	学ノ木－２	田野総合支所	Ⅲ-1-9236	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
65	二ツ山	田野総合支所	Ⅲ-1-9240	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
66	仏堂園－新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9242-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
67	尾八重谷	田野総合支所	01-302-1-001	土石流	令和2年6月4日
68	持田1	田野総合支所	01-302-2-005	土石流	令和2年6月4日
69	持田2	田野総合支所	01-302-2-006	土石流	令和2年6月4日
70	片井野-1	田野総合支所	Ⅰ-1-3080	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
71	上倉谷-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-0120-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
72	上倉谷-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-0120-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
73	上倉谷-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-0120-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
74	下倉谷	田野総合支所	Ⅱ-1-0121	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
75	持田	田野総合支所	Ⅱ-1-0122	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
76	倉谷-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4262	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
77	鷺瀬-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4263	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
78	鷺瀬-1-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4263-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
79	鷺瀬-1-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-4263-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
80	鷺瀬-1-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-4263-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
81	鷺瀬-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4264	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
82	持田-2-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4269-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
83	片井野-2	田野総合支所	Ⅱ-1-4286	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
84	片井野-2-新①	田野総合支所	Ⅱ-1-4286-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
85	片井野-2-新②	田野総合支所	Ⅱ-1-4286-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
86	片井野-2-新③	田野総合支所	Ⅱ-1-4286-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
87	尾脇	田野総合支所	Ⅱ-2-0323	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
88	八重-2	田野総合支所	Ⅰ-1-0123	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
89	野崎-10	田野総合支所	Ⅱ-1-0132	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
90	上ノ原-2-新⑨	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑨	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
91	上ノ原-2-新⑩	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑩	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
92	上ノ原-2-新⑫	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑫	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
93	上ノ原-2-新⑬	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑬	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
94	上ノ原-2-新⑭	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑭	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
95	上ノ原-2-新⑮	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑮	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
96	上ノ原-2-新⑯	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑯	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
97	上ノ原-2-新⑰	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑰	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
98	上ノ原-2-新⑱	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑱	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
99	野崎-1	田野総合支所	Ⅱ-1-4278	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
100	野崎-3	田野総合支所	Ⅲ-1-9202	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
101	野崎-4	田野総合支所	Ⅲ-1-9203	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
102	野崎-5	田野総合支所	Ⅲ-1-9204	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
103	野崎-6	田野総合支所	Ⅲ-1-9205	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
104	野崎-7	田野総合支所	Ⅲ-1-9206	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
105	野崎-7-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9206-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
106	野崎-7-新②	田野総合支所	Ⅲ-1-9206-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
107	野崎-7-新③	田野総合支所	Ⅲ-1-9206-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
108	野崎-8	田野総合支所	Ⅲ-1-9207	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
109	野崎-9-新①	田野総合支所	Ⅲ-1-9208-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年6月4日
110	黒草-4	田野総合支所	Ⅱ-2-0324	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
111	黒草-4-新①	田野総合支所	Ⅱ-2-0324-新①	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
112	上ノ原-2-新⑦	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑦	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
113	上ノ原-2-新⑧	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑧	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
114	上ノ原-2-新⑪	田野総合支所	Ⅱ-1-4274-新⑪	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日

05 高岡区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

１．土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	麓	高岡総合支所	Ⅰ-1-0900	急傾斜地の崩壊	平成19年4月26日
2	尾谷2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0879	急傾斜地の崩壊	平成19年4月26日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
3	川原	高岡総合支所	Ⅰ-1-0924	急傾斜地の崩壊	平成19年4月26日
4	栂	高岡総合支所	Ⅰ-1-0866	急傾斜地の崩壊	平成19年4月26日
5	大迫谷川-1	高岡総合支所	06-381-1-036-1	土石流	平成19年4月26日
6	大迫谷川-2	高岡総合支所	06-381-1-036-2	土石流	平成19年4月26日
7	田浦谷川	高岡総合支所	06-381-2-027	土石流	平成19年4月26日
8	川子谷川	高岡総合支所	06-381-1-005	土石流	平成20年1月31日
9	南八反田川	高岡総合支所	06-381-1-006	土石流	平成20年1月31日
10	南川小谷川	高岡総合支所	06-381-2-001	土石流	平成20年1月31日
11	新山	高岡総合支所	Ⅰ-1-0901	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
12	湯之谷1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0902	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
13	湯之谷2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0903	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
14	麓3	高岡総合支所	Ⅱ-1-0904	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
15	狢ヶ尾	高岡総合支所	Ⅰ-1-0905	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
16	麓1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0906	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
17	麓2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0926	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
18	湯之谷3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5807	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
19	湯之谷5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5808	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
20	湯之谷4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5809	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
21	湯之谷6	高岡総合支所	Ⅱ-1-5810	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
22	麓4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5814	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
23	下楠森谷川	高岡総合支所	06-381-1-015	土石流	平成23年3月31日
24	中楠森谷川	高岡総合支所	06-381-1-016	土石流	平成23年3月31日
25	楠森谷川	高岡総合支所	06-381-1-017	土石流	平成23年3月31日
26	東小谷川	高岡総合支所	06-381-1-022	土石流	平成23年3月31日
27	赤谷川	高岡総合支所	06-381-1-031	土石流	平成23年3月31日
28	赤谷川-新①	高岡総合支所	06-381-1-031-新①	土石流	平成23年3月31日
29	浜子谷川	高岡総合支所	06-381-1-035	土石流	平成23年3月31日
30	北丸山谷川	高岡総合支所	06-381-1-039	土石流	平成23年3月31日
31	丸山谷川	高岡総合支所	06-381-1-040	土石流	平成23年3月31日
32	西永谷川	高岡総合支所	06-381-2-015	土石流	平成23年3月31日
33	東永谷川	高岡総合支所	06-381-2-016	土石流	平成23年3月31日
34	楠森-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0843	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
35	田之平	高岡総合支所	Ⅰ-1-0845	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
36	左ヶ田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0846	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
37	浜子	高岡総合支所	Ⅰ-1-0877	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
38	丸山	高岡総合支所	Ⅰ-1-0888	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
39	下飯田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0889	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
40	坂の下	高岡総合支所	Ⅰ-1-0890	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
41	浜子-6	高岡総合支所	Ⅰ-1-0927	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
42	鵜木	高岡総合支所	Ⅰ-1-3332	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
43	赤谷-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3339	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
44	浜子-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3340	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
45	浜子-2	高岡総合支所	Ⅰ-1-3341	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
46	中山-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3347	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
47	浜子-3	高岡総合支所	Ⅰ-1-3349	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
48	原園	高岡総合支所	Ⅱ-1-2096	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
49	楠森-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5720	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
50	楠森-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5740	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
51	楠森-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5741	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
52	赤谷-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5742	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
53	田之平-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5743	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
54	田之平-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5744	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
55	赤谷-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5757	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
56	赤谷-3-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5757-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
57	赤谷-3-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5757-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
58	赤谷-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5758	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
59	赤谷-4-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5758-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
60	赤谷-4-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5758-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
61	赤谷-4-新③	高岡総合支所	Ⅱ-1-5758-新③	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
62	赤谷-5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5759	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
63	赤谷-6	高岡総合支所	Ⅱ-1-5760	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
64	赤谷-7	高岡総合支所	Ⅱ-1-5761	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
65	赤谷-8	高岡総合支所	Ⅱ-1-5762	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
66	赤谷-8-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5762-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
67	丸山-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5766	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
68	岩元	高岡総合支所	Ⅱ-1-5767	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
69	中山-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5768	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
70	去川谷川	高岡総合支所	06-381-1-010	土石流	平成24年12月20日
71	北大谷川	高岡総合支所	06-381-1-011	土石流	平成24年12月20日
72	北大谷川-新①	高岡総合支所	06-381-1-011新①	土石流	平成24年12月20日
73	北大谷川-新②	高岡総合支所	06-381-1-011新②	土石流	平成24年12月20日
74	北大谷川-新③	高岡総合支所	06-381-1-011新③	土石流	平成24年12月20日
75	去川小谷川	高岡総合支所	06-381-2-013	土石流	平成24年12月20日
76	去川小谷川-新①	高岡総合支所	06-381-2-013新①	土石流	平成24年12月20日
77	前田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0852	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
78	新開	高岡総合支所	Ⅰ-1-0853	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
79	下六	高岡総合支所	Ⅰ-1-0855	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
80	下六-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0855新①	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
81	さくら学園	高岡総合支所	Ⅰ-1-0863	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
82	去川-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3345	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
83	押田-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5721	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
84	下六-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5787	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
85	前田-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5813	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
86	前田-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5819	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
87	大迫谷川	高岡総合支所	06-381-1-036	土石流	平成25年3月14日
88	栴	高岡総合支所	Ⅰ-1-0866	急傾斜地の崩壊	平成25年3月14日
89	麓	高岡総合支所	Ⅰ-1-0900	急傾斜地の崩壊	平成25年3月14日
90	川原	高岡総合支所	Ⅰ-1-0924	急傾斜地の崩壊	平成25年3月14日
91	狩野小谷川	高岡総合支所	06-381-1-032	土石流	平成26年7月14日
92	北狩野小谷川	高岡総合支所	06-381-1-033	土石流	平成26年7月14日
93	川原田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0871	急傾斜地の崩壊	平成26年7月14日
94	浦之名山下	高岡総合支所	Ⅰ-1-0872	急傾斜地の崩壊	平成26年7月14日
95	上狩野	高岡総合支所	Ⅰ-1-0873	急傾斜地の崩壊	平成26年7月14日
96	下狩野	高岡総合支所	Ⅰ-1-0874	急傾斜地の崩壊	平成26年7月14日
97	浜鈴	高岡総合支所	Ⅰ-1-2095	急傾斜地の崩壊	平成26年7月14日
98	粟野1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3343	急傾斜地の崩壊	平成27年12月21日
99	小崎谷川	高岡総合支所	06-381-1-012	土石流	平成28年6月2日
100	風呂の谷川	高岡総合支所	06-381-1-013	土石流	平成28年6月2日
101	泉谷川	高岡総合支所	06-381-1-014	土石流	平成28年6月2日
102	小竹原川	高岡総合支所	06-381-1-023	土石流	平成28年6月2日
103	西法ヶ代谷川	高岡総合支所	06-381-1-024	土石流	平成28年6月2日
104	東法ヶ代谷川	高岡総合支所	06-381-1-025	土石流	平成28年6月2日
105	東法ヶ代谷川-新①	高岡総合支所	06-381-1-025-新①	土石流	平成28年6月2日
106	西六反田川	高岡総合支所	06-381-1-026	土石流	平成28年6月2日
107	法ヶ代川	高岡総合支所	06-381-1-027	土石流	平成28年6月2日
108	法ヶ代川-新①	高岡総合支所	06-381-1-027-新①	土石流	平成28年6月2日
109	赤谷川-新②	高岡総合支所	06-381-1-031-新②	土石流	平成28年6月2日
110	西新田谷川	高岡総合支所	06-381-1-034	土石流	平成28年6月2日
111	石代川	高岡総合支所	06-381-1-037	土石流	平成28年6月2日
112	石代川-新①	高岡総合支所	06-381-1-037-新①	土石流	平成28年6月2日
113	石代川-新②	高岡総合支所	06-381-1-037-新②	土石流	平成28年6月2日
114	横峯谷川	高岡総合支所	06-381-1-038	土石流	平成28年6月2日
115	冷窪谷川-1	高岡総合支所	06-381-1-038-新①	土石流	平成28年6月2日
116	早馬谷川-1	高岡総合支所	06-381-1-038-新②	土石流	平成28年6月2日
117	早馬谷川-2	高岡総合支所	06-381-1-038-新③	土石流	平成28年6月2日
118	北小崎谷川	高岡総合支所	06-381-2-014	土石流	平成28年6月2日
119	古宮田谷川	高岡総合支所	06-381-2-024	土石流	平成28年6月2日
120	古宮田川1	高岡総合支所	06-381-2-025	土石流	平成28年6月2日
121	古宮田川2	高岡総合支所	06-381-2-026	土石流	平成28年6月2日
122	押田谷川	高岡総合支所	06-381-2-028	土石流	平成28年6月2日
123	木場下谷川	高岡総合支所	06-381-2-029	土石流	平成28年6月2日
124	山崎川	高岡総合支所	06-381-2-030	土石流	平成28年6月2日
125	深水	高岡総合支所	Ⅰ-1-0847	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
126	深水-2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0848	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
127	小崎	高岡総合支所	Ⅰ-1-0856	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
128	小崎-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0856-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
129	南城寺	高岡総合支所	Ⅰ-1-0865	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
130	原田-5	高岡総合支所	Ⅰ-1-0867	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
131	原田-4	高岡総合支所	Ⅰ-1-0868	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
132	石代-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0881	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
133	辻-0	高岡総合支所	Ⅰ-1-0884	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
134	中尾	高岡総合支所	Ⅰ-1-0886	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
135	中尾-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0886-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
136	中尾-新②	高岡総合支所	Ⅰ-1-0886-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
137	山口	高岡総合支所	Ⅰ-1-0887	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
138	粟野	高岡総合支所	Ⅰ-1-0891	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
139	粟野-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0891-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
140	粟野-新②	高岡総合支所	Ⅰ-1-0891-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
141	粟野-新③	高岡総合支所	Ⅰ-1-0891-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
142	後田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0892	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
143	押田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0921	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
144	新開-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3331	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
145	八反	高岡総合支所	Ⅰ-1-3334	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
146	八反-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-3334-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
147	板ヶ八重-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3335	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
148	板ヶ八重-1-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-3335-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
149	辻-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3337	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
150	辻-1-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-3337-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
151	辻-1-新②	高岡総合支所	Ⅰ-1-3337-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
152	辻-1-新③	高岡総合支所	Ⅰ-1-3337-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
153	長迫	高岡総合支所	Ⅰ-1-3342	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
154	山崎-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3348	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
155	押田-6	高岡総合支所	Ⅱ-1-0864	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
156	横峯-0	高岡総合支所	Ⅱ-1-0883	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
157	冷窪	高岡総合支所	Ⅱ-1-0885	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
158	冷窪-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-0885-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
159	冷窪-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-0885-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
160	城ヶ峰	高岡総合支所	Ⅱ-1-0894	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
161	城ヶ峰-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-0894-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
162	城ヶ峰-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-0894-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
163	押田-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5722	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
164	押田-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5723	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
165	押田-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5724	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
166	田中-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5726	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
167	田中-1-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5726-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
168	板ヶ八重-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5727	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
169	板ヶ八重-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5728	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
170	横峯-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5731	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
171	横峯-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5731-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
172	山崎-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5732	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
173	山崎-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5733	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
174	山崎-3-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5733-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
175	古宮田-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5737	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
176	田中-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5738	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
177	田中-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5738-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
178	古宮田-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5746	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
179	古宮田-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5747	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
180	古宮田-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5748	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
181	古宮田-5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5749	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
182	田中-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5750	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
183	田中-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5751	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
184	田中-4-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5751-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
185	田中-4-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5751-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
186	田中-4-新③	高岡総合支所	Ⅱ-1-5751-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
187	原田-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5752	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
188	原田-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5753	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
189	下町-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5771	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
190	花見	高岡総合支所	Ⅱ-1-5772	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
191	矢越	高岡総合支所	Ⅱ-1-5773	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
192	矢越-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5773-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
193	城ヶ峯-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5774	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
194	城ヶ峯-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5775	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
195	原田-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5823	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
196	押田-5	高岡総合支所	Ⅲ-1-9527	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
197	深水-1	高岡総合支所	Ⅲ-1-9528	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
198	法ヶ代	高岡総合支所	Ⅲ-1-9529	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
199	浜崎谷川	高岡総合支所	06-381-1-018	土石流	平成29年3月27日
200	奥畑川	高岡総合支所	06-381-1-018-新①	土石流	平成29年3月27日
201	白土谷川	高岡総合支所	06-381-1-019	土石流	平成29年3月27日
202	熊次谷川	高岡総合支所	06-381-1-020	土石流	平成29年3月27日
203	岩下谷川	高岡総合支所	06-381-1-021	土石流	平成29年3月27日
204	大爺ヶ谷川	高岡総合支所	06-381-2-017	土石流	平成29年3月27日
205	東大爺ヶ谷川	高岡総合支所	06-381-2-017-新①	土石流	平成29年3月27日
206	横内谷川	高岡総合支所	06-381-2-018	土石流	平成29年3月27日
207	高野谷川	高岡総合支所	06-381-2-019	土石流	平成29年3月27日
208	中村谷川	高岡総合支所	06-381-2-019-新①	土石流	平成29年3月27日
209	北浜崎谷川	高岡総合支所	06-381-2-020	土石流	平成29年3月27日
210	永田川	高岡総合支所	06-381-2-021	土石流	平成29年3月27日
211	西永田谷川	高岡総合支所	06-381-2-022	土石流	平成29年3月27日
212	平木場谷川	高岡総合支所	06-381-2-023	土石流	平成29年3月27日
213	瀬越-5	高岡総合支所	Ⅰ-1-0842	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
214	平木場	高岡総合支所	Ⅰ-1-0844	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
215	平木場-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0844-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
216	瀬越-6	高岡総合支所	Ⅰ-1-0920	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
217	瀬越-0	高岡総合支所	Ⅱ-1-0841	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
218	瀬越-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-0841-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
219	田之平	高岡総合支所	Ⅱ-1-0922	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
220	瀬越-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5717	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
221	瀬越-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5718	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
222	瀬越-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5719	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
223	瀬越-4	高岡総合支所	Ⅲ-1-9526	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
224	中川原	高岡総合支所	Ⅰ-1-0849	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
225	中川原-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0849-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
226	石代-2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0925	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
227	下町-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3344	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
228	東山田谷川	高岡総合支所	06-381-1-002	土石流	令和2年9月24日
229	西山田谷川1	高岡総合支所	06-381-1-003	土石流	令和2年9月24日
230	寺迫谷川	高岡総合支所	06-381-1-004	土石流	令和2年9月24日
231	西野谷川	高岡総合支所	06-381-1-028	土石流	令和2年9月24日
232	梁瀬谷川	高岡総合支所	06-381-1-029	土石流	令和2年9月24日
233	吉永谷川	高岡総合支所	06-381-1-030	土石流	令和2年9月24日
234	学頭	高岡総合支所	Ⅰ-1-0907	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
235	学頭(3)	高岡総合支所	Ⅰ-1-0908	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
236	井手山1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0909	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
237	井手山2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0910	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
238	八反田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0911	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
239	川子1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0912	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
240	川子2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0913	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
241	川子3	高岡総合支所	Ⅰ-1-0914	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
242	川子4	高岡総合支所	Ⅰ-1-0915	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
243	川子5	高岡総合支所	Ⅰ-1-0916	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
244	川子6	高岡総合支所	Ⅰ-1-0917	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
245	的野1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0918	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
246	的野2	高岡総合支所	Ⅰ-1-3350	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
247	高野1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5802	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
248	高野2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5803	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
249	高野3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5804	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
250	的野3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5806	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
251	立矢	高岡総合支所	Ⅰ-1-0859	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
252	梁瀬1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0860	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
253	梁瀬2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0861	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
254	川口	高岡総合支所	Ⅰ-1-0862	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
255	新田1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0869	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
256	新田2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0870	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
257	尾谷1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0878	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
258	寺田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0880	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
259	萩原	高岡総合支所	Ⅰ-1-0895	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
260	門前	高岡総合支所	Ⅰ-1-0896	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
261	小山田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0897	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
262	深坪	高岡総合支所	Ⅰ-1-0898	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
263	水流	高岡総合支所	Ⅰ-1-0899	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
264	大迫	高岡総合支所	Ⅰ-1-3333	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
265	渕奥	高岡総合支所	Ⅰ-1-3346	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
266	尾谷3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5763	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
267	前原1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5769	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
268	前原2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5812	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
269	東和石谷川	高岡総合支所	06-381-1-009	土石流	令和2年9月24日
270	西仁田尾川	高岡総合支所	06-381-2-005	土石流	令和2年9月24日
271	和石谷川	高岡総合支所	06-381-2-006	土石流	令和2年9月24日
272	西和石谷川	高岡総合支所	06-381-2-007	土石流	令和2年9月24日
273	和石谷1	高岡総合支所	06-381-2-008	土石流	令和2年9月24日
274	和石谷2	高岡総合支所	06-381-2-009	土石流	令和2年9月24日
275	東和石谷1	高岡総合支所	06-381-2-010	土石流	令和2年9月24日
276	東和石谷2	高岡総合支所	06-381-2-011	土石流	令和2年9月24日
277	新保谷川	高岡総合支所	06-381-2-012	土石流	令和2年9月24日
278	新保谷川－新①	高岡総合支所	06-381-2-012-新①	土石流	令和2年9月24日
279	西山田谷川-新①	高岡総合支所	06-381-1-003-新①	土石流	令和2年9月24日
280	寺迫谷川-新①	高岡総合支所	06-381-1-004-新①	土石流	令和2年9月24日
281	下の谷川	高岡総合支所	06-381-1-007	土石流	令和2年9月24日
282	楠見川	高岡総合支所	06-381-2-002	土石流	令和2年9月24日
283	柚木崎谷川	高岡総合支所	06-381-1-008	土石流	令和2年9月24日
284	南仁田尾川	高岡総合支所	06-381-2-003	土石流	令和2年9月24日
285	仁田尾川	高岡総合支所	06-381-2-004	土石流	令和2年9月24日
286	楠見1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0875	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
287	楠見2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0876	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
288	内ノ八重	高岡総合支所	Ⅰ-1-0919	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
289	的野2-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-3350-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
290	的野2-新②	高岡総合支所	Ⅰ-1-3350-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
291	高浜	高岡総合支所	Ⅱ-1-0882	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
292	楠見-1-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5729-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
293	楠見-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5764	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
294	楠見-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5765	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
295	柞ノ木橋-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5801	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
296	柞ノ木橋-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5821	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
297	柞ノ木橋-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5821-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
298	柞ノ木橋-2-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5821-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
299	内之八重-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5822	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
300	楠見-4	高岡総合支所	Ⅲ-1-9533	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
301	内之八重-2	高岡総合支所	Ⅲ-1-9541	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
302	和石	高岡総合支所	Ⅰ-1-0850	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
303	和石－2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0851	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
304	西和石－1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5777	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
305	東和石－2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5778	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
306	東和石－2－新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5778-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
307	東和石－3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5779	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
308	東和石－4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5780	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
309	西和石－2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5781	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
310	新保－1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5782	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
311	新保－2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5783	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
312	新保－3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5784	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
313	新保－4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5785	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
314	和石－1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5797	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
315	和石－1－新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5797-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
316	新保－5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5798	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
317	新保－5－新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5798-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
318	新保－5－新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5798-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
319	西山	高岡総合支所	Ⅱ-1-5805	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
320	東和石－5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5811	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
321	東和石－6	高岡総合支所	Ⅱ-1-5818	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
322	東和石－1	高岡総合支所	Ⅲ-1-9536	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
323	山下	高岡総合支所	Ⅰ-1-0854	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
324	山下-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0854-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
325	面早流	高岡総合支所	Ⅰ-1-0857	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
326	面早流1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0858	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
327	小山田-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0897-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
328	面早流-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3338	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
329	古川	高岡総合支所	Ⅱ-1-0923	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
330	久木野	高岡総合支所	Ⅱ-1-5734	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
331	新木場-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5736-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
332	柚木崎-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5754	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
333	川口-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5756	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
334	麓-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5770	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
335	山下-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5786	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
336	山下-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5788	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
337	唐崎-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5790	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
338	面早流-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5791	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
339	面早流-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5791-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
340	面早流-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5792	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
341	柚木崎-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5793	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
342	唐崎-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5794	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
343	仁田尾-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5795	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
344	仁田尾-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5796	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
345	川口-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5825	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
346	柚木崎-3	高岡総合支所	Ⅲ-1-9531	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
347	仁田尾橋	高岡総合支所	20-03	地滑り	令和3年3月29日
348	中尾	高岡総合支所	林20-01	地滑り	令和3年3月29日
349	冷窪	高岡総合支所	林20-02	地滑り	令和3年3月29日
350	年ノ神	高岡総合支所	林20-03	地滑り	令和3年3月29日
351	城ヶ峯-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5776	急傾斜地の崩壊	令和3年11月8日
352	中原	高岡総合支所	Ⅱ-1-5725	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日

２．土砂災害特別警戒区域　（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	新山	高岡総合支所	Ⅰ-1-0901	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
2	湯之谷1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0902	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
3	湯之谷2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0903	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
4	麓3	高岡総合支所	Ⅱ-1-0904	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
5	狢ヶ尾	高岡総合支所	Ⅰ-1-0905	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
6	麓1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0906	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
7	麓2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0926	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
8	湯之谷3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5807	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
9	湯之谷5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5808	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
10	湯之谷4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5809	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
11	湯之谷6	高岡総合支所	Ⅱ-1-5810	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
12	麓4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5814	急傾斜地の崩壊	平成21年3月23日
13	下楠森谷川	高岡総合支所	06-381-1-015	土石流	平成23年3月31日
14	中楠森谷川	高岡総合支所	06-381-1-016	土石流	平成23年3月31日
15	赤谷川	高岡総合支所	06-381-1-031	土石流	平成23年3月31日
16	赤谷川-新①	高岡総合支所	06-381-1-031-新①	土石流	平成23年3月31日
17	浜子谷川	高岡総合支所	06-381-1-035	土石流	平成23年3月31日
18	北丸山谷川	高岡総合支所	06-381-1-039	土石流	平成23年3月31日
19	東永谷川	高岡総合支所	06-381-2-016	土石流	平成23年3月31日
20	楠森-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0843	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
21	田之平	高岡総合支所	Ⅰ-1-0845	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
22	左ヶ田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0846	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
23	浜子	高岡総合支所	Ⅰ-1-0877	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
24	丸山	高岡総合支所	Ⅰ-1-0888	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
25	下飯田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0889	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
26	坂の下	高岡総合支所	Ⅰ-1-0890	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
27	浜子-6	高岡総合支所	Ⅰ-1-0927	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
28	鵜木	高岡総合支所	Ⅰ-1-3332	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
29	赤谷-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3339	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
30	浜子-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3340	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
31	浜子-2	高岡総合支所	Ⅰ-1-3341	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
32	中山-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3347	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
33	浜子-3	高岡総合支所	Ⅰ-1-3349	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
34	原園	高岡総合支所	Ⅱ-1-2096	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
35	楠森-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5720	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
36	楠森-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5740	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
37	楠森-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5741	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
38	赤谷-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5742	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
39	田之平-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5743	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
40	田之平-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5744	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
41	赤谷-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5757	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
42	赤谷-3-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5757-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
43	赤谷-3-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5757-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
44	赤谷-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5758	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
45	赤谷-4-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5758-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
46	赤谷-4-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5758-新②	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
47	赤谷-4-新③	高岡総合支所	Ⅱ-1-5758-新③	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
48	赤谷-5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5759	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
49	赤谷-6	高岡総合支所	Ⅱ-1-5760	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
50	赤谷-7	高岡総合支所	Ⅱ-1-5761	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
51	赤谷-8	高岡総合支所	Ⅱ-1-5762	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
52	赤谷-8-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5762-新①	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
53	丸山-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5766	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
54	岩元	高岡総合支所	Ⅱ-1-5767	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
55	中山-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5768	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日
56	去川谷川	高岡総合支所	06-381-1-010	土石流	平成24年12月20日
57	北大谷川	高岡総合支所	06-381-1-011	土石流	平成24年12月20日
58	北大谷川-新①	高岡総合支所	06-381-1-011新①	土石流	平成24年12月20日
59	北大谷川-新②	高岡総合支所	06-381-1-011新②	土石流	平成24年12月20日
60	北大谷川-新③	高岡総合支所	06-381-1-011新③	土石流	平成24年12月20日
61	去川小谷川	高岡総合支所	06-381-2-013	土石流	平成24年12月20日
62	去川小谷川-新①	高岡総合支所	06-381-2-013新①	土石流	平成24年12月20日
63	前田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0852	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
64	新開	高岡総合支所	Ⅰ-1-0853	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
65	下六	高岡総合支所	Ⅰ-1-0855	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
66	下六-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0855新①	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
67	さくら学園	高岡総合支所	Ⅰ-1-0863	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
68	去川-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3345	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
69	押田-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5721	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
70	下六-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5787	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
71	前田-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5813	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
72	前田-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5819	急傾斜地の崩壊	平成24年12月20日
73	大迫谷川	高岡総合支所	06-381-1-036	土石流	平成25年3月14日
74	栴	高岡総合支所	Ⅰ-1-0866	急傾斜地の崩壊	平成25年3月14日
75	麓	高岡総合支所	Ⅰ-1-0900	急傾斜地の崩壊	平成25年3月14日
76	川原	高岡総合支所	Ⅰ-1-0924	急傾斜地の崩壊	平成25年3月14日
77	狩野小谷川	高岡総合支所	06-381-1-032	土石流	平成26年7月14日
78	北狩野小谷川	高岡総合支所	06-381-1-033	土石流	平成26年7月14日
79	浦之名山下	高岡総合支所	Ⅰ-1-0872	急傾斜地の崩壊	平成26年7月14日
80	下狩野	高岡総合支所	Ⅰ-1-0874	急傾斜地の崩壊	平成26年7月14日
81	浜鈴	高岡総合支所	Ⅰ-1-2095	急傾斜地の崩壊	平成26年7月14日
82	粟野1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3343	急傾斜地の崩壊	平成27年12月21日
83	風呂の谷川	高岡総合支所	06-381-1-013	土石流	平成28年6月2日
84	西法ヶ代谷川	高岡総合支所	06-381-1-024	土石流	平成28年6月2日
85	東法ヶ代谷川	高岡総合支所	06-381-1-025	土石流	平成28年6月2日
86	東法ヶ代谷川-新①	高岡総合支所	06-381-1-025-新①	土石流	平成28年6月2日
87	法ヶ代川	高岡総合支所	06-381-1-027	土石流	平成28年6月2日
88	法ヶ代川-新①	高岡総合支所	06-381-1-027-新①	土石流	平成28年6月2日
89	赤谷川-新②	高岡総合支所	06-381-1-031-新②	土石流	平成28年6月2日
90	西新田谷川	高岡総合支所	06-381-1-034	土石流	平成28年6月2日
91	石代川	高岡総合支所	06-381-1-037	土石流	平成28年6月2日
92	石代川-新②	高岡総合支所	06-381-1-037-新②	土石流	平成28年6月2日
93	横峯谷川	高岡総合支所	06-381-1-038	土石流	平成28年6月2日
94	早馬谷川-2	高岡総合支所	06-381-1-038-新③	土石流	平成28年6月2日
95	北小崎谷川	高岡総合支所	06-381-2-014	土石流	平成28年6月2日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
96	古宮田谷川	高岡総合支所	06-381-2-024	土石流	平成28年6月2日
97	山崎川	高岡総合支所	06-381-2-030	土石流	平成28年6月2日
98	深水	高岡総合支所	Ⅰ-1-0847	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
99	深水-2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0848	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
100	小崎	高岡総合支所	Ⅰ-1-0856	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
101	小崎-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0856-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
102	南城寺	高岡総合支所	Ⅰ-1-0865	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
103	原田-5	高岡総合支所	Ⅰ-1-0867	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
104	原田-4	高岡総合支所	Ⅰ-1-0868	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
105	石代-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0881	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
106	辻-0	高岡総合支所	Ⅰ-1-0884	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
107	中尾	高岡総合支所	Ⅰ-1-0886	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
108	中尾-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0886-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
109	山口	高岡総合支所	Ⅰ-1-0887	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
110	粟野	高岡総合支所	Ⅰ-1-0891	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
111	粟野-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0891-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
112	粟野-新②	高岡総合支所	Ⅰ-1-0891-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
113	粟野-新③	高岡総合支所	Ⅰ-1-0891-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
114	後田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0892	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
115	押田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0921	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
116	新開-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3331	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
117	八反	高岡総合支所	Ⅰ-1-3334	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
118	八反-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-3334-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
119	板ヶ八重-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3335	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
120	板ヶ八重-1-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-3335-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
121	辻-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3337	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
122	辻-1-新②	高岡総合支所	Ⅰ-1-3337-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
123	辻-1-新③	高岡総合支所	Ⅰ-1-3337-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
124	長迫	高岡総合支所	Ⅰ-1-3342	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
125	山崎-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3348	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
126	押田-6	高岡総合支所	Ⅱ-1-0864	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
127	横峯-0	高岡総合支所	Ⅱ-1-0883	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
128	冷窪	高岡総合支所	Ⅱ-1-0885	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
129	冷窪-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-0885-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
130	冷窪-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-0885-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
131	城ヶ峰	高岡総合支所	Ⅱ-1-0894	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
132	城ヶ峰-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-0894-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
133	城ヶ峰-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-0894-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
134	押田-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5722	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
135	押田-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5723	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
136	押田-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5724	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
137	田中-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5726	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
138	田中-1-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5726-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
139	板ヶ八重-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5727	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
140	板ヶ八重-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5728	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
141	横峯-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5731	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
142	横峯-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5731-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
143	山崎-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5732	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
144	山崎-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5733	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
145	山崎-3-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5733-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
146	古宮田-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5737	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
147	田中-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5738	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
148	田中-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5738-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
149	古宮田-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5746	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
150	古宮田-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5747	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
151	古宮田-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5748	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
152	古宮田-5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5749	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
153	田中-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5750	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
154	田中-4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5751	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
155	田中-4-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5751-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
156	田中-4-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5751-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
157	田中-4-新③	高岡総合支所	Ⅱ-1-5751-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
158	原田-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5752	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
159	原田-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5753	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
160	下町-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5771	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
161	花見	高岡総合支所	Ⅱ-1-5772	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
162	矢越	高岡総合支所	Ⅱ-1-5773	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
163	矢越-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5773-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
164	城ヶ峯-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5774	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
165	城ヶ峯-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5775	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
166	押田-5	高岡総合支所	Ⅲ-1-9527	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
167	深水-1	高岡総合支所	Ⅲ-1-9528	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
168	法ヶ代	高岡総合支所	Ⅲ-1-9529	急傾斜地の崩壊	平成28年6月2日
169	奥畑川	高岡総合支所	06-381-1-018-新①	土石流	平成29年3月27日
170	白土谷川	高岡総合支所	06-381-1-019	土石流	平成29年3月27日
171	熊次谷川	高岡総合支所	06-381-1-020	土石流	平成29年3月27日
172	岩下谷川	高岡総合支所	06-381-1-021	土石流	平成29年3月27日
173	横内谷川	高岡総合支所	06-381-2-018	土石流	平成29年3月27日
174	高野谷川	高岡総合支所	06-381-2-019	土石流	平成29年3月27日
175	中村谷川	高岡総合支所	06-381-2-019-新①	土石流	平成29年3月27日
176	北浜崎谷川	高岡総合支所	06-381-2-020	土石流	平成29年3月27日
177	瀬越-5	高岡総合支所	Ⅰ-1-0842	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
178	平木場	高岡総合支所	Ⅰ-1-0844	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
179	平木場-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0844-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
180	瀬越-6	高岡総合支所	Ⅰ-1-0920	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
181	瀬越-0	高岡総合支所	Ⅱ-1-0841	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
182	瀬越-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-0841-新①	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
183	田之平	高岡総合支所	Ⅱ-1-0922	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
184	瀬越-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5717	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
185	瀬越-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5718	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
186	瀬越-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5719	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
187	瀬越-4	高岡総合支所	Ⅲ-1-9526	急傾斜地の崩壊	平成29年3月27日
188	中川原	高岡総合支所	Ⅰ-1-0849	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
189	中川原-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0849-新①	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
190	下町-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3344	急傾斜地の崩壊	平成30年3月5日
191	東山田谷川	高岡総合支所	06-381-1-002	土石流	令和2年9月24日
192	梁瀬谷川	高岡総合支所	06-381-1-029	土石流	令和2年9月24日
193	吉永谷川	高岡総合支所	06-381-1-030	土石流	令和2年9月24日
194	学頭	高岡総合支所	Ⅰ-1-0907	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
195	学頭(3)	高岡総合支所	Ⅰ-1-0908	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
196	井手山1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0909	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
197	井手山2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0910	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
198	八反田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0911	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
199	川子1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0912	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
200	川子2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0913	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
201	川子3	高岡総合支所	Ⅰ-1-0914	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
202	川子4	高岡総合支所	Ⅰ-1-0915	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
203	川子5	高岡総合支所	Ⅰ-1-0916	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
204	川子6	高岡総合支所	Ⅰ-1-0917	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
205	的野1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0918	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
206	的野2	高岡総合支所	Ⅰ-1-3350	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
207	高野1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5802	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
208	高野2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5803	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
209	高野3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5804	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
210	的野3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5806	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
211	立矢	高岡総合支所	Ⅰ-1-0859	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
212	梁瀬1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0860	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
213	梁瀬2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0861	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
214	川口	高岡総合支所	Ⅰ-1-0862	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
215	新田1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0869	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
216	新田2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0870	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
217	尾谷1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0878	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
218	寺田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0880	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
219	萩原	高岡総合支所	Ⅰ-1-0895	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
220	門前	高岡総合支所	Ⅰ-1-0896	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
221	小山田	高岡総合支所	Ⅰ-1-0897	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
222	深坪	高岡総合支所	Ⅰ-1-0898	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
223	水流	高岡総合支所	Ⅰ-1-0899	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
224	大迫	高岡総合支所	Ⅰ-1-3333	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
225	渕奥	高岡総合支所	Ⅰ-1-3346	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
226	尾谷3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5763	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
227	前原1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5769	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
228	前原2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5812	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
229	東和石谷川	高岡総合支所	06-381-1-009	土石流	令和2年9月24日
230	西仁田尾川	高岡総合支所	06-381-2-005	土石流	令和2年9月24日
231	和石谷川	高岡総合支所	06-381-2-006	土石流	令和2年9月24日
232	西和石谷川	高岡総合支所	06-381-2-007	土石流	令和2年9月24日
233	和石谷1	高岡総合支所	06-381-2-008	土石流	令和2年9月24日
234	和石谷2	高岡総合支所	06-381-2-009	土石流	令和2年9月24日
235	東和石谷1	高岡総合支所	06-381-2-010	土石流	令和2年9月24日
236	東和石谷2	高岡総合支所	06-381-2-011	土石流	令和2年9月24日
237	新保谷川	高岡総合支所	06-381-2-012	土石流	令和2年9月24日
238	新保谷川－新①	高岡総合支所	06-381-2-012-新①	土石流	令和2年9月24日
239	南仁田尾川	高岡総合支所	06-381-2-003	土石流	令和2年9月24日
240	仁田尾川	高岡総合支所	06-381-2-004	土石流	令和2年9月24日
241	楠見1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0875	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
242	楠見2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0876	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
243	内ノ八重	高岡総合支所	Ⅰ-1-0919	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
244	的野2-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-3350-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
245	的野2-新②	高岡総合支所	Ⅰ-1-3350-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
246	高浜	高岡総合支所	Ⅱ-1-0882	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
247	楠見-1-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5729-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
248	楠見-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5764	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
249	楠見-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5765	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
250	柞ノ木橋-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5801	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
251	柞ノ木橋-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5821	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
252	柞ノ木橋-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5821-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
253	柞ノ木橋-2-新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5821-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
254	内之八重-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5822	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
255	楠見-4	高岡総合支所	Ⅲ-1-9533	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
256	内之八重-2	高岡総合支所	Ⅲ-1-9541	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
257	和石	高岡総合支所	Ⅰ-1-0850	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
258	和石－2	高岡総合支所	Ⅰ-1-0851	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
259	西和石－1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5777	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
260	東和石－2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5778	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
261	東和石－2－新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5778-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
262	東和石－3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5779	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
263	東和石－4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5780	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
264	西和石－2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5781	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
265	新保－1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5782	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
266	新保－2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5783	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
267	新保－3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5784	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
268	新保－4	高岡総合支所	Ⅱ-1-5785	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
269	和石－1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5797	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
270	和石－1－新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5797-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
271	新保－5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5798	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
272	新保－5－新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5798-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
273	新保－5－新②	高岡総合支所	Ⅱ-1-5798-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
274	西山	高岡総合支所	Ⅱ-1-5805	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
275	東和石－5	高岡総合支所	Ⅱ-1-5811	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
276	東和石－6	高岡総合支所	Ⅱ-1-5818	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
277	東和石－1	高岡総合支所	Ⅲ-1-9536	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
278	山下	高岡総合支所	Ⅰ-1-0854	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
279	面早流	高岡総合支所	Ⅰ-1-0857	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
280	面早流1	高岡総合支所	Ⅰ-1-0858	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
281	小山田-新①	高岡総合支所	Ⅰ-1-0897-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
282	面早流-1	高岡総合支所	Ⅰ-1-3338	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
283	古川	高岡総合支所	Ⅱ-1-0923	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
284	久木野	高岡総合支所	Ⅱ-1-5734	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
285	新木場-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5736-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
286	柚木崎-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5754	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
287	川口-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5756	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
288	麓-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5770	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
289	山下-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5786	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
290	山下-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5788	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
291	唐崎-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5790	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
292	面早流-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5791	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
293	面早流-2-新①	高岡総合支所	Ⅱ-1-5791-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
294	面早流-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5792	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
295	柚木崎-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5793	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
296	唐崎-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5794	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
297	仁田尾-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5795	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
298	仁田尾-2	高岡総合支所	Ⅱ-1-5796	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
299	川口-1	高岡総合支所	Ⅱ-1-5825	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
300	柚木崎-3	高岡総合支所	Ⅲ-1-9531	急傾斜地の崩壊	令和2年9月24日
301	城ヶ峯-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5776	急傾斜地の崩壊	令和3年11月8日
302	上狩野	高岡総合支所	Ⅰ-1-0873	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
303	中原	高岡総合支所	Ⅱ-1-5725	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
304	原田-3	高岡総合支所	Ⅱ-1-5823	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日

06 清武区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

１．土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	田上1	清武総合支所	01-301-2-001	土石流	平成18年9月11日
2	銀代3	清武総合支所	Ⅱ-1-4237	急傾斜地の崩壊	平成20年3月17日
3	新町	清武総合支所	Ⅰ-1-0102	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
4	正手-1	清武総合支所	Ⅰ-1-0103	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
5	松ノ木田	清武総合支所	Ⅰ-1-0115	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
6	正手-2	清武総合支所	Ⅰ-1-0118	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
7	大久保-1	清武総合支所	Ⅰ-1-0111	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
8	下大久保-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4239	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
9	下大久保-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9199	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
10	下大久保-2-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9199-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
11	正手-2-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-0118-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
12	正手-3	清武総合支所	Ⅱ-1-2047	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
13	松ノ木田-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4230	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
14	松ノ木田-1-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4230-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
15	松ノ木田-2	清武総合支所	Ⅱ-2-0319	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
16	三月田	清武総合支所	01-301-3-013	土石流	平成27年3月26日
17	三月田-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4233	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
18	三月田-1-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4233-新①	急傾斜地の崩壊	平成27年3月26日
19	田上1-新①	清武総合支所	01-301-2-001-新①	土石流	平成28年2月18日
20	丸目谷川	清武総合支所	01-301-1-001	土石流	平成28年2月18日
21	丸目谷川-新①	清武総合支所	01-301-1-001-新①	土石流	平成28年2月18日
22	丸目谷川-新②	清武総合支所	01-301-1-001-新②	土石流	平成28年2月18日
23	上丸目谷	清武総合支所	01-301-1-002	土石流	平成28年2月18日
24	上丸目谷-新①	清武総合支所	01-301-1-002-新①	土石流	平成28年2月18日
25	田上-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4243	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
26	田上-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4244	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
27	谷ノ口-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4231	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
28	中泉-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9174	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
29	中泉-2-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9174-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
30	藤元	清武総合支所	Ⅲ-1-9175	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
31	藤元-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9175-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
32	藤元-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9175-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
33	藤元-新③	清武総合支所	Ⅲ-1-9175-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
34	藤元-新④	清武総合支所	Ⅲ-1-9175-新④	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
35	岡	清武総合支所	Ⅲ-1-9176	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
36	丸目-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4245	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
37	丸目-2-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4245-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
38	丸目-4	清武総合支所	Ⅱ-1-4247	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
39	丸目-5	清武総合支所	Ⅱ-1-4248	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
40	丸目-6	清武総合支所	Ⅱ-1-4249	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
41	丸目-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3076	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
42	丸目-1-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-3076-①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
43	丸目-1-新②	清武総合支所	Ⅰ-1-3076-②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
44	丸目-7	清武総合支所	Ⅱ-1-4250	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
45	丸目-7-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4250-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
46	丸目-14	清武総合支所	Ⅲ-1-9185	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
47	柿ノ木田谷	清武総合支所	01-301-1-003	土石流	平成30年3月29日
48	田上-1-新②	清武総合支所	01-301-2-001-新②	土石流	平成30年3月29日
49	田上-1-新③	清武総合支所	01-301-2-001-新③	土石流	平成30年3月29日
50	田上-1-新④	清武総合支所	01-301-2-001-新④	土石流	平成30年3月29日
51	田上-1-新⑤	清武総合支所	01-301-2-001-新⑤	土石流	平成30年3月29日
52	菰迫1	清武総合支所	01-301-2-003	土石流	平成30年3月29日
53	菰迫2	清武総合支所	01-301-2-004	土石流	平成30年3月29日
54	落野尾1	清武総合支所	01-301-2-005	土石流	平成30年3月29日
55	下中野	清武総合支所	01-301-3-001	土石流	平成30年3月29日
56	元山1	清武総合支所	01-301-3-002	土石流	平成30年3月29日
57	元山2	清武総合支所	01-301-3-003	土石流	平成30年3月29日
58	菰迫乙1	清武総合支所	01-301-3-004	土石流	平成30年3月29日
59	落野尾4	清武総合支所	01-301-3-007	土石流	平成30年3月29日
60	城内	清武総合支所	01-301-3-010	土石流	平成30年3月29日
61	北ケ迫	清武総合支所	01-301-3-011	土石流	平成30年3月29日
62	銀代	清武総合支所	01-301-3-012	土石流	平成30年3月29日
63	古井手	清武総合支所	01-301-3-013	土石流	平成30年3月29日
64	上加納	清武総合支所	Ⅰ-1-0104	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
65	上加納（流町）	清武総合支所	Ⅰ-1-0105	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
66	沓掛-3	清武総合支所	Ⅰ-1-2048	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
67	沓掛-3-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-2048-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
68	船引	清武総合支所	Ⅰ-1-2049	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
69	尾の下	清武総合支所	Ⅰ-1-2051	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
70	土手下-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3068	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
71	下中野-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3070	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
72	上大久保-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3073	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
73	沓掛-4	清武総合支所	Ⅰ-1-3074	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
74	草萩田-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3075	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
75	壱町原	清武総合支所	Ⅰ-1-3077	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
76	見極田-2	清武総合支所	Ⅱ-1-0106	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
77	黒北（安ヶ野）	清武総合支所	Ⅱ-1-0107	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
78	沓掛-1	清武総合支所	Ⅱ-1-0108	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
79	下中野	清武総合支所	Ⅱ-1-0110	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
80	下中野-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-0110-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
81	尾平	清武総合支所	Ⅱ-1-0113	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
82	沓掛-2	清武総合支所	Ⅱ-1-0114	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
83	大久保-2	清武総合支所	Ⅱ-1-0116	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
84	浜手	清武総合支所	Ⅱ-1-4212	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
85	浜手-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4212-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
86	土手下-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4213	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
87	土手下-2-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4213-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
88	土手下-4	清武総合支所	Ⅱ-1-4215	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
89	落野尾-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4216	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
90	落野尾-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4217	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
91	土手下-5	清武総合支所	Ⅱ-1-4218	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
92	菰迫-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4219	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
93	菰迫-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4220	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
94	上加納-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4221	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
95	年神-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4225	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
96	北ヶ迫-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4226	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
97	北ヶ迫-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4227	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
98	小丸	清武総合支所	Ⅱ-1-4228	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
99	下中野-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4229	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
100	黒北-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4236	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
101	銀代-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4237	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
102	永ノ原	清武総合支所	Ⅱ-1-4241	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
103	沓掛-5	清武総合支所	Ⅱ-1-4242	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
104	田上-2-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4244-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
105	田上-2-新②	清武総合支所	Ⅱ-1-4244-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
106	見極田-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4256	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
107	落野尾-3	清武総合支所	Ⅱ-1-4260	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
108	古井手-3	清武総合支所	Ⅱ-2-0320	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
109	古井手-1	清武総合支所	Ⅱ-2-0321	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
110	銀代-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9119	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
111	銀代-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9120	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
112	古井手-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9121	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
113	横尾-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9122	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
114	横尾-2-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9122-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
115	横尾-2-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9122-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
116	落野尾-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9124	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
117	菰迫-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9126	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
118	菰迫-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9127	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
119	菰迫-4-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9127-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
120	上加納-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9129	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
121	上加納-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9130	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
122	五反畑	清武総合支所	Ⅲ-1-9137	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
123	五反畑	清武総合支所	Ⅲ-1-9147	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
124	北ヶ迫-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9148	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
125	界田-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9153	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
126	下中野-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9154	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
127	菖蒲迫	清武総合支所	Ⅲ-1-9155	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
128	下中野-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9157	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
129	沓掛-6	清武総合支所	Ⅲ-1-9160	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
130	草萩田-3-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9162-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
131	草萩田-3-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9162-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
132	下ノ原-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9164	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
133	黒坂	清武総合支所	Ⅲ-1-9191	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
134	田上-6	清武総合支所	Ⅲ-1-9195	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
135	加納-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9200	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
136	下加納-1	清武総合支所	Ⅰ-1-0117	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
137	下加納-1-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-0117-新1	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
138	下加納-1-新②	清武総合支所	Ⅰ-1-0117-新2	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
139	西迫	清武総合支所	Ⅰ-1-3067	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
140	西迫-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-3067-新1	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
141	西迫-新②	清武総合支所	Ⅰ-1-3067-新2	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
142	年神-1-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-3069-新1	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
143	年神-1-新③	清武総合支所	Ⅰ-1-3069-新③	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
144	岩見田-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3078	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
145	加納-1	清武総合支所	Ⅰ-2-0018	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
146	加納-2	清武総合支所	Ⅰ-2-0019	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
147	平野-1	清武総合支所	Ⅰ-2-0210	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
148	岩見田-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4222	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
149	岩見田-3	清武総合支所	Ⅱ-1-4223	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
150	平野-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4224	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
151	星野	清武総合支所	Ⅱ-1-4240	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
152	岩見田-4	清武総合支所	Ⅱ-1-4257	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
153	内山寺	清武総合支所	Ⅱ-1-4258	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
154	横尾-1	清武総合支所	Ⅱ-2-0322	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
155	横尾-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9133	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
156	横尾-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9134	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
157	岩見田-5-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9150-新1	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
158	岩見田-5-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9150-新2	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
159	岩見田-5-新③	清武総合支所	Ⅲ-1-9150-新③	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
160	丸目下	清武総合支所	44228	地滑り	令和2年4月30日
161	丸目上	清武総合支所	2-2	地滑り	令和2年4月30日
162	石坂	清武総合支所	2-3	地滑り	令和2年4月30日
163	丸目	清武総合支所	林2-1	地滑り	令和2年4月30日
164	永原-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9166	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
165	丸目-9	清武総合支所	Ⅲ-1-9180	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
166	丸目-9-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9180-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
167	丸目-9-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9180-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
168	丸目-9-新③	清武総合支所	Ⅲ-1-9180-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
169	丸目-10	清武総合支所	Ⅲ-1-9181	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
170	丸目-11	清武総合支所	Ⅲ-1-9182	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
171	丸目-12	清武総合支所	Ⅲ-1-9183	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
172	石坂	清武総合支所	Ⅱ-1-0109	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
173	石坂-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-0109-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
174	中泉-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4232	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
175	松叶-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4234	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
176	角上-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4235	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
177	松叶-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4251	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
178	松叶-2-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4251-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
179	松叶-3	清武総合支所	Ⅱ-1-4252	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
180	松叶-4	清武総合支所	Ⅱ-1-4253	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
181	松叶-4-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4253-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
182	石坂-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4254	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
183	石坂-1-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4254-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
184	石坂-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4255	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
185	石坂-2-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4255-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
186	谷ノ口-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9170	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
187	前田-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9173	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
188	松叶-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9186	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
189	松叶-5-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9186-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
190	角上-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9187	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
191	角上-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9188	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
192	角上-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9190	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
193	田上-1-新③	清武総合支所	01-301-2-001-新③	土　石　流	令和3年2月4日
194	田上-2-新②	清武総合支所	Ⅱ-1-4244-新②	急傾斜地の崩壊	令和3年2月4日
195	前田-1	清武総合支所	Ⅲ－１－9171	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
196	下加納-2-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-0119-新①	急傾斜地の崩壊	令和4年3月31日

２．土砂災害特別警戒区域　（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
1	新町	清武総合支所	Ⅰ-1-0102	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
2	正手-1	清武総合支所	Ⅰ-1-0103	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
3	松ノ木田	清武総合支所	Ⅰ-1-0115	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
4	正手-2	清武総合支所	Ⅰ-1-0118	急傾斜地の崩壊	平成24年4月26日
5	大久保-1	清武総合支所	Ⅰ-1-0111	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
6	下大久保-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4239	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
7	下大久保-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9199	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
8	下大久保-2-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9199-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
9	正手-2-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-0118-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
10	正手-3	清武総合支所	Ⅱ-1-2047	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
11	松ノ木田-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4230	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
12	松ノ木田-1-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4230-新①	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
13	松ノ木田-2	清武総合支所	Ⅱ-2-0319	急傾斜地の崩壊	平成26年5月15日
14	田上1-新①	清武総合支所	01-301-2-001-新①	土石流	平成28年2月18日
15	丸目谷川-新①	清武総合支所	01-301-1-001-新①	土石流	平成28年2月18日
16	丸目谷川-新②	清武総合支所	01-301-1-001-新②	土石流	平成28年2月18日
17	上丸目谷-新①	清武総合支所	01-301-1-002-新①	土石流	平成28年2月18日
18	田上-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4243	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
19	田上-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4244	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
20	谷ノ口-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4231	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
21	中泉-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9174	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
22	中泉-2-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9174-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
23	藤元	清武総合支所	Ⅲ-1-9175	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
24	藤元-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9175-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
25	藤元-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9175-新②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
26	藤元-新③	清武総合支所	Ⅲ-1-9175-新③	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
27	藤元-新④	清武総合支所	Ⅲ-1-9175-新④	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
28	岡	清武総合支所	Ⅲ-1-9176	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
29	丸目-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4245	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
30	丸目-2-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4245-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
31	丸目-4	清武総合支所	Ⅱ-1-4247	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
32	丸目-5	清武総合支所	Ⅱ-1-4248	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
33	丸目-6	清武総合支所	Ⅱ-1-4249	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
34	丸目-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3076	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
35	丸目-1-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-3076-①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
36	丸目-1-新②	清武総合支所	Ⅰ-1-3076-②	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
37	丸目-7	清武総合支所	Ⅱ-1-4250	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
38	丸目-7-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4250-新①	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
39	丸目-14	清武総合支所	Ⅲ-1-9185	急傾斜地の崩壊	平成28年2月18日
40	柿ノ木田谷	清武総合支所	01-301-1-003	土石流	平成30年3月29日
41	田上-1-新②	清武総合支所	01-301-2-001-新②	土石流	平成30年3月29日
42	田上-1-新④	清武総合支所	01-301-2-001-新④	土石流	平成30年3月29日
43	田上-1-新⑤	清武総合支所	01-301-2-001-新⑤	土石流	平成30年3月29日
44	菰迫1	清武総合支所	01-301-2-003	土石流	平成30年3月29日
45	菰迫2	清武総合支所	01-301-2-004	土石流	平成30年3月29日
46	落野尾1	清武総合支所	01-301-2-005	土石流	平成30年3月29日
47	下中野	清武総合支所	01-301-3-001	土石流	平成30年3月29日
48	菰迫乙1	清武総合支所	01-301-3-004	土石流	平成30年3月29日
49	落野尾4	清武総合支所	01-301-3-007	土石流	平成30年3月29日
50	城内	清武総合支所	01-301-3-010	土石流	平成30年3月29日
51	北ケ迫	清武総合支所	01-301-3-011	土石流	平成30年3月29日
52	上加納	清武総合支所	Ⅰ-1-0104	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
53	上加納（流町）	清武総合支所	Ⅰ-1-0105	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
54	沓掛-3	清武総合支所	Ⅰ-1-2048	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
55	沓掛-3-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-2048-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
56	船引	清武総合支所	Ⅰ-1-2049	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
57	尾の下	清武総合支所	Ⅰ-1-2051	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
58	土手下-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3068	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
59	下中野-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3070	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
60	上大久保-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3073	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
61	沓掛-4	清武総合支所	Ⅰ-1-3074	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
62	草萩田-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3075	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
63	壱町原	清武総合支所	Ⅰ-1-3077	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
64	見極田-2	清武総合支所	Ⅱ-1-0106	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
65	黒北（安ヶ野）	清武総合支所	Ⅱ-1-0107	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
66	沓掛-1	清武総合支所	Ⅱ-1-0108	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
67	下中野	清武総合支所	Ⅱ-1-0110	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
68	下中野-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-0110-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
69	尾平	清武総合支所	Ⅱ-1-0113	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
70	沓掛-2	清武総合支所	Ⅱ-1-0114	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
71	大久保-2	清武総合支所	Ⅱ-1-0116	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
72	浜手	清武総合支所	Ⅱ-1-4212	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
73	浜手-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4212-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
74	土手下-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4213	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
75	土手下-2-新①	清武総合支所	Ⅱ-1-4213-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
76	土手下-4	清武総合支所	Ⅱ-1-4215	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
77	落野尾-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4216	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
78	落野尾-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4217	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
79	土手下-5	清武総合支所	Ⅱ-1-4218	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
80	菰迫-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4219	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
81	菰迫-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4220	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
82	上加納-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4221	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
83	年神-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4225	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
84	北ヶ迫-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4226	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
85	北ヶ迫-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4227	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
86	小丸	清武総合支所	Ⅱ-1-4228	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
87	下中野-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4229	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
88	黒北-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4236	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
89	銀代-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4237	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
90	永ノ原	清武総合支所	Ⅱ-1-4241	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
91	沓掛-5	清武総合支所	Ⅱ-1-4242	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
92	見極田-1	清武総合支所	Ⅱ-1-4256	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
93	落野尾-3	清武総合支所	Ⅱ-1-4260	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
94	古井手-3	清武総合支所	Ⅱ-2-0320	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
95	古井手-1	清武総合支所	Ⅱ-2-0321	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
96	銀代-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9119	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
97	銀代-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9120	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
98	古井手-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9121	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
99	横尾-2	清武総合支所	Ⅲ-1-9122	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
100	横尾-2-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9122-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
101	横尾-2-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9122-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
102	落野尾-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9124	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
103	菰迫-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9126	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
104	菰迫-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9127	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
105	菰迫-4-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9127-新1	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
106	上加納-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9129	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
107	上加納-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9130	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
108	五反畑	清武総合支所	Ⅲ-1-9137	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
109	五反畑	清武総合支所	Ⅲ-1-9147	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
110	北ヶ迫-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9148	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
111	界田-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9153	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
112	下中野-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9154	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
113	菖蒲迫	清武総合支所	Ⅲ-1-9155	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
114	下中野-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9157	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
115	沓掛-6	清武総合支所	Ⅲ-1-9160	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
116	草萩田-3-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9162-新2	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
117	下ノ原-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9164	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
118	黒坂	清武総合支所	Ⅲ-1-9191	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
119	田上-6	清武総合支所	Ⅲ-1-9195	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
120	加納-3	清武総合支所	Ⅲ-1-9200	急傾斜地の崩壊	平成30年3月29日
121	下加納-1	清武総合支所	Ⅰ-1-0117	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
122	下加納-1-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-0117-新1	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
123	下加納-1-新②	清武総合支所	Ⅰ-1-0117-新2	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
124	西迫	清武総合支所	Ⅰ-1-3067	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
125	西迫-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-3067-新1	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
126	西迫-新②	清武総合支所	Ⅰ-1-3067-新2	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
127	年神-1-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-3069-新1	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
128	年神-1-新③	清武総合支所	Ⅰ-1-3069-新③	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
129	岩見田-1	清武総合支所	Ⅰ-1-3078	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
130	加納-1	清武総合支所	Ⅰ-2-0018	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
131	加納-2	清武総合支所	Ⅰ-2-0019	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
132	平野-1	清武総合支所	Ⅰ-2-0210	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
133	岩見田-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4222	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
134	岩見田-3	清武総合支所	Ⅱ-1-4223	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
135	平野-2	清武総合支所	Ⅱ-1-4224	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
136	星野	清武総合支所	Ⅱ-1-4240	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
137	岩見田-4	清武総合支所	Ⅱ-1-4257	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
138	内山寺	清武総合支所	Ⅱ-1-4258	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
139	横尾-1	清武総合支所	Ⅱ-2-0322	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
140	横尾-4	清武総合支所	Ⅲ-1-9133	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
141	横尾-5	清武総合支所	Ⅲ-1-9134	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
142	岩見田-5-新①	清武総合支所	Ⅲ-1-9150-新1	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
143	岩見田-5-新②	清武総合支所	Ⅲ-1-9150-新2	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
144	岩見田-5-新③	清武総合支所	Ⅲ-1-9150-新③	急傾斜地の崩壊	令和元年9月24日
145	永原-2	清武総合支所	Ⅲ-１-9166	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
146	丸目-9	清武総合支所	Ⅲ-１-9180	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
147	丸目-9-新①	清武総合支所	Ⅲ-１-9180-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
148	丸目-9-新②	清武総合支所	Ⅲ-１-9180-新②	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
149	丸目-9-新③	清武総合支所	Ⅲ-１-9180-新③	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
150	丸目-10	清武総合支所	Ⅲ-１-9181	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
151	丸目-11	清武総合支所	Ⅲ-１-9182	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
152	丸目-12	清武総合支所	Ⅲ-１-9183	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
153	石坂	清武総合支所	Ⅱ-１-0109	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
154	石坂-新①	清武総合支所	Ⅱ-１-0109-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
155	中泉-1	清武総合支所	Ⅱ-１-4232	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
156	松叶-1	清武総合支所	Ⅱ-１-4234	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
157	角上-1	清武総合支所	Ⅱ-１-4235	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
158	松叶-2	清武総合支所	Ⅱ-１-4251	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日

	地　区　名	地　区	土砂災害警戒区域の箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
159	松叶-2-新①	清武総合支所	Ⅱ－１-4251-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
160	松叶-3	清武総合支所	Ⅱ－１-4252	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
161	松叶-4	清武総合支所	Ⅱ－１-4253	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
162	松叶-4-新①	清武総合支所	Ⅱ－１-4253-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
163	石坂-1	清武総合支所	Ⅱ－１-4254	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
164	石坂-1-新①	清武総合支所	Ⅱ－１-4254-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
165	石坂-2	清武総合支所	Ⅱ－１-4255	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
166	石坂-2-新①	清武総合支所	Ⅱ－１-4255-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
167	谷ノ口-2	清武総合支所	Ⅲ－１-9170	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
168	前田-3	清武総合支所	Ⅲ－１-9173	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
169	松叶-5	清武総合支所	Ⅲ－１-9186	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
170	松叶-5-新①	清武総合支所	Ⅲ－１-9186-新①	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
171	角上-2	清武総合支所	Ⅲ－１-9187	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
172	角上-3	清武総合支所	Ⅲ－１-9188	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
173	角上-5	清武総合支所	Ⅲ－１-9190	急傾斜地の崩壊	令和2年4月30日
174	田上-1-新③	清武総合支所	01-301-2-001-新③	土　石　流	令和3年2月4日
175	田上-2-新②	清武総合支所	Ⅱ-1-4244-新②	急傾斜地の崩壊	令和3年2月4日
176	前田-1	清武総合支所	Ⅲ－１－9171	急傾斜地の崩壊	令和3年12月9日
177	下加納-2-新①	清武総合支所	Ⅰ-1-0119-新①	急傾斜地の崩壊	令和4年3月31日

01 山腹崩壊危険地区

令和５年３月31日現在

	危険地区番号		位置			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		被災危険度	山腹崩壊危険度
	市町村	地区	市町村	大字	字					調査地区	危険地区（100メッシュ点以上の）		
1	201	10	宮崎市	大坪町	粟田			有	A	2	1	a2	b1
2	201	20	宮崎市	折生迫	白浜			有	B	2	1	a2	c1
3	201	30	宮崎市	内海	小内海			有	A	1	1	a2	b1
4	201	40	宮崎市	大瀬町	柿木原			有	C	1	1	c2	b1
5	201	50	宮崎市	生目	亀井山			有	A	1	1	a2	b1
6	201	60	宮崎市	吉野	深坪			有	C	2	1	c2	b1
7	201	70	宮崎市	折生迫	白浜			有	B	1	1	a2	c1
8	201	80	宮崎市	内海	小内海			有	A	2	1	a2	b1
9	201	90	宮崎市	広原	山下			有	B	2	1	b2	b1
10	201	100	宮崎市	池内	立ノ下			有	B	4	3	a2	c1
11	201	110	宮崎市	富吉	樽水			無	C	1	1	c2	c1
12	201	120	宮崎市	熊野	今江			有	A	1	1	a2	b1
13	201	130	宮崎市	瓜生野	野首			無	C	2	1	c2	c1
14	201	140	宮崎市	広原	二階平			無	C	2	1	c2	c1
15	201	150	宮崎市	芳士	今出			有	B	2	1	a2	c1
16	201	160	宮崎市	柏原	上八反田			無	C	1	1	c2	c1
17	201	170	宮崎市	折生迫	平田			無	B	2	1	a2	c1
18	201	180	宮崎市	内海	前田			有	C	1	1	c2	b1
19	201	190	宮崎市	古城町	多留見	土流		有	C	4	1	c2	c1
20	201	200	宮崎市	北川内	谷口			有	C	1	1	c2	b1
21	201	210	宮崎市	内海	前坂		急・土	有	A	4	2	a2	a1
22	201	220	宮崎市	北川内町	坂谷		急・土	有	C	2	1	c2	c1
23	201	230	宮崎市	鏡洲	内平			有	B	2	2	c2	a1
24	201	2010	宮崎市	瓜生野	浦田			無	B	1	1	a2	c1
25	201	2030	宮崎市	鏡洲	塩鶴			無	A	4	4	a2	a1
26	201	2040	宮崎市	加江田	片ノ田			無	A	5	2	a2	b1
27	201	2050	宮崎市	鏡洲	伯田			無	C	5	1	c2	c1
28	201	2060	宮崎市	鏡洲	赤木	水かん		無	C	15	4	b2	c1
29	201	2070	宮崎市	内海	内海			無	B	2	2	a2	c1
30	301	10	宮崎市清武町	木原	坂の下平	土流		有	B	1	1	a2	c1
31	301	20	宮崎市清武町	船引	小山			有	B	1	1	a2	c1
32	301	30	宮崎市清武町	加納	城内			有	C	5	1	c2	c1
33	301	40	宮崎市清武町	加納	城内			有	B	2	1	b2	b1
34	301	50	宮崎市清武町	船引	黒北			有	A	2	1	a2	b1
35	301	60	宮崎市清武町	船引	黒北			有	A	2	1	a2	b1
36	301	70	宮崎市清武町	船引	安ヶ野			有	A	2	2	a2	b1
37	301	80	宮崎市清武町	船引	二ッ山			有	C	2	1	c2	b1
38	301	90	宮崎市清武町	今泉	沓掛			有	C	1	1	c2	c1
39	301	100	宮崎市清武町	今泉	松原	土流		有	B	4	4	c2	a1
40	301	110	宮崎市清武町	今泉	石坂	土流		有	C	3	3	c2	b1
41	301	120	宮崎市清武町	今泉	梅藪			有	B	3	3	c2	a1
42	301	130	宮崎市清武町	加納	小丸	土流		有	B	4	1	b2	b1
43	301	140	宮崎市清武町	木原	坂ノ下平		急傾斜・土砂災害	有	C	1	1	c2	c1
44	301	150	宮崎市清武町	今泉	比江ヶ久保		砂防	有	C	4	1	c2	c1
45	301	2010	宮崎市清武町	今泉		土流		無	B	4	4	c2	a1
46	302	10	宮崎市田野町	田野町	上南原			有	B	1	1	a2	c1
47	302	20	宮崎市田野町	田野町	中西原			有	A	1	1	a2	a1
48	302	30	宮崎市田野町	田野町	学ノ木原	土流		有	C	2	1	c2	c1

	危険地区番号		位置			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		被災危険度	山腹崩壊危険度
	市町村	地区	市町村	大字	字					調査地区	危険地区（100メッシュ以上の点）		
49	302	40	宮崎市田野町	田野町	鷹ノ巣	土流		有	C	2	2	c2	c1
50	302	50	宮崎市田野町	田野町	陳ノ元			無	C	1	1	c2	c1
51	302	60	宮崎市田野町	田野町	上ノ原			無	C	1	1	c2	c1
52	302	70	宮崎市田野町	田野町	白坂上			無	C	1	1	c2	c1
53	302	80	宮崎市田野町	田野町	札ノ前	土流		有	A	3	1	a2	b1
54	302	2020	宮崎市田野町	甲	田野町甲			有	C	5	1	c2	c1
55	302	2030	宮崎市田野町	甲	田野町甲			無	B	6	2	a2	c1
56	302	2050	宮崎市田野町	甲	楠原			無	B	4	4	b2	b1
57	302	2060	宮崎市田野町	甲	倉谷			無	A	1	1	a2	b1
58	302	2070	宮崎市田野町	甲	倉谷			無	B	10	2	c2	a1
59	303	10	宮崎市佐土原町	上田島	追手			無	C	2	1	b2	c1
60	303	20	宮崎市佐土原町	東上那珂	吐迫			有	C	2	1	c2	c1
61	303	30	宮崎市佐土原町	西上那珂	観音堂			有	C	2	1	c2	b1
62	303	40	宮崎市佐土原町	下那珂	岡村			無	C	1	1	c2	c1
63	303	50	宮崎市佐土原町	下田島	袋			有	A	1	1	a2	b1
64	303	60	宮崎市佐土原町	下田島	垂門			無	C	1	1	c2	c1
65	303	70	宮崎市佐土原町	下田島	野下			有	A	2	1	a2	b1
66	303	80	宮崎市佐土原町	下田島	鳥越			無	C	2	1	c2	c1
67	303	90	宮崎市佐土原町	東上那珂	後迫			無	B	2	1	a2	c1
68	303	100	宮崎市佐土原町	東上那珂	後迫			無	B	2	1	a2	c1
69	303	110	宮崎市佐土原町	東上那珂	新宮	土流	砂防	無	B	6	3	a2	c1
70	303	120	宮崎市佐土原町	東上那珂	津倉			有	C	3	1	c2	c1
71	303	130	宮崎市佐土原町	東上那珂	久保田			無	C	1	1	b2	c1
72	303	140	宮崎市佐土原町	東上那珂	山崎		砂防	有	C	2	1	c2	b1
73	303	150	宮崎市佐土原町	下田島	柳ノ内		砂防	無	C	2	1	c2	c1
74	303	160	宮崎市佐土原町	東上那珂	畑田			無	C	2	1	b2	c1
75	303	170	宮崎市佐土原町	東上那珂	相ヶ谷			無	C	4	1	c2	c1
76	303	180	宮崎市佐土原町	東上那珂	伏原		砂防	無	C	4	1	c2	c1
77	303	190	宮崎市佐土原町	西上那珂	松原	土流		無	B	3	1	a2	c1
78	303	200	宮崎市佐土原町	西上那珂	古園			無	C	5	2	c2	c1
79	303	210	宮崎市佐土原町	上田島	後田	土流		有	A	2	1	a2	b1
80	303	220	宮崎市佐土原町	上田島	馬場			無	B	3	1	a2	c1
81	303	230	宮崎市佐土原町	上田島	伊勢			有	A	2	1	a2	b1
82	303	240	宮崎市佐土原町	下那珂	中原			有	C	1	1	c2	b1
83	303	250	宮崎市佐土原町	西上那珂	後迫	土崩		有	C	2	1	c2	c1
84	303	260	宮崎市佐土原町	西上那珂	後迫	土崩		有	A	3	2	a2	b1
85	303	270	宮崎市佐土原町	上田島	三迫谷			有	B	1	1	a2	c1
86	303	280	宮崎市佐土原町	上田島	三迫谷		砂防	無	C	2	1	c2	c1
87	303	290	宮崎市佐土原町	上田島	百貫地	土流	急傾斜	有	B	2	1	a2	c1
88	303	300	宮崎市佐土原町	西上那珂	三反田	土流		有	A	2	2	a2	a1
89	303	310	宮崎市佐土原町	東上那珂	宮田			有	C	1	1	c2	b1
90	381	10	宮崎市高岡町	紙屋	赤木			有	C	1	1	c2	b1
91	381	20	宮崎市高岡町	紙屋	岩下	土流		有	C	1	1	c2	b1
92	381	30	宮崎市高岡町	紙屋	諭地	土流		有	B	1	1	b2	b1
93	381	40	宮崎市高岡町	浦之名	平木場	土流		有	B	2	2	b2	b1
94	381	50	宮崎市高岡町	浦之名	田の平	土流		有	A	4	3	a2	b1
95	381	60	宮崎市高岡町	浦之名	六反田	水かん		有	A	6	3	a2	b1
96	381	70	宮崎市高岡町	内山	新田	土流		有	B	4	2	a2	c1
97	381	80	宮崎市高岡町	浦之名	小田元			有	C	3	3	c2	b1
98	381	90	宮崎市高岡町	内山	東和石			有	C	2	1	b2	c1

	危険地区番号		位置			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		被災危険度	山腹崩壊危険度
	市町村	地区	市町村	大字	字					調査地区	危険地区（100メッシュ点以上の）		
99	381	100	宮崎市高岡町	内山	谷の口			有	C	2	1	c2	c1
100	381	110	宮崎市高岡町	内山	新開			有	A	2	2	a2	a1
101	381	120	宮崎市高岡町	内山	山下			有	B	4	2	a2	c1
102	381	130	宮崎市高岡町	浦之名	下六			有	A	2	2	a2	b1
103	381	140	宮崎市高岡町	五町	唐崎			有	A	2	2	b2	a1
104	381	150	宮崎市高岡町	五町	仁田尾			有	C	2	2	c2	b1
105	381	160	宮崎市高岡町	浦之名	面早流			有	A	3	3	a2	a1
106	381	170	宮崎市高岡町	浦之名	古川			有	A	2	2	a2	b1
107	381	180	宮崎市高岡町	浦之名	大採	土流		有	A	2	2	a2	b1
108	381	190	宮崎市高岡町	浦之名	宇都			有	A	1	1	a2	b1
109	381	200	宮崎市高岡町	浦之名	川口			有	A	1	1	a2	b1
110	381	210	宮崎市高岡町	五町	向屋敷			有	C	1	1	c2	c1
111	381	220	宮崎市高岡町	五町	牛ヶ谷	土流		有	B	2	1	b2	b1
112	381	230	宮崎市高岡町	五町	押田			有	A	1	1	a2	b1
113	381	240	宮崎市高岡町	内山	城	土流		有	B	4	1	a2	c1
114	381	250	宮崎市高岡町	内山	栴			有	B	3	1	a2	c1
115	381	260	宮崎市高岡町	浦之名	浜鈴			有	A	1	1	a2	b1
116	381	270	宮崎市高岡町	浦之名	山下			有	A	1	1	a2	b1
117	381	280	宮崎市高岡町	浦之名	橋の口			有	A	1	1	a2	b1
118	381	290	宮崎市高岡町	高浜	小畑			有	A	2	2	a2	a1
119	381	300	宮崎市高岡町	高浜	タツバミ			有	A	2	1	a2	b1
120	381	310	宮崎市高岡町	内山	尾頭	土流		無	B	3	1	a2	c1
121	381	320	宮崎市高岡町	内山	尾谷	土流		有	B	2	1	a2	c1
122	381	330	宮崎市高岡町	内山	寺田	土流		有	A	4	1	a2	b1
123	381	340	宮崎市高岡町	内山	大迫			有	C	1	1	c2	c1
124	381	350	宮崎市高岡町	花見	池田			有	B	1	1	a2	c1
125	381	360	宮崎市高岡町	小山田	牛の宮			有	C	4	1	c2	b1
126	381	370	宮崎市高岡町	小山田	太良山			有	B	1	1	b2	b1
127	381	380	宮崎市高岡町	小山田	水流	土流		有	C	2	1	b2	c1
128	381	390	宮崎市高岡町	小山田	湯の谷			有	B	1	1	b2	b1
129	381	400	宮崎市高岡町	小山田	麓	土流		有	A	2	1	a2	b1
130	381	410	宮崎市高岡町	上倉永	川子			有	B	2	1	b2	b1
131	381	420	宮崎市高岡町	上倉永	鬼川内			有	C	2	1	c2	b1
132	381	430	宮崎市高岡町	上倉永	高野			有	C	2	1	c2	c1
133	381	440	宮崎市高岡町	上倉永	的野			有	C	1	1	c2	b1
134	381	460	宮崎市高岡町	浦之名	平田	土流		有	C	1	1	c2	b1
135	381	470	宮崎市高岡町	内山	新田	土流		有	A	2	1	a2	b1
136	381	480	宮崎市高岡町	紙屋	瀬越	土流		有	C	1	1	c2	b1
137	381	490	宮崎市高岡町	内山	原園	土流		有	C	2	1	c2	b1
138	381	500	宮崎市高岡町	内山	尾谷	土流		有	C	3	1	c2	b1
139	381	510	宮崎市高岡町	内山	南城寺	土流		無	B	3	1	a2	c1
140	381	520	宮崎市高岡町	内山	城			無	C	3	2	c2	c1
141	381	530	宮崎市高岡町	高岡	面早流	土流		有	A	3	2	a2	b1
142	381	540	宮崎市高岡町	五町	二反田原	土流		有	B	4	1	c2	a1
143	381	550	宮崎市高岡町	内山	去川	土流		無	B	2	2	a2	c1
144	381	560	宮崎市高岡町	浦之名	古川	土流		有	A	1	1	a2	b1
145	381	570	宮崎市高岡町	飯田	石畑山	土流		有	B	2	1	a2	c1
146	381	580	宮崎市高岡町	高浜	茶園原	土流		有	A	2	2	a2	b1
147	381	590	宮崎市高岡町	五町	中之八重	土流		有	B	4	1	b2	b1
148	381	600	宮崎市高岡町	浦之名	長野原			有	C	2	1	c2	b1

	危険地区番号		位置			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		被災危険度	山腹崩壊危険度
	市町村	地区	市町村	大字	字					調査地区	危険地区（100メッシュ点以上の）		
149	381	610	宮崎市高岡町	浦之名	立矢	土流		有	A	2	2	a2	b1
150	381	620	宮崎市高岡町	飯田	山口	土流		有	B	2	1	b2	b1
151	381	630	宮崎市高岡町	内山	宮ノ下	土流	急傾斜	有	A	2	2	a2	b1
152	381	640	宮崎市高岡町	飯田	横峰			無	C	2	1	c2	c1
153	381	650	宮崎市高岡町	高浜	萩原	土流		有	A	1	1	a2	b1
154	381	660	宮崎市高岡町	浦之名	小田元	水かん		有	C	4	2	c2	b1
155	381	670	宮崎市高岡町	小山田	狢ヶ尾	土流		有	B	1	1	a2	c1
156	381	2020	宮崎市高岡町	浦之名	川原田	土流		無	A	4	3	a2	b1
157	381	2030	宮崎市高岡町	五町	二田尾			無	C	6	3	c2	c1
158	381	2040	宮崎市高岡町	五町	二田尾			有	A	5	4	a2	a1
159	381	2060	宮崎市高岡町	五町	仁田尾			無	A	1	1	a2	a1
160	381	2070	宮崎市高岡町	五町	仁田尾	干害		無	A	5	5	a2	a1
161	381	2080	宮崎市高岡町	浦之名	山下	土流		無	A	2	1	a2	b1
162	381	2090	宮崎市高岡町	内山	去川	土流		有	B	2	1	a2	c1

○保安林等
土流…土砂流出防備保安林　水かん…水源涵養保安林　土崩…土砂崩壊防備保安林
○他の法令等の指定
急傾斜…急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律　砂防…砂防法
土砂…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

02 地すべり危険地区

令和５年３月31日現在

	危険地区番号		位置			保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	被災危険度	地すべり危険度
	市町村	地区	市町村	大字	字								
1	381	10	宮崎市高岡町	内山	中尾		無		有	A	1	a2	a1
2	381	20	宮崎市高岡町	飯田	冷窪		無		有	A	1	b2	a1
3	381	30	宮崎市高岡町	五町	年ノ神		有	砂防	有	A	11	a2	a1
4	301	10	宮崎市清武町	今泉乙	野中	土流	有	砂防	有	A	8	a2	a1

○保安林等
土流･･･土砂流出防備保安林
○他の法令等の指定
砂防･･･砂防法

03 崩壊土砂流出危険地区

令和５年３月31日現在

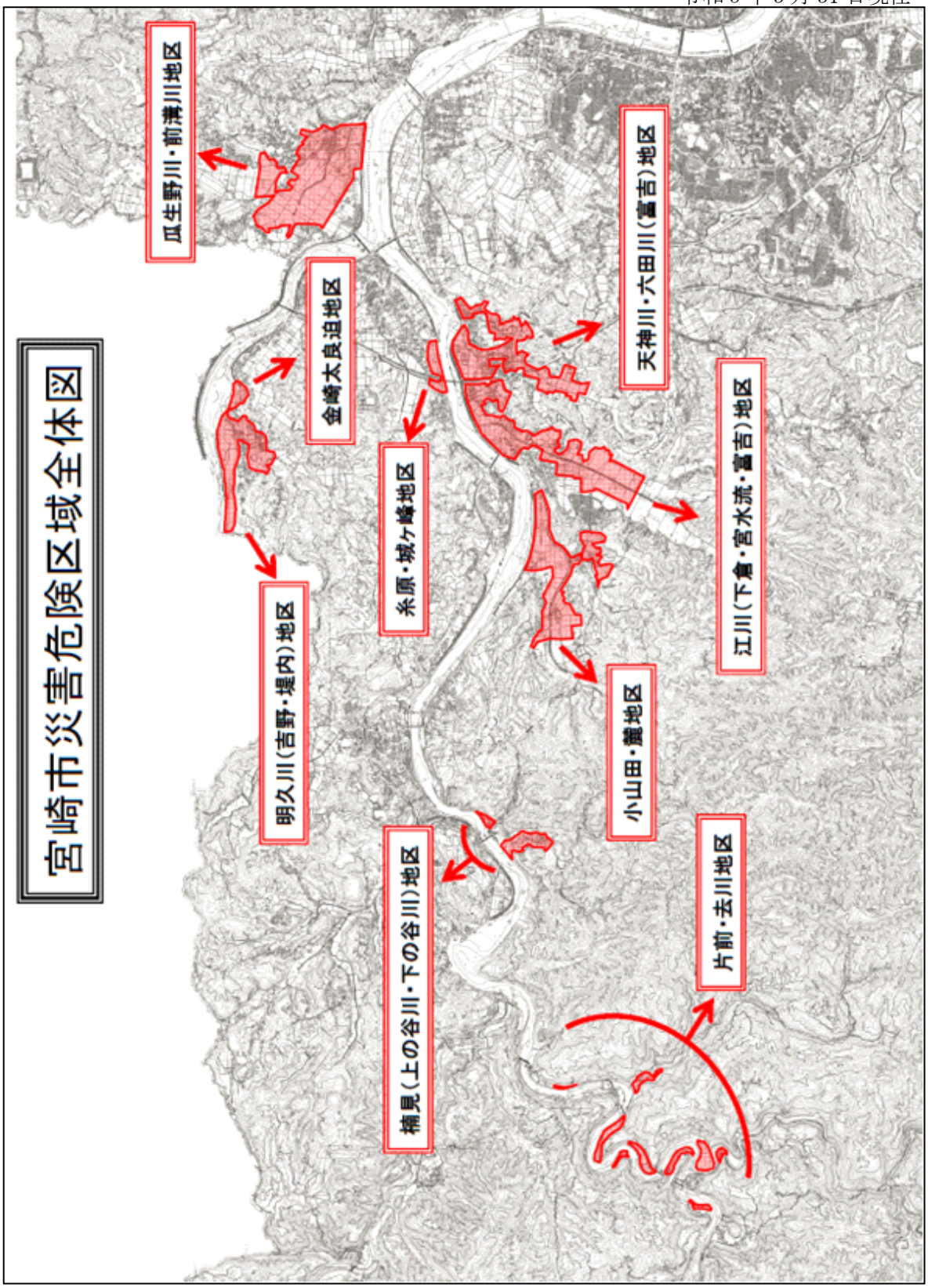
	危険地区番号		位置			保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	被災危険度	崩壊土砂危険度
	市町村	地区	市町村	大字	字								
1	201	10	宮崎市	加江田	鳥居越	土流	無		有	A	2.52	a2	a1
2	201	20	宮崎市	内海	小内海		無		有	B	0.09	a2	c1
3	201	30	宮崎市	内海	河内		無		無	C	0.27	c2	c1
4	201	550	宮崎市	鏡洲	鏡洲一反田		無		有	C	0.00	b2	c1
5	201	560	宮崎市	鏡洲	小平	土流	無		有	C	0.00	c2	b1
6	201	2010	宮崎市	鏡洲	村内		無		無	A	0.90	a2	b1
7	201	2040	宮崎市	加江田	鳥居越		無		無	C	1.54	c2	b1
8	201	2050	宮崎市	鏡洲	塩鶴		無		無	A	1.46	a2	a1
9	201	2060	宮崎市	折生迫	蛇之河内	土流	無		無	C	2.07	c2	b1
10	201	2070	宮崎市	内海	内海		無		無	B	2.45	c2	a1
11	301	10	宮崎市清武町	今泉	梅薮		無		有	C	0.00	c2	c1
12	301	20	宮崎市清武町	今泉	梅薮	干害	無		有	B	4.22	c2	a1
13	301	30	宮崎市清武町	今泉	石坂	水かん	無		有	C	1.78	c2	c1
14	301	40	宮崎市清武町	今泉	大久保		無		有	C	2.31	b2	c1
15	301	50	宮崎市清武町	加納	中表	土流	無		無	C	0.63	c2	c1
16	302	10	宮崎市田野町	田野町	権現山	土流	無		無	B	1.67	a2	c1
17	302	20	宮崎市田野町	田野町	札ノ前	土流	無		有	B	2.79	a2	c1
18	302	30	宮崎市田野町	田野町	鹿村野		無		有	C	1.67	c2	c1
19	302	40	宮崎市田野町	田野町	合子ヶ谷	土流	無		有	B	2.75	c2	a1
20	302	50	宮崎市田野町	田野町	倉谷		無		有	C	0.70	c2	c1
21	302	60	宮崎市田野町	田野町	権現谷	土流	無		有	B	3.60	a2	c1
22	302	70	宮崎市田野町	田野町	小牧	土流	無		有	C	0.40	c2	c1
23	302	80	宮崎市田野町	田野町	中尾	土流	無		無	C	0.63	c2	c1
24	302	90	宮崎市田野町	田野町	小番所	土流	無		有	C	0.66	c2	c1
25	302	100	宮崎市田野町	田野町	黒草		無		有	B	0.55	a2	c1
26	302	110	宮崎市田野町	田野町	白坂上	土流	無		有	C	1.94	c2	c1
27	302	120	宮崎市田野町	田野町	ニトリチ	土流	無		有	C	0.30	c2	c1
28	302	140	宮崎市田野町	田野町	西平	土流	無	砂防	有	B	0.65	a2	c1
29	302	2010	宮崎市田野町	田野町乙	塩水		無		無	C	4.32	b2	c1
30	303	10	宮崎市佐土原町	東上那珂	亀田		無		無	C	0.00	c2	c1
31	303	20	宮崎市佐土原町	東上那珂	北伊倉		無		無	B	0.03	a2	c1
32	303	30	宮崎市佐土原町	西上那珂	船野		無		無	C	1.17	c2	c1
33	303	40	宮崎市佐土原町	東上那珂	寺田	土流	無		無	C	1.71	c2	c1
34	381	10	宮崎市高岡町	高浜	楠見		無		有	B	0.00	a2	c1
35	381	20	宮崎市高岡町	内山	去川		無		有	A	0.54	a2	b1
36	381	30	宮崎市高岡町	内山	浜子	土流	無		有	B	0.00	a2	c1
37	381	50	宮崎市高岡町	浦之名	坂の下	土流	無		有	C	2.22	c2	c1
38	381	60	宮崎市高岡町	浦之名	坂の下	土流	無		有	A	5.21	a2	b1
39	381	70	宮崎市高岡町	浦之名	田の平	水かん	無		有	C	2.04	c2	c1
40	381	80	宮崎市高岡町	紙屋	論地	土流	無		有	B	0.94	a2	c1
41	381	90	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷		無		有	C	0.00	c2	c1
42	381	100	宮崎市高岡町	浦之名	左ヶ田		無		有	C	0.00	b2	c1
43	381	110	宮崎市高岡町	高浜	楠見		無		有	B	1.38	b2	b1
44	381	120	宮崎市高岡町	小山田	小山田		無		有	C	0.96	c2	c1

	危険地区番号		位置			保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	被災危険度	崩壊土砂危険度
	市町村	地区	市町村	大字	字								
45	381	130	宮崎市高岡町	紙屋	瀬越	水かん	無		有	C	4.29	c2	c1
46	381	140	宮崎市高岡町	紙屋	瀬越	水かん	無		有	C	2.34	c2	c1
47	381	150	宮崎市高岡町	紙屋	前田	土崩	無		有	C	1.25	b2	c1
48	381	160	宮崎市高岡町	紙屋	論地	土流	無		有	C	2.04	b2	c1
49	381	170	宮崎市高岡町	浦之名	楠森		無		有	C	2.16	c2	c1
50	381	180	宮崎市高岡町	浦之名	楠森	土流	無		有	C	1.12	c2	c1
51	381	200	宮崎市高岡町	浦之名	楠森		無		有	C	4.65	c2	b1
52	381	210	宮崎市高岡町	浦之名	楠森		無		有	C	2.38	c2	c1
53	381	220	宮崎市高岡町	浦之名	坂の下	土流	無		有	C	3.18	c2	c1
54	381	230	宮崎市高岡町	浦之名	永谷		無		有	C	0.63	c2	c1
55	381	240	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	2.11	c2	b1
56	381	250	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	1.02	c2	c1
57	381	260	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	2.71	c2	c1
58	381	270	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	0.59	c2	c1
59	381	280	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		無	C	0.00	c2	c1
60	381	310	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	0.32	c2	c1
61	381	320	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	0.18	c2	c1
62	381	330	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	1.06	c2	c1
63	381	340	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	2.02	c2	c1
64	381	350	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	0.97	c2	c1
65	381	360	宮崎市高岡町	浦之名	小田元	水かん	無		有	C	2.44	c2	c1
66	381	370	宮崎市高岡町	浦之名	小田元	水かん	無		有	B	3.12	c2	a1
67	381	380	宮崎市高岡町	浦之名	梁瀬		無		有	B	0.54	a2	c1
68	381	390	宮崎市高岡町	浦之名	川谷	水かん	無		有	C	0.59	c2	c1
69	381	400	宮崎市高岡町	内山	新田	土流	無		有	B	0.30	a2	c1
70	381	410	宮崎市高岡町	高浜	楠見	土流	無		有	C	1.78	c2	c1
71	381	420	宮崎市高岡町	内山	尾谷	土流	無		有	B	0.00	a2	c1
72	381	430	宮崎市高岡町	内山	大迫	土流	無		有	B	0.00	a2	c1
73	381	460	宮崎市高岡町	浦之名	左ヶ田		無		有	C	0.07	c2	c1
74	381	470	宮崎市高岡町	浦之名	相ヶ谷	水かん	無		有	C	0.00	c2	c1
75	381	480	宮崎市高岡町	五町	二反野原	土流	無		有	C	0.76	c2	c1
76	381	490	宮崎市高岡町	浦之名	長谷	土流	無		有	B	0.01	a2	c1
77	381	500	宮崎市高岡町	浦之名	下六	土流	無		有	B	0.54	a2	c1
78	381	510	宮崎市高岡町	内山	尾谷	土流	無		有	B	0.00	a2	c1
79	381	520	宮崎市高岡町	内山	前田	土流	無		無	B	0.00	a2	c1
80	381	530	宮崎市高岡町	内山	大川内	土流	無		有	C	0.21	c2	c1
81	381	540	宮崎市高岡町	内山	大迫		無		有	C	0.00	b2	c1
82	381	550	宮崎市高岡町	内山	前田		無		有	C	0.00	b2	c1
83	381	2010	宮崎市高岡町	紙屋	瀬越	水かん	無		無	A	3.56	a2	b1
84	381	2020	宮崎市高岡町	浦之名	左ヶ田	土流	無		無	B	3.90	a2	c1
85	381	2030	宮崎市高岡町	浦之名	法ヶ代		無		無	C	0.23	b2	c1
86	381	2040	宮崎市高岡町	高浜	楠見		無		無	C	3.30	c2	b1

○保安林等
　土流…土砂流出防備保安林　　水かん…水源涵養保安林　　土崩…土砂崩壊防備保安林
○他の法令等の指定
　砂防…砂防法

01 災害危険区域

令和５年３月31日現在



01 災害時避難施設(指定緊急避難場所・指定避難所一覧)

（１）旧宮崎市域

令和５年３月末現在

地区	番号 浸水深	施設名 所在地	電話番号 FAX番号	利用可能な部屋等の名称 収容面積(㎡)	 収容人数(人)	車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド 面積(㎡)	対応可能な災害種別 標高(m)
中央東	1	宮崎市立宮崎小学校	24-4360	体育館		○	○		風水害・地震
	0.25m	旭1丁目4-1	24-4361	740	448			8,245	4.4
	2	宮崎市役所(会議室棟)	21-1724	会議室棟会議室		×	○(庁舎)		風水害・地震・津波
		橘通西1丁目1-1	27-8070	141	87		(オスト)		6.6
	3	宮崎市立江平小学校	24-4364	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		橘通西5丁目6-37	24-4365	740	448			3,500	6.6
	4	宮崎市立宮崎東中学校	24-2898	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		江平東2丁目7-9	24-5091	1,018	616			9,293	7.3
	5	宮崎市 男女共同参画センター	22-2055	視聴覚室 講習室1、軽運動室		○	○		風水害・地震・津波
		宮崎駅東3丁目6-7	25-2056	258	151				6.5
	6	九州森林管理局 宮崎森林管理署	29-2311	会議室		○	○		風水害・地震・津波
		柳丸町388-5	29-2314	96	39				6.0
	7	宮崎市 宮崎東地区交流センター	20-3511	多目的ホール		○	○		風水害・地震・津波
		下原町332-5	25-0434	1,533	335				6.0
	8	学校法人日向学院	22-8296	チマッチ神父 記念体育館他		○	○(武)		風水害・地震・津波
		大和町110	27-1805	3,480	2,108	(武道館)	(オスト)	11,640	7.2
	9	宮崎県体育館	24-3975	本館 別館第1～3競技場		○	○		風水害・地震・津波
		宮崎駅東2-4-1	24-3990	2,878	1,744				5.7
	10	宮崎県自治会館	22-5161	3階会議室		×	○		風水害・地震・津波
		宮田町1-8	20-1271	226	137		(オスト)		11.0
	11	宮崎市 教育情報研修センター	28-2426	レクリエーション室他		○	○		風水害・地震・津波
		旭1丁目4-1	28-2436	394	235				4.6
中央西	12	宮崎県医師会館	22-5118	大ホール・会議室・研修室		ー	○		風水害・地震・津波
		和知川原1丁目101	27-6550	217	131		(オスト)		8.2
	13	宮崎県立 宮崎商業高等学校	22-8218	体育館		○	○(別棟)		風水害・地震・津波
		和知川原3丁目24	22-8210	1,140	690			20,098	6.2
	14	宮崎市立西池小学校	24-2611	体育館		○	○(校舎)		風水害・地震・津波
		西池町12-49	26-8749	752	455			7,489	6.3
	15	宮崎市立宮崎西中学校	24-2646	体育館		○	○(校舎)		風水害・地震・津波
		原町1-4	24-2647	860	521			12,377	6.5

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
中央西	16	宮崎県 福祉総合センター	27-0858	本館		○	○		風水害・ 地震・津波
		原町2-22	31-6770	511	309		（オスト）		7.2
	17	宮崎大学教育学部 附属小学校	24-6706	体育館		×	×		風水害・ 地震・津波
		花殿町7-49	24-3176	713	432			6,969	7.6
	18	宮崎大学教育学部 附属中学校	25-1122	体育館 （武道場及びｱﾘｰﾅ）		○	○		風水害・ 地震・津波
		花殿町7-67	25-1123	1,031	624			11,999	7.6
	19	宮崎公立大学（体育館）	20-2000	体育館		○	○		風水害・ 地震・津波
		船塚2丁目184	20-4820	1,525	924			37,560	8.6
	20	南九州大学・ 南九州短期大学	83-2111	体育館、講義室		ー	○		風水害・ 地震・津波
		霧島5丁目1-2	83-3383	1,858	1,126				8.2
	21	宮崎市旧中部事務所	－	休養室		×	×		風水害・ 地震・津波
		祇園2丁目135	－	153	61				6.6
	22	JA・AZMホール	－	大研修室他		○	○		風水害・ 地震・津波
		霧島1丁目1-1	－	1,267	763				
小戸	23	宮崎市立小戸保育所	25-2098	ランチホール		○	○		地震・津波
		鶴島3丁目92	25-2098	88	53				5.2
	24	宮崎市立小戸小学校	24-4415	体育館		○	○		風水害・ 地震・津波
		大工1丁目5-43	26-8942	988	598			6,180	6.8
	25	国土交通省 宮崎河川国道事務所	24-8221	別館3階会議室		○	○（本館）		風水害・ 地震・津波
		大工2丁目39	24-8350	146	80				5.3
大宮	26	南方保育園	39-5400	保育室		○	○		風水害・ 地震・津波
		南方町御供田1191	39-5450	217	80			793	14.4
	27	平和が丘自治公民館	29-1255	本館、別館		○（本館）	○		風水害・地震
		平和が丘西町15-1	29-1255	140	84				25.4
	28	宮崎市 平和が丘児童センター	27-3255	遊戯室 図書室、集会室		○	○		風水害・ 地震・津波
		池内町陣ノ平594-5	27-3255	232	93				26.0
	29	宮崎市立池内小学校	23-6442	体育館		○	○（校舎）		風水害・ 地震・津波
		池内町榎迫508	24-7762	564	341			7,770	26.8
	30	宮崎市立大宮小学校	24-3866	体育館		○	○		風水害・ 地震・津波
		下北方町新地849	38-8529	932	564		（オスト）	9,188	8.3
	31	宮崎市立大宮中学校	24-4518	体育館		○	○		風水害・ 地震・津波
		下北方町横小路5945	24-4519	995	603			13,058	14.4
	32	宮崎市大宮公民館	20-3509	研修室、大集会室		○	○		風水害・ 地震・津波
		下北方町下郷6101	38-5927	898	280		（オスト）		15.5

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
大宮	33	花ヶ島公民館	－	広間		×	×		風水害
		花ヶ島町赤江町1300	－	116	70				7.9
	34	宮崎市北部老人福祉センター	29-4893	集会室娯楽室A・Bなど		○	○		風水害・地震・津波
		神宮東1丁目2-27	24-9137	694	418		（オスト）		7.7
	35	宮崎市青少年プラザ体育館	24-9138	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		神宮東1丁目2-27	－	1,200	727				8.0
	36	宮崎県立宮崎大宮高校	22-5191	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		神宮東1丁目3-10	27-9803	2,538	1,538			10,000	8.2
東大宮	37	宮崎市立東大宮小学校	28-5252	体育館		○	×		風水害・地震・津波
		大島町西田2143	28-0071	755	457			14,537	6.7
	38	宮崎市立東大宮中学校	29-8881	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		村角町島ノ前1346-1	29-8880	860	521			12,907	6.8
	39	宮崎市東大宮地区コミュニティセンター	26-1534	大集会室他		○	○		風水害・地震・津波
		村角町島ノ前1346-1	38-5242	949	290		（オスト）		7.6
	40	光明保育園	25-7252	保育室		○	○		風水害・地震・津波
		村角町阿波2525	25-7302	327	150			1,032	9.7
	41	村角町公民館	－	和室、ホール等		○	×		風水害・地震・津波
		村角町阿波2535	－	206	125				9.4
	42	宮崎市立宮崎東小学校	22-7471	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		阿波岐原町火切塚1461	38-8534	560	339			6,553	13.4
檍	43	宮崎市中央公民館	29-8455	大・中・小研修室和室		○	○		風水害・地震・津波
		宮崎駅東1-2-7	29-8475	564	310		（オスト）		6.2
	44	宮崎市総合体育館	29-5603	大体育室剣道場他		○	○		風水害・地震・津波
		宮崎駅東1-2-7	29-5604	8,304	5,032		（オスト）		6.2
	45	宮崎学園中学校・高等学校	23-5318	第一体育館		×	×		風水害・地震
	0.80m	昭和町3	27-7202	2,452	1,486			17,559	4.1
	46	宮崎市立宮崎中学校	24-3380	体育館		○	○		風水害・地震
	2.10m	永楽町43	24-3381	977	592			9,600	3.0
	47	宮崎市立潮見小学校	24-3867	体育館、図書室等		○	○（校舎）		風水害・地震
	2.65m	潮見町118	24-3876	1,051	636		（オスト）	7,170	3.2
	48	宮崎県立宮崎海洋高等学校	22-4115	体育館		○	○		風水害・地震
	2.75m	日の出町1	31-8801	1,177	713			14,700	2.2
	49	山崎農村研修センター	－	大広間、小広間		×	×		風水害
		山崎町四郎房881-589	－	128	100				10.6

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
檍	50	宮崎市立檍北小学校	23-4511	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震
	0.40m	阿波岐原町坂元1985	38-8592	605	366			11,466	5.2
	51	特別養護老人ホーム皇寿園	24-8518	地域交流スペース		○	○		風水害・地震・津波
		阿波岐原町前浜4276-650	24-8624	221	30			546	5.8
	52	宮崎県教育研修センター	24-3122	102研修室		×	○		風水害
		阿波岐原町前浜4276-729	32-1664	90	55				5.5
	53	新別府町自治公民館	－	ホール・東の間・西の間		○	○		風水害・地震
	0.85m	新別府町麓418	－	217	88				4.3
	54	宮崎市立檍中学校	23-2225	体育館		○	×		風水害・地震・津波
		吉村町江田原甲265	23-2226	852	516			12,595	10.2
	55	宮崎市檍公民館	28-1138	研修室大集会室他		○	○		風水害・地震・津波
		吉村町江田原甲265-1	25-9934	683	280		（オスト）		6.8
	56	宮崎市立檍小学校	24-2283	体育館		○	○		風水害・地震
	0.25m	吉村町冬治甲841-1	24-2295	740	448			7,285	5.3
	57	北中自治公民館	29-0362	ホール1・2、和室		×	×		風水害
	1.70m	吉村町北中甲1209	－	296	100				3.4
	58	宮崎市檍児童センター	26-5557	遊戯室図書室他		○	○		風水害・地震・津波
		吉村町平塚甲1797	26-5557	309	140				4.7
	59	宮崎市宮崎地区交流センター	20-3512	多目的ホールほか		○	○		地震
	1.70m	吉村町ハシテ甲2386-139	24-2492	1,484	390		（オスト）		3.5
	60	宮崎市立宮崎港小学校	24-7511	体育館、図書室等		○	○（校舎）		風水害・地震
	2.25m	吉村町南浜田甲4261	29-1431	874	529			10,419	3.6
大淀	61	宮崎市立大淀小学校	51-4362	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		淀川2丁目3-7	51-4364	752	455			6,466	5.3
	62	宮崎市立大淀中学校	51-3700	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		天満1丁目2-6	51-3701	1,056	640			14,765	6.8
	63	宮崎県立宮崎工業高校	51-7231	新体育館		○	×		風水害・地震・津波
		天満町9-1	51-7287	1,200	727			26,191	10.1
	64	宮崎市大淀公民館	55-1233	研修室、大集会室		○	○		風水害・地震・津波
		京塚2丁目1-18	59-0747	800	280		（オスト）		10.1
	65	宮崎市総合福祉保健センター	52-5131	機能訓練室、和室		○	○		風水害・地震・津波
		花山手東3丁目25-2	52-5724	250	152		（オスト）		18.8
	66	宮崎市立古城小学校	51-4416	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		古城町山之城5735	52-6410	425	257			9,317	12.4

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
大淀	67	源藤自治公民館	－	集会室、保育室他		○	○		風水害・地震・津波
		源藤町字堤下514-3	－	126	31			660	8.5
	68	宮崎市立宮崎南小学校	51-1137	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		源藤町池ノ内702	53-9898	751	455			13,996	11.7
	69	古城老人いこいの家	54-1650	研修室兼娯楽室和室		○	×		風水害・地震・津波
		古城町孫太郎2494	－	70	40			756	49.0
大塚	70	大塚町中区自治公民館	－	会議室（和・洋）		○	○		地震・津波
		大塚町樋ノ口1992-1	－	485	150				7.4
	71	多宝寺	47-7272	本堂		○	×		地震・津波
		大塚町六ツ合686	47-7293	85	30				8.1
	72	宮崎市立大塚中学校	47-1130	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		大塚町鎌ケ迫2296	47-1131	866	524			21,724	13.9
	73	宮崎市大塚公民館	55-1231	研修室大集会室他		○	○		風水害・地震・津波
		大塚町鎌ケ迫2296-3	51-8712	936	290		（オスト）		13.9
	74	宮崎市立大塚小学校	51-4952	体育館		○	○(校舎)		風水害・地震・津波
		大塚町鎌ケ迫2296-2	51-5030	726	440			11,335	17.3
	75	宮崎県立宮崎西高等学校	48-1021	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大塚町柳ケ迫3975-2	48-0783	1,088	658			57,538	25.1
	76	宮崎市立江南小学校	53-5005	体育館		○	×		風水害・地震・津波
		江南4丁目26-1	53-5003	743	450			12,015	30.7
大塚台	77	宮崎市立宮崎西小学校	47-0403	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		大塚台西2丁目19	47-0404	961	582			12,893	47.5
	78	大塚台西3丁目地区コミュニティセンター	47-6888	大ホール、2階和室		×	×		風水害・地震・津波
		大塚台西3丁目15-18	47-6888	103	60				37.5
	79	宮崎市大塚台児童センター	47-8885	遊戯室、集会室他		○	○		風水害・地震・津波
		大塚台西3丁目22-3	47-8885	220	90				40.0
生目台	80	宮崎市立生目台中学校	54-6000	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		生目台東4丁目1-1	54-6672	872	528			16,404	48.4
	81	宮崎市立生目台東小学校	53-5181	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		生目台東4丁目2-1	53-5182	937	567			10,415	48.4
	82	宮崎市立生目台西小学校	54-5511	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		生目台西2丁目1-1	54-5564	946	573		（簡易オスト）	10,223	54.5
小松台	83	宮崎市立小松台小学校	47-0440	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		小松台西1丁目10-9	48-3693	890	539			10,035	30.7

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
小松台	84	桜ヶ丘集会所	48-0536	集会所内		○	×		地震・津波
		桜ヶ丘町24-2-2	－	174	100				8.2
赤江	85	宮崎市立赤江小学校	51-4366	体育館		○	○		地震・風水害
		大字恒久556	51-4312	745	451			10,836	4.4
	86	宮崎県立宮崎農業高等学校	51-2814	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字恒久春日田1061	52-6406	1,235	748			18,472	6.1
	87	吉永センター	－	集会室、学習室他		○	○		風水害・地震・津波
		大字恒久1287-3	－	128	32				6.4
	88	大淀学園鵬翔高等学校	52-2020	体育館		×	×		風水害・地震・津波
		大字恒久4336	52-7887	1,857	1,125			1,633	5.7
	89	宮崎市 南部老人福祉センター	51-6007	集会室、娯楽室		○	○		風水害
		大字恒久5124	51-6007	168	100			5,778	7.5
	90	宮崎市 障がい者体育センター	53-1826	体育館		○	○		風水害
		大字恒久5132	53-1826	816	494		（オスト）		7.7
	91	宮崎市立恒久小学校	51-6403	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		恒久2丁目15-4	51-6404	750	454			10,340	6.4
	92	下城ケ崎自治公民館	－	ホール（大・小）		○	○		地震
	1.0m	恒久3丁目20-13	－	509	50				5.1
	93	津屋原自治公民館	－	広間		×	×		地震
	2.65m	恒久4丁目14番地8	－	165	100				3.5
	94	宮崎市 赤江東地区交流センター	59-8422	会議室		○	○		地震
	3.95m	恒久6丁目11-4	59-1225	1,176	300				2.9
	95	宮崎市南部記念体育館	53-5553	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		恒久南2丁目1-5	－	1,996	1,209				5.9
	96	宮崎市立 共同利用施設南赤江センター	－	集会室、学習室		○	○		風水害・地震・津波
		大字田吉278-2	－	160	50				5.4
	97	宮崎市立赤江東中学校	54-2233	体育館		○	○		風水害・地震
	1.20m	大字田吉1031	54-2731	872	528			11,395	4.5
	98	田吉自治公民館	－	集会室		○	○		風水害・地震
	1.10m	大字田吉1364-1	－	144	37				4.5
	99	浜畑自治公民館	－	集会室		○	○		風水害・地震
		大字田吉4370-1	－	125	29				4.0
	100	赤江地域センター	51-4274	学習室、集会室他		○	○		風水害・地震・津波
		大字田吉5730-3	55-1120	205	82		（オスト）		5.3

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
赤江	101	宮崎航空大学校	51-1211	体育館 本館3階教室		×	×		風水害・地震
	1.80m	大字赤江字飛江田652-2	51-1229	1,257	500			11,016	3.4
	102	宮崎市立共同利用施設 空港南センター	－	集会室、学習室他		○	○		風水害・地震・津波
		大字赤江79-1	－	125	31				5.6
	103	飛江田団地集会所	50-0225	研修室、大ホール		×	×		風水害
	1.90m	大字赤江409	－	200	80			500	3.8
	104	宮崎液化ガス　宮崎事業部	53-3838	3階会議室		×	○		風水害・地震
	2.70m	大字赤江868番13	53-3841	66	40			3,051	4.6
	105	宮崎市緑松体育館	51-6417	体育室		○	○		風水害・地震
	2.70m	大字赤江980	－	664	402				4.6
	106	宮崎市立赤江中学校	51-2981	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		月見ケ丘1丁目25-1	51-2919	816	494			18,271	7.6
	107	宮崎市立共同利用施設 月見ケ丘六次センター	－	集会室、学習室		○	○		風水害・地震・津波
		月見ケ丘3丁目17-1	－	120	34				17.3
	108	宮崎市立共同利用施設 月見ケ丘センター	－	集会室、会議室他		○	○		風水害・地震・津波
		月見ケ丘4丁目23-13	－	594	156		（オスト）		13.8
	109	宮崎県立宮崎南高等学校	51-2314	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		月見ケ丘5丁目2-1	51-0607	1,762	1,067		別棟	25,204	12.1
	110	特別養護老人ホーム ヴィラ・サザン	50-1700	1階地域交流スペース		○	○		風水害・地震・津波
		大字本郷北方2717-15	50-1710	222	101				26.5
本郷	111	山崎台センター	－	集会室、学習室他		○	○		風水害・地震・津波
		大字本郷北方3406-79	－	130	29				15.8
	112	宮崎市立本郷小学校	56-7591	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字本郷北方3926	56-7592	745	451			8,759	16.9
	113	宮崎市立共同利用施設 津和田センター	－	集会室、学習室他		○	○		風水害・地震・津波
		大字本郷北方36-1	－	162	45				7.1
	114	城ノ下・池田自治公民館	－	集会室、学習室		○	○		風水害・地震・津波
		大字本郷北方4485-12	－	162	46				11.9
	115	宮崎市赤江老人福祉センター	56-9371	集会室		○	○		風水害・地震・津波
		大字本郷南方2487-4	56-9371	246	60				3.6
	116	宮崎市本郷公民館	55-2038	大集会室、会議室		○	○		風水害・地震・津波
		大字本郷南方2793	56-8637	899	290		（オスト）		6.0
	117	宮崎市立本郷中学校	56-7585	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		大字本郷南方5460	56-7586	893	541			15,104	17.0

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
本郷	118	宮崎県消防学校	56-0555	屋内訓練場		×	×		風水害・地震
	0.30m	大字郡司分甲210	56-1475	1,100	666			15,200	4.3
	119	宮崎第一中学・高等学校	56-2626	体育館		×	×		風水害・地震・津波
		大字郡司分甲767	56-0088	2,717	1,646			20,267	27.5
	120	宮崎市立国富小学校	56-9574	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字郡司分甲2666	56-9576	560	339		(オスト)	10,677	6.4
	121	西山崎センター	-	大会議室		○	○		風水害・地震・津波
		大字郡司分丙9568-1	-	152	34				8.9
	122	宮崎県立看護大学	59-7700	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		まなび野3丁目5-1	59-7771	948	574				21.7
	123	希望ヶ丘自治公民館	-	集会室		○	○		風水害・地震・津波
		希望ヶ丘3丁目11-5	-	83	50				21.0
木花	124	JA宮崎中央木花支店	58-1212	大・小会議室和室、食堂		○	×		風水害
	1.35m	大字熊野565	58-2420	836	100			1,040	3.0
	125	宮崎市木花公民館	55-3064	大集会室、会議室		○	○		風水害・地震
	2.00m	大字熊野591	55-3379	787	280		(オスト)		2.6
	126	宮崎市立木花小学校	58-0007	体育館		×	○		風水害・地震
	1.00m	大字熊野10956	58-0849	425	257		(オスト)	10,906	4.5
	127	円南寺	65-0635	本堂		×	×		風水害
	0.65m	大字加江田3782	65-0635	128	30				4.1
	128	宮崎市自然休養村センター	65-1921	大研修室		○	○		風水害・地震・津波
		大字加江田6896	65-1922	48	28			1,500	23.2
	129	宮崎市立鏡洲小学校	58-1049	体育館・多目的スペース		○	○(校舎)		風水害・地震・津波
		大字鏡洲2056番地	58-2904	557	329			2,702	16.3
	130	宮崎大学	58-7997	大・小体育館・武道場		○	○		風水害・地震・津波
		学園木花台西1丁目1	58-2893	2,306	1,397		(オスト)	49,975	24.5
	131	宮崎市立木花中学校	58-0004	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		学園木花台南1丁目1	58-0848	872	528			15,417	13.1
	132	宮崎市立学園木花台小学校	58-4820	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		学園木花台南2丁目13	58-4821	819	496			11,938	14.7
	133	宮崎県総合運動公園	58-5151	武道館主道場柔道場等		○	○		風水害・地震
	5.50m	大字熊野2206-1	58-3213	13,960	1,160				2.7
	134	宮崎県青島青少年自然の家	58-1711	総合研修館体育室		○	○		風水害・地震
	5.30m	大字熊野字藤兵衛中州	58-1712	1,246	498			12,266	2.2

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
木花	135	島山地区津波避難施設	－	2階フロア		×	×		風水害・地震
	4.20m	大字熊野1374-43	－	105	63				2.3
青島	136	巌泉寺	65-1091	本堂		○	○（幼稚園）		風水害
	4.80m	青島4丁目9-1	65-1165	107	30			501	8.1
	137	宮崎市青島地区交流センター	55-4030	研修室・図書室等		○	○		風水害・地震
	1.43m	青島西2-1	55-4034	898	544		（オスト）	271	7.5
	138	宮崎市青島浄化センター2階	65-2451	2階会議室		×	×		風水害・地震
	6.50m	青島西2-15-1	65-2451	130	50				7.5
	139	宮崎市立青島中学校	65-1248	体育館		○	○		風水害・地震
	1.80m	大字折生迫4828	65-1354	730	442			14,175	6.1
	140	宮崎市立内海小学校	67-0022	地域学校連携施設		○	○（校舎）		風水害・地震
	6.50m	大字内海1024	67-0953	399	241			4,590	3.4
	141	青島第24区自治公民館	－	集会室		○	○		風水害・地震・津波
		大字内海字大園7688-72	－	49	30				4.8
住吉	142	青水自治公民館	－	集会室ほか		○	×		風水害・地震・津波
		大字芳士286-2	－	200	100				9.2
	143	宮崎市立住吉南小学校	39-5000	体育館		×	○（校舎）		風水害・地震・津波
		大字芳士1811	39-0278	796	482			13,315	14.4
	144	宮崎県立宮崎北高等学校	39-1288	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字新名爪4567	39-1328	1,080	654			31,490	50.1
	145	宮崎県立明星視覚支援学校	39-1021	体育館		○	×		風水害・地震・津波
		大字島之内1390	39-1622	495	300			11,505	8.1
	146	宮崎市立住吉小学校	39-1024	体育館		○	×		風水害・地震・津波
		大字島之内5383	39-1045	752	455			15,465	13.9
	147	宮崎日本大学中学校・高等学校	39-1121	さくらアリーナ		×	○（別建屋）		風水害・地震・津波
		大字島之内6822-2	39-7427	3,606	2,185			34,547	10.8
	148	宮崎市住吉公民館	30-2073	多目的ホール、会議室		○	○		風水害・地震・津波
		大字島之内7410-1	30-2098	800	270		（オスト）		9.8
	149	宮崎市立住吉中学校	39-1512	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字島之内7608	39-1583	1,098	665			11,744	8.1
	150	宮崎市住吉児童センター	39-8188	遊戯室、図書室他		○	○		風水害・地震・津波
		大字島之内7082-2	39-8188	193	90				8.0
	151	日章学園高等学校	39-1321	体育館		○	×		風水害・地震・津波
		大字広原836	39-1324	1,778	1,077			22,528	10.6

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
住吉	152	宮崎市広原体育館	39-3510	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字広原1085-1	－	690	418				10.5
	153	北部営農研修センター	－	研修室、会議室他		○	○		風水害・地震・津波
		大字塩路1341-3	－	199	115			600	7.9
	154	四本松営農研修センター	－	ホール		○	○		風水害・地震・津波
		大字島之内10107番地67	－	203	70			1,054	11.6
	155	金吹山自治公民館	－	集会室、和室		○	○		風水害・地震・津波
		大字芳士字大原3701番地53	－	132	80				13.0
生目	156	宮崎市立生目南中学校	47-1102	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		大字浮田662	47-9034	1,101	667			13,694	22.5
	157	宮崎市生目南公民館	30-4037	多目的ホール研修室		○	○		風水害・地震・津波
		大字浮田662-14	30-4086	950	290		（オスト）		23.6
	158	生目小学校	48-1106	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字浮田2920	47-6027	560	339			16,652	13.1
	159	有田ふれあい館	－	館内		○	×		風水害・地震・津波
		大字有田1981	－	296	100			1,180	13.0
	160	跡江自治公民館	－	多目的ホール和室他		○	○		地震・津波
		大字跡江2203	－	351	185				8.9
	161	宮崎市立生目中学校	48-1101	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字跡江3131	48-1102	1,002	607			14,405	8.7
	162	生目の杜運動公園体育館	47-6222	体育館・管理棟等		○	○		風水害・地震・津波
		大字跡江4461-1	47-6300	1,313	795		（オスト）		10.7
		生目の杜運動公園はんぴドーム		アリーナミーティングルーム		○	○		風水害・地震・津波
		大字跡江4461-1		4,297	2,604				16.4
		生目の杜運動公園アイビースタジアム		大会議室、会議室1.2		○	○		風水害・地震・津波
		大字跡江4461-1		206	82				17.2
	163	JA学びの杜研修センター	－	大研修室他		○	○		風水害・地震・津波
		柏原508-6	－	432	261				7.6
	164	生目地区交流センター	30-4036	遊戯室、高齢者ふれあい室、多目的ホール、学習室		○	○		風水害・地震・津波
		大字浮田3000番地1	30-4042	748	453		（オスト）		9.4
北	165	直純寺	41-0675	本堂、庫裡保育園舎		×	○（保育園）	保育園	風水害
		大字瓜生野155	41-0693	150	120			800	11.2
	166	上野自治公民館	41-0920	集会室、和室		○	○		風水害・地震・津波
		大字瓜生野2570	－	231	148				13.4

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
北	167	宮崎市立瓜生野小学校	41-1016	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字瓜生野2589	41-0619	425	257			5,467	25.9
	168	宮崎市西部地区農村環境改善センター	30-3017	研修室、会議室他		○	○		地震・津波
		大字瓜生野3909	30-3101	1,237	380		（オスト）		9.5
	169	大淀川学習館	20-5685	レクチャー室里山の楽校		○	○		風水害・地震・津波
		下北方町5348-1	22-8481	331	186		（オスト）		10.8
	170	宮崎市立宮崎北中学校	41-1087	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		大字大瀬町247	41-0793	1,008	610			9,256	10.0
	171	平松自治公民館	－	大会議室和室		○	○		風水害・地震・津波
		大字大瀬町5453-2	－	227	150				34.4
	172	宮崎市立倉岡小学校	41-0004	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		大字糸原538	41-0004	425	257			11,231	11.2
	173	糸原自治公民館	－	ホール		○	○		地震・津波
		大字糸原2552-1	－	330	200				12.3
	174	金崎コミュニティセンター	－	多目的ホール		○	○		風水害・地震・津波
		大字金崎582	－	286	200			5,000	18.8
	175	エコクリーンほがらか湯	30-6228	和室、休憩コーナー		○	○		風水害・地震・津波
		大字大瀬町字倉永6176番8	30-6208	169	101		（オスト）		96.0

（２）旧佐土原町域

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
下那珂全域・下田島	1	佐土原保健センター	73-1115	栄養指導室・リハビリ室		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下田島20660	73-3511	164	69				24.3
	2	宮崎市立久峰中学校	73-1188	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下田島21341	73-1183	825	500			22,472	17.1
	3	宮崎市佐土原総合文化センター	72-2998	小ホール・研修室・和室		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下田島20527-4	72-2066	742	450		（オスト）		30.3
	4	宮崎市佐土原体育館	73-7223	体育室（アリーナ）		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下田島20688-74	75-0155	1,984	1,202		（オスト）		25.4
	5	宮崎市佐土原武道館	－	柔道・剣道室研修室		○	×		風水害・地震・津波
		佐土原町下那珂12900-2	－	522	316				34.3

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
下那珂全域・下田島	6	宮崎市立広瀬西小学校	73-6160	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下那珂13384	73-6168	793	480			14,799	30.8
	7	宮崎市立広瀬小学校	73-1616	体育館・多目的ﾎｰﾙ		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下田島20308-10	73-2542	936	567			10,208	7.7
	8	宮崎市立広瀬中学校	73-1818	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下田島20305-12	74-1971	1,018	616			18,266	13.8
	9	宮崎県立佐土原高等学校	73-5657	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下田島21567	73-5695	1,440	872			36,188	36.5
	10	宮崎市広瀬地区交流センター	72-0244	多目的ホール他		×	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下那珂2940-82	72-0245	693	418		(オスト)		11.4
	11	黒田地区学習等供用施設	－	集会室・学習室・保育室		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町下那珂7982	－	81	32		(オスト)		11.4
上田島	12	宮崎市佐土原地区交流センター	74-0018	多目的ホール他		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町上田島1389	74-0027	643	388		(オスト)	1,180	9.5
	13	宮崎市立佐土原小学校	74-1133	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町上田島1350-9	74-1461	1,095	663			8,734	7.9
	14	宮崎市立佐土原中学校	74-1177	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町上田島8476	74-1794	863	523		(オスト)	25,343	29.5
	15	宮崎市佐土原西体育館	74-1111	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町上田島8387-2	－	680	412		(オスト)	8,734	31.4
東西上那珂	16	那珂地区公民館	74-0087	大会議室・学習室・和室		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町東上那珂14502	74-0087	294	178		(オスト)		18.2
	17	宮崎市佐土原地域福祉センター	36-2020	和室		×	○		風水害・地震・津波
		佐土原町東上那珂12948-1	36-2024	79	47			3,024	14.0
	18	宮崎市立那珂小学校	74-1166	校舎の一部		○	○		風水害・地震・津波
		佐土原町東上那珂16350	74-1468	291	176				27.7

（３）旧田野町域

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
田野	1	宮崎市立田野小学校	86-1100	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		田野町甲2856	86-1383	570	345		(オスト)	8,172	129.3

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
田野	2	宮崎市田野西地区公民館	86-5162	会議室		○	○		風水害・地震・津波
		田野町乙3533-1	－	139	55		（オスト）		139.3
	3	宮崎市立七野小学校	86-1220	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		田野町乙3521-2	55-7055	333	201			5,741	138.7
	4	宮崎市立田野中学校	86-1200	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		田野町甲2826-3	86-1874	1,050	636			9,956	133.9
	5	宮崎市田野体育館	86-0220	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		田野町乙10905-26	－	1,067	646				137.5
	6	宮崎市田野文化会館	86-2018	多目的ホール会議室		○	○		風水害・地震・津波
		田野町甲2818	86-4145	713	285		（オスト）		127.1
	7	宮崎市田野北地区公民館	86－4880	集会室・会議室		○	○		風水害・地震・津波
		田野町乙10847番地1	－	165	100		（オスト）		127.1

（４）旧高岡町域

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
浦之名	1	宮崎市高岡交流プラザ	82-4111	多目的ホール・和室・会議室等		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町浦之名4365-4	82-1655	734	458		（オスト）	12,100	25.0
	2	共に学ぶ森　管理棟	89-1369	管理棟		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町紙屋9-1	89-1369	203	30			4,000	105.5
去川	3	旧去川小学校	－	校舎		×	×		風水害・地震・津波
		高岡町内山3615-1	－	794	481			3,147	38.1
内山	4	宮崎市内山農村研修センター	－	会議室		×	○		風水害・地震・津波
		高岡町内山1072	－	283	172				33.0
中央	5	宮崎市立高岡小学校	82-1011	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町内山2900	82-3828	720	436			8,663	19.1
	6	宮崎市高岡錬士館道場	82-3321	武道場		×	×		地震・津波
		高岡町内山2902	－	270	163				19.4
	7	宮崎市高岡地区農村環境改善センター	82-0710	会議室		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町内山2880-1	82-0147	1,239	500				16.2
	8	宮崎市高岡総合支所庁舎	82-1111	3階中会議室		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町内山2887	82-3779	52	31		（オスト）		16.3

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
中央	9	宮崎市立高岡中学校	82-1012	武道場		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		高岡町内山2700	82-3018	400	242			13,664	31.3
	10	宮崎市高岡福祉保健センター「穆園館」	82-5294	研修室・会議室		×	○		地震・津波
		高岡町内山2877	82-5401	378	229		（オスト）		15.7
	11	宮崎市天ヶ城公園体育館	82-3321	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町内山2007	－	1,380	836		（オスト）		70.0
東高岡	12	宮崎市東高岡体育館	82-0889	体育館		×	×		地震・津波
		高岡町花見923	－	468	294				15.9
穆佐	13	宮崎市サンスポーツランド高岡	82-0889	管理棟		○	○		地震・津波
		高岡町小山田3870	－	80	48			31,790	11.0
	14	宮崎市穆佐体育館	82-0889	体育館		○	×		地震・津波
		高岡町小山田973	－	529	252				12.9
	15	宮崎市農業団地センター	82-1052	研修室		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町小山田69-2	82-1053	499	303		（オスト）		20.6
	16	宮崎市立穆佐小学校	82-1015	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町小山田87-1	82-0517	531	321		（オスト）	5,471	20.6
	17	下倉自治公民館	82-3417	大会議室、小会議室		○	○		風水害・地震・津波
			－	52	88				17.4
高浜	18	株式会社　共立電機製作所	72-7880	会議室・食堂・工場		○	○		風水害・地震・津波
		高岡町高浜1495番地55	72-7881	1,500	300			3,051	15.9

（５）旧清武町域

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
清武	1	宮崎市立清武小学校	85-1011	体育館		○	○(校舎)		風水害・地震・津波
		清武町今泉甲7023-1	85-1120	893	541			6,249	20.5
	2	宮崎市立清武中学校	85-2011	体育館		○	×		風水害・地震・津波
		清武町今泉甲6980	85-0435	1,072	649			10,649	20.5
	3	宮崎市清武体育館	85-5228	体育館		○	○		風水害・地震
		清武町西新町5-1	85-5228	3,152	1,910				17.2
	4	JA南宮崎営農センター	85-7888	2階会議室		×	×		風水害・地震・津波
		清武町加納丙885	85-5450	340	200				22.3

地区	番号	施設名	電話番号	利用可能な部屋等の名称		車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド	対応可能な災害種別
	浸水深	所在地	FAX番号	収容面積（㎡）	収容人数（人）			面積（㎡）	標高(m)
清武	5	宮崎市立大久保小学校	85-1100	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		清武町今泉甲5645-1	85-3370	837	507			9,168	61.5
	6	宮崎市清武地区交流センター	85-2002	多目的ﾎｰﾙ他		○	○		風水害・地震・津波
		清武町今泉甲2694-3	85-2003	720	436			4,098	45.6
	7	宮崎市立加納小学校	85-3100	体育館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		清武町加納甲1010	85-3583	805	487			9,366	28.0
	8	宮崎市立加納中学校	84-2121	武道館		○	○（校舎）		風水害・地震・津波
		清武町加納乙1040	84-3993	540	327			24,518	20.0
	9	宮崎市加納スポーツセンター	85-1118	体育館		○	○		風水害・地震・津波
		清武町加納乙213-4	85-1118	1,625	984				15.3
	10	宮崎市清武総合福祉センター	55-6207	大会議室（大広間）他		○	○		風水害・地震・津波
		清武町西新町8-6	64-5321	448	272		（オスト）		19.3
	11	宮崎市加納地区交流センター	85-2666	多目的ﾎｰﾙ他		×	○		風水害・地震・津波
		清武町加納乙1047	85-2667	712	430				30.1
	12	宮崎学園短期大学	85-0146	体育館		×	×		風水害・地震・津波
		清武町加納丙1415	85-0101	1,116	676			26,263	67.0
	13	産機サービス	85-1119	和室、応接室、研修室		○	○		風水害・地震・津波
		清武町今泉乙365番地2	85-1184	114	68				36.6

注 1）障がい者トイレ欄（オスト）は、オストメイト対応設備あり

注 2）収容人数については、体育館等は「面積÷１．６５（1 人たたみ 1 畳分）」で計算、会議室等においては収容定数等を掲載

注 3）風水害に対応可能な指定避難所は、風水害時の一時避難場所を兼ねる。

【基本的な避難所開設の考え方】

1　旧町域自治公民館等は、従前どおりの扱いとする。

2　大規模な地震災害で長期避難が必要とされる場合は、震災後の施設の被害状況や余震の発生状況等を考慮し、各施設管理者等と協議しながら避難所の開設及び運営を行なう。

3　上記避難施設で要避難者の収容が対応できない場合は、被害を受けていない上記指定以外の公的施設も避難所として開設できるよう依頼するなど柔軟な対応を行なう。

02 災害時避難施設(津波避難ビル・津波発生時の一時避難場所一覧)

令和５年６月末現在

（１）津波避難ビル

地区	番号	建物名称	住　　所	建物状況等		
				標高(m)	構造	階数
中央東	1	ティープリモ権現町	権現町 81	6	RC	5
	2	宮崎観光ホテル東館	松山１丁目 1-1	5.3	SRC	13
	3	TYⅡマンション	江平中町 1-10	5.5	RC	6
	4	セ・ラ・ヴィ柳丸	柳丸町 120	5.8	RC	7
	5	コアマンション柳丸	柳丸町 41	6.4	RC	9
	6	県警職員宿舎吾妻職員宿舎	吾妻町 90	4.6	RC	5
	7	ル・グラン柳丸	柳丸町 81-1	6	RC	11
	8	宮崎地方裁判所（南棟）	旭２丁目 3-13	4.5	RC	5
	9	グリーンヒル広島通り	広島２丁目 8-30	4.8	SRC	14
	10	オーパス宮崎本店　立体駐車場	宮崎駅東 3-9-11	6.2	S	4(屋上有)
	11	Catalina APT	堀川町 27 番地１	3.6	RC	8
中央西	1	グランピア大橋	大橋３丁目 137-１	5.8	SRC	10
	2	フローラルコート	祇園３丁目 174	7.1	RC	4
	3	アルカディア祇園	祇園１丁目 76	7.6	RC	5
	4	アドミラブール	和知川原３丁目 105-1	6	RC	4
	5	コーポ霧島	霧島２丁目 152	6.6	RC	3
	6	アムール霧島	霧島２丁目 93	8.1	RC	3
	7	UMK 宮崎ビル	大橋３丁目 101-１	5.9	SRC	10
	8	サーパス中津瀬	中津瀬町 85	6.4	RC	10
	9	グランドヒルズ船塚	船塚２丁目３	8.2	RC	5
	10	アルテール	和知川原２丁目 137-1	7.5	RC	3
	11	アスター丸山	丸山２丁目 31	8	RC	3
	12	宮崎グリーンホテル	大橋２丁目 36-1	6.4	RC	8
	13	宮崎銀行文化公園共同住宅Ａ棟	船塚３丁目 170	8.6	RC	5
	14	宮崎銀行文化公園共同住宅Ｂ棟	船塚３丁目 171	8.6	RC	7
	15	サーパス大橋	大橋３丁目 107-1	5.3	RC	11
	16	グランドゥールシュウ	和知川原１丁目 71-2	7	RC	3
	17	アンソレイエＡ	和知川原１丁目 35-2	7	RC	3
	18	アンソレイエＢ	和知川原１丁目 35-1	7	RC	3
	19	祇園保育園	霧島２丁目 216	6.5	RC	2
	20	サーパス大橋第２	大橋３丁目 165-1	5.5	RC	11
小戸	1	市営住宅鶴島団地１棟	鶴島 3-91	5.2	RC	5
	2	市営住宅小戸団地３棟	鶴島 3-125	4.4	RC	5
	3	県営小戸団地４棟	鶴島３丁目 159	4.4	RC	7
	4	宮崎医療センター病院	高松町 2-16	6	SRC	8
	5	ロイヤル末広	末広２丁目 35	6.8	RC	5
	6	TIP マンション	橘通西１丁目 5-30	6	RC	14
	7	Calna Court	松橋１丁目 16-11	5.1	RC	4
東大宮	1	ジュネシス大島Ａ	大島町平原 966-1	6.3	RC	3
	2	ジュネシス大島Ｂ	大島町平原 966-1-2	6.3	RC	3
	3	ジュネシス大島Ｃ	大島町平原 989-1-1	6.3	RC	3
	4	ジュネシス大島Ｄ	大島町平原 989-1-2	6.3	RC	3
	5	フラワーコーポ	東大宮２丁目 1-23	6.5	RC	3

地区	番号	建物名称	住　　所	建物状況等		
				標高(m)	構造	階数
東大宮	6	サンコート大島 A	大島町平原 977-1-1	6.3	RC	3
	7	サンコート大島 B	大島町平原 977-1-2	6.3	RC	3
	8	サンコート大島 C	大島町平原 980	6.3	RC	3
	9	市営住宅北ノ原団地 1 棟	大島町北ノ原 1011	9.9	RC	4
	10	市営住宅南窪団地 3 棟	大島町南窪 874	11.3	RC	3
檍	1	イオンモール宮崎	新別府町江口 862-1	3.5	S	2
	2	リベラル一ツ葉マンション	小戸町 104-1	4.8	RC	11
	3	サンジェルマンⅠ	新城町 23-2	4.8	SRC	7
	4	宮崎善仁会病院	新別府町江口 950-1	3.4	RC	8
	5	イルパラッソ曽師	吉村町曽師中甲 3097-2	4.2	RC	3
	6	小川コーポ 101	吉村町下別府乙 7-5	3.6	RC	4
	7	小川コーポ 102	吉村町下別府乙 6-10	3.2	RC	3
	8	清野ビル	日ノ出町 46-1	3.2	RC	6
	9	KIYONO 第 2 ビル	吉村町下別府乙 19	5.2	RC	3
	10	清水ハイツ	一の宮町 3	4.3	RC	4
	11	押川マンション	一の宮町 45-1	3.4	RC	4
	12	岩切ハイツ 101	日ノ出町 33-2	3.4	RC	4
	13	メゾン清水ハイツ	一の宮町 14	4.4	RC	4
	14	エアフォルク	日ノ出町 141	2.6	RC	3
	15	シーガイア・コンベンションセンター	山崎町浜山	9	SRC	5
	16	ケイ・ビー株式会社	吉村町大町甲 1990	5.9	RC	3
	17	野中建設ビル	出来島町 14-1	3.8	RC	5
	18	野中マンション	出来島町 193-5	3.8	RC	6
	19	ユーミーハイツ	出来島町 21	3.8	RC	4
	20	第 2 ユーミーハイツ	出来島町 18-2	3.7	RC	4
	21	コーポ雅	出来島町 43-2	3.9	RC	3
	22	NA ビル	吉村町上西中甲 1387-6	6.5	RC	7
	23	カームプレイス	吉村町上西中甲 1386-8	6.5	RC	5
	24	ぐらんしゅうる・A	吉村町上西中甲 1382-2	5.2	RC	3
	25	プランドール井之上	吉村町長田甲 2374-2	3.3	RC	3
	26	市営住宅一の宮団地 1 棟	一の宮町 30-1	3.2	RC	5
	27	県営青葉団地 3 棟	吉村町境目甲 1488-1	5.7	SRC	7・8
	28	アメニティ谷口	出来島町 111-1	4.5	RC	4
	29	県警職員宿舎飛翔独身寮	吉村町下り松甲 2461	4.3	RC	4
	30	県警職員宿舎吉村職員宿舎	吉村町西田甲 682	5	RC	3
	31	県民共済ビル	宮脇町 127-1	5.9	RC	5
	32	ユタカビル	稗原町 1-1	3.2	RC	4
	33	クリオ 90	大王町 59	3.4	RC	6
	34	ピーチフローレⅠ	吉村町北中甲 1228	5	RC	3
	35	ピーチフローレⅡ	吉村町北中甲 1225	5	RC	3
	36	ピーチフローレⅢ	吉村町北中甲 1234-5	5	RC	7
	37	ピーチフローレⅤ	吉村町北中甲 1237	4.7	RC	3
	38	M’s フローリッシュ	吉村町南田甲 1058-1 他 1 筆（仮換地 47 街区 1）	5.1	RC	7
	39	サンライズ西中	吉村町西中甲 1328-1	4.7	RC	3
	40	Brook’s SquareⅡ	吉村町下藪甲 4353-2（仮換地 61 街区②）	3.6	RC	6

地区	番号	建物名称	住　　所	建物状況等		
				標高(m)	構造	階数
檍	41	医療法人尚成会近間病院	山崎町 965-6	10	S	2
	42	ラグゼ一ツ葉	山崎町浜山	6.7	SRC	12
	43	ルミエール吉村 A 棟	吉村町引土甲 624	5	RC	4
	44	ルミエール吉村 B 棟	吉村町引土甲 624	5	RC	4
	45	宮崎県水産会館	港 2-6	4.8	RC	5
	46	介護付有料老人ホームソフトタウン高洲	高洲町 235-3	3.8	RC	3
	47	リバーサイド高洲	高洲町 302-4	2.8	RC	5
	48	ラーバンハイツ	高洲町 228-2	2.7	RC	4
	49	サン・トール	一の宮町 56-1	4	RC	6
	50	ウィークリーマンション　サンシーズ	高洲町 14-6	2.7	RC	7
	51	公務員住宅潮見住宅（1～3 号棟）	潮見町 110-1	3	RC	5
	52	公務員住宅潮見西住宅	潮見町 16-2	3.3	RC	3
	53	公務員住宅昭和住宅	昭和町 1	3.9	RC	5
	54	シティーウイング	高洲町 66-6	3.1	RC	7
	55	マンション津守Ⅱ	高洲町 138-2	2.4	RC	5
	56	マンション児玉	高洲町 133-1	2.7	RC	6
	57	日ノ出マンション	日ノ出町 45-1	3.8	RC	8
	58	S・ASAGIRI	昭栄町 113 他 3 筆（仮換地 123 街区⑥）	3.2	RC	4
	59	オメガシティー宮崎Ⅰ	高洲町 107	2.3	RC	8
	60	エラン宮崎Ⅰ番館	田代町 179-1	3.3	RC	8
	61	エラン宮崎Ⅱ番館	田代町 179-3	3.3	RC	8
	62	コスタ吉村	吉村町寺ノ下甲 2290	4	RC	4
	63	マンションセゾン	田代町 8	3.9	RC	8
	64	グランドパレス青葉	吉村町北原甲 1476-1	5	RC	8
	65	宮崎県総合自動車運転免許センター	阿波岐原町前浜 4276-5	4.4	S	3
	66	㈱マルハン宮崎店立体駐車場	吉村町内柿元甲 1066 番外	4.6	RC	3
	67	宮崎県生コンクリート工業組合 技術研修センター	新別府町薦藁 1948	3.9	RC	2(屋上有)
	68	センチュリーコート 8 番館	昭栄町 127 番外	2.9	RC	8
	69	ラヴィドール	新栄町 64 番外	1.4	RC	4
	70	エアフォルクⅢ	新栄町 113 番外	1.2	RC	4
	71	昭和町 N ビル	昭和町 76-2	4.2	RC	5
	72	シャンテ一の宮	一の宮町 79	3.6	RC	3
	73	アレグリア	田代町 87-1	3.8	RC	8
	74	アミリアコート	吉村町今村甲 4188-16 他	3.6	RC	4
	75	ファミリア Odo	小戸町 83-1	2.9	RC	4
	76	ウエストコーストⅢ	大王町 96	4.3	RC	4
	77	コーラルリーフ	中西町 137-12、137-14	3.3	RC	3
	78	アンシャンテ・S	新栄町 63	2.9	RC	8
	79	ヴィラプレポール	昭栄町 86-2	3.1	RC	4
	80	ケイアイビル	中西町 193-1	3.5	RC	3
	81	ユーミーなでしこ A・B	中西町 107-1	3.2	RC	3
	82	フジマンション	中西町 276	3.1	RC	3
	83	住宅型有料老人ホームいちごの里柳丸	新城町 44	5.0	RC	4
	84	サンローズ	吉村町北中甲 1267-1	4.1	RC	2

地区	番号	建物名称	住　　所	建物状況等		
				標高(m)	構造	階数
檍	85	シルバーバック宮崎昭栄店立体駐車場	昭栄町 31	1.6	S	3(屋上有)
	86	サーパス柳丸イーストガーデン	新城町 1-1	4.9	RC	12
	87	センチュリーコート 10 番館	昭栄町 125-1	3.5	RC	5
	88	Brook's Square Ⅲ	吉村町今村前甲 4292-4	3.1	RC	5
大淀	1	市営住宅大淀団地 1 棟	大淀 1-1-24	5.5	RC	6
	2	県営源藤団地 5 棟	源藤町原田 318-1	5.3	RC	5
	3	宿さつま荘	太田 3 丁目 6-9	5.9	RC	3
	4	グリーンハイツ奥野	太田 2 丁目 3-6	6.8	RC	5
	5	藤井第 2 ビル	太田 4 丁目 1-41	6.5	RC	3
	6	ライフシティ谷川	谷川 1 丁目 4-22	6.1	RC	3
	7	ワコーハイツ	太田 4 丁目 3-1	6.4	RC	5
	8	長友ビル	太田 4 丁目 2-22	6.9	RC	5
	9	第 2 サンハイツ	太田 4 丁目 3-30	6.4	RC	3
	10	村上屋ビル	中村東 2 丁目 3-11	6.3	RC	4
	11	ビジネスホテル有明	中村東 2 丁目 5-16	6.8	S	3
	12	アカネアネックス宮崎	太田 3 丁目 3-10	6	RC	3
	13	ＭＴＫＢＬＤ	大淀 1 丁目 5-10	4.5	RC	7
	14	パワーステージ中村	中村東 2 丁目 4-3	6.3	RC	9
	15	ヴェルデクス大淀河畔	福島町 3-94-1	11.2	RC	5
	16	宮交シティ	大淀 4 丁目 6-28	6.5	RC	5
	17	イオン南宮崎店	大淀 4 丁目 7-30	6.5	RC	5
大塚	1	公務員団地大塚住宅(1～3 棟)	大塚町流合 5056-1	6.8	RC	5
	2	シャンテ長沼Ⅱ	大塚町竹原 2046-1	8	RC	5
	3	県営大塚 A 団地 6 棟	大塚町地蔵田 4651	8	RC	4
	4	県営大塚 B 団地 4 棟	大塚町馬場崎 3563	8.4	RC	3
	5	県営大塚 C 団地 6 棟	大塚町乱橋 4512	10.5	RC	8
	6	サンマンション大塚	大塚町窪田 3272	5.8	RC	8
	7	あさひ保育園	大塚町八所 3606-7	10	RC	2
	8	GREAT・S-7	大塚町浜川田 4912-1	6.5	RC	4
	9	日高マンション	大塚町窪田 3321-4	8.9	S	4
	10	おおつかの杜リハビリテーション ふれあいセンター	大塚町池ノ内 1199	10.9	RC	4
	11	コアマンション大塚	大塚町正市 5590-1	7.1	SRC	11
	12	コアマンション大塚Ⅱ	大塚町水流 5188-2	5.8	RC	10
赤江	1	シーサイドエコー	大字田吉字西前島 1881-1	2.5	RC	4
	2	松永組運送㈱	大字田吉 2478-4	2.7	RC	3
	3	宮崎空港ビル株式会社	赤江(宮崎空港内)	4.4	SRC	4
	4	セントヒルズマリーナ宮崎壱番館	大字赤江 1247	2.9	RC	8
	5	セントヒルズマリーナ宮崎弐番館	大字赤江 1 369	3.3	RC	8
	6	恒久マンションアイリ	恒久 6-3-27	3.5	RC	8
	7	パームコートマンション	大字田吉 6269-1	3.3	RC	8
	8	ハイツひまわり	大字田吉 6241-1	3.1	RC	6
	9	シャトレ田吉	城ヶ崎 4 丁目 8-11	4.8	RC	4
	10	シャトレ城ヶ崎	城ヶ崎 3 丁目 16-1	5.2	RC	4
	11	日本アランダム㈱宮崎営業所	恒久南 3 丁目 4-2	3.9	RC	4
	12	メモリースリー	恒久 4 丁目 14-1	4.6	RC	3
	13	コスタ飛江田	大字赤江 1 556	2.1	RC	3

地区	番号	建物名称	住　　所	建物状況等		
				標高(m)	構造	階数
赤江	14	河野内科呼吸器科医院	恒久南３丁目 214-10	6.4	RC	3
	15	マンション ウッド・テック	大字田吉 6187-1	3.3	RC	8
	16	ラ・フォンテーヌ	城ヶ崎３丁目 17-6	5.2	RC	4
	17	ハートピュア宇和田	城ヶ崎４丁目 11-7	4	RC	3
	18	城ヶ崎マンション	恒久４丁目 10-1	5	RC	3
	19	サンピュアネス	城ヶ崎４丁目 6-12	4.5	RC	3
	20	押川コーポ	恒久南２丁目 14-11	6.3	RC	4
	21	市営住宅飛江田団地 16 棟	大字赤江 409	3.6	RC	5
	22	リバーサイドマンション	城ヶ崎 4-1-18	3.7	RC	6
	23	本山ビル	城ヶ崎２丁目 17-5	6.1	RC	5
	24	第３ヤヨイコーポ	恒久南３丁目 11-37	4.2	RC	3
	25	一般社団法人宮崎県トラック協会総合研修会館	恒久１丁目 7-21	6.5	RC	2
	26	ドエルクシマ	恒久南４丁目 243-1	6.4	RC	4
	27	創価学会宮崎平和会館	城ヶ崎 4-1-9	3.6	RC	5
	28	リージェントマンション	大字恒久 997	6.2	RC	4
	29	MAC 城ヶ崎コート	恒久６丁目 1-8	3.8	RC	8
	30	レ・ビラージュ	大字田吉 291-3	5.7	RC	7
	31	グランドパレス城ヶ崎	恒久３丁目 2-4	5.2	RC	7
	32	クレシェンテ恒久	恒久南３丁目 12-17	4.1	RC	3
	33	Comodo	恒久南３丁目 7-21	5	RC	3
	34	JHC マンション	恒久南２丁目 9-11	5.5	RC	4
	35	フラット横山	恒久南３丁目 10-25	4.8	RC	3
	36	県警職員宿舎恒久南職員住宅	恒久南１丁目 13-3	6.3	RC	4
	37	県警職員宿舎恒久待機宿舎	恒久南１丁目 13-3	6.3	RC	4
	38	特別養護老人ホーム城ヶ崎小戸の家	城ヶ崎３丁目 3-3	4.5	RC	5
	39	ケアヴィレッタ　ナチュらいふ恒久	大字恒久 5314-5	7.1	RC	3
	40	クリニック　うしたに	大字恒久 5065	7.1	RC	3
	41	クレールマンション	大字恒久 4301-1	6	RC	10
	42	月見ヶ丘教職員住宅	月見ヶ丘４丁目 314	25.3	RC	2
	43	小川マンション A 棟	城ヶ崎３丁目 14-8	6	RC	4
	44	パークサイド城ヶ崎	恒久４丁目 11-5	4.5	RC	3
	45	ナーシェル	城ヶ崎２丁目 7-16	6.8	RC	4
	46	独立行政法人国立病院機構宮崎東病院	大字田吉 4374-1	7.6	RC	6
	47	宮崎県ＬＰガス会館	大字赤江字飛江田 774	4.6	S	4
本郷	1	ほんごうマンション	大字本郷南方 4016	10.4	RC	4
	2	介護老人保健施設ことぶき苑	大字本郷北方 4043-1	16.6	RC	4
	3	サニーコート	大字本郷北方 1183	4.8	RC	3
	4	サニーコートⅡ	大字本郷北方 1319-2	4.8	RC	4
	5	ライフピア瑞光苑	大字本郷南方 4046-2	4	RC	4
	6	くどみ保育園	大字郡司分 2202-2	4.2	RC	3
	7	バグースヒルズ	大字本郷南方 4191-1	7.8	RC	3
	8	市営住宅立和原団地２棟	大字本郷南方 2919-1	8	RC	4
	9	市営住宅立和原団地２棟	大字本郷南方 3207	8	RC	4
	10	県営本郷南団地７棟	本郷南方 4023	9.3	RC	3
	11	国富ホーム	大字本郷南方５	4.1	RC	3
	12	蛎原避難タワー	大字郡司分甲 5227-36	1.9	RC	4

地区	番号	建物名称	住　　所	建物状況等		
				標高(m)	構造	階数
木花	1	宮崎県総合運動公園 サンマリンスタジアム宮崎	大字熊野 1443-12	3.2	RC	2
	2	老人保健施設グリーンケア	大字熊野 470-2	2.5	RC	3
	3	ゴールデンレイク	大字加江田 4514-2	22	RC	3
	4	ホワイトスクエア	大字熊野 10363	4	RC	3
	5	ジョイス	大字熊野 9932-1	3	RC	3
	6	ガレージⅡ	大字熊野 498-1	3	RC	4
	7	ドムス繪所	大字熊野 501-1	3	RC	4
	8	サンライズ MICHI	大字熊野 9964-3	3	RC	3
	9	サンコーポくんぱち	大字熊野 642-1	3	RC	3
	10	ベルハイムエルステ	大字熊野 487-1	3	RC	7
	11	ドムス澤田Ⅰ	大字熊野 607	3	RC	4
	12	ドムス澤田Ⅱ	大字熊野 607	3	RC	4
	13	島山地区複合型津波避難施設	大字熊野 1374-43	2.3	RC	3
	14	あおしま優亜館（新館）	大字加江田 4910	6.2	RC	3
	15	クリエ テゾーロ	大字熊野字今江 10184-3	3.7	RC	3～4
青島	1	青島グランドホテル	青島 1-16-64	5.1	SRC	7
	2	介護老人保健施設あおしまの家	青島 4-6-3	4.8	SRC	4
	3	グランマリン	青島西 1-6-15	6.7	RC	8
	4	ドルフィン	青島西 1-6-13	6.7	RC	8
	5	ラメールブルー	青島西 2-2-7	7.6	RC	7
	6	ロコビーチ	青島１丁目 75	5.8	RC	4
	7	ANA ホリデイ・イン リゾート宮崎	青島１丁目 16-1	4.5	SRC	10
	8	道の駅フェニックス	大字内海字三池 381-1	48.3	RC	3
	9	青島地域総合センター	青島西２丁目１	7.5	SRC	3
住吉	1	宮崎日大学園学生寮桜俊館	大字新名爪 1206	13	RC	4
	2	県営住吉北団地　７棟	大字島之内 11000	北 8.5 南 9.4	RC	4
	3	県営花ヶ島団地　５棟	大字芳士 933 番地	9	SRC (1 号棟 RC)	7～14
	4	県営花ヶ島東団地　７棟	大字芳士祝田 1077 番地１	9.3	RC	4～5
生目	1	潤和会記念病院	大字小松 1119	北 7.0 南 6.5	RC	6
佐土原	1	アビタシオン宮本	佐土原町下田島 12219-40	9.4	RC	6
	2	GardenCity ヴァンサンカン	佐土原町下那珂 695-8	4.6	RC	3
	3	EK ビルⅡ	佐土原町下田島 12220-3	10.4	RC	4
	4	MY・エスポアール	佐土原町上田島 3757-2	7.7	RC	3
	5	久留米運送株式会社宮崎流通センター	佐土原町下田島 4-18604	5.4	RC	6
	6	シーサイド石崎	佐土原町下那珂 617-3	4.9	RC	3
	7	県営松小路 A 団地３棟	佐土原町下田島 9526-2	10.1	RC	3,6
	8	サンフローラ TM	佐土原町下田島 9511-1	10.2	RC	3
	9	サンフローラ TMⅡ	佐土原町下田島 9504	10.2	RC	3
	10	サンフローラ TMⅢ	佐土原町下田島 9689-1	11.2	RC	3
	11	BLUE CIEL	佐土原町下那珂 1247	6.3	RC	4
	12	ミネベア アクセスソリューションズ㈱ 厚生棟	佐土原町下那珂 3700	6.3	S	3
	13	ミネベア アクセスソリューションズ㈱ 試験棟	佐土原町下那珂 3700	6.3	S	2

地区	番号	建物名称	住　　所	建物状況等		
				標高(m)	構造	階数
佐土原	14	リリービラⅠ	佐土原町下田島 19664-1	4	RC	3
	15	二ツ立避難タワー	佐土原町下田島 15165-1 (二ツ立神社内)	2.2	RC	4
	16	HOTEL AZ 宮崎佐土原店	佐土原町松小路 7-8	11.9	RC	10
	17	福島保育所	佐土原町下田島 14232	3	RC	1(屋上有)
	18	大炊田地区学習等供用施設	佐土原町下田島 11153-1	4.6	RC	1(屋上有)
	19	グレートロック	佐土原町下田島 20031-1	10.2	RC	7

（２）津波発生時の一時避難場所

地区	番号	一時避難場所	標高(m)	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)
檍	1	宮崎港津波避難施設（避難高台）東地区・南	13.5	1,287	1,287
	2	宮崎港津波避難施設（避難高台）東地区・北	13.0	378	378
	3	宮崎港津波避難施設（避難高台）一ッ葉地区	13.5	3,280	3,280
赤江	4	一般国道 220 号本郷南方地区 緊急避難階段施設・	階段最上部 7.8 地盤 2.8	―	―
	5	一般国道 220 号本郷南方地区 緊急避難階段施設	階段最上部 7.5 地盤 1.8	―	―
木花	6	一般国道 220 号熊野地区 緊急避難階段施設	階段最上部 7.0 地盤 1.9	―	―
	7	一般国道 220 号熊野地区 緊急避難階段施設	階段最上部 9.0 地盤 2.5	―	―
	8	一般国道 220 号木花地区 緊急避難階段施設	階段最上部 10.6 地盤 4.1	―	―
	9	ひなた宮崎県運動公園津波避難施設（避難高台）	10.5	11,650	23,300
	10	ひなた宮崎県運動公園津波避難施設 （避難デッキ）サンマリンスタジアム	10.5	1,450	2,900
	11	ひなた宮崎県運動公園津波避難施設 （避難デッキ）第一陸上競技場	10.5	900	1,800
	12	ひなた宮崎県運動公園津波避難施設 （避難デッキ）テニスコート側	10.5	750	1,500
	13	ひなた宮崎県運動公園津波避難施設 （避難デッキ）運動広場側	10.5	900	1,800
青島	14	青島 9 区一時避難場所・青島６丁目	12.0	122	122
	15	青島 10 区一時避難場所・白浜地区	17.6	50	50
	16	青島 17 区一時避難場所・内海地区	12.2	―	―
	17	青島 18 区一時避難場所・内海地区	12.7	120	120
	18	一般国道 220 号青島地区 緊急避難階段施設	階段最上部 17.9 地盤 8.8	―	―
	19	一般国道 220 号青島地区 緊急避難階段施設	階段最上部 30.6 地盤 7.6	―	―
	20	一般国道 220 号青島地区 緊急避難階段施設	階段最上部 34.0 地盤 10.3	―	―
	21	一般国道 220 号青島地区 緊急避難階段施設	階段最上部 16.1 地盤 7.7	―	―
	22	一般国道 220 号内海地区 緊急避難階段施設	階段最上部 17.6 地盤 7.3	―	―

03 災害時避難施設（地震発生時の一時避難場所・広域避難場所一覧）

（１）地震発生時の一時避難場所

地区	番号	一時避難場所	標高(m)	地区	番号	一時避難場所	標高(m)
中央東	1	江平小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.6	大塚	58	宮崎西高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	25.1
	2	宮崎東中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	7.3		59	江南小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	30.7
	3	下原街区公園	6.2		60	大淀台街区公園	17.1
	4	日向学院ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	7.2		61	小原田ふれあい広場	8.1
	5	下原ふれあい広場	6.3	大塚台	62	宮崎西小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	47.5
中央西	6	二葉街区公園	6		63	大塚台公園	49.9
	7	祇園街区公園	7.7		64	大塚台3号街区公園	40.4
	8	中鶴街区公園	6.2		65	大塚台2号街区公園	27.9
	9	県総合文化公園	8.1		66	大塚台1号街区公園	40.6
	10	霧島街区公園	7.7	生目台	67	生目台公園	59.4
	11	宮崎商業高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.2		68	生目台緑地	73.6
	12	和知川原街区公園	7		69	生目台東小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	48.4
	13	宮大附属小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	7.6		70	生目台西小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	54.5
	14	宮大附属中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	7.6		71	生目台中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	48.4
	15	西池小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.3	小松台	72	小松台小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	30.7
	16	宮崎西中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.5		73	小松台公園	32
	17	宮崎公立大学ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	7.4		74	小松台南街区公園	26.5
	18	高千穂街区公園	6		75	小松1号街区公園	12.7
小戸	19	小戸小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.8		76	小松2号街区公園	10.2
大宮	20	平和が丘公園	24.8		77	小松台1号街区公園	18.3
	21	大宮小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	8.3		78	小松台2号街区公園	33.3
	22	大宮中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	14.4	赤江	79	宮園前街区公園	6.4
	23	矢の先街区公園	9.4		80	恒久小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.4
	24	宮崎神宮東・西神苑	8.7		81	鵬翔高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.1
	25	宮崎大宮高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	8.2		82	宮崎南高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	12.1
	26	池内小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	26.8		83	宮崎農業高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.1
	27	東町街区公園	20.4		84	赤江中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	7.6
	28	花ヶ島街区公園	8.1		85	稲荷山公園	29.4
東大宮	29	花ケ崎街区公園	8.3		86	原池田緑地広場	6.1
	30	雁ケ音街区公園	7.3		87	元橋街区公園	5.6
	31	東大宮小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.7		88	あさひヶ丘ﾆｭｰﾀｳﾝ緑地広場	20.4
	32	東大宮中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.8		89	月見ヶ丘4号緑地広場	20
	33	宮崎育成牧場	8.1	本郷	90	本郷小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	16.9
	34	宮崎東小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	13.4		91	本郷中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	17
	35	平原公園	7.1		92	国富小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.4
	36	原地区子ども広場	5.5		93	宮崎第一中学高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	24.3
檍	37	檍中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	10.2		94	看護大学ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	22.5
	38	宮崎中央公園	6		95	まなび野中央公園	18.8
	39	国際海浜ｴﾝﾄﾗﾝｽﾌﾟﾗｻﾞ	7.4		96	郡司分公園	20.5
	40	江田原ふれあい広場	8.5		97	本郷北方街区公園	16.7
大淀	41	天神山公園	25		98	希望ヶ丘2号街区公園	14
	42	宮崎工業高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	10.1		99	国富ヶ丘児童遊園	19.3
	43	大淀中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	6.8		100	松葉ヶ迫4号緑地広場	13.9
	44	宮崎南小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	11.7	木花	101	木花中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	13.1
	45	大坪池公園	19.6		102	学園木花台小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	14.7
	46	古城小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	12.4		103	宮崎大学陸上競技場	18.6
	47	大淀街区公園	7		104	木花公園	37.5
	48	上恒久1号街区公園	28.7		105	青島リゾートクリニック裏	24
	49	上恒久2号街区公園	22.5		106	木花台2号街区公園	13
	50	上恒久3号街区公園	19.6		107	木花台3号街区公園	12.8
	51	大坪1号街区公園	8.6		108	木花台4号街区公園	14.1
	52	大坪2号街区公園	14.2	青島	109	青島歴史文化の広場	10
	53	大坪3号街区公園	16.3		110	城山公園	44.3
	54	大坪4号街区公園	41.9	住吉	111	住吉小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	13.9
	55	愛宕山公園	42.9		112	住吉南小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	14.4
大塚	56	大塚中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	13.9		113	宮崎北高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	49.5
	57	大塚小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	17.3		114	明星視覚支援学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	8

地区	番号	一時避難場所	標高(m)	地区	番号	一時避難場所	標高(m)
住吉	115	日大中学高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・第二ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	10.4	田野	157	七野小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	138.7
	116	住吉中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	8.1		158	田野中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	133.9
	117	日章学園高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・第二ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	11.6		159	田野運動公園	135.9
	118	住吉公園	10.1	高岡	160	一里山地区農村広場	199.8
	119	麦田緑地広場	13.9		161	深水橋そばｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ広場	32.4
	120	萩の台公園	58.3		162	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ(川口駐在所付近)	19.1
	121	宮崎北聖書キリスト教会	8.8		163	高岡交流ﾌﾟﾗｻﾞ多目的ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	33.8
生目	122	生目南中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	22.5		164	旧去川小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	38.1
	123	生目小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	13.1		165	和石公民館横ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場	172.8
	124	生目中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	8.7		166	天ヶ城運動公園	118.5
	125	生目の杜運動公園	11.3		167	天ヶ城広場	119.3
	126	跡江公園	8.3		168	高岡中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	31.3
	127	平岩緑地広場	10.4		169	丸山団地公園内	17.3
北	128	瓜生野小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	25.9		170	高岡小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	19.1
	129	宮崎北中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	10		171	警察署近くｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場	13.4
	130	倉岡小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	11.2		172	飯田公民館前広場	24.8
	131	瓜生野街区公園	12.5		173	小山田児童遊園地	12.1
	132	倉岡ﾆｭｰﾀｳﾝ街区公園	14.7		174	祇園台第一街区公園	27.5
佐土原	133	久峰中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	17.1		175	祇園台第二街区公園	31.2
	134	広瀬西小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	30.8		176	祇園台第三街区公園	31.1
	135	広瀬小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	7.7		177	上倉永児童遊園地	14.9
	136	広瀬中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	13.8		178	穆佐小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	20.6
	137	佐土原高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	35.9		179	ｻﾝｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ高岡	11
	138	佐土原小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	7.9		180	中央ふれあい広場	15.5
	139	佐土原中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	29.5		181	共立電機製作所	97.2
	140	宮本街区公園	10.1	清武	182	加納小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	28
	141	広瀬台街区公園	23.3		183	加納中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	20
	142	春田台街区公園	24.7		184	清武小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	20.5
	143	小牧台ｷﾘﾝ街区公園	25.3		185	清武中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	20.5
	144	曽我公園	10.5		186	大久保小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	61.5
	145	和田山街区公園	7		187	木原公園	37.4
	146	小牧台中央三角街区公園	24.4		188	原ノ久保街区公園	19.7
	147	光陽台中央街区公園	28.6		189	清武総合運動公園	70
	148	宮崎市久峰総合公園	42.1		190	正手1号街区公園	21.7
	149	前牟田街区公園	9.6		191	新川街区公園	19.7
	150	宝塔山公園	60.5		192	加納公園	23
	151	山の神公園	35.1		193	第2次池田台団地1号公園	20
	152	石崎川ふれあい公園	12		194	第3次池田台団地1号公園	35.4
	153	信成町公園	15.4		195	ｸﾘｰﾝ池田台1号公園	18.4
	154	ﾃｸﾉ中央公園	61.2		196	ｸﾘｰﾝ池田台2号公園	26.2
	155	シーサイドタウン南公園	5.5		197	ｸﾘｰﾝ池田台3号公園	33.2
田野	156	田野小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	129.3		198	ｸﾘｰﾝ池田台4号公園	32.8

（２）地震発生時の広域避難場所

地　区	番号	広域避難場所
大　宮	1	宮崎県総合文化公園
木　花	2	宮崎県総合運動公園
生　目	3	生目の杜運動公園
佐土原	4	久峰総合公園
田　野	5	田野運動公園
高　岡	6	天ケ城公園
清　武	7	清武総合運動公園

※この一覧表の避難場所以外にも、近くに公園空き地など安全な場所があれば利用してください。

04 災害時避難施設(指定福祉避難所一覧)

「福祉避難所」は、災害時に一般の避難所では生活が困難な、要配慮者を収容するための二次的な避難所です。災害の規模や状況により、数日以上の避難が必要と判断された際に、災害対策本部が開設します。一次的な避難は、最寄りの指定避難所へ避難してください。

令和５年４月末現在

地区	番号 浸水深	施設名 所在地	受入対象者	電話番号 FAX番号	利用可能な部屋等の名称 収容面積(㎡)	 収容人数(人)	車椅子スロープ	障がい者トイレ	グラウンド 面積(㎡)	対応可能な災害種別 標高(m)
生目	1	生目の杜遊古館 大字跡江4200-3		47-8001 47-8202	体験学習棟(多目的室) 378	 100	○	○	3,440	風水害・地震・津波 9.4m
住吉	2	宮崎県立みやざき中央支援学校 大字島之内2100	在校生とその家族のうち、事前に調整を行ったもの	39-1633 39-6046	各教室、特別教室他 1,143	 316	○	○	5,000	風水害・地震・津波 8.0m
赤江	3	宮崎県立赤江まつばら支援学校 大字田吉4977-371	在校生とその家族のうち、事前に調整を行ったもの	56-0655 56-0656	体育館、多目的室 688	 208	○	○	6,769	風水害・地震・津波 7.2m

05 地下空間を有する施設一覧

施設名称	所在地	階数地上	階数地下
株式会社　宮崎山形屋	宮崎市橘通東３丁目４番１２号	9	2
カリーノ宮崎	宮崎市橘通東４丁目８番１号	10	2
ボンベルタ橘	宮崎市橘通西３丁目１０番３１号	11	1

06 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧(浸水想定区域内)

（令和５年４月１日現在）

No.	施設名称	所在地	施設種類	担当課	対象河川
1	医療法人真愛会 高宮病院	吉村町大町甲1931番地	医療機関	保健医療課	大淀川
2	医療法人慈光会 宮崎若久病院	福島町寺山3147番地	医療機関	保健医療課	大淀川
3	県立宮崎病院	北高松町5番30号	医療機関	保健医療課	大淀川
4	医療法人社団仁和会 竹内病院	霧島2丁目260番地	医療機関	保健医療課	大淀川
5	若草病院	宮田町7番37号	医療機関	保健医療課	大淀川
6	医療法人陽明会 増田病院	大字大瀬町2176番地1	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川
7	医療法人社団誠和会 藤木病院	大字小松2988番地	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川・大谷川
8	医療法人社団　城山病院	清武町船引238番地	医療機関	保健医療課	清武川
9	医療法人博愛社　佐土原病院	佐土原町上田島3873番地	医療機関	保健医療課・介護保険課	一ツ瀬川
10	医療法人慶明会 富吉共立医院	大字富吉2139番地	医療機関	保健医療課	大淀川
11	宮崎医療センター病院	高松町2番16号	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川
12	慈英病院	中西町160番地	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川
13	迫田病院	城ヶ崎3丁目2番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
14	潤和会記念病院	大字小松1119番地	医療機関	保健医療課	大淀川・大谷川
15	さがら病院宮崎	丸山2丁目112番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
16	大江整形外科病院	大橋1丁目94番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
17	宮崎生協病院	大島町天神前1171番地	医療機関	保健医療課	新別府川
18	宮崎善仁会病院	新別府町江口950番地1	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
19	医療法人慶明会　宮崎中央眼科病院	清水3丁目6番21号	医療機関	保健医療課	大淀川
20	綾部医院	川原町4番3号	医療機関	保健医療課	大淀川
21	南医院	和知川原1丁目33-2	医療機関	保健医療課	大淀川
22	神宮医院	神宮2丁目2-79	医療機関	保健医療課	大淀川
23	土居内科循環器科	大橋1丁目63番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
24	株式会社宮崎山形屋医務室	橘通東3丁目4-12	医療機関	保健医療課	大淀川
25	ながやま小児科アレルギークリニック	丸山2丁目32-1	医療機関	保健医療課	大淀川
26	安達耳鼻咽喉科医院	中村西1-3-9	医療機関	保健医療課	大淀川
27	青木皮膚科	堀川町103番地	医療機関	保健医療課	大淀川
28	おかどめ内科･神経内科	中津瀬町12番2	医療機関	保健医療課	大淀川
29	下村医院	祇園2丁目1-1	医療機関	保健医療課	大淀川
30	医療法人　木佐貫内科医院	千草町13番5号	医療機関	保健医療課	大淀川
31	医療法人健栄会 影山内科医院	鶴島2丁目17番22号	医療機関	保健医療課	大淀川
32	竹尾耳鼻咽喉科医院	清水3-6-16	医療機関	保健医療課	大淀川
33	阿南内科医院	清水3丁目2番50号	医療機関	保健医療課	大淀川
34	一般社団法人藤元メディカルシステム 星井眼科医院	中村東3丁目5番10号	医療機関	保健医療課	大淀川・八重川
35	医療法人社団明仁会 定永耳鼻咽喉科医院	高千穂通二丁目2番1号	医療機関	保健医療課	大淀川
36	菊池耳鼻咽喉科医院	江平東1丁目4番6号	医療機関	保健医療課	大淀川
37	市来内科･外科医院	和知川原2丁目14番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
38	医療法人杉澤医院 杉澤胃腸科内科	城ヶ崎4丁目6番地7	医療機関	保健医療課	大淀川
39	たまり内科	大橋2丁目93番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
40	川島眼科	上野町2番36号	医療機関	保健医療課	大淀川
41	宮崎刑務所医務課診療所	大字糸原4623	医療機関	保健医療課	大淀川
42	はた産婦人科医院	和知川原1丁目107番地	医療機関	保健医療課	大淀川
43	小野小児科医院	大塚町天神後2658番地5	医療機関	保健医療課	大淀川
44	川越整形外科医院	大塚町大迫南平4446番地	医療機関	保健医療課	大淀川
45	田崎皮膚科医院	高松町4番42号	医療機関	保健医療課	大淀川
46	中山医院	霧島4丁目196番地	医療機関	保健医療課	大淀川
47	名越内科	大塚町権現昔779番地6	医療機関	保健医療課	大淀川
48	下村産婦人科医院	青葉町151番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
49	医療法人社団　康仁会　猪島医院	大塚町馬場崎3526番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
50	平部整形外科医院	大字本郷南方字榎田2456番地1	医療機関	保健医療課	清武川
51	社会福祉法人宮日母子福祉事業団宮日母子福祉センター宮日診療所	高千穂通1丁目1番33号	医療機関	保健医療課	大淀川
52	稲倉医院	大塚町馬場崎3554番地2	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川
53	押川整形外科医院	和知川原1丁目64番地3	医療機関	保健医療課	大淀川
54	医療法人社団　田中内科クリニック	東大淀2丁目3番45号	医療機関	保健医療課	大淀川
55	ちさか小児科医院	永楽町205-1	医療機関	保健医療課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
56	小室医院	高岡町五町357番地	医療機関	保健医療課	大淀川
57	近間クリニック	船塚1丁目2番地	医療機関	保健医療課	大淀川
58	大西医院	中央通2番5号	医療機関	保健医療課	大淀川
59	岡田整形外科医院	大字浮田3313番地1	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川
60	みのだ泌尿器科医院	大塚町樋ノ口1885番地	医療機関	保健医療課	大淀川
61	柴田眼科	永楽町131番地	医療機関	保健医療課	大淀川
62	東皮膚科	神宮西2丁目192の1	医療機関	保健医療課	大淀川
63	医療法人　谷村整形外科医院	城ヶ崎4丁目1番地8	医療機関	保健医療課	大淀川
64	木佐貫産婦人科医院	大字恒久4402-1	医療機関	保健医療課	大淀川・八重川
65	医療法人社団友愛会 上原内科	大島町国草126-3	医療機関	保健医療課	新別府川
66	滝口内科医院	大字本郷南方2102番地1	医療機関	保健医療課	清武川
67	フタバ皮膚科形成外科医院	大塚町馬場崎3523番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
68	杉田眼科医院	橘通東3丁目2番30号	医療機関	保健医療課	大淀川
69	福永内科小児科クリニック	太田2丁目1番9号	医療機関	保健医療課	大淀川
70	永迫クリニック	橘通東3丁目4番36号 村武ﾋﾞﾙ2F	医療機関	保健医療課	大淀川
71	医療法人社団 せんなり小児科	大島町前田318-1	医療機関	保健医療課	新別府川
72	橋口医院	江平中町7番地18	医療機関	保健医療課	大淀川
73	元村胃腸科外科	柳丸町119番地	医療機関	保健医療課	大淀川
74	医療法人青翠会 山本医院	原町12番1号	医療機関	保健医療課	大淀川
75	かんべ胃腸科・内科	橘通東4-3-21	医療機関	保健医療課	大淀川
76	清水中央クリニック	清水1丁目3番26号	医療機関	保健医療課	大淀川
77	まつばし川野整形外科	松橋2丁目2番13号	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川
78	医療法人廉凛会　中村孝正クリニック	清水一丁目8番35号	医療機関	保健医療課	大淀川
79	橘クリニック	橘通東3丁目1-5	医療機関	保健医療課	大淀川
80	徳田内科とくだ小児科	大塚町大塩道下4747番地	医療機関	保健医療課	大淀川
81	医療法人　児玉胃腸科外科	高岡町花見後田944番地3	医療機関	保健医療課	大淀川
82	中野医院	橘通東4丁目6番18号	医療機関	保健医療課	大淀川
83	小緑内科クリニック	大字熊野485番地1	医療機関	保健医療課	加江田川・清武川
84	医療法人常伸会　亀山記念クリニック	大字熊野1番地1	医療機関	保健医療課・介護保険課	加江田川・清武川
85	山元眼科	大字本郷南方2452番地1	医療機関	保健医療課	清武川
86	海老原クリニック	丸島町2番26号	医療機関	保健医療課	大淀川
87	原田内科クリニック	中村東2丁目7番10号	医療機関	保健医療課	大淀川
88	ゆげ小児科・弓削整形外科	広島1丁目1番18号	医療機関	保健医療課	大淀川
89	麻生整形外科クリニック	高岡町内山3127番地	医療機関	保健医療課	大淀川
90	いしかわ内科	神宮西1丁目49番地1	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川
91	長嶺内科クリニック	昭和町197番地11	医療機関	保健医療課	大淀川
92	中村内科放射線科	永楽町215番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
93	いちき小児科医院	和知川原2丁目14番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
94	丸山胃腸科クリニック	広島2丁目6番4号	医療機関	保健医療課	大淀川
95	医療法人心和会　河野内科呼吸器科	恒久南3丁目214番地10	医療機関	保健医療課	大淀川・八重川
96	光川内科医院	広島2丁目8-27	医療機関	保健医療課	大淀川
97	江平内科	丸山2丁目116番地6	医療機関	保健医療課	大淀川
98	たなか内科	大字瓜生野2287番地59	医療機関	保健医療課	大淀川
99	高山循環器科・内科	佐土原町上田島8176番地	医療機関	保健医療課	一ツ瀬川
100	赤嶺クリニック	霧島2丁目6-2 山春ビル霧島1階	医療機関	保健医療課	大淀川
101	医療法人廣千会 福元医院	吉村町北原甲1446番地	医療機関	保健医療課	大淀川
102	近藤クリニック	大字田吉820番地1	医療機関	保健医療課	八重川
103	わたなべ小児科	大字本郷南方2455番地1	医療機関	保健医療課	清武川
104	医療法人社団　裕弘会　まつおか小児科・いけだ小児神経内科	花山手東1丁目2番地3	医療機関	保健医療課	大淀川
105	宮崎医療生活協同組合 このはな生協クリニック	大字熊野1613	医療機関	保健医療課	清武川
106	医療法人　ひらかわ整形外科クリニック	吉村町長田甲2376番地	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
107	稲田胃腸科外科	花山手東1丁目2番地9	医療機関	保健医療課	大淀川
108	福井医院	大字浮田3127番地	医療機関	保健医療課	大淀川
109	蜂須賀クリニック	丸山2丁目83番地	医療機関	保健医療課	大淀川
110	丸田医院	神宮1丁目46番地	医療機関	保健医療課	大淀川
111	小池レディスクリニック	清武町船引633番地5	医療機関	保健医療課	清武川
112	医療法人憲優会 オーシャンクリニック	大島町前田310番地1	医療機関	保健医療課	新別府川
113	こむら内科医院	高岡町下倉永400番地	医療機関	保健医療課	大淀川
114	医療法人社団　にしぞの内科	高岡町飯田4丁目1番地8	医療機関	保健医療課	大淀川
115	医療法人彰芳会 こんどう形成外科	城ヶ崎4丁目8番17号	医療機関	保健医療課	大淀川
116	医療法人社団誠和会 藤木内科外科クリニック	大字小松2980番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
117	村岡泌尿器科内科	清武町新町2丁目1-3	医療機関	保健医療課	清武川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
118	くらもと医院	佐土原町上田島字樋之口13番地7	医療機関	保健医療課	一ツ瀬川
119	SUMCO TECHXIV宮崎診療所	清武町木原1112番地	医療機関	保健医療課	清武川
120	いちはら医院（医療法人いちはら会　こころとからだ診療所）	中村東1丁目7番1号	医療機関	保健医療課	大淀川
121	矢野内科クリニック	原町8番17号	医療機関	保健医療課	大淀川
122	横田内科	花ヶ島町小無田642番地1	医療機関	保健医療課	新別府川
123	小島医院	権現町79番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
124	医療法人慶明会 おおよど眼科クリニック	中村東2丁目2番24号	医療機関	保健医療課	大淀川
125	川崎脳神経外科	大島町前田340番地1	医療機関	保健医療課	新別府川
126	ふくだ泌尿器科	吉村町井手ノ中甲816番地	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
127	あそう内科	吉村町天神前甲143番地2	医療機関	保健医療課	新別府川
128	木戸内科胃腸科	西高松町4番8号	医療機関	保健医療課	大淀川
129	宮崎県精神保健福祉センター	霧島1丁目1番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
130	宮崎県健康づくり協会診療所	霧島1丁目1番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
131	医療法人社団修養会 盛田内科クリニック	西池町1番地22号	医療機関	保健医療課	大淀川
132	たかぎ耳鼻咽喉科	神宮東二丁目13番29号	医療機関	保健医療課	大淀川
133	つまがり整形外科	神宮西2丁目77番地	医療機関	保健医療課	大淀川
134	医療法人蘇春堂　谷口整形外科	丸山1丁目21番地	医療機関	保健医療課・介護保険課	大淀川
135	たはら小児科	神宮西2丁目84番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
136	宮園医院	大字浮田3264番地9	医療機関	保健医療課	大淀川
137	たにぐちレディースクリニック	上野町5番1号	医療機関	保健医療課	大淀川
138	四季クリニック	大字金崎字大迫1455-1	医療機関	保健医療課	大淀川・本庄川
139	作整形外科	大島町国草158番地2	医療機関	保健医療課	新別府川
140	まえのクリニック	天満1丁目1-7	医療機関	保健医療課	大淀川
141	医療法人杏仁会 タヅメクリニック	松山2丁目23番2号	医療機関	保健医療課	大淀川
142	サザンクリニック	大字赤江830番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
143	医療法人新花会あいクリニック	宮崎駅東1丁目6番地7	医療機関	保健医療課	大淀川
144	こざわ内科	大島町国草159-2	医療機関	保健医療課	新別府川
145	医療法人日州会　ひが内科胃腸科	大塚町樋ノ口1976番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
146	金田礼子ひふ科医院	大橋1丁目97番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
147	和知川原生協クリニック	和知川原2丁目25番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
148	みよしクリニック	橘通西1丁目5番3号	医療機関	保健医療課	大淀川
149	古賀駅前クリニック	高千穂通2丁目7番14号	医療機関	保健医療課	大淀川
150	おの胃腸科クリニック	吉村町前田甲1203番地	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
151	宮崎市総合発達支援センター	新別府町久保田657番地4	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
152	たけお眼科	大島町国草160番2	医療機関	保健医療課	新別府川
153	産科・婦人科　大渕クリニック	橘通東1丁目5番20号	医療機関	保健医療課	大淀川
154	ささき内科	大淀4丁目2-10	医療機関	保健医療課	大淀川
155	さわの内科クリニック	大字小松2842番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
156	むらい内科クリニック	吉村町嶋田甲730-3	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
157	石川クリニック	花ヶ島町入道2197番1	医療機関	保健医療課	新別府川
158	やました内科リウマチ科クリニック	村角町島ノ前1339番地1	医療機関	保健医療課	新別府川
159	うえやま貴子クリニック	松山2丁目23番2号2階	医療機関	保健医療課	大淀川
160	駒柵脳神経外科	恒久5丁目11番地1	医療機関	保健医療課	大淀川・八重川
161	よこうち皮ふ科・形成外科	大島町原ノ前1445番地69	医療機関	保健医療課	新別府川
162	医療法人社団　くろき整形外科	谷川1丁目7番18号	医療機関	保健医療課	大淀川
163	いまむらウイメンズクリニック	高千穂通2丁目5番5号　2階	医療機関	保健医療課	大淀川
164	ARTレディスクリニックやまうち	高千穂通2丁目5番5	医療機関	保健医療課	大淀川
165	どんぐりこども診療所	阿波岐原町竹割2034番地1	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
166	ひろしま通りウィミンズクリニック	広島1丁目16番9号　サンモール広島オフィスビル2F	医療機関	保健医療課	大淀川
167	医療法人社団康陽会　つぼい耳鼻咽喉科クリニック	大塚町西ノ原1322番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
168	もりやま眼科	大塚町宮田2854番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
169	泌尿器科・内科　みの田クリニック	大字小松485番地1	医療機関	保健医療課	大淀川・大谷川
170	奥循環器科・内科	大塚町宮田2936番1	医療機関	保健医療課	大淀川
171	外山内科神経内科医院	吉村町境目甲1529番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
172	くわばら医院	高洲町244番地77	医療機関	保健医療課	大淀川
173	杉本外科胃腸科医院	谷川1丁目7-6	医療機関	保健医療課	大淀川
174	医療法人　聖心会　中村クリニック	広島1丁目17番21号　ポレスターアーバンシティ広島1F	医療機関	保健医療課	大淀川
175	ゆち内科胃腸科クリニック	恒久5丁目11番3	医療機関	保健医療課	大淀川・八重川
176	くまはら耳鼻咽喉科クリニック	吉村町北原甲1405-5	医療機関	保健医療課	大淀川
177	わたなべ整形外科	大字熊野字正蓮寺50番地1	医療機関	保健医療課	加江田川・清武川
178	ひらね眼科	新別府町862-1 イオン宮崎ショッピングセンター2F	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
179	ささきクリニック	大塚町無量寺道下41-1	医療機関	保健医療課	大淀川・大谷川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
180	おおさこ耳鼻咽喉科	大工2丁目105番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
181	黒川皮膚科クリニック	桜町4番地15	医療機関	保健医療課	新別府川
182	宮崎県赤十字血液センター橘通出張所	橘通東4-8-1　カリーノ宮崎3階	医療機関	保健医療課	大淀川
183	松浦みみ・はな・のどクリニック	大字本郷南方2475番地1	医療機関	保健医療課	清武川
184	きくち皮膚科泌尿器科クリニック	中村東2丁目1-29	医療機関	保健医療課	大淀川
185	医療法人清涼会　いきめ大腸・肛門外科内科	大字浮田3099番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
186	木花眼科クリニック	大字熊野字正蓮寺606-3	医療機関	保健医療課	清武川
187	落合内科	大淀3丁目1番35号	医療機関	保健医療課	大淀川
188	のざきクリニック	宮崎駅東三丁目9番地13	医療機関	保健医療課	大淀川
189	ほんぶ整形外科	大字小松字町屋敷667番地1	医療機関	保健医療課	大淀川・大谷川
190	にしだ皮膚科	大字本郷南方2478番地3	医療機関	保健医療課	清武川
191	All About Breast乳腺外科クリニック	錦町1-10　宮崎グリーンスフィア2階	医療機関	保健医療課	大淀川
192	医療法人社団多久美会　みきクリニック宮崎	広島一丁目17番33号　みきクリニックビル2･3階	医療機関	保健医療課	大淀川
193	宮崎そらのクリニック	錦町1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館2階	医療機関	保健医療課	大淀川
194	ふくもと整形外科	大字本郷南方字榎田2546-1	医療機関	保健医療課	清武川
195	かいクリニック	神宮2丁目3-4	医療機関	保健医療課	大淀川
196	船塚クリニック	船塚3丁目114-2	医療機関	保健医療課	大淀川
197	いといクリニック	郡司分甲1069-1	医療機関	保健医療課	清武川
198	Mスポーツ整形外科クリニック	太田4丁目2-16	医療機関	保健医療課	大淀川
199	宮崎市夜間急病センター小児科	北高松町5番30号	医療機関	保健医療課	大淀川
200	野間内科クリニック	北権現町220-1	医療機関	保健医療課	大淀川
201	コムロクリニック	橘通西3-10-27　ﾘﾊﾞﾃｨｽｸｴｱﾋﾞﾙ7F	医療機関	保健医療課	大淀川
202	たかぎ小児科・心臓小児科	橘通東1丁目12番地13	医療機関	保健医療課	大淀川
203	のぞみメンタルクリニック	橘通東2丁目1-1　SKビル201号室	医療機関	保健医療課	大淀川
204	天満橋中央クリニック	松橋2丁目104番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
205	宮崎ホームケアクリニック	江平東1丁目1番1号	医療機関	保健医療課	大淀川
206	いわきりこころのクリニック	原町5番12号	医療機関	保健医療課	大淀川
207	むろい皮ふ科・アレルギー科	大字小松1093番3	医療機関	保健医療課	大淀川・大谷川
208	ふくどめクリニック	大字郡司分甲1600番地1	医療機関	保健医療課	清武川
209	はながしま診療所	花ヶ島町入道2196番地	医療機関	保健医療課・障がい福祉課	新別府川
210	よこやまクリニック	船塚2丁目112番1	医療機関	保健医療課	大淀川
211	みやざき糖尿病予防クリニック	霧島2丁目55-1	医療機関	保健医療課	大淀川
212	産科・婦人科クリニック　おおつか	大塚町八所3597番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
213	まつうら心の診療所	霧島2丁目130番地　2階	医療機関	保健医療課	大淀川
214	あきづきクリニックMJ	宮崎駅東1丁目7-8	医療機関	保健医療課	大淀川
215	花ヶ島ウィメンズクリニック	花ヶ島町894	医療機関	保健医療課	新別府川
216	なかしま外科・内科	中村東2丁目4-8	医療機関	保健医療課	大淀川
217	医療法人益治論会　産婦人科いきめの杜クリニック	大字柏原407-1	医療機関	保健医療課	大淀川
218	大空クリニック	松山2丁目2番地6	医療機関	保健医療課	大淀川
219	宮交シティクリニック	大淀四丁目六番28号	医療機関	保健医療課	大淀川
220	医療法人慶明会 生目眼科クリニック	大字小松2687番地7	医療機関	保健医療課	大淀川
221	やまもと胃腸内科	太田4丁目1-5-1	医療機関	保健医療課	大淀川
222	ゆげレディスクリニック	橘通東4丁目8番1号　カリーノ宮崎3F	医療機関	保健医療課	大淀川
223	みやざき美容クリニック	船塚三丁目195番地	医療機関	保健医療課	大淀川
224	ひなた在宅クリニック	中央通3丁目51　東京庵ビル3階	医療機関	保健医療課	大淀川
225	喜島クリニック	江平西1丁目4番19号	医療機関	保健医療課	大淀川
226	大工町すぎえ腎泌尿器科・内科	大工1-10-28　ひむかワールドビル202	医療機関	保健医療課	大淀川
227	いのうえ皮ふ科	大工1-10-28　ひむかワールドビル201	医療機関	保健医療課	大淀川
228	医療法人昌浩会　中島眼科	大淀2丁目158	医療機関	保健医療課	大淀川
229	ながい耳鼻咽喉科MiyazakiVoiceClinic	新別府町土田582-1	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
230	宮崎中央ふかお透析内科クリニック	大工1-10-28　ひむかワールドビル3階	医療機関	保健医療課	大淀川
231	AGAスキンクリニック宮崎院	広島2-12-7　東海第一ビル10F	医療機関	保健医療課	大淀川
232	いしだ整形外科	大島町1444番地	医療機関	保健医療課	新別府川
233	いまいクリニック	吉村町ハシテ甲2380-1	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
234	医療法人社団 佐藤小児科	清水3丁目1番8号	医療機関	保健医療課	大淀川
235	黒木歯科医院	広島1-4-3	医療機関	保健医療課	大淀川
236	シゲシロ歯科医院	中村西1丁目3番1号	医療機関	保健医療課	大淀川
237	田島歯科医院	中村東2-6-27	医療機関	保健医療課	大淀川
238	新原歯科医院	清水2-11-20	医療機関	保健医療課	大淀川
239	沼田歯科医院	広島1-15-18	医療機関	保健医療課	大淀川
240	丸山歯科医院	橘通東4-11-9	医療機関	保健医療課	大淀川
241	相馬歯科医院	太田1-1-42	医療機関	保健医療課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
242	池田歯科医院	中村西2-7-5	医療機関	保健医療課	大淀川
243	松井歯科医院	清水1-5-8	医療機関	保健医療課	大淀川
244	黒木歯科医院	旭1-3-18	医療機関	保健医療課	大淀川
245	西山歯科医院	神宮西2-183	医療機関	保健医療課	大淀川
246	いわた歯科医院	橘通東4-5-2	医療機関	保健医療課	大淀川
247	かまた歯科・かまたキッズデンタルパーク	青葉町121番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
248	タチカワデンタルクリニック	丸山1-98-1	医療機関	保健医療課	大淀川
249	太田歯科医院	橘通東3丁目4番26号	医療機関	保健医療課	大淀川
250	沖歯科医院	江平西1-4-25	医療機関	保健医療課	大淀川
251	新田歯科医院	橘通西5-2-2	医療機関	保健医療課	大淀川
252	タナカデンタルクリニック	橘通東2-4-23	医療機関	保健医療課	大淀川
253	医療法人誠英会土田歯科医院	宮崎駅東1丁目3番地6	医療機関	保健医療課	大淀川
254	武田歯科医院	高千穂通1-8-2	医療機関	保健医療課	大淀川
255	押川歯科医院	船塚2-87	医療機関	保健医療課	大淀川
256	弓場歯科医院	花ヶ島町赤江町1366-2	医療機関	保健医療課	新別府川
257	黒木歯科医院	天満2-4-2	医療機関	保健医療課	大淀川
258	あみ歯科医院	霧島3-183-2	医療機関	保健医療課	大淀川
259	ごとう歯科医院	大字芳士708-1	医療機関	保健医療課	新別府川
260	ひえじま歯科	霧島1-14	医療機関	保健医療課	大淀川
261	稲田歯科医院	恒久南2-9-13	医療機関	保健医療課	大淀川
262	加藤歯科医院	神宮東2-1-8	医療機関	保健医療課	大淀川
263	中川歯科医院	大塚町馬場崎3546-1	医療機関	保健医療課	大淀川
264	ヨコヤマデンタルオフィス	淀川3-1-19	医療機関	保健医療課	大淀川
265	つねよし歯科医院	佐土原町上田島3957-1	医療機関	保健医療課	一ツ瀬川
266	くにた歯科医院	江平東1-2-7	医療機関	保健医療課	大淀川
267	杉尾歯科医院	江平中町3-13	医療機関	保健医療課	大淀川
268	医療法人　清水歯科医院	高岡町五町185番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
269	黒木歯科医院	佐土原町上田島1931-1	医療機関	保健医療課	大淀川
270	くろき歯科医院	柳丸町145-2	医療機関	保健医療課	大淀川
271	上山歯科医院	恒久3丁目6番11号	医療機関	保健医療課	大淀川
272	川野歯科医院	松橋2丁目4番34号	医療機関	保健医療課	大淀川
273	宮田歯科クリニック	大淀4丁目8番37号	医療機関	保健医療課	大淀川
274	田村歯科医院	大淀2丁目6番19号	医療機関	保健医療課	大淀川
275	おにむら歯科	中西町125-2	医療機関	保健医療課	大淀川
276	いずみ歯科医院	大橋2丁目22番地	医療機関	保健医療課	大淀川
277	福沢歯科医院	大字小松2688-3	医療機関	保健医療課	大淀川
278	河﨑歯科医院	恒久4丁目12番地	医療機関	保健医療課	大淀川
279	医療法人 秀明会 岩谷歯科医院	吉村町西田甲647-9	医療機関	保健医療課	大淀川
280	わかば小児歯科	永楽町207-1	医療機関	保健医療課	大淀川
281	むた歯科医院	大字富吉804	医療機関	保健医療課	大淀川
282	うえむら矯正歯科	橘通西1丁目5番30号	医療機関	保健医療課	大淀川
283	ねい歯科医院	大島町原ノ前1445-35	医療機関	保健医療課	新別府川
284	神宮歯科医院	神宮東1-7-25	医療機関	保健医療課	大淀川
285	陶山はじめ矯正歯科医院	和知川原1丁目53-1	医療機関	保健医療課	大淀川
286	高松歯科クリニック	大工2丁目56番地	医療機関	保健医療課	大淀川
287	さいしょ歯科	桜ケ丘町419-1	医療機関	保健医療課	大淀川
288	いりの歯科医院	大塚町権現昔764-1	医療機関	保健医療課	大淀川
289	医療法人社団秀歌会青山歯科医院	大字本郷南方2040-6	医療機関	保健医療課	清武川
290	高岡歯科医院	清水3丁目3番30号	医療機関	保健医療課	大淀川
291	たけさき歯科医院	大字生目4658番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
292	松永歯科クリニック	中津瀬町7	医療機関	保健医療課	大淀川
293	つじ歯科医院	福島町下ノ町7145-1	医療機関	保健医療課	大淀川
294	いわきり歯科	吉村町下り松甲2497-2	医療機関	保健医療課	大淀川
295	いの歯科医院	大字赤江1322番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
296	木田歯科医院	大字小松3239-2	医療機関	保健医療課	大淀川
297	森田歯科医院	橘通東3丁目2番34号	医療機関	保健医療課	大淀川
298	松井たかし矯正歯科クリニック	清水1丁目5-8	医療機関	保健医療課	大淀川
299	はまだ歯科医院	佐土原町下那珂5052-1	医療機関	保健医療課	石崎川
300	ふじさき歯科医院	大塚町窪田3316-1	医療機関	保健医療課	大淀川
301	佐野歯科	鶴島1丁目9番19号	医療機関	保健医療課	大淀川
302	野村歯科医院	神宮1-45-2	医療機関	保健医療課	大淀川
303	ありま歯科医院	新別府町堂前852-4	医療機関	保健医療課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
304	奥野歯科	下北方町上田々969番地3	医療機関	保健医療課	大淀川
305	陶山歯科医院	和知川原2丁目6-1	医療機関	保健医療課	大淀川
306	小松くろき歯科	大字小松1203番地69	医療機関	保健医療課	大淀川・大谷川
307	ますだ歯科	吉村町曽師中甲3100	医療機関	保健医療課	大淀川
308	ひだか歯科医院	宮田町6番16号	医療機関	保健医療課	大淀川
309	おおにし歯科医院	大字郡司分甲1576番地1	医療機関	保健医療課	清武川
310	花ヶ島歯科医院	花ヶ島町赤江町1348番地 第一小野ﾋﾞﾙ1階	医療機関	保健医療課	一ツ瀬川
311	とごえ歯科医院	堀川町53番地	医療機関	保健医療課	大淀川
312	ウィング歯科医院	柳丸町53番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
313	スマイル歯科	城ヶ崎2丁目8番3	医療機関	保健医療課	大淀川
314	聖歯科医院	高岡町下倉永255-1	医療機関	保健医療課	大淀川
315	山内歯科	花ヶ島町立毛1032番地1	医療機関	保健医療課	新別府川
316	さかぐち歯科医院	恒久3丁目30番地23	医療機関	保健医療課	大淀川・八重川
317	せお歯科医院	橘通東2丁目1-1	医療機関	保健医療課	大淀川
318	森歯科クリニック	大字糸原250番地	医療機関	保健医療課	大淀川
319	なかたけ歯科医院	吾妻町75 中武ﾋﾞﾙ2F	医療機関	保健医療課	大淀川
320	小村歯科クリニック	新別府町城元313番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
321	かさはら歯科医院	佐土原町上田島13-2	医療機関	保健医療課	一ツ瀬川
322	山崎歯科クリニック	大字熊野481-1	医療機関	保健医療課	加江田川・清武川
323	ひがし歯科医院	大島町野田2119	医療機関	保健医療課	新別府川
324	やさき歯科	大塚町横立1507番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
325	ゆうこうデンタルクリニック	吉村町嶋田甲739番地5	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
326	ひだか歯科クリニック	高洲町115番地13	医療機関	保健医療課	大淀川
327	ひとえ歯科クリニック	大字恒久340番地1	医療機関	保健医療課	八重川
328	たんぽぽ歯科	大橋3丁目67番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
329	かせだ歯科医院	一の宮町21番地	医療機関	保健医療課	大淀川
330	二宮デンタルクリニック	高松町5番15号2階	医療機関	保健医療課	大淀川
331	アート歯科マツダ	橘通東5丁目3番8号	医療機関	保健医療課	大淀川
332	サンデンタルクリニック	新別府町江口862番地1	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
333	おおせくじら歯科	大字大瀬町2331番地	医療機関	保健医療課	大淀川
334	谷山歯科医院	福島町寺山3147番地128	医療機関	保健医療課	大淀川
335	はやしデンタルクリニック	橘通西3丁目10番19号　エアラインホテル1F	医療機関	保健医療課	大淀川
336	中央田島歯科医院	新別府町山宮657-6	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
337	アクア歯科クリニック	桜町11-6	医療機関	保健医療課	新別府川
338	大田原歯科医院	大工2丁目156-2	医療機関	保健医療課	大淀川
339	にしむら歯科医院	大字跡江字境前3344-1	医療機関	保健医療課	大淀川・大谷川
340	ホワイト歯科矯正歯科	神宮西2丁目278　ナチュラルタウン1F	医療機関	保健医療課	大淀川
341	前田歯科クリニック高千穂通	高千穂通2-5-36　宮崎25ビル1F	医療機関	保健医療課	大淀川
342	髙木歯科医院	清水2丁目6-37　上田ビル一階	医療機関	保健医療課	大淀川
343	さくらデンタルクリニック	高岡町内山2602-1	医療機関	保健医療課	大淀川
344	かつ歯科クリニック	浮城町45番地1	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
345	そえじま矯正歯科	船塚2丁目6番2号　SOLID GREEN1階	医療機関	保健医療課	大淀川
346	くらしげ歯科医院	大字恒久字赤池6733-1	医療機関	保健医療課	大淀川・八重川
347	祝子歯科	大塚町祝子前1783番4	医療機関	保健医療課	大淀川
348	こおりやま歯科	橘通東1丁目10-11	医療機関	保健医療課	大淀川
349	しのざき中央歯科	大橋1丁目12-2	医療機関	保健医療課	大淀川
350	かわさき歯科口腔ケア医院	昭和町82番地1　クアルタ・カーサ1階	医療機関	保健医療課	大淀川
351	大江歯科医院	恒久5丁目10-1	医療機関	保健医療課	大淀川・八重川
352	清水歯科医院	錦町1-10　宮崎グリーンスフィアビル2階	医療機関	保健医療課	大淀川
353	宮崎ミナトデンタルオフィス	昭栄町127　センチュリーコート8番館1F	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
354	永吉ちひろ歯科	大塚町正市5625番地	医療機関	保健医療課	大淀川
355	すみれ歯科クリニック	田代町87-1　ｱﾙｸﾞﾘｱ101号	医療機関	保健医療課	大淀川
356	アイル歯科クリニック宮崎オフィス	橘通東3丁目6番19号　ESTⅡビルディング301号室	医療機関	保健医療課	大淀川
357	おか歯科	堀川町177番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
358	まりん歯科クリニック	大橋一丁目97番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
359	ごんげんの森歯科医院	権現町138-20	医療機関	保健医療課	大淀川
360	宮崎総合歯科	清武町木原字尾ノ下71番1	医療機関	保健医療課	清武川
361	小坂歯科医院	花山手東1丁目25-1	医療機関	保健医療課	大淀川
362	田島歯科クリニック	祇園1-121	医療機関	保健医療課	大淀川
363	オアシスデンタルクリニック	花山手東1丁目20番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
364	ゆげデンタルオフィス	大字上北方24-6	医療機関	保健医療課	大淀川
365	あおば・ファミリー歯科・矯正歯科	太田三丁目91番3	医療機関	保健医療課	大淀川

No.	施設名称	所在地	施設種類	担当課	対象河川
366	タナカデンタルクリニック	阿波岐原町前浜4276-523	医療機関	保健医療課	大淀川
367	ありよし歯科医院	南花ヶ島町258-7	医療機関	保健医療課	新別府川
368	あきやま歯科医院	神宮2丁目2-37	医療機関	保健医療課	大淀川
369	いろは歯科医院	西高松町4-21	医療機関	保健医療課	大淀川
370	今井歯科	橘通東4丁目7-28　常盤30ビル2階	医療機関	保健医療課	大淀川
371	日高母乳育児コンサルタント	神宮1丁目235	医療機関	保健医療課	大淀川
372	かわごえ内科クリニック	宮崎駅東2丁目3番地6　KCビル1F	医療機関	保健医療課	大淀川
373	エミナルクリニック宮崎院	橘通西3丁目10-36　ニシムラビル4階	医療機関	保健医療課	大淀川
374	ブレストセンターさがらクリニック宮崎	大工1丁目10番28号ひむかワールドビル601号	医療機関	保健医療課	大淀川
375	かわそえクリニック	大島町原ノ前1445-65	医療機関	保健医療課	大淀川
376	ひなた赤ちゃんこどもクリニック	吉村町大田ヶ島甲406番地2	医療機関	保健医療課	大淀川
377	アポロ矯正歯科	広島1丁目17番2号	医療機関	保健医療課	大淀川
378	てっぺいこども歯科	大島町前田316番	医療機関	保健医療課	大淀川
379	高千穂通歯科・口腔外科診療所	広島1丁目18番4号臼杵ビル3階	医療機関	保健医療課	大淀川
380	高千穂乳児保育園	高千穂通2丁目28-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
381	おひさま保育園	下原町231-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
382	宮崎至慶保育園	神宮1丁目55-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
383	権現乳児保育所	江平東町1-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
384	江平保育園	橘通西5丁目6-36	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
385	橘保育園	橘通東1丁目7-18	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
386	石井記念こひつじ保育園	広島1丁目7-18	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
387	八幡保育園	宮田町3-6	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
388	宮崎駅東小規模保育園	宮崎駅東2丁目3-10	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
389	ニチイキッズみやざき中央保育園	瀬頭2丁目6-5	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
390	コスモナーサリー	江平東1丁目10-20	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
391	共愛幼稚園	別府町3-27	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
392	中央保育園	清水2丁目8-7	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
393	幼保連携型認定こども園　霧島幼保学園	霧島4丁目187	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
394	幼保連携型認定こども園　ソレイユ	和知川原1丁目40-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
395	よいこのもり　幼保連携型認定こども園	和知川原3丁目13-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
396	よいこのもり第2　幼保連携型認定こども園	和知川原3丁目13-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
397	祇園こども園	霧島2丁目216	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
398	宮崎カトリック幼稚園	霧島3-12-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
399	野の花幼稚園	霧島1-31-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
400	宮崎大学教育学部附属幼稚園	船塚1丁目1番地	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
401	小戸保育所	鶴島3丁目93	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
402	幼保連携型認定こども園　高千穂幼稚園	西高松町3-9	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
403	幼保連携型認定こども園　ちどり子ども園	南高松町2-37	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
404	幼稚園単独型認定こども園　平和幼稚園	松橋1-17-26	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
405	ちどりほいくえんそらいろ	松橋2丁目5-26	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
406	サムエル幼育園	松橋1丁目9-18	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
407	東大宮保育園	花ヶ島町野中田2064-2	児童施設	保育幼稚園課	新別府川
408	大宮保育園	下北方町貝吹330-5	児童施設	保育幼稚園課	新別府川
409	宮崎至慶幼稚園	神宮1-57	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
410	あおぞら保育園	大島町前田376-7	児童施設	保育幼稚園課	新別府川
411	みのり保育園	大島町原ノ前1412-5-6	児童施設	保育幼稚園課	新別府川
412	幼保連携型認定こども園　のぞみ保育園	大島町畑ヶ田1080	児童施設	保育幼稚園課	新別府川
413	宮崎ひがし幼稚園	大島町松ノ木下229	児童施設	保育幼稚園課	新別府川
414	あおぞら幼稚園	大島町前田376-7	児童施設	保育幼稚園課	新別府川
415	太田保育園	太田3丁目2-5	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
416	江南保育園	大淀2丁目4-20	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
417	星華保育園	中村西1丁目5-3	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
418	幼保連携型認定こども園　ひかり幼稚園	中村東1-6-6	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
419	大淀幼稚園	淀川2-2-20	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
420	千代田幼稚園	太田4-5-40	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
421	第2あけぼの保育園	福島町寺山3147-44	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
422	大塚あけぼの幼稚園	福島町寺山3147-26	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
423	幼保連携型認定こども園　大塚	大塚町時宗1734-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
424	天神保育所	大塚町天神後2716-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
425	あさひこども園	大塚町八所3606-7	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
426	一ツ葉保育園	新別府町山宮1045-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・新別府川
427	宮崎みなと保育園	新栄町19-6	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・新別府川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
428	曽師保育所	吉村町中原甲2703-12	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
429	高洲保育園	高洲町36-4	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
430	田代保育学園	田代町16	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
431	きらきらアート保育園	吉村町南田甲1099	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・新別府川
432	幼保連携型認定こども園　浮之城ひまわり幼保園	吉村町上無田提甲710-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・新別府川
433	昭和幼保連携型認定こども園	昭和町7-3	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
434	幼保連携型認定こども園　宮崎幼稚園	高洲町172-12	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
435	幼保連携型認定こども園宮崎学園短期大学附属みどり幼稚園	昭和町57	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
436	潮見保育園	中西町52-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
437	幼保連携型認定こども園　みくに幼稚園	吉村町北原甲1405-15	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
438	こどものしろ保育園	永楽町205-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
439	保育所ちびっこランドひので園	日ノ出町5-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
440	明星幼稚園	吉村町寺ノ下甲2319	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
441	幼保連携型認定こども園　恵愛こども園	大字本郷南方2910	児童施設	保育幼稚園課	清武川
442	みやざき認定こども園	大字郡司分字萩ヶ嶋甲5742-3	児童施設	保育幼稚園課	清武川
443	幼保連携型認定こども園　くどみ児友園	大字郡司分甲2202-2	児童施設	保育幼稚園課	清武川
444	しろはと保育園	恒久5丁目13-5	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・八重川
445	赤江保育園	大字恒久字辰喰327-1	児童施設	保育幼稚園課	八重川
446	飛江田保育園	大字赤江813-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
447	大坪保育園	大字恒久字野中6100-1	児童施設	保育幼稚園課	八重川
448	幼保連携型認定こども園　日の出幼稚園	恒久2-11	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
449	幼保連携型認定こども園　南宮崎カトリック幼稚園	恒久南1-10-9	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
450	横町さくら保育園	大字恒久5155-1	児童施設	保育幼稚園課	八重川
451	まなびこども園	大字恒久4561-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・八重川
452	迫田病院　ほほえみ保育園	城ヶ崎3丁目2-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
453	宮崎みなみ幼稚園	大字恒久6732-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・八重川
454	鏡洲保育園	大字鏡洲字星叶541	児童施設	保育幼稚園課	加江田川
455	和保育園	大字小松237-11	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・大谷川
456	富吉保育園	大字富吉2265	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
457	跡江保育所	大字跡江2007	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
458	タンポポ保育園	大字小松641	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・大谷川
459	もりのくれよん	大字柏原419	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
460	三和こども学舎	大字瓜生野2196	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
461	幼保連携型認定こども園　吉野保育園	大字金崎2953	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・本庄川
462	倉岡幼稚園	大字糸原538	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・本庄川
463	福島保育所	佐土原町下田島14232	児童施設	保育幼稚園課	一ツ瀬川
464	明照保育園	佐土原町下田島4558-2	児童施設	保育幼稚園課	一ツ瀬川
465	東高岡保育所	高岡町花見101-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
466	天ヶ城保育園	高岡町内山2575-2	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
467	たかふさ保育園	高岡町高浜755-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
468	穆佐保育園	高岡町小山田100-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・瓜田川
469	高岡中央保育園	高岡町内山2897	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
470	せいぐう保育園	清武町加納乙124	児童施設	保育幼稚園課	八重川
471	しんまちこども園	清武町新町1丁目6-2	児童施設	保育幼稚園課	清武川
472	アメリカンキンデゥガーデン	大工2丁目171-3	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
473	三愛保育園	清水1丁目6-22	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
474	宮崎イングリッシュキンダガーデン	大塚町祝子前1796	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
475	おひさま保育園	佐土原町上田島8192-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
476	よつば保育園	日ノ出町5-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
477	ゆめみ幼保園	千草町14-15 MY千草ビル1F	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
478	キッズランド	松橋1丁目3-7	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
479	きっずぷれいす	清水3丁目10-12　南国ビル1F	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
480	県立宮崎病院病児等保育施設たんぽぽ保育室	北高松町5-30	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
481	いちごの里保育園柳丸	新城町44	児童施設	保育幼稚園課	大淀川・新別府川
482	ニチイキッズ宮崎駅前保育園	錦町1-10　宮崎グリーンスフィア壱番館2階	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
483	フェニックスキッズ宮交シティ	大淀4丁目6-28　宮交シティ3階	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
484	フェニックスキッズ宮崎ナナイロ	橘通西3丁目10-32　宮崎ナナイロ西館3階	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
485	フェニックスキッズおおはし	大橋3-11	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
486	フェニックスキッズつるのしま	鶴島2丁目4-22	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
487	はなの保育園	船塚3丁目20番地	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
488	わくわく保育園	別府町4番21号	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
489	アーバンファミリー　ほほえみ保育園	大塚町京園3163番地	児童施設	保育幼稚園課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
490	フェニックスキッズ　宮崎駅東口	吉村町宮ノ前2146番7	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
491	いろは保育園	宮崎駅東3丁目10-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
492	girasol保育園	祇園2丁目37	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
493	みらい橘通保育園	橘通西4丁目3番23号	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
494	みやざき子育て支援センター	宮崎駅東3丁目6-7（男女共同参画センター内）	児童施設	子育て支援課	大淀川
495	栄町児童館	別府町5-18	児童施設	子育て支援課	大淀川
496	霧島児童館	船塚1丁目81	児童施設	子育て支援課	大淀川
497	大塚児童センター	大塚町八所3765-1	児童施設	子育て支援課	大淀川
498	檍児童センター	吉村町平塚甲1797	児童施設	子育て支援課	大淀川
499	木花児童センター	大字熊野635	児童施設	子育て支援課	清武川
500	倉岡児童館	大字糸原419-20	児童施設	子育て支援課	大淀川・本庄川
501	乳児院つぼみの寮	吉村町沖ノ原甲1543	児童施設	子ども家庭支援課	大淀川
502	ファミリーホームひまわり	大塚町大坪2547-1	児童施設	子ども家庭支援課	大淀川
503	権現地域子育て支援センター	江平東1丁目6-43（市営住宅権現団地内）	児童施設	子育て支援課	大淀川
504	あおき子育て交流ひろば	吉村町ハシテ甲2386-139（宮崎地区交流センター）	児童施設	子育て支援課	大淀川
505	赤江東子育て交流ひろば	恒久6丁目11-4（赤江東地区交流センター内）	児童施設	子育て支援課	大淀川・八重川
506	高岡地域子育て支援センター	高岡町内山2877（高岡福祉保健センター「穆園館」内）	児童施設	子育て支援課	大淀川
507	クローバーツツ葉	新別府町前浜1401-319	福祉施設	介護保険課	大淀川
508	ソフトタウン高洲	高洲町235-3	福祉施設	介護保険課	大淀川
509	ケアヴィレッジ・グランパ	大字生目156	福祉施設	介護保険課	大淀川
510	ケアヴィレッジ・グランマ	大字生目156	福祉施設	介護保険課	大淀川
511	ウェルコート佐土原	佐土原町上田島5110	福祉施設	介護保険課	一ツ瀬川
512	ケアホーム　ふじき	大字小松3015-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
513	アリビオさくら	清武町加納字浜手甲1318番1	福祉施設	介護保険課	八重川
514	ケアホーム　きらら	高岡町高浜827	福祉施設	介護保険課	大淀川
515	シルバーホーム　こもれび	大島町前田338-1	福祉施設	介護保険課	新別府川
516	ゆたか	高岡町小山田平原129-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
517	ゆたか弐番館	高岡町小山田平原58-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
518	げんき	高岡町花見107-3	福祉施設	介護保険課	大淀川
519	リバーサイド・ケアホーム　おおよど	大淀1丁目1番3号	福祉施設	介護保険課	大淀川
520	ケアホーム　やすらぎ荘	大字有田129番8	福祉施設	介護保険課	大淀川
521	ケアホーム　まつぼっくり	学園木花台桜2丁目21番地3	福祉施設	介護保険課	加江田川
522	れんげ荘	大字金崎2537番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・本庄川
523	香月	高岡町飯田1丁目7番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川
524	花温	大字小松200番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
525	くまむたケアホーム	佐土原町下那珂1942番地5	福祉施設	介護保険課	石崎川
526	黎明荘	大塚町西ノ後3457番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
527	いちごの里　恒久	恒久5丁目17番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・八重川
528	やよい苑	高岡町浦之名2822番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
529	風のガーデン	大塚町水流5124-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
530	まごの手	高岡町浦之名2934-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
531	みちくさ高岡	高岡町内山字井手島2575-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
532	浮之城ひまわりの杜	新城町27番地	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
533	そら	大字富吉字水流5232番地2	福祉施設	介護保険課	大淀川
534	はまゆう弐番館	一の宮町70番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
535	国富ホーム	大字本郷南方5番地	福祉施設	介護保険課	清武川
536	いちごの里　柳丸	新城町44	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
537	神宮の杜三号館	大字小松字下川原1330番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
538	平和の里	大字芳士字五反田573番1	福祉施設	介護保険課	新別府川
539	シルバータウン　こころの杜	上野町4番4号	福祉施設	介護保険課	大淀川
540	いちごの里　桜町	桜町13番18	福祉施設	介護保険課	新別府川
541	太田の里	太田3丁目8番31号	福祉施設	介護保険課	大淀川
542	ケアホーム　えいらく	永楽町104-3	福祉施設	介護保険課	大淀川
543	ケアホーム　木蓮	大字小松2687番地13	福祉施設	介護保険課	大淀川
544	ケアホーム　ようこそ	恒久3丁目5-19	福祉施設	介護保険課	大淀川
545	いちごの里　大工	大工2丁目9番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川
546	ケアホーム　陽	大王町77番地7	福祉施設	介護保険課	大淀川
547	はまゆう壱番館	一の宮町64番地1 2F	福祉施設	介護保険課	大淀川
548	ほほのき（1号館）	永楽町154番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
549	ほほのき（2号館）	永楽町154番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
550	介護支援ホーム　ほっと館	神宮2丁目2番71号	福祉施設	介護保険課	大淀川
551	果夢ホーム	大字小松260番地	福祉施設	介護保険課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
552	有料老人ホーム誠心山本	青葉町１１番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
553	アットホーム　すこやか	宮崎駅東3丁目10-4	福祉施設	介護保険課	大淀川
554	ルミナス江田原	吉村町江田原甲177番地1	福祉施設	介護保険課	新別府川
555	ケアホーム　大淀まごころ	大淀4丁目3番5号	福祉施設	介護保険課	大淀川
556	ケアホーム　はなみずき	恒久南1丁目1-5	福祉施設	介護保険課	大淀川
557	高齢者共同住宅　ぎおんの家	祇園3丁目195	福祉施設	介護保険課	大淀川
558	高齢者共同住宅　みんなの家	大島町国草142番地2	福祉施設	介護保険課	新別府川
559	宅老所　ゆりの里	佐土原町下田島19658-1	福祉施設	介護保険課	石崎川
560	かのう福笑	清武町加納字武士町乙118-7	福祉施設	介護保険課	八重川
561	りんごの里	吉村町西田甲647番地17	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
562	はーとねっと五番館	松橋2丁目6-10	福祉施設	介護保険課	大淀川
563	宅老所　あいか	吉村町長田甲2334番地6	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
564	ぷらす	大字熊野2989番地	福祉施設	介護保険課	清武川
565	はまゆう潮見	大王町75-2	福祉施設	介護保険課	大淀川
566	ケアホーム　絆2号館	大塚町京園3169	福祉施設	介護保険課	大淀川
567	紫陽花のうた	大塚町八所3633番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
568	優悠大塚	大塚町八所3655番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
569	ケアホーム　愛華	祇園3丁目100番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
570	ケアセンター彩	大字糸原2611番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川・本庄川
571	霧島	霧島2丁目125番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
572	まめはな	船塚3丁目20番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
573	ケアホームしおん	佐土原町上田島4091-2	福祉施設	介護保険課	一ツ瀬川
574	くすなみ木	宮田町10番22号	福祉施設	介護保険課	大淀川
575	緑のこみち佐土原	佐土原町下田島210番地	福祉施設	介護保険課	一ツ瀬川
576	ナーシングホーム　愛Life　Calm	昭栄町95番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
577	ケアホーム　まごころ弐番館	大塚町権現前926番地4	福祉施設	介護保険課	大淀川
578	ほっとホームあうん吉郷	大字小松301番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
579	ケアホーム　ひいらぎ	高洲町137番地7	福祉施設	介護保険課	大淀川
580	輪空	霧島3丁目151番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
581	よりそい	大字恒久5314番地5	福祉施設	介護保険課	大淀川
582	大和の彩	大字恒久6631番地4	福祉施設	介護保険課	八重川
583	カーサ・アルバ壱番館	大字小松1133-1	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
584	オアシスケア宮崎	末広1丁目4-35	福祉施設	介護保険課	大淀川
585	みやづるサービス付き高齢者向け住宅	高岡町下倉永字宮水流566-2	福祉施設	介護保険課	大淀川
586	ハートフルハウスもっときっと	大字恒久字上代1544番地1	福祉施設	介護保険課	八重川
587	たにむら整形外科デイケア	城ケ崎4丁目1-8	福祉施設	介護保険課	大淀川
588	医療法人社団にしぞの内科	高岡町飯田254	福祉施設	介護保険課	大淀川
589	介護老人保健施設グリーンケア学園木花	熊野470番地2	福祉施設	介護保険課	加江田川・清武川
590	介護老人保健施設ひむか苑	小松1158番地	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
591	ニチイケアセンター神宮	神宮西2丁目138番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
592	社会福祉法人柑翔福祉会飛江田デイサービスセンター	赤江字飛江田813-3	福祉施設	介護保険課	大淀川
593	橘デイサービスセンター	橘通東1-7-18	福祉施設	介護保険課	大淀川
594	社会福祉法人凌雲堂宮崎デイサービスセンター	跡江2366	福祉施設	介護保険課	大淀川
595	特別養護老人ホーム悠楽園	跡江2366番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
596	特別養護老人ホーム三愛園	新別府町前浜1401番地271	福祉施設	介護保険課・保健医療課	大淀川
597	養護盲老人ホーム生目幸明荘	跡江2366番地	福祉施設	介護保険課・保健医療課・地域包括ケア推進課	大淀川
598	星空の都みやざき	吉村町平塚甲1820番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
599	デイサービスセンター橘公園	松山2-23-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
600	祇園デイサービスセンター	和知川原3丁目17番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
601	グループホームきらら	赤江830-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
602	グループホームー喜ー喜	浮田3318	福祉施設	介護保険課	大淀川
603	認知症高齢者グループホーム悠悠	跡江2366	福祉施設	介護保険課	大淀川
604	グループホームほのぼの小松	小松1173-5	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
605	グループホーム雁ヶ音	東大宮4丁目20番15号	福祉施設	介護保険課	新別府川
606	デイサービス雁ヶ音	東大宮4丁目20番15号	福祉施設	介護保険課	新別府川
607	グループホームひだまり	鶴島3丁目50番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
608	有限会社介護支援ホームれんげ荘	金崎2537番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・本庄川
609	グループホームさんあい	老松1丁目6番19号	福祉施設	介護保険課	大淀川
610	ケアハウス生目の郷	小松口ノ坪2872番地1	福祉施設	介護保険課・地域包括ケア推進課	大淀川
611	有限会社デイ・サービス誠心	青葉町１１番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
612	デイサービスひまわりの杜	潮見町50番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
613	グループホームひまわりの杜	潮見町50番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
614	ツクイ宮崎吉村	吉村町長田甲2344-1	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
615	デイサービスセンターゆっとねす	小松1158-8天然温泉グリーンヴィラ小松	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
616	デイサービスどんぐり	学園木花台桜2丁目21番地3	福祉施設	介護保険課	加江田川
617	グループホームこころ音	大島町野田2074番1	福祉施設	介護保険課	新別府川
618	グループホーム楓	郡司分甲1570番地1	福祉施設	介護保険課	清武川
619	グループホーム太陽	橘通東1丁目5番2号	福祉施設	介護保険課	大淀川
620	グループホーム楽楽	浮田3321	福祉施設	介護保険課	大淀川
621	昭和村大島館	大島町平原953-3	福祉施設	介護保険課	新別府川
622	介護付有料老人ホームソフトタウン高洲	高洲町235番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川
623	通所リハビリテーションあびりんす	小松1119番地	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
624	有限会社セカンドステージ介護付有料老人ホームケアヴィレッジ・グランパ	生目156番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
625	介護付有料老人ホームウエルコート佐土原	佐土原町上田島5110番地	福祉施設	介護保険課	一ツ瀬川
626	有限会社セカンドステージデイサービス・グランパ	生目156番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
627	デイサービスひとつば	吉村町今村甲4119番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
628	デイサービス　このはな	熊野1613	福祉施設	介護保険課	清武川
629	特定施設有料老人ホームアスター丸山	丸山2丁目31番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
630	デイサービスしらふじ	糸原400番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
631	特別養護老人ホームしらふじ	糸原字簗瀬400番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
632	社会福祉法人カリタスの園養護老人ホーム松の寮	吉村町沖ノ原甲1543番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
633	多機能リハビリステーション　ケアふる	吉村町南田甲1051番地12	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	大淀川・新別府川
634	デイサービス　自由ヶ丘	吉村町井手ノ中甲793番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
635	老人短期入所施設ミューズの星　新別府町	新別府町1955番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
636	デイサービスセンター　あしあと	高岡町花見字向川原107-3	福祉施設	介護保険課	大淀川
637	リバーサイドデイサービス　おおよど	大淀1丁目1番3号	福祉施設	介護保険課	大淀川
638	ツクイ宮崎天満橋	福島町3031番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
639	ほんわかデイサービス・恒久南	恒久南四丁目172-27	福祉施設	介護保険課	大淀川・八重川
640	デイサービスアットホーム	大塚町宮田2891番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
641	デイサービス和知川原	和知川原2丁目25番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
642	デイサービスセンター　桂	高岡町飯田字萩ノ窪149-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
643	デイサービスセンター田園大塚	大塚町西ノ後3457番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
644	デイサービス　自由ヶ丘　南館	恒久南4-3-13	福祉施設	介護保険課	大淀川・八重川
645	デイサービス花温	小松200番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
646	デイサービスはつらつ青葉	宮崎駅東三丁目9番10	福祉施設	介護保険課	大淀川
647	特別養護老人ホーム　ふじ野園	宮崎駅東3丁目9番10	福祉施設	介護保険課	大淀川
648	ふじ野園短期入所生活介護	宮崎駅東3丁目9番10	福祉施設	介護保険課	大淀川
649	社会福祉法人春生会国富倶楽部	本郷南方5番地	福祉施設	介護保険課	清武川
650	デイサービスいちごの里	新城町44番地	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
651	はまゆう大塚ステーション	大塚町八所3657番地1	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	大淀川
652	デイサービス平和の里	芳士字五反田573番地1	福祉施設	介護保険課	新別府川
653	デイサービスセンター春風	城ケ崎三丁目3番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川
654	特別養護老人ホーム　城ヶ崎小戸の家	城ケ崎3丁目3番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川
655	ほっとすてーしょん　翼　通所介護事業所	跡江528番地ハ号	福祉施設	介護保険課	大淀川
656	デイサービスセンター田園いきめ	跡江3511番地	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
657	デイサービス陽のあたる場所	大塚町八所3633-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
658	ホームケアセンターめぐみ	城ケ崎四丁目2番地11	福祉施設	介護保険課	大淀川
659	デイサービスいちごの里桜町	桜町13-18	福祉施設	介護保険課	新別府川
660	アットホーム　デイサービス　ようこそ	恒久3丁目5-19	福祉施設	介護保険課	大淀川
661	ミューズの星　新別府町デイサービスセンター	新別府町薦藁1955番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
662	カーリハ＆菜園デイ　みなみ	島之内3535番地2	福祉施設	介護保険課	石崎川
663	リハビリセンター　であい	清武町正手1丁目41番地	福祉施設	介護保険課	清武川
664	デイサービスセンターOLDWAYS	吉村町西田甲667番地32	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
665	デイサービスステーション　アルバ	小松1133番地　サービス付き高齢者向け住宅　カーサ・アルバ壱番館　4階	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
666	特別養護老人ホーム　かなえ	恒久5311番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・八重川
667	デイサービス　ルミナス江田原	吉村町江田原甲177番地1	福祉施設	介護保険課	新別府川
668	デイサービス　オアシスケア宮崎	末広1丁目4番35号	福祉施設	介護保険課	大淀川
669	デイサービス未来図　神宮店	南花ケ島町281番地5	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	新別府川
670	健幸くらぶ万智	霧島4丁目111番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
671	のんびりデイあうん　神宮	神宮1丁目16	福祉施設	介護保険課	大淀川
672	TM!リハサービス	瓜生野3684番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
673	デイサービスりんごの里	吉村町西田甲647番地17	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
674	デイハウス　みずたま	有田317番地1	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	大淀川
675	通所介護　ぷらす	熊野2991番地1	福祉施設	介護保険課	清武川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
676	デイサービス　もっときっと	恒久字上代1544番地1	福祉施設	介護保険課	八重川
677	みやづるデイサービスセンター	高岡町下倉永字宮水流566番地2	福祉施設	介護保険課	大淀川
678	風のガーデンデイサービスセンター	大塚町原ノ前1587番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
679	デイサービスセンターはくじゅ	田吉字東前島2478番1	福祉施設	介護保険課	大淀川
680	はまゆうケアセンター	一の宮町64番地1	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	大淀川
681	宮崎通所介護サービス	上野町4番7号	福祉施設	介護保険課	大淀川
682	デイサービス　サニーサンデイ	浮田3321番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
683	はるのもり	小松204番地2	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	大淀川・大谷川
684	デイサービス　ラスベガス宮崎大塚	大塚町天神後2663番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
685	通所介護　よりそい	恒久5314番地5	福祉施設	介護保険課	大淀川
686	Blue	恒久1963番地1　1F	福祉施設	介護保険課	八重川
687	社会福祉法人明照福祉会明照デイサービスセンター	佐土原町下田島4568	福祉施設	介護保険課	一ツ瀬川
688	アリビオさくら　デイサービス	清武町加納甲1318-1	福祉施設	介護保険課	八重川
689	介護付有料老人ホームアリビオさくら	清武町加納甲1318番地1	福祉施設	介護保険課	八重川
690	アリビオさくらショートステイ	清武町加納甲1318-1	福祉施設	介護保険課	八重川
691	小規模多機能ホームよかよか	広島1丁目79番地1（14-17）	福祉施設	介護保険課	大淀川
692	トクばぁちゃんの家	高岡町内山2744番地4号	福祉施設	介護保険課	大淀川
693	東大宮ひばり	大島町国草136番地6	福祉施設	介護保険課	新別府川
694	グループホームクローバー	新別府町前浜1401番259	福祉施設	介護保険課	大淀川
695	グループホームゆたかの郷	高岡町小山田65番地4	福祉施設	介護保険課	大淀川
696	グループホーム自由ヶ丘	吉村町井出ノ中甲793番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
697	グループホーム明照	佐土原町下田島4575-1	福祉施設	介護保険課	一ツ瀬川
698	グループホームきみの田荘	小松字口ノ坪2853	福祉施設	介護保険課	大淀川
699	グループホーム　にじの樹	和知川原2丁目25-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
700	小規模多機能ホーム　おおつかの家	大塚町西ノ後3435-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
701	芳生あやめ館	糸原字築瀬300番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
702	グループホームクローバー2番館	新別府町前浜1401番288	福祉施設	介護保険課	大淀川
703	グループホーム　おおつかの家	大塚町西ノ後3435-1	福祉施設	介護保険課	大淀川
704	グループホーム101	清水1丁目169	福祉施設	介護保険課	大淀川
705	グループホーム102	船塚3丁目101	福祉施設	介護保険課	大淀川
706	小規模多機能ホーム　みんなの家	大島町国草142-2	福祉施設	介護保険課	新別府川
707	小規模多機能ホーム　ゆらり青葉	宮崎駅東3丁目9-13-4F	福祉施設	介護保険課	大淀川
708	グループホーム　ほのぼの青葉	宮崎駅東三丁目9番10	福祉施設	介護保険課	大淀川
709	小規模多機能ホームいきめ	小松字口ノ坪2861番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
710	グループホーム思い出つむぎ	東大宮4丁目20-3	福祉施設	介護保険課	新別府川
711	新栄ひばり	新栄町72番地4	福祉施設	介護保険課	大淀川
712	グループホームソフトタウン神宮東	神宮東2丁目12番5号	福祉施設	介護保険課	大淀川
713	グループホーム共生	清武町加納1317番地	福祉施設	介護保険課	八重川
714	看護小規模多機能型居宅介護事業所　やわらぎ	小松1133番地　サービス付き高齢者向け住宅　カーサ・アルバ壱番館2階	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
715	小規模多機能型居宅介護　とみよし	富吉2139番地2	福祉施設	介護保険課	大淀川
716	認知症対応型通所介護　さくら富吉	富吉字中山寺2139-2	福祉施設	介護保険課	大淀川
717	グループホーム　オアシスケア宮崎	末広1丁目4番35号	福祉施設	介護保険課	大淀川
718	小規模多機能ホームぎおんの家	祇園3丁目195	福祉施設	介護保険課	大淀川
719	デイサービス未来図　東大宮店	大島町前田323-7	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	新別府川
720	デイサービスセンター　みどり	高岡町五町358番地2	福祉施設	介護保険課	大淀川
721	デイサービス　みやこや	曽師町111番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川
722	まちなかデイサービスくじら	霧島2丁目125番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
723	看護小規模多機能型居宅介護　らふーら	小松2987番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
724	コンパスウォーク宮崎恒久	恒久五丁目12番地21	福祉施設	介護保険課	大淀川・八重川
725	デイサービスひいらぎ	高洲町137番地7	福祉施設	介護保険課	大淀川
726	デイサービスそう・けん・び福	福島町寺山3106番地8	福祉施設	介護保険課	大淀川
727	看護小規模多機能そら	宮田町10番13号　ケアステーション如月3階	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	大淀川
728	ふくろう	松橋1丁目4番8号	福祉施設	介護保険課	大淀川
729	くつろぎ荘	大字大瀬町242番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
730	はーとねっと別館	松橋二丁目6番12号	福祉施設	介護保険課	大淀川
731	ケアホームなの花	大字小松1173-2	福祉施設	介護保険課	大淀川
732	フィットネス未来図　加納店	清武町加納字中島甲2677番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川
733	木花通所センターひまわりの里	大字熊野字芦原2979番地2	福祉施設	障がい福祉課	清武川
734	障害者支援施設　やまびこの里	大字跡江4540番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
735	障害者短期入所等事業やまびこ	大字跡江4540番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
736	指定共同生活援助事業所　わかば寮	吾妻町52番地15	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
737	障害者支援施設　翼	大字跡江525番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
738	BE･FREE	大字跡江525番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
739	グループホーム　サムデイ	橘通東2丁目4番16号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
740	CADセンター	祇園1丁目50番地　心身障害者福祉会館1階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
741	デイセンター　ひなた	大字瓜生野長田2260-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
742	松橋こども支援センター	祇園3丁目34番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
743	障害福祉サービス事業　就労継続支援（A型）　きょうげ弁当事業部	清水3丁目4-23	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
744	第2ホームやまびこ	大字有田字島崎138-5-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
745	第3ホームやまびこ	大字有田字島崎138-5-2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
746	第4ホームやまびこ	大字有田167-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
747	コーポ希望の杜	神宮西1丁目133番地2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
748	コーポ希望の杜　高洲	高洲296-13	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
749	コーポ希望の杜　恒久	恒久5丁目23-9	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・八重川
750	コーポ希望の杜　南花ヶ島	南花ヶ島178-9	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・新別府川
751	コーポ希望の杜　第1コーポ西田	大島町西田2134-3	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
752	コーポ希望の杜　第2コーポ西田	大島町西田2134-3	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
753	コーポ希望の杜　第2コーポ西田（サテライト）	吉村町302-1	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
754	Phoenixハウス Ⅰ	鶴島3丁目104	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
755	グループホーム　大淀	松橋2丁目3番17号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
756	もみのき苑　東館	吉村町大町前甲2240番地2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
757	もみのき苑　西館	吉村町大町前甲2236番地1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
758	工房はづき	新別府町麓518番地1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・新別府川
759	支援センターみらい	大字恒久308番地3	福祉施設	障がい福祉課	八重川
760	すくすく工房	高岡町浦之名4083番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
761	宮崎市総合発達支援センター　指定生活介護事業所　宙	新別府町久保田657番地4	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・新別府川
762	指定就労継続支援B型事業所　喜望	松橋2丁目9番33号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
763	LITALICOワークス宮崎	柳丸町153番地1パティオ柳丸A棟2-3	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
764	アートステーションどんこや（生活介護）	東大宮4丁目23-1	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
765	アートステーションどんこや（自立訓練）	東大宮2丁目5－1	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
766	はぁーとパン	橘通東三丁目7-12ホワイトポケットビル1F,2F,3F	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
767	はっぴいすぽっとDo！	祇園1丁目50番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
768	樹樹	村角町六反田381番地2	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
769	ほっとすてーしょん　翼	大字跡江525番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
770	くりん・わーくす	恒久南3丁目2-2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・八重川
771	障がい者デイサービス　サニースマイル	大字小松1030番地1	福祉施設	障がい福祉課・介護保険課	大淀川・大谷川
772	就労支援施設　がんばる～ん	下北方町上田々942番地6	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・本庄川
773	多機能型事業所「跡江の杜はんぴどん」	大字跡江4549番地7	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
774	CoCoRo	大工3丁目342番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
775	スマイルシード潮見町	潮見町20番地3　Ko Olina　Shiomi1階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
776	福祉サービス事業所　ポノ・ポノ	大橋2丁目149-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
777	児童発達支援センター　すぴか	新別府町久保田657番地4	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・新別府川
778	SUNはぁーと	橘通東3丁目4番35号　ﾎﾜｲﾄﾎﾟｹｯﾄﾋﾞﾙ西館A号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
779	スマイルシード恒久	恒久3丁目19-9	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
780	ハッピーもも	吉村町北原甲1435-11	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
781	就労継続支援A型　グロー	大淀1丁目3番17号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
782	就労支援センターMAHALO館	橘通東一丁目5番8号グリーンリッチホテル201号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
783	学遊館ティーンズ	大字恒久6919-14	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・八重川
784	ドリトル　柳丸	柳丸町108-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
785	大地	大工三丁目342番	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
786	みつばちキッズ　大淀	中村西3丁目7番地16	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・八重川
787	こすもす（生活介護）	跡江1387-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
788	生活介護事業所　ねいろ	大橋2丁目167番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
789	障がい福祉サービス事業所　はながしま	花ヶ島町入道2196、2195-1	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
790	Stanza	日ノ出町62番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
791	未来の風	祇園3丁目176番地2　鍋島ビル2階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
792	奏	宮田町13番18号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
793	まつばしKIDS	祇園3丁目36番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
794	放課後等デイサービス　ら・ぽるて	大字瓜生野1627番地8	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
795	就労継続支援B型事業所「椿の会」	高洲町22番地5	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
796	ヴェールピア	橘通東3丁目5-34　ヴェールエスポワールビル1F	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
797	エコまぁる	柳丸町108-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
798	みつばちキッズ　柳丸	柳丸町74-10	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
799	フラワー	橘通東三丁目1番5号　フジミ第二ビル2F	福祉施設	障がい福祉課	大淀川

５．資料等
【避難収容】

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
800	おうちカフェだんだん	花ヶ島町三反田698番地2	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
801	びーだま　クラブ	大塚町大迫北平4101番地3	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
802	CoCoRoホーム	昭和町163番地2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
803	カラダのほぐし屋	村角町灰作1408番地7	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
804	就労移行支援事業所　さきがけ	村角町灰作1408番地7	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
805	エンラポ　カレッジ	江平東2丁目3-13	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
806	きんこんかん	昭栄町155番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・新別府川
807	Grow-up松橋	祇園3丁目34番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
808	短期入所ひまわり	大字浮田3111番地1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
809	ゆめの花	淀川1丁目3-22	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
810	こすもす（放課後等デイサービス）	大字恒久4942番地4	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
811	enjoy　はうす	清武町木原字尾ノ下146-1-1	福祉施設	障がい福祉課	清武川
812	まごころ園	吉村町井手ノ中甲785番地3	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・新別府川
813	フレンズ	橘通東1丁目8-1　リアル橘通ビル201号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
814	穂っと穂っと	村角町六反田346番地1	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
815	おがわや	柳丸町144番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
816	多機能型障がい児通所支援事業所　みなみ	大字島之内3535番地2	福祉施設	障がい福祉課	石崎川
817	ふぁいん　神宮	神宮東2丁目6番1号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
818	放課後等デイサービス　HAPPY WORKS	清武町新町2丁目1-1	福祉施設	障がい福祉課	清武川
819	多機能型障がい児通所施設　りじょいす	大塚町宮田2872番地1みふね第2ビル101号室	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
820	みやざきチャイルドセンター	大島町原ノ前1445番225	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
821	就労移行支援プラーナ宮崎	東大淀1丁目3番45号　OMCビル4階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
822	グループホーム　おがわや	恒久南2丁目8-13	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・八重川
823	就労移行支援事業所　響	宮田町8番7号　赤レンガ館3階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
824	指定日中一時支援事業所　N. C. S. station	大塚町城ノ下2772番地1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
825	enjoy　きっず　大塚	大塚町大迫南平4485-1　加田屋大塚ビル	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
826	Good Jobs	清水2丁目7番10号　高木ビル2階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
827	放課後等デイサービス　にじいろホース	大字恒久6629番地	福祉施設	障がい福祉課	八重川
828	モデスト	柳丸町74番地22	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
829	放課後等デイサービスHappiness Life	昭和町82番地1　クアルタ・カーサ2階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
830	LEAD　ホーム	堀川町57番地2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
831	放課後等デイサービス　HAPPY WORKS　宮崎校	霧島2丁目6番地2　山春ビル霧島1階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
832	Blue　Ocean	瀬頭2丁目6番28号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
833	フラワー　南宮崎	東大淀二丁目2番42号　宮住ビル2階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
834	指定生活介護事業所　N.C.S.station	大塚町城ノ下2772番地1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
835	日中一時たんぽぽ	大島町馬場尻1893番地2	福祉施設	障がい福祉課	新別府川
836	LEADホーム鶴島	鶴島三丁目208番	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
837	社会医療法人如月会　デイサービスねむの木	宮田町10番13号　ケアステーション如月2階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
838	グループホーム　木の実	清武町木原412番地	福祉施設	障がい福祉課	清武川
839	らくぱっく	祇園2丁目93番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
840	指定就労継続支援B型事業所　アクセプト	恒久6丁目7番地1　大野マンション101	福祉施設	障がい福祉課	八重川
841	コペルプラス　宮崎駅前教室	広島二丁目4番10号　KKTファーストビル4階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
842	ホワイトマーリン	中村東2丁目1番36号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
843	就労継続支援A型　わかな	柳丸町74番地22	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
844	グループホームぶ～げんびりあ	大工3丁目62番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
845	あしなが	中村西1丁目3番4号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
846	児童デイサービス・アニマート宮崎うりゅうの	瓜生野2202－8	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
847	生活支援ハウス星空の都みやざき	吉村町平塚甲1870	福祉施設	地域包括ケア推進課	大淀川
848	高岡老人福祉館「百寿荘」	高岡町小山田2543-9	福祉施設	地域包括ケア推進課	大淀川・瓜田川
849	恒久小学校	恒久2丁目15番地4	学校施設	学校教育課	大淀川
850	大淀小学校	淀川2丁目3番7号	学校施設	学校教育課	大淀川
851	大淀中学校	天満1丁目2番6号	学校施設	学校教育課	大淀川
852	小戸小学校	大工1丁目5番43号	学校施設	学校教育課	大淀川
853	宮崎小学校	旭1丁目4番1号	学校施設	学校教育課	大淀川
854	宮崎中学校	永楽町43番地	学校施設	学校教育課	大淀川
855	江平小学校	橘通西5丁目6番37号	学校施設	学校教育課	大淀川
856	西池小学校	西池町12番49号	学校施設	学校教育課	大淀川
857	宮崎西中学校	原町1番4号	学校施設	学校教育課	大淀川
858	宮崎東中学校	江平東2丁目7番9号	学校施設	学校教育課	大淀川
859	宮崎港小学校	吉村町南浜田甲4261番地	学校施設	学校教育課	大淀川・新別府川
860	潮見小学校	潮見町118番地	学校施設	学校教育課	大淀川
861	宮崎北中学校	大字大瀬町247番地	学校施設	学校教育課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
862	倉岡小学校	大字糸原538番地	学校施設	学校教育課	大淀川・本庄川
863	高岡小学校	高岡町内山2900番地	学校施設	学校教育課	大淀川
864	東大宮小学校	大島町西田2143番地	学校施設	学校教育課	新別府川
865	大宮小学校	下北方町新地849番地	学校施設	学校教育課	新別府川
866	穆小学校	吉村町冬治甲841番地1	学校施設	学校教育課	大淀川・新別府川
867	赤江東中学校	大字田吉1031番地	学校施設	学校教育課	八重川
868	赤江小学校	大字恒久556番地	学校施設	学校教育課	八重川
869	生目中学校	大字跡江3131番地	学校施設	学校教育課	大淀川・大谷川
870	佐土原小学校	佐土原町上田島1350番地9	学校施設	学校教育課	一ツ瀬川
871	木花小学校	大字熊野10956番地	学校施設	学校教育課	清武川
872	短期入所leilei	橘通東三丁目1番31号	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	大淀川
873	デイサービスあくた生目店	跡江字城平1973番地1	福祉施設	介護保険課・障がい福祉課	大淀川
874	デイサービスセンター竜のおんがえし	恒久字働馬寄6634番地2	福祉施設	介護保険課	大淀川・八重川
875	デイサービスそう・けん・び　あおば	高岡町飯田四丁目10番地5	福祉施設	介護保険課	大淀川
876	フィットネス・デイこまつ	小松1158番地8	福祉施設	介護保険課	大淀川・大谷川
877	新城デイサービス	新城町23番3号　サンジェルマンⅡ1階	福祉施設	介護保険課	大淀川・新別府川
878	つぼみ	大字金崎2234番地	福祉施設	介護保険課	大淀川・本庄川
879	福の樹	潮見町10番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
880	真ごころグループホーム	郡司分乙802	福祉施設	介護保険課	清武川
881	小戸地域子育て支援センター	元宮町8-29	児童施設	子育て支援課	大淀川
882	生目子育て交流ひろば	大字浮田3000-1(生目地区交流センター内)	児童施設	子育て支援課	大淀川
883	Phoenixハウス Ⅱ	鶴島3丁目43番1第10ｼｬﾄｰﾓﾘｵｶ405	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
884	Phoenixハウス Ⅲ	鶴島3丁目43番1第10ｼｬﾄｰﾓﾘｵｶ309	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
885	LEADホーム田吉	大字田吉字福島6186番地4	福祉施設	障がい福祉課	八重川
886	ネイビーマーリン	大淀4丁目11番2号　オクノビル201号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
887	放課後等デイサービスHappiness Life　みらい店	上野町2-1-2　1F	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
888	グッドライフパートナー宮崎	宮田町11番32号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
889	放課後等デイサービスはじめplus	神宮東3丁目2番24号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
890	Phoenix　habit	西池町11番36号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
891	デイサービス未来図　加納店	清武町加納甲2677番地1	福祉施設	障がい福祉課	八重川
892	ラヴィータ　高岡	高岡町飯田2丁目13番地8	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
893	ぽると	鶴島三丁目33番1号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
894	あうる　uryuuno	瓜生野3767番地1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
895	グループホームたんぽぽ	大塚町柳ヶ迫3822番地5	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
896	イクオリティ高洲	高洲町268番地53	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
897	ショートステイサービス　ぴおら	清水二丁目8番27号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
898	ウィズ・ユー宮崎祇園	祇園2丁目35番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
899	指定共同生活援助事業所　ボンズリスタ(城ヶ崎)	城ヶ崎3丁目6-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
900	指定共同生活援助事業所　ボンズリスタ(祇園)	祇園3丁目56	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
901	サン・テラス	佐土原町上田島1682	福祉施設	障がい福祉課	一ツ瀬川
902	なかまのホーム　ハーモニー	大字浮田985-11	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
903	ふぁいん宮崎	宮崎駅東2丁目4-14　ヴィラージュM3　1-S	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
904	さくらさくら	跡江609-1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
905	iyashino里	西池町11-36	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
906	がじゅまるの樹保育園	下北方町上田々948番地20	児童施設	保育幼稚園課	新別府川
907	心育ままのて	権現町上92番地1品原ｱﾊﾟｰﾄ103	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
908	すきっぷSmile	清水1丁目7-12 丸紅ビル1F	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
909	サムエルキッズスクール	松橋1丁目5-11	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
910	宮崎アップル保育園駅前	広島2丁目11-6広島通ビル1階	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
911	さくらのみち保育園	青葉町22-1	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
912	さくらのもり保育園	東大淀1-3-45OMCビル2階	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
913	あいぐらん保育園宮崎駅前	広島1丁目18-4	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
914	宮崎こばと保育園	江平中町1-11	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
915	ゆうゆうキッズ保育園	鶴島2丁目2-17つるのしまマンション1F	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
916	宮崎アップル保育園鶴島	鶴島3丁目215	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
917	そらまめ保育園	中村西2丁目1番17	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
918	みやざき駅前眼科	広島二丁目11番11号アミュプラザみやざき　やま館6F	医療機関	保健医療課	大淀川
919	みつばち診療所	橘通東三丁目1番31号1階	医療機関	保健医療課	大淀川
920	ブランクリニック宮崎院	広島通1丁目4番14号　シーエス高千穂ビル2階及び3階	医療機関	保健医療課	大淀川
921	沖田眼科	大島町原ノ前1445番22	医療機関	保健医療課	新別府川
922	TCB　東京中央美容外科　宮崎院	高千穂通二丁目2番1号	医療機関	保健医療課	大淀川
923	マナビヤ在宅クリニック「un」	松山2丁目2番32号　TMビル5階	医療機関	保健医療課	大淀川

No.	施　設　名　称	所　在　地	施設種類	担当課	対象河川
924	大塚小松台眼科	大塚町無量寺道下78-3	医療機関	保健医療課	大淀川
925	坂田整形外科クリニック	大塚町樋ノ口1981-1	医療機関	保健医療課	大淀川
926	原町麗クリニック	原町3番18号	医療機関	保健医療課	大淀川
927	すずき内科クリニック	大島町東ノ前１１４３番地3	医療機関	保健医療課	新別府川
928	神宮　川畑整形外科・内科クリニック	丸山2丁目95番地1	医療機関	保健医療課	大淀川
929	ウエダメンタルクリニック	吉村町南田甲1086-1	医療機関	保健医療課	新別府川
930	潤和会くすの木歯科	大字小松1133番地1　1階	医療機関	保健医療課	大淀川・大谷川
931	松本歯科医院	原町12番6号	医療機関	保健医療課	大淀川
932	清武おとなこども歯科	清武町木原426番地4	医療機関	保健医療課	清武川
933	宮崎マウスピース矯正歯科	柳丸町153番地1　パティオ柳丸1階C1-4	医療機関	保健医療課	大淀川・新別府川
934	宮崎クリア矯正歯科	広島2丁目12-18　2F及び3F	医療機関	保健医療課	大淀川
935	おむすび	大字有田317番地4	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・跡江川
936	自立訓練事業所ボンズ・リスタ	神宮東3丁目２－２８	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
937	For　happiness　宮崎	下北方町常磐元984番地2 廣谷ビル1F	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
938	グループホーム　マナベルテ恒久	大字恒久4102番地1 ビスタリー恒久	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・八重川
939	障害福祉施設　なないろ	丸山2丁目103番地　レジデンス丸山1F	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
940	デイサービスそう・けん・び福島町	福島町寺山3106番地8	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・青柳川
941	デイサービス　LIFE　SPACE　つづく	佐土原町上田島1885番地	福祉施設	障がい福祉課	三財川・追手川
942	就労移行ITスクール宮崎	橘通西三丁目9番1号カメリアビルC2階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
943	コーポ希望の杜　恒久（サテライト）	恒久六丁目2番2号　バリュージュ恒久弐番館102号室	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・八重川
944	グループホームなかにし	中西町140番地8	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
945	グループホームおおつかA棟	大塚町倉ノ下306番地2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・大谷川
946	グループホームおおつかB棟	大塚町倉ノ下306番地2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・大谷川
947	グループホーム　ワンデイ	橘通東2丁目136番地	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
948	向陽園第2ホーム	吉村町寺ノ前甲2882番地112	福祉施設	障がい福祉課	新別府川・前田川・大淀川
949	向陽園第4ホーム	下原町211番地41	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
950	第2CoCoRoホーム	北高松町2番6号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
951	指定共同生活援助事業所　ボンズリスタ（潮見）	潮見町146－3	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
952	わおん宮崎1号棟	大塚町弥堂ノ窪5455番地1の1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
953	わおん宮崎2号棟	大塚町弥堂ノ窪5455番地1の2	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
954	わおん宮崎3号棟	大塚町弥堂ノ窪5455番地1の3	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
955	イクオリティ中西	中西町29番地4	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
956	ピュット	高岡町飯田2丁目15番5号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・飯田川
957	LITALICOワークス高千穂通	広島1丁目18番13号宮崎第一生命ビルディング新館1F	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
958	相談サポート　グリーン	松山二丁目3番27号プチメゾン202	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
959	放課後等デイサービスHappiness Life　ひかり店	大淀二丁目7番9号　中川ビル2F	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
960	就労継続支援B型事業所　さざなみ	瓜生野字長田六田2230番地1	福祉施設	障がい福祉課	大淀川・瓜生野川
961	グループホーム Re－fine	太田1丁目3－31	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
962	相談支援事業所ルーチェ宮崎	中村東一丁目1番135号アバンス大淀2階	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
963	多機能事業所 SIRUSI	松山一丁目8番39号	福祉施設	障がい福祉課	大淀川
964	一時預かり専門託児所 なのはなfriends	谷川2丁目3-3岡上ビル103	児童施設	保育幼稚園課	大淀川
965	古民家　いきめ	大字有田2144番地	福祉施設	介護保険課	大淀川
966	通所介護サニーサイド	田吉6186番地5	福祉施設	介護保険課	大淀川、八重川
967	デイサービスセンター結テラス	佐土原町上田島1687番地	福祉施設	介護保険課	三財川
968	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）みまもり	清武町正手1丁目56-2　あさひハウス3号室	福祉施設	介護保険課	清武川
969	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所　輪（りん）	有田字水流田ノ上324-1	福祉施設	介護保険課	大淀川、八重川
970	デイサービスLIFE　SPACEつづく	佐土原町上田島1885番地	福祉施設	介護保険課	一ツ瀬川
971	デイサービス　アーモンド	高岡町五町278番地3	福祉施設	介護保険課	大淀川
972	輪（りん）	大字有田字水流田ノ上324番地1	福祉施設	介護保険課	大淀川、八重川
973	結テラス	佐土原町上田島1687番地	福祉施設	介護保険課	三財川

07 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧(土砂災害警戒区域内)

(令和５年４月１日現在)

No.	名　　称	所　在　地	施設種類	連絡担当課	警戒区域の箇所番号	種類
1	医療法人清芳会 井上病院	大字芳士80番地	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-0017 Ⅱ-1-4077-新①	急傾斜
2	一般財団法人弘潤会 野崎病院	大字恒久5567番地	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-3041 Ⅱ-1-4197 Ⅱ-1-4197-新①	急傾斜
3	藤元総合病院付属予防医療クリニック	北川内町3584番地1	医療機関	保健医療課	Ⅱ-2-0009	急傾斜
4	古賀総合病院	池内町1749番地1	医療機関	保健医療課	Ⅱ-1-4058	急傾斜
5	山脇内科	佐土原町下田島20510-40	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-0140-1	急傾斜
6	山村内科	佐土原町下田島9423番地1	医療機関	保健医療課	01-303-1-001	土石流
7	麻生整形外科クリニック	高岡町内山3127番地	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-0924	急傾斜
8	高山循環器科・内科	佐土原町上田島8176番地	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-0134	急傾斜
9	医療法人社団　裕弘会　まつおか小児科・いけだ小児神経内科	花山手東1丁目2番地3	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-0068	急傾斜
10	稲田胃腸科外科	花山手東1丁目2番地9	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-0068	急傾斜
11	青島リゾートクリニック	大字加江田字4514番地1	医療機関	保健医療課	Ⅱ-2-0317-① Ⅱ-2-0317-③	急傾斜
12	末原歯科医院	清武町木原496-3	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-0102	急傾斜
13	バナナ歯科	大字芳士891番地1	医療機関	保健医療課	Ⅱ-1-4001-新①	急傾斜
14	きら助産院	佐土原町上田島1144-36	医療機関	保健医療課	Ⅰ-1-0161 Ⅱ-1-4302	急傾斜
15	古城認定こども園	古城町5604	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0063-1 Ⅰ-1-0063-2	急傾斜
16	あさひこども園	大塚町3606-7	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0060	急傾斜
17	認定こども園本郷幼稚園	大字本郷南方4755-2	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-2-0096	急傾斜
18	鏡洲保育園	大字鏡洲541	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-3006	急傾斜
19	内海保育園	大字内海1224-1	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0092-4 01-201-1-059	急傾斜 土石流
20	芳士幼稚園	大字芳士人/前1997-3	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0018	急傾斜
21	幼保連携型認定こども園　生目幼稚園	大字浮田2913	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0037	急傾斜
22	佐土原保育園	佐土原町上田島1337-7	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0134	急傾斜
23	幼保連携型認定こども園　七つの星幼稚舎	佐土原町下田島9175-1	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0141	急傾斜
24	幼保連携型認定こども園　ひろせ幼稚園	佐土原町下田島20293-4	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0139	急傾斜
25	那珂こども園	佐土原町東上那珂4115	児童施設	保育幼稚園課	01-303-1-009	土石流
26	佐土原幼稚園	佐土原町上田島1576	児童施設	保育幼稚園課	Ⅰ-1-0143	急傾斜
27	高岡幼稚園	高岡町内山3068	児童施設	保育幼稚園課	06-381-1-036-2	土石流
28	平和が丘児童センター	池内町594番地5	児童施設	子育て支援課	Ⅰ-2-0002-新③	急傾斜
29	大塚児童センター	大塚町八所3765番地1	児童施設	子育て支援課	Ⅱ-1-4131	急傾斜
30	本郷児童館	大字本郷北方4029番地6	児童施設	子育て支援課	Ⅰ-1-3042	急傾斜
31	長寿園	大字浮田1664-3	福祉施設	地域包括ケア推進課	Ⅱ-1-4124-1 Ⅱ-1-4124-2	急傾斜
32	エバグリーン	大字加江田4514-2	福祉施設	地域包括ケア推進課	Ⅱ-2-0317-① Ⅱ-2-0317-②	急傾斜
33	シャトル	高岡町内山2407-3	福祉施設	地域包括ケア推進課	Ⅰ-1-0886-新① Ⅰ-1-0886-新② 06-381-Ⅰ-038-新②	急傾斜 土石流
34	生活介護事業所　そしある	佐土原町上田島4477番地	福祉施設	障がい福祉課	Ⅱ-1-4296	急傾斜
35	障害者支援施設　清友の里	清武町今泉甲816番地	福祉施設	障がい福祉課	Ⅲ-1-9174	急傾斜
36	宮崎南デイサービスセンター	加江田4514番地2	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-2-0317-②	急傾斜
37	特別養護老人ホームゴールデンレイク	加江田4514番地2	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-2-0317-②	急傾斜
38	学園木花居宅介護支援事業所	鏡洲560番地	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-3006	急傾斜
39	特別養護老人ホームリバーサイド学園木花	鏡洲560番地	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-3006	急傾斜
40	通所介護事業所・こんぺいとう	大字芳士1319番地2	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-1-0019	急傾斜
41	こんぺいとう	大字芳士1319番地2	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-1-0019	急傾斜
42	ほんごう	大字本郷南方4016番	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-2-2043-1	急傾斜
43	デイサービスイセンター　グジブランド	大字郡司分乙799-1	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-1-4161-新①	急傾斜
44	アルテンハイム グジブランド	大字郡司分乙799-1	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-1-4161-新①	急傾斜
45	リバティ宮崎　デイサービスセンター	大字芳士字祝田1342	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0018 Ⅰ-1-0019	急傾斜
46	リバティ宮崎	大字芳士字祝田1342	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0018 Ⅰ-1-0019	急傾斜
47	デイサービスセンター太平洋	青島6丁目14番33号	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0088	急傾斜
48	太平洋	青島6丁目14番33号	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0088	急傾斜
49	アンシャンテ平和の森	平和が丘西町34番地1	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-2-0004-1	急傾斜
50	通所介護事業所　陽だまりの薫	大字本郷北方3373番1	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0075-新①	急傾斜
51	なんぶの杜	大字本郷北方3373番1	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0075-新①	急傾斜
52	むつみ苑グループホーム平和ヶ丘	池内町1096番地	福祉施設	介護保険課	01-201-1-013 01-201-1-104	土石流
53	むつみ苑グループホーム池内の家	池内町1096番地	福祉施設	介護保険課	01-201-1-013 01-201-1-104	土石流
54	グループホームほのぼの天満	谷川3丁目1番2号	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-1-4209	急傾斜
55	真ごころグループホーム	郡司分乙802	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-1-4161-新①	急傾斜
56	アンジェの森	大字細江3898番地1	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0057-1	急傾斜
57	優悠大塚	大塚町八所3655番地1	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0060	急傾斜

No.	名　　称	所　在　地	施設種類	連絡担当課	警戒区域の箇所番号	種類
58	わかばんち	大字本郷北方4477番地4	福祉施設	介護保険課	Ⅱ-1-4158	急傾斜
59	ことぶきの杜	大字本郷南方5465番地6	福祉施設	介護保険課	Ⅲ-1-9095-新①	急傾斜
60	みやづるデイサービスセンター	高岡町下倉永566番地2	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-3344	急傾斜
61	デイサービスセンター杏園	高岡町内山3466	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-3345 06-381-1-010 06-381-1-011 06-381-1-011-新① 06-381-2-013 06-381-2-013-新①	急傾斜 土石流
62	ケアホームひかり	高岡町内山3466	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-3345 06-381-1-010 06-381-1-011 06-381-1-011-新① 06-381-2-013 06-381-2-013-新①	急傾斜 土石流
63	特別養護老人ホーム裕生園	高岡町内山2407番地3	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0886-新① Ⅰ-1-0886-新② 06-381-Ⅰ-038-新②	急傾斜 土石流
64	グループホームたちばな	高岡町内山2407番地3	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0886-新① Ⅰ-1-0886-新② 06-381-Ⅰ-038-新②	急傾斜 土石流
65	やよい苑	高岡町浦之名2822番地1	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-3339-1 06-381-1-031-新②	急傾斜 土石流
66	みちくさ高岡	高岡町内山字井手島2575-1	福祉施設	介護保険課	06-381-1-037-新②	土石流
67	いでの郷	清武町船引857	福祉施設	介護保険課	Ⅰ-1-0103-1	急傾斜
68	民家型デイサービス夢家	田野町乙5642番地1	福祉施設	介護保険課	Ⅲ-1-9228	急傾斜
69	古城小学校	古城町山ノ城5735番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-0063-1	急傾斜
70	瓜生野小学校	大字瓜生野2589番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-2-2033-2 Ⅰ-2-2033-1	急傾斜
71	木花小学校	大字熊野10956番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-0081-2	急傾斜
72	鏡洲小学校	大字鏡洲2056番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-3045 01-201-1-050	急傾斜 土石流
73	青島小学校	青島5丁目12番17号	学校施設	学校教育課	01-201-1-053	土石流
74	住吉小学校	大字島之内5383番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-2028-1	急傾斜
75	生目小学校	大字浮田2920番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-0036-新① Ⅰ-1-0036	急傾斜
76	池内小学校	池内町榎迫508番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-2-0002 Ⅰ-2-0002-新①	急傾斜
77	本郷小学校	大字本郷北方3926番地	学校施設	学校教育課	Ⅲ-1-9095-新①	急傾斜
78	学園木花台小学校	学園木花台南2丁目13番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-2-0203	急傾斜
79	佐土原小学校	佐土原町上田島1350番地9	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-0134	急傾斜
80	那珂小学校	佐土原町東上那珂16350番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-0163-4 01-303-1-008 Ⅰ-1-0163-1 Ⅰ-1-0163-3	急傾斜 土石流
81	広瀬小学校	佐土原町下田島20308番地10	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-3089 Ⅰ-1-0139	急傾斜
82	広瀬北小学校	佐土原町下田島20756番地1	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-0170-新① Ⅰ-1-2053 Ⅰ-1-0170	急傾斜
83	大塚中学校	大塚町鎌ケ迫2296番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-2-0093	急傾斜
84	佐土原中学校	佐土原町上田島8476番地	学校施設	学校教育課	Ⅰ-1-0165 Ⅰ-1-0135	急傾斜
85	広瀬中学校	佐土原町下田島20305番地12	学校施設	学校教育課	Ⅰ-2-0021	急傾斜
86	高岡中学校	高岡町内山2700番地	学校施設	学校教育課	06-381-Ⅰ-037 Ⅰ-1-0925-1	急傾斜 土石流
87	清武せいりゅう支援学校	清武町木原4257-9	学校施設	宮崎県	Ⅱ-1-4244-新① 01-301-2-001-新⑤ 01-301-2-001-新④ 01-301-2-001-新②	急傾斜 土石流
88	宮崎工業高校	天満町9番1号	学校施設	宮崎県	Ⅱ-1-4141-新① Ⅰ-1-2042-新①	急傾斜
89	宮崎北高校	大字新名爪4567番地	学校施設	宮崎県	Ⅱ-2-0304-新①	急傾斜
90	日南学園高等学校宮崎穎学館	田野町乙10905番地	学校施設	私立高校	Ⅰ-1-0131-新①	急傾斜
91	みらい別館	月見ケ丘2丁目44番1-1号	福祉施設	障がい福祉課	Ⅱ-1-4156-新②	急傾斜
92	こどもプラス宮崎教室	大字瓜生野2157-1	福祉施設	障がい福祉課	01-201-1-037-新①	土石流
93	宮崎リハビリテーションセンター	清武町木原5719-2	福祉施設	障がい福祉課	01-301-2-001-新③	土石流
94	介護とリハビリ研究所	江南3丁目5-2	福祉施設	障がい福祉課	Ⅰ-2-0007-3	急傾斜
95	グループホーム心音	高岡町浦之名2732-8	福祉施設	障がい福祉課	Ⅱ-1-5758-新③	急傾斜
96	トクばぁちゃんの家	高岡町内山2744-4	福祉施設	介護保険課	06-381-Ⅰ-307	土石流
97	宮崎南高等学校	月見ヶ丘5丁目2-1	学校施設	宮崎県	Ⅰ-1-0074-新①	急傾斜
98	宮崎県立こども療育センター	清武町木原4257-8	学校施設	宮崎県	01-301-2-001-新② 01-301-2-001-新④	土石流
99	宮崎県立みなみのかぜ支援学校	清武町木原4257-6	学校施設	宮崎県	01-301-2-001-新② 01-301-2-001-新④ 01-301-2-001-新⑤	土石流
100	短期入所事業所　リリー	佐土原町下田島9383番地1	福祉施設	障がい福祉課	Ⅰ-1-0141	急傾斜
101	コーポ希望の杜　蓮ケ池	大字芳士907番地15	福祉施設	障がい福祉課	Ⅱ-1-4001-新②	急傾斜
102	レキップささき取越	佐土原町下田島9461番地	福祉施設	障がい福祉課	01-303-1-001	土石流

01 救急告示施設一覧

（令和５年３月末現在）

施設名	所在地	ＴＥＬ
金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田８０３番地	39－8484
古賀総合病院	宮崎市池内町数太木１７４９番地１	39－8888
迫田病院	宮崎市城ヶ崎３丁目２番地１	51－3555
潤和会記念病院	宮崎市大字小松１１１９番地	47－5555
宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口９５０番地１	26－1599
医療法人社団仁和会竹内病院	宮崎市霧島２丁目２６０番地	26－0123
南部病院	宮崎市大字恒久８９１番地１４	54－5353
県立宮崎病院	宮崎市北高松町５番３０号	24－4181
宮崎市郡医師会病院	宮崎市大字有田１１７３番地	77－9101
独立行政法人地域医療機能推進機構 宮崎江南病院	宮崎市大坪西１丁目２番１号	51－7575
宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前１１７１番地	24－6877
施設名	所在地	ＴＥＬ
独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院	宮崎市大字田吉４３７４番地１	56－2311
宮崎医療センター病院	宮崎市高松町２番１６号	26－2800
医療法人将優会 クリニックうしたに	宮崎市大字恒久５０６５番地	52－8080
宮崎市立田野病院	宮崎市田野町南原１丁目６番地２	86－1155
上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方２７０３番地	52－3500
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原５２００番地	85－1510
医療法人社団城山病院	宮崎市清武町船引２３８番地	85－0036

02 基幹災害拠点病院等一覧

種別	医療機関名	二次医療圏名
基幹災害拠点病院	県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院	全医療圏
地域災害拠点病院	宮崎市郡医師会病院 宮崎善仁会病院	宮崎東諸県
	県立延岡病院	延岡西臼杵
	社会医療法人泉和会千代田病院 医療法人誠和会和田病院 社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院	日向入郷
	西都児湯医療センター	西都児湯
	小林市立病院	西諸
	都城市郡医師会病院	都城北諸県
	県立日南病院	日南串間

種別	医療機関名	二次医療圏名
航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）	航空自衛隊新田原基地 宮崎空港 九州保健福祉大学 日南総合運動公園	

01 市保有車両の状況

（令和５年５月現在）

課名		車種										合計	内訳		低公害車		原付	大型特殊	小型特殊	車両総数
		普通乗用	小型乗用	普通貨物	小型貨物	普通特種	小型特種	軽特種	軽乗用	軽貨物	普通乗合		リース	市所有	電気	ハイブリッド				
総務部	情報政策課（管財課）								1			1	1							1
	管財課（地下）	6							3	1	2	12	10	2		4				12
	管財課（松橋）		2						43	27		72	72			6				72
	管財課（４庁）								5	15		20	20							20
危機管理部	危機管理課								1			1	1							1
	地域安全課								6			6	3	3						6
税務部	国保収納課								4			4	4			4	7			11
地域振興部	地域コミュニティ課								6	4		10	10				1			11
	赤江地域センター								2	2		4	4							4
	木花地域センター								1	2		3	3							3
	青島地域センター								1	1		2	2							2
	住吉地域センター								1	1		2	2							2
	生目地域センター								2	2		4	4							4
	北地域センター									2		2	2							2
環境部	環境政策課					1						1		1						1
	環境業務課				2	5			3	7		17	9	8			1			18
	環境指導課								3			3	3							3
	環境施設課		1						2	3		6	5	1		1		5		11
福祉部	地域包括ケア推進課								1			1	1							1
	介護保険課								2			2	2				6			8
	社会福祉第一課・第二課											0					3			3
子ども未来部	子育て支援課								3			3	3							3
	保育幼稚園課											0								0
	親子保健課								6	1		7	7							7
健康管理部	保健医療課	1				1			3	1		6	6							6
	地域保健課								18	2		20	20							20
	健康支援課		1			1			5	1		8	7	1						8
	保健衛生課			1					4	5		10	7	3						10
農政部	農村整備課								1	6		7	7							7
	市場課								1	1		2	2							2
観光商工部	スポーツランド推進課								1	1		2	2						8	10
建設部	土木課		1							6		7	7							7
	用地管理課									4		4	4							4
	道路維持課				2	5				11		18	11	7				1		19
	建築住宅課								1	1		2	2							2
都市整備部	公園緑地課									5		5	5					2		7
	市街地整備課								2	4		6	6							6
	景観課									2		2	2							2
選挙管理委員会事務局										1		1	1							1
教育委員会	企画総務課	1				1			3	13		18	16	2		1	43	1		62
	学校施設課								4	3		7	7							7
	学校教育課								10	1		11	10	1						11
	教育情報研修センター								2			2	2							2
	生涯学習課					1			5	2		8	7	1						8
	保健給食課								6	2		8	8							8
	文化財課								2	9		11	11							11
本庁小計		8	5	1	4	15			164	149	2	348	318	30	0	16	61	17		426
佐土原総合支所					2	1			5	12		20	17	3						20
田野総合支所		1	1						7	8		17	16	1						17
高岡総合支所			2		2				4	14		22	19	3				1		23
清武総合支所									8	10		18	18							18
総合支所小計		1	3	0	4	1			24	44	0	77	70	7	0	0	0	1		78
総計		9	8	1	8	16			188	193	2	425	388	37	0	16	61	18		504

02 民有車両保有台数

令和５年４月１日現在

(1)宮崎交通株式会社　（TEL　３２－３９１７）

車　　種	保有台数	摘　　要
大　型　バ　ス	１０８台	乗車可能人員１台あたり最大　７６人
中　型　バ　ス	２１７台	乗車可能人員１台あたり最大　６１人
小　型　バ　ス	４０台	乗車可能人員１台あたり最大　４５人
計	３６５台	

(2)宮交タクシー株式会社　（TEL　８９－５２８０）

車　　種	保有台数	摘　　要
タ ク シ ー	９５台	乗車可能人員１台あたり最大　４人
〃	０台	乗車可能人員１台あたり最大　５人
ジャンボタクシー	５台	乗車可能人員１台あたり最大　９人
小型バス	６台	乗車可能人員１台あたり最大　２１人
中型バス	１台	乗車可能人員１台あたり最大　２９人
大型バス	２台	乗車可能人員１台あたり最大　５５人
計	１０９台	

(3)日本通運株式会社　（TEL　２２－２１８２）

車　　種	保有台数	摘　　要
超大型トラック	３台	１０ｔ以上
普通トラック	２９台	２ｔ以上
計	３２台	

(4)宮崎運輸株式会社　（TEL　２３－２３２１）

車　　種	保有台数	摘　　要
超大型トラック	３２台	１１ｔ以上
普通トラック	７台	４ｔ
普通トラック	１７台	２ｔ
普通トラック	１台	１．５ｔ
軽トラック	２台	
計	５９台	

01 食糧等の調達･供給体制に関する現況等

必要な防災施設、資機材等の整備については、設備投資の限界もあり、広域的支援に頼らざるを得ない状況にある。全庁的な防災施設等の整備には、将来的な構想と柔軟な運用について様々な検討が必要である。

また、関係機関からの調達体制の整備も充分とはいえず、運用体制を優先して整備検討する必要がある。

（１）給水用資機材の備蓄状況

給水用資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

備蓄場所	給水用資機材
上下水道局庁舎	給水タンク車(3.8t 1台、3t 1台、2t 1台)、組立式給水タンク(1t 9基)、非常用飲料水袋(6ℓ 12,600袋)、応急給水栓 11基
上下水道局上北方資機材倉庫	給水タンクステンレス(2t 1基、1t 2基)、仮設水槽(2t 5基)、給水ポリタンク(1t 2基、0.5t 10基)、組立式給水タンク(1t 3基)
下北方浄水場	非常用飲料水袋(6ℓ 400袋)
富吉浄水場	給水タンク車（4t 1台）、非常用飲料水袋(6ℓ 400袋)
佐土原営業所	非常用飲料水袋(6ℓ 400袋)
田野営業所	給水タンク車（3.8t 1台、1.8t 1台）、非常用飲料水袋(6ℓ 400袋)
高岡営業所	給水ポリタンク(0.7t 1基、0.5t 2基)、非常用飲料水袋(6ℓ 400袋)
清武営業所	給水ポリタンク(0.5t 1基、18ℓ 12基)、非常用飲料水袋(6ℓ 400袋)
清武第３浄水場	給水ポリタンク(1t 2基、0.5t 3基)
宮崎公立大学	応急給水栓１基
市総合体育館	応急給水栓１基
江南小学校	組立式給水タンク(1t １基)、応急給水栓１基
小松台小学校	組立式給水タンク(1t １基)、応急給水栓１基
加納中学校	組立式給水タンク(1t １基)、応急給水栓１基
東大宮中学校	応急給水栓１基
佐土原体育館	応急給水栓１基
田野中学校	応急給水栓１基
高岡小学校	応急給水栓１基
生目の杜総合運動公園	応急給水栓２基(管理棟西側倉庫)
生目の杜アイビースタジアム	緊急用浄水機(淡水用　4t/時 1基)
木花中学校	緊急用浄水機(淡水用　4t/時 １基)、組立式給水タンク(1t 1基)、応急給水栓１基
青島地域総合センター	緊急用浄水機(淡水用　4t/時 １基)、組立式給水タンク(1t 1基)、応急給水栓１基
住吉地域センター	緊急用浄水機(淡水用　4t/時 １基)、組立式給水タンク(1t 1基)、応急給水栓１基
檍地域事務所	緊急用浄水機(淡水用　4t/時 １基)
大塚台地域事務所	緊急用浄水機(淡水用　4t/時 １基)
宮崎西小学校	組立式給水タンク(1t １基)、応急給水栓１基
生目台西小学校	組立式給水タンク(1t １基)、応急給水栓１基
赤江地域センター	組立式給水タンク(1t １基)、応急給水栓１基

本郷公民館	組立式給水タンク(1t １基)、応急給水栓１基
西部地区農村環境改善センター体育館	組立式給水タンク(1t １基)、応急給水栓１基

（令和5年3月現在）

※給水タンク車（４t）は、５階建物屋上の高架水槽まで圧送可能な装備を持つ。

（２）飲料水兼用耐震性貯水槽

番号	場　　所　　等	設置年
１	上野町（バージニアビーチ広場）	Ｈ１０
２	花山手（市総合福祉保健センター駐車場）	Ｈ１７

（３）貯水機能付給水管

番号	場　　所　　等	設置年
１	生目の杜運動公園	Ｒ１

（４）食糧・飲料水、生活必需品に関する協定先

区　　分	協　定　先			
食糧・飲料水・生活必需品の確保	スーパー関係	６社	コンビニ関係	１社
	農協・生協	２社	百貨店	４社
	飲料水	３社		

02 水利の種別、所在及び水量、応急給水機械器具の調達

（１）水利

種　　別	所　　在	可能水量
下北方浄水場	下北方町寺ヶ迫5437	3,600㎥
下北方配水池	下北方町寺ヶ迫6301	9,400㎥
池内配水池	池内町字細谷3032外	2,100㎥
生目台配水池	生目台西５丁目8-1外	5,500㎥
岩切送水ポンプ所	大字熊野字広永江3489-1	800㎥
合　　計		21,400㎥

種　　別	所　　在	可能水量
飲料水兼用耐震性貯水槽	上野町（バージニアビーチ広場）	100m³
飲料水兼用耐震性貯水槽	花山手（市総合福祉保健ｾﾝﾀｰ駐車場内）	100m³

種　　別	所　　在	可能水量
貯水機能付給水管	生目の杜運動公園	4m³

（２）応急給水機械器具

種　　別	能　　力	調　達　数	調　　達　　先
消防用水槽車	5.0　m³	１台	北消防署
消防用タンク車	2.0　m³	１台	北消防署
消防用タンク車	2.0　m³	１台	南消防署
消防用タンク車	1.9　m³	１台	青島分団第４部
消防用タンク車	1.5　m³	１台	東分署
消防用タンク車	1.9　m³	１台	西部出張所
消防用タンク車	2.0　m³	１台	北部出張所
消防用タンク車	2.0　m³	１台	南部出張所
消防用タンク車	2.0　m³	１台	中部出張所
消防用タンク車	2.0　m³	１台	青島出張所
消防用タンク車	1.5　m³	１台	佐土原分団第２部
消防用タンク車	2.0　m³	１台	佐土原分団第４部
消防用タンク車	2.0　m³	１台	佐土原分団第７部
消防用水槽車	5.0　m³	１台	佐土原分団（佐土原総合支所）
消防用タンク車	2.0　m³	１台	田野分団（田野総合支所）
消防用タンク車	1.5　m³	１台	高岡分団（高岡総合支所）
給水車	1.0　m³	８台	陸上自衛隊第43普通科連隊
散水車	4.5　m³	１台	航空自衛隊新田原基地
タンク車	1.0　m³	１台	航空自衛隊新田原基地
給水車	4.0　m³	１台	上下水道局
給水車	3.8　m³	１台	上下水道局

種　　別	能　　力	調　達　数	調　　達　　先
給　水　車	3.0　m^3	１台	上下水道局
給　水　車	2.0　m^3	１台	上下水道局
給　水　車	1.8　m^3	１台	上下水道局
給水ﾀﾝｸステンレス	2.0　m^3	１基	上下水道局
給水ﾀﾝｸステンレス	1.0　m^3	２基	上下水道局
給水ポリタンク	1.0　m^3	４基	上下水道局
給水ポリタンク	0.7　m^3	１基	上下水道局
給水ポリタンク	0.5　m^3	１６基	上下水道局
仮　設　水　槽	2.0　m^3	５基	上下水道局
組立式給水タンク	1.0　m^3	１２基	上下水道局
非常用飲料水袋	6.0 ﾘｯﾄﾙ	15,000袋	上下水道局

03 備蓄基本計画

1 本計画の位置付け

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震の規模がマグニチュード9．0と日本観測史上最大の地震災害となった。さらに、地震に伴う福島第一原子力発電所の事故は、甚大な被害を広大な範囲にもたらした。この震災による死者・行方不明者は約19，000人、建築物の全壊・半壊は39万戸以上、ピーク時の避難者は40万人以上にのぼり、各種ライフラインの寸断や高速道路、鉄道、港湾など都市基盤施設にも大きな損害を与えた。

この東日本大震災の発生は、国や県、地方自治体だけでなく、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関に大きな脅威を与え、住宅の耐震化整備、避難所・避難施設の整備、食料・資機材等の備蓄などを含む各種の防災対策の整備に大きな教訓を与えることとなった。この教訓により、全国の自治体では防災対策の基本となる地域防災計画の見直しが進められている。

本市においても災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく宮崎市地域防災計画を策定しているところであるが、平成25年度に本市が行った南海トラフ巨大地震を想定対象とする「宮崎市防災アセスメント（地震・津波被害想定）調査」において、被害想定の修正が行われてきたことを受け、平成27年度に宮崎市地域防災計画の見直しが行われた。

このような中、今回、災害対策基本法に基づく宮崎市地域防災計画に包括的に記載された備蓄物資計画※1の下位計画として「宮崎市備蓄基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。また、本計画は国の計画※2に基づき、宮崎県の指針※3等も参考とする。

本計画策定後、ニーズの多様化や社会情勢の変化に伴い、非常食や生活必需品等に関する改訂を重ね、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策等も考慮し、品目ごとの目標数の設定や整備計画、備蓄品目の追加等の改訂を行った。

今後も災害の被害想定や社会情勢の変化等により適宜修正していくものとする。

※1 「宮崎市地域防災計画」

地震災害対策編第2章災害予防計画第16節食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備

※2 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月30日中央防災会議幹事会）（以下、本計画において「国南トラ計画」という。）」

※3 「宮崎県備蓄基本指針（平成28年12月1日）（以下、本計画において「県備蓄指針」という。）」

2 備蓄体制等の考え方

(1)備蓄体制

種　類	概　要
家庭内備蓄	市民が自らの家庭内において平常時から災害時に必要な物資を蓄えておくこと。
地域内備蓄	自治会や自主防災組織等が平常時から地域内に災害時に必要な物資を蓄えておくこと。

種　類	概　要
企業内備蓄	事業所が平常時から企業内に災害時に必要な物資を蓄えておくこと。
流通在庫備蓄	食料品店などの事業所等とあらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な食料等を調達すること。
公的備蓄	市・県・協定先市町村等が平常時から災害時に必要な物資を蓄えておくこと。

(2)基本的な考え方

本計画における災害時の備蓄体制の構築については、①自助（自らの力で行う）、②共助（事業者や自主防災組織等が助けあう）、③公助（公的機関が行う）の組み合わせで構築し、市民・企業・行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とする。

防災の基本は「自らの身の安全は自らが守る」ことであるが、令和2年度に実施した「宮崎市のまちづくりに関する市民意識調査」の結果によれば、各家庭で備蓄を行っている市民の割合は、約72．3%となっている。

市民は、平常時から最低3日分、可能な限り1週間以上の食料、飲料水及び生活必需品等（以下、「食料等」という。）を備蓄しておくことを推進する。また、地域内備蓄、企業内備蓄についても、積極的に啓発を進めていくこととする。

本市における食料等の備蓄及び調達は、家屋の倒壊等による避難者に対し、一定量の食料等の備蓄を行うとともに、民間事業者や他自治体と事前に物資の供給に関する協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えることとする。

3 備蓄目標の設定

・基礎数値は宮崎市防災アセスメント調査（平成26年3月）において、算出された数値を根拠とする。
避難所避難者数は被災１日後の88,000人。食糧需要量は315，000食／日、飲料水需要量は
1，138，000ﾘｯﾄﾙ／日とし、被災1日後の物資需要量※4を根拠とする。
・「物資需要量」は、3日目までに推移するものとして算出する。
・4日目以降は、国のプッシュ型支援※5により広域応援物資が到着することを想定する。
・3日分の目標量を、「市民・協定先事業所・県・県内協定先市町村・市」で賄うこととする。

(1) 備蓄目標（非常食・乳児用ミルク・飲料水）

非常食・飲料水等の品目・目標数等については、次のとおりとする。

品目	目標数
非常食	食糧需要量×3日＝945，000食
乳児用ミルク	乳児用ミルク需要量※6×3日＝18,900食
飲料水	飲料水需要量×3日＝3,414，000ﾘｯﾄﾙ

※4 「宮崎市防災アセスメント(地震・津波被害想定)調査(平成26年3月) 4．2．5 生活への影響」

※5 「国のプッシュ型支援」:国は、「国南トラ計画」において、被災県から具体的な要請を待たずに、『避難所避難者』への物資を調達し、被災地に緊急輸送する支援を行うこととされている。国によるプッシュ型支援は、遅くとも『発災後3日目まで』に、必要量の全部または一部の輸送を行うこととされている。

※6 年間に出生する新生児3,600人(過去5年分より算出した概ねの人数)のうち避難者を35%(「宮崎市防災アセスメント」より)とし算出したもの。1日5食を原単位としている。

被災 1 日後の乳児用ミルク需要量:3,600人×35%×5食＝6,300食／日

(2) 備蓄目標(生活必需品等)

生活必需品等の品目・目標数等については、次のとおりとし、これらを「市民・協定先事業所・県・県内協定先市町村・市」で賄うこととする。

品目	目標数
毛布	物資需要量※4＝148，000枚
タオル	避難所避難者数※7×1枚＝88，000枚
マスク	避難所避難者数×1枚／日×3日＝264，000枚
大人用紙おむつ	避難所避難者数×対象人口比※8(要介護3～5)1．46%※9 ×5枚／日×3日＝19，272枚
乳児用紙おむつ	避難所避難者数×対象人口比(0～2歳以下)2．36%※10 ×8枚／日×3日＝49，844枚
生理用品	【昼用】避難所避難者数×対象人口比(10歳～56歳以下の女性) 27．0%※11×5枚／日×3日×1／3※12＝118，800枚 【夜用】避難所避難者数×対象人口比(10歳～56歳以下の女性) 27．0%※11×1枚／日×3日×1／3※12＝23，760枚

※7 「想定避難者数」は、宮崎市防災アセスメント調査(平成26年3月)の被災1日後の避難所避難者数88，000人を根拠とする。

※8 「対象人口比」は、「対象人口比＝対象人口÷宮崎市人口×100」より算出。令和2年国勢調査総務省統計局確定値(以下、国調確定値)より宮崎市人口401,339人。

※9 令和3年9月30日現在の要介護3～5の認定数5,855人。(対象人口比＝5,855÷401,339×100)

※10 国調確定値より0～2歳以下人口9,471人。(対象人口比＝9,471÷401,339×100)

※11 国調確定値より10～56歳以下女性人口108,312人。(対象人口比＝108,312÷401,339×100)

※12 対象者のうち、1／3程度を生理中と想定。

(3) 備蓄目標(避難所運営用)

避難所運営等に係る、その他の備蓄品の品目・目標数等については、次のとおりとする。

品目	目標数
災害時用トイレ	避難所避難者数×1／50×1基＝1,760基 ※50人あたり1基を確保※13
トイレテント	避難所避難者数×1／50×1基＝1,760張 ※災害時用トイレ1基あたり1張
トイレ処理セット	（避難所避難者数－おむつ使用者※14）×5回／人※15×3日 ＝1,269,570回分
トイレットペーパー	避難所避難者数×60m／本×0．18巻※16×3日 ＝2,851,200m（200m巻＝14,256本）
簡易間仕切り※17	避難所避難者数÷2人用＝44,000台
段ボールベッド	避難所避難者数×対象人口比（65歳以上）28．4%※18 ＝24,992台
消毒液(1本500ml)	指定避難所（218箇所）※19×2本＝436本
体温計	指定避難所（218箇所）×1本＝218本

※13 「スフィア・プロジェクト人道憲章と人道対応に関する最低基準」にて定められている数値。

※14 大人用紙おむつ使用者（1．46%）と乳児用紙おむつ使用者（2．36%）の合計をおむつ使用者の対象人口比とする。（おむつ使用者：88,000人×3．82%＝3,362人）

※15 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）」に記載のあるトイレの1日あたりの平均的な使用回数。

※16 県備蓄指針に記載のあるトイレットペーパーの一人1日あたり必要量。

※17 簡易間仕切りとは簡易パーテーションや段ボール間仕切り、災害時用簡易テントをいう。規格は2m×2mの2人用。

※18 国調確定値より65歳以上人口113,692人。（対象人口比＝113,692÷401,339×100）

※19 令和3年12月時点で229箇所ある指定避難所数のうち、地震に対応した指定避難所数は218箇所。

（4） 備蓄目標（その他の資機材）

その他資機材の備蓄品の品目・目標数等については、次のとおりとする。ガソリン缶とガス缶は主に発電機用として備蓄する。

品目	目標数
発電機※20 投光機 コードリール	指定避難所となっている小中学校や概ね300人以上を収容できる比較的大規模な公共施設に配備することを目標とし、整備を行う。※21
ガソリン缶（1L）	6,201L※21
ガス缶	6,768本※22

※20 令和3年12月時点の指定避難所のうち市立小中学校は70箇所、300人以上収容できる施設は61箇所（市立小中学校は除く）。発電機整備数は、令和4年2月時点で、ガソリン対応53基、ガス対応47基。

※21 最大出力で稼動した場合、必要なガソリン量は、8時間稼動でガソリン13Lが必要。

上記条件で3日間稼動させる場合、72時間（3日間）÷8時間×13L×53台＝6,201L必要。

※22 最大出力で稼動した場合、必要なガスの量は1時間稼動でガス缶2本が必要。

上記条件で3日間稼動させる場合、72時間（3日間）÷1時間×2本×47台＝6,768本必要。

４ 家庭内備蓄等の推進

本市では、前述したとおり平時からの家庭内備蓄を推進している。家庭内備蓄率の向上を図るため、家庭内備蓄や地域内備蓄の意義や必要性について、パンフレットや広報誌、出前講座等を通じて、市民に対し継続的に広報し、啓発を行っている。

家庭内備蓄の啓発に際しては、平常時から最低3日分、可能な限り1週間以上の食料や1人1日3ﾘｯﾄﾙ以上の飲料水、各家庭の状況に応じ、固有に必要とする生活必需品等を、一定期間避難生活を送ることを想定した物資の備蓄を呼びかけて行くとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管することを啓発する。

また、併せてローリングストック※23の概念についても説明し、継続的な備蓄物資の確保と管理についても周知をおこなうこととする。

※23 家庭で災害時に備えた食品の備蓄方法の一つ。普段の食事に利用する缶詰やレトルト食品などを備蓄食料として、製造日の古いものから使い、使った分は新しく買い足して、常に一定量の備えがある状態にしておくもの。

５ 流通在庫備蓄の推進

現在、本市は食料等の調達に関して、次の民間事業所等と協定を締結している。

今後も協定の締結を推進し、流通在庫備蓄が災害時に有効に機能する体制を確保していく。

（令和３年12月時点）

協　定　先	協 定 書 名 及 び 協 定 内 容
㈱橘百貨店 ㈱宮崎山形屋 生活協同組合コープみやざき 宮崎県製パン協同組合 ㈱永野（うめこうじ・ながの屋） ㈱ハツトリー ㈱サンリブ ㈱山形屋ストア イオン九州㈱イオン宮崎店 ㈱南九州ファミリーマート イオン九州㈱宮崎事業部 ㈱エーコープみやざき イオンストア九州㈱ NPO法人コメリ災害対策センター ㈱ハンズマン	「災害時における物資の供給に関する協定書」 内容：避難者や被災者への救援物資（非常食、飲料水、日用品）の提供（H18.3.29、H20.6.5、H30.1.5 締結）
（一社）宮崎県トラック協会	「災害時における緊急輸送の応援に関する協定書」 内容：救援物資等の緊急輸送（H18.9.27 締結）
宮崎地区生コンクリート事業協同組合	「災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書」 内容：消防用水、被災者用水の供給(H18.9.27 締結)
イオンモール㈱イオンモール宮崎	「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書」 内容：避難施設としての協力（避難場所、屋上駐車場） 避難者への物資の提供（H18.9.27 締結）

協　定　先	協 定 書 名 及 び 協 定 内 容
コカ･コーラボトラーズジャパン㈱ サントリービバレッジサービス㈱ 宮崎支店	「災害時における救援物資提供に関する協定書」 内容：災害対応型の自動販売機を活用した飲料水の提供 ペットボトル等の飲料水提供（H18.9.27 締結）
宮崎県農協果汁㈱	「災害時における救援物資供給に関する協定書」 内容：飲料水の無償提供（H21.2.27 締結）

6 市で備蓄する食料等の整備計画

(1) 負担割合

負担割合は、次のとおりとするが、災害時の物資供給体制を万全とするため、家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄については広報等を活用した啓発を推進するとともに、流通在庫備蓄については協定締結の拡充などを進めることとする。

備蓄体制	負担割合
家庭内備蓄･地域内備蓄･企業内備蓄	1／3
流通在庫備蓄	1／3
公的備蓄（市･県･協定先市町村等）	1／3

※市の負担割合は全体の1／9とする。

(2) 非常食

① 目標数

上記の負担割合に基づき算出した非常食の備蓄目標数は次のとおり。

【家庭･地域･企業内備蓄】　＠945，000食×1／3＝315，000食

【流　通　在　庫　備　蓄】　＠945，000食×1／3＝315，000食

【公　　的　　備　　蓄】　＠945，000食×1／3＝315，000食

市備蓄目標：＠315，000食×1／3＝105，000食

② 品目

市で備蓄する非常食は、食物アレルギーなど食に対する多様なニーズを踏まえながら、長期保存（5年保存）ができ、調理不要ですぐに食べることができるアルファ米、アルファ米（おかゆ）、保存パンなどを整備する。アルファ米についてはハラル認証[※24]を取得したものを整備する。

ア　アルファ米

日常生活の主食に近い米飯を中心とし、調理器具や食器を必要としないアルファ米を整備する。なお、食物アレルギー体質の人などに対応するため、アレルギー特定原材料等27品目を含まないものを選定して備蓄する。

イ　アルファ米（おかゆ）

幼児および高齢者などに対応するため、アルファ米（おかゆ）を整備する。

ウ 保存パン

アルファ米以外の主食として、高カロリーで調理が不要であり、皿・箸などの食器の調達の必要がない保存パンを整備する。

※24 イスラム教で禁じられている食物が入っていないことの証明。

エ その他の食料

上記の品目に加え、主食や副食としてのレトルト食品、補助食品としてのクラッカー、ビスケット類、離乳食などについても、備蓄スペース等に配慮しながら、今後整備を検討する。

③ 整備計画

整備目標数は、105，000食分とし、年次整備計画については以下のとおりとする。消費期限が5年となっているため、計画的に整備を行う。災害等により消費した場合は、当該年度又は翌年度に補填し備蓄目標数を維持することとする。

（年間整備数）@105，000食÷5年＝21，000食／年

(3) 乳児用ミルク

① 目標数

年間に出生する新生児のうち避難者を35％とし負担割合に基づき算出した乳児用ミルクの備蓄目標数は次のとおり。

【家庭・地域・企業内備蓄】 @18，900食×1／3＝6，300食

【流通在庫備蓄】 @18，900食×1／3＝6，300食

【公的備蓄】 @18，900食×1／3＝6，300食

市備蓄目標:@6，300食×1／3＝2，100食

② 品目

乳児用粉ミルク及び乳児用液体ミルクの整備を行い、併せて哺乳瓶についても必要量整備する。

ア 乳児用液体ミルク（1年保存）

お湯が必要無く、実用性の高い液体ミルクを整備する。

イ 乳幼児用粉ミルク（1年6ヶ月保存）

アレルギーに対応した粉ミルクを整備する。

③ 整備計画

乳児用液体ミルクと乳児用粉ミルクともに、消費期限が短いため、毎年買い替えを行い、目標数に達するよう整備を行う。災害等により消費した場合は、当該年度又は翌年度に補填し整備目標数を維持することとする。

（4） 飲料水

① 目標数

負担割合に基づき算出した飲料水の備蓄目標数は次のとおり。

【家庭・地域・企業内備蓄】　＠3，414，000ﾘｯﾄﾙ×1／3＝1，138，000ﾘｯﾄﾙ

【流　通　在　庫　備　蓄】　＠3，414，000ﾘｯﾄﾙ×1／3＝1，138，000ﾘｯﾄﾙ

【公　　的　　備　　蓄】　＠3，414，000ﾘｯﾄﾙ×1／3＝1，138，000ﾘｯﾄﾙ

市備蓄目標：＠1，138，000ﾘｯﾄﾙ×1／3＝379，333ﾘｯﾄﾙ※25

② 飲料水の調達に関する考え方

本市は、災害時については第一に地域防災計画における「給水計画」※25に基づき浄水等の確保に努める。

また、本市はこれまで、緊急用浄水機を6基整備してきており、大規模災害発生時には、緊急用浄水機の活用を重視する。

1日24時間可動して浄水した場合の飲料水調達量を積算すると次のとおりとなる。

＠4，000ﾘｯﾄﾙ/h※26×24h×6基＝576，000ﾘｯﾄﾙ／日

③ 品目

市で備蓄する飲料水は、市域に分散している備蓄倉庫等から避難所までの円滑な輸送を考慮して、ペットボトル保存水（500ml入り　5年保存）を整備する。

④ 整備計画

本市が行う飲料水の備蓄については、災害発生初動期において緊急的に飲料水を確保するために備蓄することとし、避難所避難者数（被災1日後）である88，000人分のペットボトル（500ml）飲料水の整備を目標とする。

整備に関する年次整備計画は次のとおりとし、消費期限が5年となっているため、計画的に整備を行う。災害等により消費した場合は、当該年度又は翌年度に補填し整備目標数を維持することとする。

（年間整備数）＠88，000本÷5年＝17，600本／年

※25 「宮崎市地域防災計画」地震災害対策編第3章災害応急対策計画第9節第2項　給水計画
※26 緊急用浄水機の処理能力：4，000ﾘｯﾄﾙ／時 （燃料使用時）

⑤ 水利について

ア 浄水場等について

浄水場等及び水量については、以下のとおり。

種別	津波浸水想定	可能水量
下北方浄水場	外	3，600㎥

富吉浄水場	外	3，000㎥
下北方配水池	外	9，400㎥
池内配水池	外	2，100㎥
生目台配水池	外	5，500㎥
岩切送水ポンプ所	外	700㎥
合計		24，300㎥

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽

災害時に避難者用の飲料水として使用するための、タンク内に水が確保できる貯水槽及び水量は、以下のとおり。

所在地	可能水量
上野町（バージニアビーチ広場）	100㎥
花山手（市総合福祉保健センター駐車場内）	100㎥

ウ 貯水機能付給水管

災害時に避難者用の飲料水として使用するための、タンク内に水が確保できる給水管及び水量は、以下のとおり。

所在地	可能水量
生目の杜運動公園	4㎥

7 市で備蓄する生活必需品等の整備計画

(1) 負担割合

負担割合は、次のとおりとするが、災害時の物資供給体制を万全とするため、特に家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄については広報等を活用した啓発を推進するとともに、流通在庫備蓄については、協定締結の拡充などを進めることとする。

備蓄体制	負担割合
家庭内備蓄・地域内備蓄・企業内備蓄	1／3
流通在庫備蓄	1／3
公的備蓄（市・県・協定先市町村等）	1／3

※市の負担割合は全体の1／9とする。

(2) 被災時に住民の生活に必要な資機材は次のとおり整備を行う。

① 品目及び目標数

品目	規格等	市整備目標数
毛布	①真空パック毛布（10 年保存） ②敷きパッド（冬用） ③サバイバルブランケット	16,445枚
タオル	白タオル	9,778枚
マスク	不織布等	29,334枚
大人用紙おむつ	各サイズ（S・M・L・LLサイズ）	2,142枚
乳児用紙おむつ	各サイズ（S・M・Lサイズ）	5,539枚
生理用品	昼用 夜用	13,200枚 2,640枚

② 整備計画

整備計画は、次のとおりとするが、備蓄スペースを確保したうえで整備を進めていく。

おむつと生理用品については、消費期限が3年となっているため、計画的に整備を行う。

品目	整備計画
毛布・タオル・マスク	必要に応じて、整備を行う。
大人用紙おむつ	＠2，142枚÷3年＝714枚／年
乳児用紙おむつ	＠5，539枚÷3年＝1，847枚／年
生理用品（昼用） （夜用）	＠13，200枚÷3年＝4，400枚／年 ＠2，640枚÷3年＝880枚／年

8 市で備蓄する避難所運営用資機材等の整備計画

(1) 負担割合

① 災害時用トイレ、トイレテント、消毒液、体温計

災害時用トイレ等は、自助の啓発も進めつつ、原則、市で目標数を負担することとする。協定先からの支援等と合わせて目標数に達するよう整備を行う。

② トイレ処理セット、トイレットペーパー

トイレ処理セット等は、次のとおりとするが、災害時の物資供給体制を万全とするため、特に家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄については広報等を活用した啓発を推進するとともに、流通在庫備蓄については、協定締結の拡充などを進めることとする。

備蓄体制	負担割合
家庭内備蓄・地域内備蓄・企業内備蓄	1／3

流通在庫備蓄	1／3
公的備蓄（市・県・協定先市町村等）	1／3

※市の負担割合は全体の1／9とする。

③ 簡易間仕切り、段ボールベッド

簡易間仕切り等は、公的備蓄のみで負担することとする。負担割合は次のとおりとし、協定先からの支援等と合わせて目標数に達するよう整備をすすめていく。

備蓄体制（公的備蓄）	負担割合
市	1／3
県	1／3
協定先市町村等	1／3

（2） 避難所を運営するために必要な資機材を次のとおり整備を行う。

① 品目及び目標数

品目	規格等	市整備目標数
災害時用トイレ※27	50人あたり1基を確保	1,760基
トイレテント	災害時用トイレ1基あたり1張	1,760張
トイレ処理セット	1セット1回分	141,064回分
トイレットペーパー	200m巻	1,584本
簡易間仕切り	2m×2m（2人用）	14,667台
段ボールベッド	1．9m×0．7m×0．25m	8,331台
消毒液（500ml）	手指消毒用	436本
体温計	非接触型	218本

② 整備計画

整備計画は、次のとおりとするが、備蓄スペースを確保したうえで整備を行う。

品目	整備計画
災害時用トイレ	協定先からの調達等も考慮しながら整備を行う。
トイレテント	災害時用トイレと合わせて、整備を行う。
トイレ処理セット	＠141,064回分÷3年＝47,022回分／年 使用期限が3年となっているため、計画的に整備を行う。
トイレットペーパー （200m巻き）	＠1,584本÷10年＝159本／年 使用期限が10年となっているため、計画的に整備を行う。
簡易間仕切り	備蓄スペースを確保したうえで、目標数に達するよう整備を行う。
段ボールベッド	備蓄スペースを確保したうえで、目標数に達するよう整備を行う。
消毒液・体温計	必要に応じて、整備を行う。

※27 マンホールトイレ240基含む。（令和3年12月時点）

９ 市で備蓄するその他資機材等の整備計画

(1) 負担割合

① 発電機、投光機、コードリール、ガソリン缶

発電機等は、原則、市で目標数を負担することとする。協定先からの支援等がある場合は、それも合わせて市整備目標数に達するよう整備を行う。

② ガス缶

ガス缶は、次のとおりとするが、災害時の物資供給体制を万全とするため、特に家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄については広報等を活用した啓発を推進するとともに、流通在庫備蓄については、協定締結の拡充などを進めることとする。

備蓄体制	負担割合
家庭内備蓄・地域内備蓄・企業内備蓄	1／3
流通在庫備蓄	1／3
公的備蓄（市・県・協定先市町村等）	1／3

※市の負担割合は全体の1／9とする。

(2) その他の災害時に必要とされる資機材は、次のとおり整備を行う。

① 品目及び目標数

品目	市整備目標数
発電機 投光機 コードリール	指定避難所となっている小中学校や概ね300人以上を収容できる比較的大規模な公共施設に配備することを目標とし、整備を行う。
ガソリン缶（1L）	宮崎市火災予防条例により、1箇所で保管できるガソリンの量は40L未満となっている。消費期限が3年となっているため、安全面等を考慮し、1支部あたり30Lずつ保管となるよう計画的に整備を行う。 （目標数）6,201L （段階的目標数）@30L×22支部＝660L
ガス缶	752本

② 整備計画

整備計画は、次のとおりとするが、備蓄スペースを確保したうえで整備を進めていく

品目	整備計画
発電機・投光機 コードリール	必要に応じて、整備を行う。
ガソリン缶（1L）	@660L÷3年＝220L／年 段階的目標数に達するよう整備を行う。 使用期限が3年となっているため、計画的に整備を行う。
ガス缶	@752本÷7年＝108本／年 使用期限が7年となっているため、計画的に整備を行う。

10 備蓄整備品目の調査･研究

社会情勢の変化や新たな商品が開発された際は、随時、調査･研究を行い、本計画に定めたうえで整備を進めていくこととする。

11 備蓄方法及び備蓄倉庫について

本市では、各総合支所や地域センター等の備蓄倉庫と、小･中学校等に配置している空き教室等のスペース（以下、「備蓄倉庫等」という。）を活用して、災害用の食料等の備蓄を進めてきた。

災害発生時、物資の配給について要請を受けた場合は、これらの備蓄倉庫等から必要量を要請先へ輸送する体制、いわゆる「分散備蓄方式」を備蓄の基本方針とする。

なお、現在、整備している備蓄倉庫等については、資料1のとおりである。

12 備蓄物資の活用について

本市では、消費期限のある備蓄品に関しては、期限の1年前を目処に、地域の防災訓練や各種イベント等において、防災意識の向上や家庭内備蓄の啓発として参加者に配布している。

また、令和3年度に備蓄品の新たな活用に係る検討を行い、今後は、毎年一定数を確保し、子育て世帯や生活困窮者に配布するなど福祉的活用を行うこととする。

13 備蓄物資の配送について

東日本大震災では、拠点の倉庫まで応援物資等が届いているにも関わらず、各避難所まで配送する手段がないことから、避難者へ物資が到達しなかった事案が多数発生した。

この教訓から、物資を集積場所や備蓄倉庫等から各避難所まで配送する手段について、本市では、災害対策本部に「輸送班」を設置し、円滑に物資を供給する体制を確立することとする。

なお、「社団法人宮崎県トラック協会」と、災害時の緊急輸送に関する協定を締結しており、災害対応の実行性を高めるため、物資輸送訓練等を行い、関係団体との協力体制を構築し、広域的に迅速かつ的確な供給体制を整備していく。（資料2「宮崎市災害時受援計画（抜粋）」）

資料1

備蓄状況一覧　　令和５年４月１日現在

	備蓄品目	非常食	飲料水	毛布	タオル	大人用紙おむつ	乳児用紙おむつ	生理用品	携帯トイレ	簡易トイレ	簡易トイレ処理セット	ラップ式トイレ	ラップ式トイレ処理セット	トイレテント	簡易パーテーション	簡易テント	段ボール間仕切り	段ボールベッド	発電機	投光器	コードリール	ガス缶	ガソリン缶	災害用ブランケット	ブルーシート
中央東	市総合体育館立体駐車場	26,708	19,392	272	2,580	642	2,088	4,560	1,000	32	35	2	116	12	884	14	16	335	2	2	2	234	20	285	31
中央東	東地区交流センター	－	－	42	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12	1	2	4	1	1	1	－	－	－	－
中央東	宮崎東中学校体育館	－	984	308	2,000	－	－	－	－	5	8	1	58	6	12	－	－	6	1	1	1	6	－	150	172
中央東	宮崎小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
中央東	江平小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
中央西	中央西地域事務所	168	120	31	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8	1	2	6	1	1	1	6	20	－	－
中央西	南九州大学	740	768	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中央西	西池小学校	400	168	10	14	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	6
中央西	宮崎西中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
中央西	宮崎大学附属中学校	120	120	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中央西	旧中部事務所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20	－	－	18	－	－	－	－	－	－	－
小戸	小戸地域事務所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	6	20	－	－
小戸	小戸小学校	740	480	20	100	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	1	2	2	1	1	1	6	－	150	－
大宮	大宮地域事務所	100	96	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	48	1	1	8	1	1	1	－	20	－	－
大宮	大宮小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
大宮	大宮中学校	1,680	480	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
大宮	市北部老人福祉センター	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	1	2	1	1	1	－	－	150	－
大宮	池内小学校	1,180	840	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	1	1	5	1	1	1	－	－	150	－
東大宮	東大宮地域事務所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	1	2	3	1	1	1	－	20	－	－
東大宮	東大宮小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	3	1	1	1	6	－	150	－
東大宮	東大宮中学校	936	240	10	20	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	3	1	1	1	6	－	150	－
東大宮	宮崎東小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	3	1	1	1	－	－	150	－
大淀	大淀地域事務所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	32	2	5	5	1	1	1	－	20	－	－
大淀	大淀小学校	2,380	2,400	954	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
大淀	大淀中学校	2,840	1,896	87	500	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	76
大淀	古城小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
大淀	宮崎南小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
大淀	市総合福祉センター	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
大塚	大塚地域事務所	－	－	40	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16	1	1	7	1	1	1	－	17	－	－
大塚	大塚小学校	440	720	10	20	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	5
大塚	大塚中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
大塚	江南小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	1	2	14	1	1	1	6	－	150	－
檍	檍地域事務所	1,012	1,008	287	1,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	－	20	－	－
檍	中央公民館	－	105	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
檍	檍小学校	96	240	10	20	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	5
檍	檍中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
檍	宮崎中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
檍	潮見小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
檍	檍北小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
檍	宮崎港小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
檍	宮崎地区交流センター	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
大塚台	大塚台地域事務所	8,820	4,104	914	2,100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	28	1	4	17	1	1	1	－	20	－	－
大塚台	宮崎西小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
生目台	生目台地域事務所	220	240	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	2	4	1	1	1	－	20	－	－
生目台	生目台西小学校	120	120	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
生目台	生目台東小学校	816	840	10	20	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	6	－	150	5
生目台	生目台中学校	320	240	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
小松台	小松台地域事務所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	－	20	－	－
小松台	小松台小学校	688	696	152	20	－	－	－	－	5	8	1	58	6	8	4	4	－	1	1	1	6	－	150	－
赤江	赤江地域センター	1,240	744	300	1,200	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	4	5	1	1	1	－	20	－	24
赤江	赤江中学校	888	360	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
赤江	赤江小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	44	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
赤江	恒久小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
赤江	赤江東中学校	680	720	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
本郷	本郷地域事務所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	2	3	8	－	－	－	－	20	－	－
本郷	堀原津波避難タワー	240	192	30	50	－	42	－	－	2	1	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15	1
本郷	国富小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
本郷	本郷小学校	120	120	10	20	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	－	－	150	5
本郷	本郷中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
木花	木花地域センター	516	1,104	105	200	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16	2	3	60	1	1	1	－	20	－	－
木花	木花小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
木花	木花中学校	1,280	840	10	300	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	5
木花	学園木花台小学校	536	1,200	－	100	－	－	－	－	5	8	1	58	6	84	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
木花	鏡洲小学校	396	120	10	41	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	5
木花	島山総合運津波避難施設	648	240	60	250	－	84	－	－	10	1	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2
青島	青島地域センター	924	1,224	606	569	－	－	－	－	－	－	－	－	－	30	2	3	20	1	1	1	－	10	－	－
青島	道の駅フェニックス	272	288	100	415	80	192	672	－	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5
青島	青島浄化センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
青島	内海小学校	248	72	38	20	－	－	－	－	5	8	1	58	6	20	－	－	－	1	1	1	6	－	150	5
青島	青島中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	20	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
住吉	住吉地域センター	1,580	1,272	375	1,108	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16	1	2	5	1	1	1	－	20	－	21
住吉	住吉小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
住吉	住吉中学校	2,168	360	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
住吉	住吉南小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
住吉	宮崎日大中学・高等学校	－	1,440	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	備蓄品目	非常食	飲料水	毛布	タオル	大人用紙おむつ	乳児用紙おむつ	生理用品	携帯トイレ	簡易トイレ	簡易トイレ処理セット	ラップ式トイレ	ラップ式トイレ処理セット	トイレテント	簡易パーテーション	簡易テント	段ボール間仕切り	段ボールベッド	発電機	投光器	コードリール	ガス缶	ガソリン缶	災害用ブランケット	ブルーシート
生目	生目の杜アイビースタジアム	23,476	16,800	1,000	6,680	1,398	4,472	14,480	－	45	－	－	－	－	40	－	12	40	1	1	1	－	－	－	－
生目	生目の杜管理棟横	－	－	－	－	－	－	－	－	3	6	1	58	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	43
生目	生目地域センター	908	912	143	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8	4	4	4	1	1	1	－	20	－	21
生目	生目の杜遊古館	72	72	－	250	－	－	－	－	5	8	1	58	6	32	－	－	26	1	1	1	－	－	150	－
生目	生目小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
生目	生目中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
生目	生目南中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
生目	生目の杜1号防災緑地	－	－	－	－	－	－	－	15,000	800	－	－	－	－	340	－	－	225	－	－	－	－	－	－	－
北	北地域センター	1,312	336	80	1,100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	－	20	－	－
北	瓜生野小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	12	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
北	西部農村改善センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	2	3	10	－	－	－	－	－	－	－
北	宮崎北中学校	500	768	200	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	6	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
北	倉岡小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	12	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
佐土原	佐土原総合支所	240	528	295	－	－	－	－	－	2	1	－	－	－	60	－	－	18	－	1	1	－	－	－	10
佐土原	佐土原体育館	1,607	2,904	408	1,934	－	－	－	－	25	7	1	58	4	44	5	5	30	1	－	－	－	12	135	－
佐土原	佐土原小学校	240	480	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
佐土原	広瀬小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1		－	150	－
佐土原	広瀬中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1		－	150	－
佐土原	佐土原中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
佐土原	広瀬西小学校	320	240	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
佐土原	久峰中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
佐土原	佐土原地区交流センター	860	192	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
佐土原	二ツ立津波避難タワー	288	192	30	50	－	42	－	－	2	1	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15	1
佐土原	広瀬地区交流センター	696	1,728	200	1,000	－	－	－	－	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6
田野	田野総合支所	2,740	4,320	554	1,686	－	－	－	－	25	8	1	58	6	80	1	1	30	1	1	1	－	20	150	2
田野	田野体育館	440	840	40	262	－	－	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
田野	田野小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
田野	田野中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
田野	七野小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
田野	田野西地区公民館	420	600	40	262	－	－	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
高岡	高岡総合支所								－						76										
高岡	高岡農村改善センター	320	456	48	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	2	2	7	1	1	1	－	20	150	－
高岡	高岡小学校	368	1,176	382	2,300	－	－	－	－	40	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
高岡	高岡中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
高岡	穆佐小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
高岡	「穆園館」	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
高岡	農業団地センター	300	240	200	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	8	1	4	5	1	1	1	－	－	150	30
高岡	旧去川小	300	120	110	－	－	－	－	－	6	－	－	－	－	4	－	1	1	－	－	－	－	－	－	12
高岡	高岡交流プラザ	1,456	1,128	50	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8	2	5	4	－	－	－	－	－	－	－
清武	清武総合支所	1,596	2,328	58	750	－	－	－	－	10	－	－	－	－	124	3	3	30	－	－	－	－	－	－	30
清武	加納地区交流センター	956	1,680	61	500	－	－	－	－	5	－	－	－	－	8	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－
清武	加納小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
清武	加納中学校	1,100	1,680	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	6	－	150	30
清武	清武総合福祉センター	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
清武	清武地区交流センター	680	720	59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8	－	－	8	－	－	－	－	－	－	－
清武	大久保小学校	1,568	648	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	6	－	150	30
清武	清武中学校	240	840	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	4	－	－	－	1	1	1	－	－	150	－
清武	清武小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	5	8	1	58	6	－	－	－	－	1	1	1	6	－	150	－
	合計	108,283	90,321	8,839	29,441	2,120	6,920	19,712	16,000	1,437	664	83	4,814	498	2,264	60	100	985	100	100	100	522	427	12,460	590
	目標値	108,000	86,000	16,445	9,778	2,142	5,539	15,840	※2	※1	※2	※1	※2	1,760	※3			8,331				752	6,201		

○乳児用ミルク：液体ミルク1,296本、粉ミルク42箱（20本入り）=840本を災害対策本部室に保管（目標値2,100）
○哺乳瓶：264本を市総合体育館備蓄倉庫及び大淀中学校に保管
○トイレットペーパー：12巻×50箱、24巻×7箱を市総合体育館備蓄倉庫に保管（目標値：1,584巻）
○マスク：278箱（50枚入）を市総合体育館備蓄倉庫に保管（目標値：29,334）
○ゴミ袋（透明45L：300枚、黒20L：200枚、黒45L：600枚）を市総合体育館備蓄倉庫に保管
○消毒液（500ml）：各支部・避難所にて保管（目標値：436本）
○非接触型体温計：各支部・避難所にて保管（目標値：218本）
※1：目標値1,760
※2：目標値141,064（回）
※3：目標値14,667

資料２

～宮崎市災害時受援計画（抜粋）～

第４章　物的支援の受入れ

１　基本的な考え方

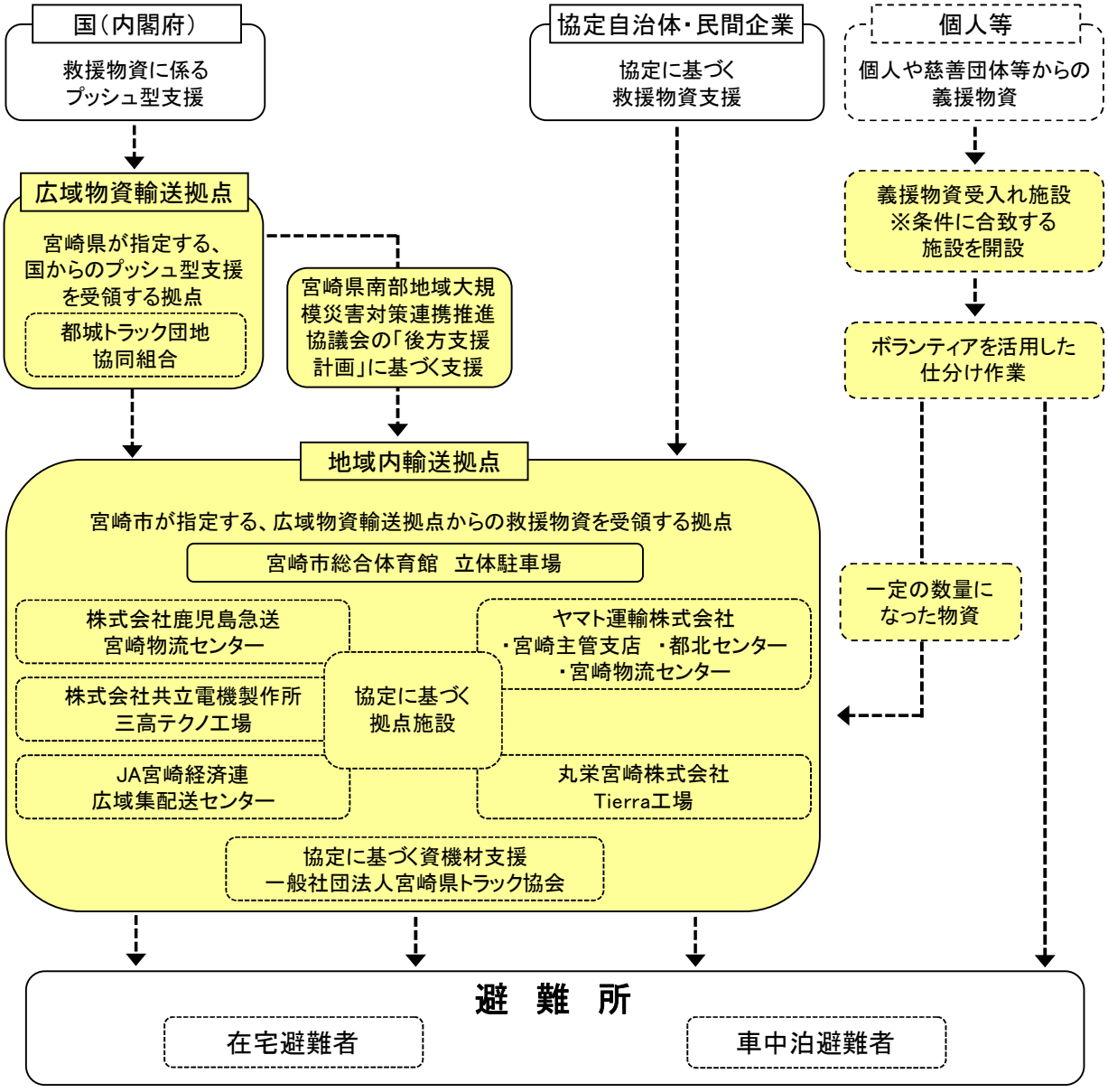
本市では、自助・共助により賄われる備蓄物資を補完する目的で一定量の食料等の備蓄を行うとともに、民間企業や他自治体と事前に物資の供給に関する協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えている。

また、大規模災害が発生すると、その直後から応援団体や個人など多様な主体からの物的支援を受入れることになる。

このことから、本計画では、災害発生時の物資の受入れを円滑に実施するために、調達した物資や支援物資の受入れに関する事項を定める。

２　物的支援の枠組み

支援物資の受入れ等に関する枠組みは次のとおりである。



05 仮設トイレ保有業者一覧

令和５年３月現在

会　社　名	住　　所	電話番号	所有数	常備数（※）	身障者用	備　考
㈱宮崎環境開発センター	日ノ出町 253	28-1911	105	80	2	男子　20 手洗　6
平和リース㈱	高千穂通 1-9-20	27-1717	200	50	4	関連５社で共同管理
太陽建機レンタル㈱ 宮崎支店	昭栄町 210	32-8000	293	0～293	0	市内３支店合計
太陽建機レンタル㈱ 宮崎西支店	浮田 2873	30-4002				
太陽建機レンタル㈱ 宮崎北支店	佐土原町下田島 7843-2	72-2001				
㈱キング	大字本郷南方 223-1	56-5352	150	0～150	0	

（※）常備数は時期やイベントにより異なる。

06 マンホールトイレシステム整備避難所一覧

令和５年３月現在

No.	地　区	整　備　避　難　所	設置基数（基）
１	中央東	宮崎東中学校	７
２	中央西	宮崎公立大学	１０
３	小　戸	小戸小学校	６
４	大　宮	大宮中学校	７
５	東大宮	東大宮小学校	５
６	橘	宮崎市総合体育館	５１
７	〃	宮崎中学校	６
８	〃	橘中学校	６
９	大　淀	大淀中学校	７
１０	大　塚	大塚中学校	６
１１	大塚台	宮崎西小学校	６
１２	生目台	生目台中学校	６
１３	小松台	小松台小学校	６
１４	赤　江	赤江小学校	５
１５	〃	恒久小学校	５
１６	〃	赤江東中学校	６
１７	〃	赤江中学校	５
１８	木　花	木花中学校	６
１９	住　吉	住吉中学校	７
２０	青　島	青島中学校	５
２１	生　目	生目中学校	７
２２	北	宮崎北中学校	７

No.	地　区	整　備　避　難　所	設置基数（基）
２３	佐土原	佐土原体育館	１３
２４	〃	広瀬中学校	7
２５	田　野	田野小学校	4
２６	〃	田野総合支所	2
２７	高　岡	高岡総合支所	6
２８	〃	高岡中学校	6
２９	清　武	加納小学校	5
３０	〃	清武総合支所	2
３１	〃	清武小学校	6
３２	〃	清武中学校	7
合計　３２　施設			２４０

※　マンホールトイレシステムは、公共下水道区域内において、災害用トイレや業者が保有する仮設トイレとは別に、避難所のトイレ機能確保のために整備されるもので、組立式トイレ及びトイレテントに加え、汚水を流すための管路や洗浄用水を確保するための井戸・貯留槽を併せて整備するものです。

※　収容人数の大きい避難所が対象（避難者 100 人につき 1 基）。

07 副食品の調達先

業態	事業所名	住　　所	電話	備考
百貨店	(株)橘百貨店	橘通西３丁目１０－３２	0985-24-4111	
	(株)サンリブ	福岡県北九州市若松区本町２丁目１７－１	093-752-3711	
	(株)宮崎山形屋	橘通東３丁目４－１２	0985-31-3355	
	イオン九州(株) イオン南宮崎店	大淀４丁目７－３０	0985-51-3166	
スーパー関係	イオン九州(株) イオン宮崎店	新別府町江口８６２－１	0985-60-8181	
	(株)山形屋ストア	生目台東４丁目６－１	0985-52-2520	
	(株)永野（うめこうじ）	佐土原町下田島７７３７	0985-30-1035	
	(株)ハツトリー	霧島３丁目５７－２	0985-24-1093	
	イオン九州(株) 宮崎事業部	大淀４丁目７－３０	0985-63-3411	
	ＮＰＯ法人 コメリ災害対策センター	新潟市南区清水４５０１－１	025-371-4185	
生協・農協	(株) エーコープみやざき	花ヶ島鴨の丸８２９－１	0985-31-2300	
	生活協同組合 コープみやざき	瀬頭２丁目１０－２６	0985-32-1234	
コンビニ	南九州ファミリーマート (株)宮崎営業所	昭和町３０－２	0985-31-5788	
その他	宮崎県製パン協同組合	佐土原町下田島９１９９番地	0985-48-3362	

08 施設及び器材等の整備状況

令和５年４月１日現在

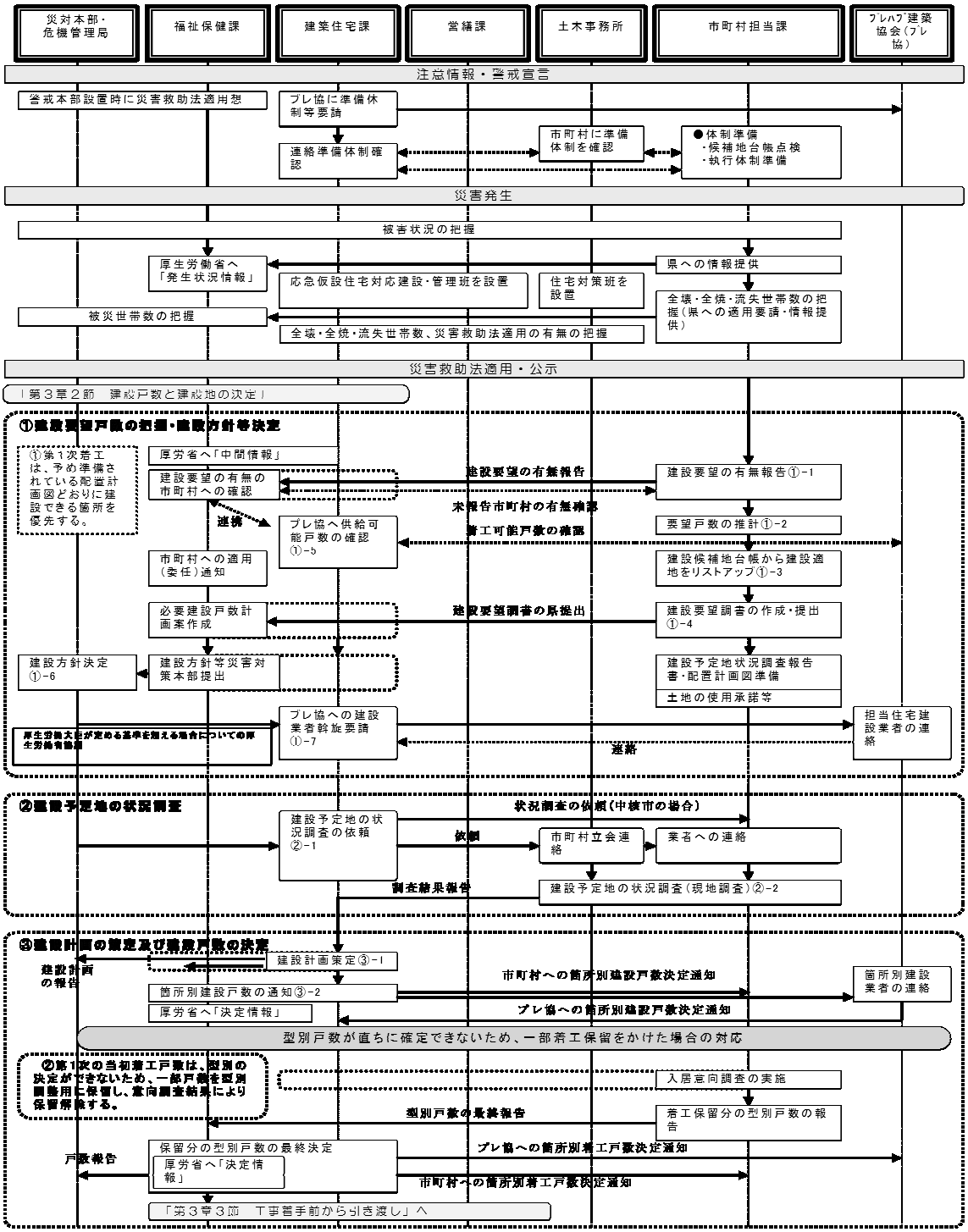
施設名	器材						燃料		１回分合計可能食数
	品名	数量	可能食数	品名	数量	可能食数	品名	常時保有量	
宮崎小	回転釜	4	800	炊飯器	6	300	都市ｶﾞｽ		1,100
小戸小	〃	5	1,000	〃	8	400	〃		1,400
大淀小	〃	6	1,200	〃	10	500	〃		1,700
大塚小	〃	6	1,200	〃	12	600	〃		1,800
江南小	〃	5	1,000	〃	10	500	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	10本(50kg)	1,500
生目台東小	〃	5	1,000	〃	8	400	都市ｶﾞｽ		1,400
宮崎西小	〃	5	1,000	〃	8	400	〃		1,400
大宮小	〃	5	1,000	〃	12	600	〃		1,600
東大宮小	〃	4	800	〃	10	500	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	10本(50kg)	1,300
池内小	〃	4	800	〃	8	400	都市ｶﾞｽ		1,200
宮崎東小	〃	4	800	〃	8	400	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	18本(50kg)	1,200
古城小	〃	3	190	〃	4	200	〃	12本(50kg)	390
江平小	〃	6	1,200	〃	12	600	都市ｶﾞｽ		1,800
西池小	〃	6	1,200	〃	12	600	〃		1,800
檍小	〃	5	1,000	〃	10	500	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	12本(50kg)	1,500
檍北小	〃	5	1,000	〃	10	500	〃	12本(50kg)	1,500
潮見小	〃	5	1,000	〃	12	600	都市ｶﾞｽ		1,600
宮崎港小	〃	5	1,000	〃	8	400	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	8本(50kg)	1,400
恒久小	〃	5	1,000	〃	8	400	都市ｶﾞｽ		1,400
赤江小	〃	6	1,200	〃	10	500	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	12本(50kg)	1,700
宮崎南小	〃	5	1,000	〃	8	400	〃	12本(50kg)	1,400
国富小	〃	5	1,000	〃	10	500	〃	12本(50kg)	1,500
本郷小	〃	5	1,000	〃	10	500	〃	12本(50kg)	1,500
瓜生野小	〃	3	600	〃	6	300	〃	12本(50kg)	900
倉岡小	〃	3	300	〃	4	200	〃	8本(50kg)	500
木花小	〃	4	800	〃	6	300	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ ※ﾊﾞﾙｸ供給	990kg	1,100
鏡洲小	〃	3	150	〃	2	100	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	10本(50kg)	250
青島小	〃	3	450	〃	2	100	〃	12本(50kg)	550
内海小	〃	2	120	〃	2	100	〃	8本(50kg)	220
住吉小	〃	5	1,000	〃	10	500	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	16本(50kg)	1,500
住吉南小	〃	5	1,000	〃	12	600	〃	16本(50kg)	1,600
生目小	〃	5	1,000	〃	10	500	〃	16本(50kg)	1,500
小松台小	〃	5	1,000	〃	8	400	都市ｶﾞｽ		1,400
学園木花台小	〃	5	1,000	〃	8	400	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ ※配管供給		1,400
生目台西小	〃	4	800	〃	6	300	都市ｶﾞｽ		1,100
大塚中	〃	6	1,200	〃	12	600	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	18本(50kg)	1,800

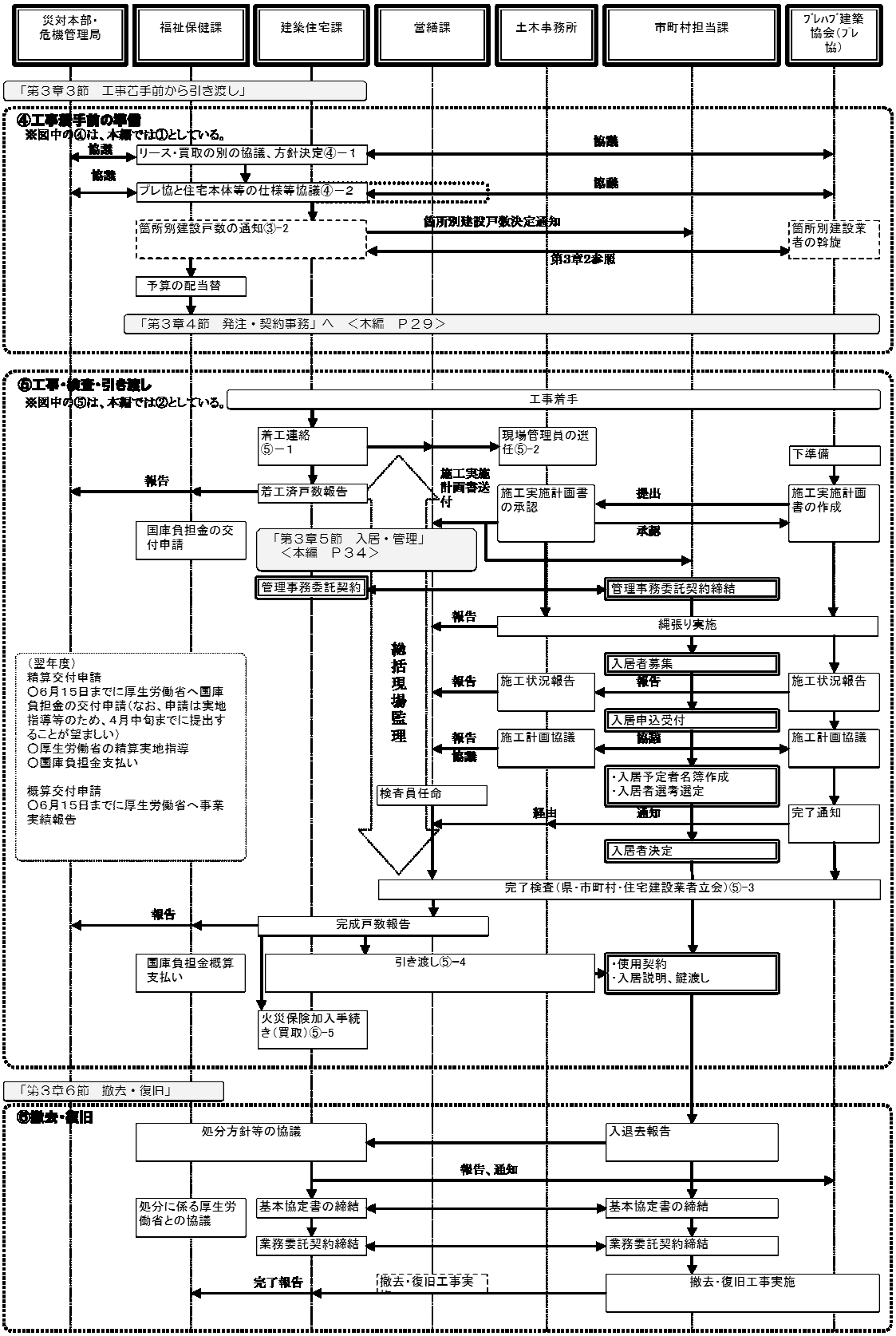
施設名	器材						燃料		1回分合計食数
	品名	数量	可能食数	品名	数量	可能人員	品名	常時保有量	
檜中	回転釜	5	1,000	炊飯器	12	600	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ ※ﾊﾞﾙｸ供給	980kg	1,600
本郷中	〃	5	1,000	〃	10	500	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	16本(50kg)	1,500
木花中	〃	5	1,000	〃	8	400	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ ※配管供給		1,400
青島中	〃	3	300	〃	4	200	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	14本(50kg)	500
宮崎北中	〃	3	500	〃	4	200	〃	12本(50kg)	700
住吉中	〃	5	1,000	〃	10	500	〃	8本(50kg)	1,500
生目中	〃	5	1,000	〃	10	500	〃	20本(50kg)	1,500
生目南中	〃	4	800	〃	10	500	〃	16本(50kg)	1,300
生目台中	〃	5	1,050	〃	8	400	都市ｶﾞｽ		1,450
中央 学校給食ｾﾝﾀｰ	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｹﾄﾙ ﾗｲｽﾎﾞｲﾗｰ 回転釜	3 2 2	3,000 800 400	炊飯釜	40	2,000	〃		6,200
佐土原 学校給食ｾﾝﾀｰ	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｹﾄﾙ ﾗｲｽﾎﾞｲﾗｰ 回転釜	3 2 4	3,000 1,000 1,250				ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ ※ﾊﾞﾙｸ供給	498kg	5,250
田野 学校給食ｾﾝﾀｰ	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｹﾄﾙ 回転釜	2 5	1,250 1,000				〃	6本(50kg)	2,250
高岡 学校給食ｾﾝﾀｰ	回転釜	8	1,600	炊飯器	10	600	〃	9本(50kg)	2,200
清武 学校給食ｾﾝﾀｰ	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｹﾄﾙ ﾗｲｽﾎﾞｲﾗｰ 回転釜	2 1 5	2,000 500 1,000	〃	40	2,000	〃	90本(50kg)	5,500
小戸保育所	回転釜	1	100	ｶﾞｽ釜 電気釜	1 1	70 10	都市ｶﾞｽ		130
青島保育所	ｺﾝﾍﾞｸｼｮﾝｵｰﾌﾞﾝ	1	30	ｶﾞｽ釜 電気炊飯器	1 1	40 10	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	6本(50kg) ※センターと合算	80
跡江保育所	ｺﾝﾍﾞｸｼｮﾝｵｰﾌﾞﾝ	1	30	ｶﾞｽ釜 電気炊飯器	1 1	80 5	〃	6本(50kg)	115
福島保育所	―	―	―	ｶﾞｽ釜 電気釜	1 1		ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	4本(50kg)	80
東高岡保育所	―	―	―	ｶﾞｽ炊飯器 電気釜	2 2	40 40	〃	2本(50kg)	80

※東高岡保育所は公設民営

01 応急仮設住宅に関する手順の早見表

手順の早見表




災対本部・危機管理局
福祉保健課
建築住宅課
営繕課
土木事務所
市町村担当課
ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築協会(プレ協)
「第３章３節　工事着手前から引き渡し」
④工事着手前の準備
※図中の④は、本編では①としている。
協議
リース・買取の別の協議、方針決定④－１
プレ協と住宅本体等の仕様等協議④－２
箇所別建設戸数の通知③-2
箇所別建設戸数決定通知
箇所別建設業者の斡旋
第3章2参照
予算の配当替
「第３章４節　発注・契約事務」へ　＜本編　Ｐ２９＞
⑤工事・検査・引き渡し
※図中の⑤は、本編では②としている。
工事着手
着工連絡⑤－１
現場管理員の選任⑤-2
下準備
報告
着工済戸数報告
施工実施計画書送付
施工実施計画書の承認
提出
承認
施工実施計画書の作成
国庫負担金の交付申請
「第３章５節　入居・管理」＜本編　Ｐ３４＞
管理事務委託契約
管理事務委託契約締結
報告
縄張り実施
総括現場監理
入居者募集
報告
施工状況報告
施工状況報告
入居申込受付
報告
協議
施工計画協議
施工計画協議
・入居予定者名簿作成
・入居者選考選定
検査員任命
経由
通知
完了通知
入居者決定
（翌年度）
精算交付申請
○6月15日までに厚生労働省へ国庫負担金の交付申請（なお、申請は実地指導等のため、4月中旬までに提出することが望ましい）
○厚生労働省の精算実地指導
○国庫負担金支払い
概算交付申請
○6月15日までに厚生労働省へ事業実績報告
完了検査（県・市町村・住宅建設業者立会）⑤-3
報告
完成戸数報告
国庫負担金概算支払い
引き渡し⑤-4
・使用契約
・入居説明、鍵渡し
火災保険加入手続き（買取）⑤-5
「第３章６節　撤去・復旧」
⑥撤去・復旧
処分方針等の協議
入退去報告
報告、通知
処分に係る厚生労働省との協議
基本協定書の締結
基本協定書の締結
業務委託契約締結
業務委託契約締結
完了報告
撤去・復旧工事実施
撤去・復旧工事実施

６．様式

01 職員動員記録簿

Ｉ－１　職員動員記録簿（市様式）

職 員 動 員 記 録 簿

災害名		出動日		配備先部課		報告者氏名		NO	

所属課名	職　名	氏　　名	出　動　日　時	出　動　場　所	作　業　内　容

決裁	課　長	課長補佐	係　長	担　当

（注１）１日につき１枚作成すること。
（注２）作業内容は具体的に記入すること。
（注３）時刻表示は24時制とすること。
（注４）各課にて決裁後、危機管理課へ送付してください。

02 情報連絡票

情報連絡票

○参集後に各自で記入後、各部でまとめて本部に提出してください。

①報告者氏名 部班名		氏名 対策部　対策班
②災害覚知日時		年　月　日（　）　時　分頃
③災害覚知場所		□自　宅 □勤務場所 □外出先
④参集日時 所要時間		年　月　日（　）　時　分　出発 年　月　日（　）　時　分　到着 所要時間＝　時間　分
⑤参集場所		
⑥参集方法		□徒歩　□自転車　□バイク（　cc）　□その他（　）
⑦参集時までに確認できた情報	自宅の状況	□異常なし　□一部損壊（　） □半壊（　）　□全壊
	ライフライン等	□異常なし　□一部不通（何が？　） □不通（□電気　□ガス　□水道　□下水道　□電話　□その他）
	自宅周辺の状況	□異常なし　□付近で火災発生（　件）　□全半壊等（　件）
	家族の状況	□異常なし　□避難済（避難場所　） □負傷者あり（だれが？　） ※ありの場合（□入院せず　□入院した【□軽症□中等症□重症】　）
	橋梁等	□異常なし　□一部通行不能（　）　□落橋（　） ※橋梁名等（　）
	河川等	□異常なし　□増水（　）　□氾濫（　） ※河川名等（　）
	参集経路の状況	□異常なし　□一部通行不能（　付近） □通行不能（　付近） □車両渋滞（　から　） □信号機作動不能　□その他事故等（　□十字路　□交差点）
	鉄道関係	□平常運行中　□運行停止中　□踏切遮断状態　□線路変形状態 （　線　付近）
⑧活動状況 ※参集途中に消火活動や救助活動に従事した場合、活動場所や活動内容について記入してください。		□消火活動＝　件（場所：　） （内容：　）
		□救助活動＝　件（場所：　） （内容：　）
		□応急救護活動＝　件（場所：　） （内容：　）
		□避難誘導＝　件（場所：　） （内容：　）

01 被害発生状況等連絡票

被害発生状況連絡票			
受付日時	月　日 午前 午後　時　分	被災者又は通報者	住所　電話 氏名
被害発生場所			
被害状況			
記録者	部　班 氏名	送付先 送付日時	月　日　午前・午後　時　分 部　班
関係部処置記録			
本部解散後の対応			

02 現地調査票

現　地　調　査　票	
調査担当者氏名	部　班　氏名
調査日時	年　月　日　午前・午後　時　分
被害発生場所	宮崎市
災害の種類	
被害の状況	
必要な応急対策	内容・必要資機材
図面添付	

03 被害箇所一覧表

No.

番号	通報時刻	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	
	月 日 時 分			班	班	

04 被害報告様式 一覧

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次の災害救助法に定めるところによる。

1. 被害報告様式　第１号様式（火災）
2. 被害報告様式　第２号様式（特定の事故）
3. 被害報告様式　第３号様式（救急・救助事故）
4. 被害報告様式　第４号様式（その１－災害概況即報、別紙－避難勧告等の発令状況）
5. 被害報告様式　第４号様式（その２－被害状況即報）

05 被害報告様式 第1号様式(火災)/災害救助法

第１号様式 （火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

06 被害報告様式 第2号様式(特定の事故)/災害救助法

第２号様式 （特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他(　　)		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他(　　)	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他(　　)		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽症	人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		事業所 共同防災組織	人	
		事業所 その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

07 被害報告様式 第3号様式(救急･救助事故)/災害救助法

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

事故災害種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防･救急･救助 活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

08 被害報告様式 第4号様式(その1-災害概況即報)/災害救助法

第４号様式 （その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
									半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

08 被害報告様式 第4号様式(別紙-避難勧告等の発令状況)/災害救助法

第４号様式（その１）　別紙

（避難勧告等の発令状況）

都道府県名　　（　　）

市町村名	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

09 被害報告様式 第4号様式(その2-被害状況即報)/災害救助法

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等の対策本部状況		
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設	千円			都道府県	
				冠水 ha		農林水産業施設	千円				
			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設	千円			市町村	
				冠水 ha		その他の公共施設	千円				
報告者名			文教施設	箇所		小計	千円				
			病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体				
			道路	箇所		その他	農業被害	千円			
			橋りょう	箇所			林業被害	千円			
			河川	箇所			畜産被害	千円			
			港湾	箇所			水産被害	千円			
			砂防	箇所			商工被害	千円			
			清掃施設	箇所							
			崖くずれ	箇所							
			鉄道不通	箇所			その他	千円			
			被害船舶	隻		被害総額	千円				
			水道	戸		災害の概況					
			電話	回線		応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
			電気	戸							
			ガス	戸							
			ブロック塀等	箇所							
							自衛隊の災害派遣		その他		
		り災世帯数		世帯							
		り災者数		人							
		火災発生	建物	件							
			危険物	件							
			その他	件							

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

災害救助法	適用市町村名	計　団体
119番通報件数		件

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

10 地震被害概況報告書

地　震　被　害　概　況　報　告　書

留意事項
1　緊急報告事項は、発見次第報告すること。
2　建物被害は、概況にとどめることとし詳細な報告の必要はない。

1　調査区番号	2　調査員氏名
3　町名・番地（調査範囲）	

＜緊急報告事項＞

人的被害	4　家屋倒壊等による生き埋め並びに対応機関の有・無 5　負傷者の有・無 6　避難住民の有・無、並びに動向 7　避難経路の有・無
火災	8　火災発生の有・無、並びに消火活動の有・無 9　延焼の恐れ、その他の状況

＜応急的報告事項＞

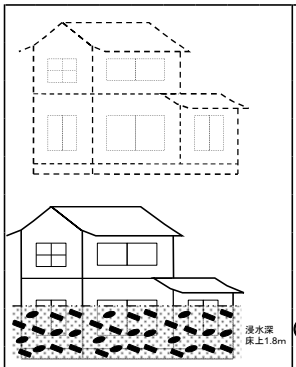
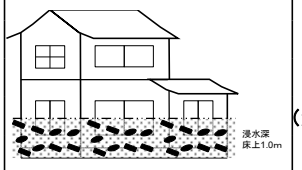
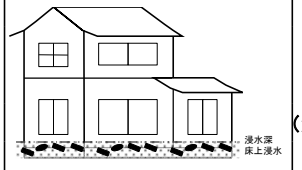
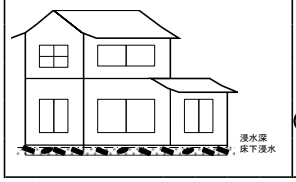
避難所・建物等の被害	10　避難所（公園、学校等）の状況 11　建物の被害状況 12　ライフラインの被害状況 13　道路、鉄道施設の被害状況

11 住家被害認定調査票(水害木造・プレハブ第1次)【抜粋】

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ第1次A(外力による一定以上の損傷あり)	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	平成　年　月　日		
1	調査時	:　～　:		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			

2	住　家	□住家である(居住のために使用されている)	
4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流失 □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没	いずれかに該当 → □判定へ(全壊)
5	構　造	□木造・プレハブである	該当しない項目がある → 本調査票以外の適切な調査票を利用
6	階　高	□住家が戸建ての1～2階建てである	
7	外　力	□住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷がある	「5」～「7」すべてに該当 → 本調査票以外の適切な調査票を利用

8 浸水深

	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	□
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	□
	床上1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	□
	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%未満	半壊に至らない	□

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		□ 半壊に至らない	□ 半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

12 住家被害認定調査票(地震木造・プレハブ第1次A)【抜粋】

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次A	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	平成　年　月　日			
1 調査時	:　～　:			
調査員				
所在地				
世帯主				
2 住家	□住家である(居住のために使用されている)			

4 応急危険度判定	危険 / 要注意 / 調査済 / 不明	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記

5 外観		
	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流出又はずり落ち □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ 基礎直下の地盤が流出・陥没 □地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当 → □判定へ(全壊)

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	
	水平距離(cm)						6cm以上(下げ振り120cmの場合) → □判定へ(全壊)

7 躯体		
	□基礎の損傷率が75%以上である (損傷長／全長×100)	損傷率75%以上 → □判定へ(全壊)

8 基礎	損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%
	損害割合	0	1	2	4	6	7

9 壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8
	程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19
	程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38
	程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56
	程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75

10 屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15

【損害割合算出表】 (注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

	8基礎	＋9壁	＋ 10屋根	＝ 計あ
傾斜無				

	6傾斜	＋ 10屋根	＝ 計い
傾斜有	1 5		

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		□ 半壊に至らない	□ 半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

13 住家被害認定調査票(風害木造・プレハブその1)【抜粋】

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ－1	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	平成　年　月　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住家	□住家である(居住のために使用されている)		

4	外観	□住家全部が倒壊　又は　住家の一部の階が全部倒壊					該当 →	□判定へ(全壊)
5	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合) →	□判定へ(全壊)
		水平距離(cm)						
6	屋根等	□屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない						該当 →	□判定へ(半壊に至らない)
7	躯体	□基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上である						損傷率75%以上 →	□判定へ(全壊)

		損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%	
8	基礎	損害割合	0	1	2	4	6	7	「9」以降へ →

【損害割合算出表】

(注)d･g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階	c 階別部位別損害割合 その他階	d 部位別損害割合	e 階別重み付け 主要階	f 階別重み付け その他階	g 重み付き損害割合	h (□傾斜が2cm以上)傾斜を考慮した損害割合
			B※	C※	b＋c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→ a)	あ>い→d あ≦い→g
11	外壁	10							
12	内壁	10							
13	床(階段含)	10							
8	基礎	10	「8.基礎」の損害割合 →						
14	柱(又は耐力壁)	15			11%以上で全壊				
15	屋根	15							
16	天井	5							
17	建具	15							
18	設備	10							
	計				あ	「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い	15% う

※ B及びCは、調査票「その2」のB及びCの値とする。

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		□ 半壊に至らない	□ 半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

14 被害調査報告【抜粋】

令和　年　月　日　現在

被害調査報告

番号	地区名	住家の被害					世帯人員			世帯構成										学童数			備考
		全壊（焼）流失	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊	男	女	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上	小学校	中学校	高等学校	
							人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1	中央東																						
2	中央西																						
3	小戸																						
4	大宮																						
5	東大宮																						
6	大淀																						
7	大塚																						
8	櫨																						
9	大塚台																						
10	生目台																						
11	小松台																						
12	赤江(本郷)																						
13	木花																						
14	青島																						
15	住吉																						
16	生目																						
17	北																						
18	佐土原																						
19	田野																						
20	高岡																						
21	清武																						

01 知事への自衛隊災害派遣要請依頼様式

文 書 番 号
宮 崎 県 知 事　殿　　年　月　日

宮 崎 市 長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第８３条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　その他参考となるべき事項

なお、市長は、通信の途絶等により、知事に対し派遣の要請ができない場合には、直接自衛隊に対し、災害の状況を通知するものとする。この場合、市長は、事後すみやかに知事に通知するものとする。

通　知　先	陸上自衛隊第 43 普通科連隊長	電話	0986-23-3944
	航空自衛隊新田原基地司令	電話	0983-35-1121

（1）急患搬送依頼

緊急を要する患者の搬送のために、自衛隊にヘリコプターを依頼する場合においても、依頼後すみやかに県に文書を提出する。

（2）海難事故に対する派遣要請

海難事故が発生した場合は、海上保安部と連絡をとって、自衛隊の派遣を要請する。

文 書 番 号
宮 崎 県 知 事　殿　　年　月　日

宮 崎 市 長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。

記

1　撤収開始日時
2　撤収の理由等

01 避難者受付簿

No

【避難者受付簿】

地 域 名：　　避難所名：

開設日時：　　閉鎖日時：

配備職員名：

	入所時間	退所時間	代表に○	(ふりがな) 氏　　名	住所	年齢	性別	特記事項
1	:	:					男・女	
2	:	:					男・女	
3	:	:					男・女	
4	:	:					男・女	
5	:	:					男・女	
6	:	:					男・女	
7	:	:					男・女	
8	:	:					男・女	
9	:	:					男・女	
10	:	:					男・女	
11	:	:					男・女	
12	:	:					男・女	
13	:	:					男・女	
14	:	:					男・女	
15	:	:					男・女	
16	:	:					男・女	
17	:	:					男・女	
18	:	:					男・女	
19	:	:					男・女	
20	:	:					男・女	

※この情報は、災害業務以外には使用しません。

02 避難者カード

避 難 者 カ ー ド

避難所名				
避難区分	避難者 ／ 在宅被災者	入所日		退所日	
避難形態	避難所 ／ テント ／ 車両（ナンバー　　） ／ その他（　　）				
被害状況	全壊 ／ 半壊 ／ 一部損壊（床上床下浸水　断水　停電　ガス停止　電話不通） ／ なし				
特記事項	※病気や怪我、障がいでの注意点、衣料品や粉ミルク、常備薬等の必要物資、その他特別な要望があれば記入して下さい。				
記入者名		所属自治会			
住　所	〒				
メール		親族連絡先			

【避難者情報】　※該当項目を○で囲むかチェックを入れてください。ご家族が多い場合には、用紙を複数枚使用してください。

	ふりがな 氏　　名 携帯電話	年齢	性別	病気・怪我	妊産婦	乳幼児	障がい者 身体	障がい者 療育	障がい者 精神	要介護	医療機器	アレルギー	要避支難援行者動
世帯代表者			男・女										
				食糧・物資	必要（　　）／不要								
				安否確認	公開 ／ 非公開						行方不明		
				情報公開	公共 ／ 支援団体 ／ メディア ／ すべて								
ご家族 同居人 ペット			男・女										
				食糧・物資	必要（　　）／不要								
				安否確認	公開 ／ 非公開						行方不明		
				情報公開	公共 ／ 支援団体 ／ メディア ／ すべて								
			男・女										
				食糧・物資	必要（　　）／不要								
				安否確認	公開 ／ 非公開						行方不明		
				情報公開	公共 ／ 支援団体 ／ メディア ／ すべて								
			男・女										
				食糧・物資	必要（　　）／不要								
				安否確認	公開 ／ 非公開						行方不明		
				情報公開	公共 ／ 支援団体 ／ メディア ／ すべて								
			男・女										
				食糧・物資	必要（　　）／不要								
				安否確認	公開 ／ 非公開						行方不明		
				情報公開	公共 ／ 支援団体 ／ メディア ／ すべて								

【転出先情報】

住所	〒	連絡先	

※避難所への入所時に記入して下さい。避難所での生活支援に必要ですので、必ず提出をお願いします。

※提出された情報は、災害対策本部及び避難所運営に最低限必要な範囲で共有します。また、被災者台帳に利用します。

03 避難者名簿

地 域 名：　　避難所名：
開設日時：　　閉鎖日時：
配備職員名：

	入所・退所区分	入・退所日	入/退時間	代表に〇	氏名	ふりがな	住所	年齢	性別	連絡先電話番号	情報公開への同意（〇・×）	特記事項
1		／	：						男・女			
2		／	：						男・女			
3		／	：						男・女			
4		／	：						男・女			
5		／	：						男・女			
6		／	：						男・女			
7		／	：						男・女			
8		／	：						男・女			
9		／	：						男・女			
10		／	：						男・女			
11		／	：						男・女			
12		／	：						男・女			
13		／	：						男・女			
14		／	：						男・女			
15		／	：						男・女			
16		／	：						男・女			
17		／	：						男・女			
18		／	：						男・女			
19		／	：						男・女			
20		／	：						男・女			

04 物品受払簿

避難所名No.

月　日	受付時刻	受付物品の細目	個数	避難者への配分内容	備考	担当者
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						

05 避難所状況把握書

避難所状況把握書

<table>
<tr><td>年</td><td colspan="2">月　日　時　分現在</td><td>受信時刻</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>避難所名</td><td colspan="2"></td><td>発信者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受信機関</td><td colspan="2"></td><td>受信者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">◎避難者数</td><td>男（　　）名</td><td>女（　　）名</td><td colspan="2">計（　　）名</td></tr>
<tr><td colspan="6">（内訳）
<table>
<tr><td></td><td>男</td><td>女</td><td></td><td>男</td><td>女</td></tr>
<tr><td>乳児</td><td>（　　）名</td><td>（　　）名</td><td>幼児</td><td>（　　）名</td><td>（　　）名</td></tr>
<tr><td>小・中学生</td><td>（　　）名</td><td>（　　）名</td><td>高校・大学生</td><td>（　　）名</td><td>（　　）名</td></tr>
<tr><td>成人</td><td>（　　）名</td><td>（　　）名</td><td>６５歳以上</td><td>（　　）名</td><td>（　　）名</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="6">◎負傷者数緊急治療及び介護を要する者（　　）名
（状態）</td></tr>
<tr><td colspan="6">◎必要とする食糧・備品等
食糧・飲料水（　　）人分粉ミルク（　　）kg
毛　　布（　　）枚
その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="6">◎施設の状況
電気（正　常・停電中）電話（正　常・故障中）
上下水道（正　常・断水中）ガス（正　常・故障中）</td></tr>
<tr><td colspan="6">（その他）</td></tr>
</table>

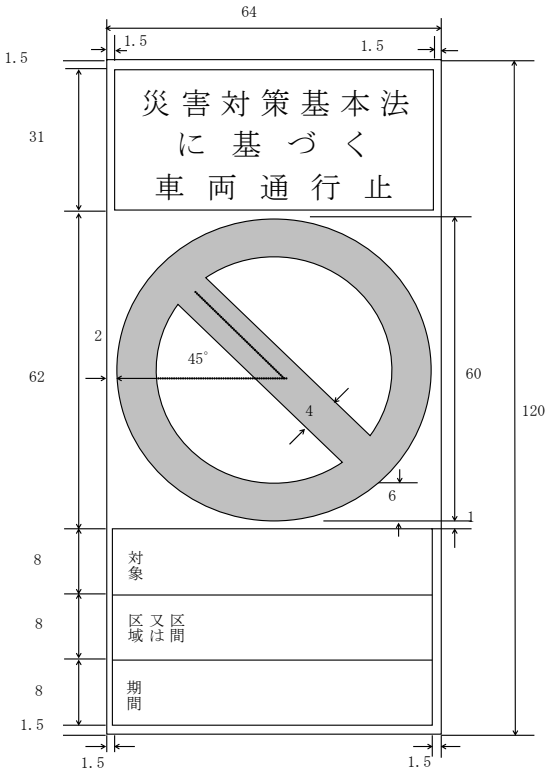
01 救護所開設状況報告

救護所開設状況報告

年	月 日 時 分現在				受付日時	月 日 時 分		
発 信 班	部 班				発 信 者			
受 付 班	本部 班				受 付 者			
救 護 所								
従 事 者 数				軽 症	中等症	重 症	計	要 搬 送 者
医 師	看護師	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
開設状況								
処理状況								
必要物資等								

01 緊急通行車両の証明書等(様式1～4)

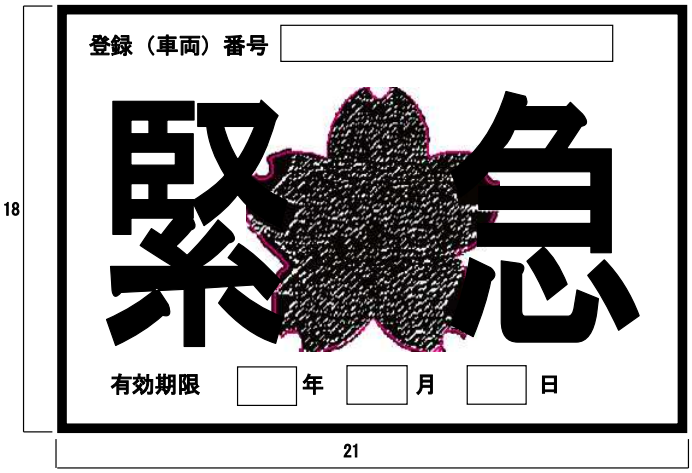
様式１（標示）



備考

1　色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2　緑線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4　道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、または図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

様式２（標章）



備考

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する　部分を白色、地を銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式３（証明書）

第　　号

年　月　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

宮崎県公安委員会　　㊞

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　）　局　　番	
	氏　名		
通　行　日　時			
通　行　経　過	出　発　地	目　的　地	
備　考			

（注）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

様式４（確認申請書）

地震防災
災　害　応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

申請者住所
（電話）
氏名　　㊞

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　）　局　　番	
	氏　名		
通　行　日　時			
通　行　経　過	出　発　地	目　的　地	
備　考			

（注）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

様式第 18 号（第 20 条、第 21 条関係）

第　　号

緊　急　自　動　車　指　定　証
道路維持作業用自動車　届出確認証

年　　月　　日

宮崎県公安委員会

1　用　　途	
2　自動車を使用する者の住所及び氏名	
3　自動車の種類車名及び型式	
4　車台番号又は自動車登録（車両）番号	
5　自動車の使用の本拠の位置及び名称	

（宮崎県道路交通法施行細則）
（緊急自動車等の指定）

01 要捜索者名簿

要捜索者名簿　No.＿＿＿＿

整理番号	届出月日	要捜索者							届出者			備考
		住所	氏名	年齢	性別	身長(cm)	体重(kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名	行方不明者との関係(連絡先)	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

02 遺留品処理票

遺留品処理票

<table>
<tr><td rowspan="2">整理番号</td><td rowspan="2">第　　号</td><td>取扱日時　　年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>取 扱 者　　収容所・保管所　氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被保管者
住所・氏名</td><td rowspan="2">住 所
氏 名</td><td colspan="2">遺　留　品</td></tr>
<tr><td>品　名</td><td>数 量</td></tr>
<tr><td>送付先</td><td>保管所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>送付月日</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>保管替先</td><td>保管所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>保管替日</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>引渡月日</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受取人の
住所・氏名</td><td>住 所
氏名　　印</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>立会人の
住所・氏名</td><td>住 所
氏 名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">摘　要</td></tr>
</table>

01 り災証明交付申請書及びり災証明書

様式第１号（第３条関係）

り災証明交付申請書

（申請日）令和　　年　　月　　日

宮崎市長　殿

申請者 （窓口に来られた方）	住　所	
	氏　名	連絡先
	り災者との関係　☐ 本人　☐ 同一世帯者（続柄　　） ☐ その他（　　）※要委任状	
り 災 者 （証明を必要とする方）	住　所	
	氏　名	
り災建物の所 在 地	☐ 申請者住所と同じ（記載の必要はありません。） ☐ 下記のとおり 宮崎市	
り災物件		
り災日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時	
り災原因		
り災証明書の使　途		
備　　考		

１）り災状況がわかる写真等を添付してください。

２）☐にレ印を記入してください。

３）申請者がり災者の代理人の場合は、委任状の提出をお願いします。

※本人確認　　※必要枚数　　※整理番号

☐ 運転免許証　☐ 保険証

☐ マイナンバーカード

☐ その他（　　）　　枚

※印欄は記入しないでください

様式第３号（第４条関係）

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏　名	続　柄	生年月日

罹災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

宮崎市長

02 災害義援金品の受領書

災害義援金品の受領書　（２枚複写）

＊

部　長	課　長	係　長	取扱者

受　　領　　書

１　金　額　　￥

２　品　名

ただし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記のもの、確かに受領いたしました。

年　　月　　日

殿

宮崎市長　　印

備考

＊

住　所	電話　　－

＊印は、控えの用紙のみに記入する。

宮 崎 市 地 域 防 災 計 画

【資料編】

（令和５年６月）

発　行　宮 崎 市 防 災 会 議
事務局　宮崎市危機管理部危機管理課
宮崎市橘通西１丁目１番１号
電　話　(0985)21-1730
ＦＡＸ　(0985)25-2145